大正二年九月二十三日印刷
大正二年九月二十六日發行

素行子山鹿
甚五左衛門

定價金參圓

著作者　伯爵　松浦厚

著作權所有

發行兼印刷者　金港堂書籍株式會社
東京市日本橋區本町三丁目十七番地

發行所
東京市日本橋區
本町三丁目
振替貯金口座
東京八八一五番
金港堂書籍株式會社

以て本書の誤謬を指摘し、且夫れ斷簡零墨、事の素行子に關するものあらば、一に其の德を輝すの意味に於て、必ず高教を惜まざらむことを。

大正二歳次癸丑秋八月吉旦

松浦伯爵文庫樂歳堂主事

佐藤獨嘯謹識

納せりといへり。(日記)斯記存するや如何。

十現に行はるゝ聖教要錄の序の外に、尙異りたる序の附せられたるを讀みし人はなきか。

十一素行子と銘を打てる著述中、僞著少からざらんと云へり。若し先輩にして其の僞著たるを指摘せし人はあらざるか。

十二素行子の法號は、素行子生前に、自撰せるならんと傳へらる。是れ據りどころあるべきことにや。

要するに本書の闕點、豈、十二條にして止むべけんや。粗漏。杜撰。重複。蛇足。卷成るに當りてや、轉、汗顏の至りに堪へざるなり。

但、樂歲堂文庫の書籍は、書架未だ整頓せられず、其の大半は平戶の書庫に藏せらるゝを以て、或は闕けたるを、平戶の書庫に見出し得べけんかを豫期し、幸に閑を得ば、必ず補遺一卷を編み、以て訂正補缺の責に任ぜんことを誓ふ。冀くば江湖の先醒、叱政鞭撻

たるか。而も素行子が北條安房守筆者にて、尾畑勘兵衞より得たる、兵法印免狀の、其の副狀の筆者は、光宥法印なりしにあらずや。
五素行子、淺野長直に聘せられて赤穗に行きしは、專ら赤穗城繩張變更のためなりしが如し。其の繩張變更の個所を首め、素行子が赤穗滯在に關する、記錄の殆ど絕無なるは遺憾なり。
六、素行子は、素行なる號を、朱之瑜舜水に得たりと傳へらる。知らず何れの年、何れの日、何れの場所に於て、素行子は朱舜水に會見せしにや。
七素行子謫せらるゝの日、門弟等相謀り、東海道の某驛に擁し、素行子を奪ひ返さんと企てけると。是れ俗傳か、將據りどころあるべきことか。
八素行子と津輕家との關係は、云ふまでもなく、尋常一樣の觀にあらざりしなり。僅に外崎覺氏の著に就て、其の一隅を知ることを得しも、尙、三端を叩かば、鬱積山の如きものあらん。知らず素行子の猶子政實は、晚年に於て驕奢の故を以て退けられたりと云へり。將、末路は如何。
九素行子は、淺野長直の行狀記を自撰し、歸東の前日華嶽寺(赤穗)に詣して、之を奉

ては多々益々辨ずる素行子、亦他を語りて此を話せず。遺憾ならずとせんや。

二　素行子幼にして祖心尼に濟松寺に養育せらると。何を以てか爾か云ふ。予未だ之を究めず、而も祖心尼の研究は、入るに隨て、迷宮愈深かるべく、終に祖心尼研究せられずんば、恐らくは素行子の半生涯是れ究め難かるべきか。蓋し祖心尼は將軍家光の大奥にありて、一時は大奥の女中に彈劾せられ、彼れは切支丹の法を傳播するなりとの嫌疑をすら蒙りたる人なりしなり。祖心尼の研究にして完璧を得んか、素行子の半生涯得て聞くべき也。

三　素行子は、當時の難問題たりし、切支丹の處置に就て、(僅かに謫居童問に、少しく言ふ)何等言ふところなきが如し、余が寡聞の故か。蓋し、切支丹問題の解決を、素行子に聞くを得ざるは遺憾なり。

四　素行子は十七歳の冬、高野山の光宥法印より神道を傳授し、神代の卷は申すに及ばず、神道の秘傳殘らず傳授すと云へり。日記には斯間別火にて神代上下卷を傳授すと見ゆ。後の中朝事實も、其の論據の萠芽は、溯つて之を光宥法印にも求めざるべからず。借問す、光宥法印は、如何なる人にして、如何なる神道を傳へ

として呆然自失の境に、筆を投ぜんと擬せしことすら、是れありき。

伯鸞洲閣下は、極めて精力主義の人にして、事に當るや綿密周到、史傳の材料精に非ざれば取らざるも、亦粗と雖も之を捨てしめず、伯自ら毫を朱にして、彼の一句を點し、此の一語を檢す。時として叱咤一番、恰も汗馬に鞭つの概ありき。此の如くにして春秋一閱、今や、將に裝釘せられて、紙價を江湖に問はれんとするなり。是に於てか、予は本書の闕點十二條を告白し、一は以て後學の參考に資し、一は以て大方君子の高教を仰がんとす。

一素行子の父六右衞門は、事に因て同輩を殺し、走て奥の會津に浪人せりとなり。或は家老を殺ししと云ひ、或は同輩を害すと云ひ、義のためにすと云ひ、妻女のためにすと云ふ。世間區々の傳說、取るに足らずとせば、何故の殺人ぞ。筆を執り

公開狀の中に

夫罪ㇾ我者、罪二周公孔子之道一也。我可ㇾ罪、而道不ㇾ可ㇾ罪。罪二聖人之道一者、時世之誤也。古今天下之公論不ㇾ可ㇾ遁。凡知ㇾ道之輩、必逢二天災一。其先蹤尤多。乾坤倒覆。日月失ㇾ光。只怨ㇾ生二今世一、而殘二時世之誤於末代一。是臣之罪也。

と曰へり、素行子の意氣、眞に天を衝き、人を動すの概あるを見る。惟ふに素行子をして、此の壯語を爲さしむるに至れる、是れ蓋し時代の要求にして、所謂る時代の絶叫か。若し夫れ、何れの世如何なる時に於ても、時代は時代の絶叫を要求するとせば、素行子も亦時代の產物たらざるを得んや。然り、予は先づ素行子の實傳を語るべく、其の時代を知らんことに勉めたり。然りと雖も、事屢、心と違ひ、自ら其の時代を知ることの如何にも困難なるに驚き、時

跋

本書稿成る。回顧すれば去じ、乃木將軍自刃の日、我が舊藩主伯爵松浦厚閣下、深く將軍の山鹿素行子に私淑して、先に斯會を首唱し、且、伯をして、推して會長たらしめ、爾來斯會のために、勉めて盡瘁せられたる、今其の往事を追懷し、一は以て當年を記念し、一は以て家祖天祥公以來の緣由を明かにせんがために、素行子の實傳を編纂すべく、特に予に委するに、其の材料蒐集の事を以てせらる。今にして之を思へば、其の時に於て辭す可かりしなり。

予曾て配所殘筆を讀み、謂らく、素行子聖教要錄を公刊して、偶、奇禍を買ひ、當年の奉行北條安房守の招喚狀に接し、將に其の罪を問はれんとするに當つて、一書を懷中せしと云へる、所謂る其の

山鹿次郎作立男作藏

一　梅蘂善童女　天保四癸巳二月十三日

蓓芳善童子　文政二己卯年六月十八日

幻容了參禪童女　天保五甲午十二月二十日

眞觀幻影童子　文久二壬戌八月十一日

山鹿友藏女

俗名三保

二　青松院橘山春紅居士　天保十四卯年閏九月廿一日

永壽院松屋妙昌大姉　壽永三庚戌年十二月晦日

弘化二己巳年

三　妙照院夏參淨榮大姉

五月十二日

六　篤性院恭溫良信居士

文化十三丙午年九月十四日

俗名

山鹿甫介義質

七　俊苗禪童子

慶應三丁卯年四月四日

宏玄童子

安政二乙卯年三月二十三日

幻華孩女

元治元甲子年六月二十三日

山鹿家墓碑併列略圖其四

後

三
二
一

前

南
西　東
北

二　春宗院殿泰窓貞安大姉

藤山鹿義昌妻

寛文十三癸巳歳正月九日

三　安窓秀長童女　（或は他家の墓？）

寛文十三年五月十日

四　天眞院殿自性湛然居士

元祿十五壬子年十月日二十有蓂

俗名山鹿平馬義行

孝子山鹿杢貞行

五　淨光院月心自淸居士

秋光院淸雲凉月大姉

安政四丁巳年九月九日山鹿素道義達墓

嘉永四辛亥年七月二十日山鹿素道妻墓

山鹿家墓碑併列略圖　其三

前　七　後

前

六	五
	四
	三
	二
	一

前　後

南　西　東　北

寛政十戊午年三月十八日

一　廓了院不源得翁居士
　　了心院本室壽林大姉
　　　享和二壬戌年八月晦日

俗名山鹿罍叟義肥

〇〇〇翁自陳衰憊、請留邸中。侯固勉從行。在封一歲、有病漸困。侯給醫〇。〇〇〇〇〇、遂不起。至〇〇三日不〇憂〇之言、以文化七年八月五日〇〇弘前。壽六十六。翁資性剛直、〇以直言。然侯知其節概、輙見優容。其治軍〇〇〇於忠誠、愛養士民、常同其〇。其死之日、闔藩莫不歔欷哀惜矣。翁藩〇山氏、有子六人。長子某、有故而廢。二子高厚、以工劍法、出就近習小姓〇。長女適世子傅松野直純。二女適伊豫吉田侯家臣水谷某。其他一男一女夭折。長孫高補、夙〇繼業。某月某日、葬翁于弘前隣松寺後山。復立石於江都牛込宗參寺先塋之側。高補嘗從余受學。因請余銘其墓。銘曰、

凜乎其質。　外和內廉。　世傳家學。　枕席韜鈐。
〇翊謀誠。　出治戎旅。　恩信威斷。　各得其所。
確〇直言。　始終一節。　明〇在止。　褒顯其烈。
維時丈人。　國之駿亡。　偉矣其功。　垂〇四邦。

文化八年正月　　行山成島勝雄撰

山鹿翁墓碣銘

○諱高美、字子善、其先出于藤原秀鄕。秀鄕苗裔秀遠、爲筑前州山鹿城主。因○○○○○○○。五世祖高祐、號素行、以兵學顯。其子高恒、○聘于弘前。後有○○○○去。是爲翁之曾祖。祖考高豐、復仕舊藩侯。高直世○。翁小字小三郎、有二兄先夭。寶曆十四年八月考高直沒。○祿二百石。翁年方少、好走馬試劍。至是發憤折節、講習家學。又得甲兵別訣于堀長綱、而其學益廣。門人頗多。寬政八年十月、參○三池侯傳内○。依進呈其家所傳設陣圖。既而三池侯賜紅鬣○○邸○褒賞朝服。時論○○文化中、○犯北邊。○官命鎭禦于南部、弘前二侯。弘前侯任翁經○其事。○○塞於外濱、三厩方是時、邊隈無事、殆二百年、遽有此警。邊民驚愕。翁曰、兵○之○、在恩與信。恩信明、則人心和、人心和、則怯者勇、○者不驕。如斯、則雖强○○役、○是畏哉。況蠢茲赤狄○。乃○○○境、慰恤○民、諭以恩信。於是人○○○以爲可○○○賊矣。又製棒鎗、教者二民、以備邊用。五年某月、藩侯大閱○弘前、上野。命翁爲軍師。翁騎馬手桴鼓、號令簡明、三軍整肅。翁年六十二、矍○○少壯。衆感欽賴焉。先是、歷近侍至用人、○秩二百石。翁嘗得一刀流劍法。○○○其得○開教場。遂爲世子師。六年夏○馬隊長、用人如故。別給百石。是○○

生寶暦元辛未年七月三十日己午　俗名　山鹿甚五右衛門義著
歿文化七庚午年九月十一日癸亥

十四　堅心院祖傳義道居士

賢明院一圓了心大姊
文政七甲申年正月十有三日

春岳靈光信士
文化八辛未二月二十四日

十五　寶勝院玉峰眞光居士

讓恭院儉山良溫居士
寶嘉永二己酉十二月二十二日
讓嘉永元戊申六月二十日
文化七庚午年八月五日

十六　純功院殿義雄良忠居士

昌壽院繁屋盛榮大姊
文政六癸未年正月五日

曰仙桂院渭川源水居士。嗚呼哀哉。

哀子山鹿高美欽建

十　葉秋童女

享和元辛酉七月二十三日　山鹿千助末女

惠明禪童女

文政十二己丑年正月二十三日

十一　曉夢童女

延享二乙丑年七月二十日　山鹿氏

十二　洞岩院殿別窓妙天大姉

元祿十五壬午年冬十一月初八日

山鹿高祐嫡女同氏高恒妻也

哀子山鹿高豊謹建

十三　瑞泉院英俊祥貞大姉

明和三丙戌天正月初六日

八　紅山秋葉居士

寶曆六年七月十九日

嗚呼、武夫之爲常哉。次子某、爲人壯健、而從幼弱○、無間○學劒術爰○○矣。知後年受與旨。不圖一朝罹難治之疾、而無百藥之效、一夕卒然而入死門、誠不遂志。可惜之○○○追慕之餘情、及此請而已

生年二十歲

高直次男

山鹿斧次郎藤原高充墓

寶曆十四甲申天五月初九日

九　仙桂院渭川源水居士

桂樹院孤月妙光大姉

安永七戌天四月初四日

先考、藤姓、山鹿氏、諱高直、字八郎左衞門、目其居曰張弛軒。寶永七庚寅歲二月三日、生于武陽。家世善兵。其祖曰將監諱高恒、仕於津輕侯。秩祿四千石、生左仲諱高豊。卽先考之父也。　先考、今茲甲申五月初九日、病而卒。享年五十有五。卽葬于牛込宗參寺。法諡

五　含香院淸操妙蓮大姉

文久二壬戌年七月朔日

直心雄紋童子　天明六丙午年十月二日

桃林童子　安永七戊戌年三月二十一日

幻性禪童子　享和三亥年五月十九日

六　容光院見道了智居士

享保十二丁未年五月二十一日五十四歳

罹病辭世、俗名山鹿左仲、藤原高豐墓。

文武兼備、德業不常、奉君守厥忠、化衆勵其功、于仁于義、不失道、於禮於智、毫不昧、機輪縱横轉、胸宇恒洒洒矣。依此時日行業、伏希子孫綿連。

孝子山鹿高道泣血造焉

寶暦七丁丑天

七　靈性院月峰相圓居士

九月二十三日

高直嫡男山鹿多門藤原高儔

一　良俊院殿維德玄隣居士

正德三癸巳年閏五月二十三日、俗名山鹿將監、藤原高恒墓。

于文于武、傳箕裘業。寛仁愛人、敎化施衆、事君有忠、致仕有功。六十七年、無疾辭世、維此厚德、子孫永思。

嗣子山鹿左仲藤原高豐建之

慶應元乙丑年十一月二十四日

二　智光院一如妙圓大姉

如雪禪孩女

應慶元乙丑年十一月二十七日

山鹿八郎左衞門高朗後妻

實同藩北川氏之女也

三　自覺院玄室性光大姉

元祿十一戊寅年三月初九日

四　早世葉屋幻荷善童子幽靈

元祿十三庚辰年五月十一日

山鹿家墓碑併列略圖　其二

前　九　後

前　八　七　六　五

前　十　十一　十二

前　一　後

前　三十　四十　五十　後

前　六十　後

前　二　三　四　後

西　東　南　北

（注意　赤穂謫居中に赤穂に沒したる山鹿藤助、年譜には千介と見ゆ）

八

綠岸院艸山道茁信士

山鹿雀躍堂義一墓

寶暦六丙子年十二月三月七十三卒

寶蓼院標林有梅信女

山鹿源五右衞門義一妻墓

寛保三癸亥年五月十二日四十九卒

勇道童子

享保七壬寅年正月五日

陽嶽童子

享保二十乙卯年正月五日

妙化童子

享保十九甲寅年二月三日

長女琳光院津輕監物母

五　琳光院殿廓室淸心大姉

享保二十乙卯年六月十又一日

六　至德院殿活水眞龍居士墓

先考諱高基、藤姓、山鹿氏、別號山井堂、素行子之子也。以寛文丙午年九月癸巳誕、以元文戊午載三月辛未卒。

山鹿高道

孝子佐々木一陳泣血稽顙立

山鹿高品

明和元甲申歲

七　大心院殿德巖淨盛居士

九月初八日

先考名高祐、藤姓、山鹿氏、號素行子。生元和壬戌載八月庚戌、歿貞享乙丑歳九月癸未。

孤子政實高基泣血稽顙立

延寶五丁巳歳

二　慧光妙智大姉墓

孤哀子高興義昌泣血稽顙拜建之

十月十四日

三　山鹿修玄菴一貫貞以居士碑

孤子高興泣血立

先考者、生天正乙酉九月庚申、沒寛文五乙巳季十二月二十二甲戌日。嗚呼哀哉。一生謹厚、而不食言。勤武業不忘、誨子孫不倦、能接賓客、能恤孤獨。臨終更不違平生之威儀。俄然逝。嗚呼哀哉。蠢々子孫、福壽猶可望。如其言行、竟不可及也。故勒石永戒後昆矣。

寛文第六丙午季春正月日

濺墮涙之餘滴百拜謹誌。

四　淨智院殿心月永照大姉

正德五年乙未冬十月十三日泣血立

孝子山鹿高基

一　月海院殿瑚光淨珊居士

淨光院月心自淸居士　安政四年九月九日　同　鞭馬隱居

含杏院淸操妙蓮大姉　文久二年七月朔日　津輕樣內 山鹿三千郎女房 二十才

眞觀幻影童子　文久二年八月十一日　同　守衞水子

幻華禪孩兒　文久四年六月二十一日　同　鞭馬子

智光院一如妙圓大姉　元治二年十一月二十四日　同　八郎左衞門後妻

如雪禪孩女　元治二年十一月二十七日　同　八郎左衞門子

俊苗禪童子　慶應三年四月四日　同　鞭馬子勇次良

十四　山鹿素行子家系累代墓碣

山鹿家本分家を通じ、牛込辨天町宗三寺塔中に埋葬せられたる、墓碣及び墓塚の位置左の如し。

山鹿家墓碑併列略圖　其一

幻容了參禪童女　文政五年十二月二十日　山鹿友藏女
昌壽院繁屋盛榮大姉　文政六年正月五日　同八郎左衞門祖母
賢明院一圓了心大姉　文政七年正月十三日　同鞭馬母
惠明禪童女　文政十二年正月二十三日　同小太良妹
梅蘂善童女　天保四年二月十三日　同治良作孫女
淨光院白明全英居士　天保九年五月五日　同小太良隱居
青松院橘山春紅居士　天保十四年九月二十一日　同友藏事
玉顏禪童女　天保十五年八月晦日　同素水子
妙照院夏山淨榮大姉　弘化二年五月十二日　同友藏妻
讓恭院儉山良溫居士　嘉永元年六月二十日　同八郎左衞門事
寶勝院玉峯眞光居士　嘉永二年十二月二十二日　同弦吉事
永壽院松屋妙昌大姉　嘉永三年十二月十二日晦日　同友左衞門
秋光院清雲涼月大姉　嘉永四年七月二十日　同鞭馬妻
宏玄童子　安政二年三月二十三日　同鞭馬水子

瑞泉院英俊祥貞大姉　明和三年正月六日　同　小四郎祖母

桂樹院孤月妙光大姉　安永七年四月四日　同　八郎左衛門母

桃　林　童　女　安永七年三月二十日　同　八郎左衛門娘

直心確紋童子　天明六年十月二日　同　八郎左衛門息

廓了院本源得翁居士　寛政十年三月十八日　同　源五右衛門父

葉　秋　童　女　享和元年七月二十三日　同　千助末女

了心院本室壽林大姉　享和二年八月三十日　同　源五右衛門母

蓮光院夏屋貞明大姉　享和三年五月二十一日　同　千助妻

幻　性　童　子　享和三年五月十五日　同　千助子

純功院殿義雄良忠居士　文化七年八月五日　同　八郎右衛門

堅心院祖傳義道居士　文化七年九月十一日　同　源五右衛門

春岳靈光信士　文化八年二月二十四日　同　甫助事

篤性院恭温良信居士　文化十三年五月十四日　藤堂佐渡守家臣　山鹿甫助

蓓　芳　善　童　子　文政二年六月十八日　同　次良作子

祖明院芳室玄榮大姉　正德元年九月十八日　同　佐中室
良俊院殿淸顏良貞居士　正德三年正月二十三日　同　佐中父
淨智院殿心月永照大姉　正德五年十月十三日　同　藤助母
正覺院超節要順大姉　享保二年正月二十七日　同　伊織母
大　觀　童　子　享保八年十一月十六日　同　源五左衛門子
容光院見道了智居士　享保十二年五月二十一日　同　佐中事
琳光院廓室淸心大姉　享保二十年六月十一日　同　藤助姉
至德院殿活水眞龍居士　元文三年三月十九日　同　藤助事
實蕚院標林有梅信女　寬保三年五月十二日　同　源五左衛門妻
綠岸院草山道苗居士　寶曆六年十二月三日　同　源五左衛門事
紅　山　秋　葉　居　士　寶曆七年七月十日　同　八郎右衛門次男
靈性院殿月峯相圓居士　寶曆七年九月二十三日　同　八郎右衛門子
仙桂院渭川源水居士　寶曆十四年五月九日　同　八郎右衛門事
大心院殿德巖淨盛居士　明和元年九月八日　同　藤助事（赤穗ニテ）

十三　山鹿素行子家系累代過去帳

山鹿家本分家を通じ、牛込辨天町宗參寺塔中に埋葬せられたる各位の法號、并に行年月日、俗名等、過去帳寫左の如し。

春宗院泰窓貞安大姉　寛文三年正月九日　山鹿三郎左衞門内

修玄菴一貫貞以居士　寛文五年十二月二十二日　山鹿甚五左衞門事

桂岩妙月禪尼　寛文六年九月十五日　山鹿萬助内

慧光妙知大姉　延寶五年十月十四日　山鹿甚五郎母

月海院殿瑚光淨珊居士　貞享二年九月二十六日　山鹿藤助父

安立院殿智本順性居士　貞享三年四月二十六日　山鹿將監父

自覺院玄室性光大姉　元祿十一年三月九日　山鹿藤助内

暮山幻春童女　元祿十二年三月十四日　同　平馬娘

花屋幻荷童子　元祿十三年五月二十三日　同　藤助子

天眞院殿自性湛然居士　元祿十五年十月二十日　同　平馬事

春寒料峭の時に當て、清香馥郁、四邊に薫じ、近くは乃木將軍の清節を通じて、遠く山鹿素行子の高風を忍ぶべく、左の記を石に勒して、梅樹二株の間に建てたのである。借問す、石朽つべきも、乃木將軍の清節、山鹿素行子の高風は、脈々として千秋萬春に傳はることであらう。　夫れ、大忠至誠の道、豈、槿花一朝にして亡ぶるものならんや。

移植遺愛梅記

此爲乃木將軍遺愛梅。將軍私淑素行山鹿子。素行子之著聖敎要錄。獲譴謫于赤穗。一夕夢有神告曰、梅保百日之香、而爲名木。冕冠雖正物、終日難冠之。聖道雖正、人難知。故汝今罹此憂。(年譜參看)素行子深以自誡焉。顧將軍之於素行子、異世同揆、精神感孚、若有神導之者。予以素行會之故、屢見將軍、相知已久。將軍薨後、見遺宅有梅樹。輒思素行子夢梅之奇、乞移植之于素行子墓畔宗參寺堂前、以表景仰之意。將軍高義、與素行子聖學、天下所共知。懷其德慕其風者、庶幾知所矜式矣乎。

大正二癸丑歲梅花節吉日

素行會々長從三位伯爵松浦厚識

故陸軍大將勳一等功一級從二位伯爵乃木希典公ノ靈ニ告グ。嗚呼　先帝ノ大葬ニ遭フヤ、公、斷然決スル所アリ、劒ニ伏シテ自盡シ、夫人モ亦之ニ殉ス。涙雨蕭々トシテ日月光ヲ失ヒ、悲風颯々トシテ山川愁ニ咽フ。哀傷又何ソ堪フヘケンヤ。惟フニ、公ノ性ヤ高潔、公ノ行ヤ忠誠、之ヲ仰クニ富岳モ尚高カラス、之ヲ測ルニ北溟モ亦深シトセズ。赫々タル聲望、巍々タル英姿、再ヒ公ヲ鞍上ニ見ルコト能ハズ。悲夫。

昔シハ、山鹿素行子、當代ノ俗學、身ヲ修メサルヲ慨シ、忠孝ノ勤メサル可カラサルヲ戒ム。公、今ヤ清節ヲ以テ一世ヲ警醒ス。公ノ靈ヤ、長ニ典型ヲ存シ、千載ノ下、天地ト共ニ悠久、以テ士氣ヲ鼓舞シ、以テ　皇基ヲ擁護セシコト、萬衆合辭、默禱シテ已マズ。厚等景仰ノ念ニ任ルナシ。聊、會員ヲ代表シテ、蕪辭ヲ呈ス。尙クハ亨ケヨ。

其の後、乃木將軍の遺宅が、擧げて東京市に寄贈せらるゝと聞き、嘗て庭前の梅樹を見て、乃木將軍の俠骨、以て一輪の寒梅にも比すべく、更に山鹿素行子が謫されて赤穗に在るの日、一夜梅を夢み、神託自ら誡めたることを思ひ浮べ、敢て將軍遺愛の梅二株を乞ひ得て、これを山鹿家累代の香華寺たる宗參寺雲居山頭に移植し、年毎に

素行子の遺著を刊行し、之れを知己朋友の間に頒たれたるにも徴すべく、武教小學、武教本論合本。中朝事實二卷。武教講錄。其の他吉田松陰先生著の孫子評註(乾坤)を原本の儘に石版に摸して刊行し、紀維貞著の國基を出版せられしなど、眞に武士の典型とし崇敬すべきを覺ゆることである。

身讀されたる活敎訓

今や復び乃木將軍の謦咳に接して、面たり敎を受くることは出來ないけれども、其の犯すべからざる威容は、彷彿として眼眸を離れず、其の身讀されたる活敎訓は煥乎として、不朽に存するのである。言ふまでもなく乃木將軍の忠誠。清節。千歲を通じて、天地と共に悠久であるべく、萬代に亘りて、乾坤と共に、無邊際たるべきを、是れ信ずるのである。

素行會々長の乃木將軍弔詞

曾て、大正元年九月二十六日を以て、山鹿素行子例祭を牛込宗參寺に營み、併せて乃木將軍の追悼法會を修し、予は不肖をも顧みず、素行會を代表して、左の弔詞を乃木將軍の靈前に呈したのであつた。

乃木將軍追悼會弔詞

維大正元年九月二十六日素行會々長貴族院議員從三位伯爵松浦厚敬テ

せらる)更に山鹿先生の肖像に朱舜水の贊あるを珍とし、時に故野村子爵が、山鹿素行子著の中朝事實及び聖敎要錄は、實に結構なれども、何分無點なれば、之れに註解を加へて、何人にも讀み易からしめんやう、校訂しては如何。との談あるや、乃木大將の曰く、中朝事實は、自分が出版したのであるが、其の折、實は訓點を附くる積りの所、出版所が不確實であつた爲に、無點の儘に致し置きぬ。(皇太子殿下に奉られたりと云へる中朝事實、恐らくは斯本にして、斯本に訓點書入れ等を附せられしならん。)と語られ、此の夜素行會の規則を設けては如何。とあつて、玆に具體的に素行會なるものが成立して、終に不肖を會長に推さるゝ事となり、次で、會の本部を私邸に置き、幹事として外崎覺氏、及び古川黃一、山口直路の三人、之れに當ることゝなり、又支部を鄕里平戶の本邸内に、同佐世保の別邸内に置き、會員の募集を爲し、今や約三百の會員を有するに至つた。其の後、自分は會長として、山鹿誌、山鹿素行先生の二部、及び天馬賦一張を刊行して、會員に頒ち、又會としては山鹿語類四卷、孫子諺義一卷を出版して之を頒つた。

蓋し、乃木大將が、如何に山鹿素行子に私淑せられしかは、大將自ら資を投じて、山鹿

今年四月先生ノ遺書、遺物、肖像ヲ天覽ニ供ヘ奉ル。已ニシテ、十月二十三日、特ニ勅シテ先生ニ正四位ヲ贈リ給フ。實ニ光榮ト謂フ可キ也。於是裔孫高通、高三二君今日ヲトシ贈位之由ヲ、先生ノ靈位前ニ奉告ス。不肖正孝、祖先以來、教ヲ積德堂下ニ受ケテ、師恩ヲ蒙ムル者、而シテ今ヤ、同門ノ先輩半ハ逝キ、半ハ老ユ。玆ニ二三諸君ト同シク、此ノ盛典ノ席末ニ列スルヲ得タリ。何ノ幸カ之レニ如ジヤ。聊言ヲ陳ヘ、以テ先生ノ德ヲ頌スルノ詞ニ代フ。

（注意近藤正孝ハ、平戸ノ人、輝治ト稱シ、陸軍砲兵少佐近藤兵三郎氏ノ嚴父）

頌詞　　賴　直　上

ものゝ夫の道の枝折の後の世にしるきは大人のいさをなりけり。

素行會成る

次で又、翌四十一年十二月二日を以て、予が邸（淺草向柳原）に、素行會臨時會を開き、乃木大將を始め、松浦子爵（靖）故野村子爵、三上、井上、三宅の三博士、日下寛、柳谷謙太郎、外崎覺、古川黄一等の諸氏相集つて、予が提供せる、山鹿素行子自筆の配所殘筆の原本を點檢しつゝ、一同稱讃の後に、乃木大將自ら斯本を寫眞石版に摸して、一同に頒つべく約され、（摸本は後に成り、明治四十二年六月十一日に乃木大將自ら私邸に持參

空を捲く。神靈彷彿として、冀くは覺等の衷情を來鑑せられよ。

明治四拾一年十二月二十九日　　後學　外崎覺　敬白

祭文

維レ明治四十年十二月二十九日、後學近藤正孝敢テ恭シク、山鹿素行先生ノ靈位前ニ白ス。伏テ惟ミルニ、先生、姓ハ藤原、名ハ高祐、字ハ子敬、素行ト號シ、堂ヲ曳尾ト曰ヒ山鹿ヲ氏トシ甚五左衛門ト稱セラル。壯年ニシテ、聖敎要錄ヲ著シ、權要者ノ忌ム所トナリテ、播州赤穗ニ謫セラレ、後十年赦ニ遇ウテ東歸シ、江都淺草田原街ニ、古屋ヲ買ウテ居ル。此家積德堂ノ額アリ。聿ニ以テ號トセラル。我藩先君天祥公深ク先生ヲ尊信ス。先生、公ノ爲メニ、三才ノ旗及大哉貧始ノ戎衣ニ自書ス。公家之ヲ重ンジ、世々傳ヘテ今ニ至レリ。嗚呼、其信仰ノ渥キコト、可レ知也。先生嘗テ云ヘルコトアリ、今ノ諸侯、人ヲ知ルノ明ナル、天祥公ニ若クモノナシト。先生門下ノ傑出者、枚擧ニ遑マアラズ。彼ノ大石良雄ノ如キ、其最ナル者トス。又後世、先生ニ私淑シテ著名ナル者、吉田松陰在リ。而シテ方今ニ及ヒ、乃木將軍其他貴顯ノ諸氏、先生ヲ武士道ノ開祖ト尊崇シ、三十七八年戰役ノ全勝モ、先生之賜也トナス者多シ。因テ

不レ及二其本領所一レ存何哉。後二百年、有二吉田松陰者一、實、尊二信其學一。明治元勳、多出二其門一。素行在天之靈、亦足二以慰一矣。

山鹿素行先生を祭る文

山巍々として高し、水汪々として潤し。潤きものは渺漫として以て衆流を容るべし。高きものは瞻仰して以て儀範となすべし。先生の德高く、且大なるもの、それ斯の如きか。

先生、特立特行の操、秋霜烈日の凜乎として犯すべからざるが如く、其卓識遠見、衆學を綜括して、新見地を拓きたるもの、日星の炳焉として群類を照すが如き狀あり。其志其業、時と扞格して行はれずと雖も、遺德の後世に及ぶ者、口舌を以て稱すべからず。

今上陛下、深く其學德の大を褒し、特に勅して正四位の榮を贈らしむ。聖恩廣大、天地未だ其大を語るべからず。覺等戇愚謭劣、其任にあらずと雖も、私濟して聊か其遺旨を傳ふる者あり。故に這回の榮典を以て、實に中心の歡をなさゞるはなし。謹て清酌庶羞を奠して、其靈に告ぐ。水汪々として怒濤天を蹴り、山巍々として雲烟

知其非、我朝列聖相承、自文武政法、至冠婚喪祭之禮、莫非由仁義之大道得天地之中和、是以上下一體、民安國治、未嘗受外侮、亂臣賊子絕跡於朝廷矣。夫知仁勇者、聖人之三德也。今以此比彼、優劣較著、況勇武絕倫冠于萬國乎。我朝自當稱中國耳。因著中朝事實、論列歷代得失、又慮士道之不可不講、撰武家事紀五十餘篇發揮之。延寶三年遇赦而歸、杜門謝交、後十年卒、年六十四、貞享二年九月廿六日也。葬早稻田宗參寺、弔者塡溢于街衢。津輕侯信政親送其葬云。子高基稱藤助、仕平戶侯、二女並嫁津輕藩士。所著聖敎要錄、武敎本論、武敎要錄、武敎小學、皆已毀版。武家事紀、治平要錄、治敎餘錄、謫居童問、配所殘筆、當用集、雄備集、語類手記已下六十餘種、多以寫本行、祖述其學者、稱曰山鹿流、素行之在赤穗也、深感其知己、謂侯曰、國家治平五十年、欲致身酬恩、而天下無復用武處、惟以經義與韜略、導侯諸臣、異日若有變、庶幾有所償歟。後至元祿中、嗣侯長矩坐吉良氏事、賜死國除。遺臣四十七人復君讐。世謂之赤穗義人。識者以爲素行遺訓之所及。

論曰、素行文武全才、倡實學於天下、談笑而麾之、擧世想望其風采。遂以此獲罪於有司、謫赤穗十年、從容著書、尚足以諭天下後世。非大賢憂世者、安能如此。而世徒稱其兵法、

也。敎者、敎爲人之道也。聖人之道、不出乎日用彝倫之間。行之於內、則身修家齊、施之於外、則國治天下平、爲臣而忠、爲子而孝、夫婦而和、兄弟而愛、朋友而信、苟人不學則已。學則有得。學之與不學、其於人也遠矣。而世儒不之察、奉程朱者、持敬靜坐、其弊陷于沈默。老莊與禪、比之朱學、稍有活用、而幽玄虛無、動輙藐視人世、學問事業岐爲二途、學不足以立身行道。愈學愈愚。聖人之道、豈如斯哉。於是著聖敎要錄、不問程朱與陸王、盡排舊說、自謂得洙泗不傳之緒。是時、擧世趨宋學、山崎闇齋尤主張程朱。會津侯保科正之深信其說。侯以幕府懿親在要路、乃斥素行爲造言者、遂幽于赤穗。是爲寬文六年十月三日。素行之獲罪、北條氏長奉旨召之、素行自知其有變、沐浴處分後事、懷一書而出。其書曰、蒙當二千載之後、大明周公孔子之道、而當時俗學、假權構讒、以致我於罪。罪我者乃罪周公孔子之道也。我可罪而道不可罪。罪聖人之道者、時世之非也。乾坤倒覆、日月失光。恨不能生斯世而拯斯世也。氏長豫備兵馬待之。素行脫刀于門笑而入。氏長乃傳命、且曰、卿若有私事、我當辨之。素行曰、某平生、出門已決死矣。復何所言。從容就途。素行已抵赤穗。赤穗侯大喜曰、非有幕旨、安得再來。其臣大石賴母助受命款待如舊。素行在赤穗十年、涵養益深。矻矻著書、曰吾夙涉獵異朝典籍、竊嘆我邦之不及。今則幡然悔悟、自

子禮。素行不獨講道論兵、博聞强識、通達古今。其爲人謀如躬當之、處事果斷、嫌疑立決。以故爲一世所推服。雖機務密事、亦來取裁決。大猷公聞其賢、將用之、諭旨近臣就受業。既而公薨事遂寢。赤穗侯淺野長友聘爲賓師、饋祿千石、不責以職任。九年而辭去。淺野因州謂之曰、卿嘗有言非萬石則不仕。吾知其眞然也。近世木村常陸介食邑五萬石、以五千石聘木村惣左衞門、長谷川藤五郎八萬石、以八千石聘島彌左衞門、丹羽五郎左衞門十二萬石、聘江口三郎右衞門、坂井與右衞門、共以一萬石。若夫渡邊睡庵辭藤堂泉州、自言非五萬石則不出。卿若禀生戰國、其功何讓數子。況戰略陳法、非睡庵等所及乎。夫士不食萬石、則出不足供軍國之用、入不足以奉祖先之祀。寡人微祿不能養天下士。以卿之賢、列侯必有招聘者。苟不爲萬石、則無應其聘也。津輕侯重臣津輕十郎左衞門者請曰、敝邑雖小、足以待先生。願來誨寡君。素行曰、侯尚年少、重臣用事、誼未可往也。十郎左衞門臨終遺言曰、必招素行。平戶侯松浦肥州、請其子高基祿之。素行爲人伉爽、言辭明晰、平素與人語、苟不合道義、厲聲詰之。然人愛其氣宇、退無後言。及其門者四千餘人。家頗富饒。妻妾之奉、奴僕之仕、雖五六千石者、殆無抗焉。或有疑其抱非望者、素行初信宋學、中年已後、有疑於理氣性命、悉取所著經說焚之、喟然嘆曰、學者、學爲人之道

スルノ賜モノト謂ハサルヲ得ズ。今昔ヲ俯仰シテ感慨殊ニ切ナリ。茲ニ花一朶香一炷ヲ奠シ、先生ノ靈ヲ祭ル。尙クハ之ヲ饗ケヨ。

山鹿素行傳（日下寬未定稿）

山鹿素行名高祐、字子敬、通稱甚五左衞門、素行其別號也。以元和壬戌八月庚辰生於陸奥會津。初名義以又高興、父曰六右衞門高道、其先居筑前山鹿因氏山鹿。初仕伊勢龜山侯、有故出奔會津、依蒲生忠鄉。蒲生氏國除、薙髮號玄庵、業醫江戶、素行時甫三歲矣。天資英異、六歲嚮學、誦習四書五經七書雜文、九歲執贄於羅山林子。羅山命讀論語序說及山谷集、立成誦。羅山大驚稱爲奇才、延譽四方。十五歲始講說大學論語、聽者如堵。既而嘆曰、有文事者必有武備、大丈夫不可不文武兼資。乃從小幡景憲北條氏長學兵法、不數年極其蘊奥、卓然樹立、遂自成一家。自儒佛神道九流百家、至攻守戰略城砦營築之法、沈潛反復、靡所不究。其論兵原本經術、兼取長孫吳、所言乃足以行。列侯爭聘之。加賀侯招以祿七百石、辭而不應。一日伺候某侯、與由井正雪邂逅于其門。正雪丰儀威望、亦以韜略著。素行不交一語。後謂侯曰、臣視彼容貌、眼光異常、其意叵測。請勿復近焉。正雪終以叛誅、衆服其先見。當是時、素行聲望益高。桑名侯松平定綱年六十、親執弟

山鹿素行先生ヲ祭ル文

明治四十年十二月二十九日、陸軍大將乃木希典謹ミ誠ヲ致シテ贈正四位素行山鹿先生ノ靈ヲ祭ル。先生、德一世ニ高ク、識、古今ニ踰エ學問該博議論卓拔、夙ニ國體ノ精華ヲ發揮シ、中外ノ別ヲ明ニシ、名分ヲ正シ士道ヲ說キ、志、經綸ニ存シ、才、文武ヲ兼ヌ。而シテ不幸、世ニ遇ハズ、轗軻困頓、終ニ偉大ノ抱負ヲ、實用ニ施ス能ハズシテ逝ケリ。惜ムベキカナ。然レトモ先生ノ學德、當世ヲ籠罩シ、業ヲ受ケ益ヲ請フ者、前後數千人ノ多キニ上リ、且、先生既ニ沒シテ其兵學盛ニ行ハレ、遺著永ク存シ、風ヲ聞キテ興起スル者、亦尠シトセス。曩キニ先生ノ遺著、畏クモ　乙夜ノ覽ニ達シ、今又、特ニ正四位ヲ贈ラセ給ヘリ。嗚呼、聖慮宏大、其學德ノ世道人心ニ、裨益アルヲ叡感アラセラレ、　優恩先哲ニ及ブ。洵ニ昭代ノ盛事ト稱シ奉ルヘシ。希典幼時師父ノ敎ヘニ從ヒ、先生ノ遺著ヲ讀ミ、窃ニ高風ヲ欽シ、仰テ以テ武士ノ典型トナサンコトヲ期セシニ、不肖、殘軀聖明ニ遭遇シ、涓埃ノ勞ナクシテ、叨リニ寵眷ヲ荷フモノ、實ニ先生ノ遺訓ヲ服膺

故　山鹿甚五左衛門

贈正四位

明治四十年十月二十三日

宮内大臣正二位勳一等伯爵田中光顯奉

故　山鹿甚五左衛門

特旨ヲ以テ位記ヲ贈ラル

明治四十年十月二十三日

宮内省

時に明治四十年十月二十三日、御贈位の御沙汰を拜し、次で同月二十九日を以て牛込辨天町宗參寺に於ける山鹿素行子墓前に、御贈位の報告祭を執行し、式典莊嚴を極めたる中に、乃木將軍。及び日下寛。外崎覺等の諸氏、祭文及び素行子傳を朗誦し、濱尾大學總長以下五十餘名、各桂香一瓣を薰じられたのであつた。當日の祭文及び素行子傳等左の如し。

一山鹿素行佩刀并ニ短刀　貳
一山鹿素行自筆小幡　貳
一ハ思無邪
一ハ不可勝過
一山鹿素行小像　壹
一山鹿素行自筆日記　貳
武教全書并ニ正誠舊事
一吉田松陰起請文一通外ニ書翰一通
一山鹿素行ノ印章　數個
右經
叡覽候間令返却候早々
明治四十年四月二十日
侍從長德大寺實則
伯爵松浦詮殿

井上博士(哲次郎氏)。柳谷謙太郎。日下寛其の他二三の諸氏であつた。で予は家君の代理で出席したのであつたが、其の折に平戸に藏したる山鹿素行子の遺物の內、

一山鹿素行子自筆の小幡

一吉田松陰起請文

一山鹿素行自筆日記

外三四點を閱覽に供するや、乃木將軍を始として、山鹿素行子の學德は、異口同音に稱揚せられ、是非共に御贈位あるやう、乃木將軍自ら宮內省に出頭して、縷陳するところ有るべしと約され、而して其の夜の會は閉ぢられたのであつた。其の後山鹿素行子の遺物を天覽に供し奉り、尋で贈位の御沙汰となつたのである。左に其の目錄幷に御沙汰書を掲げむ。

目錄

一武田信玄像土佐光起畫　壹

一北條安房守呼出狀ニ對スル山鹿素行自筆請書　壹

一山鹿素行着用陣羽織　壹

目錄幷に御沙汰書

回顧するに

候處、今年ハ異例ニ彼地ノ梅雨早ク參リ、雲霧ノ爲メ不便ニ堪ヘス、一應背進再擧ノ考案中ニ御座候。彼地江微行、日曜日ヲ利シ兵卒等ト、種々ノ應接談話ノ機ヲ求メ、又ハ屯田兵村ニブラツキ、色々ト質問、又ハ苦樂ノ情ヲ聞キ得タルハ、意外ノ好學問ト相成申候。弘前衛戍地ヘモ休日ニ入リ込ミ、全半日丈ケ相働キ申候抔、或ハ研究ニハ、軍服ノ不辨不利益ナルコト、今更ノ如ク相感申候。於此乎、又々日本ノ舊武士道ハ、現社會如何ナル人類ニ於テ、求メ得ベキカ、少敷迷惑中ニ有之、折角山鹿語類又花園會約等熟讀ノ上ト相期シ罷在候。前後不揃ナル亂文、不取敢御禮迄申上度、艸々如此候頓首。

八月六日　於東京赤坂

希典

出石賢臺尊下

乍憚令夫人其他御惣容樣へ宜敷相願候

回顧するに、山鹿素行子に御贈位ありし時より約六ヶ月以前に、予は故野村子爵(靖邸に招かれしが、會するもの乃木將軍を始め、金子子爵(堅太郎氏)。故稻垣滿次郎氏。

按ずるに乃木將軍が、山鹿素行子に、私淑の念を强うせられたるは、何れの頃よりなりしか、既記の如く、右には直接に、父君希次及び伯父玉木文之進を通じ、左には間接に吉田松陰を通じて、恰も吉田松陰が、東に素水に、西に巖泉に師事し、兩々相待つて山鹿素行子の精神を會得したるが如く、乃木將軍も亦、是れと同似同等の見地に到達されたのであらう。嘗て乃木將軍が、出石少將に贈られたる私信の如き、能く斯間の消息を物語つて餘りあるのである。

乃木將軍が出石少將に送られたる書簡

拜啓

本月三日之尊書、昨夜於東京拜讀愈御勇健大賀之至ニ存候。小弟儀モ兎角新聞ニ惡マレ候。因緣モ有之事カ。尊書ニモ有之候如ク、全ク農專業ニ陷沒候トカ、又ハ基利斯篤信者ニ相成候爲メ、陸軍ノ現役ヲ追出サレ候トカ、世間ニ流布サレ候由、或ル友人ヨリ忠告ノ書面モ受ケ申候次第、乍去隱居候身分ニハ、却テ面白クモ相感シ居申候。扨又花園會約御送被下不取敢捧讀仕候。先般來山鹿語類ノ士道士談編愛讀中ニ有之一段之好材料ニ有之、從來之偏狹愚僻ニ顧ミ候得バ、背汗ノ事不尠候。過日北海道行之目的ハ、彼地ノ梅雨ハ內地ヨリ一ケ月モ後レ候筈ニ承リ、出掛

邈矣千里告別離。　只期再遊侍書帷。　如何歳月不俟人。　畢生遺志竟何爲。

船發平戶

夕陽閑棹發平戶。　俗客滿船談語喧。　幾倚蓬窓望河內。　多情懷古與誰論。

又(五年八月四日)

山鹿への贈物一事嘸御面倒(後略)

家兄に贈る(六年五月二十三日蕨驛同二十四日江戶)

(前略)十一日遇水沼久太夫、山鹿流兵法なり。十二日至桑名訪森仲助遂に夜中仲助と同舟にて、至美濃大垣十三日夜宿ミヱジ大垣にて訪山鹿流兵家山本多右衞門、艮齋門人井上莊二郎(中略)山鹿素水も無異、(後畧)

又(元年十一月二十七日)

(前略)武教全書本書白井生に與へ置候處捨てはせぬやら(後略)

久保淸太郎に與ふ(安政四年正月十五日)

(前略)新年萬福、千里同風。

中朝事實二本慥に相屆、欣慰無量、早速綴調仕、永藏匱筒候。(後略)

後顯也、是知求則無物不獲、不求亦何獲、今工藤半右適在都、諸老諸兄、不以矩方之說爲大非、冀轉致半右、勸其求之、何如。秋冷漸臻、伏惟自重。月日矩方再拜。

諸老諸兄(中略)

一海備芻言

右山鹿素水翁著、而齋藤拙堂序云、未得觀焉。

西遊詩草(同年)

赴長崎途中作

踏破四州雲表山。　擬看萬里喎蘭船。　笑他亭驛毫無礙。　半是國恩半是錢。

訪鎧軒先生

說經論史又談兵。　着實工夫得細評。　侍坐無端閑話久。　月輪來照此心明。

(中略)

留別鎧軒先生

久聞碩人在西肥。　會將鄙情付鯉魚。　徒欽名聲轟九國。　未得拜謁接容儀。
一朝決策來相隨。　五句駒隙忽歸期。　愧吾向來乏學殖。　翹企無由窺藩籬。

人に存する事に候處、其一定の神理と申すは、孫子は虛實を說き、礮卵、圓石、激水等を以て譬とせり。西洋人が兵家は軍を以て器械とす可しと云ふも卽此事にて、古事の戰法の、專ら一番鎗を賞するは、皆其神理に叶へり。然れども是等の事は和漢の戰蹟を熟味し孫武が眞趣を點得するものにあらざれば說論するも悟ること能はず。是を以て此度の練兵を笑ふものは笑ふに任せ、呵るものは呵るに任せ發明の人あらんを待つのみなり。

與鄕人書(同年九月二十八日平戶所寄)

矩方、頃遊長崎、轉抵平戶。乃知東武之爲都、初謂、長崎淸蘭商夷之所輻湊、其於夷虜之情、必洞而察之、平戶當賊衝而隣長崎、其於戰守之策、必講而究之。抵崎、交其人、聽其說、非誇說奇、技淫巧華、麗侈靡、則文化年時故事耳。其於夷情戰策、塗聽道說、固不足慊吾心矣。抵平戶、得觀新著數部、而致自崎云者、十而一、致自武云者十而九。其虜情戰策、固依書而察而究耳。然則武豈不都哉。雖然、矩方於是有所深感焉、夫平戶、土地險阨崎嶇、雖吾長不足以比焉。而以今侯好騎、馬匹蕃庶、官廐馬至于六十匹云。其地西偏遠都、而以其老侯留意邊備、致新著數十部。且都之新著、獲諸淸蘭者、十常七八、經崎而至都。然

（前略）軍の勝てるか目途にて流儀を論ずるには無之候、尤も此度の備立の山鹿流に、相叶不申件々承度候。僕も武教全書を研究する事數十年、（見合頭取も同樣の事）全書の意味、少しは會得仕居候。且又瀨能より御示の御沙汰面は、一向此度の備立にはかゝはり不申候。只神器陣を出精せよと申事也。山鹿流の備立をするなど申事無之、又山鹿流に對し備立は神器陣にさゝはる故、致間敷と申沙汰、曾て無之候。右之趣二翁に御申入可被下候以上

十三日　　　　寅次郎

清太郎樣

別紙

此度山鹿流備立致興行候に付、繰掛、繰曳、衡軛、鋒矢、雁行、彎月、小連、大連、長蛇等の陣法相用進退分合、臂の指を使ふ如くなるは、古來通行の制に御座候。就中單列を重列又三列と致し、且人間を接近するは、余が意匠に出るが如しと雖も、古傳已に論ずる所也、平面側面各進退歩法を嚴にするは、尙書に所謂歩伐止齊、卽ち此法にして、中古、桀應聲を節として、且折且進む、亦此類に可有之候。畢竟兵道千變萬化、各其

子有云、勿忘勿助長。是足以悟讀法。全書之文、簡奥幽深、求之失於急迫、則其說至于鑿空妄言、以欺人。思之失於疎淺、則其說至于滅裂糊塗、以自誣。欺人者、其弊也賊、助長之所致也。自誣者、其弊也愚、忘之所致也。不助不忘、是爲善學。曰、學何如而可以不助不忘。曰、泝源者必由其流、升堂者必由其階。由其道、則雖遠可至。由其統、則雖繁可理。故學者之務、莫急于知流階道統果何在、而審所以由焉。吾嘗竊通考先師之旨、學者之弊而知講習之自有次序。遂大別其業爲三等。初講全書、以知其要、發其端。推擴之久、思辨之勉、疑惑塞胸中、則博貫于一、復于初、是爲學之極切、非得流階道統而由之、安能至于是哉。故苟講習之有次序、則由是而學、由是而進、由是而得、不期然而然、無復籍勉强作爲、渾々然其天、怡々然其順、譬如和風甘雨、生長化育萬物而不可遺。苟使學者優游厭飫于此間、日長月化、無自知其所由、吾由是信講習之自有次序。夫創一家之學、可傳天下後世者、其人知見學力、豈尋常哉。則垂統設教、皆有深理而在焉。而世之觚生末學、不深察長思其意之所在、指曰家學授受、以爲陋、何其粗卒忽略之甚也。亦何以知其用意之周偏備悉哉。

◎又（四年）

讀武教全書（同前）

歷覽古今之書、涉獵和漢之跡、可謂博矣。精則未也。推究奧妙、分析毫釐、可謂精矣。博則未也。博而不精則冗、精而不博則陋、無識而徒學、所以爲冗也、有識而不學、所以爲陋也。故學識二者、有所偏廢、精與博必有所不足。果然、則冗耳。陋耳。自古諸家之傳、必有其統、使學者得求其緒、而依其統以免夫冗。竊觀先師嘗述雄備集、亦不過此意耳。而及其著武教全書、用意之周徧悉備、大過於前人。故自序之曰、摭其要、詳其事、唯其要是摭、故事可得而詳。請具論之、如雄備集、小大精粗、無所不備。國政軍務、隨讀隨解。一部之所記載、無待考於他書。適得免爲冗、更爲陋所陷。雖是爲學者之罪、抑亦常情之所不能免也。至于全書、則舉其綱、而遺其目、言其一而包其二。曰知人而已。曰明賞罰而已。至于如曰何如是謂知、何如是謂明、何以知之、何以明之。引而不發、志而不詳、學者熟讀玩味、猶茫乎無知其畔岸。於是乎、歷覽古今之書、涉獵和漢之跡、然後得以啓其蒙、通其塞。其及蒙啓塞通、則既不陋而又不冗。吾故曰用意之周徧悉備、大過於前人。

又

先師之著述、蓋用意之周徧悉備者也。而學者乃粗卒忽略以視之、何以能通其意哉、孟

て人を壓倒すると申候得ば、成程尤にも相聞、素方人々論じ候得ば一々負もせず、既に素水翁も少々下問の形にて、近日より戰法城築七條、大星三重等の會、別に日をトし、毎月三度宛宮部鼎藏、秋元但馬守樣内三科文次郎、竹中圖書助内長原武及び矩方と四人講習切磋可ㇾ仕と申事に御座候、宮部は大議論者にて好敵手に御座候、先達てより主戰、客戰先後の論、主戰、客戰三者の條先後の論、人質用捨の論等は素水も惶惑して默し居候樣の事も、兩三度計有ㇾ之、快甚快甚、素水舊來の門人には長原、三科計に御座候、長原は頗る讀書の力も有ㇾ之面白く候、しかし氣力は乏しく御座候、此節聖武記對讀長原、宮部及び矩方更る〳〵自邸へ引受申候、それは扨て置何分先師以來手澤の存する書多く見ずしては胸中の成見にて壓倒するも時有ては窮する事有ㇾ之候、宮部は流書は大分博く見居申候。

一、漢文書翰癖論の至に可ㇾ有ㇾ之奉ㇾ存候間、御氣付筋、後鴻奉ㇾ待候、彼書は少々謂れも御座候、長井雅樂歸國候はゞ決して相聞可ㇾ申候、御熟考萬祈萬祈。

頑　弟　大

家　賢　兄　樣

歸すべき處、先生の外復誰かあらん哉、右に付ては、何卒此情御察被下、先日の稿を始め御叱正偏に奉祈候、拙毫難盡情意候間、萬御推察奉冀候事。

一、別紙尊製七絶、篇々流麗平穩、繰返し奉朗詠候、乍併御過獎の至、何共失望奉存候、何卒前條の鄙衷、御推察奉祈候事。

一、過る十三日發足し、二十二日迄、相房沿海巡覽仕候、後鴻委曲可申上奉存候事。

一、令肖野内君へ先日得接見、寬々御話相伺候情況、御推察奉祈候事。

一、楠本君へも一面仕候、しかし論議未深、後會を期し候て相分れ申候。

右の外申上べき儀も無之、酷暑中御自重專一に奉存候、尤此書尊地へ相達し候頃は、大分秋涼可相催奉存候、何も嗣音と奉期候、恐惶謹言。

吉田大次郎百拜具

二白幾重も氣候御自玉專一奉存候、前條失禮の至、何共奉恐縮候以上。

葉山佐内樣　下執事

家兄に贈る(同年七月江戸)

(前略)一、武敎全書張註にても勝てると申候得共、服し難く奉存候、胸中の成見を以

中御伺旁、奉捧陋簡候事。
一、纂論御展閲被成候由、御過奬奉恐入候。御詩中にも、略相見え不敢當の儀に奉存候、山縣半七も、去冬より病痿にて引籠居候處、近日少し快き方の由に付、御高吟の中、右へ當り候分寫し、差送可申奉存候。養痾中の一慰、不可過之奉察候。萬一纂論の評に代り候御作共、出來候はゞ、拜誦相願度奉存候。併陋編へ數々尊毫を被勞候儀は、何共奉恐入候事。
一、西遊陋稿、蕪陋鄙俚の上、旅中の構思迄にて、練磨も未行屆、大方の座上へ添删を請候段、失敬の至、深く畏縮仕候得共、鄙情の儘呈露仕候は、却て乞敎の地とも相成べく奉考候故、草卒を顧みず錄呈仕候間、何卒深く愚衷を御了察被下候て、御改訂の上、御返却萬々奉願候、且此節艮齋翁なども參り候得共、都下の大家は、四方より生徒餘分會聚、晩生淺學矩方等の如きものは、其の說を叩き候事さへ、存分に出來兼候位の事にて、況して詩文の商量は別して其敎を乞難く當惑仕居候、今鯫生の兎角と評し候は、奉恐入候得共先生、才學優長辭藻華麗にして、名利聞達を天下に求めず、恬然退處し晩生淺學が如きものにても、御應答を辱く被成候段、實に依

ヾ少々面目を開く事可㆑有㆑之かと奉㆑存候(下略)

家兄に贈る(同年六月二日江戶)

(前略)五月二十七日平戶邸罷越、葉山、野內相對仕候、野內が詩數篇を見申候、孰も凡作にして且瑕疵多く御座候、其中一首意味面白きやうなる分左方に錄上仕候

素殞定荷聖恩深、慚懼回㆑頭轉切㆑心、退食今朝先拜佩、點檢東宮座右箴(矩方案聖字可㆑議)(後略)

葉山佐內に贈る(同年七月江戶)

六月五日の華翰、本月五日落掌、反覆奉㆓敬誦㆒候、御滿堂樣彌御萬福被㆑爲㆑在候由、恭喜の至奉㆑存候、次に矩方遊學中碌々たる故態、乍㆑憚被㆑安㆓尊念㆒候樣奉㆑祈候、矩方三月五日、國許發程仕、四月九日着府已來、既に百五十日にも及候處、一向御起居不㆑奉㆑伺、忽接㆓芳誨㆒惶懼慙愧の極、面熱背汗のみならず、茫然失措仕候、御書中の趣を以、相考候得ば、先般も御書御仕出に相成候由、國許へ共滯り居候哉、未だ落掌不㆑仕候間、何共惶慙此事に御座候、海岳の高深、素より土壤涓滴に於て關る事無㆑之とも奉㆑察候得共、一心の安からざる、せん方なく奉㆑存候。孰れ近々、一書差上度奉㆑存候、先御答且暑

家大人等に上る(同年五月五日江戸)

(前略)一、良師友も未だ得不申艮齋の外執へも參り不申候山鹿素水へは林家同道の約束故同人所詮差間ひ未だ得行不申候。此節は通鑑共閲し居申候(後略)

玉叔父に上る(同年五月二十七日江戸)

(前略)一、武教全書は何分縱橫自在に解申候、山鹿素水へ入門仕候、彼人文筆の拙は無此上候處一種の才物にて時名を得候、隨分取るべき事も可有之人なり、著述も甚多し、中にも海備全策は艮齋翁の序御座候、至て譽て有之艮齋古賀など當時の兵家には其右に出る者なしと被稱候、如何樣左樣可有之候、方今江都文學兵學の事三等に分れ居候哉に相見候、一は林家佐藤一齋等は至て兵事をいふ事をいみ、殊に西洋邊の事共申候得ば老佛の害よりも甚しとやら被申由、二は安積艮齋、山鹿素水等西洋の事には強て取るべき事はなし、只防禦の論は無之てはと鍛錬す、三は古賀謹一郎、佐久間修理(眞田信濃守樣藩人、田上宇太平が紹介にて逢申候、尤も古賀、佐久間知音にては無之)西洋の事發明精竅取るべき事多しとして頻に研究す、矩方接するに一の說は勿論取るに足らず、二三の說を湊合して習練仕候は

右文さし送り可申候事(後略)

練兵說略序(同前)

古之善論時務者、必先察時勢、揆人情、而審先後緩急之所當然、剴摯切實、不敢爲高異可喜之論。是以其言行於當時、而後世亦奉以爲圭臬矣。輓近、策士務爲高異之論、其言雖或可喜、而傅會穿鑿、不顧其可行與否。是皆不過發吾胸中之所蘊、而取快於文章言語之間耳。獨我素水山鹿先生、世以韜略教人、其議論平易、通時勢而適人情。先後緩急皆得其宜、與世之策士、大不同矣。嘗著海備練兵數書。今又著練兵說略、其說皆親切著明、人之欲言、而所未能言。比之古之善論時務者、不多讓焉。昔者、范文正謂、石徂徠剛正、天下所聞、然亦好異、使爲諫官、必以難行之事、責人君以必行。方今主上無失德、朝廷政事、亦自修擧、安用此諫官。嗚呼、世之策士、不顧其可行與否而論之耳。亦何求高異之爲哉。嘉永辛亥十一月、長門吉田矩方謹撰、

家兄に贈る(嘉永三年十月十三日平戶)

(前略)山鹿へも每度參り候、平戶の武教全書を讀むは扨も精密なるものに御座候

(後略)

髣髴として、之れを松陰先生遺著中に睹ることを得るのである。乃ち松陰先生が、氏の家兄其の他に宛てられたる書翰等を抄錄せんに。

家兄に贈る(四年十一月二十八日同二十九日江戸)

(前略)一、素水著述練兵說略上梓に相成序を被ㇾ命(宮部、長原三人序を作る)別紙の通り起草仕候。彼書儀、近日發行に相成可ㇾ申候間御國へも追々來り可ㇾ申候處誠に可ㇾ愧事に御座候、素水翁生得粗陋家、且文盲人にて其起草の時に當り、長原武、宮部鼎藏等主として改竄いたし矩方が如きも亦言議に與る事を得、刻苦仕候共淺學菲才の淺猿さ怪敷著述が出來申候。幸に素水大量人にて我輩の言ふ所從はざるはなし。是三人共の幸に御座候、併矩方其議に預り候事は同社中へは御深秘奉ㇾ祈候、既に三人掛し候由書に記し可ㇾ申候段議論有ㇾ之候得共、矩方、宮部と是を辭し候、何となれば餘り事を急ぎ候故熟思の間合無ㇾ之剳普請に致し置候事共有ㇾ之中々意に滿ざる事有ㇾ之旁御深秘奉ㇾ祈候(後略)

家兄に贈る(四年十月二十八日江戸)

(前略)近日山鹿素水練兵說略一卷を著し候、序を命ぜられ無ㇾ據起草仕候、後便の節

已講而究之、蘊于中、而慨于胸久矣。天下之論、將有折衷於
先生。積年之疑、欲啓蒙於
先生。是僕欽慕之所以切也。僕素有游歷四方之志。聞
先生之學、欽慕不能自止。唯爲藩臬嚴重、所羈絏。他時得弊有司許允、將先拜趨、受業
于
門下。玆奉書爲之先容。
先生不以僕之暗劣、循々見敎幸甚。時維向暑、伏惟自重。矩方再拜。

另啓

僕祖先、嘗從山鹿藤介子而學焉。授素行先師所著武敎全書、其他雜述數編而歸。爾
來繼緒、至于僕已數世矣。傳遠業荒、何往取正。而聞
先生說兵原本山鹿氏。乃平生之疑難、將有所質正焉。僕之喜可知也。惟先生炳亮是
祈。

更に松陰先生が、山鹿素行子幷に其の末裔に對し、又葉山鎧軒、其他當時の道友に會し、且平戸に於ける山鹿嚴泉、江戸に於ける山鹿素水等に對する其の當時の面影は、

一通之を略す。）

五月仲五、吉田矩方再拜白、僕箕裘之業、幼學兵法、亦唯材識暗劣、區々于蹤跡、拘々于見聞、不能一蹴造古人之域、而犬馬之齒已弱冠矣。進不足陳善算書奇策、裨補廟謨之萬一、退不能講明斯道、脩治家學、得乎己以傳乎人、而其所日講究、古人之陳跡耳。其所與交游、鄕黨之庸材耳。歲月荏苒、年齒荐加、唯恐碌々瓦石、遂自汨沒。僕久憂之、居常讀書學道、每思得良師友、與之問難論議、而後可激發志氣以長進學識、而未得其人也。聞

先生有經術文章、而精思兵法。矩方雖未及知其詳悉、而欽慕切于懷、謂一相見、而有奉精論高諭、庶幾少洗濯庸陋之習。且夫文武之易偏、自古而然。賈陸之無武、絳灌之不文、比々皆是。僕不知所適歸。今先生通經術而精兵法。是僕欽慕之所以切也。近世黠虜頡頏、奸情難測。

廟堂深慮、邊備數戒。於是天下之策士論者、目擊時事、嘵々各言所見。今

先生抱有爲之才、而

貴藩正當賊衝、則於虜之情狀、固已詳而審之、如鑑照而筴計。於折衝禦侮之大計、固

日本國中大小神祇、摩利支尊天、八幡宮、幷自分崇敬之神罰可罷蒙者也、仍而起請文如件。

嘉永三庚戌年九月二十二日　　吉田大次郎矩方（花押）

山鹿萬助殿

斯う云ふ嚴しい誓を立てゝ、始めて此平戶に居る高基の子孫山鹿巖泉の家に入門をしました。（中略）山鹿流の學問を講ずることを許されて、松下村塾で敎へたのが、僅に二年程でありますが、此の松下村塾の敎育が明治の文明に大關係を及ぼすことになつて來たのであります。（以上山鹿素行先生二十六頁より四十三頁參看）

玆に珍とすべきは、吉田松陰が、平戶の葉山鎧軒（左內。高行。と稱し、彼の「肥前國平戶ノ島千里濱鄭氏遺蹟碑記幷銘」の選者、文學士葉山萬次郎氏の曾祖父。）に贈れる書翰是れである。事兵學に關し、且、敎を乞ひ說を聽かんことを求め、兵を談じ國防を說く、恰も渴に望んで水を乞ふかの如き、松陰當年の面影、眞に躍如たるものあるを以て、左に之を揭ぐ。（原本葉山萬次郎氏藏。　卷頭詠鎧松序及び長篇幷に卷末の書翰

矩方如きもの忝も其道を親むべからしめ給はゞ、矩方感佩如何ぞ哉伏て區々を左右に布く

吉田矩方頓首再拜敬白

山鹿萬介先生執事

(松陰先生遺著には、見出しに、「庚戌九月仲八、始詣萬介先生、適臥病不得接見。因記來謁之由與執事。同年九月平戶客中。」と見ゆ)

起請文前書之事

一、山本勘介流兵學幷城築繩張一切御相傳之趣、他見他言仕間敷候事、

附御傳書以他筆寫候者、以誓詞可申付候事。

一、右之通公用之節、於戰場者可爲格別候事。

一、兵法御相傳相極、雖爲御免許以後、先師御相傳之趣令違背、立自流申間敷候。幷大事秘事御相傳之儀、雖爲相弟子、其品御傳授無之方江者申談間敷候事。

附、及末期候者、御傳書等可致返進候、其段難叶候者燒失可申候事。

右之趣於相背者、

鹿巖泉と云ふ人でありました、此の人は、(中略)有名な兵學者で、(中略)それで入門を請ふ者があつても、ナカ〳〵容易に許されなかつたさうです、ところが松陰は熱心の結果入門して居ります、茲に願書がありますから、それを讀で見ませう。(中略)

山鹿家の支流を汲もの長陽吉田矩方竊に先生を奉欽慕百里門下に來拜仕候旨趣は矩方が遠祖浪人衆にて和漢流の兵學を唱罷在候處元祖友之允と申ものに至り、藩の兵學師に召出され、君命にても候哉東武え上り藤介先生諱高基に從ひ、武敎全書一部且城築祕事七條侍用武功祕事四條、幷大星傳三重傳其他附屬の書數部迄傳り歸り、藩中にて其傳を廣め候由、爾後箕裘の業追々精研仕べく之處、不幸にして早世打續き僅々百年の間世次七八をも經、報本之禮曠して豺獺に愧るのみならず、流儀授受も書にのみ殘り何共無覺束、殊に矩方甫六歲にて父を喪ひ、父執之行なる流儀に老たる人に便り相學候得ども、稟性陋劣不才未得其要領推量の鄙見徵を取る所無之、是に於て執事之門下に遊び大に本源を究度存付候、矩方素より其任に堪ざるながらも本分の職逃るゝに所なく、遠く元祖の業を繼度微志に候間、伏祈執事藤介先生之意を體認被爲在下學

松陰は素水の弟子

又毀泉の弟子

（東江戸に於て）

山鹿素行——興信——高美——高補——松陰

博士又曰く、

吉田松陰は素水の弟子なんであります、それで素水の著した書物に、吉田松陰が跋を書いて居ります、それを見ると松陰は大層素水を尊崇して居られますけれども、素水は松陰程學問は無かつた樣に思はれます、（中略）山鹿素行が何故此の武敎小學を著述したかと云ふと、朱子の書に小學と云ふのがある、あの小學では足らぬから、日本の精神を以て、此の朱子の小學を補はなければいかぬと云ふので武敎小學を著した、それが世に版本となつて傳つて居らなかつたのは、素行が幕府の迫害を受けたからであります、久しく寫本で彼の家に傳つて居たのを、素水が始めて出版したのであります。（中略）

又平戸に往つて山鹿氏に入門したのであります。素行の實子山鹿高基、それから素行の弟の義昌、是が平戸に仕へて居つたので、其の子孫が平戸にあります、それで松陰が平戸に往つて山鹿氏に入門した、其の時の山鹿氏は高基の子孫で、山

東は素水西は巖泉

められた、それで松陰の學は遡れば必ず山鹿素子の學問となる、それでありますから、乃木大將は、吉田松陰崇拜であると同時に、素行崇拜でありました。（後略、委しくは、山鹿素行子法會、乃木大將追悼會記事……素行會出版參看）

井上博士の說の如く、吉田松陰嘗て、東は素水に、西は巖泉に學ぶとすれば、之れを兵法傳統錄に徵し、其の系統を明かに知ることが出來る。素水は高補と稱し、八郎左衞門と呼び、同じく高美、「八郎左衞門」に承け、高美は高直、「八郎左衞門」に、高直は、高豐、八郎左衞門」に、高豐は高恒「津輕將監」（越中守の家老、素行子の猶子（龜女の夫）に傳承したのである、又巖泉は、高忠「山鹿源之進藤助」に、高忠は高道「山鹿源之進、童名藤助」に、高道は高基「山鹿藤助、童名萬助、山鹿素行子の嫡男」に傳承したのである。（委しくは、系譜參看）

博士は又「山鹿素行先生」（素行會發行）と題せる書中に、學系略圖を示して、詳細說明せらるゝを、更に略圖にすれば、

（西平戶に於て）

山鹿素行——高基——重矩——松陰

親密なものである、是は間接でありますけれども、直接素行に就いて學ばれたも同樣である、山鹿素行の實子を藤助と申しますが、山鹿藤助の門人に吉田松陰の祖先があつた、一體山鹿流では三重傳と云ふことがあつて、兵學の極意は三人以上に傳へることはならぬと云ふことになつて居つた、素行の三重傳に與へた一人は、素行の實子の藤助であります、山鹿藤助の三重傳に與へた一人は、吉田松陰の祖先、吉田友之允重矩であります、それが段々續いて吉田松陰まで行つて居る、それで、吉田松陰の祖先が山鹿流の學問をした、吉田松陰は始終家學と云ふことを言つて居る、家學と云ふのは、山鹿素行の學問のことであります、武敎講錄などの中に、先師と書いてあるのは、山鹿素行のことであります、時々吾師と云ふこともあります、是は佐久間象山のことであります、吉田松陰は尙ほ其の時代に於て、江戶に來ては山鹿素水の塾に入つて兵學を硏究された、又平戶に行きましては、山鹿子孫の山鹿巖泉と云ふ人に就いて、(中略)兵學を修められました、吉田松陰の家學が啻に山鹿流であつたと云ふに止まらず、東に來ては山鹿素水の塾に入り、西に行つて山鹿巖泉の塾に入り、有らん限りの手段を盡して、山鹿流の學問を修

りました、其の時數人代る〳〵松陰のことに付いて演説を致しました、(中略)乃木大將は公開の講演をなされたことは殆んど無からう、非常に嫌ひであつた、併し吉田松陰の五十年祭であるから、(中略)演壇に御立ちになつたが、松陰の士規七則を朗讀なされて、後で數言附加せられたのみである、(中略)乃木大將は、五十年祭の時に斯う云ふことを御話になりました、實は自分は松陰自筆の士規七則を所持して居たので、平生肌身を離さずそれを持つて居つた、所が惜しいことには、十年の戰爭中に失つた、(中略)それで其後は自分で寫して、今でもそれを大事にして居ると云ふことでありました、それで吉田松陰の一體の敎訓弁に行動は、乃木大將の餘程手本と爲された所でありますが、士規七則の如きは、(中略)肌身を離さず、お守のやうにして持つて居ると云ふ趣意を其時に述べられた、(中略)此の吉田松陰を尊信しますれば、必ず山鹿素行を尊信する、何故かならば吉田松陰の學問は、山鹿素行に淵源して居る、松下村塾に行つて見ますと、(中略)吉田松陰の著書及び手本は、皆其處に陳列してあるが、山鹿素行の著述もあります、殊に松陰が、素行の著書に手を入れたものが其所に置いてある、吉田松陰と山鹿素行の關係は、非常に

ある。

曾て文學博士井上哲次郎氏に囑して、乃木大將追悼に因める講演を請ひしに、博士は大要左の如く演説せられた。(以下博士の講演抄錄)

乃木大將は、直接松陰に御學びにはならなかつた、(中略)私は乃木大將から聞きました、(中略)直接には習はぬ、玉木文之進から習つたと仰つた、(中略)十八歳の時に玉木文之進の所に預けられた、(中略)玉木文之進は、大將の伯父であつて、やはり學者であり、さうして山鹿素行を崇拜し、(中略)乃木大將の父に當る、乃木十郎希次も、山鹿素行崇拜であつた、(中略)乃木大將が、山鹿素行先生に對する尊信の念を起されたと云ふのは、其の父に當れる方からも來て居るし、先生になられた玉木文之進からも來て居る、又最も尊信された吉田松陰からも來て居る、(中略)それで松下村塾に於て松陰に直接學ばれなかつたのでありますけれども、乃木大將は多大に松陰の感化を受けて居られたことは疑はぬ、總て精神的の方面に於いては、素行先生と、吉田松陰の感化が多大である、(中略)豫て吉田松陰を非常に尊崇して居られたことは、數年前吉田松陰の五十年祭を、(中略)帝國教育會で、(中略)營むことにな

右之外は私ゟ夫々挨拶可致候事。

城圖　詩歌

被相備候仁數多有之、急に差上候心得に御座候。

十月二十八日

彌三兵衛

慶太夫

利左衛門様

（注意桑田利左衛門は當代山鹿牛十郎幼少の爲め後見を爲し居りたるもの）

十二　山鹿素行子と吉田松陰

「乃木將軍と素行會」

乃木將軍が山鹿素行子に私淑せられたる事は、皆人の知るところであるが、其の縁由とも云ふべきは、吉田松陰が山鹿素行子の崇拜者であつたからであると傳へらる。つまり乃木將軍は、將軍の伯父であつた玉木文之進と、父乃木十郎希次を通じ、更に間接に吉田松陰を通じて、山鹿素行子に私淑し且、崇敬の念を湛へられたので

乃木將軍は、將軍の父及び伯父を通じ、更に吉田松陰を通じての素行崇拜家であつた。

一、殿樣御隱居樣江之御禮呈書其御許に而御出來可ㇾ被ㇾ差越ㇾ候事

一、若殿樣江之御禮は其御許に而可ㇾ相濟ㇾ事。

一、津輕越中守樣、松浦大和守樣右呈書は此方に而日合考夫々取計可ㇾ申半十郎殿之御實名と御書判と爲ㇾ御知ㇾ可ㇾ被ㇾ下候事。

一、隱居山鹿義典殿、當主、同小太郎殿、右書狀を以深々御世話被ㇾ申候御挨拶、幷に香奠等被ㇾ相備ㇾ御挨拶等、其御元にて御出來可ㇾ被ㇾ仰越ㇾ候事。

右は津輕樣之御同姓也。

一、山鹿鞭馬殿右同斷、是は藤堂佐渡守樣之御同姓也。

一、水沼久太夫殿右同斷、是は藤堂和泉守樣御藩、御國住居也、此節半十郎殿御出府口之候得ば、出府の筈に御座候得共、御出府無ㇾ之、夫に付爲ㇾ代拜ㇾ定府門人淵本八郎右衞門殿參詣有ㇾ之候に付、水沼殿へ之御狀は此方ゟ屆に相成候樣相賴可ㇾ申候間、御出來可ㇾ被ㇾ下候。

一、布施小膳殿、是は雲州樣同藩定府に候、是又御香奠等被ㇾ備、參詣有ㇾ之候に付、厚御挨拶有ㇾ之候事、御狀其御元にて御出來可ㇾ被ㇾ下候。

の面々も、百五十年の今、再び素行の徳義を輝せり迚、各師恩と當家を感仰せしとぞ。

松浦家記錄

天明四辰年百回忌

天保五午年百五十回忌 九月二十六日イ

江戶牛込宗參寺

山鹿甚五左衞門 靈前

月海院殿靈前江

大奉書折懸包白銀十兩 青白水引結白木臺御下札 松浦肥前守

但百回忌の時は平戶より山鹿甚五左衞門殿態與出府法事有之、百五十回忌は平戶山鹿氏幼年に而無其儀、江戶へ賴來候。

半十郞殿方

御禮御挨拶等有之分

右之通り御取計相成候事。

こに會ぬるも亦因縁とすべき耳。

予宗參寺へ詣する前、思ふには、素行は天祥公殊に敬從せられし人なり。今孫子の身として等閑なるべからず。且其祭る百有半百の昔なり。されば所謂佛に非ずして神なり。然るときは、太刀に馬代を具して持往かんぞ、師弟の禮なるべしと、二十一日に斯く爲ぞ供したり。然るに當日二十六日、親族門人等咸詣拜して素行が靈前を視るに、太刀折紙を供へたり。人訝り問ふ、義典其由を答ふ、皆歎じて曰、餘人は皆世の香典菓菜を供るに、老侯の如斯は、流石に弟子尊敬の禮を以て爲られしぞ、尤至極とて感心の輩多かりしと、留守熊谷が告る。

熊谷又曰、當日親戚の餘、門弟末流の者參拜の族、尊卑凡六十餘人に及べり。然るときは素行の高德今に尙盛なりと。(一屬は予が家は論なし)津輕侯藤堂支侯に有り、今門流の秀たるは、松平雲州侯の中、藤堂津侯の中に有て、門弟各多し、其他の小氏は諸所に散在すれば、今これを玆に詳にせず。

又曰、當日集會せし流末の人、素行の家系を能く知りて、天祥公の素行が子に養女を嫁はせ給ひしの末、今猶彼家を繼ぐに、當肥州の末男を以て爲しを、門弟の親戚

し者の末にして吾が山鹿平馬の祖と兄弟なり)の子千助にて候。(この者は、津輕侍從いまだ予が同席にて四萬石の時、近習を勤て、予俟と懇なるに任せ、度々往來せしとき、屢相親し者なり。後故ありて八郎が咎を受け、出て外に在り。聞くには骨董となりて有しを、今は時過たるが歸て彼俟の内に在り。又再び山鹿を以て名乘る、義典と云は、定めし任俗の名を義典ヨシスケと云しを、直に法號とせしならん。(義は素行以來の通字なる也)某勤ゐしときは、故主の刀番にて、君俟にも毎度御城中、或は諸所にて近しく謁見し、且故主蹴鞠のときは、度々兩君の御詰をも仕りたりなど云。成ほど千助なれば面容も違はず、我を見よ、斯の如き純白の衰翁となりぬ抔、互に云て、故隱俟侍從どの、今世に坐さば知せ申し、今日などは必ず同行を勸め詣でゝ、互に祖先の御志をも繼ぐべきなど云へば、臣等も夫のみ想ひ出し奉る、某はや六十二歳に及候とて、涙を催して云たりし。是をもて思へば德不孤とかや、嘗天祥院殿素行を御崇遵の御志を繼で、百餘年の今、我これに赴しは、これ謂ふ因緣なるべし。然れば彼和尙も、我が隣處に十餘年在て、此日其寺にて計らず遇ひけるも亦因緣。次で故津輕侍從の臣、其頃懇せし山鹿氏へも、二十餘の歲月を歷、これも圖らずこ

予も老年に及べど、この寺には未だ抵らざれば、能く見るに、山鹿氏の兆域は、墳路の傍にして、小樫を疎に植へ並べたる丘のうへ狹き域なるに、其親戚の墓と覺しく、十四五輩も見へたる中、素行子の墓は其首座に在りて、方石の長け四尺ばかり横一尺寸餘なるに、月海院瑚光淨珊居士とか刻して、字體も貞享頃の風なるに(この法號の外四面に碑文などは無かりしと覺ゆ、)跗石のみ有りて、其質素なる其人を觀るに足れり。予廼ち敬心恭拜し、還て寺の書院に到れば、住持出迎へ、初て相見のことを陳べ、且遠方山寺へ抂駕ありて、素行子の面目、住持に於ても辱なしなど云ひ、又某ことは、御隱莊の良隣福嚴寺に、十餘年住院せしが、去冬當寺に轉住す。然れば御隱莊のことをも能く知れり。予云ふ、さらば砲聲をも毎夏に聞給ふらん。住持曰、邸邊通行のときは、大銃の響に驚くこと數囘、今に胸間に其音を存し候など語り、互に觀舊を云ふ中、又一人、從ひ往し留守居(熊谷某、素行門人の末流、)に介して曰、年久しく謁見を得ざれば、此度相見を請ふと、誰なるやと問へば、津輕の中隱居義典と云者と云ふ。乃相見するに、剃髮して十德を着せり。予問ふ、法師は誰なるや、久潤、と言へども心就かず。答ふ、八郎左衛門(この祖は素行の男嘗て彼侯に召され

兵學を唱ふ。其の見る所、時流と相合はざるを以てなり。纂述せる書六十餘種あり、其の學を祖述するものを山鹿流といふ。

天保甲午九月二十一日、徽雨霏々として風を帶びたれど、かねて含みたるとなれば牛込なる宗參寺に往く。如何にして行しとなれば、山鹿素行子の百五十年忌に丁ればなり。素行は甚五左衛門と稱し、軍學を以て世に高名なり。吾が天祥院殿、その頃津輕越州と、殊に其人及び其學を尙み、遂に孫女を養て、彼の息高基に嫁はす。

(頭書)

この孫女と云しは、天祥公の女國子(クニコ)を松浦信知に嫁す。信知の女名は美木(ミキ)、公又養女として高基に歸す。又今其葬地を尋ぬるに、高基の墓は宗參寺先塋の側に在り。其妻美木(ミキ)子の墓は麻布光林寺に在り、光林寺は盤珪禪師開山の寺にして、天祥公未だ天祥菴開創以前の菩提所なり、(中略)

故に其頃別莊の裡に在りし天祥菴に、素行歿して位牌を置かる。其牌今尙天祥寺に祀る。然るときは天祥公の遺志、且吾家軍學を傳ふるの祖なれば、予が祖先を念ひ、又彼の學を用ゆるは武門の道なれば、追遠の義に由て素行子の墓前に詣拜す。

生は永の浪人と覺悟し、諸事質素を旨とする云云。

一、貞享二年八月、素行病に罹り日々に重し。其子藤助、養子政貧及び門人侍して晝夜看護す、松浦鎭信、津輕信政の二人も亦之に加はる。諸侯にして一士人に對すること此の如し。其敬愛の深きこと以て知るべし。

津輕松浦兩侯の看病

一、昔僧に人の心中を能知り其思ふ所を云ふ者あり。誰人も皆かれに一言もなし。此時山鹿甚五左衞門(素行先生)未だ若かりし頃なりしが、或人其僧に對面せしむ。山鹿固辭すれども聞かず。止ことを得ず、遂に對面せしに、彼僧常とかはりて、今日は心中の事云は御免あれと云ふ、山鹿是非承りたしといへども、云はざりしとなり。これを見るもの大に訝り、いかなれば彼僧云得ざるやと山鹿に問へば、答には我心に決したるは、心中に思ふ所の物有を知るは、理の當然なり。若我胸中を一言にても口外せば、抜打にせんと、思切りて居たるを知たるを覺て、言出さずして逃返りしなるべしと云しと。

奇僧の通力と素行子の膽力

一、松浦肥前守鎭信、素行の爲に宅を淺草田原町にトして、これに居らしむ、この家に明の陳元贇の書積德の牓あるに因り、積德堂と號す。この後素行儒學を廢し、專

居を淺草田原町の積德堂にトす

壹萬石二萬石……吝むに足らず

而賜御衣若干於道春矣。公及聞此事、即大悦、謂其左右曰、幕下欲聽大道者、誠天下長久之基也、何幸如之乎。顧世人謂何哉。於我甚慶賀之。贊嘆不已。

一、一日公語近侍者曰、今世士輩多伴勢威人、入諸侯之家、而以從貴勢之後、飽飲食美、每有誇人者。爾輩不見乎。所謂乞播間之祭餘、而泣其妻妾之類也。可愧之甚也。然るときは、鄙語なれども、何れも東西の鬭角力なる者にして、其才用尊卑の違ひある而已か。

又其時世を尋るに埴津靈神(會津正之の追諡)は、寛文十一年を以て卒す、年六十四。月海居士は(山鹿素行子の法號)貞享二年沒す年同じ。倶に其賢行懿跡を觀ては、宜高年なるべきに、然るに其壽を保たざるは天なる哉、天なる哉。

一、天祥公は淺野長治(因幡守五萬石藝藩淺野氏の一族)等と同じく、素行を信ずること厚く、若し小藩にあらざりせば、一萬石二萬石を之に與ふる吝むに足らずと言へり。素行曰く、厚意謝する所を知らず。生を知らざる人々は、必ず生を以て途方もなきたはけ者とし、兩公の崇敬を受くるを實と信じて、高慢を言ふものなりとせん。生を知らるゝ諸公は富なく、知られざる人々は途方もなき人物に想はれん。

書、各有自然之象、何以造設哉、周子以無極而三字、冠太極字上、甚聖人之罪人、後學之異端也。太極之外、別無無極、則其言贅也。太極之前有無極、則異端之說也。(下略)

これ等を以て惟へば、素行が意は誠に言の如けれども、人其德に服從する之上は、由井が風に倣き、竟に反逆に與せし輩もこれと伯仲せん。正之上を敬奉する念には、素行を罪せしも然るべし。孔孟に用ひられざるは天也人に非ず。素行亦類也。されども林子の所論も亦由なきに非ず。予が儕の活眼ならざる者、實に知らざる所乎。

予云ふ、國史正之の罪を造れるのこと、又山鹿が世間の學術を訕のこと、人以て孰をか是非する。亦正之の學は山鹿と異りと言へども、正之の言行錄に擧る所は、

一、板倉防州自京都來江戸、而相會公之次、防州語曰、湯武伐桀紂之道、在京都、毎々與儒生論之、雖然其道理不分明、公謂如何乎。公卽應之曰、湯武征伐之事、歷世聖賢之所許、則當其義可知矣。雖然凡學問之道、欲明知而行之而已。但吾子與我輩者、決不倣湯武之道。幸有良師、唯學文王伯夷而已。湯武雖不知、又何足憂哉、防州深嘆之。

一、明口二年丙申、嚴有幕下御年十六、十二月十二日召道春、始令講大學首章於御前、

要錄序（門人等選）聖人杳遠、微言漸隱、漢唐宋明之學者、誣世累惑、中華既然、況本朝乎。先生勃興二千載之後、垂迹於本朝、崇周公孔子之道、初擧聖學之綱領。謁先生請曰、此書可以祕、可以崇、不可廣示於人、且排斥漢唐宋明之諸儒、是違天下之學者、見者獻嘲乎。先生曰、噫小子不足謀、夫道者天下之道也。不可懷而藏之、可令充於天下行於萬世。一夫亦因此書起其志、則贊化育也。君子有殺身以成仁、何祕吾言乎。説道而謬人者、天下之大罪也。漢唐之訓詁、宋明之理學、各利口饒舌、而欲辯惑惑愈深、令聖人坐於塗炭。最可畏也。聖經粲然于世、不可勞多言。

卷上、道統云云、孔子沒而聖人之統殆盡、曾子、子思、孟子亦不可企望。漢唐之間、有欲當其任之徒、又於曾子、子思、孟子不可同口談之。及宋周程張邵相續而起、聖人之學至此大變。學者陽儒陰異端也。道統之傳、至宋竟泯沒、況陸王之徒不足算。唯朱元晦大功聖經、然不得超出餘流。噫道之託人行世皆在天。

卷中、仁云云、漢唐儒生以仁作愛字、其説不及。至宋以仁爲性太高尙也。其不知聖人之仁、漢唐之蔽少、宋明之蔽甚。仁之解、聖人詳之。

卷下、易有太極云云、周子作太極圖、尤足起後學之惑、是不知聖人之道也。河出圖、洛出

曾て抗角の意には非ず

の違ひか。聞く彼版は今弘前の城內二の丸の櫓中に納むと。

又要錄の序を見るに、寬文乙巳季冬十月山鹿先生門人等謹題と。乙巳は其五年なり。殘筆の所レ記、素行御咎を蒙しは其六年丙午十月なり。先哲叢談の所載は、寬文六年春、著二聖敎要錄三卷一、刊二行于世一。これ等に據れば、前年冬より其業を起し、明年春刻成て行はれ、其年の冬、御咎を蒙し也。されば弘前の版はこの物なる當き歟。蓋し私藏ならん。

先哲叢談に載す。素行有二二女一男一。長女嫁二弘前津輕將監一、次女嫁二同家津輕平十郎一と。素行謫所に赴くに及んで、二女豈忍ばんや。弘前侯も亦然らん。これ等蓋し彼の城中に貯る所以か。予が家の秘して言はず、今日に逮ぶが如く、彼でも今は秘を不レ知して、猥に有ることを漏す。疑ふらくは祖先の意に非じ。

前に林子に與へし書に、一齋へ學び受てと云しは、要錄を林子に示せしとき、林子の讀し者が、處々に簽紙をつけたり。予因て其處々を抄し、遠く朱子の義をも聞まく欲し、又素行の違しも有らば敎誨をも受たくて斯は云ぬ。將た曾て抗角の意にはあらず。其條には

す。

右等のことに因て思回らせば、其子孫の身にしても、過去しことは知傳へざる旨も有り。斯、今のことを以て惟へば、正之のとき素行との際、何にぞ疑も有りて、素行は知らずとも、人の指目に礙ること有しならん。されば天祥公及諸臣も其やむことを得ざるを以て、彼書をも露はにせず、秘するが若くにして藏め置しを、予が輩不肖の孫子は、徒空く秘して、賢良の蹟を失ふかと訝りしも、實は祖先への孝志、繼述の念ひ薄きよりぞ然るか。是等も年百載を踰ては、人世も星霜とゝもに消旋して違ふ者なり。

津輕越州と天祥公

又津輕侯のことを以て云はゞ、彼先越州と稱せしもの。天祥公と齊く素行を信用せしは、殘筆及諸記の存する所なり。又津輕氏の今日有る所も、諸書既に見ゆ。予が贅言に及ばず。されども、彼先と吾先公の志す旨は相似ざるか。因て彼の要錄、今かの家に存する者は、若くは嘗て、官絶版に爲られしとき、彼祖、竊に其版を遷して、彼家に藏めし所か。又或は其跡の亡んことを患て、彼家翻刻して秘貽せしか。亦素行に從仕せしは吾公と異ならず。我は、貴を貴み、上を敬し、彼れは下を敬し、賢を尊ぶ

無益の事に而、世上存外の評判を成し可レ申候。
一、近頃和學家の舜庵なども、よき時分に死し申候。さなければ、大事に成可レ申候。又、大角も公邊より御沙汰にて、尾張家出入さし留に成り、今は逐電と聞へ申候。是等數々不レ入輩ながら、愚俗の信じ候者は、多分山師多く御座候。能々御具眼にて御看破專要奉レ存候。病中不レ得レ止、筆略の至に御座候以上。

舜庵は伊勢人本居宣長なり。名家著述目錄に云、宣長稱二舜庵一、此人國學を尙ぶの餘り、唐の聖者堯舜孔子の如き、皆これを訕り、且中華の學を邪なりとす。因て近來これを非とする者出づ、是等人の容さゞるの最也。

舜、字書に木槿、朝華暮落者亦作レ舜。定めし宣長が宅中、世に云ふ朝顏にても多かりけん、大角は平田氏の俗稱ならん。富小路貞直卿古史成文の序に云、東の國に平篤胤と云翁あり。本より神の生賦給へる倭魂に、漢學の才さへ有て、眞淵、宣長二翁の本志を負繼で、歌文の遊態をば心と爲す。唯根たる神の道の學に思ひ入て、外國より入りし末なる惡き習をば論捨て、種々の籍とも書著しゝと。この人も吾國を尊ぶの末、唐の聖賢を嘲る、これも亦人の容ざる者にして、林氏の學に與らざる漢（をのこ）と

孔子の釋迦のと申は別段の

して諸士に施さんと慮しが、予ふと思ふには、否否、素行御咎のゆゑも既に錄する如く、何となく此書も禁ぜられたれば、今更私を以て開版も憚あるべし、何れとも公私是非の當りを、其職任なれば林祭酒に質問すべしと、因て愛日樓をば訪し也、然るに於彼も果してかの掛慮ありて、前段の如かりし、又一齋が書の後、林子自書あり、曰、(先予が書を擧て彼の書を次に記す)

扨は、先頃より御沙汰被下候、山鹿の聖敎要錄にて、頃日追々申述候通の處、一齋江御示被下候御旨、昨日自同人得と承り、先以御芳思不淺奉感謝候。就ては、先祖共遺志をも子孫の身分初て相心得候し體、諄にも忝奉存候。因而先づ御深情の御禮申上候。扨就夫は此一事に而、一齋江敎學受度事多々有之候間、追々可申遣候。先は豫申上置候。先日の終決如斯段可申上候。頓啓上仕候。賢。　極月十九日

御書面委細承知仕候、山鹿云云委細坦へ傳への通に御座候。何に而も毀譽相半するほどの人は可貴候。あの如く其徒以千數など、却てほんの事には無き者に存候。今にても僧醫の類、大はやりの者、皆申分御座候。此見解、人事の上に大切の所に御座候。孔子の釋迦のと申は、別段の事にて御座候。御聞受にて珍重に存候。

三十部開版の希望中止

中、此事申上候樣にと被仰候。夫に付一昨日御直話之其徒に向て講釋、又は飜刻等者御見合の方に可有之候。其故の善惡によらず、一旦、此編などの流傳より、何か其頃議論も生じ、公邊より御沙汰御座候上は、先づ上を重じられ候所より、御藏板など不可然候。肥前は勝手次第、何も御相談無之候得共、御家などは兼而より秘し候と申候仕來、都而可宜哉に被存候。此儀申上候樣にと祭酒被仰候。尤此編の意味、何も格別の異說には無之樣に候得共、宋人の所とも頗違ひ有之候。軍學は軍學にて能き事候得共、儒學迄に及び、異論有之候所、何か公邊御趣意も可有之哉に候。何に致せ御家御仕來の通りの方可宜事と、祭酒被仰候。此儀申上置候。則御本(三卷)奉返完候。以上。

十二月十八日　　坦　拜上

この一齋を訪しことは、彼書を取出せしとき殊に喜ばしく、且は其書體も正しければ、直に彼の傳流の子弟へも示し、武學と倶に文教をも弘めば、素行への追薦、又天祥公へも孝志に當るべしと、肥州とも謀るに同意ゆゑ、幸、弘前の藏版も有れば、肥州云ふ、先づこれを三十部摺出させ、これを予が藩中に示し、其間に吾家も開刻

林祭酒と佐藤一齋の意見

したりし朦眼をも亮然たらんと、此ことを肥州とも談決して、林子に書を遣し誰ぞ代として來らしめよと云たれば、其答に

聖書要錄の儀に付、八之助差上候樣にとの事承知仕候。近日さし上可レ申候。十二月九日。

然るに渠も紛冗とて來期違ひ、幸、予は八重洲邊に次であれば、愛日樓を訪て云云のことを言述たるに、主人心得て林子へ斯くと告ぐ、其後一齋子が莊に來り謁を請ふ。出て對するに一封を懷にす。曰(この訪談の際、主人曰、書は得と覽候べし。某も嘗て何れにてか覽たると覺たるが忘れたり。又轉覽して曰傍訓は素行の時のものなる當からず。穩かならざる者あり。疑らくは後人の加へしか。又曰、弘前の如く貴家にて刻成ありて、彼の徒に施し給はゞ武學と倶に行はれ、彼の文敎も益々昌んなるべしなど語合き)

一昨日者、御寵臨被二成下一、難レ有仕合奉レ存候。然るに其節聖敎要錄の儀、祭酒へ御致聲の趣、巨細に申述、則御本指出し申候。其後、御一覽相濟申候間、御返完被レ成、宜申上候樣被レ仰。扨右の書、御心得に御一覽被レ成度、談者最早相濟み候に付、御收藏に者、及不

聖教要錄再版希望

弘前侯城内二の丸の藏版

因に云ふ、素行子のことは、世普く知る所なり。吾が祖天祥院殿、津輕氏の祖越中守と云し、兩侯とも素行子を深く信仰にして、門人の中隨一とも云べし。又兩家の臣に各山鹿氏を立てゝ、子孫今に至る。されども兩侯は誰云ふ者もなく、又彼家に古文書家藏の有無を云ふ者もなし。淺野氏は不幸にして高名故に、今の世までも云傳る程になるはかはりたる者也。

嚮に素行の聖敎要錄のことを著書に錄せしを林子に示したるに、其書を視たくと有たるが、予が家には久く其書なし。されども素行の後は今に吾が中に存したれど、此家及び門人の流も、何れも祕め露はにせず。然るゆゑにか予も是まで覽たることなし。肥州も幸に在府なれば、これと謀るに辨んぜざれば、何かは爲んと議せしに、不計心づき、津輕侯の臣に山鹿氏の隱退せし者、(名義典)予が在職のとき故、越州の近侍として屢々懇せし者ゆゑ、若やと需たれば、易きこと也迚、一本を借す。視るに梓板のものなり。聞く弘前侯の藏版にして彼の城中に有る所と、予廼一本を謄して返せり。是より予思ふは林子も未だ見ざる書にして、素行は先公崇遵の人、津輕侯さへ藏版あれば、予が家も亦開刻して西邑邊鄙の者に示し、是まで祕惜

内匠頭兵學入門の誓紙ありと語る者あり、因て平戸の便りに寫し越さしむ、本書奉書紙文段のみ如左。

誓言前書之事

一山本勘助之兵法幷城築一切之武功他見他言仕間鋪事。

一右之趣於戰場可爲各別事。（補）各は格なるべし

一祕事相傳之儀者、雖相弟子、無御免者、申談間鋪事。

右於相違

日本國中大小神祇、別而八幡大菩薩摩利支尊天、神罰可能蒙者也。仍誓言如件。

貞享元甲子八月二十三日

淺野内匠頭
長矩花押

淺野大學
長好花押

山鹿甚五左衛門殿

同　藤助殿

天地人三才の旗

書翰一卷 諺解殘本一卷

淺野內匠頭氏學入門の誓書

（銘、鑑共に未だ極めず）

一予が家に藏する、三才（天地人）の旗。

山鹿流の備立に、城主自ら出馬の場合に必ず樹立さるべきものにて、「天」「人」「地」の三旗を、三才の旗と稱するのである。（武教全書參看）

一平戶本澤五郎氏藏の卷物二

（山鹿素行子の書翰一卷、學庸諺解殘本一卷）

十一　山鹿素行子と松浦壹岐守

予が祖松浦壹岐守（源淸、靜山と稱し、豐功院と號す、）亦山鹿素行子の遺蹤と、祖先の崇敬とに鑑みて、屢意を素行子の子孫に注ぎ、且つ聖敎要錄を再版して、公に山鹿流を鼓吹せんことに勤めたるが如き、（林祭酒、佐藤一齋等の注告を容れて中止す）如何に敬慕の念を湛へられたるかは、其の著甲子夜話に、之を徵すべく、今拔萃して左に全文を揭げむ。

一予が內の山鹿氏、今は平戶に住す、其家古る書きもの丶中に、先祖素行子に淺野

此の陣羽織は、元、山鹿家藏のものが、故あつて予が家の藏となつて居るのであるが、此の陣羽織は、所謂る印度更紗(卽ち爪哇更紗)である、元來更紗には形打ち模樣と、かきつけ(卽ち書き更紗)模樣との二種ありて、書き更紗の方貴重には相違なきも、形打ちとて貴重ならざるにあらず。蓋し此の陣羽織は形打ち更紗の方なれども、染色と云ひ、模樣と云ひ、好事家の垂涎措かざるものである。而して彼の四十七忠士が、夜打ちに着せしと云ふ陣羽織の野道山路も恐らくは、此の山鹿素行子着用の、陣羽織の爪哇更紗模樣を參考せしにはあらざるか。(卷頭挿畫參看)

一武田信玄肖像贊　(山鹿高三氏藏)

一軍旗二旒　(山鹿高三氏藏)

一旒は三ッ星二ッ引の下に「不可勝過」の四大文字を、他の一旒は、同じく「思無邪」の三大文字を、何れも楷書に染め出されたるものである。而して此の軍旗は、山鹿流の備立に、必ず樹立されたものである。と、

一同……刀劍二振

武田信玄肖像贊

軍旗二旒

刀劍二振

とそ思ふ。

細川頼之

静かなる、心の内や、まつかけの、水よりもなを、すゝしかるらん。

右は
天祥院様、素行子江、日用に可相成歌、御所望なされし時、此二首を、書付あげられたるよし、今御掛物に御座候旨、承り傳へ罷在候。
右は並巻紙に認有之、巻表へ、
山鹿素行子、
徳祐公に申上げる歌の事、寛政四年壬子冬しるす。と、靜山公御書あり。

一同…………鳴戸焼の茶碗
薄茶々碗、畫模樣は浪に千鳥。
一同…………瓜哇更紗の陣羽織

鳴戸燒の茶碗

瓜哇更紗陣羽織

右銘であつたのである。乃ち左記に曰ふ。

飛鸞島記

一天祥院様(中略)錦小路殿より今川了俊へ書付被レ遣候由

(身をは唯の歌略す)

此歌一代御用ひ之よし山鹿素行に書かせて云云

敬孝述事(卷第二十四)

山鹿素行子德祐公江申上る歌之事。

了俊拾七歲の時よめる

よし、錦小路殿、此歌を

大文字に書て、此心を以て、

常に、勤められたりといへり。

今　川　了　俊

身をさらに、君にまかせて、

ともかくも、我心をはもたし

十 山鹿素行子の遺物

予が家及び平戸の諸士家に藏せらるゝ、山鹿素行子の遺物は、極めて少なく、僅に左の數點に過ぎぬのであるが、尙、借すに時日を以てしたならば、更に珍とすべきもの、幾點かを發見し得るやも知るべからず。

一、予が家に藏する二首の和歌

今川了俊の歌
身をさらに君にまかせてともかくも
　我心をはもたしとそ思ふ

細川賴之の歌
靜かなる心の內や松かけの水よりも
　猶すゝしかるらん

瀟洒なる一幅の懷紙に過ぎざれども、此の二首の和歌こそ、肥前守鎭信が、終世の座

弱之夫而已。何以立於天下之上。故天下無事、則飾冠冕、而尚禮樂。天下有事、則左秉鉞右執麾、以靖禍亂。大猷大君有擢庸之志、不果而薨。以下事蹟、散見乎諸書。但有詳略耳。家業世々、相繼曰疇。胄。嗣也。後也。伊呂。伊尹。呂望也。管樂齊管仲燕樂毅也。

右阿川義毅は俗稱忠藏とて肥後人吉の臣なり。相良侯我山鹿流の兵學を學ばせんことを望まれ、山鹿萬助方に留學す。天保十二丑十月此地に來り弘化二巳十一月人吉に歸る。當所にて勤學怠らず、且素行の畫像を寫し得て信仰し、予に贊をこふ。其志の厚を聞ければ、贊文を選で自書して與へし也。註は贊に書たるにはあらねど、後に贊中文事の出所を尋る人あらん時のために、こゝにしるしをくもの也。

弘化三丙午年正月記之

追加

一素行の贊を塙那治右衛門が又願出たればかく書てとらせぬ(塙薫藏氏藏に同じ、故に略す。)

安政五年戊午秋八月

に可レ有ニ御座一候但し本家山鹿(山鹿高基の末葉山鹿高三氏)の分には贊無之、山鹿文五郎殿幷に私所藏のものは、公家(松浦家を云ふ)御秘藏のもの同樣水野正盛の贊に御座候云云。(後略)

又觀中公(肥前守源熙)著の龜岡隨筆(雜の部七十八卷)に「素行の像に贊したる事」と題し、次に。

素行子贊。世多ニ撰者一。余亦就ニ數書一摭ニ一二事實一。聊作ニ斯詩一以表ニ追慕一。

偃武爰生ニ四豪傑一。君爲ニ稱首一冠ニ士儒一。著眼卓乎周孔道。古聖明レ非ニ孱弱夫一。世降文武相岐久。立レ敎無レ端歸ニ一途一。擢庸當レ作ニ伊呂亞一。箆仕寧追ニ管樂徒一。已矣猷廟早厭レ世。無レ由ニ攀附贊ニ宏謨一。矦門論定萬鍾祿。官府議成遠謫辜。厥躬雖レ屈道不レ屈。士林永世仰ニ師模一。吾祖祥公知レ君渥。不レ翅三ニ顧諸葛廬一。竟憑ニ名冑一酬ニ殊遇一。疇業嚴然我境區。

弘化二年乙巳五月。　書以應ニ人吉藩阿川義毅之需一

前平戸城主　松　浦　熙

素行、蕃山、仁齋、徂徠、稱ニ之偃武以來四豪傑一。素行曰。儒而帝也、伐ニ三苗一。儒而王也、驅ニ無道一而圖ニ之巢一、焚ニ之臺一。儒而相也、征ニ東山一、誅ニ管蔡一。未ニ嘗疎ニ於武略一。脫(モシ)疎レ於ニ武略一、聖人一孱

獵二史籍一擇爲二緯絲一。　謹思明辯無レ不レ臻。
惟精惟一誠執レ中。　乾々不レ息若二天恂一。
傳レ道與レ敎更練磨。　豁然貫通德乃眞。
亦一能獨往獨來。　張弛機密固入レ神。
爰方啓二文武一兼行。　因脩二諸藩一日頗新。
士道文明天顯應。　賜以二積德一堂擬レ麟。
惟時天保七丙申九月九日本澤幽然親愛謹贊拜書

一平戶塙薰藏氏藏

甲陽軍軌。　永屬二斯人一。

立レ敎施レ世。　固レ國守レ民。

尙平戶の諸士家に藏するもの更に多かるべく、山鹿流の末葉たる、平戶の近藤輝治氏より、予が文庫の主事に贈れる書翰中に、

(前略)素行先生御像贊塙氏の分は別紙の通りに御座候(甲陽軍軌云云)右は觀中老公の御贊に有之、其他當地には、先生の肖像幾幅も有之候得共、何れも同樣のもの

塙薰藏氏藏

籠手田男爵家藏

家士、其言行、感二于今日一。早拜二義行之像一、知二忠功之厚一。尚子孫不レ可レ忽乎。

于レ時寶永丙戌初春吉日

武江榮流十直緣軒貞行謹誌レ之

(桉ずるに、山鹿文五郞氏藏のものは、山鹿素行子の肖像贊に非らずして、令弟山鹿平馬子の肖像なること、右贊に徵して明かなり)

一 平戶籠手田男爵家の藏

謂二是兵家者流一。豈知二先生儒者一也。以二儒者一治レ兵。故其講レ武、仁與レ義、并聖敎也。多レ所二新發明一。其論正大、其人忠誠。自是國家柱石、不レ止二公侯干城一。宜哉。兵家者流雖レ多、莫二是與京一。

後學朝川鼎敬題

癸卯秋日

一 平戶奧村平六郞氏の藏

奧松昌朗慷慨士、繼二祖考志一、而信二素行子敎一、志二青雲一。因寫二子肖像一、投請二贊辭一。予不レ耐二其需一辭焉。强再三、固辭無レ言。略述二管見一、應二其責一云爾。

浩々乎志士仁人。懿德誠允亦恭謹。

徧涉二小徑一求二大路一。宗二聖典一以爲二經綸一。

問學如何、徵乎素行。素行如何。希賢希聖。匪敢僭踰、勉承來命。堯舜可爲。人皆此性。儒道非難。養至德盛。懿美內涵。聞望外令。文武張弛、維人無競。溫恭誠允。端莊靜正、不在他求。是在子敬。　舜水朱之瑜□□

一舊津輕藩兵學師範貴田孫太夫氏の藏

(肖像贊は前記の問學如何云云なる朱之瑜の撰に同じ、故に略す。)

一平戶山鹿文五郎氏(山鹿平馬の末葉)藏

山鹿平馬肖像贊

山鹿義行、同姓高祐弟也。俗名號平馬。自明曆丙申歲、爲壹岐國守家臣。元祿壬午初冬、中二十日、六十八歲而卒。當務五十年、仕官之間無私。各宗兵學、勤之、忠節英世、一

正盛七十三歲、夏五月中澣日、百拜謹題。□□

大哉文武。　擧世稱師。
敎人不倦。　愛物無私。
胸收兵甲。　志在旌麾。
名實相合。　古今博知。
常談以道。　正坐有儀。
高山仰止。　舍是其誰。
存則請見。　歿後致思。
弟侄榮達。　子孫蕃滋。

素行

爲

子敬山鹿翰史

藤姓高興其名也別號素行

─高基　榛助と稱し山井堂と號す、平戸松浦侯に
　　仕ふ元文三年歿。

─高道　仕平戸松浦侯。

─高豐　仕弘前津輕侯。

編者曰く

(編者曰く、「山鹿素行子と、津輕越中守信政」の一章は、會員外崎覺氏著、「津輕信政公」四十三頁より、五十四頁に至る記事に據る。委しくは附錄十一「山鹿素行子と松浦壹岐守」參看)

九　山鹿素行子肖像贊

素行子肖像贊

山鹿素行子の肖像、之を各家に見ることを得るのであるが、予が家及び津輕の貴田家に藏するもの及び平戸の各家に藏するもの、其の肖像贊は左の如し。

一　予が家に藏するもの。(卷頭挿畫參看)

山鹿素行之賢任義久追慕　尊伯、遂令畫工寫其形神、因請贊不輟。門人水埜

るものがあるのである。即ち曰く、

貞享丙寅九月二十日あまり六日、先生の一周忌になりければ、また今さらのやうに思ひいでられて、

月も日も、めぐり來にけり、去年のけふ、過ぎにし人は、名のみ殘りて。

梓弓、君が教に、ひかれずば、しらでやみなん、武士の道。

さて、前述の如く、信政、素行子を待つに、賓禮を以てせんと欲したのであつたが、素行子、固辭して之に就かざりしかば、其の養子政實を任用したのであつた、其の子孫、今尙、弘前に存するのである。其の略系左の如し。

素行
├義昌　山鹿平馬　平戸杉浦侯に仕ふ
├政實
└女子　信政養ふて喜多村監物政廣に嫁せしめ、後薙髮して琳光院と稱す。

(素行子歿後十二年)罪を得て、其の職を罷めしめられ、秩祿を收公せられ、次で、正德三癸巳の年閏三月二十三日を以て、江戸に歿しぬ。行年六十又四。(罷職の年より、十六年。)此の年、政實の舊功を追思せられ、再び、祿(石高不詳)を其の子高豐に與ふることになつた。

驕奢を以て罪を得

素行子の歿故を悼む

音曲停止三日

政實、人となり、敏達聰慧、深く、軍學に達し、政務軍事、一も參決せざるものなかりしに、晩年、寵眷に狎れ、驕奢を以ての故に、罪を得しと云ふ。先是、素行子、貞享二乙丑の年八月を以て、黃疸に罹り、九月に入りて、病狀危篤に陷るや、信政は、鎭信と共に、毎日、病床に就き、看護に、心を碎きしも、天、終に、年を假さゞりしか、其の月二十六日を以て、吾が素行子を奪ひ去つたのである。實に、享年六十又四。信政悲哀慟哭、殆ど、狂者の如く、其の送葬の日の如き、同族津輕靱負をして、代送せしめ、且、釆地に令し、音曲を停止すること三日、信政自ら、心喪に服すること三年。一七日毎には其の子信壽、及び、那須與一と共に、素行子の墓前に奠じ、又、毎歳の正忌には、親しく神位に辦供して、追遠の誠を致し、敬虔能く事ふること、神在すが如く、極めて鄭重を盡したのである。

追悼詞歌

乃ち、其の小祥忌に於ける、追悼詞歌の如き、眞に、役人をして、惻々暗涙にむせばしむ

蜀の先主對諸葛亮
宋の太祖對趙普

素行子固辭して就かず

山鹿大學政實

蓋し、素行子對信政の開係は、尋常師弟の道を以て見るべきではない。之を信じ之を敬すること、殆ど、蜀の先主の諸葛亮に於ける、宋の太祖の趙普に於けるが如き觀があつた。而も、信政の封地僅に、四萬七千石に過ぎざるに、其の中より、尙、一萬石を割き、且、居を北郡瓶ヶ岡に築き、賓客の禮を以て、厚遇せんと欲したのであつたが、素行子、漸く老いて、事に堪へざると、二君に事ふるの屑からざるとを以て、固辭して受けなかつたのである。然るを信政は、更に、其の子孫を祿して、聊か、師恩に報ずべく、强ひて請ひければ、素行子も、其の情の切なるに感じて、養子八郎左衞門(實は兼松七兵衞の次男素行子の甥)をして、信政の臣たらしめたのであつた。卽ち大學政實が、其の人である。

政實、初の名は高恒、又、興信と曰ひ、通稱を八郎左衞門、又將監とも稱したのである。乃ち、兼松七兵衞の次男で、素行子のためには、甥に當るのである。時に、素行子の實子(長男)藤助、幼少のために、政實を養子として、長女龜女に娶したのであつたが、既述の如く、信政に仕へ、延寶九年(改元天和元辛酉)には、擢でゝ老職に任ぜられ、祿千石より、程なく、三千石に加恩、津輕將監政實と稱したのである。後、元祿十丁丑の年七月、

出し候事に候。中にも、源八(喜多村)殊の外精を出し、上達不二大方一。我等滿悅可レ有二推量一候。本多備州、岡八郎左衛門など、工夫の書付見候而、何れも、殊の外器用なるとの事に候。(中略)松肥州(松浦肥前守鎭信)は、七月三日に被レ參、すみ、花手前、ともに被レ致、手前の茶を源八にのませられ候。肥州は、源八手前望み被レ申、右門と兩人、茶をたてゝ差上候處、源八には、自身指南いたされ候。兵學迄器用の由にて、殊の外、御ほめにて候。茶の湯は不レ入事、兵學は、彌、上達滿悅不レ過レ之候。

弟玄蕃に與ふる書簡

兼而申候通、兵法工夫の儀、主膳(森岡)場左衛門(吉村)甚右衛門、申合、一月に六度の定日に而、工夫有レ之由。尤の事に候。留守中とても、何れも寸隙有レ之間敷に、深志不レ淺候。全書の工夫、兩通共に、岡八郎左へ指遣候。一圓手透無レ之、先月煩故、一見可レ致隙無レ之候間、重而可二指越一候。三本之書付を、岡氏へ指越候處、其節、直し來候へ共、右工夫の書付返り候はゞ、一度に、指越候事と留置候得共、遲成候樣存候に付、先此度、指越候事、(中略)於二此方一も、門弟中寄合、詮議折々有レ之候。中々面白き事、不レ被二申盡一候。はや〳〵、來年に成、物語申度事に候。

相思うて相逢はず

相見ることを得べき吉報に接するや、欣抃雀躍、殆ど、寢齒の折るゝを知らず。急ぎ、其の臣棟方作左衞門に、一書を與へて曰く、

先月二十四日山鹿氏御叱御免、天下の間何方にても、心儘に罷在候樣にと、國廣く御免、殊に、今度妻子も、一度に、江戶へ罷越候樣にとの事にて、來月は、皆々、此方へ引越事に候。さて〳〵、個樣成事、我等大慶無此上、嘸々、其元にても、滿足可仕と存。云云。

批判を質す

以て知るべし。如何に、信政が、素行子を欽慕することの深かりしかを。是より已來、信政は、又、昔日の如く師事に努め、且、子弟の敎養を一任し、時に、講筵を開きて、衆臣と共に之を聽き、或は、衆臣を會して、軍書の講論をなさしめ、或は利害を論じ、得失を議し、偏に、斯學の上達を期して虛日なく、常に、其の批判を、素行子、及び岡八郎左衞門に質し、而して其の衷を折するを例とするなど、左の書簡に、之を推知し得て餘りあるのである。

棟方十左衞門に與ふる書簡

(前略)彌以勤學無間斷、日用に可相勤事肝要に候。此方門弟(山鹿門人)何れも、精を

無聊を慰するを得たりしにや。蓋し、師弟の情、眞に掬すべきものがあつたのである。

先生よりの飛脚、明後十日に相立候由。則返書相認差越候。幷、先日其方まで、先生より被差越候狀も差越候。我等より返事は申入候をも、猶又相心得可被申入候。將又、右の飛脚の者へ、先日は金子遣可然樣申候へども、足輕中間の類にても金子遣候。然ば、今度の飛脚は、右の類にては無之、其上遠方參り候に付、帷子一ッか、薄き羽織、若くは帷子一重か、其參候ものゝくらい先生までのつかわれ樣、左樣の所迄、大學（山鹿政實）へも委く聞被申而、相談可致候。最其方宅へ、明日にても呼、返書相渡、先生への口上等宜申付、時服にても、其方前にて遣候而可然候哉。云云。

素行子、赤穗に謫せらるゝこと約十年、（實は八年九ヶ月。）指を屈すれば、素行子罪を得て、赤穗に謫せられたりし當時は、信政、實に、二十又一歲の秋であつて、今や、素行子赦されて歸東せんとせる歲は、卽ち、三十又一歲であつたのである。斯間、信政が、直接、素行子に師事せるは、十六歲より二十一歲に至るの間、卽ち、五ヶ年の星霜であつた。爾來、約十年、相思ふのみにて、相逢ふこと能はざりし夢境より覺め、當に、親しく

津輕邸の門を過ぎる

私に音信を通ず

渉りて、疑を質し、業を肆ひ、身を修め德を頖ひ、孜々として、旦夕道を聞くことに勉めたのであつた。

時に、寛文六丙午の年、十月三日、素行子、北條安房守氏長より、切紙を得て、出頭を命ぜらるゝや、豫て期したることとなりしにや、遺書數通を認め、宗三寺に、亡父の墓前に賽し、馬上途すがら、津輕邸の前を過ぎる刻、明四日、講學の約ありしを思ひ浮べ、特に、人を派して、故あり席を缺くの旨を告げしめたるが如き、蓋し以て、其の一斑を推し得らるゝのである。

配所殘筆

寛文六年十月三日(中略)若黨兩人召連、馬上にて房州方へ參候。四日には、津輕公へ可_レ被_二召寄_一兼約、御座候つるを、津輕殿門前にて存じ出、明日、參上仕間敷のよし、使をよせ申候而、北條殿へ參候。(後略)

かく、素行子は、所_レ謂、「不屆なる書物」即ち聖敎要錄を刊行せるに、奇禍を買ひ、舊主の故を以て、播州赤穗に、淺野長直に預けらるゝや、東鰈、鰭を斷たれ、南鵜翼を折られたらんが如く、素行子對信政の交誼は、終に、思慕の念餘つて、私に、音信を通じ、僅かに、其の

恰も嚴父の如し

御若年に被レ成二御座一候。尤十郎左衛門殿、出雲守殿、被レ仰候御事に御座候へ共、家中衆、又は他所衆承候而、御若年之御方樣え、如何樣に申なし候而、如レ此儀御座候などと、以來迄御沙汰御座候へ者、迷惑仕候間、御免被レ成下一候樣に、御斷申上候。其以後津輕十郎左衛門殿死去の時分、遺書にも拙者得二御意一候樣に、御申置候故、其段御志辱奉レ存候。越州公は、彌御懇意辱奉レ存候而、得二御意一候。

弟玄蕃に與へたる書簡の一節

昨日、兩人へ可レ申と用事に取紛無二其儀一候。先生（素行子）へも、此度の船便に進め候而、可レ然もの有レ之間敷候哉、急度差越候而は、又何かと辭退可レ爲レ申候間、可レ然ものいかほども差積餘計のぼせ候而、入用の節、藤太夫（田村）など心得にて、差越し樣にも可レ然候。とかく、此段不レ遲候者、明日大學（山鹿政實）へ、とくと可レ爲二申談一候。それまで遲成候者、與右衛門始三人の役人に差つもらせ、委細大學へ差越可レ爲二申合一候。

云云。

此の如く、信政は、素行子に對するに、嚴父の如く、殆ど、其の指導に賴りて事を決し、或は、其の門に詣りて敎を受け、或は、邸內に招きて講筵を開き、兵學は勿論、國書經史に

八　山鹿素行子と津輕越中守信政

『山鹿政實……　弘前に於ける山鹿略系』

素行子と信政との關係は、信政年甫めて十六歳、卽ち寛文元辛丑の年に始まる。素行子、時に、年四十歳であつた。時に、信政の叔父信英監政の任にありて、逸早くも、素行子の非凡の人物たるを知り、自から、贄を執りて其の門人となりしのみならず。信政をして素行子の識見の崇高なりしと、氣宇の偉大なりしとに頼らしめむと欲し、終に、兩者の關係が、尋常一様の域を超えて、肝膽相照すまでに至らしめたのである。

配所殘筆

山口出雲守御出候而御申には、津輕十郎左衞門殿(信英)御申には、津輕越中守殿御知行高は、少御座候得共、土地廣、新田多候而、知行の事は、其方望に御任可ㇾ有ㇾ之、又越中守、初而御入部候間、(信政の入部は十六歳の時)拙者附申候而、參候樣に御願候と被二仰聞一候。拙者申には、先以辱奉ㇾ存候。乍然、越州公別而被ㇾ掛二御目一候へ共、いまだ

癸未歲十月六日、卒乎私第。依遺命、乃葬菴地矣。孝子前肥前太守源篤信居士、曾尋嶺松古蹟、請於官改號天祥寺、移菴及廟焉。恐歲月彌久、而廟趾委草穢、建此威像、且令予記其梗槩、以欲視乎不朽。予爲之銘曰。

赫々威容。　建焉仰焉。
肅々君子。　福不唐捐。

旹

寛延三庚午歲仲春穀旦

前肥前太守松浦篤信建之

江府本所鄉天祥南山(以下二三字石缺損にて不明)

蓋鎭信居士、曾慕藺武田信玄公之勇武。玄公在日、命佛工彫刻不動尊一軀、爲之己肖像甲之。慧林寺玄公廟威像是也。今春、玆建石像、暗喜符合矣。金伽羅童子一軀、資巖貞壽院尼大師冥福云。制多伽童子一軀、加篤信居士自善根力云。一即三、三即一、人々不動尊、箇々二童子。居士承當此旨、則今日、直見靈山一會、儼然未散。勉旃々々。

庚午歲十月六日

南山叟重記焉

二葬全身於菴之側。乃號天祥院殿慶巖德祐。　太守之爲人、忠敬而本仁、寛明而有制、內顯而敏、外肅而和、恩不偏、刑不黷。百姓悅服。詩曰、允矣君子。展也太成。太守之謂歟。予嘗撰豫州如法寺碑。以故能諳禪師之行實。今多歷年所、人尊信之、日新月盛。可謂年彌高、德彌邵。所謂水其心、雲其身、浮沈消息、無往而不自得者、其達人乎。禪師之謂歟、或請書太守與禪師同心同德之所以然也。於是乎、書銘曰、

有鳥名鵬。　絕雲高飛。
雖遊天池　下覽德輝。
師親太守　以道不違。
國之六翮。　代之範圍。
揔在二妙。　韙哉相依。
同心之言。　誰窺樞機。

寶永二年歲次乙酉十月初六日

孝子朝散大夫壹岐守兼知肥前州源姓松浦氏棟立

不動尊坐石銘幷序

此地者故肥前平戶藩主源鎭信居士崇尙吾正眼國師創天祥菴舊趾也。以元祿十六

官暇、願渡御而後、發江府。牧野氏、以其言語執政。四月二十一日、大駕臨牧野氏。太守、及男壹岐守、被徵拜視　大君之舞儀。太守、已賜　官暇、再咫尺于　恩顏、他列侯之所無有也。其後一日、有命、以　太守之次子織部、爲扈從之臣。是皆、太守、忠心勳勞之所感也。是豈、非人頌之、天祐之乎。太守、自壯歲、嚮心宗、訪明僧隱元琦於崎水、延道者元於食邑。況於本朝之名衲乎。也爰有師諱永琢、字盤珪、播陽人也、臨濟三十五世、本有圓成的骨之孫、拈鎚竪拂、眞活祖師。道譽竟達　禁闕。元祿三年二月廿一日、特賜佛智弘濟禪師之號。初、禪師遊崎邑、歸路、過平戶。太守、以久聞道名、延之城內。爾來、欽慕德化、三十有餘年矣。勝尾嶽有寺、名普門。開山爲天叟義和尙。乃　太守之遠祖、而爲肥州刺史。遇知於時之武將義敎。義敎薨後、自祝髮爲僧奉香華云。太守、以此寺屬師董焉。是夏、不遠千里、而至平戶、駐錫半歲。太守、入室問道、益造閫奧。師奇之、授與靑色五條衣。爾後、　太守、武門技術、自至于神妙也。八月丙寅、設大齋於普門。罪無輕重、悉赦之。其爲惠不亦大乎。今茲己巳、三月己亥、有　命使　太守、益親近于御座。　太守之於君恩、前程不可計者歟。雖然、以身已耆老、慮筋力之不堪。故乞骸骨者不止於是、蒙　恩、許以家事、一傳于長子壹岐守、又分封疆之內新田一萬石、以與次子織部也。卒歸隱于武州本所之別業、構菴於境內、日與僧侶爲禪觀。元祿十六癸未、十月六日、溘爾逝、閱世八十有

太守、以慈闈齡高、不欲遠離、請常在江府、報晨昏。公命許之。延寶乙卯太守、年五十四、願讓家事於嗣子壹岐守。君上不允。丙辰之春、賜官暇、命以循行封内、至仲冬可還麾下。戊午、太守、年五十七、慈闈病篤。太守不脫衣帶、日夜侍湯藥。及居喪、哀毀踰于禮。庚申五月丙申、嚴有公薨。諸侯同升諸公而哭。執政在位。陳諸臣壹志、以可奉仕叛君之旨。太守、於稠人廣坐之中、勵聲曰、諸臣、各浴四代之恩波。誰敢二三。其德。有辭氣足感人者。執政壯之。天和辛酉、回國使入平戶。又稱善治。貞享乙丑、太守、年六十四。

九月丙戌、公書下、徵太守。太守登營、則大君命曰、多年忠貞之勤勞、熟于台聞。自今後、加汝於近侍列。太守、拜命之辱、流涕曰、恩意無所謝。丙寅三元以來、太守、日々、登營。神殿佛宮、凡大駕之所至、無不陪從。三月朔日、太守應命而登殿。大君親命官暇、告以諄々之言、而賜白銀千兩、美服十領、駿馬一匹。明日、馬監送龍蹄踵門。太守邀之、自執轡遙望營中而拜。蓋、銀服定例之賜也。御馬、先世雖有賜之者、中止而闕然。今也、再惠之。豈非公恩之加厚乎。八月己辰、有官命。充米穀五千石、於平戶城。祖先未嘗有此事、而權輿于太守。可謂盛事也。元祿改元戊辰、三月、命官暇。恩賜之厚、如丙寅之歲。先是、有大駕、邇日渡御于牧野氏之命。太守、素與牧野氏、爲通家。故雖賜

天草四郎、據有馬古壘而畔。當此時、　太守、始賜官暇歸食邑。急遣兵於長崎、護日見、茂木之二關。明年戊寅、兩官使歸自有馬、路經平戶、而留四日。乙卯之歲、官使巡視有馬而還、過平戶。　太守饗之、以去歲待兩官使之例。此歲、太守、爲先考建正宗寺。壬午、　太守、年二十有一、有家臣阿比爲不祥者。　太守、探之戮其渠魁數輩。人嘉其早辨。正保乙酉、封內生屬島、有邪法徒欺惑人。　太守、蒐捕盡其種類。慶安辛卯首夏、　大猷公薨。太守、爲之營精舍於城外、山號巖淵、寺曰樹光。甲午之歲、　太守、請於崎之步下、新築發郎機臺、以備非常。　大君、許之。於是、相攸累石、爲之七處。萬治戊戌、隣邑大村、有邪蘇徒蜂起。太守、執其黨六十人、梟境上。寬文癸卯、太守、年四十三、賜休暇而西歸。比至伏見、傳聞長崎失火、兩廳變灰、早解纜向長崎。其後、請以造復兩廳。丙午、　太守、願分附家俸千五百石、於從弟信貞。　大君美之。丁未歲、　官使巡群國、察風俗、以平戶爲治第一。戊申春二月十日、賜　官暇返于平戶。此時、同州島原城主高力氏有罪而廢黜。三月、　公書下、使太守與小笠原氏、收島原城。四月丙戌、　太守發平戶兵士、相隨者四千餘人。　太守會于　官使于諫早、而拜　公家之花押。同月乙未、収城、法令嚴肅。見者稱其整々。　太守、振旅之後、以垂于先考之諱辰、馳价於洛北大德寺、寄以地、永充于佛殿常燈之資。辛亥、

織部勤之事

一儒書軍學兩令習之

一射儀鳥銃鎗劔術不怠而令學之

一使家士射的則相交射之爲不怠武事也

天祥院殿前肥州太守慶岩德祐大居士之碑　　儒學教授遯菴宇三近由的撰

夫忠貞功德、顯然于時者、人頌之、天祐之。然載紀不傳之、則未有名聲至久、而不泯者。是碑碣之所以建也。　松浦肥州太守、姓源名鎭信、世知肥之下松浦郡、城居于平戸、兼領壹州。其先出自弘仁帝子、左丞相融之玄孫、曰渡部綱。綱之子、松浦判官久、以土著于松浦爲氏。是松浦氏之始也。箕裘相繼、而不絶。近世、道可、生宗靜。宗靜世之所謂式部卿法印也。宗靜生久信、久信生隆信。是　太守之父也。太守之母、牧野康成之女也。康成酒井忠次之甥、而忠次之妻、則　東照神君之尊姑也。本枝之所連、可以觀。元和壬戌三月己酉、　太守生于東武。少有逸群之量。年八歲、進見　台德公。十有四、而任肥前守、敍朝散太夫。丁丑之歲五月壬辰、父隆信捐館。　太守、年十六受封。其冬、肥州葛木之民庶、黨于

竟日事了日已傾西嶺夏戌刻臥冬亥剋臥

一朔日十五日二十八日節供亡君祖先幷亡妻之忌日獻朝奠招浮屠氏供食到寺院拜神主幷石碑燒香。

一齋戒沐浴著肩衣袴手自書大君三體之御名號拜之御忌日召僧供食入寺院奉拜　御神主書亡父祖母之名號事同之。

一家中之諸士有怠者則正其過而令勤番且亦記番帳一月一度見之

一近歲多病故使內科外科之兩醫爲番聞保養之術

一新正農民工商之法令書之

一守儉勤事々除費改家法

一告老士有功者有我身之行幷國法之非則令獻諫書不令書士之姓名爲令易納諫也。

一家中之軍役合考　公儀之□軍役改之。

一守　公儀之御掟改領內寺院之本末爲令無後來之異論書黑印與之。

一暇日行別墅使諸士射的正弓法幷令放大筒石火矢見之

（略）

元祿六年五月二十一日卒。

芳林院殿椿岩永壽大姊。

毎日行事

一毎旦寅刻起盥漱養平旦之氣卯刻沐浴櫛著肩衣袴奉拜
權現樣　台德院樣　大猷院樣御三體燒香了拜亡父祖母伯父亡妻之神主燒香
而後嘗讀所書記家人男女死者之姓名且有忠孝德義者書之讀之燒香。

一脫肩衣著袴順見諸士之勤番隨士人之高下應接之爲窺予之起居來見者令吃朝
餉與老士有功者談話移時有所感于心則手自筆之旣成卷帙名武功雜記。

一老臣執事來見談治國安民之術。

一到厩見群馬之是非多思養良馬或召士乘之或自乘之冬朝饔了出夏晡飡後出

一燕居時呼息織部令敎儒書幷軍學而後自讀書思治民之道或學武事著旗者之
甲指旗考其輕重又考武器一人所持之重或召畫工令書行列幷備陳屋之圖暇
則見鷹鳥感其勇氣若有外事則遂一手自書之工夫是非雖輕事不疎略況大事乎。

元祿十六年十月六日、薨于江府。天祥院殿慶巖德祐大居士。夫人、松平山城守忠國女。

├棟　雄香公。
├女
├女　諱國、始諱マサ。
　　爲松浦（本氏村尾）內匠信知妻。母妾、氏姓未詳。法名本覺院殿。
　　享保十五年十二月二十二日卒。
　　長興院殿松岩義貞尼首座。葬所三本松。
（略）
├松浦左兵衞（略）
├信直（略）
├式部（略）
├女（略）。
├女
├女
　　爲德祐公養女、爲山鹿藤助高基妻。

し候。年始と御歸城には、惣馬遊被御覽候。先年、馬所持候者共へ、時服被下置候。

一島原江、御馬御家中馬共に、百拾六疋被召連候。御跡に茂少々殘居候。

一島原城御請取前は、御家中衣類御法度、無御座候。歩米上り候後、儉約に而、宇治茶も詰不申候。

一於平戶惣體、御作事御庭等、御好不相聞候。江戶御庭は、御客來に付、御作らせ被成候。新茶屋、かけ出作に出來、酒井雅樂頭樣、始而御招請被遊候。

一吉川惟足、神道被聞召候。

一不破慈庵　易講談。

一御在江戶後、片桐石見守殿、一尾伊織殿、御出會、御茶湯被遊、所々御數寄屋、御圍出來。

家世脈屬譜

德祐公　韓鎭信、始諱重信、源三郎、幼名千代鶴、

法諱圓惠、又德祐、肥前守致仕、薙髮用鎭信之音稱之、號天祥庵、又號退靜翁。

元和八年三月十三日、生于江府、母夫人牧野氏。

庄御屋敷に、被成御座候、元祿拾六年未の十一月六日、御年八十三歳に而、御逝去被遊候。御法名天祥院殿と奉申候事。（注意八十三歳は八十二歳の誤り？）

天祥院様御行狀（拔萃）

一瀧川彌一右衛門、山鹿平馬、水野新右衛門居合候者、被召出御軍學御議論被遊、御書留は、文庵、吉兵衛相勤、御城取砂形被遊候。

一御精進日には、樹光寺、普門寺、正宗寺、瑞靈寺、端水、其以後、大随點堂、御齊被下御相伴。

一神書、橘三喜御傳受被遊候。

一天文、秋山忠右衛門、横田才庵。

一和漢書籍、文庵。玄覺。御膳之中にも被聞召候。

一盤珪禪師法活被聞召候。

一宗門改惣奉行松浦作右衛門。

一御家中武藝、毎度御覽、大筒石火矢迄茂。

一御家中、島原城御請取前後迄は、百石以上所持人々より、其以下にも、馬所持いた

普は譜

二字蟲喰

殿と申候。其以後者、御家中に而之御腹のに、御子あまた御出生之事。

一鎭信公、御年六十四歳、貞享二年巳九月二十九日於江戸に御普代家奥御詰被仰渡候事、此砌より、御茶湯方思召御立、片桐石洲流、御執行被成候事、其以後に、又一尾伊織殿此流義も、御聞被成候事。

一鎭信公、六十八歳に而、御隱居之御願被仰込、御願之通相濟、御惣領壹岐守樣江御隱居、御家續せ御代御渡候。其以後貞享三寅年より、すもふ御好き被成、筑前樣より、相撲取段兵衛、須賀右衛門、段之介と申候而、三人被指越候。其砌、長崎、大阪、南部、陸奥、所々より、大勢被召抱候。御領分よりも、七種出來右衛門、是非右衛門抔と申者、罷出候。其砌者、江戸中町方にも、相撲取大勢有之候。江戸に而、大名小名衆中、□□に相撲取被召置候。此方、相撲取も、他家江被遣、他家よりも、□□御屋敷江被召寄せ、町相撲抔も、折々被召寄、御取せ御見物御座被成候。町相撲取共、此方之者に合せ、取候得共、勝利無之、他家に被指越候而も、まけ込候事無之、數年被召置候得共、元祿拾年丑之十一月に御止候事。

一鎭信公、御隱居被成御茶湯も御止、相撲取も御止、不殘隙御出被成候事。江戸本

六子を半之丞と曰ふ。妾某氏の出。早世す。第七子を千菊と曰ふ。妾某氏の出。戸川助七が嗣と爲る。早世す。第八子を豊三郎と曰ふ。妾某氏の出。早世す。長女は亦、雲晴夫人松平氏の出。酒井備中守(忠解)に適く。忠解卒する後、再び石川美作守(名は乘政)に嫁す。第二女は、妾某氏の出。松浦内匠(信知)に適く。第三女は、妾某氏の出。牧野伊豫守(忠貴)に適く。第四女は、妾某氏の出。南部主税(政信)に適く。後、新庄土佐守(直賢)に再嫁す。第五女は、妾某氏の出。早世す。第六女は、妾岡氏の出。板倉周防守(重冬)に適く。第七女は、妾宮崎氏の出。熊澤作右衛門(正令)に適く。第八女は、妾某氏の出。早世す。嘗て、松浦權之助(信忠)の女を養うて、之を佐竹兵部少輔義長に嫁す。又、秋月佐渡守(種信)の女を養うて、之を山鹿藤助(高基)に嫁す。又、織田信助の女を養うて、之を生駒主殿(親猶)に嫁す。

續大曲記

一鎭信公、數拾年江戸御勤、御上下被遊候內、御母公永昌院樣、御年被寄候に付、御在江戸被成度旨、御願被仰込候處、御願之通に、相叶候。依之、御國より奥樣、江戸江御引越被成候而、數年御暮被成候處、是も、江戸に而御死去被成候御法名本光院

之儀矣。師卽奔平戶、與州牧松浦鎭信公俱議延請郡之普門禪叢。又往賀州金澤、與天德寺卯鐵心相議。蓋二公親見道者。一再月之間、跋涉數千里、艱辛備嘗、要事之有濟、此土福薄、而道者遂回明。云云。

松花供

同遊般若懶僧家。　撥轉紅頭謝滴茶。　此段誰人傳得及。　釋迦何似吟拈花。

公人となり

公、人となり英明果決、智勇兼ね備る。平生、心を文武の道に潛め、最も武田家の兵法を慕ふ。屢、山鹿高祐を延き、其の學を講習す。又、賢を禮し士を愛し、遇するに重祿を以てす。山鹿高道、田原榮定が如き、皆、其の用る所と爲る。民を憐み農を勸め、開墾修築、以て民利を興す。賑恤貨借、以て飢寒を救ふ。庶政を正し、法會を修め、悉く、至らざる所莫し。公、和歌を好み、最も、茶事を善くし、其の秘奥を究むと云ふ。

八男八女

公、八男八女を生む。長子を、棟と曰ふ。雲晴夫人松平氏の出。第二子を昌と曰ふ。妾志佐氏の出。別に、一萬石に封し、支族と爲す。第三子を賴母と曰ふ。妾岡氏の出。早世す。第四子を、篤信と曰ふ。妾某氏の出。松浦求馬(名は信齊)の嗣と爲る。第

を授けらると云ふ。(集雲寺由來書。)

敬孝述事(卷第二十七)

道者元

諱、超元、號道者。大清南山亘信禪師(亘信者隱元之法弟也。嗣法徑山費隱禪師)之門人也。桉師語錄、慶安辛卯年來朝歟。抵平戸年月、詳語錄。考玄光之序文、師東渡住本邦、凡八九年之間歟。後以本朝無緣、歸唐。恐丁萬治之間歟。雖有語錄、以其無年譜行狀、不可詳考。

以不肖略所聞、師東渡、先隱元禪師三四年、隱元來朝之後、經三四年、歸唐。然則凡與玄光隨侍師之年數、槩無異。

道者元禪師　位牌裏

慶安四辛卯十月四日天祥院殿邀師抵平戸。是夜、剏晉門寺。

大淸國康熙元、歲舍壬寅、八月二十六日、示寂興化府國觀寺。日本寬文元壬寅年也。

盤珪禪師行業記曰、師領徒衆、再抵崎陽。道者歡甚。待以優禮。會明國蘖皐宗師東化。其徒屬、各立門戸、而是非不相合、如圜悟高菴之黨、遂俾道者散席崇福、而構成還明

薙髮して鎭信と改む

壽塔を甲斐の惠林寺に建つ

本所の別邸に卒す

道者元

(松浦子爵家是より始まる。)

八月五日、公薙髮し、其の名を鎭信と改む。九月二十二日、徙りて本所の別邸に居る。十月二十二日、德川綱吉(常憲公)牧野成貞が第に至る。公(雄香公、及び昌を伴ひ、往いて之に陪す。十一月十六日、又至る公、復び雄香公、昌、及び長(雄香公の長子、賴母、龍珠院。)を伴ひ、往いて之に陪す。翌三年庚午二月十日、又至る。公及び雄香公、之に陪す。

元祿十二年己卯十二月、公、壽塔を甲斐の惠林寺の武田信玄の塔側に建んと欲し、其の寺僧東法に囑し、之が記を爲らしむ。經營、未だ終らず。公薨じ、其の事遂に止む。蓋し、公平生、武田家の兵法を慕ふ。故に、此の擧有りと云ふ。(延享三年丙寅、松英公、(三十一代篤信)の志を繼ぎ、金十兩を寄附し、且、公の靈牌を惠林寺に安置す。)

元祿十六年、癸未十月六日の晩、公本所の別邸に卒す。享年、八十又二。法號天祥院殿慶巖德祐大居士、之を邸中の天祥庵に葬る。後、松英公の時に至りて、庵を、本所の中鄉に移し名けて天祥寺と號し、又、公の遺骸を、此に改葬す。(承應年中、公、明の道者元と交り、頗る、心を佛法に留む。遂に、元に就いて太虛院殿大心圓惠大居士の法號

五月朔日、公、江戸を發し、直に、長崎に至り、晦日、平戸に歸る。
同年六月、公、痢を患ひ、醫を筑前に招く。既にして、漸く、癒ゆ。
七月二十三日、公、長崎に赴く。

唐館營築

八月、又、長崎に赴き、松平主殿頭、山岡十兵衛、宮城主殿。に會し、唐館營築の事を議す。
九月二十五日、功を創め（唐館營築の功。）翌年己巳四月十五日に至りて、始めて成る。唐人徙り居す。
九月十六日、公、長崎に赴く。尋で、二十四日、及び十一月十五日、又、赴く。
十二月十三日、公、山鹿平馬が旅寓を訪ふ。
元祿二年正月二十九日、公、長崎に赴き、遂に、江戸に覲す。閏正月五日、下關に抵る。時に、公の孫長、已に、平戸より至り、以て公の到るを待つ。因て、相共に東し、二月朔日、江戸に入る。

奥詰となる

三月二日、幕府命じて奥詰と爲す。四月十八日、病に因て辭任す。

一萬石分封

六月二十一日、公、致仕を請ふ。七月三日、允を得たり。是の日、雄香公（山鹿素行年譜に、慶壹太守、壹州太守等と記さる。）封を襲ぐ。又、新田一萬石を分ち、以て昌を封ず。

年譜參看）

前年（貞享二年）佐々村、志佐村、調川村、水災あり生月島、鷹島、風災あり。因て、是の歳五月二十六日、大麥七十三俵を生月島に、三十五俵を佐々村に、三十五俵を志佐村に、四十五俵を調川村に、三十二俵を鷹島に。賜ふ。

八月、公、長崎に赴く。

二十六日、幕府、命じて、米五千石を平戸城に附す。未だ嘗て、附米の事有らず。始めて、此の事あり。因て、諸士入りて賀す。公、命じて酒を坐前に賜ひ、且、磯野十郎右衛門を、江戸に遣して、以て申謝せしむ。

是の歳、錢五萬四千六百四十四文を納めて、以て東宮造營の費用に充つ。（勘定場舊記、）

四年丁卯正月十一日、公、平戸を發し、長崎に由り江戸に覲す。（山鹿素行年譜參看）

（四月二十八日、東山天皇卽位し玉ふ。）

元祿元年戊辰三月七日、公西歸の暇を得、幕府、白銀百枚、時服十領、及び馬一匹を賜ふ。

四月二十七日、幕府昌に命じて、中奧扈從たらしむ。

幕府米五千石を附す

東宮造營の費

百尺蟲の玉

雁の間詰となる

す。）

是の歳、相神浦中里村の本山に、尾崎傳兵衞なる者有り。其の母、寡居す。是の月二日、百尺蟲有り。長さ二尺餘、玉を頭上に戴き、戸口より來る。其の母、竹を以て之を壓し、其の玉を取りて之を放つ。翌三日、夜半神有り、白衣を着、自ら、飯盛權現と稱し、且、告げて曰く、昨日與ふる所の玉は、汝が家に置く可き者に非ず。汝持ちて平戸に赴き、以て之を平戸殿に上れ。と、其の母、因て速に、跪座して以て且を待つ。後、之を奉行に申す。公、之を聞き、召して親ら、其の玉を受けらる。二十四日、其の母、及び傳兵衞に賜ふに、錢若干を以てす。

（二年乙丑二月二十二日、後西上皇崩ず。）

是の歳（二年）九月晦日、幕府、公に命じて、詰衆と爲し、雁班（雁の間詰）に列す。

三月朔日、公西歸の暇を得、幕府、白銀百枚、絮衣十襲、及び、馬一匹を賜ふ。翌二日、賜ふ所の馬に乘り、牧野備後守の邸に行き、申謝す。（牧野備後守及び、松浦鎭信公と、山鹿素行子との關係は、山鹿素行年譜。配所殘筆。山鹿誌。等參看。）

三年閏三月十九日、公、江戸を發し、路、中山道を經、四月十九日、平戸に歸る。（山鹿素行

孝子を賞す

巡國使來る

鐘鑄崎の邸

焔硝庫爆發

けずして、反つて、其の禍を招く。古人云く、神は非禮を享けず。と、是れ、其の心正直ならずして、鬼神に諂ひ、鬼神を汚すを謂ふなり。故に鬼神に事ふる、必しも、供奉の多きを貴ばず。信心正直を以て主と爲す。因て、庶民の狀態を審問し、且、冠婚喪祭の敎法、數十條を記して、以て封内に頒つ。

二十六日、命じて徒士組以下の子弟出で、僧道と爲ることを禁ず。但し、癈疾丁役に堪へざる者は、則ち其の地の官吏之を評定所に申し、然して後、之を許す。此の日、公、壹岐葦邊浦の漁人、鹿之助と云ふ者、善く孝を、其の八十一歳の老親新左衛門に盡すと聞き、新左衛門が世を終るまで、年毎に、米一俵を賜ふ。

是の歳、巡國使、奥田某、柴田某、戸川某、平戸に來つて、其の善治を稱す。

二年壬戌、公江戸に覲す。

貞享元年甲子七月、昌(萬松院)其の邸地として、初めて、鐘鑄崎の原善九郎が宅趾を賜ふ。

十月十八日、薄香越の焔硝庫、火あり。官吏、及び番卒等、男女八人之れに死す。庫中、藏する所の、硝石、凡そ、一萬八千七百七十九斤と云ふ。(山鹿素行年譜委しく之を記

飢餓を救ふ

冠婚葬祭の教法數十條を頒つ

是の歲、封內凶荒す。十一月二十二日、賑すに、大豆三百俵を以てす。

天和元年辛酉正月二十九日、命じて米を村邑に貸して、其の飢餓を救ひ、又、武庫藏するところの外套五百十七領、單衣十二領を出して、以て頒與す。

六月公以爲らく、夫れ、人は生れて加冠し以て成人となれば、則ち必ず、其の禮有り。妻を娶るに及んでは、則ち亦必ず其の禮有り。死しては則ち、喪禮有り。鬼神に事ふるに至りては、則ち又、祭禮有り。其の他、年始、上巳、端午、七夕、八月朔、重陽、歲晚、各、其の禮有り。而して、農工商、分有らざること莫し。然れども、其の禮、動もすれば、分に過ぎ易し。是を以て、農民は、苟も、豐年に逢へば、必ず、錢穀を費して、以て其の用を耗す。漁人は、多く、獲る所有れば、亦必ず、酒を飮み、用を費し、以て空乏に至る。凡そ、人、常產無ければ、則ち心邪にして、而も惡を爲し易し。其れ終に必ず、罪に陷るに至る。復、疑ふべき無し。況んや、凶年は、逢ひ易うして、豐年は得難し。且、豐年の後には、必ず、凶年有り。是を以て豫め、之が貯を爲して、以て不虞に備ふれば、時に、凶年に逢ふと雖も、飢餓せざるの理有り。且夫れ、鬼神に事ふる、專ら、信心正直を以て、本と爲す。苟も、心邪にして道に從はず。徒に、金錢を費して、以て之を祭れば、則ち其の福を受

り、東海道を經て、二十三日、江戸に入る。

六年戊午、十月、永昌太夫人病篤し。公、日夜、側に侍し、目睫を交へず。衣のまゝにして、帶を解かず。湯藥、必ず嘗め、保養至らざる所莫し。十二月十五日に至りて終に、起たず。十六日、之を下谷永昌寺に葬むる。又、遺骨を京都の知恩院に收め、靈牌を、先求院に安置し、之に附するに、米十五俵を以てす。公、喪に居て謹嚴、慟哭自ら勝へず、哀毀禮に踰ゆ。(山鹿素行年譜參看)

八年庚申五月八日、德川家綱(嚴有公)薨ず。翌日、諸大名、皆、登城す。酒井雅樂頭、稻葉美濃守、大久保加賀守、堀田備中守、列坐す。時に、雅樂頭、諸大名に謂て曰く、主君、昨夜他界せらる。諸臣宜く心を一にし、以て嗣君を奉戴すべし。と、公進んで、顏を正うして曰く、臣が輩、四世の厚恩を承く。孰れか敢て、其の心を貳にする者有らんや。と、辭氣壯厲、以て四坐を壓す。執政、之を善とす。是に由て、擧世、皆、稱嘆すと云ふ。

(山鹿素行年譜、幷に、最後の敎訓參看)

(八月十九日、後水尾上皇崩御。……帝王年表に、五月十九日に作る。)

八月二十三日、德川綱吉(常憲公)將軍に任ぜらる。

看病目睫を交へず

慟哭自ら勝へず

辭氣壯厲

詩を賦して曰く

僧江雲と談ず

松壹岐樣人々御中　　政一

小遠江守

内々參候而、御口切におひ可レ申と、此中民式申談候處に、昨日、御暇被レ下、朝鮮人罷上候間、急候て、御馳走之義申付候へと、被二仰出一候。明後日可二罷立一と存候、御殘多存候。江月和尚へ御狀可レ被レ遣候。無事に上着候由、此間申來候。貴樣御氣相、彌御本腹被レ成候哉、來春罷下可レ得二御意一候。爲二御暇乞一如レ此候。恐惶謹言。

十月九日　　花押

十月十八日、公將に東覲せんとし、船、平戸を發す。第二子昌（山鹿素行年譜に、松浦織部と屢記さる。松浦子爵家の祖、萬松院なり。）之に從ふ。時に、公、詩を賦して曰く。

櫻花落後到二關西一。梅蘂綻時歸二海東一。莫レ道生涯似二鴻雁一。世間變態古今同。

十九日、杉浦に至りて上陸し、二十一日福岡にて、宗福寺を過ぎ、僧江雲と會談す。二十四日、豐前の内裏に至り、又船に乗ず。昌は伊豫に赴く。十一月五日、大坂に至る。六日、昌、伊豫より至る。七日大坂を發し、八日、京に入り、九日、京都を發し、美濃路に由

黒田侯招て茶儀を催す

四年丙辰正月十七日、壹岐の農民十戸を志佐村に、三戸を御厨村に、又、三戸を下方村に移住せしめ、以て農事に勤めしめんが爲、其の人口の多少に隨ひて、家毎に、米五俵、或は、六俵宛を賜ふ。

三月十八日、公江戸を發し、(山鹿素行年譜參看)島田驛に至りて、大井川の滿漲に遇ふ。滯留三宿、而して京都を過ぎ、大阪より船に乘じて、赤馬關に至る。筑前の黒田侯、書を贈りて、其の城下に會せんと請ふ。因て、福岡を過ぐ。黒田侯、公の茶事に精しきを聞き、其の儀を行はんと請ふ。杉浦に至り、又、船に乘じ、四月十二日、平戸に歸る。

(甲子夜話參看)

敬香逑事(卷第二十八)

德祐公の、茶事に高名にをはせし故に、公より上の事は、人も云はざれど、茶事は、已に、德祐公の前に有たり。清、寛政二年庚戌の夏、長崎に之しに、彼處の商、掛幅をもち來り、茶人宗甫公の手跡なれば、賣たき由を云へり。清、之を見に、與人書翰なり。能く觀るに、紙背に名氏あり。讀に、松壹岐樣の字なり。清、驚く。因て念ふに、宗陽公に贈れる所なり。其文

一、長柄鑓百三拾本、二ノ丸に有。
一、桶板三拾枚、二ノ丸に有。
右之通、諸色、鎭信公島原御詰之內、改之書記申事。御歸國は、五月末也。

幸橋成る

九年己酉正月、板橋架設の工を起し、五月に至りて其の工を竣ふ。名づけて幸橋と曰ふ。

十年庚戌、公、伊勢に詣して、太神宮を拜す。

壹岐の人を津吉古田に移す

十一年辛亥三月二日、壹岐の農民十戶を、津吉村、古田中鄕浦に移住せしめ、以て農事に出精せしむるが爲、人每に、各、米六俵を賜ふ。

是の歲、公、太夫人永昌院老いたるの故を以て、留りて府下に在らんことを請ふ。

十一月二十五日、幕府之を聽るす。

江戶の邸成る

延寶元年癸丑五月三日、江戶の邸舍落成す。雄香公(山鹿素行年譜に壹州太守と爲すもの。公諱は棟と曰ふ。)東覲し、移りて之に居る。(山鹿素行年譜參看)

節儉

三年乙卯二月十日、國用足らざるを以て、命じて節儉を務め、且、祿百五十石以下の士、馬を畜ふことを禁ず。(山鹿素行子最後の敎訓參看)

さまは窓

一、羅紗猩々皮鐵砲袋千貳百七拾貳丁分、本丸鐵門やぐらにあり。

一、合圖太鼓貳ッ、口指渡し五尺、本丸東やぐらに有。

一、鐵玉箱貳拾壹本、丸やぐらに有。　但壹兩玉壹箱に四千三百入。

一、鉛玉箱拾壹荷、本丸やぐらに有り。但、壹兩玉一荷に四千三百入。

一、石火矢玉四百三拾、本丸やぐらに有り。但壹つ三百目、二百目、百目有。

一、鐵炮さま、惣構に、千八百有り。

一、本丸に、矢さま四百八拾有り。

一、陳小屋、七間に百貳拾間。

一、陳小家、七間に五間、三拾間也。

一、銀貳百六拾貫目、本丸やぐらにあり。

一、大判拾七兩、二ノ丸やぐらに有り。

一、小判七拾五兩、二ノ丸やぐらに有り。

一、銀錢六貫文、同所有り。

一、米六萬俵、藏入有り。

一、ふのり四俵、本丸北やぐら。

一、五斗入味噌樽四千、本丸廊下橋石門に有り。

一、かしめ□□□八拾俵、本丸廊下内に有り。

一、□□懸ヶ六ッ、本丸廊下門。

一、鑓懸ヶ三拾、同所に有り。

一、やぎ大小二ッ、同所に有り。

一、石火矢車、色々同所。

一、ぶとう酒入壺、高さ貳尺八寸、本丸三階やぐらに有。

一、壹石入大釜貳ッ、同所。

一、干飯入桶拾壹、天志上段に有。桶一つに五斗五升入。

一、突鐘壹ッ、二ノ丸やぐらに有。

一、竹火縄壹萬八千□、同所。

一、木綿火縄三千五百形、本丸やぐら。

一、突棒槍二百本、同所有。

三字蟲食

二字蟲食

天志は天守？

一字不明但形字？

一、馬ひしやく、はなねぢ、二の丸鐵門脇に有レ之。
一、木綿羽織千五拾五本、本丸に有。
一、木綿單物千四百八拾、本丸にあり。
一、白ばれ板無袖羽折百三十、本丸矢ぐらにあり。徒士之者渡り。
一、木綿ばれ板羽織四拾、本丸表二かいやぐらに有り。
一、鐵の竿鐵拾九本、本丸やぐらに有り。
一、指物竿百五十本、本丸北東三かいやぐらに有り。
一、麻がら百束、本丸北やぐらに有り。
一、明松貳百束、本丸、右同斷。
一、竹菱八俵、本丸東南三階やぐらにあり。
一、指物竿三拾二束、本丸東南三階やぐらに有り。
一、のぼり竿拾九本、本丸北東やぐらに有り。
一、鐵かゞり五ッ、本丸廊下石の門に有り。
一、あらめひじき刻候て六百俵、本丸表三階やぐらに有り。

一、合鹽焇六千五百斤、本丸鐵門に有り。
一、硫黃拾貫目入桶貳拾二、同所有。〆右之分、本丸鐵の門に有レ之分。
一、石火矢貳拾壹挺、本丸武具藏有。此内壹挺、木石火矢也。
一、弓貳百八拾張、内五拾丁、重藤卷、靭共に、本丸武具藏に有。
一、數矢貳萬八千本、本丸の內に有。内六千三百五拾本、東やぐらに有り。
一、口太刀百三十振り、本丸やぐらに有り。
一、口鑓三百三十九本、本丸北やぐらに有り。
一、御召具足三拾五領、本丸やぐらに有り。
一、馬廻借具足八百貳拾壹兩、右同所。
一、數具足三百五拾領、同所。
一、刀大小百腰、本丸鐵門やぐらにあり。
一、陳なた三百九十丁、本丸鐵門やぐらに有り。
一、陳かま三百九十丁、同所。
一、馬道具七拾五疋分、外に、高麗鞍貳疋分、本丸鐵門やぐらにあり。

一字蟲食、但長字？
一字蟲食。
兩は領
陳なた　陣鉈
陳かま　陣鎌

二字蟲食。

二字蟲食。

御勘定方は、青木喜左衛門殿、酒井甚之丞殿、〆兩人、城御番は、稻葉能登守殿也。
此時、鎭信公御供、□□島原に而之役付、田町門之頭番は、瀧川彌一右衛門、小倉□
□右衛門、田中傳左衛門、〆三人。北門の頭番、松浦內匠、丹羽角兵衛、神原彌右衛
門、〆三人。鐵門の頭番、松浦宇右衛門、濱野新五左衛門、岡野九郎左衛門、〆三人。
先懸け門の頭番、安藤八左衛門、篠原源右衛門、石川杢左衛門、〆三人。中の門頭
番、熊澤作右衛門、神戸庄左衛門、中路七郎右衛門、〆三人。不明門の頭番、山本甚
左衛門、松山形部左衛門、渡邊宮內左衛門、〆三人。都合六箇所之門、皆、右之通也。
大手之門、南西七箇所は、小笠原內匠殿方〻之御番也。島原城附近之武具、馬具、
左に書記如く也。

一、城大構門七箇所、大手之門は、南に有り。
一、本丸に、門數拾壹箇所有之內、鐵門三ッ、筋鐵門壹ッ。
一、鐵炮千貳百七拾挺、但、壹兩玉本丸鐵之門にあり。此內八拾貳丁御持筒。
一、胴亂口角貳千。右、同所に有り。
一、大筒貳拾壹挺、但貳拾目玉、本丸之內土藏に有り。

つのり、領地の政事あしく、非理の課役をかけ、四民をくるしむるのみならず、家士等、虐使に堪ず、さきに、鎭西の國々、巡視の御使つかはされし時、領民共、隆長が虐政にくるしむよし訴ふる者少からず。よつて、かく罪蒙りて、後、延寶四年十二月二十五日、配所に死しぬ。齡七十二。(日記。藩翰譜。家譜。)

二十八日(中略)諸大名の輩、御前近く召て、こたび高力左近大夫隆長、領國の民をくるしむるつみもかろからず。よつて、國除かる。隆長が外にも、猶、政蹟よろしからぬ聞えなきにあらず。各、前弊を改め、維新の政を行ふべきむね、面命あり。

(後略)

續大曲記

一鎭信公、御年若き比より、武藝能不殘御稽古御執行、御達者にて候。御年四十五六歳の比、島原城主高力左近正殿、國仕置不宜由に而、改易被仰付候。此城、御請取に、年號は寛文八年申之卯月初に、御出陣被成候。御勢海陸にて、雑兵都合三千人也。其時の御上使松平備前守殿、城請取には、小笠原内匠殿、松浦肥前守兩大將也。御目附衆に、森川小左衞門殿、内藤新五郎殿、内田傳右衞門殿、〆三人也。

を嘆ぜざるは莫し。（山鹿素行子最後の敎訓參看）

除邑錄

二十七日、島原城主高力隆長罪ありて邑除す。

嚴有院殿御實記卷三十六（寛文八年二月の條）

二十七日、肥前國島原城主高力左近太夫隆長、所領三萬七千石沒入、松平龜千代に預けられ、嫡子伊豫守常長は、酒井左衛門尉忠義に預けられ、二男右衛門季長は、眞田右衛門幸道にあづけられ、居邸は、牧野飛驒守忠成に預られぬ。この隆長は、もとの攝津守忠房の子なり。忠房、初め、遠江國濱松の城主たりしが、寛永十五年、肥前島原の賊徒たいらぎて後、かしこを鎭撫するもの、忠房、其任にあたれりとて、今の城給はり、良民を各所よりよびあつめ、いかにもして、人心歸服せんはからひせよとて、米金若干下されて、其地を保護せしめられたり。しかるに、隆長そのはじめ、父が岩槻の城にありしころ、慶長十七年十二月八日、神祖（家康）を拜し、元和三年台德院殿にも、日光山御詣の折から、その城に立よらせ給ひしかば、拜し奉る。九年御上洛の時、敍爵して左近大夫と稱し、明暦二年二月八日家つぎしより、奢侈に

正使たらしめ、且、公、及び小笠原内匠頭をして、其の島原城を收め、三月十二日、公、將に長崎に赴かんとして、船を艤し、潮を待つ。諸士逐りて渡頭に在り。時に、江戸よりの信有り。以て其の命を傳ふ。公、命を受けて、大に悅び、諸士、皆、城に入りて賀す。

敬孝述事(卷第六)

一筆令啓上候。然者、貴樣儀、今度、島原之城、御請取候之樣にと、被仰付之旨承候。定而、此節者、彼地江、御越可被成と存候。同姓内匠頭儀茂、御同前被仰付候。若輩者御座候間、萬端首尾好、被仰合可被下候、賴入存候。隨而、御菓子一器、肴一種、致進入之候。以使札申達候、驗迄御座候。獨期後音之時候。恐惶謹言。

三月二十六日　　小笠原遠江守

長眞花押

松浦肥前守樣人々御中

四月十七日、公、平戸を發し、二十七日、内匠頭と共に、島原城を收め、五月二十六日、平戸に歸る。翌日、諸士城に入りて賀す。初め、公の、是の命を受くるや、屢、教令を下して、以て部伍を整へ、其の軍を行るに及んで、號令明肅、極めて紀律有り。人皆其の精練

相浦大潟新田成る

江戸大火兩國橋を救ふ

島原城を受取る

衞なる者、農民三十戸を拉して平戸に來り、相神浦に住して、大潟新田を耕さんと請ふ。三月晦日、公、之を許す。

七年丁未三月三日、公、東覲中留守の法令四條、及び下知狀十四條を頒ちて、之を守らしむ。

是の歲、幕府の巡國使、岡野孫九郎、井戸新右衞門、青山善兵衞平戸に來る。公、吏をして之を饗せしむ。三使、政令の淸廉を聞き、民人の安泰を見て、稱して九州第一と爲す。（年譜。玉露叢。幸橋記。）

八年戊申二月朔日、江戸、火を失し、延燒六日に至る。北風、殊に、甚しく、類火四隣に及ぶ。是の夜、將に、半ならんとするとき、幕府、公及び細川豐前守、市橋下總守に命じて、速に、兩國橋を救はしむ。公、單騎馳せ去る。士卒追うて至る。時に、橋、將に、燬けんとす。公、小舟に乘じ、指揮して、之を防がしむ。橋、遂に、墜ちず。其の翌七日、幕府、命有りて之を褒賞す。（山鹿素行年譜參看）

十日、公、暇を得て西歸し、三月七日、平戸に還る。（山鹿素行年譜參看。）

二十七日、（三月）高力左近太夫、罪を得て、國を除かる。幕府松平備前守に命じて、之が

壹岐八幡浦成る

爲し、且、毎年、金百兩を賜ふ。

敬孝述事

信貞―猪右衛門、寛永十年、從徳祐公之江戸寛文四年御分地。(徳祐公年譜御分地を六年とす。分福系圖)元祿七年八月二十一日卒。法名道秀。

- 信方―覺左衛門。
- 信朝―源左衛門。
- 豐―猪右衛門實信朝弟。
- 備―猪右衛門、室は河内守信正養女、實は逸巖公の女也。
- 信豐―左京。
- 忠―熊之助。

五年乙巳三月、壹岐の今里浦の漁人を、棚江に移住せしめ、名づけて、八幡浦と曰ひ、別に、濱使一人を置き、併せて、山崎浦を兼ね治めしむ。

先是、明曆二年丙申春、相神浦、大潟新田の開墾、始めて、成る。 時に、和泉の小庄屋庄兵

政所も、燒失に付、御手傳被ㇾ成御建立にて候。依ㇾ之、御公儀樣よりも、別而御滿足被ㇾ遊候由付、其節之爲、御褒美、御加增之御沙汰、御座候處、鎭信樣御願には、此節之御加增には、永代目に立候。自分之船印、拜領被ㇾ成度と、被ㇾ仰上ㇾ候處、只今之吹貫御船印は、其時、公儀より御拜領と承候事。

是の歲、秋大に旱し、封內、飢饉に及ばんとす。公、近國、及び、北國の米二萬五千俵を糴し、幷に、貯米一萬七千俵を出して、封內を賑救す。

寬文四年甲辰正月、幕府、特に、長崎兩役所、建築の擧を賞し、公、今年の東覲を免ず。

幕府長崎兩役所建築の擧を賞す

是の歲春、松浦源四郎をして江戶に質たらしむ。（是歲、四月二十三日、幕府諸大名に命して、總て、人質を置くを免ず。）

源四郎質たり

四月二十六日、幕府下附の朱印額、及び、開墾新田の入租等、合せて十萬九千四百九十石二斗六升九合を、高辻帳として、之を幕府に上る。

先ㇾ是、私に、壹岐の中鄕村、肥前彼杵郡の日宇村の入租千五百石の地を、公の從弟松浦信貞に分ち與へしが、今、改めて今福の地に封ぜんことを幕府に請ふ。五月二十三日允を得たり。因りて、今福の租入千五百石を割きて、之を信貞に與へ、以て封地と

信貞を今福に封す

長崎大火

敬孝述事(第五卷)

德祐公の所著武功雜記(十六卷)あり、異本年譜に云、寛文二年壬寅公四十一歲、在江戸聞武功之事實則令記之、これぞ武功雜記のことなれ、

三年癸卯三月、公、暇を得て西歸す。伏見に至りて、長崎火を失し、兩役所、亦、災に罹ると聞き、速に、之を幕府に告げ、且、大阪に至りて、多く、日用必須の器具を買收し、直に、長崎に抵りて、之を市民に頒與す。公、又兩役所(卽、兩奉行所)再營の急務を察し、其の再築を幕府に請ひ、屢、長崎に往來して、其の工を監督す。酒井忠清、阿部忠秋、稻葉正則、久世廣之、書を贈りて、幕府慰勞の命を傳ふ。且、家臣に至るまで、白銀、時服等の賜與あり。

續大曲記

一先年、長崎大火事有之、御政所迄燒失致候。其年に、鎭信公、江戸より御下向、御道中にて、長崎燒失之段、被遊御聞、大阪え御着被成、早速、大阪にて器物等、御心之及品々御調させ被成、長崎え御持參にて、町人共に、不殘、夫々に被下之候。長崎町人中、不淺難有仕合と、鎭信樣之御義、古今珍敷御心指之御大名樣と、奉悦候由、御

壹岐湯本の海濱に築く

壹岐筒城村に堂崎を築く

武功雜記

是の歳、公、鷹を壹岐に放つ。時に、印道寺浦、漁家火を失すと聞き、往いて、之を見る。其の艱難を思ひ、漁人五十二戸に、米三十一俵を與ふ。是の歳、養馬料を、諸士に加へ賜ふ。是に於て、小祿の者、尙、馬を畜ふことを得。其の數二百匹に至る。

寛文元年、辛丑、地を壹岐の湯本の海濱に築き、漁人二十五戸を徙して居らしめ、又、大切の湯船山を開墾して、農民二十五戸を移住せしむ。

是の歳、公、神崎に於て、親ら、部伍を率ゐて、以て操練を試む。松浦八左衞門、右先鋒たり。馬淵勘解由、之に次ぐ。安藤八左衞門、左先鋒たり。熊澤三郎右衞門、之に次ぐ。公の第二子織部、中軍の右先隊たり。松浦藏人、瀧川彌一右衞門、中軍の左先隊たり。熊澤半右衞門を、中軍の右隊と爲し、山本甚左衞門を中軍の左隊と爲し、松浦權之助を、中軍の後隊と爲し、松浦半左衞門を、殿と爲す。行列整齊、眞に、壯觀を極む。

二年壬寅、地を壹岐國筒城村の堂崎に築き、夕部浦の漁人十三戸を徙して、之に居らしむ。因りて、堂崎を山崎浦と改む。是の歳、公、江戸に在りて、武功の事實を聞き、之を記さしめて、武功雜記十六卷を著せり。

田平日浦の地を築く

の多少に因りて、軍伍の員數を定む。

又、新に、田平、日浦の地を築きて、壹岐、小値賀の漁人二十餘戸を移住せしめ、合せて、五十五戸と爲し、市を開かしむ。

先是、農民を役すること、一夫十二日を以て常とせり。公、以て農耕の業を妨ぐと爲し、改めて、八日に減じ、租入十石の地に於て、別に、五升三合を取るの法を設け、之を役米と定め、別に、役夫を置きて、其の米を以て之に與へ、且、川流濬治、及び城郭修築の用に備へ、又、驛馬を、早岐、相神浦、佐々、江迎、田平、御厨、志佐、調川に置くこと、凡そ、四十五匹。以て往來に便す。且、早岐より、江迎に至る。其の間の里正の家に、各、小使二人を置くこと、合せて十二人、又、田平に三人を置き、御厨より志佐に至るまで、各、二人、調川に一人、中野に一人、計二十一人を置き、給するに、彼の役米を以てして、農人を役せず、而して公私の用を辦ぜしむ。

八月、相神浦の新田を開墾す。寛文五年乙巳に至りて、始て、成る。

三年庚子、熊澤半右衛門をして、江戸に質たらしむ。之に、米百俵を賜ふ。

(山鹿素行年譜參看)

文武忠孝の道を勵まし法令三十條を定む

す。(中略)明年の春に至つて、炮臺盡く成る。

續大曲記

一鎭信公、三十四歲に而、長崎口七ヶ所に、石火矢臺、明應三年午の年ゟ、未之年迄、御築被成候事。

(注意) 鎭信公は、元和八年の生なれば、三十四歲は、明曆元年に當る。 今、正傳に依るに、承應三年に、始つて、翌、明曆元年春に成ると爲す。 世界歷史年鑑は承應二年の條に、長崎實記を引きて、「是歲、家綱、平戶城主松浦鎭信に命じて砲臺七臺を長崎に築く。」と爲す。 長崎年表には、幕府、平戶侯松浦肥前守に命じ、港內外に砲臺を築く。 港內、太田尾、女神、神崎、港外、白崎、高鉾、長刀岩、陰尾の七所とす。 之を、古臺場と稱す。

明曆元年乙未、公、家訓四十五條を記し、又、諸有司の職務十七條を定む。

二年、丙申、(中略)封內の田租を驗して、十萬四千八百九十五石七斗一升と爲し、田畑淸帳を造りて、之を記す。

是の歲、諸士をして、文武の術を學び、忠孝の道を勵ましむ。 且、法令三十條を定め、祿

臺の僧一圓宥岳を請じて開山となし、又、一廟を建て、德川家光の神主を安置し、又、正宗寺より、家康、秀忠兩公の神主を移して、合祀せしむ。

是の歲、新田二町を、壹岐の谷江に又、新田十五町を左右松崎に開墾し、谷江の入租を三十石と定め、左右松崎を二百石と定む。

二年癸巳、四月三日、公、江戸に、將軍に謁して、羅紗、及び、金若干を獻ず。

五月十二日、公、江戸を發し、日光山に詣す。

田助に殖民せしむ

是の歲地を田助に築き、壹岐小値賀の漁人五十戸を移住せしめ、金を貸して、船具、漁具等を辦ぜしむ。　又、地を壹岐の鄕浦に築き、漁人七十餘戸を移住せしめ、又新田十二町餘を早岐に開墾し、租入二百餘石と定め、且、人家四十餘戸を移して、以て市を爲さしむ。

鐘を鑄隱元に銘せしむ

是の歲、鐘樓を普門寺に建て、（普門寺の再建は、四年辛卯正月に創り、七月に落成す。）巨鐘を鑄て、之を懸け、明僧隱元に囑して、之が銘を爲らしむ。

長崎の砲臺を築く

三年甲午、時に、公長崎に在り。　適、幕府炮臺を築くの擧有りと聞き、請うて以て之を助成せんと欲す。　酒井忠淸、松平信綱、阿部忠秋、書を贈り、以て幕命を傳へて之を許

鐘を鑄造し、他を鑿ちて、旱乾に備へ、河を導きて、水溢を防ぐ。其の他、田疇を開墾し、以て民庶をして、其の生を遂げしむるもの、勝げて數ふべからず。

夫人歿す

九月七日、夫人松平氏、江戶邸に歿す。芝增上寺塔中に葬り、一宇を建立す。雲晴院、是れなり。(法號雲晴院殿高譽秋月大信女。)

三年庚寅二月十一日、公、暇を得て西歸す。

重門信貞に代て質たり

三月八日、幕府命じて、諸大名の質人をして交代せしむ。先是、公松浦信貞をして、江戶に質たらしめしを、更に、松浦重門をして、之れに代らしむ。

九月二十日、德川家綱(嚴有公)徙て西城に居る。諸大名、諸什器を獻ず。公刀架一雙、食箱二對を獻じ、以て賀儀に充つ。

(中略)

四月、公、將に東上せんとして、伏見に至る。德川家光(大猷公)の病を聞き、京師に朝せずして、直に江戶に赴く。

家光薨じ家綱襲ぐ

四月二十日、德川家光薨じ、(中略)十八日德川家綱(嚴有公)征夷將軍に任ぜらる。

樹光寺創建

承應元年壬辰四月、一寺を勝尾嶽の麓に創め、岸淵山樹光寺と稱し、祿百石を附し、天

二月二十八日、有馬城陷る。　市之丞戰死す。　花房權右衞門、榊原氏に屬して先登し、頗る、功あり。　飛彈守、書を公に贈りて、之を賞す。

四月二十八日、公も亦、權右衞門に、祿百石を加賜して、其の功を賞す。

松平伊豆守を饗す

松平伊豆守、戶田左門、有馬よりの歸路、公、使をして其の一行を、時津に迎へしめ、之を平戶に延て饗應すること四日。　而して、送りて名護屋に至らしむ。（十六年己卯、太田備中守も亦、有馬よりの歸路、平戶を過ぐるや、又之を饗應す。）

十八年辛巳八月九日、幕府、世子竹千代君七夜の賀儀を設く。　諸大名、皆、朝す。　公、來國光の小刀を獻じ、以て賀儀に充つ。

和蘭商館長崎に移さる

先是、蘭船、平戶に來りて交易す。　是の歲、幕府命じて長崎に移さしむ。　同時に、通譯高砂吉十郞、石橋庄助、名村八左衞門、肝付白右衞門、秀島藤左衞門等、長崎に徙る。

朝鮮來聘使を饗す

二十年癸未（七月十八日朝鮮來聘す。　已にして、公、之を壹岐に饗す。　其の儀、十萬石以上の禮に準ずと云ふ。

慶安元年戊子二月四日、公、暇を得て西歸す。　是歲、五穀大に熟し、倉廩皆、滿つ。　故に、米五十俵を、土民に頒ち、神祠、佛院を興復し、孝子を賞し、無告を恤み、廢橋を修理し、寺

逝去。其以後に、亦志佐内匠殿御息女、御迎被成、此御腹に、織部樣、御出生計の御事也。

長崎警衛の事に當る

是の歲、耶蘇の徒、天草四郎時貞等、肥前有馬の古城に據る。公、時に江戶に在り。十一月十四日、幕府、公に命じて、封疆を守衞し、且、長崎警衞の事に當らしむ。乃ち、十七日、江戶を發し、十二月十五日、平戶に着す。時に、長崎奉行榊原飛彈守、馬場三郞左衞門、西下す。十二月花房權右衞門を長崎に遣し、次で、有馬に赴いて謁せしむ。且、速に老臣松浦大學に命じ、兵士二百餘人を率ゐしめ、之を長崎に派し、日見峠、及び、茂木峠の兩關を守警せしむ。又、板倉重昌西下すと聞き、直に、三浦市之丞に命じて、島原に使せしめ、更に、老臣松浦重忠に命じ、兵五百餘を率ゐしめ、之を有馬に派し、板倉氏の手に屬せしむ。

十五年戊寅正月元日、重忠、市之丞を介して、始て、重昌に謁す。是の日、重昌戰沒し、其の遺骸を行營に送るの時、市之丞、其の冑を持して之に從ひ、後に、重昌の子主水正に屬し、重忠は、戶田左門に屬す。

六日、公は、又松浦藏人佐等に命じ、銃手二百人、弓手二十人、鎗手四十人を長崎に派す。

文天祥を慕ふ

十六歳にて襲封

となりを慕ひ、自ら天祥庵と號し、又退靜翁。墨臥。（一に卜賀に作る、或は曰く、墨臥の號は、天祥公の二子昌「織部と稱し、萬松院或は退入と號す、松浦子爵（靖）家の祖」の號なるべしと、再考を待つ。）等と號す、元和八年壬戌三月十三日を以て、江戸の邸に生る父は宗陽公隆信（後の隆信）母は永昌院牧野氏（牧野右馬允康成の四女。康成は酒井忠次の甥。忠次の妻は家康の叔母。）公は其の長子たり。

寛永六年己巳、（八歳）始めて德川秀忠（台德公）に謁す。

十二年乙亥十二月晦日、（十四歳）從五位下に敍し、肥前守に任ぜらる。

十四年丁丑二月十二日、（十六歳）夫人松平氏（松平山城守の女）を娶る。五月二十四日宗陽公薨ずるに及んで、其の封を襲ふ。

續大曲記

一松浦肥前守鎭信、御年十六歳に而、隆信公ゟ御家繼を御請取被ㇾ成、其年は、寛永拾四年丑年、平戸ゑ御入部被ㇾ遊候。此年に、海道筋植松被ㇾ仰付ㇾ候由。此御奥様は、松平山城守様之御姫也。此御腹に、源三郎様、壹岐守様御誕生、御名乘棟と奉ㇾ申。此御次に御姫様也。御兩人様共に、江戸にて御誕生也。此奥様は、江戸に而、御

と奉存、不殘申義にて御座候宜可被達御耳候旨、申聞候。 同年九月二十六日御死去、御病氣は、黃痰にて候。(後略)

嗚呼、我が素行子、泰平無事の日に遇ひて、落々たる雄心、之を試むるの機を得ず。徒に、嘆を髀肉に發するばかりでなく、終に、知己の恩顧に報ゆること能はず。圖らずも、二豎に膏肓を侵されて、其の起つべからざるを知るや、萬感胸に逼り、一片の丹心凝つて此の最後の敎訓となつたのであらう。 宜なる哉、言々、皆血、句々、皆熱である、然り素行子の此の敎訓に對し、切に其當時を追懷して俯仰感慨に勝へぬのである。

讀素行先生遺訓有感。二首

一片忠言無限心。 讀來讀去幾沈吟。 先生眞意神人感。 雲外哀鵑淚濕衿

宿志蹉跎終不酬。 百年知己是祥侯。 丹誠寄在遺書裡。 猶見精神天地留

七　松浦肥前守鎭信略傳

公初の諱は重信、法の諱は圓惠、又德祐と曰ふ、幼字千代鶴、長じて源三郞と改む、致仕の後、四世の祖法印公の諱鎭信を襲ふ、卽ち後の鎭信是れなり、曾て宋の文天祥の人

本意にて無之候とて、信長へ奉諫候へ共、御承引無之に付、次郎左衞門身の上無心元事有之條、秀吉をしちとして、早々、立退候へと、秀吉、身を次郎左衞門へまかせ候。依之、秀吉公に、小刀をぬき、當しちとして、次郎左衞門無爲に退申候。此秀吉、そんしながら、知・仁・勇の本意立候に付、萬人秀吉の三德にかん通、其本より、天下をも手どん被致候。然共、又時節とは申ながら、末に至りみだれ、秀頼公御代、長久ならざるは、秀吉公、大知に不足、國家の定法、人の忠信、全からざるより、事おこると可申候也。大本の道理は、右之次第かたちにあらわれ、損益有之たるは、古今の舊記語り傳へても、それ〲に相知れ、時々取候ての相應の用法、是以明白によしあししれ申にて御座候。只今迄、全からぬ國家さへ、御一人の御かわり目にて、數代の御長久に及候。乍恐、太守樣の御家は、天下にて類すくなき御數代、御名高き御事にて、就中、太守樣、お十六より之御政道、御言行、中古かいさん(中興開山)ことはりかたち、御用法を以て、相知たる御事にて候へば、末に到り、結句本にかわりたるやうに可被遊樣無之御事にて御座候。(中略)數年、御懇慮を以て、御出入仕、子孫迄、御恩奉忘まじき私にて候。此節、重病、追日さしおもり、身體の色迄、變易仕候志言の申上納

及候迄の御政道、御言行にもれ申たる御事無レ之候。依レ之、世上にても十目の見る所、十指のさす所にて、被レ成二御座一候。私儀の利口を以、奉レ申わけ無レ之候。然處、近年御家中共に、御不如意に被レ爲レ成、此度御代替り、別而御つゝしみの御時節とて、備州公よりも、其御內意と有レ之御儀、是又右申上候。三十年之內の御家法と、近年の御樣子かわり申に付而、其段、又世上にあらわれ聞へ申にて、可レ有二御座一候。勿論、時の御風俗、又は無二御據一御手前にての御物入、損益天災之御不如意も有レ之段、是又、世の通例にて有レ之候へ共、先は、乍レ恐、御一人樣御一心の誠と、あざむくと、の二ッの本より、末終國家の風俗人民之心得迄、うつりかわり申候。彼是を極理被レ爲レ遊、とふ事を、御このみ被レ遊候。大知實義の仁、天下くつがへるとても、道理仁義を、御捨不レ被レ遊、丈夫の勇の三德を、御心に被レ爲レ掛候へば、始終の亂易は、有レ之まじき御事かと奉レ存候。秀吉公は、信長の仕官にて候處、美濃宇留間の城主大澤次郎左衞門、武勇の將にて、信長へしたがい不レ奉候處、秀吉申すゝむる趣にしたがい、信長へ可レ奉二隨由に極、伺公に及候節、信長、次郎左衞門を可二打留一との思召にて候。秀吉公、申すゝむる旨を以、次郎左衞門、隨心に及候ものを、今いつわりころして可レ申義、仁義ともに

さかつて出ると申候。天命にそむけ候ゆへにて候かと奉存候。公儀にて、小普請入と申御法有之候。此段も、御ふち不被召放、御奉公難成衆中を、右之法に被遊候。身上は、御つぶし不被成候に付、いつにても、被召出被召仕候。無益人に、御ふちを勤候御衆同前に、可被下樣無之候。仁義にさしてそむけぬ御作法にて御座候。御勤之御衆中には、御役料とて、それ〳〵に、被下御加增も、申段は、御遠慮之御風俗、天下の廣きも、末々を被思召、第一は、子孫に及、末々迄、過無之所かと奉存候。扱又、御家老之言行を、能御吟味被遊、君君たらずといふ共、臣以臣たらずんば有べからずの本意を不忘、上、君につかへ、下友にまじわり、內外一誠、ついに、能長久と有之、忠之本意を取うしなはれ不申、勤行候樣との御心得、專要にて御座候。上、御一人、いか計御明からに被成御座候ても、下にて、忠をつくし不申候ては、國家共に、おさまりがたき義、古今之例にて御座候。至極、おもき役儀にて御座候。御代々、御明德之太守樣計は、まれ成御事、御幼年御病身樣、かれ是れ、御自身御取はからい不被爲成節は、猶以御家司之德實にて、御長久には被爲及御事にて候。右之次第は、大本先に極理の義共にて候。ヶ樣に申上候段、皆以太守樣お十六より三十年に

本望とは、可申候。 左候へば、是仁義の本立申候。 右之御つゝしみ無之みだれ候はば、下として、色々思分出來、風俗かわり、則國家はみだれたるにて可有之候。 賞罰も、御明らか成御明徳にての賞罰にて無之候ては、うらみ、そねみ、こびへつらいの本に成行可申候。 右之次第を以申上候。 御家法之上にて、奉見及候。 第一人を御このみ御あいし、賢成人と被聞召候へば、祿知を御をしみ不被遊、御呼入被召仕候面々も、それ〴〵に、御教誡被召仕立候。 依之、御人も、ちと、世上にてとなへ見及候所も、左様に相見へ申候。 然處、家督跡式之被仰付様、一代々々、多少有之候勿論、御大身と申にて無之候へば、その者相應に被下、不被召仕候ては、連々の御さしつかへにて、可有之候に付、増減之御さし引、御最之御事ながら、明らかにむら無之候へば、苦かるまじく候へ共、ゑこひいき、むら成次第に、有之候ては、仁義の二ッかけ、子孫相續、古今之大道に、そむけ申所有之候。 此所に御思慮可被成御座義かと、奉存候。 何にも、仁義之本を、御極不被遊候ては、御最と奉存候義も、後々は、うらみおもひ候様に罷成候。 ヶ様の義共は、少づゝは、とかく、有之ものかと相見へ申候。 仁義にそむけ候ては、天地、神明にそむけ、御大切之御事、たからさかつて入る時は、

の心をとると、舊記にも有レ之候。御勤被レ成、御身に非太刀不レ入樣と、御言行有レ之候へば、ゑいゆふの人、心すゝみ出候に付、とるにて候。御勤不レ被レ成、御わがまゝにて、道理にそむけ、正しからざれば、ゑいゆふはしりぞき、あくじさいなん出來仕候。扨又、天下は、一人の天下にあらず。天下の天下也。と申候も、道理正しく、天下の知仁勇すゝみ出候樣に無レ之、一人わがまゝに有レ之候ては、天下はみだれ申候。古今の通例にて御座候。扨又、天の時は地の利にしかず、地の利は人の和にしかず候。其和と申候は、いさみすゝむにて御座候。上下一致に而、いさみすゝみ申候時は、事不レ成と申事無レ之候。上下一致に無レ之候へば、不和にて候。不和成時は、天の時、地の利も、逆に成、不作、變損、出來仕候。右何も、上御一人よりおこり申候。右古今之格言を、本に被レ遊、かたち用法を、廣く御聞、道理を御もとめ、事々物々を、御定極被レ遊においては、其上之義は、可レ被レ遊樣、無二御座一御事かと奉レ存候。御けんやくにて、御格式等、御改被レ成候とても、仁義の本を御みだし被レ成候ては、彌以あくじに成申候。たとへば、御家中物成、御取用被レ成候とも、上に、御わがまゝ無レ之、下と一しく御かんなんを御覽、ゑこひいき、むら成事無レ之候て、其上に、御取用被レ成候はゞ、萬人

罷成候。此兩様之不淺義を、兩人合點仕候はゞ、誓紙にも不及事にて候由を御申、扨此上は存念可申候。萬端、道と理と兩様、其兩様は、仁義有のみ。孟子の御申候本意にて候。其本意は、明德、明德は、人々うけ得てならわずしてしる所にて候。上、御一人様より、世界にもひろまりうつり申候。此次第を、能々、被思召、入御身御心を正しく、道と理にそむけ不申様にと被思召候へば、御存無之事は、存たる諸人へ、御とい御ならひ候はゞ、とふ事をこのむ大智にて候。天下の物を、わが物とする人はあれ共、天下の人の智を、わが物として御取用候人無之と、古今申事にて候。如此申候義、太守様には、段々、御言行にうつり申たるゆへに、お十六より以後、三十年の內、御代々に勝させられ、國家萬民之理形、用ことゞく相調申候に付、申上候迄無之御事にて候。然共、時節之成行に被為應、又は無御據御事共に付而、道理をわざむかせられ、正しく無之所より、事々物々、本みだれ、末ほど道理仁義に、もとりたがひ申にて可有之候。とかくは、上御一身、御心一つより、よしあしにうつりかはり申候。此段專要之御事。

太守様には、御覺智被遊たる御義と奉存候。依之、主將之法は、つとめてゐいゆふ

五左衛門が申上、御家法かわり申たる同前之次第にて候。左候はゞ、御爲に能は無之、甚五左衛門無十方仕合にて候。勿論、とふ事をこのむを、大智と申候へば、御義論の節、何かと事品を御尋、損益の理非を、御論談可被遊候はゞ、其時宜に應じ、存寄可申上候へども、ケ樣に、病床にふせりつゝ申上候而は、以之外成病もふにて御座候。萬一、如此の御うたがわしきわけ有之候此段、いかゞ存候やなど、被思召、其趣を御尋可被遊候はゞ、各誓紙を以、御前幷、同役衆、其外御免之衆にて無之方へは、他言仕まじきとの御約束にて候はゞ、ふせりながらも、存分可申上候や、おさはかに可申上樣無之事之由、御申候に付罷歸、其段平馬被申上候。重々、爲被入念御事、被爲得其意候。病人、御無心千萬ながら、當分之わけと不被思召候、御子孫樣へも、御傳可被遊と、御內存にて候間、無御延慮御申聞候樣にと、被思召候間、兩人より、段段御承知仕候趣、公よりゆるし無之方へ、いさゝかも、もらし申まじき旨、誓紙相調持參、甚五左衛門の御前にて、兩人判形候樣にと御意にて、其通相認罷越候。判形之節、血判には不及候。此誓紙は、秘し申と申わけにては、無之候。太守樣、御爲によろしからず、甚五左衛門身に取候ては、利口を申たるうつけ者に

人と存候而、取持申候に付、詩作にも、黒しとして鳥にあらずといふ事なく、あかしとして狐にあらずといふ事なしとかや、相見へ申候。 如此、成行候ては、御大切御事にて御座候に付、奉申上候段も、別て過分至極恐入候へども、見及申所は、お十六より三十年に及候迄の御風俗とは、近年はかわり、文武國家の爲の御物入、いやまし申にては無之、別段之御物入、いやまし申候と奉存。 此所を、いかゞ敷奉存候。此等之趣、御申上可被下候由御申、扨又、御兩人御聞候へ、右之通、奉申上候はゞ、御格式御改可被遊と、被思召候に罷成候時、御改被成樣の理かたち、御用法専要の御事にて候。 其所には、よしあし、段々可有之御事かと、奉存候との御あいさつにて候。右之次第、平馬殿、あらまし覺書にいたし、持歸被達御耳候。 然處、又御意被成候は、被申上候趣、一々被聞召、尤至極と被思召候。 此後、御格式之御極被成樣は、いかゞ被存候や、御重病之砌、近比六ヶ敷ながら、書記させ候ても、被申上候へかしと、被思召候間、又々、明日にも、兩人參候て、可申達旨、被仰付候。 翌日は、何事か、さしつかへ有之に付、其次の日に、兩人伺公仕、右之段申達候へば、是は存寄も無之、御意難奉任其御旨候。 それは、日比の通之御議論に奉申上候と、申にては無之、こと〳〵を、甚

さして不ㇾ承、大方御一身之御覺悟より、末々へうつり行申候かと奉ㇾ存候。只今之通に、本を被ㇾ遊候而は、末にて宜敷樣には、難ㇾ成御事かと奉ㇾ存候條、日頃之御言行、相違に不ㇾ被ㇾ爲ㇾ成、御家御長久之順道を、御子孫樣へ、御傳被ㇾ遊度御事にて候。右に申上候、お十六より以後、三十年ほどの間は、御領分うるをいおちつき、文武の御道法兼備仕、島原城御請取被ㇾ遊候節之儀共、一ヶ條にても過不及無ㇾ之、相調たる次第、智仁勇の御三德、あきらかに無ㇾ之候ては、難ㇾ行渡ㇾ御事にて御座候。（中略）且又、最前は、御子樣も御出生被ㇾ遊候へば、それ〴〵と御かた付被ㇾ遊候。近年はおく樣、お部屋樣と、御兩方の御一同、結構御にぎ〳〵しさ、かやうに御物入、彌增候ては御不足に被ㇾ爲ㇾ成つもりと奉存候（中略）萬一、左樣に被ㇾ爲ㇾ成候へば、智仁勇の御明德と奉ㇾ存候義、むだことに成申にては有ㇾ御座ㇾまじく候や。かやうにては、賞罰もおのづから不明に成、賢成侍、志有之諸人は、すゝみ不ㇾ申、こびへつらい、邪智を以、名利をもとめ申風俗に成、實は、取うしないいつわりの言行に成申候。依ㇾ之、不道の世には、平士は、からすのごとくに食をむさぼり、色々あしき事をいたし候。少智有之やうに見へ候人は、きつねの邪智にて、人をたぶらかし申やうに有之候。是を、分別有之

にて、何かと文武の御議論被ㇾ遊、恐をもかへり見ず、存寄奉㆓申上㆒候。　此節は、本ふく不定に覺候へば、日頃之存念不ㇾ殘申上度と、內々奉ㇾ存候。(中略)何れの御衆にても、兩使を被ㇾ成ㇾ下候はゞ、其御兩所へ、物語仕度候由、御申候之段、是又平馬被㆓能戾㆒被㆓申上㆒候。　天祥院樣、被㆓聞召屆㆒、左候はゞ、平馬、彌一右衞門兩人相越候樣にと、御意に而、兩人、甚五左衞門殿へ、致㆓伺公㆒候處、御病床へ被㆓召呼㆒、如ㇾ此の重病ゆへ、御使被ㇾ下候へ共、非禮之禮、無㆓是非㆒候。　存命不定ゆへ、存念申上度と、願申候心底は、御家中より、近事、物成を御取被ㇾ遊候段は、大き成御きずかと奉ㇾ存候。　然共、順義ならで、御不足を御足可ㇾ被ㇾ成と、被㆓思召㆒候而は、結句猶不ㇾ宜、しうれんの御政事にまぎれ申候。　此段、古今之通法にて御座候。　太守樣、日頃之御意には、宗陽居士樣御代、御不勝手にて、御借金も多く有之候處、お十六より、御家督御相續被ㇾ遊、御勝手洗も被ㇾ遊、なをされ、其上に、御用金御調被ㇾ成、御城中へ被㆓指置㆒、御領知中、萬端手づかへ無ㇾ之、有付諸士も案堵仕候樣、被ㇾ爲ㇾ遊候次第、奉㆓承知㆒候。　然處、近年之御沙汰は、最初にはかわり申候。古今共に、初は能候ても、終りかわり申候を、第一のつゝしみとは、申傳へ候。　近年之御不勝手も有之候はゞ、御家中同前にて、連々見及奉候子は、他より之御不足は、

二十九日、(中略)到松浦太守。太守姪女、今日、嫁佐竹壹岐守。
五月端午、(中略)松浦太守、貺□□嘉肴。
六月、(中略)夕、平馬到。(以下略)

六　山鹿素行子最後の教訓

予が文庫に、「瀧川彌一右衞門秘書」一卷を藏す。是れ、素行子が、松浦肥前守への最後の教訓とも見るべく、同時に、素行子の死因を、此の記錄によりて明に知ることが出來るのである。乃ち、左に、抄出す。

(前略)其節、重病にて、御面談難被遊候條、平馬(山鹿平馬)能越可申達之旨、被仰含被遣候。甚五左衞門殿よりの御請ヶ樣之御內意、打ふし居申候。私へ早々、御知せとして平馬被成下難有次第奉存候。數年文武之御志ふかく、天下にても、かくれ無之ほどの太守樣にて、被成御座候へば、達上聞候段、おそきとは奉存候。天命到來と、目出度奉恐悅候。段々、御吉事奉待候。然共、私義は、重病、追日不快に覺申候に付、殘念之仕合御座候。此旨、宜布達御耳候樣にと之御請、濟候てより數年、御懇情

十三日、(中略)到松浦太守、謝平馬加增、箱肴、□□、太守、奥方、壹太守、織部、各有品。

二十日、晴、同氏平馬、□□□(蟲食)蕎麵。

二十四日、(中略)到松浦太守。太守得牧野公所拜領之鯉送之。故開之。藤介同伴。(以下略)

二十五日、(中略)至本多肥後守亭。松浦織部來會。

三月朔日、(中略)松浦太守、大村□□參勤之御禮、夕、到松浦太守、賀御禮、藤介同伴。

五日、(中略)今日、松浦壹太守、爲暇乞爲亭。到彼亭、藤介同伴、肥太守亦來臨。

十五日、今日、松浦壹太守、乞暇。(以下略)

二十一日、晴、松浦太守來臨。　北風甚冷。

四月朔日、(中略)今朝、於神前得松浦太守夢想歌。四方ヲミレハ、光サヤケキ□□□ケノ、晝カトソミル、沖ノ松カ枝。亥三月二十六日之夜、於御前、應臺命、卽座詠之云云。

三日、(中略)到松浦織部宅。肥太守來臨、藤介同伴。(以下略)

十二日、到本多肥後守亭。松浦肥太守來會。　藤介同伴。

十七日、晴、到松浦太守、捧一書。

二十四日、(中略)夕、至松浦太守。(以下略)

松浦壹太守來禮。（中略）松浦太守、今松浦小刑部、捧二兩樽兩種一賀二年禮一。
五日、（中略）松浦壹太守、□□□（蟲食）右衛門來禮。今日、到二松浦太守父子一、賀二年禮一。
八日、（中略）松浦織（部字ぐ晴）來禮。
九日、晴、松浦壹太守、貺二年始之享一。藤介同伴、有二兵談一。
十七日、（中略）今日、瀧川彌一右衛門、大河内彦七自二平戶一、爲レ使來□也。
十八日、（中略）長村三左衛門、爲二暇乞一來謁。
二十四日、今日、松浦賴母七々回、到二弘德寺一。
（注意、去年十二月十日の條に、「到二廣德寺内正統院一、賴母□」（蟲食）と見ゆ。）
二十九日、（中略）爲二平戶之使節一、佃林左衛門來禮。自二松浦太守一、爲二年始一、賜二黃金、馬代、幷内藤介□□□□等右品一。同氏平馬、於二平戶一、元朝得二加增三百石一、「合千石」晚到二松浦太守一謝禮。
八日、（中略）松浦壹太守來話。
十日、（中略）明日、松浦肥太守、□依レ之、爲レ迎馳二僕於二戶塚一、送二小鴨五□一。
十一日、（中略）今晚、松浦肥太守參□。（着？）

二十六日、(中略)夕、松浦壹太守來話。
八月十三日、(中略)松浦壹岐守來話。
九月二日、(中略)長村三左衛門「松浦家臣」來話。
十月十九日、晴、夕到松浦壹太守。
二十九日、(中略)晝前、松浦太守來話。
霜月五日、(中略)松浦織部口切之會、(以下略)
十二日、(中略)去月十八日、於肥前平戸、鐵砲藥二萬斤燒失。 其音甚口聞筑前地。「四十二里」番人等十人頓死。
二十五日、晴、松浦壹太守來話。
十二月六日、(中略)今夕、松浦口口卒去。「六歲」
七日、晴、夕到松浦太守留守。
十五日、(中略)永昌院殿「松浦肥太守母公」七回忌、詣永昌寺燒香々典百疋。(以下略)
十六日、(中略)松浦壹太守來話。
二十八日、(中略)及夕、松浦壹太守來。 貞享第二乙丑曆正月二日、晴、藤介及予、於他出、

四月四日、(中略)藤介、到₂松浦壹岐守₁。壹岐守、今日有₂有□之嫁儀₁。嫁₂秋月長門守₁。
十三日、晴、松浦太守、爲₂暇乞₁來臨、獻₂盃酒₁。
十七日、晴、今日、爲₂暇乞₁招₂平馬₁。
二十六日、到₂松浦太守₁、爲₂暇乞₁。「藤介同伴」。
二十七日、晴、平馬爲₂暇乞₁來。
二十八日、松浦太守、發₂駕。
五月十四日、(中略)松浦壹太守來臨。
二十九日晴、松浦織部來話。息男「二男」主稅、爲₂村瀨伊右衞門(誤字あるべし)養子₁也。
六月二十四日、(中略)熊澤作右衞門到。
二十六日、(中略)今日、松浦家人、長村三左衞門來。(以下略)
二十八日、到₂松浦壹太守₁。
七月十二日、(中略)藤介、□□□(誕生之?)賀、夕到₂松浦壹太守₁。
二十四日、(中略)夕、到₂熊澤作右衞門亭₁。松浦壹太守來會。
二十五日、(中略)熊澤作右衞門、爲₂暇乞₁來謁。

十六日、晴、松浦壹太守、年始之享、大學、藤介、同伴。

十八日、津輕太守、享松浦壹太守、同織部、予及藤介到此。熊澤作右衛門、平馬等、相伴、有口、終講聖教要錄。

二十二日、(中略)松浦壹太守來。講全書。

二十七日、(中略)到松浦太守談聖口。

二月五日、(中略)到松浦太守。

十五日、晴、松浦太守來臨。

十七日、(中略)今日、熊澤作右衛門、右衛門八、水野宇兵衛、大河內彥七、熊谷雲八等來。講聖教、有蕎麵。

十九日、(中略)松浦太守、享津輕太守、予及藤介、到彼亭。

二十六日、(中略)今日、到松浦織部宅、年始之享、有故而延、到今日。松浦肥守來臨。

(注意今月二十八日貞享と改元。)

三月六日、(中略)今日、松浦太守、乞暇。今日、招津輕大學、爲暇乞。

二十日、晴、熊澤右衛門八、平戶發足。

錄聖人之章。

晦日、(中略)今日、夙、松浦織部來禮。

天和四甲子年正月元日、(中略)卯中刻、到松浦太守。於烏越橋、逢松浦太守年始之使者。使者、口(持？捧？)兩樽兩種、來。野妻、藤介、各有貺。遂、到松浦太守亭、賀年始、到淺野內匠頭。

(以下略)

二日、(中略)松浦肥太守、壹太守父子、登城歸、直到予宅、「烏帽子大紋」(中略)松浦壹太守貺白銀及放鷹之鴈。

三日、晴、松浦壹太守使者來。(以下略)

五日、(中略)今日、松浦太守有年始之享。藤介同伴、談聖敎要錄。

七日、(中略)今日、於大學宅、有年始之賀享。熊澤作右衞門、同右衞門八、淺田帶刀、「大村家臣」大河內彥七、桑田玄庵等來。有聖敎要錄道統章講。

十日、晴、松浦太守、父子來臨。　談聖敎要錄聖學。(以下略)

十一日、(中略)到松浦太守。有具足餅之賀。狩野法眼來會。

十三日、(中略)松浦太守、貺口口。

十六日、(中略)松浦織部、本多備前守、來話。
今日、於芝馬場、堀田筑前守、阿部豐後守、牧野備後守、堀田對馬守等ニ而、乘馬見物、凡觀者如堵、出馬三百疋、撰之二十疋、棧敷牧野半左衞門設之。然後、堀田筑前守、牧野備後守、到牧野半左衞門宅、呼堺町之小唄師等、有淫聲之音曲三絃。松浦太守父子、亦到馬場。

二十二日、立春、(中略)松浦太守、到問全書。

二十五日、(中略)今夕、到熊澤民部宅、松浦太守父子來臨。予及大學、藤介、同伴、淺田帶刀「大村家臣」口會。末談聖敎要錄。

二十六日、(中略)今夕、夢松浦太守貺予孫六之刀。予與之於藤介。藤介拜謝。又、貺碾茶壺。「名物」其袋號一文字、紺金襴。又夢アケヒノ木、「ヤツデノコトシ」其實甚多、如瓜忽裂之、內紫色、及晩、松平飛驒守使節、一色五左衞門到云云。
凡、一睡之間、數夢甚奇。
今日、松浦太守父子、爲歲暮來臨。

二十八日、(中略)松浦太守、爲歲暮之賀儀、享予。大學、藤介、同伴、有鶴之料理。予講聖敎要

三日、晴、今日松浦織部口切、肥太守到。(以下略)
九日(中略)今日、松浦太守口切、予、藤介、大學、高橋、礒谷、三木、□□同伴。
十二日、晴、津輕太守、到₂松浦太守₁。予、大學、藤介、同伴、有₂乘馬₁。
十六日、晴、今日松浦太守、到₂津輕太守₁有₂享₁。松浦太守家人、平馬、右衞門八、等各列₂席末₁。
予及藤介。(以下略)
十七日、晴、松浦壹太守口切、予、藤介到。大學亦到。
二十四日、晴、松浦太守來臨。
霜月朔日、藤介、到₂松浦、津輕兩太守₁。
三日、晴、松浦壹太守來臨。
十七日、晴、松浦壹太守來臨。有₂兵談₁。
二十五日、到₂松浦太守₁。
極月朔日、(中略)到₂松浦太守₁。(以下略)
三日、晴、到₂松浦太守₁。有₂鶴之料理₁。
十三日、(中略)今日、到₂熊澤作右衞門宅₁。「松浦太守家人、」談₂聖敎要錄₁。

下略）
十三日、（中略）夕、到₂松浦太守₁。
十六日、（中略）到₂松浦太守₁。
二十五日、晴、到₂松浦太守₁。佐藤平左衛門、津輕大學、來。（以下略）
九月朔日、（中略）各來、問₂今曉之地震₁。津輕太守、松浦太守、各賜₂使₁。
三日、晴、到₂松浦太守₁。賀₂牧野₁。（注意「前日の條に、牧野備後守、拜₂領關宿五萬石₁」と見ゆ。）
九日、（中略）藤介代₂予₁重陽之禮₁。松浦太守。送₂鱸魚二頭₁。
十日、（中略）今日、松浦太守來臨。
十二日、（中略）今日、初秋之鴨一羽、從₂松浦織部₁到來。
十六日、（中略）熊澤右衛門八、來及₂兵談₁。
二十五日、（中略）松浦、津輕太守、貺₂賀儀₁。
二十七日、（中略）牧野備後守、以₂松浦太守₁、招₂予之門人水野宇兵衛₁、爲₂媒价₁。今夜、淺草經堂失火、不₂及₁他云云。松浦太守、津輕太守、各馳₂价問₁之。
十月二日、（中略）到₂松浦太守₁。

晦日、晴、晩、到㆓松浦太守㆒饗㆓牧野備公所㆑進之鷹雁㆒。
極月朔日、(中略)爲㆓今日之賀儀㆒、藤介到㆓松浦太守、津輕太守㆒。
十日、(中略)到㆓松浦太守㆒。㆓壹太守口切之茶、口故饗㆓應之㆒。
十三日、(中略)今日、松浦太守、貺㆓兩樽兩種㆒。是、依㆓大學加增之賀儀㆒也。
(注意、同日の條に、津輕大學加增の旨、津輕の飛脚到來の旨見ゆ。)
十五日、(中略)又、到㆓松浦太守㆒。(以下略)
十九日、(中略)今夕、松浦太守、招㆓予父子㆒、饗㆓應鶴料理㆒、依㆓大學加增之祝儀㆒也。
二十七日、(中略)今日、奉㆓歲末之嘉儀於㆓淺野太守、松浦太守㆒。
二十八日、(中略)予及藤介、到㆓松浦太守㆒。火事鎭而歸。(注意、二十八日、未上刻に、駒込大圓寺中小庵失火し、大火となりて、二十九日之曉に及ぶ旨を記さる。)
(注意)
「天和三年正月より、七月十四日に至る。此間落丁あり。」
十七日、(卽ち天和三年の七月)到㆓淺野内匠頭宅㆒。夕到㆓松浦太守㆒。
八月朔日、(中略)松浦太守、津輕太守馳㆑价賀㆓今日㆒。藤介、代㆑予到㆓松浦津輕太守㆒賀㆓八朔㆒。(以

の條に、津輕監物の未亡人が、男子を出生する旨記さる。)
六日、(中略)今日、松浦太守、大村太守、本多太守各賜二七夜之賀儀一。産衣、鳥目、箱肴、樽酒盈レ座。(以下略)
九日、(中略)松浦太守、賜二嘉肴一賀二今日一。藤介、爲二重陽之嘉儀一、到二松浦太守、津輕太守一。
十日、晴、到二產家一、到二松浦太守一。
十七日、(中略)松浦太守、得二初鱸一、招二予及藤助一。故到二彼亭一、有二饗應一。
二十七日、(中略)堀內筑前守、牧野備後守、到二松浦太守一。予與二藤介一、及レ暮而行問レ之。
二十八日、晴、松浦太守、賜二口切之茶一。「茶名、初昔」
二十一日、(中略)夕、熊澤右衞門八、大河內彥七、來。「松浦太守家人。」
十月朔日、(中略)夕、松浦太守、以二价賀二玄猪一、賜二赤餠一。
二十五日、(中略)晚到二松浦太守一。(以下略)
霜月五日、(中略)今夕、松浦太守簾中、招レ予饗二蕎麵一。
二十一日、晴、到二松浦織部宅一。「口切、」松浦太守亦到(以下略)
二十九日、晴、到二松浦太守一、徑問二淺野亭一。(以下略)

日、夢見此扇子之義。今、想合此甚奇。

今日、於松浦亭、談予先日所夢之檜垣能事。太守云、是祕曲也。其言云、冰出於水、冷於水云云、甚吉瑞云云。

七日、晴、夕到松浦太守。（以下略）

十七日、（中略）松浦太守、大村太守、稻垣太守、以使价弔悔監物死。有音信。（注意、前日の條に、監物の死を告ぐ云云と見ゆ。）

二十一日、（中略）今日、松浦太守貺公方家御所持之金扇子貳本。去年五月二十一日、所夢果相應。

七月三日、（中略）松浦太守、貺鱸魚。

五日、（中略）到松浦太守、依牧野備後守、痾病平癒、有賀儀之饗應。（中略）松浦太守、貺桑染之暑衣二領。

十日、（中略）夕、熊澤作右衞門來話。

十七日、（中略）夕、到松浦太守。

十八日、（中略）稻垣新左衞門、庭木權左衞門來話。「松浦家人。」

九月朔日、（中略）松浦公、大村太守、本多太守、各馳价有慶賀。（以下略）（注意、八月二十九日

八日、晴、夕到松浦壹太守、暇乞。
十日、晴、到松浦太守、有足輕稽古。
十二日、晴、今日到津輕太守。々々、饗松浦太守、於浮月亭。
二十九日、晴、到松浦太守。
五月五日、(中略)藤介到松浦太守。
六日、晴、到松浦太守。々々、饗予及藤介。有盃酒。
七日、晴、藤介、到松浦太守、謝昨日之饗應。(以下略)
十一日、今夕、代松浦太守、裁書翰、送長崎聖福寺鐵心和尚。々々者、隱元禪師高弟。
十二日、(中略)夕、熊澤作右衛門來話、有蕎麵。
十五日、(中略)到松浦太守。(以下略)
十九日、(中略)熊澤作右衛門、同右衛門八來話。
二十七日、(中略)到松浦太守。
二十九日、(中略)松浦太守、使村松伊織送兩袷。是、堀田筑前守所送之也。
六月三日、(中略)到松浦太守。今日見松浦太守所貺之金扇、幷暑服。予去歲五月二十一

十五日、(中略)到松浦壹岐守亭。

十六日、(中略)今朝、松浦壹岐守、來問全書。

十八日、晴、松浦肥太守參府、與藤介到彼亭。

二十三日、(中略)到松浦太守。

三月朔日、(中略)今日、松浦太守御禮、夕到彼亭。

三日、(中略)松浦太守、賀上巳、貺嘉肴。

五日、晴、到松浦壹太守。々々、養肥太守也

十二日、晴、晝後、到松浦太守。々々、今日獻馬。

十五日、(中略)松浦壹太守亦來。

十七日、晴、到松浦織部宅。肥太守及兒島介右衞門來會。

二十五日、(中略)到松浦太守。

二十六日、(中略)今日、松浦壹岐守乞暇。

四月三日、到松浦太守。

七日、(中略)松浦壹岐守、爲暇乞來謁。

二十日、午後、松浦壹太守來問。
二十一日、松浦太守、貺₂口切茶、并鳫一羽₁。
二十九日、到₂松浦織部宅₁、口切之會。
極月朔日、(中略)夕、平馬來話。
十三日、今夕、到₂松浦壹太守₁。(以下略)
晦日、(中略)松浦織部來話。爲₂歳暮之嘉儀₁來禮。
天和二壬戌年正月元日、(中略)卯上刻、到₂浦松太守₁。在₂平戸本所宅₁、歸路、所々年禮。
二日、(中略)松浦壹岐太守來禮。
六日、(中略)松浦織部來禮。
十日、(中略)松浦内匠、爲₂暇乞₁來會。
十二日、(中略)午後、到₂松浦壹州太守₁、鶴料理。久保玄貞來會。
二月朔日、松浦壹岐守來話。
五日、(中略)松浦壹岐太守來話。
六日、(中略)自₂本所₁、松浦太守之簾中、移₂上屋敷₁。

十日、(中略)今夕、招瀧川右京、水野宇兵衞。有饗應。

十五日、(中略)到本庄、暇乞瀧川右京、及松浦求馬。今又、使者到江戸。兩人明日發駕。今日、爲暇乞來禮宅也。

二十二日、(中略)今夕、到本庄、問松浦君。(以下略)

二十三日、(中略)到松浦壹岐太守、謝先日賜祝義。(以下略)

二十九日、(中略)未上刻、到松浦壹州太守。有饗應。

十月九日、(改元天和)(中略)松浦太守、壹岐守來訪。問數條兵問。

十七日、(中略)夕、到松浦織部亭。

二十二日、(中略)今日、松浦主、有三月可令參勤之旨。松浦主之使者、中條來禮。

霜月七日、(中略)今日、松浦太守、自平戸發价、賀藤介執前髮之義。賜兩樽一種。(中略)食後、平馬來話。

八日、(中略)今月、捧書於平戸、謝昨日之嘉儀。今日、松浦彌一右衞門、送嘉肴、賀藤介。

九日、(中略)松浦太守簾中、賜鹽魚。

十七日、(中略)午後、到松浦壹太守。茶之口切。

五月六日、晴、今日端午之禮、到二松浦太守一。津輕太守一。(以下略)

(五月二十一日の條は、別に出す。「山鹿素行子の信仰」參看。)

二十六日、(中略)今日、奉二書於松浦太守一。(五月二十七日の條は、別に出す。山鹿素行子の信仰」參看。)

二十九日、(中略)今日、到二松浦織部宅一。聞レ有二乘輿禁制之命一、而今日步行。

六月八日、(中略)到二松浦太守一、訪二留守一。

(同十二日の條、別に出す。「山鹿素行の信仰」參看。)

十六日、(中略)今日、到二松浦太守一、訪二川端屋敷事一。(以下略)

七月朔日、(中略)松浦太守來話。(按ずるに壹岐守ならん。)

二十九日、(中略)松浦壹岐守來話。且從二松浦太守之奥方一、賀二明日一、有二贈物一。

八月二日、(中略)今日、依二松浦□□門歸國一、而□二書於平戸太守一。

五日(中略)到二松浦壹州亭一(以下略)

二十日、(中略)到二平馬宅一。彼妻自二去十八日一臨產、□不二出產一而死。(以下略)

九月三日、(中略)瀧川右京、松浦求馬、從二平戸一、爲二使者一在二江府一、到二予宅一、傳二太守命一。

七日、晴、夕到二松浦太守一。

十一日、(中略)午後、刻、到二松浦太守一、有二蕎麵一。(以下略)

二十三日、(中略)到二松浦太守一。歸路依二南風甚一、而廻レ自二兩國橋一。

二十六日、(中略)朝到二松浦太守一。

三月朔日、(中略)松浦肥前太守、大村太守、口口依レ之爲レ祝。後到二松浦太守亭一。(以下略)

(三月五日の條は、別出す。「山鹿素行子の信仰」參看。)

十八日、(中略)及レ暮、松浦彌一右衞門來話、病後三年、爲二暇乞一來。蕎麵、及有二享口一。熊澤右衞門八、大河內彥七等來。

二十日、晴、到二松浦太守一、爲二暇乞一萬介召連。

午後、松浦肥前守、爲二暇乞一來話、數刻。

二十一日、朝、到二松浦太守一、々々、今朝發レ駕。松田五郎左衞門、太刀折紙持參、及レ夕、右京、平馬、三木惣右衞門來。今朝、發二飛脚一、訪二松浦公於戶塚一。

四月朔日、(中略)到二松浦太守一、訪二留守一。(中略)松浦壹岐守來禮、有二才德之談一。

十二日、晴、到二松浦壹岐太守一。

二日、(中略)松浦太守來禮。
三日、(中略)今日、與萬助爲年始之禮。先到松浦壹岐守、織部正、徑行淺野内匠頭、大村因幡守。(中略)今日、松浦壹岐守等來禮。(以下略)
五日、晴、今日、松浦太守、爲年始之祝儀、享予及萬介。磯谷十介相伴、有美祝之後、有享膳。膳後、出馬場、而見乘馬數匹、及□而歸、有獻盃。
十三日、晴、松浦太守來臨。
十五日、(中略)夕、到松浦太守。
十八日、晴、夕、松浦□□來話。
二十日、(中略)松浦太守來臨。
二十二日、(中略)夕、到松浦太守。
二十六日、(中略)今日、到小島助右衞門宅。松浦太守、息織部正來會。
二十八日、(中略)終、至松浦太守。(以下略)
二月五日、(中略)今日、到松浦太守。萬介、十介、太守賀大□之事、賜享應。有盃酒也。村松伊織、熊澤右衞門八。大河内彥七、才庵等、相伴。

十三日、(中略)到松浦太守。
二十二日、(中略)夕、到松浦太守。
二十七日、(中略)松浦彌一右衞門、爲口切、饋嘉肴二種。(雉子。鮑。)蜜柑一箱、茶二種。
今夕、賞味。(以下略)
二十九日、(中略)到松浦太守。
極月七日、(中略)到松浦太守。
十二日、(中略)松浦肥口來臨。(以下略)
二十日、(中略)予及晝後、到松浦太守。
二十三日、(中略)松浦太守、到愚弟平馬宅。是、依家老職、幷加增之祝儀也。(以下略)
二十九日、(中略)午後、到松浦太守。有歲暮賀亭。及暮而歸。
晦日、(中略)松浦壹岐守、同織部正、賀歲暮而來禮。
延寶第九辛酉正月元日、自夜半雪降。(中略)夜未明、與萬介到松浦太守亭、賀歲旦。其間、雪甚深。到愚弟平馬宅而歸。卯刻、奉朝飯而有盃酒。又賀三獻。松浦太守、賀年肇而送兩樽兩種。

三日、(中略)午後、到松浦太守。今日、澤內藏助、(松浦家臣)獻坑飯。(誤字？)故、予亦到此。及暮而歸。壹岐守、織部、來會。山本唯右衞門、爲暇乞來話。

五日、(中略)澤內藏助來、爲暇乞。今日、發平戶。

八日、晴、熊澤右衞門八、爲暇乞禮、來話。今日、松浦太守來臨。閑談數刻。

九日、(中略)今日、到熊澤右衞門八亭、松浦太守來臨。(以下略)

十二日、(中略)到松浦太守。太守先賴母與兵衞、到彼亭。有吸物獻盃。(以上略)

十九日、(中略)今日、到瀧川右京宅。松浦太守父子三人、來臨。予及萬介、與到及夜陰而歸。

二十一日、(中略)夜奉松浦之書數通、書之。

二十六日、(中略)今日、松浦壹岐太守口切、肥太守到口。因之予亦到彼亭。及有口歸、

十一月朔日、(中略)今日、愚弟平馬賜加贈、爲七百石。依之、到松浦亭、謝之。

三日、(中略)夕、到松浦亭。(以下略)

六日、(中略)松浦織部口切、故到彼亭。松浦肥太守、同壹太守、來臨。

十日、到松浦太守。(以下略)

十一日、(中略)松浦太守、賜口切之茶。村松伊織、與茶道某、持參茶壺、切口而口初昔口。

十日、晴、從松浦太守、祝賀萬介留袖之儀。貺樽代、箱肴兩種。萬介、貺羅紗三間。(以下略)
十一日、晴、午刻、到松浦太守。萬介、八郎右衛門、同道。太守貺萬介祝儀之嘉饗。且、貺陣羽織、同壹岐守來會。
十二日、(中略)今日、松浦壹岐太守、貺萬介賀儀數品。
十三日、晴、甚晴。庭前之白桃、及白梅一兩花綻。夕、熊澤右衛門八、瀧川彥七、同氏平馬、來話。月甚明白。
十八日、(中略)今日、松浦太守、南部大膳太夫兩人、入四品之座、饗應。松浦太守登之義初。此夕、到松浦太守賀之。
二十日、(中略)松浦太守來臨。(以下略)
二十一日、(中略)夕、到松浦壹岐太守亭。是、依萬介袖留之諸儀也。八郎右衛門、平馬、右京、來。今日、授楚項羽本紀。羽云、天亡我非用兵之罪。太史公評云、是非謬乎。
二十七日、晴、今夕、刻大河内彥七宅。松浦太守、聞予之來、光臨之。萬介、十介、相伴、爲漢三傑之評。凡國家人臣、未嘗無三傑之口。
十月二日、(中略)今夕、亥猪、松浦太守賀今夕、饋貺亥猪之餅。

陽十月三日也、歸國之左太、七月三日也。各三日有吉凶之瑞。故祈三日月。
四日、晴、拜神主、幷尊神。是昨日因得堀田氏之狀也。夕到松浦公、謝禮昨日之義。
六日、(中略)到巳刻、迅風甚雨如灑。(中略)津輕主、大村主、松浦主等、各發口价、訪風破。
九日、晴、今夕吉夢、松浦公、亦一夢、一畫中藏山之五字。云云。
十二日、晴、到松浦亭。
十八日、(中略)晝後、到松浦太守、及晚而歸。太守、昨日、到堀田丈、(公?)言予事迹。
二十一日、(中略)小笠佐兵衞(松浦主家人)來話。
二十二日、(中略)昨日、松浦內藏允、爲留守居。
二十四日、昨夜、松浦太守夢想、隨陪一字、今朝、夙書之賜予。
二十五日、晴、晚到松浦太守。壹岐守來會。(以下略)
二十六日、晴、夕、瀧川右京、熊澤右衞門八等、來話。(以下略)
九月五日、晴、今日到松浦太守。(壹岐守)肥太守來臨。及暮而歸。
九日、(中略)今夕、熊澤五郎右衞門、與同氏右衞門八、瀧川右京。大河內彥七來。有蕎麵。今日、到淺野太守亭。從松浦太守、祝重陽、賜鮭魚。(以下略)

七月朔日、(中略)燒香、拜三神、及稻荷大明神、依靈夢之告也。二十四日、夜夢想。常に持、神に祈をなすときは、心之願、かなはぬはなし。故歌々所(誤字あるべし。)二十六日、到松浦太守亭、讀一封之義終。二十七日、書之、二十九日、於松浦壹州、吉野櫻書院、讀之、渡之。(是又有夢瑞。)故、予封願文、幷夢想之神詠、奉備神□。自今日到七日、心齋禁他火、待七日而拜開之。(注意、七月中の日記は、六日迄に止り、其の後記錄なし。)

八月朔日、(中略)今朝、松浦太守告八朔之賀儀、賜嘉肴數品。且、昨夕、告所賜惠(繪?)之事。是者、上被爲遣桂昌院殿之所、院殿賜牧野備後守也。松浦主爲饗之、招予、幷八郎右衞門、萬介。故正禮服、午下刻、到松浦亭、拜戴此饗應。八郎右衞門、萬介從之。

二日、(中略)夕、到松浦主亭。謝昨日之儀。(以下略)

十日、(中略)午刻、到松浦太守。(以下略)

十六日、(中略)與八郎右衞門萬介、十介、到松浦太守。(以下略)

十八日、(中略)今日、松浦太守息女卒。牧野牛右衞門室。依之慰予之。

二十七日、(中略)今夕、到松浦太守。聞八月朔日、(中略)夕、到松浦太守、而及□而歸□□。

三日、晴、今日堀田氏、與松浦公之牒到來。齋浴而拜讀焉。今夕、禮服拜三日月。凡、予配播

五日、(中略)自松浦太守、令价貺蛟一折。(蛟は蜻に同じシホカラ也。)(以下略)

八日、到松浦肥太守、及淺野又市郎、津輕太守亭。午後歸宅

十日、(中略)到松浦太守。

十三日、夕到松浦太守。閑談數刻

十七日、晴、至熊澤右衛門八。瀧川右京等來話

十八日、(中略)同氏平馬來、有蕎麵。

十九日、(中略)到松浦太守。閑談及晩歸(中略)松浦家人、於京都。十三日聞薨御。(注意將軍去る九日薨去せるなり。) 十四日、發足、五日四時、至江府。行年六十八。

二十六日、晴、與八郎右衛到松浦亭。

六月十三日、(中略)到松浦太守亭。同氏壹岐守來會。

十八日、(中略)今夕、到松浦太守亭。(以下略)

二十六日、(中略)到松浦太守亭。(以下略)

二十九日、(中略)夕、到松浦壹岐守亭。松浦肥太守、依精進開、壹州饗之也。小島助右衛門、同氏八郎右衛門來會。

八日、(中略)今日、到二松浦太守一、謁二松平飛驒守一、(中略)甚有二兵學之志一也。

十五日、(中略)到二松浦太守一。(以下略)

二十日、(中略)昨日、得二南蠻之鎧、并兜鍪一。各有二龍之銀象眼一。予甚自愛。(中略)今夕、□□、□見二武功雜記一了。庭前櫻開發甚盛。携二酒殺一、爲二花見之會一。

二十三日、(中略)午後、到二松浦太守一。夕、小島助右衞門、來訪二松浦亭一。及レ暮而歸。

二十七日、(中略)昨日、松浦壹岐守參府。(以下略)

二十八日、(蟲食にて不明なれども前後を逐ふ。)(中略)到二松浦太守一、有二蕎麵一。

四月三日、(中略)松浦彌一右衞門、湯二浴塔之澤一。

二十八日、(？蟲食)到二松浦太守一。々々、後庭有二覆盆子一、甚熟。(以下蟲食等にて讀めず)

五月二日、晴、□二八郎右衞門、萬介一、到二松浦太守一。去月二十八日、覆盆子之饗、人不レ參、故及二今日一、先到二熊澤右衞門八宅一、見二物砂形二十餘一。大守亦到レ此。磯谷十介、附レ尾□□詣二太守之亭一。太守、□二禮服一、萬介□□□□、有二鷹鶴之料理一。々々後、太守自點二新茶一。(竹爲後昔)其後、食二覆盆子一數局、□之。今日、盃酒之上、太守貺二腰刀於萬介一、村松伊織傳レ之。太守常所レ挾之脇指也。(以下略)

而歸宅。
十八日、(中略)松浦太守、貺阿蘭陀□二兩。
十九日、雪降。 大村太守、松浦太守、津太守、各問雪中之安否。
二十七日、(中略)夕飯後、至松浦太守。々々有食傷之煩、及夜松浦太守使者來云、病殆癒。
(以下略)
二十九日、晴、松浦太守、貺□鰤二頭。
延寶八正月元日、(中略)到松浦太守、萬介相伴、路歷平馬宅、故行禮之。(中略)松浦太守、貺兩樽兩肴。八郎右衛門來禮、及夜而歸。
十二日、(中略)到松浦太守亭。太守爲年始之饗。(以下略)
十六日、(中略)松浦太守年禮。大守、舊冬有風恙。昨日初(以下讀めず。)
三月七日、晴、與松浦大守、同船到小島助右衛門宅。小島、去年爲船手之奉行、移役屋敷深川。初而饗予。松浦太守、亦初到有茶湯。亭主甚奔走。今日、見楠正成之自筆三略。外題光源院殿與書、楠系圖、橘以繼朝臣筆。以繼者、永祿年中人也。云云。 眞僞不可知。於事實、爲重寶。

十月朔日、(中略)問二松浦肥前守病、及彌一右衞門病一。
十四日、(中略)於二宗三寺一、有二懺法祭一。平馬、八郎右衞門、(中略)來會。　松浦太守、令二村松伊織、
贈二白銀三十兩一。(中略)夕、從二松浦太守一賜二口所栫幷蒲萄一籠一。幷、從二簾中一貺二忍冬酒一瓶一。
十五日、(中略)今日、到二松浦太守、津輕太守一、奉レ謝二昨日之辱一。
十七日、(中略)山鹿平馬來話。（以下略。）
十九日、晴、午後、到二松浦太守一。同氏八郎右衞門、(注意同氏は岡?)亦來話。
二十日、晴、午後、到二愚弟平馬宅一。平馬有二口切一。(以下略)
十一月四日、(中略)夕、到二松浦太守一。
八日、晴、今日、喜多村源八、到二松浦太守亭一。畫二口狩野法眼來、問二繪事一。
十二日、晴、至二松浦肥前守亭一。自二平戶一口鶴。
二十日、(中略)夕、瀧川右京、大河內彥七、熊澤右衞門八、松浦家來來話。有二蕎麪一。
二十九日、晴、今日、到二大河內彥七亭一。松浦太守來會。八郎右衞門亦來話。及二夜深一。
十二月五日、晴、松浦太守、携二通天孤金兩鎣兜一來、貺二予及萬介一。家來村松伊織、水野宇兵衞、熊澤右衞門八、大河內彥七、平馬等來。高橋七郎右衞門、同氏八郎右衞門來。及二半更一。

二十一日、(中略)予贈□□□、幷生鯛一尾於松浦彌一右衞門方。
二十二日、(中略)今日、松浦肥前太守、大村因太守、津輕越太守、本多□太守、以使者問大風。
(以下略)
二十三日、(中略)荻野留兵衞、松浦家臣、熊澤右衞門八、來有蕎麪。
二十六日、(中略)到松浦亭。石谷市右衞門來話、(中略)今日問松浦彌一右衞門病。(中略)松浦太守云、二十三日、到稻葉美濃太守宅。太守云、佛者云、心如水如鏡。人心如此虛、而有此□□之心。如何。稻葉太守不能答云云。
八月朔日(中略)松浦太守貺肴。
十日、到松浦太守。(以下略)
十九日、(中略)夕、到松浦太守亭、讀源三位賴政三井寺之歌。
二十日、(中略)今朝。有平戶大風之告。(以下略)
二十四日、(中略)午後、到松浦太守。
九月五日、(中略)到松浦太守。
十五日、(中略)夕、到松浦太守。

來。

二十一日、(蟲食)到松浦太守亭。

六月五日、(中略)到松浦太守亭、閑談。

十八日、(中略)到松浦太守亭。(以下略。)

二十一日、(中略)午後松浦彌一右衛門煩中風。及夕訪之。　松浦太守、在彼宅對話。(以下略)

二十三日、(中略)彌一右衛門、一昨日、煩中風。得少□。(□は快？)

二十五日、(中略)今日、(中略)送□□松浦彌一右衛門□□□□□等。(以下略)

二十六日、(中略)到松浦彌一右衛門。松浦太守來臨。(以下略)

七月朔日、(中略)夕至松浦彌一右衛門、少癒。　松浦太守來會。(以下略)

二日、(中略)松浦太守、以書告弟三郎右衛門補家老職。三郎右衛門亦來告之。未刻、到松浦太守、謝之。問病到松浦與一右衛門。(以下略。)

三日、(中略)獻□□并海老二十頭松浦太守籠中。

九日、(中略)夕、到松浦亭。

三日、(中略)松浦太守、以二使者一祝二今日一、贶二鰤一頭一。

十日、晴、松浦彌一右衛門、贈二雲丹一奩一。

十三日、(中略)松浦太守家人、松浦彌一右衛門、東一郎兵衛來話。

四月三日、(中略)松浦太守、贶二□鱸一頭一。

七日、(中略)松浦彌一右衛門來話。愚弟饗二予之妻一。

二十三日、到二松浦亭一。

二十八日、(中略)今朝、松浦太守投二小舍一。昨二十七日、肥太守到二久世和公一、談話及レ予。久世公、甚稱歎。且欲レ見二聖教要錄之細註一。故肥守、今日投レ之云々。因レ是、今夕到二肥守一、有二葛粉麵一。

(三四字蟲食、)岡八郎右衛門來話。兵學道學之議論品々。

五月朔日、(中略)今晚、松浦肥太守之家臣熊澤右衛門八於二斯席一。將レ享レ予。此事太守聞レ之來臨。山鹿八郎右衛門、松浦彌一右衛門、侍座及二日暮一。熊澤爲二□□□□□一、太守入而次レ之、閑談數刻。□□文庵、水野□右衛門等來。荻野留兵衛爲二□□一。

十六日、(中略)松浦太守、贈二鹽鯨一。

二十九日、(中略)荻野留兵衛、熊澤右衛門八、(右衛門八の子父の名を襲ふ?)松浦家來

二十一日、(中略)到松浦太守。
十二月朔日、(中略)謁松浦公。(以下略。)
十五日、晴、今日松浦公之母君永昌院殿、□□死去八十四歳。
十六日、(中略)朝弔松浦氏、□後弔壹州織部宅。
延寶第七己未曆、正月元日丁酉、晴、(中略)辰下刻、爲年禮、到松浦肥太守。
六日、晴、到松浦壹岐太守宅、及同織部宅。
十六日、晴、申刻、至松浦亭、問忌中之安否。□□小島助左衛門、到松浦亭、共閑談、
十八日、(中略)申刻、訪松浦太守。(以下略。)
二十三日、(中略)夕、到松浦肥太守亭。先頃、稻葉美濃守、訪肥太守之忌中。
二月十一日、(中略)松浦壹州太守來臨。松浦肥太守、貺大里魚二頭。
十二日、晴、及晩、松浦彌一右衛門、村松伊織、林□右衛門、熊澤右衛門八、荻野留兵衛、來會。饗魚口。
二十五日、晴、松浦肥太守、貺(以下讀めず。)
三月一日、(中略)松浦壹岐太守來臨

十六日、(中略)大久保加賀守、到松浦公亭。予及夜、到松浦公、獻書付三通。

十七日、晴、今晩到松浦公。公今朝、到久世公、具告予之無他出。久世氏得心。(以下略)

十八日、晴、松浦公到□□□翁。(今憶茶口切。)前以予事、松浦公具告之。翁甚感心。

十九日、(中略)松浦公、携一封、(板倉訴予之書。)到久世彌(二三字不明)殿。

二十日、晴、朝到松浦公之處。自久世公御手紙到來。有予可安堵之告。公□觴、岡八郎右衛門、亦□□□□賜盃酒。松浦彌右衛門、列座。(中略)今日予着禮服、持參聖敎要錄序。公亦改禮服、聞之、留此書於彼亭。右之案文等、不殘在別紙。

二十一日、朝、岡八郎右衛門、到松浦公亭禮。予獻嘉肴三拾口厨中、(タイラキ、五ツ。アマタイ、十。アワビ、二ツ。)鴨二□獻奥方。其後、予到松浦彌一右衛門、水野新左衛門宅、謝今度之義。(以下略)

二十八日、(中略)自松浦壹岐太守。恩賜口切之茶、并放鷹之鴨。(以下略)

霜月四日、(中略)弟三郎右衛門、自平戶歸來。(以下略。(注意三郎右衛門は、去る六月三日平戶に使して今日歸れるなり。)

十六日、晩、訪松浦紀太守。

八月五日、(中略)到₂松浦肥太守亭₁。
九日、(中略)荻野留兵衞、熊澤右衞門八來。(注意。松浦家人なり。)
十日、到₂松浦壹岐亭₁。肥前太守、松浦織部來。
十八日、(中略)松浦太守、賜₂口切茶、幷鮭魚一頭₁。
十九日、(中略)松浦彌一右衞門來話。閑談及₂晩炊₁。
九月七日、到₂松浦肥太守亭₁。
十一日、(中略)松浦彌一右衞門來。
二十一日、(中略)到₂松浦肥太守亭₁。同氏壹州東一郎兵衞來會、有₂口論₁。
十月十日、晴、松浦彌一右衞門來話。晩到₂松浦公邸₁。今朝、公謁₂久世公₁。公云、素行有₂方々徘徊之說₁。公云、豈夫然乎。云云。
十一日晩、今日以₂書付₁獻₂松浦公₁。予守₂公法₁之義也。
十二日、松浦彌一右衞門書付持參。(以下略)
十四日、(中略)松浦公、(四五字不名)一周囘(四五字不名)給₂香典₁。
十五日、到₂松浦公亭₁。

延寶第六戊午年、正月元日、(中略)與萬介禮服而至松浦太守。(路到愚弟三郎右衞門)(中略)尙來禮。松浦太守、貺兩樽兩肴(箱肴)野宅。萬介、各有貺。

二日、(中略)松浦公來禮。

二十日、到松浦亭。

二月十九日、到松浦亭。

三月二十四日、到松浦太守閑談、初見宋朝(以下蟲食)。

二十五日、松浦壹岐守、去る十八日上府候而、來訪。 夕、松浦家人熊澤右衞門八(松浦家二十九世、天祥鎭信に召抱へられ、祿五百石迄給せらる)荻野留兵衞來口。

四月十三日、到松浦太守亭。有饗應。

五月十七日、松浦肥太守口予。

十八日、愚弟三郎右衞門口至。初亭之、(以下略)

二十四日、(中略)松浦彌一右衞門(注意瀧川彌右衞門なり。)來訪、及暮夜、有蕎麵。

七月朔日、口夕到松浦壹岐守亭。家臣松浦彌一右衞門來話。(以下略)

七月二十五日、甚暑。到松浦太守、晩而歸。

二十三日、(中略)今日松浦□□□、嫁二牧野一。(以下不明)
三月二十一日、(中略)到二松浦亭一。
四月朔日、(中略)到二松浦太守一。(以下略)
十八日、今日、松浦太守、(五字不明)瀧川、(松浦家三十九世天祥鎮信に召抱へられ、祿千百石迄給せらる。)村松、水野、文庵、荻野等來。予、到二當地一已後殆三年。故□松浦氏、有二島臺等一。
十九日、朝、到二松浦亭一。謝二昨日之來會一。
九月十八日、肥太守來□訪レ病。(素行子の母病む)
十月二日、(中略)松浦公到□。
十月二十日、(中略)松浦太守參詣。(素行子の母、去る十四日亡。十五日、宗三寺に葬る。二十日は、一七日の法會?。)有二香典一、銀五十兩。
十二月四日、松浦公、津輕公、大村公、各、賜二□□濃茶一。(以下略)
十一日、□□至二松浦公亭一、謝二母重病中之惠一。(以下略)
二十四日、到二松浦公亭一、

十七日、萬介三浴湯。今夕詣松浦太守、述年始之慶賀。且、辱度々之來臨。萬介病中、松浦太守三度來臨。（以下略）

十八日、（中略）到松浦壹岐太守亭。（以下不明）

八月朔日、（中略）松浦壹岐太守來禮。

二十八日、到松浦壹岐守亭。

十一月十四日、到松浦壹州亭。

二十六日、夕到松浦太守。

二十七日、到松浦壹太守、及織部主。（注意、織部主は、松浦子爵家の祖にして、肥太守の第二の子昌、後萬松院と稱す。）

十二月七日到松浦君。（以下略）

延寶第五丁巳正月元日、（中略）今日、與萬介倶到松浦太守。（中略）禮松浦壹太守、同織部主。

二日、（中略）松浦太守來禮。

二月二日、夕到松浦太守亭。

（注意。爾來、素行子、赦に遇うて、歸京せるまで、年譜中、遣二句讀於松浦太守一借レ焉。と見ゆる外、音信途絶す。　延寶二年九月十四日の條）

延寶三年六月五日、（中略）封二書於江武一、小島喜兵衞、明日發二足江戶一。

同年同月二十五日、口口發足、寄二加古川一宿。　晝、休二姫路一小山喜右衞門來會。　（中略）

十日、泊二神奈川一。（以下略）

十一日、（中略）於二品川一愚弟（中略）先謁二松浦君一（中略）淺野大守、以二茶店一爲二旅館一。

十三日、（中略）此夕、松浦君、以二茶湯一饗レ予。

二十三日、愚妻（中略）松浦公拜謁。公有二恩賜一。

九月五日、松浦壹岐大守、（以下不明）

二十八日、自二本所愚弟三郞左衞門宅一移二淺草田原町三丁目一（以下不明）

霜月二十九日、（中略）今日、松浦大守、至二愚弟宅一。

延寶第四丙辰年、（中略）肥大守貺レ樽。（以下略）

二日、肥大守來臨。

十二日、萬介酒湯。（注意、疱瘡を病みて、）肥大守貺二樽肴等一其外祝詞甚多。

寛文六年二月五日、松浦太守、石谷氏、(市右衛門)來り慰む　(桉ずるに、寛文五年十二月二十八日の條に、亡親七ヶ日とあり。　翌六年正月元日の條に、喪に因て、外に出でずと、あり。　以て來り慰むの意察すべし。)

同年四月六日、壹州太守に至て、中庸を講ず。(桉ずるに、太守は、雄香公ならん。)

同年九月三日、松浦壹州(肥太守嫡子)戸田伊州、大谷氏來話。

同年霜月十二日、松浦太守飛脚至。　太守愼二臺命一不レ通二其書一。

(注意、素行子は、同年十月三日、(切紙を以て、北條氏長邸に出頭を命ぜられ、其の夜より、淺野内匠頭邸に預けられ、次で、九月に江戸を發し、同じく、二十四日、赤穗に着す。乃ち、松浦太守飛脚至るとあるは、江戸より、赤穗に飛脚を立てたるにて、太守、其書を通ぜずとあるは、淺野内匠頭なり。)

寛文七年三月二十二日、今日、愚弟四郎右衛門、松浦太守を伴つて、室津に至る　去冬江戸より平戸に至る。

同年四月十一日、愚弟至る。　肥太守より、忠岑の硯石、並、唐筆一筐を賜ふ。　硯は、長府に於て忠岑の硯を模したる也。

同年同月十日、瀧川氏に至る。（彌一右衞門は、松浦太守の家老。）士入、淺野因太守、及び松浦太守來臨。半更に及ぶ。

寬文三年正月三日、松浦太守來禮

同年同月十三日、松浦公來臨。

同年同月十四日、壽双親。松浦太守、放鷹の鶴、及び鴨二羽を貺らる

同年同月十七日、松浦太守、本多對州來會。軍船木形を覽る

同年同月晦日、松浦太守に至る。風呂有り。淺野因太守、大島氏（雲八）來り會す。

同年三月三日、松浦太守壹岐守に到る。石谷士入、來り會す。壹州肥太守を招待して、暇乞を爲す。（桉ずるに、壹岐守は、鎭信の嗣子雄香公なり。）

寬文四年五月十日、松浦太守に至る。石谷士入、中根宗閑（大隅守）來り會す。

寬文五年七月四日、松浦太守に至る。

同年九月六日、松浦太守來臨。

同年十月四日、石谷士入、亭に至る。松浦太守來り會す。

同年十一月二十二日、板倉能州に至る。松浦太守、石谷氏（市右衞門）來り會す。

同年同月九日、因太守に至る。松浦太守來り會す。
同年同月二十日、淺野因大守、松浦肥太守來臨。深更に及ぶ。
萬治三年十二月二十七日、松浦太守來臨。
寛文元年正月四日、松浦太守來禮。
同年二月十四日、石谷士入來話、松浦太守來り會す。(桉ずるに、同年正月十四日の條に、石谷士入亭に至る。石谷十藏、町奉行と爲る。右近將監に任ず。致仕し剃髪して、士入と號すとあり。)
同年同月晦日、朝、松浦太守來臨。石谷某、(兵四郎)來り會す。
同年三月四日、淺野因州に至る。松浦肥州來り會す。
同年同月九日、松浦太守來臨。昨八日、御暇を賜ひ、十日發足。
寛文二年六月十五日、石谷士入、松浦太守亭に至る。予も、亦、之れに會す。
同年八月二十三日、松浦太守來臨。
同年十月十一日、朝、松浦太守來臨。瀧川彌一右衞門供。
同年十一月六日淺野因太守來臨。松浦太守亦來る。

鄉伊賀守、內藤帶刀、石川主殿頭、奉行として、飢人を賑恤し、糜粥を賜ふ。増上寺に命じて、戶骨を聚め、回向院を淺草川向に建て、幕下諸士、及び町中、白銀一萬貫目を賑賜せらる。（頭書に曰く、二月十二日迄、賑粥を賜ふ、米六千餘石。）

同年三月五日、松浦太守來臨、萬治元年七月二十六日、西國大風。平戶邊の家二千五百軒破倒、死人百五十人、舟百五十餘艘破る。

同年十月十六日、天澤寺に遊んで、隱元禪師に會す。（中略）松浦太守先容たり。

同年同月二十五日、松浦太守來臨。夜に及び、村上二郎來會。

同年十一月二日、茶餉に因て、松浦太守に至る。淺野因太守來り會す。

同年十二月六日、熊澤某（作右衞門）宅に至る。熊澤は、松浦太守の家老なり。（松浦家二十八世宗陽隆信に召抱へられ、祿千石迄給さる。）今日、請ふて太守を享す。故に、予之れに行く。

同年同月二十三日、淺野因太守、松浦太守來臨、深更に及ぶ。

萬治二年正月三日、松浦太守來臨。

同年同月六日、松浦太守に至る。淺野因太守來會。

明暦元年八月二日、去る七月二十一日、朝鮮來聘使、對州より壹州に泊す。松浦太守、享口美を盡す。（正使、六月十二日、高麗より對州に至て難風に遇ひ、船破損す。此間、對州に逗留す。七月二十一日、解纜。）明暦二年五月二十九日、淺野長治亭に至る。松浦太守入來。

六月四日、觀世太夫、於₂角違橋₁、有₂勸進猿樂₁。群侯有₂棧布₁盡₂美、自₂四日₁至₂七日₁終。六日道成寺、予至₂松浦氏棧布₁。（參考）同年九月二十二日、愚弟、（四郎左衛門）松浦肥州太守に謁して家臣と爲る。

明暦三年正月五日、近隣失火、愚宅に及ぶ。松浦太守家來、及び太守、火災守禦番の爲めに來臨。

同月十五日晩、松浦太守邸に至る。

同月十八日、戌亥風甚しく、塵を揚ぐ。本郷本妙寺火を失し、江戸町中、過半燒失す。（中略）凡、十八、九兩日、死人十萬餘。町奉行に至て之を告ぐる者殆一萬。町中、三十六町一里にして、二十里八町、兩頰間數四萬八千間、侍屋敷八百軒、町にして七里八町、町中、家主燒死、家十四町十二間、飢たる人、甚だ多し。之れに因て、松浦肥前守、六

戸圖に依て考ふ處の、越前樣の御屋敷に相當り申候。（後略）

敬孝述事（卷第二十五）

龍珠公卒し玉ひ宗英公嗣無し、故に諸家其子を納て公の嗣と爲んことを求む、宗英公應ぜず。如此ましく〳〵て後は、御弟逸巖公を嗣に儲おき玉ひたりき。或とき、德祐公問て曰く、嗣子のこと、汝が意如何かすべき。宗英公答て曰く、某今齡五十に近し。其年限に至らば上請して養ㇾ子べし。德祐公之を善とす。是より元祿九年に至て弟數馬（逸巖公也）を養て爲ㇾ子ことを上請せらる。（三月二十六日也）四月六日、蒙ㇾ允。

此年、五十一に成せ玉ひける。

以下、素行子年譜、卽ち、日記に掲載せられたる、肥前守對素行子の往訪來問を抄錄し、如何に、相互の親交が、膠漆を極めたるかを見ん。

年譜

（慶安四年辛卯の月十一月二十二日、同十二月二日、次で承應元年正月二十七日の記事に續く。）

承應二年八月二十二日、松浦太守、予が宅に至て、閑談夜に及ぶ。

雄香公移住す。同八年、本所本多右衛門屋敷を買ふ。元祿五壬申の年三月、龍珠君に、神田常盤橋の內に、第宅を賜ふ。

以上、五ヶ所ありしも、素行子と、來問、往訪の時代には、所謂る、肥太守は、本所牛島中鄉の下屋敷、(現今、明德學校の位置)に、嗣子壹太守は、現今の向柳原邸に、松浦織部は、大河端の椎の木屋敷(元は、藤屋敷。或は、椎の木松浦と稱す。現今の安田邸)に、各、居住して、時事相會せるにて、茶の口切が、三ヶ所に於て行はれしは右の理由に據る。

敬孝述事(卷第二十一)

常盤橋內御拜領御屋敷圖之事。

龍珠院樣、元祿五年四月、常盤橋之內江、御屋敷御拜領被遊候處、只今、何之所に相當居候哉。(中略)元祿十年之江戶圖と、今嘉永年間之江戶圖と、引合せ候處、元祿時分之圖には、柳澤出羽守樣御屋敷は、只今之酒井左衛門尉樣御屋敷に相當り、其續に、柳澤樣御請地之樣なる所相見え候が、唯今之圖に而は、松平越中守樣御屋敷之樣相見へ候。此所龍珠院樣、御拜領之御屋敷に代り之地に賜ふ事抔、若有之候へば、江

被爲相叶元祿四年申六月九日に、江戸にて御逝去にて候。御法名は龍珠院殿と奉申候棟公の御一子樣、取別而御殘念の御儀不淺御事候。家中侍下々迄、奉絕言語御事也。

龜岡隨筆

元祿二年(中略)十二月二十七日、龍珠君御任官。(後略)

元祿四年(中略)十二月二日、龍珠君奥詰仰蒙らる。

元祿五年三月十九日、龍珠君御扈從仰蒙らる。三月二十八日、常盤橋の內に、御屋敷御拜領。六月九日、龍珠君御逝去。

(注意)

「當時、松浦家は、邸宅五ヶ所あり。上屋敷と稱したるは、神田お玉ヶ池誓願寺前にありしが、寬永十八年、類燒せしを以て、淺草下屋敷。通稱下谷鳥越邸、(現在の淺草向柳原邸)に移る。次で、明曆三年、上屋敷再び類燒す。寬文五年二月天祥公、本所牛島「中之鄕」に、邸宅を構へ移住す。淺草邸、卽ち、鳥越邸中屋敷となる。寬文十二壬子十一月十一日、中屋敷家作始まり、翌、延寶癸丑五月三日、家作成就、

五日、松英公御任官。

五松浦猪右衞門信貞、は、天祥公の從弟にて、久しく江戸に質たりしを、寛文四甲辰の年五月二十三日、免許を得て、今福（肥前平戸領内）の租入千五百石を割て之を封じ、毎年金百兩を宛つ。

六松浦國松。（雄香公の嫡子、）

續大曲記

一國松樣御儀御年拾三歲の比、江戸江御登り被成、江戸にて御代々の如く、御名源三郎樣と御改、其以後に、御下國に而候。御拾七歲の比、江戸江御越、公方樣御目見被成候而、御代々の通、肥前守に被仰付候。其砌より、段々一入、公方樣被爲入御意候、則御小性に被仰付、於江戸御屋敷まで、御拜領被成候。此御屋敷は、時輪橋（常盤橋）の內、小笠原遠江守殿御屋敷の內、半分仕切、表向の方御拜領也。其砌の江戸に而評判は、御知行別格に、壹萬石御拜領の筈と、世上申觸候に付、下衆も、目出度御儀と悅奉存候處、不圖、御病氣付被成候。其御病中に、公方樣よりも、折折御上意御上使　、御拜領に而候由、及承候。御氣分段々御重り被成、御養生不

七月、平戸鐘鑄崎の原善九郎が宅趾を以て、其の邸に充て、元祿三年雄香公、封を襲ぐに當て、新田壹萬石を分ち以て封ず。（松浦子爵家の祖）

龜岡隨筆

雄香公御家督、退入君、新知一萬石御分知。

四松浦篤信、雄香公の嫡子龍珠君早世し、嗣なきを以て、天祥公の第三子を嗣とし、肥前守に任ず。

續大出記

其已後に、御代次は、鎭信公末の御子に、江戸御生數馬樣と申候を、御養子被ㇾ成、元祿十貳年卯年に、拾六歲に而、公方樣御目見被ㇾ成、則肥前守に被ㇾ仰付ㇾ候。御名乘り口（サコウ）樣と奉ㇾ申候也。

龜岡隨筆

元祿九年四月六日、松英公、雄香公の御養子に御願濟、同二十一日、初而御目見。

元祿十年七月五日、松英公御緣組御願濟。

元祿十一年八月二十八日、松英公、初て、月並御登城、菊の間に御出仕、十二月二十

三月　　源　　高

續大曲記
棟公御代、「御若名源三郎様。」
一松浦壹岐守棟公、江戸に而の御誕生也。
平戸江初而御入部は、寛文貳年寅年御年十八之由。此奥様は、松平伊豆守様の御姫なり。數年、御相縁の處、御子無し。江戸御上屋敷にて御逝去被成候事、御法名は桃源院殿と申候。其已後、御國腹に、御子御兩人御誕生、御惣領は御姫なり。おねい様と申候。秋月長門守様に御縁付、御次男は國松様と申候。
一御年四拾二歳に而、鎭信公ゟ、御家督御請取被遊御普代家奥御詰御勤被成候。
龜岡隨筆
元祿四年十一月二十五日、雄香公寺社奉行仰蒙らる。
元祿七年。(中略)十一月三日、雄香公寺社奉行、御病氣に付、御願御役御免。
元祿八年正月二十八日雄香公、(中略)鴈之間詰、仰蒙らる。
三松浦織部、源昌、退入と稱し、嵩松院と號す。天祥公の第二子、貞享元年甲子の年

一松浦肥前守、或は、松浦肥州とあるは、松浦家二十九世天祥公、諱は、鎭信・直惠・德祐・等の號あり。(委しくは附錄七參看)

二松浦壹州、或は、松浦壹太守とあるは、同三十世雄香公、諱は源三郎、元祿四辛未の年十一月、寺社奉行となり、後、致仕して、壹岐入道と稱す。別號は、履坦齋。寶永四年、龜岡城を再築す。(二十六世法印公松浦肥前守鎭信「所謂る前の鎭信」の繩張りを、山鹿素行子、山鹿平馬、及び松浦肥太守、卽ち後の鎭信と協議の上、少しく、繩張を變更す。)

敬孝述事(卷第二十一)

天祥院樣被仰付候義は、雄香院樣被仰付候哉、存不申候。御城御取立の義は、天祥院樣以來、數年之思召に御座候由、承及候得ば、前以、被指越候義と、奉存候。(中略)御城、御取立之仰出無之內、雄香院樣、今之御城地へ、折々、御出有之候由。其比、御家中に而何故に被遊御出候と申義、誰も心付き不申候由。

一雄香院樣々、松英院樣へ拙者義は、普請奉行に而、御座候得ば、無程御城御成就の上は、可被遊御讓旨、被仰進候。御書御用方に而か、拜見仕候義有之候樣覺申候。

ども父鎮信茶事に高名なるほどなれば、其子として嗜まざることやあるべきと云へば、夫にて思つき候ひぬ、某ことは雲州樣（松平出羽守退老して不昧と號す）の御懇意を蒙り、雲州へ十一度往たり。その中、彼藩の大夫大橋茂右衛門（この人大和にて一萬石を祿する家と云）と云が宅へ君侯を招じ、茶事ありし中、茶匙を拜見す、その匙は（この匙人に與へられし者と見へ、夜打と銘せし外に、人名を書せられしが石虎今は忘れたりとぞ、）松浦退入殿（萬松君稱織部名昌退老して退入と號す）の作と云て、その銘に夜打とありたり。其故はこの茶匙元祿年間義士が夜討せし夜の作にてありたれば折節のことゝて、かくは銘せれしと申傳へたりと、始め持主は賈人炭屋宗全と云し者なりしが大橋氏購求せしとぞ。この話に據れば、前の兩端の云傳へは藤邸の祖萬松君のことに定むべし。

さて、素行子と、肥前守との關係に就いて、如何に、往訪來問せられたるか、如何に、鳩首凝議せられたるか、相互の交情、相互の盟約、之れを素行子の年譜（卽ち日記）に徵すべく、當時、素行子と、肥前守との親交に關聯し、屢、其の日記に現はるゝ、其の人名身分等を左に抄錄せむ。

が中に云傳るは、天祥院殿本庄莊に退老ましく〳〵たるに、夜半過し頃、遙に鼓聲聞こゆ、侍宿(トノヰ)にある者ども起き騷ぎ、こは火事ならんと言しを、(この頃世上に版木と云はなく、火災のときは皆太鼓を打てこれを告知らせたることなり、今に弘前侯ばかり昔を存せり)殿の曰ひしは、いやとよ火事にはあらじ甲州の推太鼓なり。心得ぬことゝ也。人を出して視せよとありければ、人即往たるに果して大石の輩(大石内藏助は山鹿甚五左衛門の門人頗る奥祕を究む、天祥院殿と同門なり)吉良屋鋪に人數を寄る太鼓なりしとぞ(殿は時に御年八十一翌十月の初隱れたまひぬ)このことゝ藤屋鋪に傳るは、(藤屋鋪とは予分家和州の居邸なり、昔は白藤の架ありて前川に臨めり、因て稱す今は然らず、この故は別に述ぶべし、)右は天祥院殿にはましまさで、彼家祖萬松君のことゝす、この時萬松君年五十二、未だ在職なりしなり。(寶永七年退老す)後和州の邸に宴ありて往しに、石虎と云へる軍書の講釋する者來りて、これを相話せし中、予前件のことを伸て、かゝることを知りて有るにやと問たれば、勿論聞き及び侍りぬと云、其答はせずして、この御邸の祖君は茶はあそばし給ひしやと云ゆゑ予云には、子孫とて百年上のことは委しくは知らず、され

の外勵まれけるゆへ、家中門弟多く嗜み、又抑此壹岐守棟と申は、擧世て稱美したる人也。(中略)段々上の思召にかなひ、山水之間奥御詰衆より、寺社奉行御奏者番に被仰付、評定所上座にて、遠國の公事訴訟を聞、然るに此家代々御役に不預、諸事不案内なれば、その身殊の外迷惑し、一向に御役御免之事奉願て、終に御免を蒙りて雁之間詰と成、三河御譜代大名と同じく勤仕せられ、隱居の後壹岐守入道と改めらる、その頃隱居面々小笠原佐渡入道、京極甲斐入道、是を世に三入道と唱へしとぞ、隱居後未幾して年六十八歲にて死去せらる。(後略)

曾て乃木將軍に、右の文を示し、眞僞如何の批判を請ひしに、將軍の曰く、大石内藏助、吉良上野介邸に、夜討を掛け、打つに、山鹿流の太鼓を以てせずして、越後流に打しと聞かば、如何にも、平仄の合はざる話のやうなれども、大石内藏助が、越後流のカケリ太鼓を打ちしといふことに就て、所謂る夜打なるものゝ其の眞意義を會得することが出來るのである云々と物語られたことであつた。

甲子夜話續篇(卷十)

赤穗義士の吉良邸夜討は、元祿十五年十二月中旬のことなりし。此夜のことを予

を以て、扉を打辟く。大石主税、是も力量の若者にて、十三貫目の胴突にて、安々と門を打開きければ、我も〳〵と亂入。など、記せり。彼カケリと云太鼓は、はじめに、九ッ撃て、夫よりせめ撥とて、次第に高く撃こと也。之と均く、軍卒、皆、進登す。しかれば、大石此法を用ひて、奇勢を爲したるにて、彼義士の進登の有様、今之を視るが如し。

敬孝述事(卷第二十八)

過し年の在勤中に、古今武家禁祕錄と云る書を得たり。其中に、當家の事をも載せて、宗英公。逸巖公の御事を申奉りたるに、間々、傳聞の誤有り。然れども、當時の事實を記たるは、全く、虛談に非ず。故に、傳聞の誤を訂し、其文を左に錄す。宗英公の高名に坐しは、これを以ても知るべし。

一松浦壹岐守英家(英は逸巖公の諱、壹岐守は、肥前守の誤)にて、專ら軍法兵道を嗜む。又、柔術ヤワラ、其故を尋るに、彼家に山鹿甚五左衞門景行(景は素の誤)弟子共居て、山鹿流の軍學を廣る。夫故親父古壹岐守棟の代一城を築き、(中略)又ヤワラ稽古する事は、近年祖父壹岐守棟、武光平太左衞門信重門弟と成、楊心流の柔術を殊

讎の士將大石內藏之助と云しは、山鹿氏に學で、是も、其軍法に練達せしとかや。然ば、大石が用ひし所、公の聞得玉ひしも、皆、よし有也。

又聞く、其頃德祐公は、御氣色勝れ玉はで、御床に坐はしけるが、鼓の音を聞玉ひて、常事に非ず。越後のかゝり太鼓也とて、小臣を出し、其處を尋ね覘しめらる。やがて、歸て曰く、淺野の士、仇を討つにて候。公、卽ち、近侍に命じ、騎して其處を視せしむ。明朝、人を淺草の邸に使し、逸巖公(三十一世源篤信。肥前守の次男なり。三十世雄香公嫡子龍珠院卒し、子なき故に、嗣となる。此時、逸巖公、爲宗英公之嗣、居于淺草之邸。年十九。)を召す。公至る。德祐公曰く、故內匠頭よく臨下故にこの義報あり。汝よく視臣この如くなる可し。との玉へりとぞ。

かゝり太鼓は、今の謙信家の軍法に、カケリと云ふ。兵を追る時、之を擊つ。逸巖公の御物、義士負祿と云に、內藏助は、表門の屋根に、楷子を掛させ、走り上て內の體を見けるに、鎭り返つて音も無し。持參の小太鼓、拍子を取て打鳴らせば、裏門には、片岡源五右衛門、是も、屋根に上て、同く太鼓を合せり。表裡を大手搦手の意にて、同音に火事よ〳〵と喚で、表門をば、堀部安兵衛、自元大力成れば、十八貫目の櫌

は、好事の一宿題たらむか。

敬孝述事

德祐公(二十九世肥前守鎮信)は、山鹿義目「甚五左衛門」に、軍隊之事を學び玉ひ、遂に、其奥秘を究め玉へり。又、御世を宗英公(肥前守の嗣子三十世壹岐守雄香公)に讓らせ玉ひし後は、本莊牛島の邸(大河端の藤原屋敷即ち俗稱椎ノ木松浦邸當時は現今の囘向院附近も同じく牛島と稱せられたる故なり)にをはしける。其頃吉良上野介は、本莊相生街(松坂?)といへるに、邸宅あり。清(靜山公源清)が少時久昌夫人の語らせ玉ひけるは、故淺野內匠頭殿の家賴四十餘人、復讎のため夜討せし時、こと、不意に出たれば、近きわたり、皆、驚き騷げる。それに、かの家賴共、火事なるぞ〳〵と云て打入ける故、猶更、騷動せり。其時、牛島の御邸にも、太鼓の音きこへけるが、やがて、出火ありと云傳へて、女房共云あへり。其時、德祐公聞し召して、異しき事也。尋常の鼓に非ず。軍中の法節なり。きはめて、防火の鼓には非じとの玉ひしが、果して、夜討の者共の擊たりし、相告の鼓にて有しと也。公の心を用玉ふ御事、感じ奉る也。(復讎の事、在元祿十五年十二月、公年八十一。)さて、彼復

四十七義士の仇討

越後流のカケリ太鼓

(前略)瀧川德玄書置寫し祖父道半事は、宗陽公御代被召抱、父彌一右衞門は、若年之刻、德祐公(肥前守鎭信の別號)之背御機嫌、一旦當家退去、二十五歲の時、被差免歸國いたし、追々と、御取立に相成、家老職迄申付られし者なり。此德玄事も、父の通り、老職迄勤めたる者なる歟。其後、德祐公、御退隱の御身となられたる砌雄香公之思召に不被爲叶にや、役義被指免。(後略)

時に元祿十五壬午の年十二月十四日播州赤穗の城主淺野內匠頭長矩の遺臣、大石內藏助良雄等四十七義士、夜打を吉良上野介義央の邸に仕掛く。其の夜、肥前守は、本所牛島の邸(藤屋敷?)にありて、六花の窓、一輪の梅、松風爐上に起り、釜中遠濤を聽くの時、忽にして隅田の流に答へ、鼕々として耳朶に徹するもの是れ越後流のカケリ太鼓である。肥前守、直に、侍臣を呼び騎を走らし之を見せしめ、獨り、莞爾として茶抄を削りつゝ、曉天に及んで、其の茶杓に、夜打と銘を刻せりと、或は、曰く、肥前守の侍女は、大高源吾の妹なりしと云ひ、或は、夙に、期するところありて、其の夜半に、黑裝束の二隊を分派し、上杉家牽制のために、應援に充てたりなど、根無し草、いろ〳〵と口碑に傳へらるゝのであるが其の多くは、確たることではないのである。但し、左記

茶事に力を致し且相撲を好む

昔日歌舞之地、而以積徳堂の字、牓楣頭。其意何乎。足以奇焉。先生、偶然卜居。其宅大積徳。而其澤欲施萬世。今當此時、此牓燒失、而道亦衰微。嗚乎奇哉。識乎哉。

桉ずるに、肥前守の晩年は、事漸く、意と齟齬し、素行子の溘逝せし年より、一層、茶事に隱れ、翌貞享三丙寅の年より、相撲を好み、元祿二己巳の年致仕し、專ら、風流を事としたるが如きも、實は、然らず、肥前守老て益豪邁に、且、果斷決行、時として、事意表に出ること多く、或は、老臣等の忠言に、終に、餘儀なくせられ隱退せられしにはあらざるか。而して、素行子、病むに當りて、枕頭に、誓書を呈し、最後の教訓を聞くこと二回、之を聞書（瀧川彌一右衛門藏祕書）として、殘したる瀧川彌一右衛門、山鹿平馬等の如き、或は、肥前守の雄心を和げ、覇氣を殺がんがために、敢て、言を素行子に含め、特に、平戸の領土保全のために、豫め、彼の言を爲さしめたるならんかとも思はれざるに非ず。既に、龜岡隨筆にも見ゆるが如く、天祥。雄香。兩祖の向上的希望は、其の當時に於て、老臣等一同、之を喜ばなかつたかのやうである。（委しくは、附錄六山鹿素行子最後の教訓參看）

敬孝述事（卷第三十三奥書）

積德堂燒く

次で、元祿十一戊寅の年秋九月四日、數寄屋町火を失し、南風にあふられ、東は、兩國を踰えて、本所。南は八丁堀に、北は、湯島、淺草、千住に及べる、所謂る、宸翰の災(百一錄川廟御手留)に、彼の積德堂も、燒けてしまつたのである。

山鹿誌

高基先生、怜悧而好レ問。謙遜而吝レ言、篤實而厚行、靑年而大得二文武之大義一、弟子益多矣。先生舊交之諸侯列士、各厚レ禮也。可レ謂能繼二聖人之血脈一者矣。松浦主、猶介二高基先生一列二鴛鷺之班一、而欲レ發二先生之德一、以謀二之牧野主一。時未レ到乎。牧野主懷レ恙而致仕、松浦主亦有二風疾一、而作二菟裘之謀一。此事以止矣。其他舊諸侯、半逝半老矣。此間、江都之富榮、十二倍于古昔、洛陽、鎌倉之盛一。天下之多傲二奢侈一、事二佚遊一、委二志於文武一之徒、最少矣。偶、學二兵法一之士、亦或爲レ名、或爲レ利。新入二高基先生之門一之諸侯、亦其志不レ踐二實地一、不レ知レ尊二文武之道一。故、高言疎禮、見二飛鴻一之徒、最多矣。林家大得レ時、而天下之學悉出二于彼一。先生之道、猶レ持二方柄一欲レ內二圜鑿一也。高基先生、爰大、知二時勢無一レ可二奈何一、而道不レ可二竟行二天下一。故藏二光韜一レ德、欲レ晤二跡於世埃中一也。元祿十一戊寅年秋九月、江都大災矣。積德堂之牓、亦燒失。幸而先生述作之書、雖二一卷一、不レ罹二池魚之殃一。蓋是萬世後、先生之道、可レ行二天下一之瑞乎。今桉二此宅一、富民之別墅、

信知の妻は、肥前守の女なる故に、高基の妻は、實に、肥前守の孫女なり。松浦家世傳には、秋月佐渡守「名は種信」の女を養うて、之を山鹿藤助「名は高基」に嫁す。とあり。脈厲譜には、松浦內匠信知三女と見ゆ。」を以てしたのであつたが、惜むらくは、元祿六年五月二十一日を以て歿したのである。

高基の室歿す

家世年表（元祿六癸酉の年の條）五月二十一日、天祥公養女、松浦內匠信知女、山鹿藤助高基妻卒す。法謚芳林院殿光林寺に葬る。（光林寺は麻布にあり。墓碣、現に存す。但何年に娶されしかは詳ならず。而して、高基は、時に、年二十八歲。委しくは、附錄七卷末系譜等參看。）

高基を推擧せんとす

備後守致仕し事成らず

君臣父子かの關係

更に、肥前守は、素行子の歿せるを、如何にも、心外に堪へざるの事と爲し、特に、牧野備後守に謀つて、山鹿高基を鴛鷺の班に列せしむべく、切に、運動を試みたのであつたが、時運は、どこまでも山鹿家に取りて、順潮ではなかつた。漸にして、牧野備後守病を以て致仕し、肥前守も亦風疾を患へ蒐裘の謀を作し、旁以て、此の事止み、而して、何れの頃よりか、高基も亦、肥前守の合力を受け、いつとなく、君臣父子の如き關係となつたものと見える。

素行子に先立たる

素行子の位牌を安置す

孫女を高基に娶す

は、御模樣も違ひ申たるやと、訝思奉る也。(中略)扨々、よの中の盛衰一瞬の間にあり。こゝを見れば、無事なることそめでたけれ。利生ある時は罰あり。幸ある時と、禍ひあり。何事もなきは、神佛の加護あるしるし也。(後略)

散孝述事(卷第二十八)

憲廟、命あり、德祐公入て鳫之間に出仕せらる。此時、公、御年の長じ、また、材德もましませし故に、同輩、これが爲に重(オモン)じ申たりき。公、老年を以て、毎に、柱に倚て坐し玉ひしを、時人、其柱を名て肥前柱(ヒゼンバシラ)と云しとぞ。

かくて、肥前守は、始中終を通じ、初一念の貫徹に向つて、百方畫策するところあり。どこまでも、袂を連ねて目的を達すべく、杖とも柱とも、賴みし素行子に先立たれ、殆ど、孤獨的となりて、而も、鳫之間の詰衆となつたのである。そこで、肥前守が、過去を追懷して、素行子を思ふの情の、如何に、痛切であつかは、實に、察するにも餘りあることである。肥前守は、索行子の歿するや、素行子の位牌を、別に天祥庵に安置し、朝夕、香華供養を怠らず。(此の神主は、現に、本所中の鄕天祥寺に存す。)

且、素行子の嫡子、高基に娶すに、孫女(松浦内匠信知の女を養女として高基に娶す。

大なる忠勤は、給りたる國土を治め、民を富しめ、家士に文武を勵しめ、倉米をつみ、兵器を磨き、こゝはの時におひたる節、拔群の名譽を顯し、御國恩に報じ度、治に居て亂を忘れず。(中略)

貞享二年九月晦日、天祥公鴈之間詰被ㇾ蒙ㇾ仰。(中略)扨、志自岐山に傳はる天祥公御自筆の御詠、

もしありと、冥加を祈る、甲斐ありて、世にもまれなる、身にもなりけり。

と遊されしも、右之御願成就なるべし。此御詠年記は、しれねど、天祥公御參詣の刻、神殿に於て詠じさせらると、記しおるよし。志自岐山法印より承る。(中略)元祿二年三月二日、天祥公奥詰仰蒙らる。四月十八日、御病氣に付奥詰御免、此御病氣、御意味合にてもありしにや。同日、雄香公奥詰仰蒙らる。七月三日、天祥公御隱居。

雄香公御家督、退入君(松浦織部、萬松公、天祥公の第二子)新知一萬石御分知。十二月二十七日、龍珠君御任官、柳澤出羽守は、此頃より御側御用人と見えたり、此邊、返す〳〵も、天祥公の御心の中察奉られて、貞享二年の御祝の御書御詠歌の御時と

有之候得は、熈家督候後、年々と心を付候に、いかさま、尊大人の思召は、一家中衆臣之内意とは、致齟齬居候事、毎々相悟り候。然れども、兩樣、何れにつき可申哉は、我行道を考見候而者、親の志を繼親の命に從ひ候より外は、無之と致決心候に付、數年心を碎候得共(中略)熈が相勤候年數も、當戌年迄三十六年に及び、(中略)又、四品に昇り、或は十萬石高に直り、或は百日詰に歸り候等の事は、前文に相認め候。尊大人の御誠意にも相外れ候上、當春、御出來の御木像中の御遺文に、世の大名、往々、爵位の昇る事を冀ふ者多し。予に於て其心なしと被遊。(中略)

抑、天地の間に生を受くるもの、魚の流に遡り鳥の風に向ふが如き、各、のぼる志しのなきものはあらじ。又土中の蟲の蟬と爲て飛、水中の蟲のとんぼとなつて飛も、皆、出世の姿あり。況や、人間青雲發達の志しのなからんや。有こそ道理也けれ。さて、我が身の上をいはん。つらつら、世間の有樣を見渡すに、貴・賤、自他を論ぜず、十に八九は志を遂候ぞや。先づ恐多くも、天子の御事より、始て申さんに、仙洞樣の修學院行幸、數年の叡慮を遂られ、大御所樣の大政大臣迄も被爲進候御事も、格別の思召を遂られたる也。(中略)

龜岡隨筆（三十五世松浦肥前守源熈の著、八十六冊の內、四十一の卷拔萃。）

（前略）熈事（三十五世觀中公）部屋之內より、尊大人（三十四世靜山公）之厚き御教訓、每に相蒙り、于今骨髓に染罷在候。右者、外の儀にても無之、天。雄。兩先公（二十九世天祥公、三十世雄香公）之思召を繼、公邊御側近き御奉公を願ひ、忠精を相立候樣にとの、只一義にて候。

尊命の重きを荷ひ、其大業を遂候半者、いかさま、忠孝兩全の道にて、孝子の志は、玆に迫り候得共、又、側らより諫めいふ人有て、右の思召は、御物好にて、私より御願被遊候は、乍恐御筋違ひ候。台命を以て、御撰擧を被爲蒙候得は、論も無之、御精勤可被遊義に候得共、外樣の御家柄ゟ、御願立被遊候義は、御家中一統、信服不仕候。天。雄。兩公とても、公邊御膝元の御奉公は、被遊候得共、後々の御內慮は、如何思召被爲居候哉、只御行業の御事跡、筆記に殘居候を見候計にては、御深慮は難圖知、且御先君は、天。雄。兩公に限り候譯も無之、前後、御有名の御方樣は、段々被爲在候に、夫は被指置、兩公之思召而已被爲繼候は申儀も、倚り候御趣意かと奉存候抔と、熈が少年なる時より、物に當り事に觸て、人に被誨候事、數ケ度也。是等の事も、胸に

座にて、酒井雅樂頭樣被二仰渡一候刻、天祥院樣、御請に、於二四代一御厚恩奉レ得候面々之
義に候。此節、御奉公不レ仕候ては、奉レ畏候と被レ仰候。其後御老中樣へ、御對面之
節、御年ばへと申、尤之御請と御ほめ候由。

一九月晦日、御詰衆に被二仰付一候。同日、松平主殿頭樣、相馬樣、水野美作守樣、加藤孫
太郎樣も、御一同にて御詰衆被二仰付一候。翌朔日、御登城被レ遊候處、右之御五人、御
同座に御なみ居、公方樣御通被レ遊候刻、何も御座席被二仰付一候。御禮申上候と、御
用番の御老中、御申上候へば、天祥院樣、年寄候て御用に難レ立處被二召仕一難レ有奉レ存
旨被レ仰候へば、公方樣、御立とゞまり被二聞召一、其後桂昌院樣へ被レ爲レ入候節、牧野備
後守樣も、桂昌院樣へ伺公にて、被レ成二御座一候へば、肥前が禮を申たるとて、御機嫌
宜有レ之候。重々目出度思召候由にて、備後守樣より、御自筆之御狀來り候。

一右之後、公方樣御能被レ遊候。肥前守罷出奉二見物一候樣と、御奉書にて申來、御登城
被レ遊候。肥前守ほめ候やうにと有レ之候。外の人々は、公方樣御能の被レ遊樣を
被レ奉二ほめ一候。天祥院樣には、上ケなくより、公方樣御出被レ遊候刻に、先御ほめ勿
論、御能之内そこ〳〵にて御ほめ被レ成候とて、其節の御さたにて候。

頗る膠漆を極む

肥前守の志望

初一念を貫かんとす素行子運拙し

雁の間詰衆に列す

の往訪來問は、昔日に倍して、頗る膠漆を極めたのである。さて彼の貴族の謀叛に與せる寃罪を受けてと云へる(兵法傳統錄)に關し、所謂る其の背後に隱れたる者ありしとして、誰人を物色すべきか、今は不明である。

蓋し肥前守の始めの志望は、年と共に、小圈となりたるにせよ、尙、人材登用の關門を叩き、素行子と共に、袂を連ねて入閣せんことを希望せしこと、素行子の死に至るまで、尙、初一念を貫かんとしたことは、たしかであつた。素行子運拙く、事將に成らんとして成らず、終に、貞享二乙丑の年九月二十六日を以て、歿したのであるが、肥前守は、其の二十九日附を以て、雁の間詰衆に列せられたのである。

瀧川彌一右衞門藏祕書

一右同月二十九日に、御老中樣ゟ御連名の御奉書を以て、晦日、御登城可被成旨申來、晦日御登城、鴈の間御詰所被仰付候。甚五左衞門殿、今少にて、御聞無之段、別而御殘念の御意にて候。

一御代替り之節、天祥院樣御忠言と有之義は、館林樣、御養君樣に被遊、大納言樣と被仰出、二の丸へ被爲入候。何も不相替、大納言樣へ御奉公可仕旨、御老中御出

一貴族の謀叛に關する寃罪

同　　　　（同七丁未の條）

天祥公參府。　雄香公下國。

とあつて、詳ならず。　或は曰く、素行子の、赤穗に謫せらるゝに至れるは、單に、聖敎要錄の事のみに因るにあらざりしは、無論として、彼の「兵法傳統錄」朱書の一貴族の謀叛に、關せる寃罪によりてとの記事なども、思ひ合さるゝ事であるが、恐らくは、斯間の消息が、猶、祕密の中に在つて存するのではあるまいか。　而して後、翌四月十一日に、山鹿平馬は、（平戶より參府の途すがら？）肥前守贈るところの忠岑の硯（長府にての摸作）及び唐筆一筺を齎して、素行子を謫所に訪うたのであつたが、それ以來、延寶二年九月十四日、迄（素行子赦されて、江都に歸れる前年。）凡そ、九年間といふものは、音信不通（素行子自筆日記に見えず。）であつたのである。　而も、延寶二年九月十四日の條に見ゆる記事も、殆ど、意味の通ぜざる、左の數言に過ぎぬのである。　曰く、

遣句讀於松浦太守借焉。

飛脚小田原に迎ふ

と、而して、翌延寶三年夏、素行子、赦されて江都に向はんとするや、肥前守は、飛脚を赤穗に走らし、次で、小田原に出で迎へしめ、かくて、積德堂を調へ、而してより、素行子と

飛脚赤穗に着す

岐守は、素行子宅を訪問されたのである。

かくて、素行子、赤穗に謫せらるゝことゝなつて、十月二十四日に、彼の地に着されたのであるが、其の後十八日を經て、翌十一月十二日に、肥前守の飛脚が、赤穗に在る素行子の謫所に到着した。然しながら、淺野侯は、台命を愼んでと云ふ理由の下に、肥前守の書翰は、素行子の手に通ぜられなかつた、又、山鹿平馬は、其の二十二日に、同じく大阪より飛脚を發して居るのである。或は、其の當時、肥前守は、平戸城に居られて、彼の鳩首凝議の仲間には、居られなかつたのであるかと云ふに、實は、江戸に居られたのである。乃ち、

年譜（寛文七丁未年三月の條）

二十二日、(中略)今日、愚弟四郎右衛門、伴㆓松浦紀太守㆒、至㆓室津㆒。去冬、自㆓江戸㆒至㆓平戸㆒。

とあり。さすれば、素行子の赤穗行は、十月九日であつたのであるから、肥前守も、山鹿平馬も、たしかに、江戸に居られたわけである。又曰く、

家世年表（寛文六丙午の條）

天祥公下國。（月日を記されず、）

にて用也。知といふは、
きよせうにてきわむる
力也。

一
如此に、一日〳〵の咄を、
書付覺可ㇾ被ㇾ申候。

斯くの如く、肥前守と素行子との關係は、密著相離るべからざるものであつたのである。然るに、素行子が、赤穗に謫されんとするや、淺野長治、本多對馬守、戶田左門、大村因幡守、津輕越中守、石谷一右衞門等、鳩首凝議、以て、善後策を講ぜしかの如くに、思はるゝのであるが、此に了解し難き事は、素行子赤穗に謫せらるゝの前後に、更に、肥前守が、何等の斡旋をも爲さゞりしこと、及び、山鹿平馬が、同じく參加しなかつた事是れである。之を年譜に徵するに、其の年(寬文)の二月五日に、特に、素行子を訪うて、父修玄菴の喪にあるを慰めたるより、素行子との交通は此に斷えたのである。然し其の四月六日に、嗣子壹岐守の邸に至りて、中庸を講じ、次で、同年九月三日にも、壹

通じひやうばんときこへ候。

一天下共に、知行百石、裏
何萬石と申初候事、應
仁のらんに不殘上方へ
諸國の士のぼり候、細川
と山名兩人、かつせん也。
此時に、京中の不殘
やけ、公家衆もちり〳〵に、
國〳〵に下る。此時より、
知行何萬石といふ事
はじまる也。西國は、何町
何段と申、奥筋は何
貫（クワン）といふ。

一知行といふは、ひやうちやう

之達人也。

一松野主馬、金吾中納言殿内、伏見ノ城一番ノリ、此者ニ、渡邊勘兵衞覺ノ由、相尋候へバ、相州山中城、一番世にほうびいたし候へども、是よりは、關ケ原の後、郡山城の渡やう能候。その子細は、見事にさいはんいたし候ゆへ、何も城中之者、妻子もみたれすのき候。是を一と可申やと答候。此ひやうばん、松野主馬知のたつしたるものゆへに、事

通じて見しことと聞きしこととの、苟も武功に關するものは、取て以て條中に收められ、而して卷尾に元祿九年暮春と誌されたのに視ても、肥前守七十五歲(素行子歿して後十年目)に擱筆せるものなることを知らる。然れば、素行子自らも、己れが生存の日に、武功雜記を見たりし旨を記して居るのである。(年譜拔萃參看)

而して又、左の書留に徵するに、恐らくは、武功雜記の原稿にあらざるべきかとも思はるゝのである。(武功雜記中に左の全文を載せられざれども、卷の三、二十三頁。卷の十四、七頁に、松永主馬の事、金吾中納言の事を載す。) 但し九月五日は、何年の九月五日なりしかは、詳ならざれども、末尾の文など思ひ合さるゝことである。卽ち、左の書留は、肥前守の眞筆なのである。(卷頭寫眞參看)

九月五日甚五左殿御咄(原文の儘にして一語をも取捨せず。)

一文天祥、宋朝ノ者也。
元ニ仕スシカズ忠臣儀士
共イフベシ。宋ノ代、幼君ニテ
ミダレ、タツタンニ不付。詩文

甚五左殿御咄

義を聞いたのであつた。次で、其の十二月二日には、素行子、先づ、肥前守邸に至り、北條氏長も、亦來り會し、明けて承應元辰年正月二十七日には、肥前守、先づ、素行子の宅を訪ひ、翌二十八日には、素行子、亦、肥前守邸に詣り、共に、其の訪問を交換されたのであつた。

年譜

慶安四年十二月二日、松浦太守邸に至る。北條氏長來會。

承應元年正月二十七日、松浦太守來臨。二十八日、約に因て、松浦太守邸に至る。

此の如くにして、相互交誼、相互の往來は、日に月に、加はつたのであるが、玆に、珍とすべきは、肥前守著の武功雜記(十六卷、目安一卷)凡そ、一千七十條、其の半は素行子との往來の間に成りしにはあらざるか。蓋し、武功雜記の起稿は、寛文の初年(寛文元年は、肥前守四十歲に當る。)の事なるべく、その第一卷なる大阪冬の陣、小笠原信濃守云云とある其の文末に「弟大學助は、其時十八歲、高名あり、今の右近將監也」とあり。此時の將監は、忠眞にて、寛文三年、侍從兼右近衞將監に任じ、同き七年に卒したる人なれば、(武功雜記卷一十二頁參看)此の年代より、筆を起せしなるべく、爾來、三十年間を

武功雜記十六卷

四ヶ月長者

呱の聲を擧げたのであるから、肥前守の方が、素行子よりは、四ヶ月の長者である。つまり、生年を同うし、時代を同うし、主義を同うし、目的を同うしたのであるから、相互の交誼、私互の往來が、全く、特殊のものであつたらしい。

三十歳の時？

さて、何年頃より、相知るに至つたかと云ふに、今、素行子の年譜(日記)に、之を徵して、其の第一回を、慶安四辛卯四年十一月二十日、共に其の齡三十歳に始まると見なければならぬ。(或は、其の以前に、共に面識ありたるやは記錄の徵すべきものなし。)卽ち曰く、

年譜

同四(慶安)辛卯年、十一月二十二日、板倉重矩(主水、後に內膳正に任ず)予を招請す。同氏市正、松浦肥太州、本多氏兄弟(修理、後に對馬守に任ず。圖書。)來り會す。予、莊子齊物論を講ず。

齊物論の講を聞く

と、蓋し、此の歳は、彼の由比正雪、丸橋忠彌等の黨與が、三府を同日に燒打せんと企て、事成らずして、其の七月二十四日に、正雪等八人自殺してより、僅に、二ヶ月の後に、本多修理兄弟と共に、板倉重矩(後に內膳正)の邸に會して、素行子より莊子齊物論の講

素行子と肥前守とは同庚

數甚だ遠といへども、子孫稟傳るの氣は、全く是れ祖宗の餘分にして、子孫の有ん限りはいつまでも、其氣傳へ來つて遂に失ふべからず。譬ば火の薪に傳るが如し。其薪既に灰燼となるといへども、其火、後薪に傳へ、薪々相移り、火々相傳へて、竟に滅ずることなきが如し。故に今誠敬を盡すときは、祖宗の氣全く相通じ、吉凶禍福を告曉するが如きの感格ある也。祖宗の魂魄別に空虛の間に凝滯し、て、歷世消滅せず。子孫の祭祀を見て、飄乎として太虛の內より降ると云ふにあらず。祖宗死して、其魂魄昇降して、竟に天地の鬼神と同一枚たり。其一枚になりたる內より、恍惚として須臾に相通ず。是れ同氣相通ずる處也。云々。(委しくは謫居童問。山鹿語類。等參看)

五　山鹿素行子と松浦肥前守

山鹿素行子と、松浦肥前守鎮信との關係が、尋常一樣の交誼にあらざりしは、既に、敍するところのごとし。桉ずるに、素行子と肥前守とは、同庚であつて、同じく、元和八年の生れである。で、素行子は、其の八月二十六日に肥前守は、其の三月十三日に、呱

本と甲子の建つべきなし。天地何ぞ開闢の說あらん。既に開闢なし。故に未判の論なし。天地は萬世以前も天地であつた。萬世以後も亦天地である。更に消長增減の大變はないのである。であるから、人物も亦天地と共に悠久である。萬古より今日に至るまで、人物相生々す。斯民や上世の後昆である。斯物や上世の遺種である。日月の出沒盈虧や、人間の生死、事物の榮枯や、少しも怪むべきではない。（山家語類。）

人間の生死事物の榮枯

と論じて、外形の消長以外に、內容の本體を認識したる、所謂る現象卽實在論に外ならぬのである。蓋し素行子は、靈魂を卽性心と見て、性心は頭・髮・手・指・足・爪・の間に充滿するものなるも、天地に中あるが如く心胸を中位なりとも言ひ得べからざるに非ずと爲し、（謫居童問）さすがに、佛敎を知悉せるだけに、餘りに多くを言はざれども、素行子の孫、津輕耕道軒は、其の著に於て說て曰く。

雨窓客論

雨窓客論

客の曰く、問答數回、大に魂魄分散、その義を會得することを得たり。（中略）萬物は天に本づき人は祖に本づく。萬物の聚散分合、是皆天地の氣を萬物に聚め、萬類の氣を天地に散ず。子孫の祖考に於る、同氣相通ずるの理也。祖宗過去て其年

此の如し。されば楚の熊梁子夜行、石を見て虎なりと思ふて射ければ、其矢あやまたず石に立て、はぶくらをせめけり。能く見れば石なりけりとて、重てこれを射るにをどりかへりて跡もつかずとぞ。漢の李廣も亦しかり。又後漢の光武、夜趙州に至て、路に迷へり、人の物云ごとくなる音のして、その形いぶかしければ、劒を拔てこれを切つて、兩斷してけり。つら〳〵見れば石なりと云へる事もあり。此の如くの物語世に多し。案ずるに、石も亦物なれば、其氣なくんばあらず。其氣あるときは、必ず人を惑はし、人を恐れしむるの精あるもの也。故に切てきれずと云ふことなし。射て通ぜざる無き也。その氣なきものは、是を射、是を切るとも、敢て入るべからざるなり。我誠に感ずる相手あれば感ずることを得る也。相手なきときは、感ずることを得ず。下に九二の德ありても、上に九五の應あらざらんには、通ず可き無しと知る可き也。

乃ち素行子の信仰は、現象即實在論の上に立て居るのであつて、素行子の宇宙論は無體無形無始無終であつて、始終の大變は無いものである。天地すでに終始ありとすればそは無窮と言ふべからず。邵子の所謂る十二萬九千六百の數何の用ぞ。天地

感應とは何ぞや

至誠は通ぜずと云ふことなし

是れ又閑思雜慮同意なり、平生の志ほどに夢をも見るべし。夢中に我心の實必ずあらはるゝものなり。尤も愼むべし。古人も夢裏の工夫を論ぜること多し。されば夢中の事といへども、我工夫の位を出でざれば、夢裏の惑を以て、平日の惑を知て、修すべき也。邪正の相感ずること、悉くその時の思慮に從て感通するなり。と知る可き也。

感應とは何ぞや「世俗に念力と云て、思ひつめたることは、能く物を感ぜしむると云へるは、左もあることか」。との問に答へて。）

至誠は通ぜずと云ことなし」。といへり、然れば我に、そのまことあらんには、天地を感ぜしむべし。況や鬼神を感ぜしめ、人物を感ぜしむることは、沙汰に及ばざることなり。凡そ物皆氣あり、氣あるときは感ぜずと云ふことなし。故に一事一物も、その誠に因て、その物を感ずること古來より然り。武王伐レ紂渡二于孟津一陽侯之波逆二流而疾風晦冥一、武王瞋レ目而撝レ之（出二淮南子六一）ければ、風やみ波靜まりけるとかや「魯陽公韓と戰て、援レ戈而撝レ日けれぱ、日爲レ之反二三舍一なりと云へり。「賤臣叩レ心飛霜擊二于燕地一庶女告レ天振風襲二于齊臺一」とも出たり。各その一事の誠、よく物を感ぜしむる事

と知る可き也。世俗皆云ふ、形體は睡るといへども心は睡らずと、此の說尤も非なり。形體睡るときは、心性も亦睡る、睡るもの形體に非ず、心性也。心性は感通知識暫も留まらざるが故に、睡るといへども、よく感通す。但し詳に云ふときは、形體はくたびれて、逸すといへども、心性未だ睡らざる、斯間の思慮皆夢なり。心性も睡れるときは、夢もなしと知る可き也。

（閑思雜慮の間、色々の妄念ありこれを斷ぜんことは如何との問に答へて曰く。）

閑思雜慮の妄念を去らんといたすべからず。平生の志ほどに、その思慮あらはるるものなり。故に平生の志をよく正しからしむれば、閑思雜慮も正しき也。心性は活物なるが故に、暫も住ることなし。住めんと欲すれば彌住まらず。故に思慮する處に、更にとがなし。唯思慮までにして、紅爐上の一點の雪に異ることなし。是れ閑思雜慮の用法なり。學者閑思雜慮を斷ぜんことを欲す。尤あやまりなりと知る可き也。

（夢中の事に、平生より邪義を見、又正道を見ることあり。是れ心の邪正によることにや。との問に答へて。）

千手觀音を夢む

素行子の信仰は現世的

夢とは何ぞや

は千手千眼觀世音菩薩の瓔珞莊嚴、光顏巍々の容姿を夢みるなど、素行子は、どこまでも忠孝の門を通じての信仰であつて、同時に修身齊家、治國平天下を主としての、榮譽的信仰であつた、要するに山鹿素行子の信仰は飽くまで現世的であつて、どこまでも轉禍爲福の外に出でなかつたかのやうである。

按ずるに素行子が、如何なる理由の下に夢を信じたりしか、又神人感通の理は如何に會得したりしか、素行子自ら之を記すること、極めて明かである。

謫居童問

(夢とは何ぞやとの問に答て曰く。)

人常に閑思雜慮あり。閑思雜慮と云ふは、閑に安んずれば、心中に色々の事浮み出で、雜念やむことなし。是れ心知の暫も止ることなきが故なり。故に此體睡眠すれば、心も亦安んずと云へども、思慮常に融通して、やむとなきを以て、夢中といへども、思慮感通して、色々の思をなす。是れ皆心性知識のわざなりと知る可し。心性は形體をはなれず。故に其の思慮、悉く、身外の事にわたらず。常に相思ふ事の諸緣に從つて、其の夢を爲すなり。夢に五夢の說、周禮に出たり。只、夢は心の閑思雜慮なり。

しくは、同年九月六日、「七夜の賀」條參看）

かくて、日夕に怠らざりし神拜を朔。望。晦。の三日に制限したるが如きに觀れば、聊か其信仰の薄らぎたるやに思はるれど。數々すれば神を瀆すに似たりとの見地よりして、外的勤行の度數こそ減じたれ、寧ろ內的信仰の上に向つては、一層熱度を加へた傾がほの見える。是は神拜節減後の日記に徵して、爾く想見することが出來るのである。卽ち素行子の信念は、之を形式に省きて、之を內面に進めたのである。靜かなる敬虔の態度を以て、燃ゆるが如き熱烈の信仰を持つて居たのである。福神の來舞を夢み、神殿の屋山に上りたるを夢み、著書に付き堀田筑前守より「是れ人間の作に非ず、抑も神作乎」と賞せられしと夢み、澤菴和尙の畫きたる富士山の扇子を夢みたるが如きは暫く措き、其の甚しきに至りては「太閤家より天下を與ふべし」と夢み「是れ吉夢に非ず、我れ其の器に非ず、又た其の事に非ず、甚だ怖畏すべき」ことであると自ら誡め。更に、正宗作銘刀の夢（年譜、天和三癸亥の歲極月二十四日の條參看）に鑑みるところありて「孔子の治國平天下の條目は、是れを周禮に徵すべく、周禮の一經は、千萬金の寶であると共に、實に天下の名器である」と自覺し、或

天の一方に美人を望む

産婦産子の平安を祈る

郎右衞門の母が、上野の元三大師に詣して得たる御籤に鑑み、次で十五日には、山鹿夫人代つて元三大師に詣し、素行子自らは其十七日を以て淺草寺に詣して神占(元三大師の百籤は觀音の告げに因る)に報謝し。又翌天和元辛酉の歲、極月二日の神託を蒙つて「黃金の太刀、及び印綬」を帶ぶべきかを喜び。(年譜。天和二壬戌正月の條參看)次で其の十五日には奏者番松平備前守を、同二十四日には、能の秘曲「檜垣」を將軍の前に行ふべく夢みるなど、當年の素行子は、たしかに松浦肥前守と共に、天の一方に美人を望んで居たのである。

而して又、同年八月朔日には、諏訪の例祭に、醴酒强飯を備へて、七難の卽滅を祈り、次で重陽には「産婦産子の平安を祈り」「全く人力に非す偏に神慮に在り」と素行子自ら、其の日記中に之を記さる。

(注意　素行子の次女鶴子は、年譜、延寶五年十二月二十二日の條に「息女鶴緣組相究、渡邊治太夫爲其禮謝來會設吸物有盃酒」又天和二壬戌の歲六月十六日の條に「今日監物死、告內室甚悲歎愁淚無止時」と見え、時に懷胎にて、次で八月二十九日(素行子宅にて?)男子出生「以飛脚告津輕」と見ゆ、幼名長命後の耕道軒か(委

大石良雄と稻荷大明神

夢に將軍色紙を賜ふ

れたのであつた。

玆に注意すべきことは「神主幷尊神四位」と見ゆるのであるが(年譜延寶庚申閏八月朔日の條參看)神主は父修玄庵の靈牌なるべく、尊神四位とあるは、住吉。伊勢。八幡。稻荷。の四社を指したのであらう。

(注意、後に大石良雄が、稻荷大明神を信ぜしといふこと、其の起原或は山鹿素行子の信仰を繼承せしには非ざるか。)

かくて又同年九月朔の曉に、

ヨロコビモ知識モアツヤコノイヘニ

との神託を蒙るや、素行子は自ら淨書して、之を嗣子萬介に與へ「予が家知識無くして慶び有れば、それは不祥事で、家終に殆きも知るべからざれども、家に知識があつて、果して慶びあるべしとの神託は、以て祝す可きことであると」云つて、嗣子萬介を訓戒せる、眞に敎へて倦まざる慈愛が玆にも亦溢れて見ゆるのである。

而して又延寶九辛酉の歲、正月三日の夜、夢に「將軍(家綱?)より、題梅の色紙及び惜日の二字を題せられたるを賜ふ」と見て、是れ靈夢なりと祝福し、且、當年の運命を、岡八

るに至つたのであるぞ」との靈夢を蒙つた、恐らくは、素行子が「空中の聲」に耳を傾けたのは、此の時であつたのであらう、素行子自ら云ふ「夢中甚だ之を信ず、其の神は住吉。伊勢。八幡。の如くであつた」と。果して素行子は、這個「空中の聲」を聞てより住吉大明神。伊勢の太神宮。八幡菩薩の威神力を、念想せずには居られなかつたのである。蓋し絕對忠孝の門を通じて、而して後に、信仰の中心を見出されたといふのは此處である。

而してより、素行子の念想は、次で延寶庚申の歲、六月二十四日の靈夢に於て、感應道交の響きは、國風三十一文字となつて、歷然として素行子の心頭に顯れたのである。曰く、

常に持つ神に祈をなすときは心の願かなはぬはなし

と。然り呼べば應へ、打てば必ず響く、惟精惟一、想うて達せざるなく、念じて通ぜざるなき心理的妙用は、此の時に當つて更に素行子の胸中に、一種不可知的の信念が加はつたことであらう、そこで素行子自らも是れ神詠なりと信じて、齋戒一七日に至り、而して後祝禱して、自ら妻子家僕を饗して、天等しく祥瑞を降さんことを祈ら

ノ光ウレシサ。

同（貞亨元甲子年十二月の條）

十七日晴、夙詣二觀音堂一、藤介同伴。

同（貞亨二乙丑年四月の條）

朔日晴、（中略）今朝於二神前一得二松浦太守夢想歌一。

四方ヲミレハ光サヤケキ□□（月カ？）ケノ

晝カトソミル沖ノ松カ枝

由レ是觀レ之、素行子が、瞑目一番、神明を念想するに至つたのは、彼の聖教要錄の公刊に奇禍を買ひ、其の裡面に纒綿せる幾多の情實の下に、赤穗に謫せらるゝに當つて、素行子自ら自己の運命觀に想到せざるを得なかつたのであらう、果せるかな、夢に神あり告げて曰く、「梅は百日の香を保つの故に名木たるのである、然し晃冠如何に正しく、如何に貴重であればとて、終日之を頭上に戴く事は堪ふべからざることである、聖人の道も亦然り、如何に尊くあればとて、下愚は移らざるの道理にて、當路の大臣宰相に、一隻眼を具したる人が居ないのであるから、素行子、汝は赤穗に謫せらる

近日見大學聽訟吾猶人之一句、措卷而思之、聖人聽訟豈如常人乎。其云猶人何乎。案周公制秋官建獄訟之法、其始終之節目備在周禮、雖聖人德口、豈又外此乎。故於聽斷之用法、周禮之外、更無餘義。故曰猶人。孔子之時、未周之禮相殘也。獄訟之外、凡天下之諸條目、亦皆然。故夫子不盡其用、備周禮也、是天下治平之書、在此一書。今得夢中本阿彌之一語、以合此義、殆爲瑞夢。自是周禮之一經、爲千萬金之寶、爲天下之名器。視人亦然、管仲云、先王之治國也、使法口人不自擧也、使法量功、不自量也、故譽者不能進、而誹者不能退、管子舊事。

同（同年九月の條）

十一日晴、今曉夢千手觀音、甚嚴莊也。

同（同年十月の條）

三日、（中略）今曉有夢瑞、五文字失念、

よいの雲間に月出て

桜、先年末秋、有瑞夢見下句。與今夕之夢相合爲一首。

ヨイノ雲間ニ月出テ、サヘカヘル夜

夢中に秀吉天下を與ふ

擲錢の占を爲す

夢に正宗を見て天下治平の書は周禮なるを覺る

觀。

同（同年極月の條）

二十三日（中略）今曉二十四日夢下太閤家與二天下於予一告上之督遂上云云。督遂。父義也、可レ告二之父一云了。予所以是非二吉夢一、我非二其器一、又非二其事一、甚可二怖畏一之也。

同（天和三癸亥年極月の條）

二十二日、夙起燒レ香拜二願神主一。立春且爲二擲錢之占一。（中略）今朔津輕大守來、告二今曉之瑞夢一。（以下略）

同（天和四甲子年四月の條）

二十四日（中略）今曉有二瑞夢一、刀師本阿彌來二予宅一見二予之正宗脇指一。其後出二一短刀一甚短尤古錆、堪レ笑擲レ之、有二正宗之長銘一、本阿彌一見レ之甚歎二賞之一、曰是天下之名刀也、其値雖二何千枚一不レ可レ得レ之。予驚云是不レ可レ足レ用レ之、常口二置之一來。今歷二工師之一見一聞二此言一堪二驚歎一云云。

夢後、予思レ之甚爲レ奇。予此間見二周禮一、周公天下國家治平之政治擧在二此書一。見及二數回一、雖レ歎稱一不レ得二其意一。今依二此夢一初思、夫子於二治平之用一、唯擧二其用一、而不レ詳二其條目一、予思二其不一レ盡。

富士山の歌を夢む

九日、今朝神拜、且燒香賽報願神、奉告産婦產子之平安。全非人力偏在神慮。
十五日、今曉夢大福神之舞黑色直衣、烏帽子。
十七日、今晚夢登神殿之屋山、有千木、堅魚木。
二十日、今曉夢紅紙有堀田筑前守狀二行、其言借予書見之云、是非人間作、抑神作乎云云。猶欲借他書。殆似雄備集予示口野妻其上書山鹿甚五左衞門樣、堀田筑前守有之。(以下略)

同◎(同年十月の條)

凡朝夕神拜呪文自申歲九月迄今日、殆三年勤之。自明日已後、唯朔望晦三度用之、數似瀆神也。

同◎(同年霜月の條)

二十八日(中略)今夜夢想出入扇子、端書澤庵宗彭六十二歲富士歌。予扇子白地書之。上句迄覺之

　知者ナラハ修行ニヤセン富士の山(此下句未念)

今夕上屋上見火災之間、向有富士山。左右類燒之餘煙、相分而其中富士出現。尤堪壯

吉方、父子拜禮而頂戴之、其後於中室「六帖間」飾冑頰。大袖。及釆幣。扇子、藤介禮服而拜神、讀始全書之序段、「載文臺」。

十五日（中略）今夕夢松平備前守奏者號云知樂。

同（同年五月の條）

二十四日（中略）今曉有奇夢。有台命、令僕爲檜垣能、僕答云、檜垣名亦不知之、況其能乎、然台命不可默止之、畏承之、則今日可習之。此時予上下禮服而答之。夢覺之後問檜垣之能。此能謠家四座共爲大事三老女之一也。云云。

同（同年六月の條）

三日晴（中略）到松浦太守今日見松浦太守所貺之金扇幷暑服、予去歲五月二十一日夢、見此扇子之義、今想合此甚奇今日於松浦亭、談予先日所夢之檜垣能事、大守云、是秘曲也、其言云冰出於水冷於水云云、甚吉瑞云云。

同（同年八月の條）

朔日（中略）今日諏訪祭、供醴酒强飯等、祈七難之卽滅。

同（同年九月の條）

靈夢

元三大師に詣して鬮を取る

十一日(中略)朝賀祝靈夢之告、享我僕、去三日夜自公方家賜色紙之題梅之御製歌「歌忘」幷被題惜日二字之御繪、謹而頂戴、故今祝之。(中略)

今日(蟲食)岡八郞右衞門老母到上野詣元三大師、取鬮卜予之今年之事。

繇云、

災轗時々退。　名顯四方揚。　政故重乘祿。　昇高福自昌。

十五日、我妻詣元三大師賽禮十一日之占。

十七日、今朝到淺草寺口賀十一日之占瑞大享我僕。

同(天和元年辛酉極月の條)

朔日朝、拜神主及願神。今朝爲外祖母妙芳大姉之忌故精進。

二日(中略)此晚靈夢二日之晚三日之晚所見也、甚奇。

金ノ龜金ノ太刀、ヲモチテ來テ我ニアタフル末廣ノ松

桉金龜者、印綬也、金太刀、是又官人所帶也。

同(天和二壬戌年正月の條)

十一日晴、今朝祝具足之圓鏡向吉方以弓弦割之、載之三方膳、予與藤介出書院供於

凡自二九日一予感二夢想一口口所二夢想一之神詠、齋戒到二今日一、今朝饗二家之僕等一。

凡自二十日一到二今日一毎日有二吉祥所一レ得人々相會祝。

閏八月朔、神主幷尊神四位燒香拜禮。

同◎（同年九月の條）

朔日、今曉、予有二夢想一。

ヨロコヒモ知識モアリヤコノイヘニ

此句甚有レ感。故書二口口一紙一與二萬介一云、予家無二知識一而有レ慶、則不レ爲レ喜、家口殆也、有二知識一而有レ慶、可二以祝一也。

同◎（同年十一月八日の條）

夢想

昨七日得二夢想句一、

久堅の雲のうへ人うからまし

同◎（延寶九辛酉年正月の條）

瑞夢

三日（中略）今夕甚有二瑞夢一別書レ之。

同◎（同年同月の條）

祖父公　月山宗鎭大居士　卓同
祖母公
先考神主一貫貞以大居士　卓同
每一位「朝夕」三拜。十四日日出奉饌。午刻備「夕饌、後奉「素麪、日入之前夕奠、燒香送」神。
祝詞
今月今日正當」墓祭。寅設「神座、具「薄口」合祭。伏伏乞祖之靈、鑑「察至悃、尚享」之。
年譜（寬文十二壬子十二月の條）

夢中の俳句

二十日夢想春風ニ葵ヲ仰ク朝哉
年譜（延寶六戊午年十月の條）

七日斷食精進潔齋

三十日（中略）今日藥師院空賢、爲」予修「孔雀經、七日斷食、浴水。故予約「精進潔齋」。
同（延寶八庚申年七月の條）

稻荷大明神の宣歌

朔日（中略）燒香拜「三神及稻荷大明神、依「靈異之告」也、二十四日夜夢想。
常に持つ神に祈をなすときは心の願かなはぬはなし
（注意委しくは「山鹿素行子と松浦肥前守參看）
同（同年八月十六日の條）

靈夢を蒙つて精氣一通す

盆祭の供具丁重を極む

百ヶ日已後(一二字蟲食)朝夕之食、唯朝奠拜獻レ茶。毎朝喪服。

先レ是、寛文七丁未の年、二月九日、素行子一夜の靈夢を感ずるに當つて、感應道交の門忽にして開け、神靈現前して、梅香しきりに薫じ、呼べば即ち答へ、打てば必ず響く、次で寛文七丁未の年、二月九日、左の靈夢を感じ、茲に素行子は入我々入の觀に精氣一通し靜に神明を念想するに臻つたことは、素行子自ら之を記するに鑑むべきことである。

年譜(寛文七丁未二月の條)

九日瑞夢、兩社壇中間、社人衣冠立。奏二三番三一。告レ予以二愼守一云梅休二百日之香一爲二名木一、冕冠雖二正物一、終日難レ冠レ之聖道雖レ正人難レ知。故汝今罹二此憂一。夢中甚信レ之。其神如二住吉伊勢八幡一。

而して又、毎年盆祭の供具等に至つては、實に丁重を極めたものである。

年譜(寛文八戊申年七月の條)

十四日墓祭、自二十三日一與二愚妻一滌二祭器一、設二神座一、具二茶菓一、燒レ香立レ燭。

曾祖父公一翁宗慶大居士　一卓二汁五齋「茶酒菓」餅麵。

曾祖母公

十九日晴、母君五七日有二懺法一。石碑立、周垣亦成。

二十六日母君六七日、未明、參レ寺而歸。宗三寺設二提婆品會一追善。（以下蟲食）

二十七日、雨夜甚、□今夕有二火災一其光甚大。

十二月小

朔日晴、今日外祖母忌日、與二母君一合、獻レ食點二茶菓一。

三日晴、母君七々日有二懺法一。石碑之銘、

延寶五年丁巳□

惠光妙智大姉墓、　　孤哀子高興義昌泣血稽顙建之

十月十四日

有二水鉢灯臺一、各以レ石建有。

凡四十九日、朝夕食事上レ食。朝晝夜共、服二喪服一三拜□。獻二茶菓一之法、如二亡家君之例一。

二十五日晴、詣二宗三寺一。今日亡母君百ヶ日所二以卒一哭忌也。凡五十日者、少不レ脫二喪服一、朝夕奠拜、食事上レ食。五十日已後者、朝奠拜、食事上レ食、止二夕奠一。夕食二素食一而不レ得レ止則開レ素。

十五日晴、此夕葬二母君於宗三寺一。及二亥刻一歸宅、制二喪服一設二神位一(點?)茶(點?)湯、燒香、有二新薦一於二祠堂一朝夕奠拜□□□□

十六日、津輕及大村公來亭。

二十日□□君一七日、未明詣二宗三寺一頓寫□朝雨。松浦太守參詣有二香奠一銀五十兩。今日一類緣族各群參。津輕越州太守。大村周防守。(因幡?)本多備前太守。小笠原佐渡守。各有二香奠之銀一。稻垣信州太守、自二三州一發二使者一、賜二香奠一。

二十七日　母君二七日、未明參詣宗三寺。直至二三木勘右衛門宅一。岡八郎右衛門來會。

凡自二十四日一朝晝暮服二喪服一而拜、食事上レ食。

霜月大

朔日晴、早□服二喪服一拜禮。獻二茶菓一食事上レ食。每日皆然。

五日晴、母君三七日詣レ寺有二懺法一。

十二日晴、母君四七日、未明詣レ寺、直到二龍全宅一。龍全潔二素食一招二□□一予及岡八郎右衛門來會。

十四日晴、今日母君初忌日、未明詣二宗三寺一。

二十七日雨。

二十八日雨。

二十九日雨、母公初食二□粥一。在二本所一。晦日雨、在二本所一。

十月朔日雨、在二本所一。夕歸宅。

二日雨晴、晝到二本所一。松浦公到二□□一

三日雨、在二本所一此夕大雨甚。

四日朝雨、午前止夕照。歸宅。

五日晴、（六、七、八、九、は記されず。）

十日晴、早旦到二久保玄貞宅一告二君公之病躰一。母君自二昨日一甚疲勞。

十一日晴、久保玄貞來、診脈。

十二日晴、母君病追々而疲。勝田養元來、診脈、用二獨參湯一

十三日晴、勝田養元來、診脈。

十四日晴、母君病急。招二舟橋長庵一診脈。用二參附湯一。自薄□□大□及レ夜氣息奄々殆絕。親族聚悲觀不レ息、終焉尤近、及二亥刻一□遂絕。釋龍全近侍、浴湯入棺、燒香。

十二日晴、在本所

十三日(中略)在本所。

十四日曇、在本所。

十五日雨、在本所。招久保玄貞療母公。(以下略)

十六日晴、在本所。

十七日晴、祝萬助誕生日。在本所。夕歸宿。

二十日雨、夕歸宅。

二十一日?(蟲食)母君病□念

二十二日雨甚、在本所(以下蟲食)

二十三日晴、朝歸、夕到本所、此夕、(以下蟲食)、令□□□□診脈、文庵丑刻歸。待曙。(以下蟲食)

二十四日雨、愚弟三郎右衛門到久保玄貞?□(以下蟲食)之病躰。猶在本所。

二十五日雨、在本所、母公疾少愈。

二十六日雨、在本所。

二十六日曇午後晴、母公病大痊、戸田越前太守書□來。

二十八日晴、今日爲母君病痊之祝、愚弟饗。

二十九日(中略)到本所。

三十日晴、到本所、及夜□而歸。

九月二日晴、今日祝母公病少絕而饗來會之衆。(以下略)

三日晴、母公未□食。

四日雨、母公之食同昨日。

五日晴、母公未付食味。

六日晴、長澤玄朝來、診母君之脈。

七日晴、牛井□庵來、診母君脈。

八日晴、行本所。

九日晴、在本所、夕歸宅、夜又行本所。

十日、在本所母君之傍。今日初眞雁到來、料理各味之。

十一日晴、母君異例□少絕。夕歸私宅。今日勝田養元、久保玄貞到診脈。(以下略)

十二日曇、到二愚弟宅一夕雨。

十三日、微雨終日不レ止。到二愚弟宅一(中略)過二亥刻一歸宅。

十四日曇微雨、在二母弟宅一。

十五日雨、無月、在二母弟宅一。

十六日雨、祝二出誕之日一。到二母弟宅一。

十七日微雨、在二母弟宅一、此間訪二母病一。(以下略)

十八日雨、在二母弟宅一。

十九日雨、母公疾不レ退。□二愚弟宅一。

二十日、今日招二半井卜養一而診脈療養。今夜瘧忽退。

二十一日晴、晝前瘧又發、止二宿本所一。

二十二日雨、今夜瘧又發、止二宿本所一。

二十三日雨、招二須田宗入一而療養。今夜瘧忽退、而氣分快全、猶止二宿本所一。

二十四日雨、宗入朝夕來訪二母公一。疾同退。

二十五日曇又雨、母公病同薄。宗入朝夕來。

老母の死を哭する切

次で延寶三乙卯、時に歳五十四、漸くにして赦免となりて江戸に還り。其の夢寐にだも忘れ難かりし老母に謁し、朝夕膝下に侍して、是より大に老後の孝養を盡さんと欲せしも、親侍奉養僅に一年。會、老母妙智尼瘧を病み、その病革るに及むで、素行子の心痛哀悼、眞に同情すべきものあり。今年譜に就て見るに、妙智尼の發病以來、逝去前後の事情より忌明に至るまでの事(延寶五丁巳七月十五日より、同十二月三日「四十九日即ち盡七日の忌明」に至る憂愁悲哀の心緒、秋毫遺さず、實に周到なるものである、今其の年譜を拔出せむ。

(注意、發病以來の日記は、老母に關する外の事は記せられず)

年譜(延寶五丁巳の年の條)

七月十五日。甚暑、爲レ禮二母君一到二本庄一。

八月八日。到二愚弟宅一。

九日。晴甚暑、訪二妙智君之病一。夕到二法口一及レ夜歸。途中有二妙公之熱一來告、則到二愚弟宅一。及二半更一歸宅、晚雨。

十一日曇、到二愚弟宅一。老母病氣爲レ瘧。

服御、夜設燭、燒香、點茶、具饌、挿水仙花、夕設蕎麵。

二十二日快霽　質明立燭二基、燒香、點茶、拜禮侍明供盛饌同氏千介、高橋七右衞門。佐之、有酒盃三汁七菜三獻、茶菓、濃茶菓子三品。

祝詞

今月今日、正當小祥忌。孤子不幸、十月三日貶播陽、不得侍墓側。拜神主於異境、最畏尊靈之不安。今備蘋蘩之志、哭踊不止。遙懷去年今日、尊靈如在上、淸音如聆耳、思其居所、思其笑語。日月不淹、速至小祥忌。世變難計、忽沈無妄之咎、與萱君及弟姊等、一處不迎此期、罪逆甚重。　伏乞靈鑑之、宥恕而尙享之。

案、喪至(マデハ)卒哭。「百日也」朝夕奠未葬而有靈座也、故朝夕奠食時上食、有新物乃薦卒哭之後罷朝夕奠朝夕哭。及食時上食亦止。檀弓云卒哭而諱、生事畢而死事始已。又小祥之後止朝夕哭。只朔望哭間傳云、小祥居堊室寢有席。又云、小祥練冠線緣、要經不除。

今夕立燭及深更、悲歎不淺、夜既參半、思過聖戒、抑之閉神主口戸。

（寛文七丁未十二月二十二日大祥忌如小祥忌。

かくて、寛文六丙午の年、四十五歳の時に赤穗に謫せられ、母に別離すること約十年。

父の死を哭する甚し

謫所に於ける小祥忌

と此中に存するのである。而し父は、前年即ち寛文五乙巳の年十二月十三日に發病して、次で其の二十二日に逝去せられたのであるが。年譜に。

「此夕家君羅二微恙一、終不レ起、二十二日逝去、醫師久保玄貞。淺尾長澤。來用レ藥、終無レ起。八十一歲、葬二宗三寺一。」

とあり。墓碑には

「山鹿修玄菴一貫貞以居士碑」孤子高興泣血立。(中略)嗚呼哀哉。一生謹厚、而不レ食レ言。勤二武業一不レ忘。誨二子孫一不レ倦。(中略)嗚呼哀哉。蠢々子孫。福壽猶可レ望。(中略)濺二墮涙之餘滴一百拜謹誌。(委しくは山鹿素行子家系累代墓碣參看)

とあつて、(其の著枕塊記は、素行子の看病日記とも云ふべきものである)其の翌年赤穗に謫せられ。而して父修玄菴の一周忌に相當するや、謫居に在りて夫人は祭器を洗滌し、子は自ら一室を掃灑して、嚴君の神主を安じ、嚴かに禮典を修めて、或は拜し或は哭し、眞に神在すに事ふるが如くであつた。

年譜(寛文六丙午十二月の條)

二十一日晴　明日當二小祥忌一。故予與二愚妻一滌二祭器一、正二喪服一、掃二灑靈座之地一。口二備神主之

活ける忠孝主義熱せる忠孝主義

素行子謫せられんとするや母に暇乞せず

云。

要するに素行子の信仰は、大忠至誠の道に起ち、孝養父母の門を通じ、而して我が武士道の中心を、活ける忠孝主義、卽ち其の標的を熱せる忠孝主義に求めて、仰いで感應道交の扉を叩いたのであつた。

見よ素行子が、如何に父母に孝養を盡されたるか。如何に祖先を崇拜せられたるか。而して又如何に神明を念想せられたるか。たしかに素行子の信仰は、如何なる場合に於ても、忠孝の門を通じて而して後に、其の中心を見出されたのである。

素行子は、曾て聖教要錄を世に公にして、偶當路の諱忌に觸れ、終に舊主淺野家に預けらるべく、將に播州赤穗に謫せられんとするや、

觴妻子云。事皆有命不可患。如此節。丈夫之妻子可見其志。予欲見母公。母公必悲歎。故不謁焉。(年譜寛文六丙午年十月三日の條)

とあつて、母には暇乞を致されず、そのまゝに赤穗に配所の人となられたのである。斯くの如き奇禍に罹り乍らも、母公に無斷にて家出をすると云ふことが、如何に敬虔の念を常に父母に致されたるかを察することが出來るのである、所謂る直きこ

一念の誠あるときは鬼神も感じ天地をも動かしつべし

聖人祈ることと無しと云ふことと大なるあやまりなり

「古來より祈禱成就するもあり、又否らざるもあるは何ぞや」との問に答ふ。

祈禱の道不レ正ときは、遂に福あるべからず、祈るに誠を以てせざるときは、遂に福なし。禮に曰く、(祭統)賢者之祭也、必受二其福一。非二世所レ謂福一也。福者備也。備者百順之名也といへり。こゝを以て案ずるに、世のいやしき匹夫匹婦といへども、一念の誠あるときは、目にみへぬ鬼神をも感じ、天地の遠大なるをも動かしつべし。況や聖賢の誠あらんには、天地の神祇をも感格せんこと疑ひなし。されば聖賢の祈禱無レ不レ通。次に天子國君は、(中略)人君一念の誠あるときは、天下の神祇これを加護し、運をそへずと云ふことなし。是れ天子國君の祈禱必ずしるしあるゆへんなり。

「聖人は祈ることなくして、周公の祈り玉ふは、いかなることにや」との問に答ふ。

(前略)聖人無レ祈と云ふこと、大なるあやまりなり、無レ祈ば何の故に祭祀の禮あるべきや。凡そ人君卽レ位ときは、必ず天地山川群神に告て、受命のかしこきことをまふして、寶祚の長久を祈り。巡狩のときは、名山大川を祭て是を告ること、舜典。大禹謨。王制。等の諸書にあらはる。これを告祭祈禱之禮と云へるなり。云

聖人と云へどもその祈禱あり

でに有巫風の說周公又巽卦の爻の辭に有史巫之占と出づ、論語にも巫醫とならべいへり。ともに神祇を司どるものゝ義なり。されば祈禱の道、古より有之ことなれば、其說たしかなりと可知也。

「論語に子路請禱ければ、孔子有諸との玉ふを考ふれば、禱ると云ふことを不用に似たれり」との問に答ふ。

父母疾病におかされて、人の子これを祈るは、切迫の實なれば、祈ると云ふことゝさだまれること也。儀禮に疾病乃行禱五祀とはこれなるべし。されば武王有疾。周公以王室未安。請命三王。欲以身代武王之死玉ふ、其の一篇を金縢の匱にをさめられたることは、周書に明文あり。まことに臣子の誠聖人と云へども、その祈禱あり。孔子疾病にして、子路これを祈らんと請ふことは、請て禱るべきの道に非ず、夫子豈これを禱るを許し玉はんや。故に子路が暴卒を戒めて、有諸との玉ひ、丘之禱久矣との玉へり。凡そ祈禱は悔過遷善。以祈神之祐也。聖人常省日新なり、故に決して天命にまかせて、更に疑なきの戒なり。祈禱の道なきとの玉ふには非ず。

鬼神の助佑をたのむこと是れ人情の常なり

牲に祭有レ祈焉と云へり、皆祈禱の義也。人情の誠、ねがひ思ふことなくてかなはず。ねがふ處あるときは、必ず鬼神の助佑をたのむこと、是れ人情の常なり。聖人禮を定め玉ふ事、皆人情に從ふがゆへに、此制法を立て、これを節文し、其の祈禱いたすの道をさだめ、其の祈禱すべきの神を定め、祈禱の役人を定む。しかれば祈禱の道、自の利を私して、人の利を利とせざらんは、祈て神これを受く可からず。故に祭祀不レ祈(禮記)と、是れ私の福を專とすることを戒しむるなり。君父のために祈禱し、家國のために祈り、人民のために祈らん事は、尤も祈禱の道なり。而して祀禱する處の神、各其の司る所あり(中略)昔楚の昭王疾有て、うらかたに河と云へる河のたゝりなり、是を祭らば愈ゆ可しと出たり。昭王聞て之を祭らずして曰く、三代命ニ祀祭一不レ越レ望。江漢淮漳四水在ニ楚界一。楚之望也、禍福之至、不ニ是過一也、我れ不德なりと云ふとも、分外の河われを罪すべからずとて、遂に祭らず。孔子曰く、楚昭王知ニ大道一矣。其不レ失レ國也宜哉と左傳に出たり、論語にも非ニ其鬼一而祭レ之諂也とは、この心なるべし。次に祈禱の道あるときは、神につかふるの役人あつて、是を執行すべし、是れ男巫女巫の制あつて、これを司る、周禮の司巫の官是也。商書にす

には、是れ則ち命であつて、文王も羑里にとらはれ、孔子も陳蔡の間に厄せられしが如き、是れ則ち命である。(中略)されば松は同じく松にして、高砂の松、住の江の松と高下山河遙に隔りたる地に生ず。而して高きによつて賞せられ、或は低にかくれて人に知られず、其の定むる所、天の命であつて、人の業ではない。大丈夫常に此の天命に安んじて、富貴と雖もほこる可らず。是れ天の命である。貧賤と雖も耻ぢ惡む可らず。是れ天の命である。己が作るのではない、已が已むを得ざる所である。(中略)命に安んぜずして、強て妄動妄作せん事、大丈夫の甚だ愼む可き處である。云云

素行子の安心立命論は、此の如く簡明直截なるを以て、恰も彼の無宗敎者。無信仰論者の如く、總てを自然に放任し、不可抗力的と見做して、何物をも憧憬せざりしかと云ふに、決してさうではなかつた。素行子の信仰には、別に根據があつたのである。その謫居童問に曰く。

「世に鬼神に祈禱して、其願を告祭することあり、其說あることにやとの問に答ふ。祈禱も亦祭祀の一也。されば周禮六祈に、祈福祥と云へることあり。禮の郊特

故に憂喜に當て其の志す所變じ、心こゝに存せざるは尋常の情である。大丈夫此の時に於て心を存する、是れ富貴貧賤に移らざるの謂である、易に曰く、澤無水困也。君子以致命遂志と。又曰く、山上有水蹇也。君子以反身修德といへる。是れ困究の時にあたり、艱難の事に遇うて、君子命に安んずるの心得である。凡そ命と指す處は、人の造爲して叶はず、天然自然に其の形を爲し、其の理其の事あらしむる、是れを命と云ふのである。天生蒸民有物有則と云ふは、是れ物々各其の命あることを云ふのである。されば命とは、朱子註して天命と號し、命は猶令と云ひ。程子は、君子當困究之時。盡其防慮之道。而不得免。則命也と云うて居るのである。各天の爲す所であつて、人の能くする能はざる所以である。孔子曰く、五十而知天命。又曰く、不知命。無以爲君子也と。孟子曰く。莫非命。順受其正とあるは、人として天命に安んずる處あらざれば、妄動妄作して、實地を踏む事能はずと云へるのである。

養生を盡して、命こゝに縮り、義まさに死に當るの時至る。是れ則ち命である。時至り地此にきはまり、勢つひに衰へて、知者賢者も之を支ふるに益なくして滅亡に及ぶ、是れ命である。其の身に失なく、義を違へざれども、時の災難にかゝる

譽候而中道之實地はかくれ居
申候樣に覺候古人其通候ことに
當代之人心其通候左候而
毀譽斷絕は皆邪說候此所に
工夫可有之義候いか〳〵萬々
閉口拋筆候永日恐惶謹言

正月十一日　　　　　隱　花　押

（注意本集の書翰中、□又は［　］を用ゐたるは、蟲喰等にて文字の不明なるを示し、又、文字の傍に○を用ゐたるは字體不明なるも斯くなるべしと思ひて、寫し取りたるを示したるものなり。）

四　山鹿素行子の信仰

素行子の安心立命論は、如何にも簡明に、如何にも直截である。即ち云ふ。人の苦しむ所は、死亡。禍難。貧賤。孤獨。これである。又、人の樂む所は此の反對である。苦しむときは是が爲めに心安らず、樂む時は是がために心又變ず。

○意神道儒學尤佛老皆
異端之沙汰是非可申樣無之候
乍去實地を蹈候上は左樣之
邪正は明白に立申候者候間其段
聖道之難在義候へ共聖道之
細微成所に人々力を盡不
申候故惑出來候かと存候必々無
御間斷御工夫御尤候天下之
大義候間聊も御申遣し被成間
敷候　　尊大守公御眞志
御間斷無御座候樣に御輔佐
御尤候近年中御嗣君へ
御讓與之思召入に候へは猶以萬
端御制法甚大事候と被存候
一世間に譽申候事は皆過候事を

正月十一日
附のもの

瀧川氏ゟ年始之狀今日
到來候御無事之由恐惶
不警　正月二十八日　　　素　　　皤
伴　翁

一　舊冬二十三日之御細翰再三舒卷候
御無事御勤珍重候如仰光陰間。
無之候其元一圓御隙無之候故
御修學も難成候由世事皆
大道候故其段は御うら山敷候
文學者人々勤候得共世事之事
皆おこたり不存候而事物之格致
無之候然處世事一圓御隙無之候
事は何よりくの御學問に候
必御倦怠有間敷候如示

一　漸々交替之時分候未
御供之沙汰無御座候由
御供裝之時分と內々御噂共申候
年首無隙候
一　珍敷野皂到來忝候
彌御心入不淺候
一　本翁へも御對談無之由
遠方御閑暇無之候半間
無餘儀候闕闊も遠
所故御閑談無之段御尤候
東高積每度來會
御噂過半候今日者東氏
被祝年始候て來會候去
夏之義昨今之樣に被存候

東氏も次第に格致得心候體
不淺候萬縷期來便候間
申殘候以上
孟陬十五　　　　　　平　介　花　押
伴新右衞門樣

伴翁に宛てたるもの(二一)

猶々遠方乍存御無
音計候貴大守へ可然候
為御慶當三日之貴簡
樣々奉願候已上
到來拜見候彌御無爲
珍重此事候當方無異
義令蟄居候
貴大守御機嫌之旨目出
度候御心馨忝候

來訪候はゞ可爲珍重候
一　珍敷一器到來忝賞味候
一圓御手透無御座御尤候
一　於江府老母無事之由度々申來候
愚弟儀緣邊之事奉窺候
其地にて舊冬末祝言相調候
旨申越候老母存生之內如此
儀首尾仕候段愚拙怡悅
御察可被成候
一　寒中は此方暖氣候。。。。も今。。。。殊
餘寒甚敷折々雪もおとつれ
蟄居候風軒一入痛入候
瓦爐庖炭更非塞寒之具候
東氏日々參會御噂計申出候

山鹿甚五左衛門

高　興　花　押

七月二十五日

水野宇兵衛樣

人々中

猶々申入度儀如山海候へども早々已上

舊冬朔日之芳翰當月八日到來候其元別條無御座候旨彌以御無異御越年と存候此方異儀無御座候家內無恙候

一　大守公御平安御信心彌無御間斷候旨珍重此事候

一　貴老定而當月末來月初には御發足と存候東氏方へ

平介より伴新右衞門に宛てたるもの

講習間斷無之悉日用に
うつし被申候て此法を難
有かり被申候事皆々
貴翁御影之由被申候とて義兵衛
日々かたり候由候御志深候事
貴翁御薫練故と存悉
感不淺候
一　近日聊相易儀無之御靜謐
下々迄安堵仕候もはや久〻
不得御意候間御床敷候今度
御使者淺野謙右衛門殿今日御越
御無事之由承傳へ候事
作右殿御咄可有之候
　恐惶謹言

沙汰仕候體に候拙者は古
淺野内匠十三回忌候故芝
仙岳寺へ參詣仕候さて〱
馬上之暑苦一生覺不申
候體御賢察可被下候
昨今共に殘暑如燒候へ共
朝夕少々涼敷候乍然
土用中にも無之儀に候
一　磯谷十介このごろ奈須
遠江守殿迎に爲使者
關宿迄參候就其富田
儀兵衛に參會候義兵衛今以
關宿滯留候治部大殿
中々深志晝夜兵學之

候儀無御座候已上

熊澤作右殿御歸國候而
令啓上候先達而段々
奉傳承候通彌可爲御無爲候
此方相易候儀無之候昨日
作右殿被召寄乍暇乞
參候而御留守にも藤介子
御無事之段承候て罷歸候
かなめ介方度々其元之御狀
御届被下辱候愚老儀
別條無之罷有候先書得
御意候通今秋之殘暑近年
覺不申候一昨夜は上下共に
夜中はいね候者無之候と

水野宇兵衛に宛てたるもの（二）

何様にも成申候智無之者は人のたすけにて漸其能をあらはし候も自其能をなし候事は無之と被存候間金鐵草木等之非常者を以人倫有知之靈長と比倫は難叶候いかゞ猶御工夫可被仰聞候此度以愚書尊大守公へ愚意可申上奉存候得共如此狀數多候而不能之義候追而可捧之候可然候樣に奉願上候恐惶恐惶

三月十四日

猶々久々にて其御地へ御越被成珍重候世上少も相變

中材之分は學習次第に聖賢之地位へ可到候鐵の黃金に成不申候は同かねにて候へ共本來質各別候聖賢は同人類候間學習日々に積候はゞ聖人に到候事勿論候鐵の黃金に成不申候とは似而不同事候上智下愚はまれに候間中材のみ世に多候是故敎も出候事候彌御工夫可有之候但人類同候而も夷狄之者などは中華の人物に成候事いかゞに候へ共文王東夷之人に候又佛は西戎の人に候佛も能敎戒候はゞ儒之聖人に成可被申候とかく智慧有之者は

可得御意候四時之代序
駒隙之論不始于今儀なから
驚計候恐惶不具
霜十八　　　　　　潜　　夫
伴翁回報

三月十四日付のもの

一　質變之事草木鐵石皆不變
故質は變不申候と御了簡之由
如仰右之ごとき非常之物も總
鍛養能候へば各別に成候へども鐵
は黄金に不成草は木に不成候事
勿論候但彼は非常無智之
物候人は知を以萬物之靈長と
成候故知有之者は變質之事
可有之候但上智下愚は不移

折々御示諭專一候

一　不斷に御切磋之趣領爾候

自他を考始中終は亙古今

後を計て成事は臨知之段に而候

致知は格物已後之事に候能其事

物を詳盡候事ら右節々

を能可被申と存候事物之盡

不格盡則右之別皆違候

能御工夫御尤候

一　糖霜一器被送投候遠境

忝風味不淺候せがれ喜

申候事不大方候皆々無事候

一　來春者御供不被仕候而先へ

御越候事可有之旨御尤候左も候はゞ

[illegible]口御慰故罷出候

一　東氏首尾能候毎度御話候
とくと聖學格物之所得心
は不參候へ共遂には定而合點
可申仕候就其三達之段迄
未申聞候學術は格致に
究候へ共格致之得心似而不
是事多々故皆蹈違候而
不覺他岐に陷溺候事候
其元貴大守御心入深由候
間能々御得心候樣に仕度候
御得心之しるしは修身齊家
たるべく候修身齊家無之候而は
皆實に格致と不被申候其段

貴太守御口切之御茶被下候
蟄居仕候如仰於江戶
所去る十七日に賞味仕候
老母闕無事之段度々申來候
東氏も參話候而相用候
最早御參勤之時分盆前
已上
其御地者御事繁候事と存候
尙以平介此中御加書之詩
一如來諭愚拙事も郭內
御習申候貴翁へも難有由申候間
往來之儀申來候折々
納御耳候
家老衆宅へ不得已候而

伴翁に宛てたるもの(一)

及貴報候可被指上候萬端申
殘候恐惶謹言
二月十五日　綱助
伴新右衛門様　千介
猶々伊兵口儀も去月中旬下著仕
去月十九日之御細書は當
奉公仕候由申越候老母
十六日到來拜見候其元
喜申候事不一方候
別條無御座貴老御無事
三木も如仰奉公人に
御勤仕之旨彌怡候此方
罷成候從
異儀無之露命無別條

到來候今度火事に付大守公
御暇早々被爲延之候故江府
御引越巳後則御供被成候よし
御太儀之到候乍去御無事御供
去月七日被成御著岸之旨目出度候
今度者同姓方へ御尋無之候段
御尢候對翁へもちらと御參會
于今御殘念之旨度々承傳候
今度島原城御請取に御越之由
尢可有御供候御志故はや
御奉公御勤と存候無御間斷御
勤仕珍重候諸事猶以御格
別可有之候江戸無別條候由
度々申來候て大慶候大守尊公へ

千介外一名より伴新右衛門に宛てたるもの

深切之由珍々重々聖人之道無此外候間特に其則被盡御志候而珍重候
一　親○民○之○一○事得其意別紙申入候
一　諸事世法瀧川氏に被仰談可被得諭敎候尤其國風民俗可被付貴意候
一　江府別條無之老母無事之由度々申來候關儀息災に介保仕被申候由申越候恐惶謹言
六月二十一日
伴　老　□　□
二月二十七日大阪にて御認之一封

御武役御勤仕御滿悅被遊候
由に付一樽兩稜之御送
投近況御飛札不淺候此段
具瀧川殿迄御禮御演說
所仰候三千餘之御人數
御引卒三旬餘他境之
御滯留上下無異儀候段
御制法無殘所故と存
感心不大方候就其一卌
到來先電覽候委細之
御法令殘所無御座樣に被存珍重候
貴老彌諸事御務筋無他事候
旨無御間斷候樣被仰入候
一　三重之則晝夜御用候而彌

尾殘所無御座忝被思召よし珍重候
御仕合能ヶ樣之時節其地へ
御越候て御供目出度年來
御眞實通用候愚老無異
儀存命候源暑難凌候て
露命難計候
一　東氏去る四日當大守右臣之
禮首尾候本多內記殿去る六日
御暇出候故老父先達て申上候に
一所に彼地へ上候て八月初
當方へ下著之筈候度々書音
來候
一　大守尊公彌御機嫌能御座候
旨乍恐目出度候今度初而

伴老に宛てたるもの

一　林氏無事被勤珍重候此
度狀遣し候御屆可申候
一　瀧川殿へも奉願候由
奉願候香に御心がけ
被下候樣に奉願候
萬々恐々已上
　十月十七日　　　　　江　叟
　猶々家內無事
　愚息成長仕候來夏
去月二十七日同八月之貴札兩
　可得御意遠境
通共に到來候今度島原城
　便風無之每度早々申殘候
御請取被成候御供にて首

來賞味不少候
一　於高田老母無事之段
被仰下候忝候切々便も
聞得候皆々無事罷在
關息災に保護候段
申越候併貴大守御
影故と存候愚母方へも
御高使幷御音物の旨
申越候難有候御沙汰之
時分御心得可被下候
一　當大守去月初比より中
風煩被出候而爰元家中
日夜いそがはしく勞申候
乍去逐日快氣之由に候

飛來候其後鴻絶
　一段之義候御用之間
鯉沈慕雀不淺候
　事々大曲尺に候間
處來便不淺候
　大曲尺を目當にいたし
貴大守御平安之趣珍
　工夫仕候事肝要候
珍重々愚拙無爲蟄
　其御問候はゞ示諭之外
居候林瀧川氏御無事之由
　無他事候已上
日々御切磋候哉
一　珍敷氷糖一器到

十月十七日付のもの

四書註解述作一入
以前ゟ存候通に候中字
異端に入やすく候半由得
御意候庸字無之候而者
中道いかゞ可申候其段聖
敎にしるし置候通候

へも御みせ御尤候萬端者
可得芳意候已上
九月十九日

猶々御工夫御怠慢
無之候段道可有御座候殊に
中秋念九日之芳翰
字義のみ風も候由

九月十九日付のもの

去月二十五日之芳翰落手一番候彌御無事御勤之由珍重候此方別條無之隱山無事蟄居候
一　關事大守被出御性候故近日下向之段承大慶無此上候彌下著候はゞ可被仰合候
一　貴大守今以御學志無御間斷之段度々承珍重此事候切磋御尤候內々得御意候通格致之工夫之外聖人之敎無之候近比

を則無之候而は宋儒之持敬に成申候朱子陽明之學は別之様に候へ共其極所は朱子も持敬陽明も良智と承候而必竟は佛見得其意候□□段□□□□東氏閑談候間可被申述候

一 御身上之儀九州ゟ申來候肥公へ御出候様にいたし度との事に候いかゞくれ〳〵も寄思召可被仰下候已上

三月二日

素 行 子

伴宇右衛門諸同子

輩に無之候
一　翁御恪○勤汎然無所繫○候
由得御意候年來得御意候通
道は二筋無之候只聖人
之言行詳に御閑讀候而御
習敎御尤候內々□
之外道之入樣無之候格致之
知のひらき□誠意
正心に而候正心誠意格
致不仕候而は知もみへかね候と
先儒申候は誤候正心誠意是以
格知ゟ入不申候而は成不申候聖敎
要錄日夜御熟讀可被下候
萬物にのり御座候是を禮と申候

一　狀文多認くたひれ候間
早々省略已上
霜　六　日　　　　　　　江　山
伴　氏
几　右

伴字右衛門諸同子に宛てたるもの

一　七月十一日之芳翰飛來
昨日拜見［　　　　］
爲珍重存候此方無異儀候
一　東氏去月二十八日來著面
談御噂計候御床敷候
一　舜水事性無善惡と見申候
由非實學候大方陽明俗
儒之末流候東氏之筆談
見申候中〳〵道之合點付候

めを愼時分を待候計候
由承候必々有其御心得○而
不入所へ被仰分御無用候
口是禍之門候
一　甚五左衛門老母へ御付屆者以
四郎八郎在所へ參候はゞ猶以
御慰勞事忝候
一　口口全書等一○門○之方へ
御相傳不苦○候可被得其
意候
一　黑□御心入可申樣無之候
布教事も御心不被忘
樣に賴入候千介方へ狀參候
事不苦候間可被遣之候

伴氏に宛てたるもの

一　黒仕○事○信實可申樣無之候
布教事も密に申候樣に承候儀
奉願候隱山一類不殘
進退被○○申付居申候布教事不道に候
貴邊御身上いかゞ候哉□に
と御在所候哉永日可申承と存
申殘候恐惶謹言

拾月十四日　　　江山

伴宇右衛門樣

十七日之貴札拜見候御床敷候
甚五左衛門妻子當四日上著候
可被御心易候
一　甚五左衛門覺悟候には天をも
人をもうらみ不申天のとが

境迎春候事心底不一通御
座候御無事御勤候之由珍重候
隱山無異儀蟄居候
一　切々馬場下へ御出之由御心入不殘候
天氣打續候故火災氣遣候
昨日寒入申候老母病氣無之樣に
宜布く賴入候近年中に
上方へ御出候はゞ可得御意候
一　彌知を開申候御修業第一候
何事も知不明候はくらみ出申候
必々外之利害御心に御かけ有之まじく候
格致之外學問無之候蟄居
讀書論吾之要解過半出
來候半と存居候

父子之實地を蹈候間此上は
彌以言行修學第一に候間
油斷不仕候事是則子
を持し者之敎戒に候と申遣候
娘に而御座候由申越候老母喜
申候段御察可被成候
一　此中以書中得御意候間申殘候
瀧川氏へ御心得可被下候内々の
伽羅之事御賴可被下候以上
十月二十三日
伴新右衞門樣　　　　　　　　磯谷十介

伴宇右衞門に宛てたるもの

二十五日之芳翰誠對謁心
地候光陰押移年迫異

勢につれ候而世治候へば國々
皆治候へ共是聖人之治とは不被申候
其段は禮樂候然は今日迄○申候
言行作法を修學候而非
を正し邪を改候而も禮樂へ
歸不申候而は信之聖學とは不被申候
間禮樂之事能々御工夫
可有之候是則仁之道
四勿之敎戒に候やと被存候
一　於高田別條無御座候伊兵衞
母○共平產之由申越はや
野拙も老祖に罷成候旛
髮素領無餘義候伊兵衞も
子のおやに罷成候而たしかに

ば本に候而それより用法を
具に工夫仕候事干要候用法
不分明候へば誠も天口に當り
可申候事々物々皆其通に候
へ共御用多繁候者志薄
今日〳〵と相過候故自他
共に實地を蹈候事無之候
年月不待人候故暮齡
日々に薄候間無御油斷御
工夫尤候日用之義聖人之
道無疑候へ共聖人之治平者
禮樂之立候處に有之候禮樂
無之候而は治平之實聖人之
道とは不被申候治平は天下之

毎事御床敷計候已上

去月二十九日之芳翰一

昨日到來［　］從〇

〇仰候其御地

貴君御機嫌能被成御座由

珍幸々々此方野

拙無爲蟄居候此度

爲御口切雲龍幷御

肴一器拜納候不淺候可

然候樣奉願候

一其御地繪圖被仰付候に付曲

尺之わて樣思召之段具被

仰聞珍重就其聖域之

實彌難有候旨御尤候誠

礒谷十介より
伴新右衞門に
宛てたるもの

久々不得御意候如仰中
秋に罷成候中々間無く
いそかはしき儀候
一爲八朔之御祝儀新十郎殿ゟ
鹽□十御屆被下候
遠路被御思召被仰達候段
御深志之至候乍然其義は
御用捨可被下候御念入之段は
重疊忝奉存候恐惶謹言
七月晦日

山鹿甚五左衛門
高興花押

水野宇兵衛樣
御内報

猶々久々不得貴意候而

地覺不申候樣に存候其
　必竟貴樣懇々之御致戒
沙汰計候一兩日者曇
　御座候由義兵衞物がたり
候はゞ少々涼敷折々細雨
　に傳承罷歸候
珍重存候先書得御意候通り
　御聞被成候樣可被成如此
一近日は相變儀不承候去る二十二日
　に存候已上
土方氏破儀可聞被召候
一昨日者有馬いよ殿遠
慮被仰付候是もいかゝ可有之
御沙汰候
一其御地御越被成候はゞもはや

蘭陀船著其已後段々
　　に御座候其所に而
著船之體に昨日承候而珍重
　小合々々牧野殿御領分之
に存候
　　民參候と存難有奉存候
一此方盆後之殘暑近年覺
　　御家中之御仕置は大方
不申候就中二十三日之殘暑者
　　其元樣御家中之用
い申入べく被申候也云々
扨々難凌取沙汰仕候故
□候而御心入被下候
御座候此十年已來於御當
一千萬〱希代之由

用事御座候而關十口丞殿へ
其上久布何茂〳〵遠方無
參候故富田義兵へ
御心元乍恐奉存候今年は此
其れ迄出合候而直談候間。
方にも酒故に御座候歟上下
樋口氏著意日夜兵法
出來物之沙汰多御座候
修行候而他無之候
行々御快然可被爲遊候
御領分之御仕置一々覺仕候而
一北風故異國船も著不仕候由
被申付候其段難有候
內々自然に承候十四日に阿
兵法之心入彌著意之由。

三　山鹿素行子書翰集

猶々作右衞門殿御上り候而
以書狀得御意候故今度も早々
申殘候世間聊相變儀
當八月之貴札從新十郎殿
無御座候鄕方も豐年之
昨日被屆令拜見候定貴面之
御沙汰目出度候已上
心地仕候彌相易儀無御座
江府にも御機嫌能被成御座候旨
恐悅仕候少々御吹出物など
追而去比礒谷平助
出來御目も御不快に被爲思召候由

上石。以惠同志之人云爾。

癸卯之晚春　　山鹿補識　高祐　子敬

血脈對論落書

年譜（慶安三年庚寅三月の條）

自舊冬。曹洞宗惣錄三ヶ寺、與錄方洞家讀錄弄文字曰錄方。三ヶ寺欲廢之。有訟。遠州可睡松頓、對決寺社奉行宅、血脈對論胥惑。有落書。

不僧不俗此松頓。　血脈對論聞始奇。　思在遠州可睡齋。　正傳佛法未曾知。

三ヶ寺ノ、カテニタノメル、カスイ、ガ、ジキニツマリテ、何トシヤウトン。

太公望像贊

年譜（萬治三庚子の年の條）

四月十日、因堤氏需、贊太公望像。

一竿有萬奇。　獨往獨來時。　八百開基業。　溢流渭水涯。

亦有此招。今將趣豫方臨別、告曰、夫師範之寛、立本於隱微。而生道於講論。或與其進也。不與其退也。與其潔也、不保其往也。而不爲已甚。或、不語上、或學一隅、以待其反、或憤悱而后啓發之、或進之、或退之、或如時雨化之、或成德、或達財、或答問焉。敷之如灌漑萠芽。拱把合抱、各隨其分、答之如鐘聲、音之大小、必隨其扣。育之如水潤物、遲速、由物、而不至於浹洽不已。約之、在本于無言之宗、而不失人、亦不失言。格物致知、教學相長、以與致中和。天地位焉、萬物育焉而已矣。原有志未能得其萬一。夙夜念茲。子亦勉旃欽哉。

以上は、中江藤樹(名は原)が、其の門人熊澤蕃山の、正保二年(或は三年)を以て、岡山藩主池田侯(新太郎)に聘せられ、將に行かんとするを送るの序である。以下は、山鹿素行子の跋にて、癸卯とあるに徵するに、中江藤樹の歿後十五年、卽ち、寛文三癸卯の歳なるべし。

中江氏、古之所謂隱君子乎。孤峻自好、不求聞達於諸侯。及其得熊澤氏、然後、其道始行乎天下、而流於後世。古人有云、山高水遠。二先生之才以喩也。京兆小野氏、藏中江氏餞熊澤氏之書久矣。口請而見之。欽其文之不飾而意有餘。手摹

正月小(中略)

立春七日(中略)

今朝、禮服、萬介初聞全書之講。故十介萬介、各禮服。予向吉方、對全書、在文臺講兵法三本之序段。纔口知計之三也。萬介以太刀目錄禮之。次十介、講彼書之一段。萬介以太刀目錄、祝十介。々々亦以太刀目錄、祝萬介。其後、予與一首之賀歌祝、與萬介。

立春の朝

　立春の朝、萬介初て我家の兵書を學び傳へぬ。おくにかきつけて是を賀し、讀てあたへける。

立春の、あさくみそむる山川の、なかれは四方の、海にみちけり。(山川の傍に山鹿派の三字あり。)

藤樹蕃山を送るの書の跋

中江藤樹、熊澤蕃山を送るの書、及び山鹿素行子の跋。

原、謹以遁言、餞熊澤氏之行。

不佞、雖非溫故知新者。二三同志、謬推。以爲句讀之師。不得已、而竊依惟、斅學半、念終始典于學之法言。而常恐或有誤。後學、若蹈虎尾。涉于春氷。熊澤氏

先蹤既然、尤爲治平之瑞。羽林與四品源相議、以奉備
臺覽、演其事狀。臺覽之後、有鈞命曰、此珍馬皮也。其美可以觀。何與治政之事。
假令天馬跳出此地、唯是駿足也。不足尚之。況其皮毛乎。若夫、必天馬見德政
之世、卽今治末及普仁廣德。曷致祥瑞之化。可以愧之、可以戒之。且上翫好珍
奇、下皆慣之。喪志生之、華奢因之。祥瑞與妖孽、共天地之一事、而不可悅、不可怖
也。知者求英傑於人、不尙物。徵治平於民、不待瑞矣。二老謹奉拜
鈞命、不堪恐感惶悅之餘。踆々踧々罷朝。世人傳承之、偶有以告僕。僕雖不知
三傳之差、不能錯焉。竊誌、謹賦其義曰、

麟鳳天馬。各是物洵。古以爲瑞。人多失眞。大人物々。求賢
於人。故以爲戒。世悉存愼。

山鹿藤高祐拜書

（注意 反點、ふりがな等原本に據る。）

年譜

（蟲食にて讀めず、されど延寶八年たるべきは前年に徵して確かなり）

題艮嶽。

帝都護鎭比叡巒。　天臺法水漲波瀾。　山王七社洗凡慮。　根本中堂凝世肝。　志賀孤松秋更慘。　堅田漁泊火齒殘。　蜘蛛鎖硯懶疎事。　墨汁偶然洒筆端。　與去悲來盈虛變。　天高地濶古今看。　江湖明月嶺間響。　不盡乾坤不變觀。

題相坂。

陳迹猶殘相阪名。　蟬丸遺響只松聲。　清泉浸影此關鎖。　荒廢幾年交辱榮。

京師

重陽入京。

節到重陽入洛京。　路邊黃菊故園情。　曾聞帝都名利地。　塵上加塵心不平。

天馬賦

天和二年春、朝鮮國、獻天馬皮。　宗義眞、傳之羽林紀正俊。曰、天馬必見德政之世。

盈。

勢田

兩軍必鏖世田塘。　慘耳傷心幾斷腸。　帝德恩波流無限。　却今成翰墨之場。

題石山寺。

漫々波浪咽危石。　片々孤舟棹碧天。　古木千尋人跡絕。　柴扉半掩學僧眠。

多情練漉若干冊。　紫女筆端今古鮮。　聞說中秋新月節。　遠臨湖水寫全篇。

題大津。

湖水茫々一色天。　東西南北客旅連。　商亭縱目惱吟意。　阡陌事繁忘日遷。

遊三井寺。

獨出大津吟海濱。　一山高秀石泉新。　僧房吸盡東江水。　三井法流嫋々醇。

（二卷）

題桑名。

元太守源定綱、有顧盼于予。　今思昔時、卒題詩。

海君向洋七里程。　遠帆風送更吹晴。　邯鄲夢裏黃粱熟。　在耳餘音太守情。

題鈴鹿。

到此阪、思漢王陽爲益州刺史、到九折坂、嘆曰、柰何、奉先人遺體、乘此險。　因而回車。

棧道連空鈴鹿關。　回頭涉險思王陽。　田村東討此山賊。　勢路新開安泊商。

草津

左右廣原場、告

草津見菊。

略近洛邊地氣清。　芳塘長繼道平々。　驛夫挿菊寄愁客。　初駭今朝秋已

思出昔年鞍馬過。　天龍水浩有烟波。　遊君長者何處是。　古渡無人愁草多。

題荒井海。

渺々潮波獨愁秋。　相看是別往來舟。　中流欲話古園事。　一葉縱之少不留。

題矢作川。

蛟龍臥浪此長橋。　横槊武夫多沒消。　矢作川流依然去。　委泥遊魂獨迢々。

題八橋。

八橋風景得佳名。　蔓草寒烟鎖水汀。　人世去來眼前事。　成田成澤幾霜星。

題熱田宮。

神日本武尊。　洋々乎似存。　古宮依舊靜。　華閣映波蜿。　聞說蓬萊事。
尋問道士言。　謫客琵琶曲。　對月語殘痕。　（師長琵琶ノ事、出盛衰記第十

長。

內屋

悠々奇嶺遠人烟。　雨路崔嵬馬不前。　楓葉經霜紅色美。　遺篇殘愛幾年々。

題大井川。

遠到島田雨殆晴。　兩崖更隔不分明。　褰裳旅客滄溟裏。　金谷泊亭獻熟羹。

題小夜中山。

有山號小夜中山。　歌老西行命也嘆。　客路年光更無住。　垂揚終古暮鴉讙。

日坂

婆見行人呼蕨餻。　夫催驛馬待前來。　伯夷遺愛在傍路。　秋館雲凝萬古哀。

池田（重衡關東ニ下向ノトキ此所ニ泊テハニフノコヤノ歌アリ）

題二田胡浦一。

山海共淸萬壑松。士峯浸レ影水中龍。扁舟幽棹對二漁火一。漠々烟光遠寺鐘。

淸見寺。

深洞長松古寺梅。江山勝迹太奇哉。古今代謝人間事。天竺天生赫々堆。

蘿薜幽居處。石泉盈レ掬淸。僕夫對レ鞍睡。征馬得レ鞭驚。淸見寺前景。田胡浦地晴。僧房寒水靜。萬籟寂無聲。

題二久乃宮一。

儼然一靈山。人跡奈二躋攀一。地遠世情薄。溪深學侶閑。堂々金殿閣。杳々畫甍寰。松見二千年色一。竹彰二君子顏一。神明今日德。昔往幾難艱。天下全二天下一。萬民無二獨鰥一。

題二駿府一

東照靈神仰レ是香。駿陽卜レ地挈二扶桑一。太平五十年來事。如レ在洋々祝二久

孤城對海破烟霧。　前海後山兀々高。　北條五傳英雄事。　廢興至所在秋毫。

題三島。

初拜社頭三島神。　金宮紫閣薦溪蘋。　雲收朗月浮山殿。　松響寒蟬薄暮新。

題富士山。

遠望暮煙抹玉眉。　近因白雪洗華肌。　乾坤別置銀世界。　何識扶桑有四時。

素聞遙越此峯巒。　蟠跨三州日本冠。　若雪時得到山上。　扶桑六十一團丸。

仙客釋流多少蹤。　閑吟乍覺日西春。　白梅淡月四時景。　一日千客一士峰。

題薩埵山。

薩埵高聳臨海波。　旅人幾度昔經過。　萬夫昔日橫旗地。　枯草凜々似動戈。

鈴森

林中有レ石響冷然。　遊泊遠人題二一聯一。　吟蟬唔似レ送二旅客一。　唧々秋聲常攪レ眠。

品川

萬頃白波遠別レ秋。　毎レ逢二佳境一思悠々。　輕舟短棹唱歌處。　遙顧二江東一題二水流一。

藤澤

寺堂高築挑二燃燈一。　一望凄然多二廟陵一。　葉落孤村漁火見。　雁飛幽洞白雲層。　鎌倉古郭今無レ跡。　江島神仙感與競。　獨立撫レ松秋色晩。　古碑字滅對二歸僧一。

題二虎石一

武夫猶屈十郎情。　可レ畏可レ愼一顧傾。　虎婦操心盟得否。　終成此石見斯貞。

題二小田原城一

云ふべき者であらう。乃ち左に其の序及び之を抄錄せん。(原本は山鹿高三氏藏)

いにしへ癸巳のとし秋八月、旅衣朝たちそめて、東海道を經て山陽にものし播の赤穗郡苅屋にいたりぬ。あけぬとし五月に、西海のはるけき船にたゞよひ、この度は東山道を經て江都にいたりぬ。行來の間、目にふれ心のとまる所を、筆にまかせて所の名地の粧しるせれども、世の事にさゝわりてうちすて置ぬ。過し酉の春回祿の事ありて、半に過るまでやきうせぬ。かさねて又しるしも付ねへけれども年おとろへ、又漂泊せんも命なりければおちとゞまりしわらましまてに、曳尾堂のかたはらに筆をしたてつ。

(注意「癸巳のとし秋八月」とあるは、承應二癸巳年八月二十六日江戸を發しての赤穗行をいふのである)

海道日記拔抄

大佛　安置五智如來。

驛路遙催八月天。　如來堂上擲金錢。　杳々漁舟溟烟裏。　滿目江山皆自然。

癸巳は承應二年

「中仙道より京都迄、及び尾州より美濃路。」
「江戸より甲州通り木曾路。」
「甲州より隣國往來道筋。」
「江戸より相州に到る往來。」
「關地藏より伊賀路を經て、大阪に到る。」
「東奥。」
「江戸より水戸。平。中村。笠間。三春。鹿島。棚倉。に到る。」
「日光。宇都宮通。」
「北陸道。」
「京より和州に到る。」
「南紀。和歌山道。」
「木本より伊勢山田に到る。」
以上の二卷は、素行子の「日本道中記」とも稱すべき者にて、頗る珍なるが中に、而も東海道線の驛路羈亭に於て、金玉長短三十餘首を拾ひ得たる事は、實に珍中の珍とも

二　山鹿素行子詩賦歌集

素行子は、自ら、其の配所殘筆に、

一十一歲之春、歲旦之詩を初而作候而云云。(秋、山鹿素行子の學系參看)

一十四歲の時は、詩文共に達者に仕候故云云。(同)

一同年ゟ(十七歲)歌學を好み、二十歲迄の内に、源氏物語、(中略)等の私抄註解、大分選述仕候而、詠歌の志深く、一年に千首之和歌を詠候得共、存候子細有之、其後は棄置候。唯今以右廣田坦齋ゟ歌學之儀、不ㇾ殘相傳仕候段、書付御座候云云。

とありて、夙に詩歌に堪能なりしも、故ありて之を廢したと記さるゝのであるが、果して素行子の詩歌等は極めて少なく、僅に長短三十餘首、幷に彼の天馬賦、及び山鹿高基(素行子の嫡男)が、兵法傳授の折の祝歌として詠じたる短歌一首、先づ今日迄に予が見聞したるものの是れである。

蓋し素行子の遺稿中に、海道日記なるものが二卷ある、其の一卷は、

「江戶を發して京都に到る東海道道中日記」。

他の一卷は、

長短三十餘首

祝歌一首

海道日記

武敎三等錄　治敎要錄　治平要錄　修身要錄　備敎要錄　謫居童問
（是等の書に却て妙はあるべく思はる）　四書諺解　四書句讀　七書諺解　武事記
武敎餘談　百結字類　中朝事實二本（此書何卒得度存念に御座候原本あらば御寫させ可被下候）古今戰略考
武類全集（一作書）　兵法要鏡錄　師弟問答　足輕左右　辨惑論　常用集
一騎武者受用　八箇條一子相傳之極秘　子孫傳錄　修身受用抄
古戰折本職分記　神武雄略

右の類書目ありて現書なし。僕年來祖先の典籍保守亡狀、殊に五年已來瑣尾流離、是等の事益々疎放に相過候。近日來、前愆を償ひ候存念にて、少々取調候積りに御座候。萬一都下にて古本など、御目に觸れ候事も候はゞ、御購求可被下候。此段長原子にも御噂被下度候事。

七月初五　　寅次拜

吉田松陰先生の記せる素行先生著書

題したるものを、左に轉載す。

久保清太郎に與ふ（三年七月五日）

先師の文集可ㇾ有ㇾ之事に被ㇾ存候是亦長原に御聞合可ㇾ被ㇾ下候總て先師赤穗謫後のもの尤も難ㇾ得樣に被ㇾ存候

素行先師著書

一、兵法神武雄備集　自得奧義集

一、山鹿語類　内　山鹿自警（内初冊欠、長原子共所藏ならば御寫取可ㇾ被ㇾ下候工に被ㇾ命候ても宜敷候）

一、兵法或問

一、武敎要錄（毀板）　（此分有ㇾ之候）

一、聖敎要錄（同前）　（此分古寫本其所在を失ふ貫兄御覺共は無ㇾ之哉若都下にて御目に觸候はゞ御購求可ㇾ被ㇾ下候）

一、配所殘筆　（此分も有ㇾ之候）

右家藏の書

外に

先哲（治敎餘錄、武敎餘錄、手敎餘錄當用集）　手鏡要錄　武敎本論（毀板）

類書	廿三番	十四
舊事記	同	一
禮綱本記	同	一
四書款啓抄	廿四番	十四
同小本	同	二
韻略	同	一
舒卷集	同	一
圖會拔萃	同	一
大學	同	一
中庸	同	三
論語	同	十
孟子	同	七

（以上）

又松陰先生遺著の中に、先生が久保清太郎なる人に與へられたる素行先師著書と

倭姫世記　同　一
和歌坐右　同　三
都之錦　同　一
土佐日記　同　一
歌文覺書　同　一
宗長道記　同　一
古今秘傳和歌　同　一
古今和歌集　同　一
和歌　同　一
陶々記　同　一
和歌手習　同　一
三體和歌　同　一
謠稽古秘傳　同　一
授童集　同　一

草和集　同　一
寄長嘯子　同　一
堀河百首　同　二
名目抄　同　一
吉野拾遺　同　一
三五記　同　一
和漢朗詠　同　一
梁塵愚案抄　同　一
愚痴拾遺物語　同　一
百五十一番歌合　同　一
源氏口決　同　一
連歌秘軸抄　同　一
百人一首　同　一
鴨長明海道記　同　一

延喜式神名帳　同　二
源氏引歌　同　一
三部抄　同　二
中院口傳　同　一
古歌　同　二
職原抄　同　一
同秘書　同　一
大和物語　同　一
狹衣　同　一
伊勢物語　同　二
別歌百首　同　一
歌書作者　同　一
歌書　同　一
養中老閑　同　一

馬書　同　一

上卷　同　一

大坪流息間卷　同　一

覺書　同　一

大坪流馬繪圖　同　一

雲霞集　同　一

手綱秘傳　同　一

無明一卷之書　同　一

用馬　同　一

當用書禮集　同　一

詠歌大概　廿二番　一

和歌奥儀集　同　一

下紐　同　三

後撰集　同　一

女中躾方　同　一
鷹之部　同　一
武家裝束抄　同　二
通之次第　同　一
刀脇指之部　同　一
了俊大草紙　同　一
室町家式　同　三
清閑寺殿咄　同　一
違棚圖　同　一
紋樣　同　一
武具之卷　同　一
肴組次第　同　一
取集書　同　一括
馬秘傳書　同　一括

雜類　同　一

書禮卷　同　一

書禮次第　同　一

書札方次第　同　一

產之次第　同　一

萬受、取渡　同　一

參內太刀卷　同　一

訓鷹　同　一

犬追物　同　一

膳部圖　同　一

佐々木要錄　同　一

母衣之卷　同　一

鷹十種　同　一

酌之次第　同　一

天文書　同　一
尺牘集　同　一
誠齋尺牘　同　一
蓬遊尺牘　同　一
萬家類聚　同　一
弓法之書　廿一番　一
弓之書　同　三
弓之部　同　一
馬之部　同　一
下馬書　同　二
萬躾方　同　一
嫁取言入　同　一
陶淵明集　同　二
躾方卷　同　一

掛物寸法　同　一
史覺書　同　一
江戸晝夜長短　同　一枚
皇統要略　同　一
變事才覺　同　一
算書　同　一
銘盡　同　一
劔刀目利書　同　一
三心順風記　同　一
氣候　同　一
命鑑　同　一
畫家秘決　同　一
輓章　同　一
正易心法　同　一

泰西水法　同　一
甘露山　同　一
挨藁集　同　一
鹿狩心得　同　一
職原抄不審　同　一
詩仙　同　一
人相秘傳　同　一
面形圖　同　一
人心圖說　同　一
野馬臺詩　同　一
寄正圖　同　一
鷹弦　同　一
花玉篇　同　一
經間聞書　同　一

東齋隨筆　同　二
發心集　同　二
納甲略書　同　一
圖繪寶鑑　同　一
條々書　同　一
翰苑玄英　同　一
黄石公口課　同　一
節序談　同　一
善言集　同　一
噂今川　同　一
古文類鈔　同　一
石州生花　同　一
寄詩賦　同　一
學蔀通辨　同　二

歴代要覽　同　一
記錄短歌　同　一
年代短歌　同　三
古戰短歌　同　一
諸將花押　同　一
明珍系　同　一
品々覺書　同　一
檢地仕樣覺　同　一
同竿入見立　同　一
金掟　同　一
無敵流劒術書　同　一
劒術書　同　一
航議抄　同　一
靈棋要覽　同　一

神明鏡　同　一
信長錄　同　一
將軍幷執權記　同　一
上月記　同　一
勢州記　同　一
慶長起請文　二十番　一
直江山城守狀　同　一
壬戌朝鮮人來朝　同　一
賴朝被下佐々木狀　同　二
義經鎧　同　一
上宮軍記　同　二
義經百首　同　一
日本書藉考　同　一
和漢書藉目錄　同　一

信虎圍城　同　一
河野豫章記　同　一
桑名記　同　一
小畠記　同　一
成賓軍記　同　一
奥平仇討　同　二
利家公物語　同　一
藤葉盛衰記　同　一
北川治郎兵衛作書　同　二
長元記　同　一
古戰記　同　一
關原始末記　同　一
推察記　同　一
末森記　同　一

天慶記 ｝同 合一
奥羽軍記 ｝同 合一
武將拔書 同 一
建武記 同 一
自是以下 同 一
信長譜 同 一
豊臣軍記 同 一
難太平記 同 一
慶元通鑑 同 一
青櫻記 同 一
信長切腹 同 一
井伊法令記 同 一
小松軍談 同 一
毛利記 同 一

秀頼事記　同　一
水野勝成記　同　一
松平記　同　一
氏郷記　同　一
淺井物語　同　一
三木沒落　同　一
八幡緣起　同　一
兩主鬪諍記　同　二
關原記　同　二
豐後陣聞書　同　一
元親記　同　一
太平記系圖　十九番　一
頼朝義經分限帳　同　一
理盡抄拔萃　同　一

堀直寄傳	同	一
應永記	同	二
細川記	同	一
長祿記	同	一
小須賀作書	同	一
朝鮮征伐記	同	二
里見弓矢記	同	二
宸上記	同	二
難波合戰記	同	一
蒲生文政記	同	一
秀吉譜	同	一
見義集	同	一
細川幽齋傳 今多物語	同	合一
三木弁高麗僧筆談	同	一

知行高覺　同　一
日本國郡名知行高　同　一
古今分限帳　同　一
大手御番覺　同　一
元和御法度　同　一
寛永御卽位　同　一
當家實錄　同　五
管窺武鑑　十八番　八
太平記拔書　同　一
水野左近軍功記　同　一
島原記　同　一
島原陣覺書　同　一
有馬家傳　同　一
會津四家事略　同　一

公義御定法　同　一
御城付控　同　一
正月御規式　同　一
神君御年譜　同　一
三遠平均　同　一
御軍役　同　一
黄門秀康行狀　同　一
越秀康家覺書　同　一
御當家覺書　同　一
御條目　同　二
御家作目錄　同　一
萬諸法度御條目書留　同　二
武門官位帳　同　一
御當代將批判　同　一

同夏御陣覺書　同　一
同首帳　同　一
御當家諸色　同　一
武家執事　同　一
伊賀八幡緣　同　一
山王行列　同　三
上方御倉入　同　一
日光御社參　同　一
將軍宣下　同　二
創業記考異　同　三
百寮訓要　同　一
御役人帳　同　一
御譜代帳　同　二
當家御番衆帳　同　一

公方正月規式　同　一
諸大名知行高　同　一
世　鏡　鈔　同　一
社稷餘談　同　下一
選要實錄　同　一
溫知政要　同　一
古事集　同　一
不審書　同　一
取　集　本　同　三括
東照宮御遺訓　十七番　三
德川系圖　同　一
中興源記　同　二
三河物語　同　二
大阪冬御陣覺書　同　一

要鏡錄類書 同 一
諸事覺書 同 一 要鏡諸事大將三册
大將八心得 同 一
軍禮 同 一
雄鑑第一 同 一
兵書覺 同 一
子年書留 同 一
五事 同 一
全書覺 同 一
九變之內 同 一
巴心 同 一
客主戰 同 一
公義書留 同 一
三河日記 同 一

出雲國風土記　同　一
國名風土記　同　一
飛　龍　十六番　一
四方正面　同　一
相屋益習　同　一
西俊廉覺書　同　一
納甲略書　同　一
仕　寄　同　一
軍不伍　同　一
武本意　同　一
車　掛　同　一
聖敎要錄覺書　同　一
守城一書　同　一
城受取　同　一

無名書	同	小一
醫書	同	一括　但二十三冊
黑田長政家訓	同	一
兵具圖經	同	一
七書講義備考	十二番	四　但孫子二、吳子一。六韜一.
孫子抄	同	五
孫子十一家註	同	三
古今著明集	十五番	五
御當家古案	同	一
行程記	同	一
洛中洛外見物記	同	一
尾張國本道	同	一
攝津國名所記	同	一
諸國道筋	同	一

氣質變論　同　一

筮儀解　同　一

韻鏡解書　同　一

事類鈔　同　一

本文兩說　同　一

軍林寶鑑　同　一

氣間藏密鈔　同　一

類書　同　一

晨晝夜書留　同　一

全書漢文拔粹　同　一

五德五才直解 }
論聖人之道非理學 }　同　合一

高基先生覺書　同　一

日記　同　一括

書式拔萃　同　一
文選考勘　同　一
武家官位　同　一
百戰奇法　十一番
衣河百首　合一
軍集兵歌　同　一
兵機全集　同　一
軍鑑極要集　同　三
雜記自問集　同　一
兵法辨惑論　同　二　修身受用抄中に辨惑論と見ゆるは此本？
兵書拔書　同　一
軍法初段幷祕卷　同　二
拾萬石諸積　同　三
地方初心抄　同　一
八門遁甲
孟子井田　同　合一

恩地左近聞書	同	一	
楠正成軍歌書	同	一	
語類引語	八番	一	
兵法雄鑑	九番	二七	
同　抄	同	四	
師鑑鈔	同	九	
同	同	大和綴二	素行子自筆
士鑑用法	同	二	
文獻通考拔	十番	一	
牧民後判	同	一	
丹羽長秀長重家臣正傳	同	二	
居家必用	同	一	
句曆私抄	同	一	
聯句脚集	同	一	

百問答　同　一
水鏡　同　一
六萬石御軍役　同　一
步集　同　一
大阿記　同　一
僞請論　同　一
全書古語　同　一
具足注文　同　一
城築祕法　同　一
鎧具足次第　同　一
甲陽軍鑑末書結要本　七番　六
信玄全集拔書　同　一
三妙無盡抄　同　二
楠兵庫記　同　一

城中人積　同　一

諸城變遷錄　同　一

城々おさへ　同　一

諸大代談　同　一

月指抄　同　三

能島家口傳　同　一

加藤軍用記　同　一

山田新九郎 杉原三平 覺書　同　一

軍旅覺書　同　一

備集物　同　一

聞書軍書　同　一

儆篋遺傳　同　一

訓閲軍歌　同　一

具足名所　同　一
甲冑注文　同　一
甲冑考　同　三
古本右類　同　一
本朝甲冑色目考　同　一
鎧着次第　同　一
武器之圖　同　一
日本具足起　同　一
訓閲集扇卷　同　一
軍歌兼武功　同　一
軍禮卷　同　一
天官私考　同　一
武教結要錄　同　一
兵法武功要略　同　一

雜器火器　同　一

本陣陣口傳　同　一

陣具拵方　同　一

小荷駄貫目
本論書留　同　合一

八陣卷　同　一

握奇八陣考　同　一

流義作法幷誓紙　同　一

義經義仲辨　同　一

神君言行錄　同　一

武家忠臣傳　同　一　忠義傳と同本？

甲冑傳　同　下一

古今甲冑毛色　同　二

甲冑名所幷緘　同　一

軍鑑集抄　同　一
全書兵具聞書　五番　二
全書兵具　同　二
兵具雜記　同　一
兵具圖說　同　一
幡用法　同　二
釆幣金鼓具製　同　一
押大鼓制法　同　一
武器武功　同　一
火器　同　一
石火矢鑄筒書　同　一
火矢幷療藥
具足註文　同　合一
同古本　同　一

三等錄書留　同　二
全書講義　四番　一　但軍扇寸法入
坐右　同　一
兵語　同　一
吉良懷中抄　同　一
高道覺書　同　一
算術町見　同　一
九數指掌　同
三百騎備小屋積　同　一袋
隨應集　同　一
武類雜藁　同　四
水勢軍　同　一
本經　同　一
城陣之圖　同　一括

微妙至善　同　一
自得奥儀集口決　同　一
城築曲尺　同　二
雄備集極意繩張　同　一
戰法聞書　同　四
同心得　同　一
御傳卷物　同　二括
古消息　同　一括
全書大全聞書　聞書
聖教要錄聞書　同　三
武教小學聞書　同　一
或問圖說　一番　一
陣法營法　三番　一
北條十五城　同　一括

書名		冊數	摘要
海道日記		二一	薄葉本、上四十五枚、下同樣位。自筆
修身受用抄	再		
治平要錄		五一	美濃本漢文表題は松浦肥前守(觀中乾齋)の筆。安政六年己未正月市山廣輿の奥書あり。曰く、右治平要錄五卷山鹿素行先生の著す所其十一世の孫高通が藏書也、安政戊午の冬乾齋老公之を借覽す。畢て田村應之に謂て曰、此書垢汙朽蠹甚し書殼を改め殘壞を繕て可也と乃ち裝裁匠に命じて之を新たにし、老公親ら表題を書して之を返すと
齊修舊事		三一	美濃本漢文、一卷より五卷の中、二の卷缺本、一の卷は自筆。山鹿高三氏目錄には一冊と見ゆ
雨窻客論	正德二年三月	一一	素行子著を津輕耕道軒が、和文に書き延したるもの、美濃本卅七枚
兵法傳統錄		一一	美濃本十七枚、水戸の稲葉源太夫が、嘉永四年に平戸に來りて寫せるもの
枕草子			素行子自筆半紙本乾坤
修身要錄	元祿二年	一一	美濃本假名交り文六十二枚、神崎氏の著

又左の惟楊庫書籍目錄中より、既記に漏れたる分、及び素行子。高基の手澤本、其の他を拔出せんに。

書名	部門	冊數	摘要
大星三重傳書		一	

治教要錄　再

修教要錄　再

家譜　再

謫居童問　再

小西一行記　貞享元年　一　三　美濃本假名交り文

王國之義　一　五　美濃本漢文。共に五卷、内一卷は下卷の目錄同一卷は井田圖說の附錄なり

士庶人之義　一　一　薄葉本漢文四十五枚

卿太夫義　一　一　美濃本漢文百枚自筆ならん

武敎七書句讀　一　一　美濃本漢文三十八枚、表紙に始計とあり、長島元長の奥書あり、別に素行子自筆の孫子句讀始計一卷あり、此本は雁皮二十六枚にて、武敎七書句讀と同本なり、但其卷末に左の自筆の跋あり曰く、「十二篇句讀罹丁酉之災此一册纔存後欲二編續一焉已經二數年一嗚呼歲老筆禿心亦屈口唯言レ之而已。」と、元長の奥書ある本は、斯本を寫せるなり。

正誠舊事　一　一　美濃本漢文九十八枚

章數　附　一　一　美濃本六十三枚、自筆

兵法要鋭錄　一　一　色紙半裁半墨紙七十二葉白紙五葉合七十七葉自筆

書名	年代	冊數	備考
武家訓	慶安四年	一一	半紙本十三枚奥書あり
武教本論		一一	半紙本二十二枚表紙に鵜飼註上中とあり、下卷は缺本？岡城下後學鵜飼權治佐久間晟珍考と見ゆ。
武教本論自敍	明曆二年	一一	美濃本二十七枚
中朝事實跋文附錄		一一	美濃本十五枚。安政二乙卯の冬長島元長の奥書あり、此本は昔日の板下にて乃木將軍之を寫して刊行せらる。
武教要錄再			
太平記理盡口傳		一一	薄葉大形本百二十九枚假名交り文圖挿入。
太平記十八秘傳		一一	美濃本假名交り文四十七枚卷頭に先考御筆とあり、自筆ならん。
四書句讀或問		一一	美濃本八十二枚
孟子句讀		一一	美濃本漢文百三十八枚表紙に下とあり、上卷は缺本？
論語句讀		一一	美濃本漢文百〇三枚。表紙に坤とあり、乾は缺本？
本朝人品傳		一一	薄葉本漢文七十四枚
手鏡要錄		二一	薄葉本漢文乾七十枚坤七十三枚
聖教要錄再			
武士相守日用		一一	美濃本假名交り文十二枚

予自ら一閱せるもの

驛路之部　壹册
海道日記　自筆　貳册
謫居童問集　參册
武家事紀

(備考　前記目錄は、家藏の記錄等により取調たるものにして、今日實際其の書籍に對照すれば、或は脫漏錯誤を保し難きも、概略斯の如く、亦册數等に於ても散逸し、或は蠧蝕等の爲めに、滅失缺本せるもあらん……山鹿高三氏記)

又左に錄するものは、山鹿高三氏藏書の中を予自ら一閱せるものなり。(注意年譜中のものと同本は再字を注す。)

書名	編年	部册數	摘要
積德堂書籍目錄	再		
聖敎入門		一一	聖學入門に同じ、美濃本二十六枚、素行子自筆
謫居隨筆		一一	美濃本五十九枚但漢文、同自筆
山鹿講集		一二	美濃本二册乾は一六二枚坤は一二三枚、松浦壹岐守親しく聽取せられたる聞書、卽ち武敎全書なるもの是れなり。筆者年代等奧書に詳なり。

家譜　同　貳册
武敎餘談　拾貳册
陣中諸法度　家訓條目合本　壹册
城地在番加番　貳册
大名火消用法　壹册
配所殘筆　壹册
武敎全書　自筆　壹册
七書諺義　拾參册
山鹿語類　四拾四册
式目家訓　壹册
武士相守日用　壹册
古事談　貳册
同續　壹册
古案　八册

山鹿講集		貳冊
兵法要鏡錄	自筆	壹冊
修敎要錄		九冊
略東鑑		貳冊
牧民忠告抄		壹冊
修身受用抄		壹冊
廿一史人名		壹冊
翰墨訓蒙	自筆	壹冊
織田豐臣家臣傳		壹冊
丹羽長重年譜		貳冊
平泰時正錄		壹冊
畫法書	自筆	壹冊
枕草子	同	貳冊
八雲御抄聞書	同	壹冊

諸城變遷錄　壹冊

孫子句讀　始計篇　自筆　壹冊

神君言行錄　同　壹冊

武家忠臣傳　壹冊

本朝人品傳　壹冊

四書句讀　大學一冊中庸三冊論語拾冊孟子七冊十八冊とあれば大學中庸は合本？　拾八冊

古將辨幷詩歌　自筆　壹冊

兵法神武雄備集　貳拾六冊

治敎要錄　貳拾冊

兵法或問　七冊

三　等　錄　參冊

手鏡要錄　貳冊

武敎要錄　小學別集入　六冊

武敎本論　壹冊

卿太夫之義		壹冊
士庶人之義		壹冊
治平要錄	自筆	五冊
聖教要錄		壹冊
中朝事實		貳冊
左　綴	自筆	壹冊
與力同心申渡條々		壹冊
三　武　功		壹冊
一騎摘要		壹冊
廻　國　使	自筆	壹冊
懷中便覽	同	壹冊
本陣口傳		壹冊
自得奥儀集		壹冊
諸大代談	自筆	壹冊

言綴錄　素行子自筆　壹冊
謫居隨筆　壹冊
長久手幷所々戰記　自筆　壹冊
淺井聞書　同　壹冊
賤獄幷諸戰記　同　壹冊
奥州記　壹冊
聖教傳　壹冊
盡三才　壹冊
糺五事傳　貳冊
正誠舊事　自筆　壹冊
齊修舊事　壹冊
王國之義　壹冊
同井田圖說　壹冊
邦國之義　壹冊

百結事類　二册

又山鹿藤助高基裔孫山鹿高三氏書出の目錄には。

山鹿高三氏書出目錄

本朝事類	素行子自筆	二册
百結事類	同	五册
雜記	同	壹册
綴話	同	參册
日綴	同	壹册
雜錄	同	壹册
綴話類	同	壹册
章數附	同	四册
集亂本	同	壹册
工夫書		壹册
問集		壹册
門口集		壹册

武教全書
自得奥儀
山鹿語類
武事記
武教要錄
兵法或問
武教餘錄
武類全書
謫居童問
聖教要錄
七書諺解
古今戰略考
中朝事實
治平要錄

陣中法令
家訓條目　以上五册無表紙依ニ淺野長直主之命ニ定焉
五萬石軍役積
三萬石軍役積　小本　一册　無表紙
城取之圖　大本　一封　素行圖レ之

山鹿流十八部

又左記に載する、山鹿流十八部と云ふもの左の如し。

兵法傳統錄朱書

先生(中略)赦に遇ふの後專ら兵學を唱へて經學を廢す。其の見る所時流と忤ふを以てなり。故に著す所多くは兵書なり。

山鹿流十八部と云て世に行るゝ者。

兵法神武雄備集
武敎要錄
手鏡要錄

書名	冊数	備考	附記
大學論語聞書	壹括半紙		
論語聞書	一册予十二三歳時書之尤堪完爾唯示兒子（論語聞書より以下二部の傍書に藝書箱の三字あり）		
神代書聞書	一册	一	
古事聞書	六册	小本予幼年遊所々書之	
茗談	一册		
受用抄	同	再	修身受用抄と同本ならん
輸墨訓蒙	同	再	
略東鑑	二册		
牧民忠告抄	一册		
斥候	雄備集ノ内　三册無表紙		
營法上	一册	同	
御條目			
御人數割			
道具之積			

書名	冊數	備考
奥義集兵法	一五	
手鏡兵法	一二	
三等録	一三	
山鹿語類	三 一八	
兵法或問	一七	
戰起論		因兼松又四郎之求書之一册無表紙
式目家訓		依遠藤備前守之求書之
孫子句讀		始計一册其他罹丁酉之火災
懷中便覧		半紙（前に同名の書あり）
兵書聞書		紺表紙
奥儀訓解		因長直主之命烏子半紙
論語諺解		五册殘卷罹丁酉災
孟子諺解		十一册未脫藁
大學中庸		罹丁酉災又號款啓抄

七書諺義	再	一三一	
武經餘談	再	二一	年譜には十月十日より始む二十二册と見ゆ。（武經餘談以下、自の倭書無し。）
謫居隨筆		五一	
武事紀		五一一	
戰略考		一二一	
童問	再	三一	年譜中に見ゆる謫居童問ならん
中朝實錄	再	二一	
聖教要錄	再	一一	
武教要錄	再	五一	
治教要錄	再	二一一	
修教要錄	再	一〇一	
武教本論		一一	
武教全書		八一	
雄備集		五一一	兵法傳統錄朱書の十八部中に、兵法雄備集と見ゆるもの之れならん

（以下は積德堂書籍目錄「素行子自筆」中より、自「自著の意ならん」と傍書せらるゝ分を拔出す。尚前記の分を再出するものには、再字を注す。）

書名	再	備考
百結事類	再	一三
本朝事類	再	一一
言掇錄		一一
左傳掇		一一
大掇		六冊一括
雜掇		一冊反古
古談		一九
古案		一一一
雜錄		一六
懷中便覽		半紙一冊
四書句讀大全	再	一〇二
同句讀素本		一五

本朝事類	五十歳	一一	積徳堂書籍目錄に壹册と見ゆ。山鹿高三氏目錄には自筆貳册と見ゆ。
七書諺義	五十二歳	一十三	年譜五月に礒谷脫稿とあり。積徳堂書籍目錄に拾參册と見ゆ。
古今戰略	同		年譜八月に草を稿すと見え、翌年八月の條に礒谷草を脫すとあり。積徳堂書籍目錄に戰略考十二册と見ゆる之れか。
武敎餘談	五十三歳	二十二	年譜に十月十日より始む二十二册と見ゆ。
翰墨訓蒙	同		年譜に十月十九日草を脫し二十九日功畢ると見ゆ、山鹿高三氏藏自筆一册。
配所殘筆	五十四歳	一一	正月十一日の日附あり、素行自筆の原本は、山鹿平馬末孫山鹿文五郎氏藏す。
家譜	同	二一	家譜卽ち年譜にして素行子の日記なり、上巻下巻あり元和八年より貞享二年迄、六十四年間の日記。
忠義傳	五十七歳		年譜三月の條に、忠義傳を□すと見ゆ。惟楊庫書籍目錄に武家忠臣傳とありて、之れと同本？
陳情書	同		史籍集覽に載せらるゝ配所殘筆の附錄之れならん
聖敎要錄序	同		年譜十月の條に松浦邸に持參すと見ゆ、未だ發見せず。
小笠原備前守故實	同	七十五	年譜十一月の條に〇〇〇〇〇〇〇〇七十五册成就と見え。此書は素行子校閱せるものか。
天馬賦	六十一歳	一	素行會にて模本を發行せり。
書籍目錄	同		積徳堂書籍目錄全と題せらるゝもの之れならん。半紙本三十六枚（但白紙を除く）正しく素行子の自筆。

（以上は、素行子年譜中より、編年順に拔出するもの）

山鹿素行子遺著目録

書名	編年	部	冊	摘要
大學中庸諺解	十六歳 十七歳	缺		始め款啓集と題したるもの後に火災に罹る殘本少く存すとあり。恐らくは、平戸本澤氏所持の本？委しくは山鹿素行子の學系參看
修身受用抄	二十七歳	一	一	美濃本假名交り文二十枚、此書中に、委は辨惑論にありと見ゆ。然らば此著以前に辨惑論成りたるか。
治教要録	三十五歳	一	三一	薄葉本漢文二〇、二一合本。二五、二六合本。三一缺本。山鹿高三氏家目錄には貳拾冊と見ゆ。
修教要録	同	一	一〇	雁皮本漢文、一の巻七十六枚、各巻同様、七八の巻合本故に全部九冊なり。
武教要録	同	一	三	雁皮本漢文。一巻四十二枚。二巻四十枚。三巻五十七枚、自筆。
聖教要録	四十五歳	一	一	美濃本漢文二十七枚。
四書句讀大全	四十六歳	一	二〇	積德堂書籍目錄に二十冊と見ゆ。山鹿高三氏藏目錄には大學一、中庸三、論語一〇、孟子七とあり。
謫居童問	四十七歳	一	三	雁皮大形本、假名交り文上巻百二枚、中巻美濃本百十六枚、下巻同二百五枚
中朝實錄	四十八歳	一	二	積德堂書籍目錄に貳冊と見ゆ。但し中朝事實と改題せられたるは何年の事か序文には己酉とあり。
百結事類	四十九歳	一	二	積德堂書籍目錄に貳冊と見え。山鹿高三氏目錄には五冊とあり。但し自筆。

種村右兵衛高則
原半平永胤

右朱點之部

明治三十二年九月御預ヶ申上候事

山鹿高通

さすれば、此の目錄は、山鹿高基裔山鹿高通(高三氏の父?)氏より、予が家の書庫に預けたものである、無論素行子の遺著が全部でないことは明かであるが、此の目錄中の半は、恐らく素行子手澤の本ならんかと思はる。左無きも嫡子高基の手澤本なるべく、書入れ。訂正。評註、朱書。頭書。等、定めて珍なるもの多かるべきか。尚此の目錄中より、或は唯一無二の遺著を發見し得られんかとも思はるゝのである。故に煩を厭はず卷末に掲載し置きぬ。

大箱十二
小箱　十
紺色琢表紙模様二色
萬延元庚申六月

表紙掛綴　馬渡倉吉

素行先生之尊筆、幷文武之著述。各概列于首。武書文書次之。至雜書則不必焉。皆以功於學問者爲先。然從箱大小。書多少大小、而有不能正其類者。又有以外顯爲證者。或有箱從空所而納他書者。故不得其位者亦不少。後世勿疑焉。

縣　種村要人高重
馬淵八郎左衞門正堅
長島加右衞門元長
片山兵衞義貫

慶應元年秋懸被仰付

吉川一之進純保

津輕主許さず。先生の卒後十年にして、居を弘前に移す、「主の命に由てなり。」凡そ先生述作する所の文武淵源の書、盡く、致めざるなく、若、孔門の弟子に比すれば、須らく曾子に似たるべきか。豈以て過論と爲す可けんや。他日、津輕主の命に由て書を撰述す。十有六年にして書大成せり。津輕主甚だ稱歎す。今、弘前に家す。予と陳雷の友たり。予常に謂らく、或は父に從ひ、或は兄に從て、共に謫居するもの、古今其の先蹤有る也。幼にして道を尊び師に從て、共に謫居するもの、古今未だ聞かず、謂ふ可し、天下只一人と。

さて素行子の遺著目錄を編成せんとするに當り、先づ年譜に徵して、編年順に之を錄し、次に素行子自筆の積德堂書籍目錄の中より、自の字を傍書せられたる分、及び素行子の遺著ならんかと思はるゝ分を拔き、又兵法傳統錄の朱書に、山鹿流十八部として掲げたる書目を擧げ、更に山鹿高基裔孫山鹿高三氏書出しの目錄、及び同氏藏本の内、既に予が一閱せしものゝみを拔き、又既記に漏れたる分を、惟揚庫書籍目錄中より拔出す。但し此の目錄は、文久元辛酉の年九月に調製の分を寫せるものにて、左の跋文あり。

是れである、其の略傳に曰く。

磯谷氏傳（山鹿誌卷末の文を延べ書にす）

磯谷氏、姓は源、名は久英、「初の名は信世、中ごろ隆峰と名づく、先生述作の書中に、或は童子と書し、或は義言と書す。義言は礒信の字を略するなり。小字平介後字十介」幼にして先生の門に入る。十歳にして先生遷謫の災有り。此の時淺野主の臣藤井氏「又介」先生の宅に到る。磯谷氏藤井氏に由り、以て先生に跟隨して播陽に到らんことを請ふ。藤井氏或は風波の險を語り、或は父母に離るゝの憂を語て、以て之を留むと雖、許諾せず。藤井氏甚其の志を好みし、之を先生及淺野主に告げ、淺野主之を久世某「大和守」に告げて、其の志に應ず。礒谷氏隨て播州に到る。十年中、先生の几邊に在りて日夜勤學す。凡そ先生謫居の間、述作の書礒谷氏補佐す。津輕主、礒谷氏を先生に請ひ以て臣と爲す。天和二「壬戌」年、奥の弘前に到る。津輕主厚遇す。時々以て書を講ぜしむ。翌年江都に歸る。則貞享三「丙寅」年、再び先生の宅に寓して學を修む。先生の卒後尙積德堂に在り、以て三年心喪す。「殆ど子貢に類するか、」後に高基先生を補佐せんが爲めに、以て祿を辭す。

偽書偽著多かるべし

一　山鹿素行子の遺著に就て

素行子曾て聖教要錄を世に公にして、偶奇禍を買ひ、かくて赤穗に謫せられ、後に赦されて江戶に歸るや、三年の後又流言蜚語あり、素行子之を遺憾とし、特に陳情書四通を製作し、松浦肥前守鎭信を介して、老中久世大和守に辯疏せしめたる中に、當時既に利を得んがために、素行子の名を借りて出版せる書籍ある由を云ふ、(配所殘筆附錄)さすれば、素行子の生前より、素行子著と銘打つて刊行されたる偽書偽著が、隨分と世に現はれたものと見ゆる、要するに素行子の遺著としては、素行子直接の著と、高弟磯谷平助「十介」をして成さしめたる間接の書と、後に門弟子の手に成りしものに素行子の名を打ちたるものと、素行子も門弟子も全然之に預らざる所謂る偽著との四種類に區分して、充分に吟味を要することであらう。如何となれば、假りに素行子自筆の配所殘筆と、坊間に現れし配所殘筆とを校合するに、殆んど同本と思はれざる程に間違つて居るのであるから、他は推して知らるゝことである、茲に沒却すべからざることは、先生の遺著に關し、與つて力ありし磯谷平助「十介」の功勞

附録

已。太極乃含蓄先後本末、至矣
盡矣。

道原

道之大原者、出於天地。知之能之者、聖人也。聖人之道、如天地無爲也。乾坤簡易也。上古、聖人以天地爲配。董氏所謂太原者、其語意尤輕。

天地之道、聖人之敎、不渉多言、無奇說造爲。以自然之則而已。可一言而盡之。百姓日用而不知、古今相由、而無窮。弄精神認性心、乃道遙遠。

み。太極は、乃、先後本末を、含蓄す。至れり。盡せり。

道原

道の大原は、天地に出づ。之れを知り之を能するものは、聖人なり。聖人の道は、天地の如く、無爲なり。乾坤は、簡易なり。上古の聖人、天地を以て配と爲す。董氏が所謂る太原は、其の語意、尤、輕し。

天地の道、聖人の敎は、多言に渉らず。奇說造爲無し。自然の則を以てするのみ。一言にして之を盡しつ可し。百姓、日に用ゐて知らず、古今相由つて、窮りなし。精神を弄し、性心を認むれば、乃、道遙に遠し。

理氣妙合、則幽微眇茫之間、必太極。天地人物、各一太極也。

聖人於事物、唯太極耳。依天地物則、含蓄衆理。故未發之間、象數既具。是感而通天下之物、思而無不通也。夫子論易以太極。這裏有六十四卦、三百八十四爻之象數、相具。

周子作太極圖。尤足起後學之惑。是不知聖人之道也。河出圖、洛出書。各有自然之象。何以造設哉。周子以無極而三字、冠太極字上。甚聖人之罪人、後學之異端也。太極之外、別無無極、則其言贅也。太極之前、有無極、則異端之説也。聖人之教、唯日用而

理氣妙合すれば、則、幽微眇茫の間も、必、太極す。天地人物、各、一太極なり。

聖人の事物に於ける、唯、太極のみ。天地の物、則に依つて、衆理を含蓄す。故に、未發の間、象數、既に、見る。是れ、感じて天下の物に通じ、思うて與ぜずといふこと無きなり。夫子、易を論ずるに、太極を以てす。這の裏、六十四卦、三百八十四爻の象數、相具る有り。

周子、太極の圖を作る。尤、後學の惑を起すに足れり。是れ、聖人の道を知らざればなり。河、圖を出し、洛、書を出す。各、自然の象有り。何ぞ、造設を以(もちゐ)んや。周子、無極而(ニシテ)の三字を以て、太極の字の上に冠らしむ。甚、聖人の罪人、後學の異端なり。太極の外に、別に、無極無きときは、則、其言は、贅なり。太極の前に、無極有りとならば、則、異端の説なり。聖人の教は、唯、日用の

妙合之間、未嘗無過不及。故有萬物之品。稟二五之中、是人也。人亦有過不及之差、而有賢愚也。君子小人之成、皆因習教。

人者、稟正氣、物者稟偏氣。正氣者、理之正也、偏氣者、氣之厚也。

易有太極

太極者、象數已具、而未發無朕之稱也。理氣妙合、而其間廣大變通、縣象著明、悉具而無缺處。甚相至極、曰太極也。太極之象、已發、而天地便廣大也。四時便變通。日月便縣象著明。雲行雨施、萬物品節。

妙合の間、未だ嘗て、過・不及無んばあらず。故に、萬物の品有り。 二五の中を稟るは、是れ、人なり。 人も亦、過・不及の差有つて、而も賢愚有り。 君子・小人の成るや、皆習教に因れり。

人は、正氣を稟く。 物は、偏氣を稟く。 正氣は理の正しきなり。 偏氣は氣の厚きなり。

易有太極

太極は、象數已に、具りて、未だ、發せずして、朕無きの稱なり。理氣妙合して、其の間、廣大・變通・縣象・著明、悉く、具りて、缺る處無く、甚、相至極せるを、太極と曰ふなり。 太極の象、已に、發して、天地、便、廣大なり。 四時、便、變通す。日月、便、縣象著明なり。 雲行き雨施して、萬物品節す。

志氣思慮

志者、心之所レ之、意情有レ所二定嚮一之謂也。志必因レ氣。思慮者、意情之審二於內一也。思慮不レ致、乃乖戾。思曰レ睿。慮得之謂也。

性心意情志氣思慮之字說、聖人不二詳分一レ之。後學利口之辨也。聖人之道、豈多端乎。

人物之生

理氣交感、而萬物生焉。其間根レ陽爲レ男、根レ陰爲レ女。天地及萬物之生無二先後一。强謂レ之、有二天地一而後有二人物一也。

志氣思慮

志、心の之く所、意情の定り嚮ふ所有るの謂なり。志は、必、氣に因る。思慮は、意情の內に審なるなり。思慮致めざれば、乃乖戾す。思を睿と曰ふ。慮つて得るの謂なり。

性心・意情・志氣・思慮の字說、聖人は詳に、之を分たず。後學の、利口の辯なり。聖人の道、豈、多端ならんや。

人物之生

理氣交感して、萬物生ず。其の間、陽に根さすを、男と爲し、陰に根さすを、女と爲す。天地、及び、萬物の生、先後無し。强ひて、之を謂へば、天地有つて、而して後に、人物有るなり。

凡謂心、乃性情相擧也。以知覺爲心、以理爲性。是切欲分性心。以性爲本然之善、認來也。人心、道心、正心、皆知覺及理、共具也。

意情

意者、性之發動、未及有迹之名也。既有迹、乃曰情。發動之機微、是意也。心之所嚮也。性心者體、而意情者用也。

有惻隱羞惡辭讓是非、是情也。情之發而及物、其目不出二五之間。聖人以仁義禮智、令其情中其節也。

曰ふ。凡、心と謂ふときは、乃、性情相擧ぐるなり。知覺を以て心と爲し、理を以て性と爲す。是れ切に、性と心とを分たんことを欲して、性を以て本然の善と爲して、認め來たればなり。人心・道心・心を正うする、皆、知覺及び、理、共に、具るなり。

意情

意は、性の發動して、未、迹有るに及ばざるの名なり。既に、迹有れば、乃、情と曰ふ。發動の機微、是れ、意なり。心の嚮ふ所なり。性・心は、體にして、意・情は用なり。

惻隱・羞惡・辭讓・是非・有るは、是れ情なり。情の發して物に及ぶ。其の目、二五の間に出でず。聖人、仁・義・禮・智を以て、其の情をして、其の節に中らしむるなり。

聖人不分天命氣質之性。若相分、則天人理氣、竟間隔。此性也、生理氣交感之間。天地人物皆然也。措氣質論性者、學者之差謬也。細乃細、而無益聖學。

生之曰性。曰性惡、曰善惡混、曰無善無惡、曰作用是性、曰性卽理也。皆不知性也。性不可渉多言。

心

性、充形體之間、無方形之可指。其所舍寓之地、謂心胸。一身之中央、五臟之第一、神明之舍、性情之所具、一身之主宰也。

心者屬火、生生無息、少不住、流行運動之謂也。古人指性情曰心。

聖人は、天命・氣質の性を分たず。若し相分つときは、則、天人・理氣、竟に、間隔す。此の性や、理氣交感の間に生ず。天地人物、皆、然り。氣質を措いて、性を論ずるは、學者の差謬なり。細は乃、細なれども、聖學に益無し。

生、之を性と曰ひ、性惡と曰ひ、善惡混ずと曰ひ、無善無惡と曰ひ、作用是性と曰ひ、性は、卽、理なりと曰ふ。皆、性を知らざるなり。性は、多言に渉る可からず。

心

性は、形體の間に充ちて、方形の指す可き無し。其の舍寓する所の地を、心胸と謂ふ。一身の中央、五臟の第一、神明の舍、性情の具はる所、一身の主宰なり。

心は、火に屬す。生生息むこと無く、少くも住まらずして、流行運動するの謂なり。古人、性情を指して、心と

人物之性、一原而理氣交感。自有過不及。其妙用感通亦異也。人同稟天地、而四夷皆異。況鳥獸萬物之區乎。

性、以善惡不可言。孟軻所謂性善者、不得已而字之、以堯舜爲的也。後世不知其實。切認性之本善、立工夫。尤學者之惑也。

學者、嗜性善、竟有心學理學之說。人人所賦之性、初相近。因氣質之習相遠。宋明之學者、陷異端之失、唯在這裏。

修此道、以率天命之性、是聖人也。君子也。習己之氣質從情、乃小人也。夷狄也。性唯在習教。不因聖教、切覓本善之性者、異端也。

人物の性、一原にして、理氣の交感自過不及有り。其の妙用感通も、亦異なり。人、同じく、天地に稟けて、四夷、皆、異なり。況や、鳥獸萬物の區なるをや。

性は、善惡を以て、言ふ可からず。孟軻の謂ゆる性善は、已むことを得ずして、之を字し、堯舜を以て的とするなり。後世、其の實を知らずして、切に、性の本善を認めて、工夫を立つ。尤、學者の惑なり。

學者、性善を嗜んで、竟に、心學・理學の說有り。人人、賦する所の性、初は相近し。氣質の習に因つて、相遠ざかれり。宋・明の學者、異端に陷るの失、唯、這の裏に在り。

此の道を修して、以て天の命の性に率ふは、是れ、聖人なり。君子なり。己の氣質に習つて、情に從ふは、乃、小人なり。夷狄なり。性、唯、習教に在り。聖教に因らずして、切に、本善の性を覓むる者は、異端なり。

聖教要錄下（原文）

性

理氣妙合、而有生生無息底。能感通知識者性也。人物生生無不天命。故曰天命之謂性。

理氣相合、則交感而有妙用之性。凡天下之間、有象乃有此性也。此象之生、不得已也。有象乃有不得已之性。有性乃有不得已之情意。有情意乃有不得已之道。有此道乃有不得已之教。天地之道、至誠也。

聖教要錄下（譯文）

性

理氣、妙合して、生生無息底有つて、能く、感通知識するものは、性なり。人物の生生、天の命ならずといふこと無し。故に曰く、天の命、之を性と謂ふ。

理氣、相合ふときは、則、交感して妙用の性有り。凡、天下の間、象有れば、乃、此の性有り。此の象の生ずる、已むことを得ざればなり。象有れば、乃、已むことを得ざるの性有り。性有れば、乃、已むことを得ざるの情意有り。情意有れば、乃、已むことを得ざるの道有り。此の道有れば、乃、已むことを得ざるの教有り。天地の道は、至誠のみなり。

陰陽之形氣、其至天地也。其精爲日月。日月縣象著明、而天地萬物、各得其處。天文地理之變無不通、而後與天地爲參。

陰陽の形氣、其の至れるは、天地なり。其の精を日月と爲す。日月、縣象著明にして、天地萬物、各其の處を得。天文・地理の變、通ぜずといふこと無うして、而して後に、天地と參たり。

人物之間、相尅對待、而相生。生與尅、循環無窮。

天地

天地者、陰陽之大形也。天地之成、不待造作安排。唯不得已自然也。故長久也。無始終也。其極不可以數論焉。不可以事計之。陰陽流行、終爲天地、爲日月、爲人物。

氣昇、而無止天也。降而凝聚地也。昇降之誠、陰陽之著明也。

天地、生生無息。唯自彊不已也。復之見天地之心。終而復始。無始終也。其德至大至公、正大、而天地之情可見也。

尅對待して、相生ず。生と尅と、循環して窮り無し。

天地

天地は、陰陽の大に形するなり。天地の成ることは、造作安排に待たず。唯、已むことを得ざる自然なり。故に、長久なり。始終無し。其の極、數を以て焉を論ず可らず。事を以て之を計るべからず。陰陽流行して、終に、天地たり。日月たり。人物たり。

氣昇つて止むこと無きは、天なり。降つて凝聚するは、地なり。昇降の誠にして、陰陽の著明なるなり。

天地、生生息むこと無し。唯自、彊めて已まざるなり。復、之れ、天地の心を見る。終つて、復、始まる。始終無きなり。其の德、至大・至公・正大にして、天地の情、見る可きなり。

消長往來、屈伸生生無息、輕而昇者陽也。重而降者陰也。陽者氣也。陰者形也。形氣更不可離。陰陽互根、不可偏廢。不可偏用。互爲主而無定位。

陰陽之形象、其著明水火也。水火相對相因、而其用亨。水火之用大哉。

五行

五行者、陰陽之既形也。五者所以行天地之間也。陰陽者氣、而五行者形也。更不待作爲。水火者、五行之主也。水火有象、而無形、相對待流行、而萬變盡。

五行、有生數行數。又有相尅。天地

生生息むこと無し、輕くして昇る者は、陽なり。重くして降る者は、陰なり。陽は、氣なり。陰は、形なり。形と氣とは、更に、離るべからず。陰陽、根を互にして、偏廢す可からず。偏、用ゐる可からず。互に、主と爲りて、定位なし。

陰陽の形象、其の著明なるは、水火なり。水火、相對し相因つて、其の用亨る。水火の用、大なる哉。

五行

五行は、陰陽の既に、形するなり。五の者、天地の間に行はるゝ所以なり。陰陽は、氣にして、五行は形なり。更に、作爲を待たず。水火は、五行の主なり　水火、象有つて、形無し。相對待し、流行して、萬變盡く。

五行に、生數・行數有り。又、相尅有り。天地人物の間、相

而爲造化之變、游魂爲變也。人唯有爲則勤。無爲則怠。萬物本於天、人本於祖。奉先追遠、不得已之誠也。祭祀之禮、豈作爲來乎。子孫祭祀、却有感格。是同氣相通也。祖宗相遠、而衆支稟氣。全是祖宗之餘分也。

國有大事、告于天地、以及群神、禮之常也。人人有可祭祀之神。天下之鬼神、各有所因也。

陰陽

盈天地之間、所以爲造化之功者、陰陽也。天地人物之全體也。互

造化の變を爲すは、游魂、變を爲すなり。
人、唯、爲にすること有れば、則、勤む。爲にすること無きときは、則、怠る。萬物は天に本つき、人は祖に本つく。先を奉じ、遠を追ふは、已むことを得ざるの誠なり。祭祀の禮、豈、作爲し來らんや。子孫の祭祀、却て、感格有り。是れ、同氣の相通ずるなり。祖宗、相遠くして、衆支、氣を稟く。全く是れ、祖宗の餘分なり。

國に、大事有るときは、天地に告げて、以て群神に及すは、禮の常なり。人人、祭祀す可きの神有り。天下の鬼神、各、因る所有り。

陰陽

天地の間に盈ちて、造化の功を爲す所以の者は、陰陽なり。天地人物の全體なり。互に、消長・往來・屈伸して

鬼神者、幽遠而能通也。天地人物之生生、其流通貫徹、陰陽之靈、鬼神之迹也。鬼屬陰神屬陽。

聖人、論鬼神、先天地及人、而後及鬼神天地人民是明務。乃鬼神之無迹、亦感通。

鬼神者、幽遠之間無不通。故不可見聞其言語形狀。然同氣相憑依、亦不可疑。

魂者屬陽。其靈神也。魄者屬陰。其靈鬼也。人物合陰陽爲形。陰陽之靈精曰魂魄。

人物既形、鬼神之見於物也。精氣爲物也。人物不形、亦鬼神流行、

鬼神は、幽遠にして、能く、通ずるなり。天地人物の生生、其の流通貫徹するは、陰陽の靈、鬼神の迹なり。鬼は陰に屬し、神は陽に屬す。

聖人の、鬼神を論ずるや、天地、及び、人を先にして、而して後に、鬼神に及ぶ。天地・人民、是れ、明に務むるなり乃、鬼神迹無きも、亦、感通す。

鬼神は、幽遠の間、通ぜずといふこと無し。故に、其の言語形狀を、見聞す可からずして、然も、同氣相憑り依る。亦、疑ふ可からず。

魂は、陽に屬す。其の靈は、神なり。魄は、陰に屬す。其の靈は、鬼なり。人物は、陰陽を合して形を爲すなり。陰陽の靈精を、魂魄と曰ふなり。

人物、既に、形するは、鬼神の、物に見はるゝなり。精氣の、物と爲るなり。人物、形せざれども、亦、鬼神流行して

篤謹而不放蕩、之曰敬。致其說、乃禮之一事、人之警戒也。曰敬不以禮、則其蔽在迫狹而不從容。

聖人之教在禮。禮行乃敬存。專敬乃禮不全。宋儒以敬爲學問之本、爲聖學之所以成始而成終者也。因此說、主一靜坐、乃謹厚沈默、迫塞狹淺也。聖人說敬、多屬戒愼恐懼。其戒懼以禮、寬裕從容。唯言敬、乃其心逼塞而不通耳。恭者敬之發於外也。

鬼神

篤謹にして、放蕩ならざる、之を敬と曰ふ。其の說を致むれば、乃、禮の一事、人の警戒なり。敬を曰つて、禮を以てせざれば、則、其の蔽、迫狹にして、從容ならざるに在り。

聖人の敎は、禮に在り。禮行はるゝときは、乃、敬、存す。敬を專とすれば、乃、禮、全からず。宋儒、敬を以て、學問の本と爲し、聖學の始を成して、終を成す所以の者と爲す。此の說に因つて、主一靜坐すれば、乃、謹厚沈默、迫塞狹淺なり。聖人の敬を說くは、多くは、戒愼・恐懼に屬す。其の戒懼、禮を以てすれば、寬裕從容たり。唯、敬のみを言へば、乃ち其の心、逼塞にして通ぜざるのみ。恭は、敬の外に發するなり。

鬼神

不知誠也。致不得已之誠、則一言一行一事一物之間、無不誠。

忠恕

忠者爲人謀、而不私於身也。信者慤實而不欺也。忠不私、信不欺。忠就心上說、信就事上說。忠以事君長、信以交朋友。聖人之教在忠信。

恕者、己所不欲、勿施於人也。忠是對物不私。恕是以人治人。

敬恭

を知らざるなり。已むことを得ざるの誠を致むるときは、則一言一行、一事一物の間、誠ならずといふこと無し。

忠　恕

忠は、人の爲に謀つて、身に私あらざるなり。信は慤實にして、欺かざるなり。忠は、私せず。信は欺かず。忠は、心の上に就いて說き、信は事の上に就いて說く。忠以て君長に事へ、信以て朋友に交る。聖人の教は、忠信に在り。

恕は、己が欲せざる所、人に施すこと勿きなり。忠は、是れ、物に對して私せず。恕は、是れ人を以て人を治む。

敬　恭

也。無禮則手足無所錯、耳目無所加、進退揖讓無所制。居處閨門朝廷文事武備宮室器用、以禮則安也。禮非矯情飾外、有自然之節、不得已之道也。聖人之敎唯在禮樂。

誠

不得已之謂誠。純一而不雜、古今上下不可易也。維天之命、於穆不已也。聖敎未嘗不以誠。道也、德也仁義也、禮樂也、人人不得已之誠也。如父子之親。是非假合附會也。

無妄之謂誠。眞實無妄之謂誠。共

人なり。　禮無きときは、則、手足錯く所無く、耳目加ふる所無く、進退揖讓、制する所無し。　居處・閨門・朝廷・文事・武備・宮室・器用・禮を以てするときは、則、安し。　禮は、情を矯め、外を飾るに非ず。　自然の節有り、已むことを得ざるの道なり。　聖人の敎、唯、禮樂のみにあり。

誠

已むことを得ざる、之を誠と謂ふ。　純一にして雜らず、古今上下、易ふ可らざるなり。　維れ、天の命、於穆として、已まざるなり。　聖敎、未嘗て、誠を以てせずんばあらず。　道や德や、仁義や、禮樂や、人人の、已むことを得ざるの誠なり。　父子の親の如き、是れ、假合附會に非ざるなり。

無妄、之を誠と謂ふ。　眞實無妄、之を誠と謂ふ。　共に、誠

之蔽甚。仁之解聖人詳之。
仁對義而謂、則爲愛惡之愛。仁因義而行、義因仁而立。仁義不可支離。人之情愛惡耳。是自然之情也。仁義者愛惡之中節也。
五常、各有用而不包括。又不支離。孟子說之。先儒曰、凡有血氣之類、具五常。太不理會。五常者情之發而中節也。不致知力行、乃不可得。人皆有此性。能修道、乃得中節。

禮

禮者民之所由生也。所以制中也。卽事之治也。知禮行禮者、聖人

は、甚し。仁の解、聖人之を詳にす。
仁、義に對して謂ふときは、愛惡の愛たり。仁は、義に因つて行はれ、義は、仁に因つて立つ。仁と義とは、支離す可らず。人の情は、愛惡のみ。是れ、自然の情なり。仁義は、愛惡の節に中るなり。
五常、各、用有つて包括せず。又、支離せず。孟子、之を說く。先儒曰く、凡、血氣有るの類、五常を具ふ。と、太、理會せず。五常は、情の發して節に中るなり。知を致め、力行せずんば、乃、得可からず。人、皆、此の性有り。能く、道を修するときは、乃、節に中ることを得るなり。

禮

禮は、民の由つて生ずる所なり。中を制する所以なり。事に卽くの治なり。禮を知つて、禮を行ふものは、聖

得之於心、行之於身、謂德行。其德公共、而通天地、不惑萬物者、天德明德也。淺露薄輕、而不蹈實地、則不可謂德。

仁

仁者、人之所以爲人。克己復禮也。天地、以元而行、天下以仁而立。顏子問仁、夫子以綱目答之。仁之全體大用盡。仁者兼五常之言、聖人之教、以仁爲極處。

漢唐儒生、以仁作愛字。其說不及。至宋、以仁爲性。太高尙也。共不知聖人之仁。漢唐之蔽少、宋明

に得、之を身に行ふを、德行と謂ふ。其の德、公共にして、天地に通じて、萬物に惑はざるは、天德・明德なり。淺露薄輕にして、實地を蹈まざれば、則德と謂ふ可らず。

仁

仁は、人の人たる所以なり。己に克つて禮に復るなり。天地は、元を以て行はれ、天下は、仁を以て立つ。顏子、仁を問ふ。夫子、綱目を以て之に答ふ。仁の全體大用盡せり。仁は、五常を兼ぬるの言にして、聖人の敎は、仁を以て極處と爲す。

漢・唐の儒生、仁を以て、愛の字に作る。其の說及ばず。宋に至つて、仁を以て性と爲す。太高尙なり。共に、聖人の仁を知らず。漢・唐の蔽は、少くして、宋明の蔽

人民、各欲出其路。小徑者、吾人所利之路、而甚狹陋也。其險阻險曲、少可翫也。聖人之道、大路也。異端之道、小徑也。小徑少可翫、而終不可安。大路無可翫、無可見、而萬小徑、在目下。終不可離。

理

有條理之謂理、事物之間、必有條理。條理紊、則先後本末不正。性及天、皆訓理、尤差謬也。凡天地人物之間、有自然之條理。是禮也。

德

德者得也。知至而有所得於內也。

小徑は、吾人利する所の路にして、甚狹陋なり。其の險阻險曲、少く翫ぶ可し。聖人の道は、大路なり。異端の道は、小徑なり。小徑、少く翫ぶ可くして、終に、安んず可からず。大路は、翫ぶ可き無く、見る可き無くして、萬の小徑、目下に在り。終に、離る可からず。

理

條理有る、之を理と謂ふ。事物の間、必、條理有り。條理、紊るるときは、則、先・後・本・末、正しからず。性、及び、天をば皆、理と訓ずるは。尤、差謬せり。凡、天地・人物の間、自然の條理有る、是れ、禮なり。

德

德は、得なり。知至つて、內に得る所有るなり。之を心

道

道者、日用所共由、當行、有條理之名也。天能運地能載人物能云為。各有其道、不可違。

道有所行也。日用不可以由行、則不道。聖人之道者、人道也。通古今、亘上下、可以由行也。若涉作為造設、我可行、彼不可行、古可行、今不可行、則非人之道、非率性之道。

道名、從路上起也。人之行、必有路。大路者、都城王畿之路、而車馬可通、人物器用、可交行、天下之

道

道は、日用共に由り、當に行ふべき所、條理有るの名なり。天能く、運り、地能く、載せ、人物能く、云為す。各、其の道有つて、違ふ可からず。

道は、行ふ所に有るなり。日用、以て由り行ふ可からざれば、則道にあらず。聖人の道は、人道なり。古今に通じ、上下に亘り、以て由り行ふ可し。若し、作為造設に渉りて、我行ふ可くも、彼行ふ可からず。古は、行ふ可くも、今は、行ふ可からざるときは、則人の道にも非ず。性に率ふの道にも非ざるなり。

道の名、路上より起れり。人の行くこと、必路有り。大路は、都城・王畿の路にして、車馬通ず可く、人物・器用、交行く可く、天下の人民、各、其の路に出でんことを欲す。

聖教要錄中 （原文）

中

中者、不倚而中節之名也。知者過、愚者不及。中庸之不能行也。能中庸、則喜怒哀樂、及家國天下之用、皆可中節。中者天下之大本也。

聖人之道、在中庸。能中庸、在致知詳禮。惟精惟一、用其中。擇中庸是也。若待著意推求悟了底、索未發之中、則非中庸也。庸平日日用之謂也。用此中於平日也。以庸別立工夫、尤差謬也。

聖教要錄中 （譯文）

中

中は、倚（かたよ）らずして節に中るの名なり。知者は過ぎ、愚者は及ばず。中庸の、能く行はれざるなり。中庸を能くするときは、則、喜・怒・哀・樂、及び、家國・天下の用、皆、節に中る可し。中は、天下の大本なり。

聖人の道は、中庸に在り。中庸を能することは、知を致め、禮を詳にするに在り。惟精惟一、其の中を用ゐる。中庸を擇ぶ、是れなり。若し、意を著けて推し求め、悟了底を待ち、未發の中を索めば、則、中庸に非ざるなり。庸は、平日日用の謂なり。此の中を、平日に用ゐるなり。庸を以て、別に、工夫を立つるは、尤、差謬せり。

作詩、必事經書文字、言道德仁義、欲涉世教、亦詩之一病也。學教何借詩。宋明之儒、多有此蔽。不知聖人之道也。

文者、言辭之著於書也。聖賢之言、不得已而發。自然之文章也。後之作文、皆巧言令色也。無事之處、求奇趣向、造作來、尤可汗。韓柳歐蘇、文章之達人、而其學、皆乖戾、文過質史也。

詩を作るに、必經書の文字を事とし、道德仁義を言ひ、世教に涉らんことを欲す。亦、詩の一病なり。學教、何ぞ、詩を借らん。宋明の儒、多く、此の蔽有り。聖人の道を知らざるなり。

文は、言辭の書に著るゝなり。聖賢の言は、已むを得ずして發す。自然の文章なり。後の文を作る、皆、巧言令色なり。事無きの處に、奇趣向を求め、造作し來る。尤、汗す可し。韓・柳・歐・蘇は、文章の達人にして、其の學、皆、乖戾す。文の質に過るは、史なり。

詁專門名家、宋理學心學也。自夫子沒、至今旣向二千餘歲、三變來。周孔之道、陷意見、誣世惑民、口唱聖教、其所志顏子之樂處、曾點之氣象也。習來世久。嗚呼命哉。

詩文

詩者志之所之。內有志、則言必動。古詩、自然之韻叶也。其志或存諷諫、或評事義、或述好風景、或自警、或稱時政君臣德。如此、則六義自然相具。後之學作詩、巧言奇趣。其所言、皆虛誕也。故詩人者、天下之閑人、佚樂游宴之媒也。

學・心學なり。夫子歿してより、今に至るまで、旣に、二千餘歲に向として、三たび變じ來る。周孔の道、意見に陷り、世を誣ひ、民を惑し、口に、聖教を唱へて、其の志す所は、顏子が樂處、曾點が氣象なり。習來、世久し。嗚呼、命なる哉。

詩文

詩は、志の之く所、內に、志有れば、則、言必、動く。古詩は、自然の韻叶なり。其の志、或は、諷諫を存し、或は事義を評し、或は、好風景を述べ、或は、自警し、或は、時政・君臣の德を稱す。此の如きときは、則、六義、自然に、相具る。後の詩を作ることを學ぶ者、言を巧にし、趣を奇にす。其の言ふ所、皆、虛誕なり。故に、詩人は、天下の閑人、佚樂游宴の媒なり。

公之十聖人、其德其知、施天下、而萬世被其澤。及周衰、天生仲尼。自生民以來、未有盛於孔子也。孔子沒而聖人之統殆盡。曾子子思孟子、亦不可企望。漢唐之間、有欲當其任之徒。又於曾子子思孟子、不可同口而談之。及宋周程張邵、相續而起。聖人之學、至此大變。學者陽儒陰異端也。道統之傳、至宋竟泯沒。況陸王之徒、不足算。唯朱元晦大功聖經。然不得超出餘流。噫道之託人行世、皆在天。其孰强與於此乎。

孟子沒、而後儒士之學、至宋三變。戰國法家縱橫家、漢唐文學訓

の知、天下に施して、萬世、其の澤を被る。周の衰ふるに及んで、天、仲尼を生ず。生民より以來、未、孔子より盛なるは有らず。孔子沒して、聖人の統、殆ど、盡く。曾子・子思・孟子も亦、企て望む可からず。漢・唐の間、其の任に當らんと欲するの徒有り。又、曾子・子思孟子に於ける、口を同うして談ず可からず。宋に及んで、周・程・張・邵・相續いで起る。聖人の學、此に至つて、大に、變じ、學者、儒を陽にして、異端を陰にす。道統の傳、宋に至つて、竟に、泯沒す。況や、陸王が徒、算するに足らず。唯、朱元晦、大に、聖經に功あり。然れども、餘流を超出することを得ず。噫、道の、人に託し、世に行るゝ、皆、天に在り。其れ孰か、强ひて、此に與らんや。

孟子歿して、後に、儒士の學、宋に至るまで、三たび變ず。戰國の法家、縱橫家、漢・唐の文學・訓詁・專門・名家、宋の理

讀書、在聖人之書。聖教甚平易也。毎讀而味之、玩而繹之、推而行之、足以證之。他皆渉利口、便知事。其一言半句、一事一行、有可執用焉、推其始終、乃不全。唯廣才博識之一助也。又不可釋之。

讀書之法、專記誦博識、乃小人之學也。忌多走作。詳味訓詁、本聖人之言、可直解。後儒之意見、無所取材。

道統

伏羲神農黄帝堯舜禹湯文武周

書を讀むことは、聖人の書に在り。聖教は、甚、平易なり。毎に、讀んで之を味ひ、玩んで之を繹ね、推して之を行へば、以て之を證するに足れり。他は、皆、利口に渉り、事を知るに便あるのみ。其の一言半句、一事一行、執り用ゐる可き有るも、其の始終を推すときは、乃、全からず。唯、廣才博識の一助なり。又、之を釋つ可からず。

書を讀むの法、記誦博識を專にするは、乃、小人の學なり。多く走作することを忌む。詳に、訓詁を味ひ、聖人の言を本として、直に、解す可し。後儒の意見は、取り材る所無し。

道統

伏羲・神農・黄常・堯・舜・禹・湯・文・武・周公の十聖人は、其の徳、其

君-長之御レ下、以二教レ人之道一、則臣-僕敦-化。教-之-久也、自爲二風-俗一、人-人自-安レ家有二家-教一、國有二國-教一。天-下有二天-下之教一。一二道-德一以同レ俗。

讀-書

書-者、載二古-今之事-蹟一器也。讀-書者、餘力之所レ爲也。措二急-務一讀レ書立レ課、以レ學爲レ在二讀-書一也。學與二日-用一扞-格、是-唯讀レ書不レ致二其-道一也。

讀レ書、以二學-之-志一、則大-益也。以レ讀レ書爲レ學、則玩-物喪-志之徒也。

先と爲せり。

君長の下を御するに、人を敎ふるの道を以てすれば、則、臣僕敦化す。敎の久きや、自(おのづから)風俗を爲して、人人自(みづから)安んず。家には、家の敎有り。國には國の敎有り。天下には、天下の敎あり。道德を一にして、以て俗を同うするなり。

讀　書

書は、古今の事蹟を、載するの器なり。讀書は、餘力の爲す所なり。急務を措いて、書を讀み、課を立つるは、學を以て、讀書に在りと爲すなり。學の日用と扞格するは、是れ唯、書を讀んで、其の道を致めざるなり。書を讀むに、學の志を以てすれば、則、大益なり。書を讀むを以て、學とすれば、則、玩物喪志の徒なり。

立師以嚴、重師事之、所以修身也。師道不重、則所學不固。

師有輕重、一技之術亦師也。如聖敎、其深重同君父。古人以君父同相稱之。

師示其端倪、朋友輔其私。師友之益也。

立敎

人不敎不知道。不知道、乃害於禽獸。民人陷異端、信邪說、崇鬼魅、竟無君無父者、敎化不行也。古昔、王者建國君民、敎學爲先。

師を立つるに、嚴を以てし、師を重んじて、之に事ふるは、身を修むる所以なり。師道重からざれば、則、學ぶ所固からず。

師に、輕重有り。一技の術も亦、師なり。聖敎の如きは、其の深重なること、君父に同じ。古人、君父を以て、同じく之を相稱せり。

師は、其の端倪を示し、朋友は、其の私を輔く。師友の益なり。

立敎

人敎へざれば、道を知らず。道を知らざれば、乃、禽獸より害あり。民人の、異端に陷り、邪說を信じ、鬼魅を崇び、竟に、君を無みし、父を無みする者は、敎化行はれざればなり。古昔、王者の、國を建て民に君たる、敎學を

蔽不及。共學之蔽也。

學必有標準。其所志不正、乃讀書知日昏、覓道理日惑。其行過於儉。其稱君子、亦事物不通、言必信、行必果。硜硜然小人也。

師道

人非生而知之者。隨師稟業。學必在師於聖人。世世無聖教之師、唯文字記問之助耳。然道在天地之間、而人物有自然之儀則。其言行、賢於己者、可以師。何有常師乎。天地是師也。事物是師也。

心學・理學・心に甘んじ、性を嗜む。其の蔽や過ぐ。書を讀み、事に泥む。其の蔽や及ばず。共に、學の蔽なり。

學は、必、標準有り。其の志す所、正からざれば、乃、書を讀みて、知、日に昏く、道を覓めて、理、日に惑ひ、其の行儉に過ぐ。其の君子と稱するも亦、事物通ぜざれば、言、必、信あるも、行、必、果すも、硜硜然たる小人なり。

師道

人、生れながらにして、之を知る者に非ず。師に隨ひ、業を稟く。學、必、聖人を師とするに在り。世世、聖教の師無く、唯、文字・記問の助のみ。然れども、道は、天地の間に在つて、人物には、自然の儀則有り。其の言行、己より賢れる者は、以て師とす可し。何ぞ、常の師有らんや。天地、是れ、師なり。事物、是れ、師なり。

聖學

聖學何爲乎。學爲人之道也。聖教何爲乎。教爲人之道也。人不學、則不知道。生質之美、知識之敏、不知道其蔽多。

學唯學古訓、致其知、而施日用也。知之至、遂變氣質。

學、在立志。志不立則爲人也。學有法。小學大學下學上達。中人以上中人以下、各有法。學必在問。問必在審。不問則不新。學必在習。學而時習也。學必在思。不思其知不至。學必有蔽。心學理學、甘心嗜性、其蔽過。讀書泥事、其

聖　學

聖學は、何ん爲るものぞや。人たるの道を學ぶなり。聖教は、何ん爲るものぞや。人たるの道を教ふるなり。人、學ばざれば、則道を知らず。生質の美なるも、知識の敏きも、道を知らざれば、其の蔽多し。

學は、唯古の訓を學んで、其の知を致め、而も、日用に施すなり。知の至るや、遂に、氣質を變ずるなり。

學は、志を立つるに在り。志、立たざれば、則、人の爲にするなり。學に法有り。小學・大學・下學・上達なり。中人以上・中人以下・各、法有り。學は、必、問ふに在り。問ふこと、必、審にするに在り。問はざれば、則、新ならず。學は、必、習ふに在り。學んで、時に、習ふなり。學は、必、思ふに在り。思はざれば、其の知至らずして、學、必、蔽有り。

人知多、故欲亦多。欲不可充。君子以義爲利、小人知利不知義。君子之利能亨。小人之利不全。義者義之和也。義之所有利隨之

人皆有睎聖之志。其知不至、動陷異端。異端之敎也、矯人情、直情徑行、戎狄之道也。聖敎異端、聖學俗學之辨、唯在義利之間。

知而不力行、則不可謂至。力行而不省察、則知鑿行蕩。又不可謂至。力行省察、而後知之至也。

曰ふ。睿は、聖と作るなり。

人知ること多し。故に、欲も亦、多し。欲は充つ可らず。君子は、義を以て利と爲す。小人は、利を知つて義を知らず。君子の利は、能く、亨る。小人の利は、全から ず。義と利とは、支離せず。利は、義の和なり。義の有る所、利、之に隨ふ。

人、皆、聖を睎ふの志有り。其の知、至らずして、動すれば、異端に陷る。異端の敎や、人情を矯め、情を直にして、徑に、行ふ。戎狄の道なり。聖敎・異端・聖學・俗學の辨、唯、義利の間に、在り。

知れども、力め行はざれば、則、至ると謂ふ可からず。力め行へども、省察せざれば、則、知、鑿し、行、蕩す。又、至ると謂ふ可からず。力行省察して、而して後に、知ることの至れるなり。

也。千鍾之祿可辭、北斗之金可抛。忠孝愿愨不爲非義之士、及隱士逸人名節雄知、有聞當世者、不乏世。一行一善、而於聖人之道、無纖毫之相似。聖人者中庸而已。無得而可稱焉。

知至

人者、萬物之靈長也。有血氣之屬者、莫知於人。聖賢也、知之至也。愚不肖也、知之習也。知之至在格物。天生蒸民、有物有則。能至其物無不盡、則其知至而無不通。無不盡無不通者、聖人也。思曰睿。睿作聖。

祿をも辭す可く、北斗の金をも抛つ可し。忠孝愿愨にして、非義を爲ざるの士、及び、隱士・逸人・名節・雄知・當世に聞え有る者、世に乏からず。一行一善にして、聖人の道に於ては、纖毫の相似たる無し。聖人は、中庸のみ。得て稱す可き無し。

知至

人は、萬物の靈長なり。血氣有るの屬(たぐひ)の者は、人より知なるは莫し。聖賢は、知ることの至れるなり。愚・不肖は知ることの習へるなり。知ることの至ることは、物に格るに在り。天、蒸民を生じて、物有り則(のり)有り。能く、其の物に至つて、盡さゞること無きときは、則、其の知ること至つて、通ぜざること無し。盡さゞること無く、通ぜざること無き者は、聖人なり。思を睿と

聖教要錄上（原文）

聖人

聖人者知至而心正。天地之間、無不通也。其行也篤而有條理。其應接也從容而中禮。其治國平天下也、事物各得其處矣。別無可謂聖人之形、無可見聖人之道、無可知聖人之用。唯日用之間知至而禮備、無過不及之差。上古、君長皆敎之導之。後世不然、別立師。既衰世之政也。天下所由、乃聖人之道、而知者過、愚者不及。

人有一行一善之可稱、一曲之士

聖教要錄上（譯文）

聖人

聖人は、知、至つて、心、正し。天地の間、通ぜざること無し。其の行や、篤くして條理有り。其の應接や、從容として禮に中る。其の治國・平天下や、事物、各、其の處を得。別に、聖人の形を謂ふ可き無く、聖人の道を見る可き無く、聖人の用を知る可き無し。唯、日用の間、知至つて禮備り、過、不及の差無し。上古は、君長、皆、之を敎へ之を導けり。後世は、然らずして、別に、師を立つ。既に、衰世の政なり。天下の由る所、乃、聖人の道にして、知者は過ぎ、愚者は及ばざるなり。

人、一行・一善の稱す可き有れば、一曲の士なり。千鍾の

心
意情
志氣思慮
人物之生
易有太極
道原

聖教要錄下目錄

聖教要錄目錄下

聖教要錄上目錄（原文）

聖教要錄中目錄

聖教要錄上目錄（譯文）

聖教要錄中目錄

寛文乙巳季冬十月
山鹿先生門人等謹題

詳に、先生の語類に載せぬ。

寛文乙巳季冬十月
山鹿先生門人等謹題

師周公孔子、不師漢唐宋明之諸儒、學志聖教、而不志異端、行專日用、不事洒落。知之至也、欲無不通。行之篤也、欲無不力。然猶敏於口、而訥於行、是吾憂也。聖人之道者、非一人之所私也。如可施於一人、而不可擴天下、則非道。必示之於天下、待後之君子、惟吾志也。門人等、謹奉其旨、鋟梓以行於世。其君臣父子夫婦昆弟朋友之交際、修身聖學之要論、及或問、詳載先生之語類。

て辨ず可し。其の告、其の毀、其の辨を得て、其の過を改むるは、道の大幸なり。遼豕羞を貽し、黔驢蹶き易きは、皆己を知つて彼を知らず、詳に、致めざるの蔽なり。予は、周公・孔子を師として、漢・唐・宋・明の諸儒を師とせず。學、聖教に志して、異端に志さず。行、日用を專として、洒落を事とせず。知の至るや、通ぜざることと無からんことを欲す。行の篤きや、力めざること無からんことを欲す。然れども、猶、口に敏くして、行に訥き、是れ吾が憂なり。聖人の道は、一人の私する所に非ず。如し、一人に施す可くして、天下に擴む可からざれば、則、道に非ず。必、之を天下に示して、後の君子を待つ。惟れ、吾が志なり。と、門人等、謹んで、其の旨を奉じて、梓に鋟め、以て世に行ふ。其の君臣・父子・夫婦・昆弟・朋友の交際、修身・聖學の要論、及び、或問は、

之道也。不可懷而藏之。可令充於天下、行於萬世。一夫亦因此書、起其志、則賛化育也。君子有殺身以成仁。何秘吾言乎。且說道而謬人者、天下之大罪也。漢唐之訓詁、宋明之理學、各利口饒舌、而欲辨惑、惑愈深、令聖人坐於塗炭。最可畏也。聖經粲然于世、不可勞多言。吾又乏博識、薄文辭。其註解於聖言、辨拆於諸儒、豈惟志乎。不然、乃學者之汚染、竟不可新也。後世可畏。吾何敢無過乎。吾言一出、天下之人、可以告、可以毀、可以辨。得其告其毀其辨、而改其過、道之大幸也。遂家貽羞、黔驢易蹶。皆知己不知彼、不詳致之蔽也。予者、

子、謀るに足らず。夫れ、道は、天下の道なり。懷にして之を藏す可からず。天下に充て、萬世に行はしむ可し。一夫も亦、此の書に因つて、其の志を起すときは、則、化育を賛くるなり。君子、身を殺して、以て仁を成すこと有り。何ぞ、吾が言を秘せんや。且、道を說いて人を謬るものは、天下の大罪なり。漢・唐の訓詁、宋・明の理學、各、利に饒舌にして、惑を辨ぜんと欲して、惑、愈、深く、聖人をして塗炭に坐せしむ。最、恐る可きなり。聖經、世に粲然たり。多言を勞す可からず。吾又、博識に乏しく、文辭に薄し。其の聖言を註解し、諸儒を辨拆すること、豈惟れ、志ならんや。然らざれば、乃、學者の汚染、竟に、新にす可からざればなり。後世、畏る可し。吾、何ぞ敢て、過無からんや。吾が言、一たび出でば、天下の人、以て告ぐ可く、以て毀る可く、以

聖教要錄小序（原文）

聖人杳遠、微言漸隱、漢唐宋明之學者、誣世累惑。中華既然、況　本朝乎。　先生、勃興二千載之後、垂迹於　本朝、崇周公孔子之道。初擧聖學之綱領、身也、家也、國也、天下也、于文于武、其敎學聞而無不通、爲而無不效。　先生之在於今世、殆時政之化乎。唯書可以遺之。如其澤不及於人物、是天也。門人等、輯其說爲篇、謁　先生請曰、此書可以秘、可以崇。不可廣示於人。且排斥漢唐宋明之諸儒。是違天下之學者。見者獻嘲乎。　先生曰、噫、小子不足謀。夫道者天下

聖教要錄小序（譯文）

聖人杳に遠く、微言漸く隱れ、漢・唐・宋・明の學者、世を誣ひ惑を累ねぬ。中華既に然り。況や、本朝をや。先生、二千載の後に勃興し、迹を本朝に垂れ、周公・孔子の道を崇び、初て、聖學の綱領を擧げぬ。身や家や國や天下や、文に武に、其の敎學聞いて通せざること無く、爲して效あらざること無し。先生の今の世に在すは、殆ど、時政の化か。唯、書以て之を遺す可く、其の澤、人物に及ばざるが如きは、是れ、天なり。門人等、其の說を輯めて篇を爲し、先生に謁して請うて曰く、此の書、以て秘す可く、以て崇ぶ可し。廣く、人に示す可からず。且、漢・唐・宋・明の諸儒を排斥す。是れ、天下の學者に違ふ。見る者、嘲を獻ぜんか。先生の曰く、噫、小

のは「寛文乙巳季冬十月山鹿先生門人等謹題」とあつて、其の書の成つた年、卽ち寛文五年に當るのであるけれども、或は後年に至つて、附加へたものではあるまいか。何となれば素行子は、赦免せられて歸東の後、四年目に當る延寶六年(五十七歲)の十月二十日に、特に聖敎要錄の序を持參して、松浦肥前守鎭信に示されたことが、自筆の日記に載せられてあるからである。果して現在の序文が、寛文五年のものか、或は延寶六年のものか、これ又疑はしいのである。嘗て山鹿素行言行錄の著者が、聖敎要錄の序を見るに、山鹿先生門人謹題として「聖人杳遠。微言漸隱。漢唐宋明之學者。誣レ世累レ惑。中華旣然況本朝乎」とありて、明に支那を以て中華と稱す。蓋し門人等、當時の儒風を蹈襲し、先生の主義を遺れたるならん。粗漏も亦甚しと謂ふべし。と論じて居るが、如何にも同感である。恐らくは此の序は後年のもので、寛文年間のものでなく、延寶年間のものでもなかるべく察せらる。但し百五十年祭當時に松浦壹岐守(靜山)が、弘前城の二の丸に藏せられたりといへる一本を得て、再版を企てんとせられたときの序文は、現に行はるゝものと同文であつたと見え、甲子夜話に、此の序の評論が載せられてある。何れとも後證を待つことにして、今は其の原本の儘と、更に讀み易からしめんがために、特に譯したるものとを對照せむ。

聖教要錄を卷末に附するに就て

聖教要錄は、素行子が、所謂奇禍を買つた原本である、元より聖教要錄其者が幕府の忌むところとなつた標的ではなかつた。幕府の當路者は、山鹿素行其人を根本的に忌み嫌つたのであつた。否、畏れたのであつた。幕府は聖教要錄の流布を、是れ屈竟の口實として、直に素行子の一生に、致命傷を與へたのであつた。所謂る口が禍の門であるならば、筆は禍の杜とでも言ふべきか。按ずるに聖教要錄の成たのは、寛文五年(一六六五)の秋より冬にかけての事なるべく、刊行されたのは、翌六年(一六六六)即ち素行子が四十五歳の秋なのである。元來聖教要錄は、素行子が十年前即ち三十五歳の時に著したる、修教要錄十卷の略本とも云ふべきもので、聖教要錄だけの主張は、十年前から絶叫し來つたのである。さて其の年(寛文六年)の九月二十一日の夜に、一封の書を認めて、聖教要錄を述作する主意を明にし、林彌三郎を招ぎて之を托し、以て土屋但馬守に致さしめたのであつた。(年譜參看)蓋し素行子が、如何なる事を述べて主意となせしか、今、之を窺ひ知ることは出來ないが、先づ之を其の序に見て、其の一斑は知り得らるゝことである。ところで聖教要錄の序なるも

同曰　本立而道成。

一、以一人之樂、可爲諸人之苦事、可有遠慮事。

同云　樂極則哀生。

一、諸役人者不及申、凡卑之下々迄、隨其分限、可專忠勤事。

夙興夜寐、所思忠孝者、人不知、天必知之。

一、察分限知運命、而不可加過分之望事。

同云　死生有命、富貴在天。

一、就諸事、大丈夫之志不可失事。

富貴不能淫、貧賤不能移、威武不能屈、此之謂大丈夫。孟子

式目家訓者、任筆端之所及而示諭焉。唯爲令知家業之本末、勵日用之急務也。若一言以定之、以修身爲本而已。故跋。

東常緣流

遠藤備前守

右依東常季所望染筆

旹慶安辛卯林鐘中旬

一、備立樣、幾重可レ有ニ內習一、方圓之格、可レ敎レ之事。

同曰　多算勝、少算不レ勝、而況無レ算乎。

一、小屋之掛樣、以ニ圖式一專レ之可レ營之事。

同云　凡事豫則立、不レ豫廢。

一、出陣之留守居、丈夫可ニ申付一、尤可レ撰ニ其人一事。

同曰　人無ニ遠慮一、必有ニ近憂一。

一、出陣之發足、尤可レ速事。

古語云　兵之情主レ速、乘ニ人之不一レ及也。

一、武具馬具等、雖レ令ニ用意一、不レ試ニ其用一、不レ勤ニ其業一者、不レ可レ爲ニ信實一事。

同曰　未レ有ニ其本亂一而末治者。

一、寛仁之心、常々可レ致ニ工夫一事。

同云　寛則得レ衆。

一、敬謙之義、應ニ其節一可ニ相勤一事。

同云　禮者天理之節文、人事之義則。近思錄

一、不レ顧ニ其末一、可レ察ニ其本一事。

素行子山鹿甚五左衛門

同曰　人心難測。

一、勵忠功、而專好世智辨聽、就諸事樂一旦之利潤事。

同曰　志不可滿、樂不可極。

一、或立我意、或專輕薄、大過不及之行有之歟、常可加省察事。

古語曰　中者不偏不倚、無過不及。

一、火難之守、禦、平日定置、當其事不可令騷動樣可申付事。

同曰　戰勝易、守勝難。

一、地形之險易、可知之事。

同曰　地形者兵之助也、計險阨遠近者、上將之道也。

一、出軍之節、從郡村可召連人夫事。

同曰　使民以時。

一、出陣之前、物頭、諸奉行、先手、近習、後軍等迄、上下共可出敎令事。

古語曰　令素行以敎其民則民服。

一、出軍前、諸侍以誓帋可堅其約事。

同曰　君臣不信、國不安。

同曰　有若無、實若虚。論語

一、雖爲先例、於當時可辨善惡事。

同曰　君子爲國、觀之上古、驗之當世。

又曰　溫古知新。

一、擱家老、當時之近習輩、不可挾權威事。

同云　將使卑踰尊、疏踰戚、可不愼乎。孟子

又云　人之善惡、誠由近習、近習之間、尤可深愼。

一、宗旨、慥可相定事。

古語云　非其鬼而祭之諂也。論語

一、吉凶用義可依其品事。

諸葛云、謀事在人、成事有(在?)天。

一、怪異不思議之風聞、一切不可致沙汰事。

古語曰　夫將者、上不制於天、下不制於地、中不制於人。

一、不知人之胸中、漫不可發心底事。

古語曰　君不君、不可臣不臣。

一、內談之義、可爲隱密事。

同曰　將謀欲密、將謀密則姦心閑。

一、大細事共、可去疑心事、

同曰　疑志不可以應敵。

又曰　一決而不猶豫。

一、諸用之義、雖爲少事、不可令延引事。

同曰　周公自於吐握之勞　史記

一、雖爲凡卑之詞、以善可用之事。

同曰　好察邇言。

又云　詢于芻蕘　孟子

一、以身體之凡卑、不可輕其人事。

同曰　君子高、則卑而益謙。易

一、以己之才能、不可侮人之無才事。

一、就大小事、立徒黨之科、可爲重罪事。

同曰　小人者比、而不周。

一、傍輩之內、有子細而立退於家中時分、或日比入魂之族、或緣者親類之輩、荷擔其者、而雖無子細、立退者有之者、可爲逆心同意事。

一犬吠虛、萬犬傳實。

一、構虛言企讒訴族、克可察之事。

同曰　衆好之必察之、衆惡之必察之。

又曰　讒邪進者衆賢退、群狂盛者正士銷。

一、門戶出入以其掟改之、不可猥之事。

同曰　法禁行而不可犯。

一、平日雖爲少事、虛妄之語不可談事。

同曰　出辭氣、而斯遠鄙倍。

同曰　履霜而堅氷至。

一、主人之疑、對其身雖不宜、毛頭不可令述懷事。

一、人之異見、諫、善惡共不可拒事。

同曰　木從繩則正、人從諫則聖。荀子

一、平生之勤行、可爲干要、不然者望(臨？)急事、何時可取糺事。

一、勤番不可致闕如事。

同曰　自出門如見敵。

古語曰　夙興夜寐、以事一人。

一、不限晝夜、不可令油斷事。

同曰　事起乎所忽。

一、無用事、而與他漫不可通往來事。

同曰　君子群而不黨。

一、對諸人過言事。

同曰　忠信以得之、驕泰以失之。

一、對傍輩、過分之饗應、大勢之寄合、可禁之事。

同曰　傲不可長、欲不可縱。

古語曰　聖人無常心、以百姓心爲心。

一、大科之族、佗言不可用事。

同曰　有功不賞、有罪不誅、雖唐虞、不能以化天下。

一、隨奉公之善惡可加賞罰事。

同曰　賞功不踰時。

又曰　善惡同則功臣倦。

一、賞者擧少善、罰者禁大惡事。

大公曰　殺貴大、賞貴小。

又曰　賞一以勸百、罰一以懲衆。

一、諸人之善惡、不可出口外事。

古語云　勿言人之短。

又云　夫人不言、言必有中。

一、不正人之非、可見自身之非事。

同曰　其身正、則不令而行。

同曰　寛惠博愛、敬身之基也。

一、旱損、水損、風損、飢饉、疾病等之災難有ㇾ之而、民及ニ辛苦ㇾ者、可ㇾ加ニ愛養ㇾ事。

同曰　農爲ニ政本ㇾ。

又曰　農一ニ其鄉ㇾ則穀足。六韜

一、年貢課役、因ニ其年ㇾ用捨可ㇾ有ㇾ之事。

同曰　損ニ百姓ㇾ以奉ニ其身ㇾ、猶ニ割ㇾ脛以啖ㇾ腹、飽而身斃。貞觀政要

又曰　不ㇾ畜ニ聚歛之臣ㇾ。

一、病難之族、療養之義、雖ㇾ爲ニ凡卑之者ㇾ、不ㇾ可ㇾ令ニ疎略ㇾ事。

同云　如ㇾ保ニ赤子ㇾ、心誠求ㇾ之、雖ㇾ不ㇾ中不ㇾ遠矣。

一、不慮之過、不ㇾ可ㇾ爲ニ大過ㇾ事。

同曰　過而不ㇾ改、是謂ㇾ過矣。

一、非ニ大科ㇾ而、不ㇾ可ㇾ行ニ死罪ㇾ事。

六韜曰　殺ニ一人ㇾ而三軍震者殺ㇾ之。

一、死罪之輩者、重々加ニ吟味ㇾ、對ニ公義ㇾ、於ニ諸人至極之上ㇾ可ニ申付ㇾ事。

古語曰　禮者士之所歸。

一、嫁娶之義、不可致美麗事、付。聟舅之權衡可考之事。

司馬溫公曰、凡議婚姻、先當察其婿與婦之性行及家法何如、云云。小學

一、跡職之義、養子者前廉可相究。及末期不屆、遺言可有用捨事。

古語曰　狐裘雖弊、不可補以黃狗之皮。

一、喧嘩口論之族可爲不忠、堪忍之輩者可爲忠義事。

古語曰　一朝之忿、忘其身、以及其親、非惑乎。論

一、公事諍論之捌、以本理可遂決斷。理屈之批判不可用事。

同曰　道之以德、齊之以禮、有恥且格。

一、萬以內緣不可聞入事。

同曰　君近小人、則賢者見侵害。

一、寺社之諍論者、本寺本社先規之舊例可任之事。

同曰　事不師古、難以長久。

一、道路驛馬船橋等破損之所者、少破之時加修補、往還人不可致困窮事。

同云　當官之法、惟有三事、曰淸、曰愼、曰勤。知此三者、則知所以持身矣。從政名言

一、賄賂勘定、可爲淸廉事。

同云　福生於淸儉、患生多慾。

一、以名利勤行之輩者、非信忠事。

古語曰　志士仁人、無求生以害仁。論

一、米穀金銀、應其分限可相嗜事。

同云　以人事天、無若穡。

又曰　足國之道、在務本而節用。

一、無由緒而、及貧窮族者、可爲不忠事。

同云　民貧則姦邪生、貧生於不足、不足生於不農。

又云　與其奢也寧儉。

一、考其分際而、不可有無用之費事。

同云　量入而爲出。

一、音信贈答、以數量可定事。

古語曰　玩物則喪志。

又云　玩好之器不寶。

一、人馬、隨分限、可致所持事。

同曰　見義而不爲者、無勇也。論

一、人馬之外、遊類之禽獸、不可翫事。

周公曰　勿外荒於禽。

古語云　從獸無厭謂之荒。孟

一、諸奉行役人、應其器量、可申付事。

同云　爲官擇人者治、爲人擇官者亂、私人以官者危。

一、諸奉行、私欲毛頭不可有事。

老子云　不見可欲、令心不亂。

一、諸奉行役人、最負偏頗之沙汰、不可仕事。

古語曰　好而知其惡、惡而知其美。論

一、就賄賂、欠役義之輩、可爲不忠事。

同云　賭博門中無去親能使英雄爲下賤。勸學總詩

一、亂舞遊興可應節事。

同曰　先王無流連之樂、荒亡之行。孟子

一、家僕應其役、分專武藝事。

古語曰　用兵之道、先於敎戒。

一、軍役積、兼可定置之事。

古語曰　天下雖平、忘戰必危。

一、武藝專相嗜、分其輕重、撰其師、分稽古之、須臾不可懈怠事。

同云　學有重輕。

又云　學而時習。

務學不如務求師、師者人之模範也。

一、兵具之雜器、應其分限、可致所持事。

同云　欲善其事者、必先利其器。論語

一、當用之外、不可弄無益之器物事。

一、衣服不レ可レ成二珍希一事。

同云　士志二於道一而恥二惡衣惡食一者、未レ足二與議一也。論

一、嘉肴美味、平日不レ可レ嗜事。

同云　菲二飮食一而致二孝乎鬼神一。論

又曰　羅二八珍於前一、所レ食不レ過レ適レ口。文章軌

一、腰刀衣類等、異形之用意、可レ爲二禁制一事。

綿綉文綺不レ衣、奇怪珍異不レ視。

一、好色可レ禁之事。

古語曰　賢レ賢易レ色。論

又云　宴安鴆毒也。左傳

一、大酒之興、可二禁制一事。

同云　樂レ酒無レ厭謂二之亡一。孟子

又云　外荒、蕩二人心一。王子欲注

一、博奕諸勝負禁止之事。

三略云　祖々爲親。

一、行儀作法、可爲嚴正事。

論語云　動容貌、斯遠暴慢矣。

一、國家式訓可爲明白事。

同曰　用不敎之民、戰謂之殺。論

一、農工商、不令疲勢樣、可仕事。

苛政不親、煩苦傷恩。

一、寺社尤可加尊崇事。

敬鬼神而遠之、可謂智。論

一、家宅不可用無益之華麗事。

古語云　卑宮室、而盡力乎溝洫。論語

一、庭園不可構美景事。

又曰　居無求安。論

同云　茅茨徧庭不剪。六韜

同云　父母養其子而不敎、是不愛其子也、勸學古文

一、夫妻之道、尤可爲嚴重事。

古語曰　夫婦有別。孟子

一、兄弟之間、可爲深切事。

同日　宜兄宜弟、而後可以敎國人。詩

一、傍輩之交、不可失禮義事。

同曰　晏平仲善與人交、久交敬之。論

又曰　與朋友交而不信乎。論

一、於家僕、可加愛敎事。

同曰　樂只君子民之父母也。毛詩

一、以兵法可爲自鑑事。

同曰　兵者國之大事也、死生之地。存亡之道、不可不察也。

一、先祖之敬禮、不可致怠慢事。

◎◎中庸云　宗廟之禮、所以祀其先也。

カタヨル所アリ、或（ハ）我アヤマル所アリ、或ハ過不及ノ所アリ、此所ヲ考（ヘ）テ不足ノ所、好惡ノ所、誤所ヲ先（ヅ）考（ヘ）測（リ）テ可レ改事。

一、人者不レ覺二我好所一、我得タル所ニ迷ヒ出來タルモノ也、心友ノ改ヲ求（メ）老功ノ諫言ヲ聞テ可レ改事。

（注意、本書頗る誤脱多く讀み難きが故に、假に補訂して了解の便に供す。文中に（ ）を用ゐるものは其の補訂したるものに係る。）

式目家訓

一、奉公之道、信實可レ勸二忠行一事。

古語云　事レ君能委二其身一。

又曰　臣事レ君以レ忠。

一、對二父母一專可レ盡二孝行一事。

同云　事二父母一能竭二其力一。

又曰　天下無二不是底ノ父母一（孟子論ニ出ヅ近思錄。）

一、於二子孫一可レ令二敎訓一事。

一、人ノ言ヲ受テ能(ク)容レ、我知ヲ不レ慢、急ニ不レ應、能味(ヒ)テ言(ヲ)發(スル)事。

一、怒ニ任セテ言ヲ發ス、後悔或ハ禍ヲ招クコトヲ忘(ルヽ)事。

一、可レ親ヲ不レ親、義ヲ忘テ利ニ趣テ、當分ノ我ニ仕合能(キ)樣ニ仕(リ、)ヱリモトニ付(キ)而恩ヲ捨(ツ)ルハ、士ノ本意ヲ失(ヒ、)人面獸心ノ行ト可レ存事。

一、運ノ順逆有(ル)ヲ可レ考事ナリ、據所ノ宜(シキ)時カ、又ハ我運ノ順ナル節ニ終(リ)ノ考モ無レ之、我マヽヲ振舞、義ヲ忘テ我ヲタカブル士ハ、運ノ逆ニナリタル節、又ハ所據ノハツレタル時ニ、大キニ後悔シ恥ヲカクベキコト事也、故ニ獨立不レ動ノ行ト云ハ、運ノ逆ニナリテモ、恥アル事ハ不レ可レ有事。

一、日夜ノ修業其人ニヨルベキ心得アリ、國主ハ國主ノ修業、城主ハ城主ノ修業、大將ハ大將ノ修業、工夫モ物頭ハ物頭ノ修業、平士ハ平士ノ修業可レ有、先其任ニアタル修業ノ本ニシテ、其外ノ又修業工夫モ可レ仕事、如レ此目當無レ之修業ハ、雜學ニモナリ、又不レ入事ニ勞シテ、一生實ノ(修)練不レ可レ有事、幷ニ年代ニヨリ修行アルベキ事。

一、萬事無二殘所一侍ハ、スクナカルベシ、人ハ生質ニ不足ナル所アリ、或(ハ)好惡ニ據テ

一、實ヲ守テ不レ變不レ移、長(ク)通(ジ)テ不レ撓事。

一、勇氣撓(ム)處ヲ考(フル)事、人ニ離(レ、)場ニ離(レ、)相手ニ離レ、臨ニ難義ニ(ミテ)所レ據離(ル、)トキハ勇撓(ム)事。

一、質之偏ニ勝(チ、)情欲ノ邪ニ勝(チ、)染曲ニ勝(チ)テ、聊モ不義ノ志不レ可レ持事。

一、難義辛勞ハ半時一時、或ハ一日、或ハ長(ウ)シテ一月也、一年也、是ヲ不レ勤ハ無レ勇ニシテ退屈(スル)故ニ、一生死後迄、永ク爲レ恥事。

一、勇氣撓(ム)所ニ虚出ル事。

一、小氣、セク氣、爭氣、窮屈、退屈、皆(ナ)勇ノ不足ナル事。

一、事ニ遲速ハ在(有レ)ドモ、志ハ靜ニシテ、外ニ不レ可レ被レ奪事、幷諸事セハ〳〵シカラズ、志ハ靜ニ形寛緩タルハ勇ナル事。

一、戒ニ多言、士之語、考(ヘ)莫(ク)禁レ語ズルヲ言語者志ノ所レ行、專ラ可レ愼事。

一、言語、人ニヨリ場ニヨル、聲、高卑早遽ニヨル、此節ヲ不レ知シテ出ス時、無レ實、其言スタリ、其言、人不レ受、其言、我モ亦忘(ル、)事。

一、諸物勝氣ヲ專一トシテ勇ヲ養(ヒ、)從テレ義ニ可レ用、是レ天命ヲ知(ル)也、天變、地變、人變、共ニ獨立不レ動ノ勝アル事。

一、一事一物ノ上ニ止(マ)ルノ修業不レ可レ忘事。

一、武士ハ常ニ變ヲ待(チ、)到レ變喜(ビ)樂(ム)程ニ非ズシテハ實ノ時ウロタヱベキ事。

一、形違(ヘ)ハ心モ違(フ)也、形ハ其物ノ生質也、人ハ人ノ形、鳥獸ハ鳥獸ノ形也、人ノ內ニモ主將、士ノ有レ形事。

一、守レ武、不レ被レ致レ人ニ、不レ屈レ物事。

一、無益ノ事ニ苦勞スルハ惑也。武將ハ常ニ義ヲ蹈テ用ヲ詳(カニ)シ、無益(ノ)事ニ不レ勞、不レ入事ヲ不レ思、故ニ常ニ伸(ビ)テ不レ屈、大山ノ安(キ)ニ枕ヲシ、志寛大也、故ニ不レ求シテ身ノ養生モヨキ也、武士タル者、死ヲ全(キ)道ニ守ル、是ヲ以テ常ニ養生ヲ加エ、身ヲスクヤカニスル事、武ノ一ツノ修業ノ事。

一、武士一生ノ言行、勇不レ可レ失、少時モ其勇ヲ失(フ)則ハ、第一失レ志、第二奪ニ外物、第三背レ義、第四職業ヲ忘(ル、)第五恥多シ、第六萬事惡敷、武ノ道闕(ケ)士ノ勤スタル、是(レ)勇ノ不レ足故也。

素行子山鹿甚五左衛門

一、人ハ習(ハ)シニ不覺移、故ニ常ニ不怠以テ武ノ勤トス、内外分ル、時ハ内怠リ外屈ス、根ニ不入ハ忘失ス、變ノ到ルヤ不可知則ハ、豈ニ可怠乎トノ教戒不可忘事。

一、到難忘武、到節失義、勇撓(ム)時勝氣ヲ失ヒ、好(ミ)ニ流(レ)テ後悔ヲ忘(ル、)如此ノ義(ハ、)志不堅、常ニ場ヲ離(ル、)故ノ事。

一、分陰ノ間モ武ノ場ヲ不離事ヲ工夫可仕事。

一、臨危(テ)ウロタヘ騷(グ)事ハ、常ニ武ヲ忘(ル、)ノ故也、此所(ノ)考(ヲ)常ニシテ、武ニ心ヲ可置事。

一、變災有(ル)事ヲ知テ備ヲ詳ニシ、臨其事不驚、能(ク)靜ニシテ下知ヲナシ、詳ニ定(メ)テ不疑、任天道事。

一、言、不得已ヲ以(テ)出シ、行ハ以正爲本、我(ガ)程ヲ知(リ、)氣者寛大剛勇ニシテ而不可失志事。

一、小事ニ心ヲ勞シ、大事ヲ忘(ル、)ハ武將ノ氣ニ非ズ、但(シ)後大ニ可成事、又事ハ小ニシテ大ニカヽル事アリ、可味事。

一、士ハ常ノ行義ヲ正シ、人ナキ所ニテモ衣服用具迄正ク可レ仕、到レ變ニ常ノ作法出(ヅ)ル事。

一、志不レ立、常ニ(修)練ノナキ武士ハ、身ヲ人ニアツケ、人ニマカレ、我格不レ定、人ノ眞似ヲシ、人ニ侵サレ、意地拙クシテ思切無レ之事、如レ此ノ武士、人ニマカレ間敷ト思ヘバ我意ニ任セ、却而又惡敷事多シ、志不レ立、修行無レ之シテ、武ノ眞似ヲスルハ皆似セ物ニテ、實ノ時、何ノ用ニモ不レ立事。

一、爲レ將者一人ノ言行ヲ以(テ)爲レ勝トスルハ、無二器量一故也、常ハ家齊(ヒ)國治(マリ)テアグマズ、到レ變ハ我人數ヲ以テ大敵ニ當テ不レ疑、敵ヲ謀テ人ニ不レ被レ謀、常變共ニ古ニ不レ恥、末代ニ武ノ鑑トナランコトヲ不レ思ハ、實ノ非二武將一也、小身ノ侍タリト云トモ、一己ニ屈シテ廣ク武ノ道ヲ不レ知ハ、實ノ非レ士事。

一、武將ハ不レ及レ申、爲レ士者、卓爾ト獨立(ノ)器量無之時ハ、威武屈(シ、)富貴(ニ)惑(ヒ、)貧窮ニ苦ミ、或ハ色ニ惑(ヒ、)或ハ哀傷喜怒ニ敗ラレ、或ハ難義臨レ危テ義ヲ忘(ル、)也、常ニ義ヲ思ヒ詳ニ備(ヘ、)身命ヲ可レ任二天道一事。

一、獨立(チ)テ不レ屈、外物ニ不レ移、勇氣ヲ不レ被レ奪、士ノ志ヲ不レ變事。

一、信ナレバ不レ移。

一、知ニ天命一不レ迷。

一、禮ヲ不レ忘、和ニシテ不レ流。

一、我ニ正(クシ)而常ニ樂(ム)事。

一、小人ニ莫レ親。

一、見聞思(毎ニ?)詳考復念ズ、不レ當ル則ハ有道有功ニ問(ヒ)又考(フル)事。

一、以レ道ヲ事物ヲ盡セバ不レ疑。

一、勤テ不レ待レ益ヲハ實ノ勤也、待レ益則ハ必(ズ)有レ怠事。

一、人ノ一生如何樣ニテ可レ過モ、明日ノ事難レ知、況(ンヤ)一生ヲヤ、然ニ不レ知ル先ヲ思テハ、無益ノ事ニ心ヲ勞(スル)也、只今日ノ上ヨリ始(メ、)武士ノ上ニ恥ナクテ終ランニハ本望也ト思(ヒ)テ、イカヤウニイヤナルコトモ、義ニ當ラバ勤(メ、)如何程シタキコトモ義ニ當ラヌコトハ、心ニ恥シメテ可レ止事。

一、爲ニ將士一者以ニ外士一爲レ家、死ヲ定(ムル)ノ場不レ知ル也、依ニ忠義一忘レ家ヲ離ニ親愛一、不レ撓ニ勇氣一以不レ失ニ守ル所一ヲ可レ爲ニ職事一。

一、當用ヲ詳ニシテ、終始ヲ考(ヘ)可レ申事。

一、物事輕キヨリ重ク成リ、小ヨリ大ニ成(ル、)内怠テ外ニ發ス、小大、輕重、内外、共ニ可愼事。

一、武士惑八ヶ條、

道ヲ好ミ五倫不レ和事。

政事ヲ學(ン)デ、家國不レ治事。

常ニ好レ學デ、實ノ時不レ用事。

常ニ武ヲ好デ聞レ變(テ)動(ク)事。

戰法ヲ心ニ掛テ戰(ヒ)可レ有事ヲ憂(ヒ)嫌フ事。

一生ノ學ヲ死ニ到(ル)節、無トスル事。

知レ命死ヲ恐ル事。

言語ニ談(リ)テ心ト行ニ違(フ)事。

一、心ヲ正(クシ、)言ヲ誠(ニ)シ、行ヲ重ズル事。

一、正シケレバ重シ、重ケレバ不レ侵事。

素行于山鹿甚五左衞門

一、言行不義ハ、勇ノ不足、質ノ偏ニマカスルト、好惡ニ流(ル、)ト也、勇ノ不足ハ畢竟愛レ身、惜レ命、據レ愛也、身命(ハ)天也義也、質ノ偏ハ勝氣ヲ曲尺トスベシ、好惡ハ義ヲ本トスベキ事。

一、人ハ習也僻也、習(ハ)シニ成(ル)内(ハ)苦勞也、習ト成テハ勤ヨキ事。

一、實ノ節、實ノ勤場、實ノ交談、實事ニ倦勞シ、氣弱(ク)形不レ調、見聞不レ詳、實ニ當テ是ヲ踈ニシテハカヤリニモテナシ、其内他ヲ思(ヒ、)心是ニ不レ止、色違レ躰不レ重、言語不レ正、是皆志士ノ勤ニ非ズ、是修練無レ之故也、可レ愼可レ戒第一ノ事。

一、於レ義不レ失、守レ道不レ移、喜怒ヲ節スルノ事。

一、事ヲ豫(メ)究(メ)置テ當然樂ノ事。

一、内(ニ)而常(ニ)怠(タル)ハ、外エ出テ勞屈スル事。

一、時不レ來ニ求(メ)願(フ)ハ、苦ンデ無益ノ事。

一、時不レ來ニ急ギ、其場ニ非ズシテ事ヲ成シ、我位、我職、我年代ヲシラズ、是等ハ善事ニモ不レ宜事。

一、何事モ到二其時一バ不レ成事ナキモノ也、不レ得レ已ノ、有レ理事。

一、省二先祖一、子弟ニ教戒シ、諸士之手本トナリ、家ヲ重ジ身ヲ輕ンズ、又身ハ先祖ニカカリ、子孫ニ傳フ、是ヲ以(テ)重ク可レ存事。

一、常ニ省ル時ハ、無レ悔無レ恥事ヲ知テ、省察存養之工夫不レ懈事。

一、人ノ怠(タル)事、一ニ外移、二好所流(好ム所ニ流ル?)、三ニ物ニ屈シ負ケル、四ニ身ヲ愛シテ義ヲ忘(ル、)五ニ我(ガ)質ニマカスル事。

一、人ト交ル節ハ、禮義勇ヲ不レ忘、威義ヲ正フシ、居ヲ正クシ、言語多言ヲ戒(メ)發レ不レ得レ已事。

一、實友志士ニ親交(シ、)損友不レ可レ親、知レ人知レ我コトヲ味(ヒ、)義ノ始終ヲ考(ヘ、)交ヲ可レ爲、妄ニナル、コトナシ、末ヲ不レ考シテ、或ハナレ、或(ハ)親ミ、或(ハ)約ヲ成シ、首尾不合ナル則ハ失レ義、爭ヲ求(メ、)惡名ヲ立(ツ、)可レ考事。

一、實友ニ屈(ス)ルハ、此方不正(ナル)故也、實事ニ屈(ス)ルハ、不正不勇ナル故ノ事。

一、此方正シテ志ヲ定(メ、)成ヲ勤(メ)不レ成ヲ捨(テ、)不レ致レ於レ人、常(ニ)伸(ビ)テ不レ屈不レ疑、蹈レ義テ不レ動則ハ安心常心ノ事。

一、到レ變不レ失レ常、常住死(ノ)習(ハシ)可二修行一事。

到レ變必動(キ)惑フ。

不甲斐ナク、踏詰タル無二意地一。

人ノ眞似ヲシテ跡エ付。

人ニ巻レ、人ニツカワレテ我ハ不知也。

意地拙タ、切離レタルコトナシ。

能事ヲ爲(ス)モ作リ物故、永ク不レ通不レ守、退屈出スクル事、恥ヲ不レ知、丈夫成コトナシ。

一、武士常住ノ守、從レ義事ヲ詳(ニ)ス、我職ヲ知テ其業ヲ練ル、武將タル人ハ大キ成所ニ眼ヲ着(ケ)、萬人ニ伸テ實ノ修業可レ仕事。

一、心ヨリ四支ヲ使フハ有レ主有レ實、發ル氣ヨリ言行四支ヲツカウハ無レ主無レ實、向ハ不レ受、此方ハ勞シテ無レ益、久シクシテ忘失スル也、業ハ一同ノ如(ク)シテ大ニ違(フ)事。

一、日用、武ヲ根トシ、喜怒ヲ治メ、行住座臥、一事一物、本末始終ヲ考(ヘ)、見聞(ヲ)可レ詳事

一、常ニ不レ速不レ怠詳ニ考ヘ、如レ命安レ命事。

不レ愧ニ于屋-漏ニト云事。

一、聖學兵法在レ常、失レ常學非レ道、中庸曰、道也不レ可ニ須-臾離ニ事。

一、道學兵法、共ニタシカナラザレバ、其業モ不レ出、業不レ出則ハ今日ノ用ニ不レ成、況到レ變不レ知バトヲルベカラズ、無レ業シテハ縱有レ勇者雖ノ不レ動、無レ實無レ益却而招レ過也、動テ業ヲ不レ盡ハ、臆病之至、無レ勇故ノ事。

一、我場ヲ知(ル)職位官祿ヲ不レ可ニ空失ニ事。

一、人ノ誤ノ出ル所、一ニ喜怒ノ私ヨリ起ル、二ニ我相應ノ所ヲ不知故ニ起ル、三ニ見聞不レ詳ヨリ起ル、四ニ物每甚(シ)ク速成ヨリ起ル、五ニハカヤリニシテソサウ(粗匆)成ヨリ起ル、六ニ據所ヲタノミ油斷ヨリ起(ル、)惣而踏ヘナキ者ハ、珍敷事アレハ夫ニ侵レ、人ニ物ヲ被レ尋テハウロメキ、憒成返答ニ不及、踏ヘナキ故也、武將威義不レ正、言語輕(キ)則ハ、下不レ用、侍ノ行義妄ニシテ辯舌不レ正ハ、招レ過可レ爲レ媒事。

一、武士志不レ立レ之有レ失事。

外ニ移リ外ニ奪(ハ)ル。

物ニ屈シテ不レ健。

んとならば、先づ武士の道を心得ざるべからず。武士道とは何ぞや。是れを左の二書に徵し、以て明に素行子の聖學が、如何に實用的。必然的であつたかを了解することが出來るのである、曰く武士相守日用。曰く式目家訓。蓋し此の二書は簡にして極めて要約にして極めて深なるものである。

武士相守日用(全)

邵康節云、上智之人不敎而善、中品之人敎而後善、下品之人敎亦不善也。實哉此格言矣。今因邵子之語、擧條目到于百箇、正本末敎先後。古人云、知所先後則近道。仍序。

武將幷爲武士者可相守事。

一、夙起衣服用具ヲ調(ヘ、)今日ノ用事ヲ思(ヒ、)一事一物ニ至テモ詳ニ正シ、心ヲ虛ニセス、夕ニ至迄聊不可怠、閑暇ノ節ハ聖經ヲ見、兵書ヲ見テ、義不義ヲ味(ヒ、)我レ相應ノ言行、弓箭之練習、聊不可怠事。

一、爲武士者、常ニ爲事ト不爲事アリ、是ヲ考テ不可爲ハ强(ク)守テ不爲、可爲事ハ、縱ヘ勞倦スルトモ是ヲ可爲、勇ノ不足スル則ハ、氣撓テ失守、强可戒事。

一、武士ハ人之不見不聞所ヲ守(リ、)可愼可戒心ヲ以テ爲鑑常ニ恥ヲ可知事、中庸曰、

古田重能。釋鐵叟。釋策彥。
曲直瀨道三。紹巴。
風顚
自然居士。車僧。紫野一休。
玄翁。萬里。一路。
禪閤。般若房。清見寺雪齋。
本願寺顯如上人。

として、略傳を載す。以て素行子が、讀破せる古今の史中より捕へ來りたる幾多人物に對して與へたる靑白眼の如何を知るに足らん。

十三、山鹿素行子と武士心得

要するに素行子の聖學は、直に則を周公・孔子に質し、以て日用の上に聖人たり、君子たるべく、精勤して向上せんことを專らとし、道は暫くも離るべきものに非ざれば、此の離る可らざる道に隨順して、各自の本分を盡すにありと主張されたやうである。然り、我が國は日本國であり、我等は日本人である、且、日本人としての武士たら

中川清秀　眞田昌幸

奸凶

山名氏清　細川清氏　淺原爲頼

泉親衡　松永久秀　明智光秀

藤原保輔　長田忠致　伊東祐親

陶晴賢　荒木村重　鍋島加賀守

藝流

源齊頼　鴨長明　那須宗高

烏羽僧正　橘俊綱　東常緣（野州）

長嘯子　藤斂夫（妙壽院）　吉田兼好

蜷川智蘊　陳和卿　兆殿司

雪舟　徽書記　牡丹花

宗祇法師　相阿彌　能阿彌

珠光　紹鷗　千宗易（利休）

忠臣

鎌田政清　今井兼平　三浦義明

村上義光　結城氏朝　長尾昌賢

平手政秀　伊勢貞孝

義士

長谷部信連　伊東祐清　齋藤實盛

曾我祐成（同時致）　佐藤繼信（同忠信）　諏方盛世

山中幸盛（鹿介）　毛受庄助　玄隆西堂（東福寺）

堀直政（監物）

勇士

渡邊綱　佐々木經高　同高綱

仁田忠常　熊谷直實　足利忠綱

武田信忠　河原高直　日根野弘就

遠藤直繼　竹中重治　來島通康

源持氏 鎌倉殿　三好實休　淺井長政　佐久間信盛　石田三成

三浦義同 道寸　小笠原長時　別所長治　瀧川一益　小西行長

細川高國　北畠具敎 伊勢國司　武田勝頼　佐々成政 内藏助　安國寺

闇將

平宗盛　大內義隆　今川氏眞

伊達泰衡　土岐藝頼　源義昭 室町殿

北條高時　齋藤龍興

名家

藤原通憲 信西　金澤實時　太田道灌　細川藤孝 幽齋

大江廣元　多賀高忠 豐後守　大森氏頼

三善善信　寄栖庵

道臣命以下百人の小傳を列敍し、後に、

武將

藤原保昌。　武田信義。　小笠原長清。
武田信光。　菊地武重。　細川澄元。
大內義興。　大友義鑑。　尼子經久。
松平清康。　織田信秀。　朝倉孝景。
長曾我部元親。　今川義元。　宇喜多直家。
小早川隆景。　丹羽長秀。　蒲生氏郷。
島津義久龍伯。　前田利家。　佐竹義重。
上杉景勝。　伊達正宗。　黑田孝高如水。
淺野長政彈正。　加藤清正。

亡將

一條忠頼。　城永茂。　比企能員。
城泰盛陸奥入道。　北條宗方。　北條泰家恵性。

るが故に、財貨を好んで、難得の寶をあつめ、これを以て樂とす。又、財を散ずることを云へば、其ののりを知らざるが故に、家を破り、身を苦しめ、人をたらして貨を借り、彼を取て、以て人に與ふ。ともに、過不及の間にして、禮に不中也。されば、聖人は、知惠明にして、物に不惑、いかんぞ、財寶に惑はんや。しかればとて、財寶をいやしんずるにあらず。只、その道にまかせ、其の禮にしたがふのみ也。世俗、久しく、異端の説に習て、財寶をいやしんずる處より、貯ると云ふことあらざらんと、思ふやうになれる也。老子、貴難得之寶以てまどひとす。我が聖人の敎は、否らず。不惑難得之寶のみにして、難得の寶を不貴にはあらざる也。(頭書、君子貴難得之寶、而不惑也。)凡そ、器寶は、皆難得不貴ときは、非寶に惑ふがゆえに、寶を失ふ。不惑ときは、寶、つねに、寶たりと知る可き也。

[注意]前記の各篇は、原文の儘に拔萃したる者と、原文の解し難きが爲に、抄譯して、解し易からしめたる者とあれば、讀者請ふ之を諒せよ。

十二、山鹿素行子の本朝人品傳

素行子の自著中に、本朝人品傳と題せらるゝものが一卷ある。卷頭、我が朝の武將

とならば、事々、よく、相學ばざれば、竟に、不レ可レ至也。自二耕稼陶漁一以至レ爲レ帝、無レ非レ取二於人一者上と、舜の大德をいへるも、皆、その知を擴のいゝ也。

十一、貯蓄論

「聖人に、貯二貨財一ことは、あるべからざること也。」

是れ、世俗のまどふ處なり。貯るも散ずるも、共に、天地の道にして、人物、これにのつとるのことわりなり。されば、秋冬は、收藏して、春夏、これを生長す。陰氣は閉ぢてかくれ、陽氣は、開いて分散す。是れ、皆聚散分合の道也。故に、國には、國の貯をまふけ、天下には、天下の貯をまふけて、以て不虞の備とす。然らざれば、水旱・災難に及んで、これを救ひ、これを補ふの道あらざるなり。これ、國無二九年之蓄一曰二不足一、無二六年之蓄一曰レ急、無二三年之蓄一曰二國非一其國一也。三年耕、必有二一年之食一。九年耕、必有二三年之食一。以二三十年之通一、雖二凶旱水溢一、民無二菜色一。然後、天子食、日擧以レ樂。(王制)と、云々。夫子、失二魯司寇一、將レ之レ荊。蓋先レ之以二子夏一、又申レ之以二冉有一。これ不レ欲二速貧一也。と、有子、これをいへり。只、君子賢德の人は、貯るにも其のり(則?)を以てして、以て人を救ひ、以て人を安ずるを本とす。小人、愚者は、貯るに其ののりを知らざ

素行子山鹿甚五左衛門

「學者の志を立つる標準、如何。」

其の志處は、聖人の道を標準とするにあり。其の志氣は、治國平天下の用にあり。其の行處は、身ををさむるに始て、其の學ぶ處は、格物致知にある也。聖人を立て、標準とせざれは、學にまどふ處あるを不知。治國平天下の用を、志氣とせざれば、至大至公の實を不盡。其の行處、修身より始らざれば、近を忘れて遠をはかるの失あり。學ぶ處、格致を以てせざれは、其の手を下す處不正なり。

十、知行論

「知行二つなりや。一つなりや。」

子曰、好學近乎知。力行近乎仁。知恥近乎勇。とあり。しかれば、知てこれを行ふこと、古よりの道なれば、知行二つならざるに非ずや。然れども、知ておこなはざれば、まことの知にあらず。行といへども、知らざれば、暗夜にゆくがごとし。行といへども、甚だ危し。これ又、知行合一とも可知也。此の如きの議論、云ふにいはれざる事あらざれば、只、その議をさしおいて、直に、聖人の教を事とし、知をひらきおしひろめて、その知る處より、力行いたすにあり。その知を擴めん

りては、合ふ可らざるが故に、よく、相和して、其の節を爲す。是を、和と云ふのである。故に、中は天下の大本であり、和は天下の達道である。と云ふのである。

中庸と云へるは、日用、平生の言行、この中をのり(則?)として、これに、相かなはしむるの名であつて、中の外に、別に、庸の字義はないのである。

後學に至つて、易の寂然不動。樂記の人生而靜、天之性也。と云ふを引合せて、喜・怒・哀・樂・未發の地を、寂靜の工夫、中の地と定めたる、尤も、異端の説、用ふるに足らず。七情未發の時は、情の物に奪るゝ處はない。この處、乃ち、是れ、率性の道なれば、中と指すべく、然りとて、七情を除くにあらざるが故に、七情に相和して、そののり(則?)を違へず、節に中らしむる、是れ中の和なりと知る可るべきである。こゝを以て、中は體であつて、ゐたると讀むときは、中の物に相應するの名であると、知る可きである。此の中・和の兩字の外に、聖人の教はないのであるから、學者の始終は、此の一句に落在するのである。と、知る可きである。

(委しくは、句讀、幷に、聖教要錄參看。)

九、標準論

素行子山鹿甚五左衞門

德於諸侯。(齊晏子言、左襄三十六年。)明德惟馨(君陳)などゝあつて、明德の字義は、皆、至大至公の道を、しめすの言である。然るに、宋明の諸儒、自己の意見にならつて、以て性心の虛靈不昧を、指すのであると云ふは、甚だ、不正なことである。

八 中庸論

「中の義如何」

中の字義、後世の學者の云ふ處、更に是とするに足らず。唯、聖賢のの玉ふ處を詳にし、中庸幷に、經書に出る處を以て、心得なければならぬ。凡そ、日用の間、無事なるときには、無事に安んじて、くみはかる(酌量?)ことなく、事あるときは、その事に應じて、其の節に、あたる、是を中と云ふのではない、七情の未發のとき、この中を味へよと云へる義ではない、又、物の中分なるをさして、必ず、中と云ふのでもない。唯、其の事物の道を盡して、其の理に當るを以て、中とするのである。然れば、過るも及ばざるも、其の物に對して、そののり(其則?)たるときは、乃ち、これ中である。この中と云ふものを、本と定めて、日用事物の間、其の事々に相對して、其の品々の、よくのり(則?)に當る如くならしむることは、その事とへだゝ

德と云は、內に養ひ存する處を外に用ひて、其の誠を盡して、究理せざるなき、是をなづけて德とす。 養氣存心すと云ふとも、君父に於て、其の誠たらずんば、何ぞ、其下に及ばん。(中略)故に、德を練ることは、先づ、忠孝を勵まして、其誠を盡し、君父に事る間、天性に率ひ守て、更に、違はざるを以て、本とすべきなり。(中略)臣とし子として、明白に、其の誠を盡くさんことは、德以て正しからずしては、叶ふべからざる事也。(山鹿語類に據る)

七 明德論

「大學に、明德と出たるなれば、元來、其の性心は、明なりと云へるに同じきか。」

大學の明德と云へるは、至大至公にして、私なき道をさして云ふのである。 性心を限りて言ふのではない。 尤も、性心、至善に止るときは、乃ち、明德である。つまり、日用の間、事物に暗からずして、此を天下に用ひ、萬代に行ふて、違はざるの德を、明德と云ふのである。

即ち敢不レ承二君之明德一。(左隱公八年。)傲二狠明德一以亂二天常一。(魯大史克言。)昭二明德一而懲二不禮一。(左傳文十八年)選二建明德一以蕃二屛周一。(衞祝佗言。)以昭二周公之明德一。(同上)晉君、宣二其明

聖人、忠孝の說を立て、臣子に敎ふ。仁義の道を立て、人倫の極道とす。此の美人は、色の至善、八音の調は、聲の至善、忠孝は、君父に仕ふるの至善、仁義は、人道の至善なればなり。（後略）

又

大丈夫、世に在り、出ては君に仕へ、朝廷に交り、入ては父兄につかへ、家を齊ふ。故に、天下の政事を助け、萬民の憂を救ふ。不順の逆臣あるときは、自ら、將として、閫外の任をうけ、籌を帷幄の裏に廻して、功を萬代の上に立て、或は使を奉じて大事を決し、君命を辱めず、或は死を致し、命を輕くして、百年の壽を一刀の下に棄つ。是れ君に仕へて、忠を勵む也。而して、父母に於て力を竭し、色養、永慕、死を致して顧みざるは、是れ内において、盡す處の孝にあらずや。大丈夫の責、甚だ、以て重し。此に於て、論ずるときは、常に、氣を養て安靜ならしめ、心を存して義理を味ひ、是を君父に移して、忠孝の實を詳ならしむ。是れ、士の勤也。出て君に仕ふるに、德を以てせず、入て父兄に仕て、其の孝弟に誠あらざらんには、養氣存心の用、更に、あらはれず。

以て、天に配する。これ、大孝不レ匱と云ふに當るのである。で、「德爲二聖人一、尊爲二天子一、富有二四海之內一、宗廟饗レ之、子孫保レ之。」と、中庸にあるのが、卽ち、大孝である。次に、我が言行を正し、道に違はずして、父母の名をあげてはづかしめざる、（出二祭義一）次に、小孝は用レ力と云つて、朝夕、父母にまみえて、其の養を省み、或は、父母のために、自ら耕し、自ら疲れて、尙、之を苦とせざる。之を力孝と云ふのである。蓋し力孝は、つとめやすいのであるが、大孝・中孝は、なか／＼つとめがたいのである。
彼の顏子は、家、極めて、貧なるにも拘らず、父母のかたはらに安居しないで、終始、夫子に從つて、天下を周流したのであるが、事、大小の辨明は、つまり、此處である。
唯、臣子の志は、國家と君父との事に、身をせめて、自分、卽ち、自己を後にするにあるのである。乃ち、父に事へて身を顧ざるべく、亦、家運の存亡、子孫の斷絕と云ふことに就いては、十分に、沈思熟考せねばならぬことである。所謂る諫めて逆はず、喪に居て瘠せず。とあつて、舜が告げずして娶つたのも、畢竟するに、大小の辨にまどふ故に、忠孝の實を失ふことゝなるのである。
又

君父に仕ふるに、忠孝と云へる事、其の心得いかなる義なるや。

忠と云ふも、孝と云ふも、其の心得、二つあるのではない。君父に因て、其の名がかわるのである。其の名異なれば、其の用法も、亦異なるのであるが、先づ、忠とは、主人のために、事をつとめて、身を(自己を)先きにせぬ事である。何事をか、主人のためと云ふとならば、第一、その主人の國のため、家のため、人のためならんことを考へ、さて、其の主人の氣に違はざるやうに、すべきことである。身を、(自己を)先にせぬと云ふは、主君・國家・人民のために、よき事を第一として、我が身のたつべき事を、先にせぬことである。我が身を棄て、家を失うても、國家のためには、顧ないことである。然し、それには、段々の思慮子細あることにて、只、身を先きだてず、君のため、宜しきを本といたし、さて、我が家も、安穩に立つやうに工夫する。是を、忠と云ふのである。さりながら、奉公勤仕の位、品々多きことなれば、その人、其の位等をきはめて、此の位此の職にての忠は、いかゞと論ぜざるときは、詳に得心なりがたかるべく、只、其の大抵を云ふのみである。

孝と云つても、大孝・中孝・小孝の別がある。先づ家をおこし、先祖を敬ひ、父祖を

仁・義・禮・智・信の五常ありといへども、其の本、皆、仁義より出づ。五行の陰陽を本とするが如くである。仁義を以て人の道とすること、又、その故あり。然れども、仁義、本、日用に出でずして、唯に、仁義とばかり聞いて、詳に此の名義を味はず。其の用法を致さざるときは、仁儀を知つても仁義行はれず。故に、聖人、人に敎ふるに、仁義の名を立てずして、其の日用を以て敎とす。日用を詳にせずして、仁義を云ふは、日用の外に、別に、仁義と云ふものあるに似たるより、老子の大道廢レテ而仁義出づと、いふそしりあることである。既に、孟子に至つて、人に逢うては、必らず、仁義を提携して、一公案といたせるゆえに、儒は、仁義に落在せりと。莊子、これを辯難したのである。是れ、孔・孟聖賢のたがひにもあらんか。周禮(地官司徒)に、六德を論じて、知・仁・聖・義・中・知。と、仁義の名を立つといへども、是れ、司徒、民に敎ふるの名であつて、必ず、此の名を立てゝ、道と云ふのではないのである。しかれば、日用の間、取捨違順の事、その道にかなふを名付けて、仁義と云ふと知るべきである。

六　忠孝論

素行子山鹿甚五左衞門

仁は、聖人の大敎であつて、人たる道の全體を論ずるの言である。故に、克レ已復レ禮。と顏子にお答へなされた。是れ、仁道である。仁義と云ふは、人の道を言はゞ、仁義の二つにあり。といへる義である。天はすべて陰陽にきわまり、地は、剛柔にきわまり、人の道を行ふは、仁義にきはまる。されば、五行ありて、天地たつといへども、その綱領は陰陽に出でず。五常・七情の別ありといへども、其本は、仁義に出でず。是れ、夫子の立ニ人之道一曰ニ仁與レ義、との玉へる心である。仁義の二つは、此を愛して育て、是を憎んで捨つるの道なれば、好惡・損益・賞罰・抑揚・褒貶皆、仁義の用である。凡そ、事物の作略、其の用は、或は之を育て、或は之を除くに過ぎないのである。日用、又、過ぎたるをば抑へ、及はざるをば企て望ましむる、是れ、進退消息、屈伸往來の義なれば、修身より、治國・平天下に至るまで、此の間を出でず。其の節に當り、道にかなふを名づけて、仁義と云ふのである。愛すること過ぐれば、人怠り、懲すこと多ければ、人畏る。故に、仁は義を以て行はれ、義は仁を以て立つのである。仁以愛レ之、義以正レ之。(樂記)とは、此の心である。親レ親は仁であつて、賢レ賢は義である。敬恭は義より出で、慈愛は仁より立つ。

しくして、一生、一事をなすこととなし。尤も恥づ可く、尤も笑ふ可し。(中略)松到天而不屈、蘭無人而亦香。是則ち、大丈夫正直の立處と云ふべし。云云。

十二、剛操

大丈夫の世に居る、剛操の志あらざれば、心を存すること能はざる也。剛は、よく、剛毅にして、物に屈せざるを謂ふ也。操は、我が義とする志を守つて、聊變ぜざるの心なり。(中略)故に、剛操を以て信を立て、義を堅くするの行とする也。清廉・正直も、剛操を以てせざれば、立たず。況や、士たるの道、常に、剛毅を以て質とし、其の守る所を變ぜざるを以て、行とす。人、誰か生死・利害・好惡あらざらんや。内に、剛操を以て究理するがゆえに、死の至つて惡むべきも、猶、安んじて死に就き、害の至つて避く可きも、猶、安んじて害をうく。財寶酒色の、必ず好みす可きも、猶安んじて、是を避るに至るは、剛毅・節操、高く、守るに有らずんば、誰か、此の行をなさんや。云云

五　仁義論

素行子山鹿甚五左衛門

一　仁と云ふと、仁義と云ふとは、其の心得に差ありや。

清廉と云ふは、外の賄賂、内の財貨、さらに、心に付ずして、世人の行ひ難き所に、卓爾と立て、更に、屈せざる、これを清廉と云へり。内に、清廉なる處あらざれば、外、少しの利害に奪はれて、其の守りを失ひ、心、こゝに、放失すべし。(中略)さしも、萬鍾の祿を辭するばかり、高尙なる行跡ある人も、一紙半錢の事の至て僅なる處に、清廉の心薄きよりして、鄙吝の情、こゝに、生ずる也。

古人云く、彼淸廉之士、一榻白雲、半窓明月、金穴百丈、而不ㇾ採、銅山萬仭、而不ㇾ瞬。と云へり。　云云

十一、正直

大丈夫の世に立つ、正直ならずんば有る可らざる也。其の義有る處は、守つて更に、變ぜざるの謂也。其の親疎貴賤に因らず、其の改む可き所を改め、糺す可き事をたゞして、人に諛はず、世に從はざるの謂也。世間に、身を立つることは、世にまかせ、人に從はずしては、理のまゝに、立つこと有りがたしと云へる輩、俸祿を得ながら、君の非を糺さず、父兄の惡を諫めずして、時と共に追從し、大祿大官に預つて、當世に諛ひ、時節を待つて、君を諫むべきと云ふ内に、光陰つひに、空

視・聽・言・動・の間、凡そ、七情の發する處、各、此情なくんばあらず。聖人・君子の教、生を嫌ひて死に就き、害に走りて利を避け、勞して逸せざれと云ふには非ず。聖人・君子の好み惡む處も、亦凡人に異る可らざるも、其の間、惑を辨ずるにあるのみ也。惑とは、唯、自身を利して、外を顧みざる、是を惑と云ふ也。自身を利することを好むは、是れ又、天下同情なれども、聖人・君子は、輕重を能く辨ず。輕重と云ふは・君・父・兄・師・夫、は我がために重く、臣・子・弟・幼・婦、は、我が爲めに輕し。天下國家は、身よりも重く、視・聽・言・動は、心より輕し。此の輕重を詳に究理するときは、惑、此に止むべし。其の故は、生死の場、此の一刹那にありと云ふとき、君のため、又は、人のため、其の外、重きもの〻ために、害あらんに於ては、速に、死して顧る可らず。我が重きもの〻ために、害なきにおいては、能く、保ち能く養ひて、命を全くするに在ぬべし。利害勞逸、各然り。(中略)此の惑、辨じがたきを知つて、古人さま〴〵の教を立たり。大丈夫として、己が利害によつて、天性に恥ぢ、恐る〻處明白なる義を棄ん事は、甚だ歎ず可き也。

十、清廉

たらんは、柔弱に溺れて、風度と云ふにはあらず。少しも拙く鄙き質あらず。水精の瓶に、秋水を貯へ、白玉の盃に、氷を載せたらんが如く、聊もかくれたる處なき風情、是を大丈夫の風度といふべき也。是れ內にへつらふ處なく、外に屈すべき物なく、何くに行くといへども、其の氣、常に、萬物の上に伸びて、鳶飛んで天にいたり、魚躍て淵に入り、月梧桐に來り、風楊柳を誘ふに殊ならず。此の如くの風度を養ひ得ずしては、一塵不染の如くならんや。尤も愼む可き也。

九、義利を辨ず

大丈夫存心の工夫、唯、義利を辨ずるの間に在る而已。君子、小人の差別、王道、覇者の異論、すべて、義と利との間に有る也。義とは內に省みて、差畏する所有り、而して後、自ら慊る。是れを義といふ。利とは、內に欲を縱にし、而して、外其の安逸に從ふ。これを利と云ふ。古今の間、學者、道に入るの始末、唯、義利の辨を詳にするにあるべき也。其の故は、利は人の、甚、好む所にして、人々、皆、陷溺する所也。生死について云へば、生を好み死を惡み、利害について云へば、利にはしりて害を避け、勞逸について云ふときは、勞を嫌つて逸につき、飲食・居宅・衣服、の用、

志氣也。若し、小成に安んじて、氣節い全き處を得ざるときは、器、常に、瑣細にして、器識の大用を知らざる也。(中略)衣振千仭岡足濯萬里流大丈夫不可無此氣節と云へるは、此の如き心にもありぬべし。

七、蘊藉

蘊藉とは、含蓄包容の意有るを云ふ也。内に德をふくみ、光をつゝみて、外に圭角あらはれざるの事也。(中略)さらに、功を立て、名にほこる處あらず。而して、更に忿勵の氣あらず。溫和自ら、顏色に發れ、仁人、君子のすがたあらはれ、物に交り、人に友なふときは、陽春のうらゝかにして、能く、物を利するが如くなるべし。(中略)大丈夫、不可有無此蘊藉とは、此の心なるべし。古人の云く、接物如虛舟といへるも、溫潤の處、深からずしては、有る可らざること也。

八、風度

大丈夫の養不正るときは、唯、剛强なるを專として、衣服より飮食、居宅の體、言語、動容に至るまで、專らすねまはりて、木のはしの如く取まはし、是れ則ち、大丈夫の法なりと思ふの輩あり。甚以てあやまれり。大丈夫、婉にやさしく艶たけ

長江大河の、更に、其の限りを知るべからざるが如く、泰山嵩嶽の、草木鳥獸をかくすが如くにして、其の胸中には、天下の萬事を容れて、自由ならしむべき、是を度量といへり。天空任鳥飛、海濶委魚躍。大丈夫不可有無此度量と云ふは、此の心を云へるにや。(中略)されば、天下に中して立ち、四海の民を定むるとも、是を以てほこらず、大事を一胸襟に定め、大節を萬民の上にほどこせども、是を以て大なりとせず。此の如く、氣の力量を養ひ得ずしては、物々にせばまり、困んで浩然の大なるを得可らざる也。故に、度量を以てすべしといへり。(中略)大丈夫、生死一大事の地に臨み、白刃を踏み、劒戟をほとばしらしめて、剛操の節をあらはし、臨大事決大議、垂紳正笏、不動聲色、而措天下於泰山之安と云へる、文武の大用は、度量の間に存す可き也。

六、志氣

志氣と云ふは、大丈夫の志す處の氣節を云ふ。大丈夫たらんもの、小さき處に、志を置くときは、其の爲す所、其の學ぶ所、皆至て微にして、大なる器にあらざるなり。道に志すときは、管仲、晏子が輩の功烈、猶不足爲。と思ふは、曾子・孟子の

其の志す所をだしかに行ひ勤めたるもの丶事也。

四、氣を養ふを論ず。

心は氣に因りて或は動搖し、或は困苦するものなれば、此處を能く心得て常に道義を以て是を養うて氣の餒えざるが如くならしむるにありと知る可し。此の氣を養ひ得るときは、至大至剛にして、能く萬物の上に伸びて、物に屈する處あるべからざる也。心は氣に因るがゆえに、氣能く靜なる時は、心則ち靜也。氣動ずるときは、心こゝに動ず。是れ心氣兩樣ならざるを以て、更に隔たる所なし。心は內にして氣は外に動ずるものなれば、先づ氣を養ひ得るを、修身存心の本とすべき也。養と云ふは、我が天質の氣の過不及を考へはかつて、其の過ぎたるを損し、其の不及をそだて、事物の間において動靜宜きに相かなふが如く仕る可き也。最も日用の工夫也。(中略)氣を養うて其のめぐる處を順和せしめ、其の動く處を妄ならしめざれば、動靜處を得て氣に虛妄なきを以て、心これがために、妄動放心する事有る可らざる也。

五、度量

心に恥づる處なくんば有る可らざる也。故に、士の本とするは、職分を知るに在り。云云

二、道に志す。

職分をつとむるに、道なくんばあらず。(中略)其の道を知らざれば、能く行く可らず。知らずして强ひて行けば、皆、邪路に入る可き也。士の身を修め、君につかへ父母に孝行し、兄弟・夫婦・朋友、に相交つて、其の快く相和するがごとく致さんことを知るは、其の道を尋ねて、其の用を知るに在るべき也。(中略)其の志の立つことあらざれば、道に至る可き樣なし。(中略)士の職分を知ると云ふとも、道に志すなくんばあらず。知あつて行なければ全からざる也。

三、其の志す所を勤め行ふに在り。

職分を知り、其の道に志すと云ふとも、つとめて、其の志す處を行ふにあらずしては、言計にして、其の實あらざるなり。行ふと云ふとも、一生是をつとめて、死して而して後に已むにあらざれば、中道にして廢す。道の遂ぐべき所なし。故に、勤行を以て、士の勇とする也。(中略)大丈夫と云ふは、是れ士の道に志して、

武德於中國上古之神靈、乃删乃守、其道至純、不駁。其士、其人物、靈于武、英于文、以出至誠之中。蓋、聖人、贊以神武不殺。益贊堯之德、曰、乃聖乃神、乃武乃文。伊尹稱成湯、以聖武。況、文王之有聲、武王之大明乎。自古聖主、未嘗以武不建其德、武不以至誠、則妄動也。妄作也。豈上天之命乎。故、漢武帝之出師塞北、隋煬帝之渡海征遼、元世祖之出師本朝、古人以爲荼毒於兆民。可不愼乎矣。

天孫降臨之日、天忍日命、裝戎衣、先啓。神武帝之東征建極、未有不以武德。久而忘古。士于狃治、武威不振者、亡亂之機、殆非神聖經營於中國之遺則也。

四、士道論

一、己れの職分を知るべし。

士として、其の職分なくんばあるべからず。職分あらずして、食用足らしめんことは、遊民と云ふ可し。(中略)士の職分を究明いたさんには、士の職業、初てあらはるべき也。(中略)凡そ、士の職と云ふは、其の身を顧み、主人を得て、奉公の忠を盡し、朋輩に交つて信を厚くし身の獨を愼みて、義を專とするにあり。(中略)士として利を得、祿を求むるの輩、身の職分をば、聊しらずして、祿を貪らん事は、

武者、兢惕之道也。　兢惕、則有戒愼。有戒愼、則無不虞之悔。人不存危厲之心、遂安肆狃近逸、而威武不震。故、制治於未亂、保邦于未殆者、武威之道也。

文武者、卽事之治也。先之後之、在時與人。能文、則武在其中。能武、則文在其中。道者待人、而後明、有其人、而後其道可以行之時有古今、人有文武。叡知者、無拗執、而平施、權輕重、而通用。是曰知其變也。

文武者、天地也。人物也。經緯也。表裏也。猥言德化者、闇于大較也。

用武也、不得已也。正疆暴、討亂逆、夷險阨、保危殆、禁不虞者、用武之道也。以爲奪爭之輔者、失其用也。專貪人之有、則、非武將之威、雖成必敗。

用事有道、不由其道、則災自加。況威武之嚴、兵刑之險、不以其道、則咎生窮武。

武者、所以止戈也。止戈者、求天下安寧也。安寧、則天下之人心歸之。人心所歸、天以與之。武者、起於有事、而期無事。必以不殺不死未發也。懲天下之人心已發也、震四海之人情。是挫廟堂之謂、武之德也。

威武不振、則戒愼不備。數則蔽。自古由以興、由以亡。可不省乎。

凡、武威、不勤王敵愾、禁暴戡逆、則必黷武。黷武則不得武之道。不得其道、則武不悠久。

武に、品多し。 武備と云ふは、事のあらはれざる以前に、其の機を察して、其の設を爲すを云ふ。 其の設あるときは、事にのぞんで、つまづくことあらず。 故に、文事行はるゝ時は、武備を設けて、非常を制す。 是れ天險地險の道、更に、はなることあらざる也。 若、弄レ兵、黷レ武、武却てやぶる。 弄レ兵、黷レ武と云ふは、合戰弓馬のことを宗として、これを好み、これを弄ぶこと也。 たとへば、劔刀は、これ、武の器なり。 これを能く制し、能くとゝのへて、これを鞘にをさめ、これを腰によこたふるに、其の道をきはめて、而して後に、武備を正しくすと云ふ也。 若し、劔刀を好んで、常に、これを拔て、もてあそび、鞘にをさめずして、腰にこれを帶んとせば、必ず、自らあやまちをなして、害をうく。 是を弄レ兵と云ふべし。 しかれば、これ兵を好むに似て、實は、武を粗略にいたし、これを尊ぶの道を失ふ。 これ黷レ武也。このゆゑに、兵猶レ火、弗レ戢自燒と云へり。 されば、武をそなへ、武を守る人は、更に、たけからず、はげしからず、能錬り能備へて、さらに、不レ怠。 これ未然の機を防ぎ、非常の事を戒しむ。 まことに、難易有レ備、可レ謂レ吉。と、いへる言に、相かなへり。

三、謫居隨筆に曰く、

東海を守り、大物主神は、出雲國に垂迹して、西方を守り玉ふ。こゝにをいて、天孫天降玉ふとき、大伴連遠祖、天忍日命、帥來目部遠祖、天槵津大來目、背負天磐靫、臂著稜威高鞆、手提天梔弓、天羽羽矢、及副持八目鳴鏑、又帶頭槌劒、立天孫之前玉ふとなり。而して、神武帝は、道臣命が功により、崇神帝は、四道に將軍を命じ玉ひ、景行帝は、日本武尊・武日命、武彥命を將軍たらしめ玉うてけり。天下の艸業は、天孫にあつて、人王の最初は、神武帝にして、天下の靜謐は、垂仁、景行の朝にあり。ともに、武を以て先とし玉ふこと、是、本朝の例也。天下、久しく平なるを以て、朝廷に武備おとろへ、つひに、武臣、威を盛にす。武臣、しばらくも、威をほしいまゝにして、武を忘るゝときは、必ず、敗亡す。前鑑見つべし。こゝを以て考ふれば、本朝の俗、歩を先にして、備まふくることを本とす。況や、近代、俗こと〴〵く、武威に化し、服は戎服を宗とし、居は武家の宅を本とし、食は武家の禮をことゝす。動靜進退、皆在備武、この時、文を右として、武を退けんとせば、人心の傾覆不可疑と可知也。

二「武を先とせば、人心穩ならず。人の風俗たけくして、寬仁の體にあらざらんや」

一「武家、武を以て、天下を靜謐すと云とも、治國平天下の要治は、文にあらずんばあるべからず。然るに、古來の公方家、武を守る人、長久なりと云こと如何。」

馬上を以て天下を得ると云ふとも、馬上を以て天下を治ることは叶ふべからず。と云ふは、陸賈が、漢の高祖を諫めし言也。(出二貞觀政要一)今草創の難は、既に已に、往きぬ矣。守成之難者、當レ思。とは、唐の太宗の格言也。されば、武を以て、草創を遂ると云ふとも、守文の功をなすことは、文を以てするにあるべきに似たり。凡そ、武は文と相並ぶこと、天地・陰陽・水火・仁義に同じ。時によつて、文を右とし、武を左とし、武を右とし、文を左とすといへども、文あるときは、武を用ひ武あるときは、文を用ふ。是れ、二つのもの、二つにして一つ。一にして二。更に、はなるゝことあらず。古朝廷の政は、武を後にす。今、武家の政道は、武を先にすること、乃ち、當然の則たるべし。竊に案ずるに、本朝の古、天照太神、欲レ降二天孫於二豐葦原中國一して、先づ、經津主神、健雷神をつかはし玉ひ、諸の不レ順者をたひらけしめ玉ふ。かくて、大物主神、帥二八百萬神一昇レ天ければ、天神勅して、永爲二皇孫一奉レ護よ。と、神勅ありければ、經津主神、健雷神は、香取神、鹿島神とあらはれて、

治國平天下の用、これ也。異端は、恬淡無事を以て敎とす。故に、儒の任は、事物にあつて、今の儒學、その志す處、恬淡を要とす。此を以て、末學の輩、此のそしりを免れず。其流、此の如きは、其の源に違ふ處あるがゆえと知る可き也。宋史陳同父傳、今世之儒士、自以爲得正心誠意之學者、皆風痺而不知痛癢之人也。擧一世安於君父之讎、而方低頭拱手、以談性命、不知何者謂之性命乎。今世之才臣、自以爲得富國彊兵之術者、皆狂惑、以肆叫呼之人也、不以暇時講究立國之本末、而方揚眉伸氣、以論富强。不知何者謂之富彊と、これ陳亮南、宋の孝宗の朝にあつて、朱子、呂東萊をさしていへる也。されば、とて、陳亮、亦、聖學を會せしにはあらず。唯、學の空虛に騖せて、事物にうつらざるを云へる也。當時の學者、周・孔の正經をさしをいて、宋明の儒言を宗とする者、皆然り。これ、又舍禰而宗兄、買櫝而棄珠。といへる、たとへにことならず。されば、國家の大經、大倫に通ぜざるときは、其の言論、玉をゑり、其の一行、鬼神を感ぜしむと云とも、只、上焉者、下焉者の間にして、聖人の敎にあらざるがゆえに、我は、信ずるに足らざる也。

三　文武論

以て心を求むるは、いつまでも、我が心にて心をたづぬるゆえに、終に、知るべからず。不レ可レ知を以て、心に證據を立つ。これ空虚をゑり、(彫り？)水に印をなすにひとし。聖人の道は、たしかに、これを身に行ひて、その可否安苦を考へ、性心の安ずる處を知つて、そのしるしとす。然れども、我が身、又氣質の厚薄はかりかたきを以て、これを、天下の人にこゝろみ、人人以て可レ安可レ利のしるしあるときは、是乃ち、道なり。しかりといへども、猶、萬物にあわせ、天地にこゝろみて、三王鬼神までにたゞすが故に、更に、違ふ事あらざる也。宋明の末儒、多く、異端の說にまとふかゆえに、其の道とさす處も、只、心性の間を了覺して、異端の性心を練るにだも、亦及ばず。こゝを以て、事物を詳につくさゞるのみに非ず。又、性心の作用をも詳にせず。このゆえに、口に周公・孔子を以て證し、性心の理を飽くまで口にすといへども、實行、更に、わきまへなし。是れ、程・朱の學を信ずれども、程・朱の道をも亦知らざる也。況や、周・孔の大道、いかんしてか得可けんや。(中略)今、案ずるに、學者の失、これ、格物致知をすてゝ、性心の自證自悟を事とするゆえに、事物にあふとき、更に、これをわきまへず。儒の教は、事物を以て本とす。

と正し。これを以て、聖人を證とし、天地の文明、未だ、地に落ちざるを以て本と爲し近く、これを身に徴ろみ、遠く、これを人にこゝろみば、千萬歳と云ふとも、聖人の道にたがふことあるべからざるなり。昔、伊川以爲、明道先生、生千四百年之後、得不傳之學於遺經、以興起斯文、爲己任。孟子之後、一人而已。と、案ずるに、只、遺經に、これを得たりと云ふこと、既に、聖學の實にあらず。聖人、書を考へて、天地人物を以て、これをたゞし、徴ざれば、必ず、私見に落在す。是れ、程子の學、たゞしからざる(不正?)所以也。(咸有一徳。徳無常師。主善爲師)況や、孟子以後、泛々の學者の説を師とし、これを以て道とせば、偏見に陷て、大道を得べからず。故に、程朱の説を師とするは、悉く、惑の本たるべし。唯、己が好むところをやめ、勝心をおいて、聖人の道を窺ふべし。

十四「自の心を以て、自らこゝろみ(徴み?)ば、自證自悟たらんか。」

自證自悟と云ふは、心を以て心をさとり、自ら、我心を證據とするの心にして、是れ、俗學異端の工夫、心を師とするの謂ひなり。今云ふ處は、然らず。伏羲の、近く取諸身、遠取諸物。との玉ふ處、中庸の本諸身、徴諸庶民。と云へる也。されば、心を

程朱の學の正しからざる所以

れども、戰國より唐までの學術は、心性を弄するに及ばず。故に、事物に通じ、世道に精し。されば、しばらく、學を以て、國家の用とするに足れり。其の後、宋に及んで、周子の工夫を貴び、專ら、性心を以て事とす。これより、學者、事物に暗うして、心學、理學を事とし、聖學、大に乖戾す。されば古を以て、今を考ふるに、孔・孟の時は、老、莊の學、未だ、盛ならずして、唯、日用を事とす。秦漢より、老、壯盛にして、儒者、皆これを根とす。故に、學者自ら、事務を省くに至れり。唐の末より、宋の初に及んで、佛學、世に多うして、俗儒、又これを根ざしとす。これより、聖學、日々にそむいて、學者、心性を事とするに至れるなり。しかれば、孟子の後、今に至るまで、聖人の道、終に、明かならずと云ふべき也。

十三「程・朱の說をすてゝ、今、直に聖人の道なりと指し言ふこと、恐らくは、私の見にして、自の心を以て示すの謂ひならんか。」

古の聖人は、上に可學の人なしといへども、天地をのり(法？則？)と立つ。事の變に通じて、而後に、天下に、皇極を建つるなり。今、聖々相續して、其の道を建て玉ふ。經書相殘り、大聖夫子の言行明にして、孟子、以てこれを尊信註解するこ

つる事、萬章が徒の如し。夫子の門に遊ぶ者、此の如きに至らず。孟子の書を讀むときは、驩虞如として、人の志を喜ばしむるに至るも、久しきときは、人をして倦ましむ。論語の一經の如き、讀むときは、彌高く、味へば、彌深うして、覺えず。春の臺に游んで、渾然たるに異らず。されば、孟子は大英才の人なるが故に、言行、悉く、大英氣を以てす。七篇の文章、詳に、味うて而して後に、これを知る可きである。夫子沒して後、曾子・子思、聖學の大義に通じ、孟子、學を子思の門にうけて、孔子を尊信し、楊・墨、を距ぐ。其の功、甚重なりと謂ふ可し。夫子の門に、學をうくる輩多しといへども、夫子の沒後、其の統を正しくいたす輩なし。然るに、孟子獨り、聖學の統を正うすること、まことに、萬世の所因知と云ふべし。孟子より後、戰國に、荀子あつて、夫子を尊信すといへども、學の道正しからず。漢に董子、揚子あつて、文學に名あり。董子は、漢の大儒なりといへども、其の宗、未だ實を得ず。況や、揚雄が學は、老莊に根し、其の行大にたがへり。其の後、隋の初、文仲子、自ら、聖人の思をなして、道を立つ。唐に、韓退之出で、聖學の統をつがんとす。是等の諸子、各、其の志ありといへども、聖學の實は、未、明かならず。しか

孔孟の說の同異其の聖賢の量

皆、學の謂ひである。しかるを、宋、元、明の諸儒、心學、理學の名を立つ。學、皆、心の學ならずと云ふことあらざるに、別に心理の字を加へて、學に、名字あらしむることは、是れ、心性を弄するに非ずして何ぞ。つまり、心學、理學は、宋儒の意見に過ぎないのである。

十二「孔、孟、の說の同異。幷に、其の聖賢の量如何。」

孔孟の量は、末學の徒、これを論ぜん事、甚だ、憚り多いことである。唯、其の書を詳に、講習して自得すべきである。今、其の大概を云て、學者の工夫とせむ。凡そ、孟子は、口に、必ず、仁義を以てし、性心、養氣を以て教とし、夫子の教ふる所には、その必とする處は、無いのである。孟子は、自ら高く、以韓魏之家、如其自視欲然故に、王驩が徒、太甚しき行迹があつた。夫子は、鄉黨の一篇、唯、禮容の實のみと云ふ可し。孟子は、心を不動の地に立つ。これ、伎倆ありと謂ふ可きか。夫子は、無可無不可、孟子は、其の言甚だ圭角がある。臣視君、如寇讎(君之視臣如土芥、則臣視君猶寇讐の誤?)舜、視棄天下、猶棄敝蹝、猶草芥(此の三字は衍字?)など云へる事多きも、夫子の言論は、終に、此の如きに至らず。其の門人、皆強て論を立

れば、心は人の全體に充滿して居るのであるから、全體の作用、皆、性心である。故に、形體にあらわるゝ視聽、言動を、能く、修むるときは、性心自ら、其の中に在るので、視聽言動の思を離れて、心性と云ふべきものは無いのである。大學の教、正心するには、其の發動する意を誠にし、意を誠にするには、知ることをきわめ、知を致るには、格物とある。是れ、心性に形體あらざるが故に、心性をうつすものを意と號く。意、又指示する所無きが故に、これを知と云ふ。知、又物によつて不格ば、かなはざる故に、格物を以て極とするのである。しかれば、學と云ふは、卑く、近く、たしかに跡ある處より、これをつとむるを以て、本とするのである。此の如く、つとむれども、猶、學者空虛を攀ぢ、清談を事として、下學上達の辨へなし。若、心を指し、理を立て、學とせんか。皆、水に畫き、影を捉ふるにもひとしかるべきか。是れ、異端の教ふる所である。堯・舜・禹、三代の相傳ある處も、中を以て教とす。夫子の高門、顏子・仲弓に、仁を示し玉ふに、心學の沙汰は無い。經書に、學を以て、心上の工夫と云へる言も、終に見えないのである。易は、六十四卦にわたり、洪範は九疇に至れり。存心と云ひ、求放心と云ふも、存と求とは、其に

ことは、更に、本意ではない。且、程・朱の學、世に行れて、中華、既に、千年に近く、本朝には、百年を出でずと雖も、末儒の某甲等、此の如き説を爲さんこと、人の感心すべきことではない。或は、天下の人相議して、量を知らざるの誹謗、高慢我慢の嘲、狂言綺語の説とせん事、豫め、これを知らざるに非ず。然れども、聖人の道は、天地の公共底にして、吾人共に得て私すべきでは無い。今、是を正さずんば、聖道、彌、異端に陷りて、此道、地に落つべく、既に、此志明なる上は、包み隱すべきでは無い。又、此説を聞て、其旨を發揮し、予が志を改め矯むる人、世に在るまじきに非ず。然れば、人の誹笑を嫌ひ、狂を病み、心を喪ふの誹を憚りて、以て之を言はなかつたならば、上、堯・舜・禹・湯・文・武の道、下、周公・孔子の大教、こゝに沈淪せんこと、歎じても、猶、餘りあることである。

十一「學者の志す處は、心學、理學にして、聖人も、存心の工夫との玉ひ、孟子も、求_放心_と曰ふ。是れ、古來より心學、理學を用ゆるに非ずや。」

聖人の敎を學と云ふ。學とは、人たるの道を學ぶの義である。人の司る處は心にありと雖、心性に形體は無い。形體なきが故に、見聞執捉すべからず。然

然らず。道、釋は、其の宗とする處異なれども、其の敎、聖人の敎に似て非なるを以て、これを正しく戒む。況や、儒門に居て、聖人の宗とする處に、相違あらんをば、嚴しく、是を禁戒せざれば、紫の朱を奪ふに異らず。晉の范甯「字武子」以爲らく、王弼・何晏二人の罪、桀紂より深し。として、其の論を著して曰く、桀紂が惡は、其の身一代一世にとゞまるも、六經の注解を謬り、人々をして、道をとり失はせ、萬世まで、其の流を傳へて、人を害ふ。これ、王弼・何晏が罪の、桀紂より大なる所以である。と、王弼・何晏は、未だ、老莊の虛無恬淡に止りて、其根を深くしなかつたが、宋明の諸儒の道學、心學の沙汰に至つては、正しく、浮屠の學、佛祖の敎外にして、淫聲・美色の人を惑す事、甚だ、重きに異らず。此故に、漢唐の諸儒は、事物の弊あらずして、宋明の諸儒は、皆、其の事を高尙にし、隱逸を以て、大倫を亂すに至つたのである。然れば、深くこれを闢ん事、孟子の楊・墨、を距ぐにも類すべきか。予昔し程・朱の說を尊信し、其文義を深く味ひ、これを身に試み、人に試ること久うして、初めて、程・朱、の學の、聖道に同じからざることを知つたのである。是れ全く、程・朱、の敎によつて、今、此の宗を得たのである。故に、程・朱の學を毀排せん

陸象山・王陽明と、程・朱

に處なく、これより、元明の學者、こと〴〵く、程朱の學を宗として、聖人の敎、殆ど廢る。その故は、程朱の解を本とするが故に、聖人の言行、悉く、程朱の私見に落在するに至つた。乃ち、聖人をして、塗炭に坐せしむるの謂である。

九「陸象山・王陽明が學は、正しく佛見なり。程・朱は、これに異なれば、少しく違ふ處ありとも、學者、これを宗とすること可ならんか。」

學の道筋は、異なりと雖、程・朱・陸・王ともに、聖人の學を失却するは、同じことである。唯、五十步、百步の間のみ、其故は、共に、性心を了覺するの工夫を事として、格物致知の用を知らないのであるから、其の了覺するところ、悉く異端の指す所となるのである。こゝを以て、終には、三敎を一致とするに至るのである。要するに、三致一敎なるを、三敎一致とし、儒、釋、道の敎、何れも、善をすゝめて、惡を懲らす、是の敎は、一筋である。さて、致（ムネ）と指す處は、各、異にして、其違ひありと知る可きである。其致（ムネ）違へば、其の敎も、又同じからず。然るを、世儒は、是を一致と云へる、これ、聖人の旨を知らないのである。

十「程・朱・陸・王の學、いづれも、賢者の旨より出づ。然らば、拂棄す可らざるか。」

つたのである。太極を超出せんと云ふは、既に、聖人の學にたがふのである。是れ、六合の外に遊ぶものと云ふべきか。無極も、亦太極と一事なりといはゞ、何ぞ、此の無益の二字を加ふべきぞ。既に、無極と云ふからには、太極と同じとは、言ひ得べからざることである。是れ皆、聖人の書の實を盡さずして、意見を以て深長を加ふ。まことに、宋人の助長に異らず。明道の程子、これに慣つて、胸中の洒落、光風霽月を事とす。其の門人、廣平游氏、龜山揚氏、藍田呂氏等、いづれも、聖學の旨を失する事、朱子、これを辯說すること、詳である。(出中庸或問)伊川の程子、しばらく、日用を事とすといへども、學流全からずして、專ら、性心を弄したのである。朱子に至て、頻に、日用を以て敎とする事、先覺の及ぶ處に非ずといへども、これ又、性心の自悟を事とし、一旦、豁然の功を待ち、其の言ふ所、專ら、性心の上に執着して、其の行ふ所は、武夷の九曲を樂んで、隱逸の志を九詩にあらはし、曾點が氣象を味ひ、虛靈不昧を覓て、持敬の學を要とす。されば、南宋に及んで、朱子の學を旨とすといへども、格物致知の用法、明かならざるが故に、學者昧うして、暗室に物をさぐり足を動すに似たり。行かんと欲して手足を措

周。程。朱」の學何れの處より誤り來れるや

になつた。唐宋の帝、皆、信用す。さて、信用するに從つて、佛氏に、達人が多く出來て、腐儒末學、これがために、手を拱し、口を噤むに至つた。是れ、古人が「唐以後は、佛氏に聖人有り」と云へる、蓋し此の時に始まるか、そは、聖人を知らざるが故に、佛者に、聖人有りと云つたのではあらうけれども、人傑も亦、此時に多く出たことであらう。そこで宋元明の諸儒は、儒書を解するに、釋氏の説を以てするに至つたのである。そこで、周子が無極の説、邵子が沖膜無朕の沙汰、程子の靜座、朱子の復初等、こと〴〵く、佛祖の意見を借る處である。況や、陸象山(鶴林玉露乙一、有象山自家他家之説」か、自他の辯、王陽明が良知の工夫は、全く釋氏に異らないのである。

八「周子。程子。朱子。の學、何れの處より誤り來れるや。」

漢唐の諸儒、こと〴〵く、訓詁になづんで、文字の間に屈居するは、これあやまりなりとの見地よりして、其の見るところ、甚だ、高きに過ぎ、こと〴〵く聖學を以て、老、莊、佛氏の味に陥れてしまつた。これ、周子が無極の沙汰より起つたことである。聖人は、太極をこそ、本とし玉ひたれ。太極已上に、何等の工夫はなか

佛教流布の年代如何

老子の學を旨としたのである。ことに、魏に何晏あり、晉に王衍が徒あつて、虛無を祖尙し、心を事外に宅くのみであつた。されば、曹參、之を以て、漢に相として、寧一の效を收め、文帝之を以て、富庶の功と成せしかども、只、其の一事にして、曹參が相たるの道明なりとは云へない。又、文帝の治正とも云へないのである。戰國の齊桓・晉文・管仲・晏子・叔向・子產が輩にも、及ぶ可らざることで、晉はこれを以て、風俗、終に、頽廢するに至つたのである。漢には、儒學の輩も、皆、老莊の意見を以て、本としたのであるから、戴記の禮書にも、處々に道家の意味がある。丁度、宋明の諸儒が、儒書を解するに、釋氏の意味を以てせしに同じことである。

七「佛教流布の年代如何。」

佛教の異國に渡ることは、後漢の明帝の時である。然れども、唯佛教の經論佛等、(佛像等?)沙門少々來れるのみであつて、人未だ尊信するに至らなかつた。佛圖澄、鳩摩羅什が輩、晉にあつたけれども、性心の教を事としなかつた。こゝに梁の時初祖達摩、釋氏の人傑として、帝これを信じ、是より六祖に至るまで、相續したのである。六祖惠能は、甚だ、釋氏の達人であつて、是より佛祖の教が、盛

子深く、是を辯じ、これを距ぐのである。これ、似て非なるものにして、利口の邦家をくつがへし、紫の朱を奪ふに異ならずと知るべしである。夫子の鄉原を以て、德の賊との玉ふも、この心なるべく、鄒衍・淳于髡・田駢の徒は、只、術技をことゝし、辯舌を本とす。これ、聖門の徒では無い。況や、其道とさす處に、標準が無い。そこで、孟子の楊・墨を距ぐ所以が、此處に存するのである。

六「老莊の敎は、何れの世に、盛なりや。

戰國より、秦、漢、三國、南北朝に至るまでは、こと〴〵く、道家の學を旨としたのである。楊墨が說は、孟子より以後、其沙汰明かならずなりて、専ら、老莊の道を事とすることになつた。況や、漢の初には、道學の輩に、人傑が多かつた。是れ、秦に書を燒き、神仙を事とするが故なるべく、されば、漢の曹參が致す所も、張子房が適るゝ所も、皆、道家の一術であつた。ことに、商山の四皓が類、全くこれ、道術を事としたのである。文帝、文道家を信じ、武帝、尤も鬼神の祀を敬つたのである。こゝを以て、司馬遷が如き、博知のものも、その貴ぶ所は、老子の敎にあつて、史記の論も、悉く、其旨、老子に歸するのである。楊雄が博覽を以てしても、太玄經は

奇を弄し怪を好む處より起る

孟子の時分の異端

然ればとて、これを、中華に行はんと云へる事、甚だ、愚昧の事である。聖人の教に、事たらざる處あらば、又、異教とも云ふべけれど、何事の不足ありて、又、別傳を尋ぬべきや。只これ、奇を弄し、怪を好む處より起るのである。昔し石勒の佛圖澄に於ける、苻堅の沙門道安に於ける、姚興の鳩摩羅什に於ける、皆、奇怪によつて、これを賞したのである。

五「孟子の時分も、異端多くして、專ら、揚墨をさせるは如何なる故ぞ。」

西山眞氏曰く、孔子、既に、沒して、異端遂に作る。孟子の時に至て盛なり。司馬遷記す所を以て、鄒衍・淳于髡・田駢、が徒より、各書を著して、治亂の事を言ふ。以て世主を干す者、勝げて數ふ可らず。申不害。商鞅の輩の若き、其の害尤も甚うして、孟子の深く距ぐ所は、惟、揚墨の二氏なるは何ぞ。程子「伊川」曰く、揚墨の害は、申韓より甚し。楊氏の爲我は、義に疑ひあり。墨氏が兼愛は、仁に疑ひあり。申韓は、則ち陋にして見易し。故に、孟子、止に、揚墨を闢す。其の世を惑すことの甚しきが爲めなり。と云へり。こゝを以て案ずるに、揚墨は、聖人の道を見ちがへて、同く、聖人を貴しと云へども、聖學に遠く、却て邪辟に陥るが故に、孟

亡ぶる所以であつて、國家の治亂、こと〴〵く、聖學、異端に出づるのではない。國家の敗亡は、異端の制があるからである。國家の治平は、聖學の趣向があるからである。知るべし、世々の人君、聖學を好みしも、國亡び家敗るゝあり。異端を學ぶといへども、國治まり、天下平なることがある。是皆、聖學と思ふ内に、異端多く、異端と云ふ中に、自ら、聖學に因むことを知らざるがゆえである。（頭書、有儒而異端者、有異端而儒者）實に、異端を用ては、亡びざる無く、聖學を立ては、治らざること無しと知るべしである。

四「異端の道を以て、異國の治まれること、釋氏經典に明なれば、これを以て道を亂るとは、言ひ難からん。」

釋迦は、加維國王の嫡子にして、王位を舍て山に入り、佛道を學んで、終に、國土安全なること、尤も然る可し。その故は、天竺國は西戎である。西戎に於ては、佛道を用ひて、國土安全のわけがあるであらう。凡そ五方の民、各、其の性を異にして、國々に、異敎がある。しかれは、南蠻には、回々の敎を用て國治り、北狄は、北狄の道にて、世々、立來ると見えたれは、天竺にて、よく行はるゝこと勿論ならん。

ある。其の身、一人の是とし、一人の行ふことにして、一人の樂むことは、皆私見・臆說・孤議・獨樂である。異端は、身を利して、人を用ひず、身を樂ましめて、大倫を捨て、身を潔うして、世間を顧みず。是れ、其の利とする處、樂む處、潔とする處、共に一人己身の私にして、大道公共底ではない。聖人の道は、樂むときは人と共に樂み、患ふるときは、人と共に患ふ。人を立てゝ己れを後にし、人を利して身を後にし。是れ、異端・聖教・公私・大小の論明白にして、掩ふ可らざることである。されば、異端の道は、一己の道であつて、人これを以て、自ら樂むべきも、若、これを家に施さば、家齊はず。況や、國、天下に及びも無いことである。こゝを以て、世々の政道、聖人の道に因むときは、天下安らかに、異端によるときは、國破れ、天下亡ぶ。たとへば、異端を信ずる主將ありとしても、天下、國家の政道に、異端を用ゆると云ふことあるべからず。只、一人の安樂を云ふのみである。又、主將、聖學に志ありとても、其の道をきわめ(究?)ずして、專ら、性心を弄し、公義公論を事とせざれば、異端を學ばざればとて、其の政道は、異端なのである。こゝを以て國亡び天下亂るゝのである、(頭書、湯武以諤々而昌、桀紂以唯々而亡。)是れ、秦晉の

求二上達一而棄二下學一人物の事、害す可きをば害し、除く可きをば除て、はじめて、人物生ず、その處を得るのである。唯、これを殺さず傷らざるを以て、生を全うすとは言ふ可らず。されば、莠(ハクサ)を取らざれば、苗の生ずること全からず。蘗かびを除き、枝葉を制せざれば、其の大本立たず。鳥獸を狩らざれば、却て人を害し、五穀をやぶる。邪惡の輩を退放して、正道立つ。これ聖人の道である。欲はあればこそ、人である。欲無ければ、草木瓦石に同じ。草木瓦石、何の心あつて、其の心を生ず可きや。用を知らざる故に、體と思ふこと、皆、邪僻である。自了覺を事とするを以て、其の德とする處、私にして德に非ず。性心を事とする故に、日用、日々に暗らし。されば、聖人は、太極より、道を論ずるのである。異端は、無極を以て、道の本とするのである。其の指す所、大に違ふこと此の如し。必竟公論にあらず。只、自己の私說と知る可きである。

三「公論私見の區別如何。」

公論と云ふは、天下の人々これを用て、行ふに利あり。天下の善知の人、これを是とし、上古の聖人これを行ひ、鬼神これに通ずるを、公義・公論・公是と云ふので

應無所住而生其心

設け、異端は、人情を矯め、人情を拂ひ、人情を縱にす。　聖人は、萬物を以て萬物と爲し、各、其の性を盡さしめ、異端は、萬物を以て、一體と爲し、或は、萬物を放下するのである。　聖人は、欲を節し、異端は、欲を絕し、或は、欲に任するのである。　聖人は、體用文質、共に用ひ、異端は、體を事とし、質を旨とするのである。　聖人は、學教を示し、異端は、自悟自證を事とす。　聖人は、日用を論じ、異端は性心を弄す。　是れ、聖教と異端との差異の大概である。

二「能く、天地の外に通ずれば、天地を則とすと云ふべく、人物をそこなはず、害せざれば、人物の性を盡すと云ふべし。　欲あるが故に、萬境に轉ず。　欲する所無きときは、應無所住、而生其心なるべし。　體をつくさば、用は明なるべく、自了覺せば、德、自ら正しかるべく、性心自正は、自ら立つべし。　然るを、異端のあやまりとは、其の惑、何れの處にかある。」

天地の道を盡さずして、六合の外、如何んぞ、知る可き。　生を知らずして、死を知らんとし、人に事へずして、鬼神に事へんことを求むるに異ならず。　唯、高く說て實地を踏まず、尊と雖も、徵無るべし。（頭書、聖人之教、下學而上達。　異端之教、

を制し、是を罰するであらう。これと同じく聖人の道は、天地を本として、人物ののり(則?)を立つるのであるから、教はこれ、天地の道、うくる處は、天地ののり(則?)である。今、聖人天に代て、此の道を人物に明にして、人物をして其の性を盡さしめ、天地の化育を賛く。故に、聖人は、繼天て建極と云ふのである。然るに、天地を父母として天地に背き、人物につらなりて、人物をないがしろにし、己れが意見にまかせ、法禮、事業をすて、自證自悟を事とし、性心を弄し、沖漠無朕を味ること、悉く、聖人の教にそむくのである。

漢の董仲舒の對策に云く、春秋、大一統者、天地之常經、古今之通誼也。春秋公羊傳、隱元年春王正月、何言乎。王正月、大一統也。仲舒借此、而言以明天下道術當統於一也。今師異道、人異論、百家殊方、指意不同。是以、上亡以持一統、法制數變、下不知所守。臣愚以爲、諸不在六藝之科。孔子之術者、皆絶其道、勿使復進、邪辟之說、滅息、然後統紀可一、而法度可明、民知所從矣。

と、此の說、尤も、當を得て居るのである。されば、聖人は、天地を則とり、異端は、六合の外に遊び、乾坤未判、沖漠無朕を以て、其の說を立て、聖人は、人情に從て、道を

くわんがためなり。されば、博施濟衆を以、何事於仁。必也聖乎。との玉へり。博施し濟衆こと、治國、平天下の極にいたらずしては、不可得。これ學者の極功なり。大學の道は、明德を天下に明にして、天下平なりと云にきわまり。中庸の極功は、天地位し、萬物育するに至れり。何ぞ、これを分を踰たりとせんや。云云。

二　異端論

一「異端と指す處は、何れの處のあやまりを以て云へるや。古來の說多といへども、其の實、未だ會せず。如何」

聖學より、異端と指す處、尤も、其わかち分明である。凡そ、天地に則らず。人物の情に戾り、事業を廢し、法禮を捨てゝ、教を立てず、性心を弄する輩は、皆異端である。學教に、此の內、一ヶ條にてもあるときは、異端と號して、必ず、堅く制し、强く禁ずべきことである。たとへば、天下の政道、一に歸して、人君の命、四海に相行はるゝに當つて、若し、諸侯大夫にして、自ら、一家の仕置を立て、天下の定法に背き、大禁、大命を事とせざるときは、必ず、天下の害あるべく、そこで、人君は、速に、

學者辨惑の第一義

學者の分は盡すにあり。

へつべし。學問は、自己の知をみがいて、これを明ならしむるにあるのである。知惠明なるときは、邪正、是非まどふべからず。知惠、不明ゆへに、その惑を知らぬのである。

十四、我が性心を明にいたさば、知惠自ら發明なるべし。唯、知惠を明にせんといたさば、利口にわたつて、實知の明に及ぶべからざるか。明なると云ふことを、能く覺了するのが、學者辨惑の第一義である。物不明ときは、必ず惑ふ。惑ふときは、必ず正からず。人心明かならざるときは、邪正分たれず。邪正分たれざるときは、通ぜず。されば、人、兩眼盲するときは、象をとらへて、異端を說くの惑となる。故に、大學の教は、明德を明にするを以て先とし、誠身の道(中庸)は、明善を以て、初とするのである。

十五、學者の志氣、治國、平天下の功業にありと云はんは、分を踰たるに似たらずや。當時の學者は、名利を捨ることを要として、一點の利害なからんことを欲す。故に、治國、平天下の事に及んでは、更に、これを、さた(沙汰)せず。是、學の實を不盡がゆへ也。學は、何のためぞ。天下に立て政を正し、人の朝廷に立て、人民をす

人物、敎によらずと云ふことなきことは、前に云ふが如くである。夫子も、習相近也との玉ひ、伊尹も、習與性成と云ふ。蓋し、道の準則、事物の禮節は、聖人の建て玉ふ敎なれば、是、外なりと云に近し。こゝを考ふれば、内外相因て、而して後に、この道成就すと、知る可きである

内外相因て此道成就す

十二、學問の道、何れを先として、其の實に至るべきか。

學者の先務は、惑をわきまふるにあるのである。惑は、過と不及との二つから、出て來るのである。元來、聖人の敎は、辨惑を以て要とするのであるから、惑を知らざるときは、學問の標準が、立たぬのである。但し、去惑と不惑とあり。去惑とは、惑そのものを捨て去るの義であらう。是れ、聖人の敎ではない。多くは、異端の沙汰である。聖人は、不惑と敎へられたのであつて、捨て去れとは、仰せられぬ。唯、惑をわきまえよとの敎へである。つまり、惑をわきまへないのが、即ち、惑なのである。

學者の先務

十三、惑をわきまふるに、道ありや。

學は他なし。惑をわきまふべきための學である。學ぶときは、惑、自らわきま

惑をわきまふるに道ありや

孔門の顏子・曾子・子思・孟子の如き、周公・孔子にあはせては、肩をならべ、口を一にしては、云ひがたきことである。次に、書籍は、大學の經一章、中庸・論語・孟子を讀むべし。六經は、其の後に於て、事をくわしくせんには、春秋。其の本を正さんには周易。禮を詳にせんには、禮書。又、四代の風俗、嘉言善行は、書經に、天下の人情風俗は、詩三百篇に盡されるのである。此の外、代々の盛衰、人品、其の作略等は、世々の紀錄に、その評論は、先儒の綱目、綱鑑の類に多かるべく、皆以て、致知の一端ではあるけれども、聖經を以て、その本をきわめずして、只、世智にのみわたらんか。知まち〳〵にして、明なるべからず。

十、聖人にも、學問の用ありや。

聖人には、聖人の學、賢者には、賢者の學、愚者には、愚者の學がある。夫子は、大聖人たりと云へども、學んで倦まず。又、敏而好古ども、不如丘之好學との玉ふ。按ずるに、大聖人といへども學ぶことの盡きざる、此の如し。人間一生の間、學ばざるべけんや。

十一、人の善惡、全く教にありとすれば、道は外より來るに同じきか。

（揚子性善惡混）是れ、心を師とする故である。で、先づ、古の聖人の言行を知り、當時世上のかしこき人の行を考へ、その上に、我心を引合せて思慮いたさば、中らずと云へども、遠からざらんか。

九、古の聖賢、何れを手本とし、何の書を本とすべきか。

釋氏は、釋尊を大聖世尊と號し、道家は、老氏を元聖李老君と云ふも、まことの人倫の大聖人とは云ひがたい。聖人の聖人たるところは、只、今日、日用の道明にして、四民所を得、人の人たる道をつくすにあるのである。大唐には、三五の敎、（三皇五帝）本朝には、神代よりの人皇、最初の作法、皆人倫の常であつて、更に、異説はないのである。是を詳につくせる人は、周公、孔子の外にはないのであるから、唯、周公、孔子の敎を以て、聖敎とし、その書を以て師とすべしである。但し、一事一行の勝れたる人、博識なる人、我れよりまされる人は、皆、我師である。況や、上中古より近代に至るまでの賢人君子、皆、執て以て師とすべしであるが、大道、大義の所、知惠深重の極所は、聖人（周公・孔子？）を以て、則としなければならぬ。其志に、必らず、相違があるからである。往古の伯夷・太公・伊尹・傅說・柳下惠、幷びに、

先づ、文學を、よく心得たる輩を、師として、其文義・字義を心得、直に、聖人の書を讀習し、これを、我心によく思ふべし。思とは、思慮するの義である。思慮するところ詳ならざる故に、見聞になづみて、實を失却するのである。思慮することと正しければ、明白ならざることはない、されども、學ばずして思慮のみを事とすれば、それは、己れが心を師とするのであるから、皆、私事になつてしまふ。そこで、古の文書を學び、今の世事を習ひ、以て我心に思慮すれば、善惡是非、うたがいあるべからず。云云。

八、思慮の道とは如何。

何事をも、詳に考へ思ふて、輕卒にいたさゞることである。但し、思慮ありても、學ばざるときは己が情のまゝに行て、終に、不正に傾かざるを得なくなる。それは、人の情、その氣質に、品々の差がある。即ち、過不及があるからである。されば、その生れ付のまゝの心を以て、思慮のみを事とすれば、皆自己の心上にのみ落つるのである。そこで、無欲なるものは、無欲を以て本體と思ひ、惡心深重のものは、人の性は惡なりと思ひ、(荀子性惡)善惡交るものは、善惡ありと思ふ。

塡殺せられ、(王衍)或は、酒にやぶられ、(魯山)或は、隱れて不レ出。(黃憲)其行を稱すべきにあらず。こゝを以て考ふるに、世間の大欲無道にして、淫亂不義の輩に比せば、是れ等の學者、しばらく、可なりとすべし。さて、世になれ、事を心得、知慮あつて君に事へ、民を使、無二文學一の人には、遙に、をとりて益なかるべし。中庸に、知者賢者は過ぎ、愚不肖の者は不レ及ゆへに、道をこなはれざるとは、かゝることにや有べけん。唯、善惡の不明、自の心を以て師とするがゆへのあやまりなるべし。

五、如何に師を選ぶべきか。

凡そ、師にわざの師と、道の師、卽ち、知德の師の二つがある。事物の師は、古の小學、知德の師とは、古の大學である。云云と答へた。

六、如何にして知德の師、卽ち道の師を求むべきか。

先づ、聖人とは、如何なる人ぞ。と云ふことを、詳に知らねばならぬ。聖人とは、自ら、身を修めて、衆人を治するの實質を、備へた人をいふのである。云云。

七、當代にも、知德の師を見出し得べきか。

性心のさたを事として、氷をゑり、氷にゑがき、取る處なき、荒唐の言を以てし、默識心通を云て、靜坐持敬を事とし、事物にわたるときは、德を以てこれを化すべしと云て、其用をしらず。知慮すべき事あれば、是、術なり。伯業なりと號して、專高尙を事とすること、是、日々に知を失却し、世間を忘却し、至愚至鈍にいたる。されば、如此の教誨は、人倫に生れて、鳥獸、草木になり、たま〳〵ある所の知惠を失て、愚昧黑暗の者となるの事なれば、甚可畏のいゝにあらずや。古を以てこれを證するに、七賢が清淨虛無を事とし、終日、清談して、世事をすて、中にも、稽康が山澤を弄て、七不堪の說を云へるは、まさしく、鳥獸魚蟲のたゝずまいに不異、こゝにをいて、晉の風俗頹廢す。(頭書、「西山眞氏曰、晉何晏王弼、以老莊之書訓釋大易。王衍、葛玄、競相承效、專事清談糟粕五經晉以亡。何晏王衍。自喪其身喪其國」)王衍が風塵、叔寶が玉潤は、人の尊敬せし處也。黃憲が無欲なるは、時月の間、不見黃生則鄙吝之萌、復存于心と稱せられ、元魯山が風物は、見芝紫が眉宇、使人名利之心都盡と嘆ぜらる。其胸中、一點もけがれさる事は、瑤林瓊樹のごとくにして、此世の者とはみへざりしも、世のため人のために、一事の益なく、或は、怯れて

おり。然るに、此教は、各、をのれが說を是として、人の說を不入、見聞の輩、本より、善惡にくらければ、己れが氣質のこのむ處にひかれ、己れがなりにくき事を、つとめをこなふ人を、殊勝なり。と心得て、これに從まなぶ。一たび、學ぶときは、又、外にうつることを不得、蓼の蟲の辛を忘が如きゆへに、（頭書「楚辭云、蓼蟲不知從乎葵藿」）その末々、こと〴〵く相違て、互に相是非する也。若、聖人の道を以て論ぜんとならば、如此教戒は、皆、邪道にして、人の人たる道をとりうしなわしむると云べし。そのゆへは、我、元來、人倫なれば、人に交り、人につかへ、人をつかひて、一生をすなほに送るべきに、山林にかくれ、樹下石上をすまいといたし、海にうかび、木にすくうて、鳥獸を愛し、魚蟲をともなふ。是、聖人の玉べる、鳥獸と群をなすに非や。又、色をみて色とせず、聲をきいて不聲、財寶を土塊にたぐい、無欲清淨を事として、利祿をたち、欲心を癈するは、是、死灰槁木の地位、草木瓦石の非情にして、差別なきに異ならず。況や、書籍、文義の一事にとりつきて、他念をやめ、形式の模樣を立て、格を定むる類は、擔板漢にして、知を失し、世事、日々にくらし。賈達が、大學に入て、書をのみ知りて、不通人間事にことならず。又、

得を論じ、三界を立、六道を云て、生れぬさき、死して後、地獄、浄土を建立し、或は、仙境の長生不死、佛菩薩の身とならんことを、教とするの説あり。 或は、男女の情を絶、飲食の欲を戒、金を山にすて、玉を海にしづめ、あさの衣、あかざのあつもの、一鉢のまふけは、世のついえにあらずと思、色を見て色とみず、聲をきいて聲ときかず。 況や、一切の器物・用具、一つも、まことのことに非ず。 これを手にもとり、心にもいれんは、道に非ず、と思へる教あり。 或は、山林に入て、世をいとい、つかゆべき君父につかえず、あわれむべき類親をすてゝ、山上（ゼンジヤウ）入海して、つねに、座禪觀法し、身を捨、心を懲すを以て、教とするの輩あり。 或は、行住座臥を心にまかせ、情のまゝにふるまふて、禮義をやぶり、律令を不立、心のまゝにいたすを、安樂なり、自由なり、殊勝なりといたすあり。 或は、刑法をたゞし、戒律を守り、文書を以てわざとして、朝夕の作法かたくなに、一向、形を専といたすの教あり。 或は、心性をあぢわへ、何事も一心より出でければ、此心性を、了覺悟道いたせば、天地の間、通ぜざることなし。 と心得、無欲清浄の地をとめて、（認めての意）聖人の仁、中庸の中なりとおぼえ、脱然洒落を事とし、一點の人欲なき所を、味わゆる輩

鳥獸・魚・蟲に至らしむるの敎なり。是、善惡是非を明辨せざるゆへなり。人人、大概の善惡是非をはしると云へども、(頭書「人知善惡是非、唯疎而不實。」)眞の大義大事に及んでは、善惡是非、しり難きもの也。衆好みんずとも、是を察し、衆惡んずとも、是を察せよとは、この心なるべし。周武王の殷の紂を伐しを、伯夷はこれを非なりと云、太公は是を是なりと云。老子は、仁義を大道のすたれる處より出たりと云、易には、仁義を人の道と云へり。況や、そのすへ〴〵の數にたらざる學者、さま〴〵の異論あつて、善惡是非、かつて不分明。これ皆、自の是非を是非として、天下人物の公是公非をしらざればなり。さて、敎を立る輩、古には、楊朱・墨翟・老莊・韓非・申不害が類、近くは、佛氏・禪法、囘々の敎、儒に荀子・董子・賈誼・文中子・韓退之・周茂叔・陸象山・朱子・陽明・各一流の說、一家の學をなし、仙家道流、忌部、卜部。の神道、又、神仙の事をのぶ。しかれども、其敎意、大概、左にしるす。先、天地開闢、混沌未分の說を本として、空寂無物を事とし、一念未生以前に、工夫を付、我乃天地、天地乃我、萬物本一躰なり。と觀じて、天地のさきをうつし、一氣未起所をさとり、神明鬼神の妙所を云、權化奇獨の事を立るの敎あり。又、三世不可

ぶべきであると答へ、且、曰く
本朝は、異朝と相並で、天地の中氣をうけ、神代よりこのかた、人倫の道明なること、異朝にをとらず。文物さかんにして、世世の政道、文武の教戒たゆることなし。されば、此國にをいては、道をまなはざる輩、禍を得、罪に入ぬべし。是、本朝に出生すること、道をまなぶの便あることに非ずや。云云

三、虚學と實學の相違如何。
文字の學者は、異國を以て師とす。大唐と日本とは、同じく、一天なりといへども、國の大小有所、人品萬物の次第不同也。しかるを、必ず異國の風俗になさん事を云、大唐の事を以て、本朝を評し、本朝に居て、異國をねがふ故に、更に日本の風俗に相應すべからず。云云。

四、學文教戒は、いづれも、善をなして、惡をやむるにあるべし。しからば、皆、人の人たるべき道なり。然るに、俗學は、人たるの道に非ざる子細は、いかゞいたせる事ぞや。
聖人の教は、人の道をつくすを以てす。しかるに、後世の學者は、人を以て、草木

六　忠孝論 ―
七　明德論 ―
八　中庸論 ―
九　標準論 ―
十　知行論 ―
十一　貯蓄論 ―

（參考、素行子の安心立命論、祈禱論、夢想論、感通論、靈魂論、宇宙論等は、附錄四、山鹿素行子の信仰參照。）

一、學問論

一、學問とは何ぞや。

學問とは、學びては問ひ、問うては學ぶのであつて、時に、習ふとあるごとく、學べることをも、行にならはして、考へざれば口耳の學になつて、眞實の學問ではない。云云。

二、何を學び何を習ふべきかとの問に對しては、我れ乃ち人なれば、人の道をなら

か樣之わざ來れりと云共、其品々、掛樣明白にしるゝが故に、事物に逢候て、屈する事無之候。是、大丈夫之意地たり。 寔に、心ひろく體ゆるやか成共、可言也。 此學、相積る時は、知惠日に新にして、德自高、仁自厚、勇自立て、終には功もなく名もなく、無爲玄妙之地に可到、されば、功名より入て功名もなく、唯、人たるの道を盡すのみなり。 孝經云、立身行道、揚名於後世者、孝之終也。

右の品々、自讚之樣にきこへ候得共、各へ非可令遠慮候間、書付候。 所々に我等覺悟所有之候間、能々心を付候て、讀可被申候。

さて、素行子の聖學一斑を、紹介せんが爲に、其の著書中より拔萃抄譯せるものに、左の名目を附して、之を掲げ、終りに、聖敎要錄を譯載して、特に參考に供す。

に、世を背き山林に入、鳥獸を友と仕候事に候。又、書物をこのみ、詩文著述を事といたすは、學の慰候而、日用之事にあらず。但、文章も、學の餘分なれば、是を嫌にはあらず。餘力の暇には、詩文章も、不可棄之也。

一我等存候聖學の筋目は、身を修人を正し、世を治平せしめ、功成名遂候樣に、其故は、我等今日、武士の門に出生せる身に候て、五倫の交際有之。然は、自分之心得作法外に、五倫之交共に、武士之上に而之勤有之、其上、武門に付、其わざ大小品多し。小事にて云ときは、衣類・食物・屋作・用具之用法迄、武士の作法ある事なり。殊更、武藝之稽古、武具・馬具之制法・用法あり。大にては、天下の治平、禮樂之品、國郡之制、山林・海河・田畠・寺社・四民・公事・訴訟之仕置・政道・兵法・軍法・營法・城築・戰法有之、是皆武將武士日用の業なり。然ば、武門の學問は、自分計修得いたしても、此品々にあたりてしるしなく、功立不申候ては、聖學の筋にて無之、此故に、右の品々に付て、工夫思案も有之、舊記故實をも勘る事あり。然ば、外工夫・默識・靜座等いたす事、其暇不可有之也。左候とて、無究品々之わざを、一々習知つくすと云にはあらず、前に云ごとく、聖學之定規、いかたを能知、規矩準繩に入ときは、見事能通し、聞事明に成て、い

事に候。されば、たとへ言行正敷身を修、千言萬句をそらんじ申候者に而も、是は雜學に而、聖學の筋に而無之かと、分明にしれ候。又、一言半句申候而も、聖學の筋目を知候人と知れ候。是、定規を以て、正敷勘候故に候。唯今、終に不見不聞の事物の上に而も、右の學筋ヵ尋候得ば、十ヶ條に五七ヶ條はしれ申候。俗學雜學の輩は、十ヶ條の內に、三ヶ條共、合點參間敷候。其段は、我等慥に覺候。依之而、世上の無學成者に、博學成者おとり候而、人に笑はれ候事、出來候樣に覺候。然ば、いかたなくして鐵炮の玉をけづり、定規なくして紙をすぐにたゝんと仕候故、勞而無功、常に苦候而、益更に無之、學をいたし候へば、彌おろかに成候樣に、我等は覺候。

一學問の筋、或は、德を貴び仁をねり、工夫靜座を專と仕候も有之、或は、身を修人をたゞし、世を治平せしめ、功成名遂あり。或は、書物を好み、著述詩文を專といたすあり。此品、上中下よりわかれて、樣々の心得に成行事に候。然に、我等存候は、德を以て人物を感ぜしめ、物いはずして天下自正、垂衣裳而四海平に、修文德而敵自感服せしめしは、黃帝・堯・舜の時代之儀、末代のまなひがたき所なり。是をかた計似せ候而も、其しるし無之儀なり。依之、如此心得候學者は、其志所高尙にして、終

も、世間とは不レ合、皆事物別に成候。神道は、本朝の道に候へ共、舊記不分明、事の端計しれ候而、不レ全候。是は、定而天下國家の要法も、可レ有レ之候へ共、入鹿亂後、舊記斷絶と相見え申候。依レ之、我等事、學問に不審出來、彌博く書々を見、古の學者衆申置候儀共、考候へ共、我等不審之條々、埒明不レ申候間、定而我等料簡相違可レ有レ之と存候而、數年此不審不二分明一候所寛文の初、我等存候は、漢・唐・宋・明の學者の書を見候故、合點不レ參候哉、直に、周公・孔子の書を見申候而、是を手本に仕候而、學問の筋を正し可レ申存、それより不通に、後世の書物をは不レ用、聖人の書迄を、晝夜勘候而、初而聖學の道筋分明に得心仕候而、聖學之のりを定候。たとへば、紙を直にたつに、いか程細工能候而も、定規無レ之、手にまかせ候而、立候へば、不レ殘ろくには不レ成候。又其身はろくに立候而も、人々に、左樣にたゝせ候事は不レ成候。所々定規をあてゝ、裁候へば、大方、幼若之者迄、先其筋目のごとくには裁レ之候。其間に、尤上手下手は有レ之候得共、其筋目は一通に參候。然ば、聖人の道筋と云を、能得心仕候而は、右の定規を知候故、何事にても、其人の學問程には、其道を合點可レ仕候。此故に、聖學の筋には、文字も學問も不レ入、今日承候而、今日の用事得心參候。工夫も、持敬も靜座も、人不レ申候

不器用故に候哉、程朱之學を仕候而は、持敬靜座し、工夫に陷候而、人品沈默に罷成候樣に覺候。　朱子學よりは、老莊禪之作略は、活達自由に候而、性心之作用、天地一枚の妙用、事明成樣に被存候而、何事も、本心自性の用所を以て仕候故、滯所無之、乾坤打破仕候而も、萬代不變之一理は、惺惺洒落たる所、無疑存候。　然共、今日、日用事物之上においては、更に、合點不參候故、是は我等不器用故に、可有之候。　今少合點仕候はゞ可參と存、彌此道を勤候。　或は又、日用事物之上の事は、甚輕、彌如何樣に仕候而も、不苦儀共存候得共、五倫の道に、身を置、日用事物の間に、應接仕候へば、左樣には不罷成候而、つかゑ申候。然ば、樹下石上の住居、閑居獨身に成、世上の功名をすてゝは、無欲清淨成事絕言語、妙用自由成所、可有の樣に覺候に、天下國家四民事理上にわたりては、大成事は不及言之、細事に而も、世上に無學成者程にも、合點不參候而、或は仁を體認するときは、一日の間に、天下之事相濟候と存じ、或は、慈悲を本に仕候へば、過去遠々之功德に成候とまで申候而、實は、世間と學問とは、別の事に成候。　他人は不存、我等如斯存候故、是に而は、學問之至極と不被存候故、儒者佛者に、右之義尋之、又大德有之人と申候に、右の品尋候而、其人の作略を見聞申候に

向上一路の道程

配所殘筆……學問之筋

陰無名子書と題す。然れば、此の序は、他の人なるべきかと云ふに、然らず。たしかに、筆者は、素行子に相違なく、江陰無名子も亦素行子別號の一つであらう。但し自ら、山鹿先生と稱して、自己を客位に置きしは、卽ち、序中に、先輩を罵倒し、且、心を此の教戒遺書に潛めん者、帝王の師たらん乎。と、云ふに憚かつたのであらう。先きには、雄備集五十餘帖を著し、今や、武教要錄三卷を述べて、帝王の師たるべきを說く。すでに、素行子の眼中には、先輩もなければ、師匠も無かつたのである。否、師とすべきは、周公・孔子、讀むべきは、學・庸・論語・準となすべきは周易である。と、如何にも嚴たり炳たるものであつた。今、素行子自ら、比較研究して、而して、斯の位に達したる、其の向上路の道程を聞かんに、

配所殘筆

一學問之筋、古今共に其品多し。是に依て、儒佛神道、共に各、其一理有事と、我等事、幼少ゟ壯年迄、專程子・朱子の學筋を勤、依ㇾ之其比、我等述作之書は、皆、程朱之學筋迄に候。中比、老子・莊子を好み、玄々虛無之沙汰を本と存候。此時分は、別而佛法を貴び候而、諸五山之名知識に逢、參學悟道を樂、隱元禪師江迄、令二相看一候。然共、我等

明にして、聖學の始終とする所なり。云云。

(注意、修教要錄自序參看、又要錄の一、二卷は、道源を論じ三、四、五卷には、學問を、六、七、八、九、十卷に、力行を述ぶ。)

同年、秋八月、又、武教要錄三卷を著はす。其の序に曰く、

武教要錄序

武教要錄之爲レ書也、始レ于二兵本一及レ于二兵法一終二兵戰一。其續集、著レ於二問答一而解二其要法一、其別集學レ於二綱目一而卷レ之不レ盈レ懷矣。古今兵法、亡慮數十百家、世所二尊爲一レ經者七。而當時、兵家者流之士、皆以二俗字一記二臆說一、棄二武經一以二權詐一。或假レ名、或僞レ書、殆惑二高貴一誣二權謀一矣。山鹿素行先生兵家之說、近取二日用之事一、遠論二戰法之謀一、不レ出二孫武子之外一、不レ立二戚少保之下一。唯恨其時之不レ同、戰功之不レ充而已。始著二雄備集五十餘帖一。設二諺解一、今、述二要錄及或問一、皆本二武經伊・呂一于レ文于レ武、卷舒之功、噫大哉。後世學レ兵之徒、經レ文緯レ武、而潛二心於此教戒遺書一者、爲二帝王之師一乎。故作レ序贅二其首一。龍集丙申秋八月。

江陰無名子書。

校ずるに、武教要錄三卷は、素行子自筆の本、現に存す。卷頭、先づ、前記の序を載せ、江

も云ふべく、此の本に於て、素行子一流の聖學は、窺ひ得らるゝのである。其の宣言に曰く、

予、少うして父の命に從ひ、强て書を讀む。中ごろ記誦詞章を好む。壯にして、口に理を、謂ふを嗜み、禪を好み、老莊を樂み、而して殆んど三敎を以て一致と爲し、六經を以て糟粕と爲し、程朱の註釋に因らず、字訓を聞て、則ち註解を爲り、直に本心を指して覺了し、其間の言行、皆、過不及無しと爲し、縱し、過不及有りとても、亦是れ、一事の糟粕耳。以て象山・陽明、猶此地を知らず矣。と近來竊に思へらく、學とは、是れ、何ぞや。修身而已。此を以て、身上に體認すれば、則ち父子の間、君臣の際、始めて、之を知るも致さず之を行ふも力めざるを覺ゆ。玆に於てか、意見を去り、高遠を棄て、近思すれば、則ち向きに爲す所、皆、放僻邪異にして、向きに言ふ所、皆、天に背き、人を惑すの言なり。故に、事物交接の則、天地と悖戾す。是れ道源不明にして、知行口(一字不明但し合一せざるの意義?)易し。夫れ、道源を明にするの術、學問に在らざれば、則ち其知を致さず。其知を致さんと欲せば、則ち力行して、其效を見る。其效を得ざれば、則ち學問して知を致す。此の如きときは、則ち道源、遂に、

問の至善である。道源を得なければ、下學、即ち、向下的に落ちて、向上的、即ち、上達することを知らず。其の學術は、形而下に拘泥して、固陋偏倚に傾き、塞蔀して通じないことになる。唯、道源を言うて、致知力行の功を究めざれば、其の學は高遠に馳せ、心を求めて悟を期し、虚寂を捉へて、虚空を蹈むやうなことになつて、實地とかけ離れることになる。そこで、致知と力行と、道源との三つが、一つでも闕くること有れば、それは、聖學ではないのである。云云。

蓋し、修教要錄十卷を通じて、素行子、何事を論じたるかといふに、學問の目的は、修身であるが、其の目的に達するには、三つの要素があるのである。一に曰く、道源。二に曰く學問。三に曰く力行。即ち是れである。と、

茲に、注意すべきことは、素行子が修教要錄の序に於て、既に素行子一流の聖學を唱道すべく、即ち、自己の學系と、自己の向上と、自己の主張とを、明かに宣言して居らることである。乃ち後の聖教要錄が、素行子一流の聖學唱道の宣言に非ずして、既に十年前(聖教要錄の刊行は、四十五歳の時、修教要錄は、三十五歳の時の著なり。)に於て、其の第一矢は、放たれたのであつた、蓋し、修教要錄十卷は、後の聖教要錄の廣本と

學是何。修身而已。以此體認於身上、則父子之間、君臣之際、始覺知之不致、行之不力、於玆、去意見、棄高遠、近思、則向之所爲、皆放僻邪異、而向之所言、皆背天惑人之言也。故、事物交接之則、與天地悖戾。是道源不明、而知行易□也。夫明道源之術。不在學問、則其知不致。欲致其知、則力行而見其效。其效不得、則學問而致知。如此、則道源遂明、而所聖學之始終也。故、今以修身爲的、以道源學問。力行。爲三要。表題號修敎要錄。是因予之學蔽、示同志之一助云。明曆甲申春三月後學素行序。

(注意甲申は丙申の誤?)

要するに、修敎要錄一部十卷は、素行子何事を論じたるかと云ふに、卽ち、自序に言へる如く、學問は、何を目的とするかと云ふに、修身を目的とするのである。修身の要はと云ふに、それは、學問に在るのである。然らば如何に學んで身を修むべきかと云ふに、道體を本とするのである。道體は、天地を以て證となすのであつて、如何にして、道體に至るかと云ふに、學問を以て知る事を致すのである。知ることを致して、如何にして實地に至るかと云ふに、力行を以て效とするのである。致知、卽ち、知ることを致し、力行、卽ち力め行ふと云ふ、此の二つが學問の始終であつて、道體は、學

俗に適當するやうに述べたものである。蓋し、此の書の一半は、政法學にして、其の一半は、社會學・倫理學・教育學とも云ふものであらう。

而して又、治教要錄と、同年に著はされたものに、修教要錄なるものがある。雁皮本十卷九册にして、(七、八合本、)全部漢文である。其の自序に曰く、

修教要錄自序

學、如何是的。以修身爲的了。修身之要。在學問。學如何而修身也、以道體爲本。道體者、以天地爲證。道體如何而至、以學問致知。致知如何而至實地乎。以力行爲效。故、致知力行者、學之始終也。道體者、學之至善也。不得道源、則下學而不知上達。其學術、泥着形而下者、固陋偏倚、塞蔀不通也。唯言道源、而不究致知、力行之功、則其學馳高遠、而求心期悟、捉虛寂、蹈虛空。而不致實地。故、致知、力行、道源、一有闕、則不聖學。之不明世、信宜乎。夫子曰、道之不行也、我知之矣。知者過之、愚者不及也。道之不明也、我知之矣。賢者過之、不肖者不及也。予少從父命、强讀書。中好記誦詞章。壯而口嗜謂理、好禪、樂老莊、而殆以三教爲一致、以六經爲糟粕、不因程朱之註釋、聞字訓、則爲註解、直指本心覺了。其間、言行爲皆無過不及。縱有過不及、亦是一事之糟粕耳。以爲象山・陽明、猶不知此地矣。近來竊思、

瓊山丘濬、衍義を追補す。　天子講官をして、五日に一進せしめ、寒暑を以て廢せずとあり、……參看)が、大學に因て、其の義を布衍し、又、明代の儒者、瓊山丘氏が、西山眞氏の衍義を補つたことであるが、つまり、治平の要を論じ、綱領、條目を明にし、而も、體用一致の上に、格物・致知・誠意・正心の體の用、卽ち其の働きが、脩身・齊家・治國・平天下であつて、曾て、周公が六官を序し、周禮を述べたのも、其の義を見て、其の制を建てたのである。　云云。

又曰く、今、二儒(丘眞二氏)の書に因て、其の嘉言善行を摘述して、治敎要錄若干卷(三十一卷)を編み、殊に、治敎と題したるは、治道・治法を總じての名であつて、治道の下に、正心・修身・力行・治道の四綱目に分ち、治法の下に、君道・御下・風俗の三綱目に分つもの丶、治道・治法は、體用・本末・先後の關係に過ぎず。要するに、體用一致である。　體を論ずれば、必ず、用あり。　用を謂へば、則ち體有り。　是れ、聖學の始終である。　體を謂て用を知らず、用を知て體を知らぬのが、異端の技術である。　云云。

以上の論據に因て著はされたのが、治敎要錄三十一卷であるが、要するに、宋儒の眞德秀の大學衍義と、明儒の丘濬が後に、追補せるものとを綜合して、我が國の人情風

知體者、異端之技術也。論一身之修正、而不推天下之大、則固陋而不全。後之學者、本眞丘二氏之遺書、志撫世安民之良規、而以此書、審思明辨、則於治教之本末、有小補乎。後學素行謹序。

之を要するに、堯舜も亦、自ら堯舜の心を病ましめたるは、如何にすれば、博く、民に施し、衆を濟ふことが出來るであらふか。と云ふ問題であつた。そこで、大學の極致とするところは、何處にあるかと云ふに、明德を天下に明にするといふが、其の歸著點である。然り、聖學の淵源は、玆に、到達して、至れり矣盡せり矣で、古の帝王が、治國平天下の要としたるところ。唯、一言にして盡すべし。卽ち、身を脩むるといふのが本である。此の本から始まつて、治の序、卽ち曰く、次第、曰く節目、曰く先後、曰く緩急、と云ふ順路を行くのであつて、極言すれば、脩身・齊家・治國・平天下に、終極を告ぐるのである。そこで、治と云つても、德あり、知ありで、德は、譬へば、體である。知は、體の用、則ち體の働きである。此の體と用との働きが、一に合し、而して後に顯はれたる者が、始めて、玆に、問題となるのである。

蓋し、宋儒の西山眞氏、(門人の序に、建安眞德秀、大學衍義を著して、之を時君に獻ず。

久、天德日新、地道時敷、理學之名不立、而皆從理學之中流溢、無書無篇、而治可仰。後之執其柄、御其極之君子、憑依遵守此書、而明其趣向、具其節次、則治敎休明、風俗歸厚乎。

門人等拜題。

治敎要錄自敍。

謹核、博施於民、濟衆者、堯舜之所病也、明明德於天下者、大學之所極也。聖學之淵源、到于玆、至矣盡矣。古之帝王爲治之要、一言而可幾。所謂以修身爲本、是也。爲治之序、有次第節目、有先後急緩。所謂修身、齊家・治國・平天下也。凡、治有德有知。德者體也、知者用也。體用合一、而治始可論矣。宋儒西山眞氏、因大學、而衍其義。明儒瓊山丘氏、因衍義、而補其說。皆論治平之要、可謂綱領・條目。體用全備矣。夫德者、格物致知、而誠意正心、是也。推其效、則近而修身・齊家、廣而治國・平天下、炳然可觀。周公序六官、述周禮、雖至微之事、見其幾、而建其制。是有物則有則、而其知之所覃。無不徧也。是所以德知並行、體用一致、而其功大也。今竊、因二儒之書、摘其嘉言、善行、而述治敎要錄若干卷。三代之隆、猶設司徒之職、典樂之官。故、治平之良法、皆依敎成。敎之重可知。是所以治敎爲號也。其篇、治道・治法、而治道其目四。正心・脩身・力行・治道也。治法、其目三。君道・御下・風俗也。治道・治法者、體用、而有本末先後矣。論體、必有用、謂用、卽有體者、聖學始終也。謂體而不知用、知用而不

ざまの根器ある故なり。

次に、素行子三十五歳の時、治敎要錄三十一卷を著す。卷頭、先づ、門人の序に次で、素行子の自敍がある。卽ち曰く。

治敎要錄序

嘗讀論語學而註、云學者效也。歎曰、學而無效、則不實學。何曰實學。窮至事物之理、欲其極處無不到也。能到其極、則表裏精粗、全體大用、無不明。大學者、入德之遺書。而以治國平天下。中庸者、傳授之心法、而到天地位萬物育、擴其學、而不得其效、則不實學、是也。古今論治、專鶩于虛談、唯學俗弊、而綱領條目、殆不備。新安朱子述近思錄、論治體・治法・政事。詳其節目、而後建安眞德秀、著大學衍義、獻之時君。瓊山丘濬、追補衍義。天子令講官、五日一進、不以寒暑廢。蓋其益于治、可知乎矣。治敎要錄之爲書、似因眞・丘氏之書。而其趣向甚殊也。其所著者、大槩二書之所要也。

本朝、雖遠隔中華、其人質、其風俗、尤易敎化。往昔之律令、歷代之格式、略雖存、時異勢差、而不足用之。況、異域之治法乎。凡、道因法而行、法因道而成。故、先生考本朝之俗、賴中國之風、建法制事、而各擧其綱、提其領、斟酌二氏之書、增減其言、先後其說。伏惟、今聖朝承

人のためにあらず。我が今日の受用、しばらくも間斷ある時は、則ち好惡の心起り、善惡の心生ずる故に、平常無事の心に遠かることゝなるのである。であるから、我れ自ら受用をなすべきために、書たのである云云。要するに、此の抄は、三教一致を本としたる修身倫理學に外ならぬのである。而して、此の抄の中に、「委くは辯惑論に、有之云云」と見ゆるに、徵するに、惟揚庫目錄十一番の六に、兵法辯惑論なる書目あり。然れば、此の抄以前に、辯惑論の著ありしが、哲學大辭書「二八一四」の目錄中に」辯惑論一卷と記さるゝ者これなるべく、兵法辯惑論と、同本か異本か、尙、考ふべし。さて、修身受用抄の卷頭に曰く、

凡、萬卷のふみをよみ、五車の書をそらんずるとも、天理の信實にかなはず、明德にさわる外、物をおさめざる時は、皆是、外を勤るなり。孔子・老子・釋迦三教ともに、文字をおぼへ、多聞にいたる事をならへと云おしへ、あらゆる書物に見えず。萬卷の書は、唯、自性明德の本體をしらん、其あししろなり。魚を得ては、うけをわするべし。信實にかなわば、學文を用るにたらすといへり。然るに、心の本體にかなふべき受用、たゞ、我心の信の淺深によるべし。品々の受用をしる事は、人にさま

求めに應じて著したりと云へる、(年譜)修身受用抄の如き、如何にも、穩健なる修身書にして、孔・老・釋の三教ともに、唯、自性の明德の本體を知らん。其の足代なり。「魚を得ては、うけをわするべし。信實にかなわは、學文を用るにたらず」と云ひ、先づ、第一に、人は信勇なるべきことを論じ、「富貴にもおごらず。貧賤にもむさぶらず。威勢權柄にも心屈せず。金銀を見ても心動せず。七情來りても心動ずる事なく、逆境・順境共に、明德、さらに、轉動しないのが、是大丈夫の信勇である」と說き、次に、「物を迎へて物を追ふ。莊子の所謂る將迎の心から離れ、他の非を見て、他の非を取り、明德の本體を明にして、たとへば、水の流るゝが如く、晝夜四時、念々相續し、我と慢とに捕はれず、必ず、慢心我心は、道をさまたぐる害物なれば、常に、愼み、而して陰德を施せば、必ず陽報ある故に、勉强して實行せよ。且つ、良智・邪知とて、本心性善の所より出る智慧が良智であつて、邪知と云ふは、見事なりと見て、其下に邪念をおこし、聞たる所にまどひを立て、或は、物をうたがひ、或は、物をすいりやうする。是を神道には、二見と云ひ、佛道には、二念と云ひ、儒道には、邪知と云ふ。故に、此の意を辨へて、常の心を失ふべからず。常の心とは、信實受用の根源である。云云と結論し、此の抄は、更に、

らず。是れ、矯てこしらふる故也。

又、

欲は、情の發而感スルニ外わざなり。此心なきときは、人に非ず。凡そ、知識あるもの、皆、欲心あり。ことに、人の知は、萬物に過るを以て、其欲心も、又萬物にこゆ。此欲心あるより、聖人の道にも至る可し。更に、欲心をきらふものに非ず。欲の過るを惑と云ふ。足らざるをも惑と云ふ也。(中略)晳の平公の女色に過る事を戒むるの言也。されば、古の聖人賢人、人の欲を節するのみにして、此欲を止め、これを絕するの敎にあらず。是、欲は人の性情の、動て物に感ずる處にして、非スレ無シハ之を以てなり。異端の敎は、過てこれを斷ずるに及ぶ。

人間主義の主張

かくの如く、素行子の主張は、どこまでも、人間主義であつて、日用本位の軌道を行くべく、暫くも、離るべからざる、實行主義の宣言を公にし、所謂る新主張を唱道するに至れるまで、如何に、比較され、如何に、硏究されたるべきか。今、其の向上の跡を尋ねんに、素行子が、十六七歲の時に、著はしたと云ふ、大學中庸諺解の如きは、朱子直系の相承、林道春、幷に永喜口授の講義筆記とも見るべきか。次で、二十七歲の時に、某の

謫居童問に、

天理人欲の字は、樂記に出たり。天理とは、率性道。其の條理不亂を云也。人生而靜天之性也。と云へるなり。人欲と云ふは、情欲也。乃ち、感於物而動、性之欲也。といへるなり。人欲を去ものは、人にあらず。瓦石に同じ。瓦石、皆、天理明なりといわんや。されば、樂記に所云は、好惡無節於內、知誘於外、不能反躬、天理滅矣、人化物也者、滅天理、而究人欲者也、と出たり。これ、情欲にひかれて、性の道を失するものゝさた也。然るに、宋明の學者、異端の說に習て、德の心得を以て、異端の說を附益す。故に、去人欲の說ある也。

又、

曾點は、老莊の學を事とし、心を虛無恬淡にあそはしめて、世路のわざ、人間の事を、ことごとく、塵視するの徒なり。 豈、聖人、これを以て是とすべけんや。

又、

異端の敎とする處は、身に試みず。 人に試みずして、其の意見を以て立る敎なる故に、其人によつて、たまたま、其行を遂にありといへども、人人、行て得るの道にあ

學問とは何ぞや

宋儒の陋見

であると云ふのである。大學に、格致より平天下を論じ、易に、太極より卦爻の變を生ずることを詳にす。是れ乃ち、聖學の一統にあらずや。（後載の異端論參看）而して又、學問とは何ぞや。（後に載する學問論參照）との問に答へて、曰く、人の人たるべき道、是れである。異國の人たるべき道ではない。本朝の人たるべき道である。そこで、先づ、師を選ぶべく、事物の師と知德の師とに就いて、自ら、思慮を練り、之を力行經驗し、溯つて、大道大義の源泉、知惠深重の極所たるべき、周公・孔子に肉薄せよ。讀むべきは大學・中庸・論語。其本を正さんには、周易あり。云々（謫居童問）

素行子の學問は、此の如く簡明に、此の如く直截なるものであつて、どこまでも、理論的でなく、實際的である。どこまでも、演繹的でなくつて、歸納的である。そこで、空論より實利、形式より本能、日用の左往右來、そのまゝが學問であり、道である。離るべからざるものならでは、道と云ふものではない。其の他のことは、如何に、名論でも卓説でも、それは、上ノ焉ヨリ者にあらざれば、下ノ焉ヨリ者であつて、取るに足らないものである。先づ、我等は人ならざるべからずと、宋儒の陋見を根本的に、覆したのである即ち曰ふ。

ある。是れ、太極より陰陽四象相生じ、六十四卦、三百八十四爻に至り、其の變は、數を重ねても、盡す可らざることわりになるのである。伏羲・文王・周公・孔子は、皆、人の太極である。天地は、萬物の太極である。故に、太極を以て、太だ極ると云ふのである。外に、太極と云へる工夫ありとすれば、乃ち是れ、聖人の太極ではないのである。周茂叔、其の學高きに過ぎて、太極の上に、一層を爲し、無極と云ふ。是れ、聖人の道ではない。聖人の道は、太極にして究り無く、盡くること無く、外に無極と云ふべき所はないのである。凡そ、伏羲・神農・黄帝・堯・舜・禹・湯・文・武より、周公・孔子に至るまで、皆、日用の間、天下、國家、人物の道を論じたのである。是れ乃ち、太極であつて、天地の外。萬物の太素。天地未分の說。死後の沙汰などは、聖人の所論ではないのである。然るに、無極而太極と云ふは、太極の外に、一段を立てゝ云ふのである。豈是れ、聖人の敎なるべけんや。若し、太極も無極にして、別ならずと云ふならば、無極なるの言は、是れ、何の用ぞや。一たび、無極の說出でゝより、宋・明の儒者、皆、是れを師として、其說くところ、空渺にさかのぼる。無極の言、其害、頗る、大なるものがあるのである。故に、吾れは、彼等を目して、聖人の罪人、後學の異端

始に溯つて、簡明直截に、直に、周公・孔子の懐に就かんことを求め、而して之を得たのである。既述の如く、素行子は始めよりして、朱子派中心の學者であつたのだから、朱子派の學系を、全然に、脱却されたのではないやうである。つまり、人と云ふ立場より、聖人の道を窺ふ場合と、所謂る中華の民と云ふ立場よりすると、更に、日本人と云ふ立場よりするとの見解が、後に、素行子一流の、主張となつたのであらうと思はる。然しながら、素行子の聖學が、全然、朱子學中心でなかつたことは、周。程。朱の學問の其の根本誤謬を、周茂叔が著はせる、太極圖説の杜撰より起れりと爲し、太極已上に、何の工夫がからん。太極を超出せんと云ふは、既に、聖人の學に違ふものである

程朱の學問の根本誤謬

と喝破したのである。

諸居童問　太極論

太極輪

「易に太極の説あり、是れ道の大原なりや」。との問に答ふ。

太極と云ふ、乃ち、甚だ、極致せるの言である。故に、格致の極功、其の至善に止まれる、是れ太極である。外に、太極の説なるものがあるのではない。格致至善に止る處より、天下の道行はれ、數千萬條たりと雖、其の條々、皆此の太極を出ないので

〔二〕山鹿素行子の聖學

（畢竟するに、日用的、必然的、武士道的）

朝川善庵、嘗て素行子の像に贊して曰く「所謂る是れ、兵家者流、豈先生の儒者たるを知らむや」。（附錄八、山鹿素行子肖像贊參看）と。然り。素行子は、儒者である。而して、其の學系は、前章、既に、述ぶるところの如く、常に、比較研究の上に立ちて、後終に、所謂る素行子一流の哲學を唱道するに至つたのであるが、其の鋒鋩が、現はれたのは、彼の聖敎要錄の刊行に非ずして、其の十年前、即ち、素行子三十五歲の時、修敎要錄十卷を著し、而して漢唐宋明の儒者を罵倒せしに始まるか。蓋し、修敎要錄十卷は、聖敎要錄の廣本とも云ふべきものであるが、此の著に於て、たしかに、破邪の一矢は放たれたのである。曰く「天地の法則に則らず、人物の情に戾り、漫りに、性心を弄し、自證自悟を事とするものは、悉く、異端である」と。

蓋し、素行子の聖學は、飽くまで、比較研究の上に立ちて、終に、煩瑣に堪へず。寧ろ、原

朝川善庵の素行子贊

素行子一流の哲學唱道

自證自悟は悉く異端

伯に禮を司しむ。禮五つありて、吉禮を以て先とす。吉禮は、事邦國之鬼神祇とはこの心なれば、本朝の制、異朝大聖の立玉ふ處にことならず。今、神道をとりちがへて、尤、怪異甚深のさたをなすことは、まことの神道に非ず。されは、忌部廣成が、古語拾遺、卜部兼延が、名法要集等に、家々傳來相承をいへり。皆是、奉仕主神事之宗源也。と云へる、神書の言によつて、唯一宗源の神道と云へるといへども、異說多くして、一決しがたし。只、事神のわざをしると、遺勅の神道と、此二つにきわまれり。ともに、聖人の道を以てせざれば、難信用也。

又、

異朝には、聖賢こもごも起り、治亂さまざまありといへども、いまだ、本朝をだに考へずしては、異朝のこと知て、更に、益なし。知と云ふとも、利口にわたりて、急務に非ざるなり。傅說が高宗に戒むる處、只、その先王先世のことを學び玉はんことを云て、異國の事を知り玉へと云にはあらざるなり。云云(謫居童問)

に、聖人以神道設教而天下服矣。と云へるも是なり。中古より以前に、朝政と神職と、二つにわかれて、既に、天照太神、伊世に鎮座以後は、神職の家相定り、神事、祭禮の役義を知るのみなれば、この家流、乃事神の道をしれるにて、まことの神道とさす處は、代々の天子、三公の家に相傳はれりと可知也。往古神勅と云へることあり。天照太神、高皇產靈尊、崇養皇孫、欲降以爲豐葦原中國主。卽勅曰、吾兒視此寶鏡、當猶視吾、可與同床共殿、以爲齋鏡と、これまことに、萬代寶祚をふましめ玉ふ、帝王受授傳法唯一の神道なるべし。されば、寶鏡を與へ玉ふ時の、當猶視吾の四字は、孝子順孫、不改父祖之道のまことにして、乃、大學の教、在明明德の四字、堯・舜・禹相傳へ玉ふ、允執厥中の四字にことなるべからず。これ聖人の大教なり。こゝを以て案ずるに、本朝、又東方の君子國にして、異國の聖聖相續にことなることあらず。順德院の御記(禁秘抄)にも、禁中の作法、先神事、後他事。旦暮敬神之叡慮、無懈怠。白地、以神宮幷、內侍所方、不爲御跡。と出たり。諸官を立らるゝに、以神祇官爲上こと、皆、宗廟社稷を重じ玉ふゆへなり。されば、都宮の制、右社稷(小宗伯)左宗廟(曲禮)君子將營宮室、宗廟爲先。凡家造。祭器爲先。と云へるに同じ。周公制官、春官を立て、大宗

の聖賢も亦然り。故に或は賢を尙び、或は文を尙び、或は文質幷び行はれ、周は農を以て興り、天子后妃必ず親ら耕蠶して、而して農桑を導く。漢始めて元旦の賀禮を行ひ、以て君臣相和するの屬ひ、皆な一代の制なり。周の禮は萬代の模範にして、而かも夫子は顏子に告ぐるに、夏の時を行ふを以てす。然らば乃ち事は今日時物の情を通ずるに在る而已。代々の變易、怪むべからず。

神道論

「本朝は、往古より、神道を以て貴とす。是れ又、聖教に異なるか」。との問に答ふ。

本朝、往古の道は、天子これを以て身を修め、人を治め、人臣これを以て君を輔け、政國。乃神代の遺勅、まさしく、天照太神至誠の神道也。當時の神道とさす處は、皆事神の道にして、神職の所知なり。上古は、神職を司る人、乃ち、朝廷の政をしるがゆへに、神職と云、朝政と云、二つあらず。しかれば、神人一事にして、更に、わきためなし。このゆへに、神につかふる事を得る人は、乃ち、天地の理に通ぜざれば不合ゆへに、神職を、甚重んじて、大臣これをかねたり。これ、知禘之說者之於天下也、其如示諸斯乎。指其掌。とは、この心なるべし。禘は、乃祭天の名、天下の大祭なり。易

ふに、朝衣朝冠を以て塗炭に坐するが如し、然かも夫子、舊惡を念はざるを以て之れを稱せり。春秋の書たるや亂臣賊子を懲すが爲にして、而して楚穆王その君父を弑する、夫子嚴にその罪を書す。好を修するに及びて、其の臣、名を書し使と稱し、管仲その讐を相け九合に及びて、仁を以て焉れに與ふ。問ふ所の說の若くんば、乃ち君を弑し讐を相くるの罪、豈に好を修し九合の後を掩はむ乎。然るに夫子の筆言此の如し。蓋し馬子が弑逆、太子討せず、猶ほ晏嬰蘧瑗が君を弑する謀を與り聞き、而して其の禮を建て章を捌め、以て天下の人心を化するが如し。豈に好を修し九合するの屬ならむ乎。其の短を護るが如き者は、一家の私言にして、公議に非ざる也。

或人疑ふ。中華禮義の制は、一定の事なく、代々變易するは何ぞや。

愚謂へらく。禮に一定の則あり。而して一定の事なし、是れ乃ち禮の實なり。時に治亂あり、地に豐凶あり、人に長幼交代あり、事に儉奢あり、物に始終新舊、有餘、不足、あり。豈に一定の事を以てせん乎。故に一定の則を以て、其の宜を制し、天地人物の性情を通ず。是れ神聖の禮なり。豈に唯だ中華のみならんや。外國

るが如く哭泣の聲、道路に盈ち、耕春は耒杵を釋く。然らば乃ち其の功化、聖德を以てするも亦た宜ならず乎。蓋し此の時釋氏の敎へ專ら熾んなりと雖も、未だ心性を弄し、空虛を彫るの太甚しきに至らず。唯だ專ら信じ篤く敬し、以て福を祈め奇を尙ぶのみ。故に太子の建つる所の憲章は、禮を以て道を制す。幷せ按ずべき也。俗儒皆な疑ふ、憲章に三寶の說あり、然らば乃ち之れを信ずるに足らずと。愚謂ふに、憲法の內に、一條三寶の敬篤あり、一の非を以て十六條の是を掩ふは君子の志に非ず。其の寺を建て、僧を度する者皆な西敎の染習なり、憲章の如きは、尤も治世の要戒豈に信ぜざる可けむ乎。後世太子の過謗を尊信し、悉く其の實を銷し、以て其の私記臆說を附會牽合す、更に、言論するに足らず。たゞ日本紀により、證して之を見つ可し。

或人疑ふ。太子先に弑逆の過あり、奚ぞ後善を以て其の大罪を掩はむ乎。今論ずる所、最も其の短を護るに似たり。

愚謂へらく。天地の道の寬大にして克く容る故に高明厚博にして息む事無し。神聖焉れに法る。故に悠久にして疆り無し、嘗て聞く、伯夷が惡を惡む、惡人と云

唯だ本朝は、神聖相續ぎ、大賢英才日に輿り其の宜を把りて、其の禮を制す、是れ乃ち天地人物事義の中、至誠息むこと無きの道なり。故に皇統、天壤と窮り無く、禮義因循して、天下これに由る。惜い哉、舊紀の詳かなるもの、入鹿の火に厄すること。然れども世々人に乏しからず、若し其の遺風餘烈に因りて、以て禮樂の實を斟酌する、亦た難からず乎。是れ中國の稱、唯だ本朝の虚名ならざる所以なり。

或人疑ふ。八耳王子は聖德と號す。殆んど其實無き歟、馬子の弑逆を討ずること能はず、西敎を信じて浮屠の法を熾んにす。其の本大に聖德に違ふ乎。

愚謂へらく。馬子弑逆の罪は、太子の聰明なる、未だ曾て其機を知らずんばあらず、良史『太子八耳天皇を弑す』と書して隱さずんば太子又た法の爲に、其の惡を受く可し、太子、蘇我の勸引浹洽に因りて、以て異敎を信ず。尤も不可なるの大なり。竊かに按ずるに、太子、推古帝に攝政して、而して其の行ふ所、其の施す所、治道の休善、皆な神聖の道にして、西域の敎に非ず。其の憲章を述作するや、禮を以て人民の本と爲す、其の好みを外國に通ずるや、天皇を以て抗稱して屈せず、其の聰明度量容知寛仁なりと謂ふべし。故に天下大に化す。其薨ずるや、少壯考妣を喪す

あるの名歟。

愚謂へらく。二神、磤馭盧島を以て國中の柱と爲す。之れ乃ち本朝は天地の中たる也。天照大神、天上に在して曰く、聞く、葦原中國に保食神ありと。又、高皇産靈尊、天津彦瓊々杵尊を立てゝ、以て葦原中國の主を爲さむと欲す。是れ天神皆な此地を以て中國と爲たまふ。是より歷代、中國と稱す。蓋し地は天の中にありて、而して中國また其の中を得たり。是れ乃ち中の又中なり。土、天地の中を得るときは則ち人物必ず精秀にして、事義また過不及の差なし。本朝の太祖天御中主尊、國常立尊、其の尊號名義、既に常中の言あり。以て國中の柱を建つ。故に其の中國たる所以は乃ち天然の勢なり。竊かに按ずるに、外朝の聖靈、諸れを此に論ずれば、則ち殆幾ど厚に過ぐ。所謂る衣に裘毳あり、食に牛羊あり、居に榻牀あり、廟を釁るに牲を以てし、誓盟に牛を殺し、喪に含斂あり、婚に娣姪を媵するの類是れ也。西蕃の釋教、諸れを此に論ずれば、卽ち太甚澆薄にして及ばざる也。其の髮を髡し菜を食む、運水搬柴して以て道と爲し、祭に蔬麵を用ひ、喪に火葬あり。其の大に及んでは、終に君を無し、父を蔑し、倫を亂るに薄るの類これなり。

德を崇ぶの義なり。言行の暴惡横邪なる、天靈を祖父とするも、亦免ること能はざる者は、之れに反けば也。夫の二神は白銅鏡、天瓊矛を以てし、天祖は三器を以て天孫に奉じ、別に寶鏡を以て其の勅を嚴にし玉ふ。是れ乃ち萬世身を修め德を宗ぶ所以の神教なり。蓋し神聖、靈鏡を以て其の教を表す、豈に其の由無からむ乎。竊かに按ずるに、人物皆な此性心あり、而して人の萬物の長たるは、其の知萬物より靈なればなり。靈とは何ぞ、明にして惑はざる也。其の知明かならざれば卽ち禽獸に異らず、知りて惑ふは、卽ち未だ、其實を致さず。故に道を修め德を宗ぶは、唯だ其の知を致むるにあり。其の知致まらざるときは、卽ち德とするところ、道とする所、皆な私意に落在して、專ら、己が德とする所を德とし、己が道とする所を道として、公共底を得ず。所謂る公共は、天地と其の德を同じうし、人物と其の道を共にし、古今以て因り、尊卑以て共にす。乃ち神聖が極を建てたまひし道德なり。然して夫の致むる所唯だ此の知に在り。故に寶鏡を以て神勅を表す。是れ外國の大聖、大學の道は致知格物を以てする所以なり。

或人疑ふ。本朝、中國と稱する者は、直に以て之を稱美する乎、又其の以てする所

諱むの戒を嚴にし、圓頂桑門は輦前に進むことを得ず、僧尼の獻物は内侍所に上ることを得ず。是れ乃ち異教を禁ずるの明戒なり。

異教を禁ずる者は、其の教を異にし、以て諸れを天下國家に施すべからざれば也。後世に到りて、岐路分派し、人々その情を縦にして王道津に迷ひ、神も亦た靈を遠ざけ、聖も亦た與らず。各々其の私說臆意を信じて、諸れを朝庭の正教に規さず、而かも微言日に隱れ、異端競ひ起りて、以て其の本を忘るゝに薄る。道家世に行はれざるの說は、明の宋景濂が日東曲に出づ(日東曲に曰く、青牛不レ渡大洋海莫レ怪人無レ識ル道書ヲ注に曰く、國中に道士無し)と凡そ仙道も亦た人の奇なり。何れの國か之れ無からむ乎、中華の仙道、舊紀口碑に泛々たり。宋濂何をか知らん哉。是れ治教の補に非ず、唯だ氣を養ひ生を貪るの事、之れを論ずるに足らず、姑らく是れを含く。

或人疑ふ。中華の教に、身を修め德を崇ぶの審かなる、未だ焉れを聞かずと。

愚謂へらく。神聖の天に繼ぎて極を建つる、身を修め德を崇ぶの道にあらずんば非ず。知德の顯象著明なる、身を立て名を揚げ、迹を日月に垂る者は、身を修め

情に本づく其の敎の端を異にするもの、皆な水土の差、風俗の異なるに因れり。五方の民、各々その性ありて以て同じからず、唯だ中華は天地精秀の氣を得ること、外朝と一なり。故に神之に授けて、聖これを受け、極を建て統を垂る。天下の人物、各々其の處を得て、殆んど千年に幾し。而して後に住吉大神、三韓を我に賜ひ、初めて外國の曲籍相通じ、以て其の揆を一にせることを知る。其の神敎と曰ひ、其の聖敎と曰ふ。其の皇極の受授、天下の治政、猶ほ符節を合せたるがごとし、是より信を通じ好を修し、其の經典を摘み、其の文字を便りて、以て今日の補拾と爲す也。佛敎の如きは、徹上徹下悉く異敎なり。凡そ西域は外朝の西藩なり、其の水土は西に偏し、天地の寒暖燥濕甚だ異なり。民其の間に生ずるもの、必らず偏塞の俗あり、釋氏は彼州の大聖たり、其の水土人物を融通し、以て其の敎を設く、其の道は西域に可にして、諸れを中國に施すべからず。夫れ耳を信じて奇を求むは、人情の少噉、何れの時か否ざらむ乎。釋敎一たび通じて、人皆な之れに歸し、天下終に習染して、其の異敎なるを知らず、牽合傅會、神聖を以て佛の垂迹と爲すは、猶ほ腐儒の太伯を以て祖と爲すがごとし。吁是れ何の謂ぞや。先に天神、彼を

ざるは、其儉を照にする也。人統の授時、以て夏の時に用ゐるに比すべし、故に之れを舍きて論ぜす。其の中人の如きに逮びては、外朝の人材、更に中華に抗るべからず。凡そ春秋傳に載する所の亂臣賊子、及び名家冑族の冒惡沉婬。中華未曾有の屬乏しからず。況んや傳の前後をや。詩賦章句の如き、皆な外國を祖として、中華の文士、此に鳴る者、枚擧すべからず。仲滿、圓載は、盛唐の李、王、皮、陸に金蘭たり。唯だ此に鳴るのみにあらず、彼に愧ぢず。粟田、阿倍は、中朝の微臣にして、而かも或は宴に麟德に陪し、或は寵を肅宗に稟く。唯だ文章に愧ぢざるのみに非ず。幷せ按ずべき也。書畫百工の技、劍刀器械の藝も、亦た多く外國に愧ぢず。高麗は、本我が屬國なり、文と云ひ武と云ひ、又、外朝に比すべからず。況んや中華に於てをや。故に漫に表して愧を受け、鐵楯的幷びに羽表を獻じて、共に中華の文武に恐懼す。後世橘正通、少くして硯席を事とし、對馬守親光虎を射て、麗王各各、美官厚祿を授くるの屬ひ、其の人物言はずして之れを知るべき也。

或人疑ふ。儒と釋道と、共に異國の敎にして、中國の道に異る乎。

愚謂へらく。神聖の大道はたゞ一にして二ならず。天地の體に法とり、人物の

愚謂へらく、學は授受效習の名なり。既に人物あるときは、卽ち未だ嘗て授受效習の義無くんばあらず。謹んで按ずるに太古の天神『宜しく汝往きて循るべし』の教有り。而して二神之を受け業を傳へ、乃ち唱和の效あり。天孫また神勅を受けて其の志を繼ぎ、人皇床を同じくし殿を共にして、以て神靈の教を效習す。惕若として心を小にし、以て如在の誠を存するは、皆な是れ授受效習の義なり。典籍は、史氏その事を記す。而、何ぞ必しも書を讀み簡を執るのみならむ哉。況んや入鹿が亂に書厄あるを乎。夫れ外朝は優文の水土にして、而して學字を言ふは、始めて伊訓に出づ。然らば卽ち五帝の盛も、大夏の謨も、學無しと爲む乎。俗學未だ學を知らず、故に文書を盡するを以て學と爲す。是れ章句の末なり。

或人疑ふ。外朝及び高麗は、中華の人材に比せば、其の優劣如何。

愚謂へらく。地に東西の阻あり、世に前後の差あり。而して中華の神聖と、外國の聖人と、其の揆を一にする者は、上知移らずして、天地の秀氣に同する也。夫れ仕吉の神勅は、以て堯・舜・禹の授受に比す可し、清廟茅屋粢食し鑿せざるは、以て神廟の制にすべし。春秋傳に言ふ、清廟は茅屋、大路は越席、大美は致さず、粢食鑿せ

此道致めずといふこと無し、紅藍紅を染めて、線、藍より紅なり。青藍青を染めて、色、藍より青きものは、其の染練の久しきに在り。故に穴居野處して、棟宇閣樓に至り、汗尊杯飲して、簠簋(ホキ)罍爵(ライシヤク)(マツリノサカヅキ)に訖り、結繩鳥跡より科斗篆隸に屆る。皆な其の初め太だ疎にして、經歷の漸、飾文潤色して、竟に善盡し美盡するに及る。然らば乃ち太上は素朴以て稱ふ。若し修飾を求むるときは、卽ち太早計のみ。

或人疑ふ。後世修飾の禮は殆んど神聖自然の誠に非ざる乎。

愚謂へらく。天地人物は、皆な自然當然互ひに相根ざす。蓋し陰陽の積累許多にして、而して後に這の天地あり、此の人物あり。是れ當然の則なり。陰は自から降り、陽は自ら昇るは、天地萬物自然の道なり、若し自然を必とすれば、虛無を本とし悲糸に薄り若し當然を專らとすれば修飾を要して驪黃に投る。神聖の道に、自然當然あり、其の事物に因りて、其の道に致るのみ。故に草業潤色相因りて、後に天下の禮行はる。

或人疑ふ。中華に典籍の證すべき無し。而るを今、學教を以てするは、庶はくは附會に幾からむか。

ふと。禮に於て最も畏れつ可けむ乎。

愚謂へらく。禮は天地の道に本づき、人物の情に從ひ、數世の勢を鑑み、以て其の制を節す。故に草昧の始めは、禮の全備、之れを求むべからず。外朝の伏羲、女媧、兄妹にして以て夫婦と爲り、堯舜同姓にして、以て婚姻を爲せり。並せ按ずべき也。且つ禮は、必ず一代の制あり、水土の差あり、故に禮は其の至誠を以て之を品節す。外朝の例を以て準ずべからず。

或人疑ふ。神聖の天縱なる、盍ぞ一擧して萬目を備へ、後世の修飾を待ちて、而して後に潤色せざるや。

愚謂へらく。事物の生成は、必ず時あり勢あり。機微の豫め備はる、時勢未だ及ばざれば、卽ち著明乘行すべからず。能く時勢と屈伸する者は、神聖なり。凡そ卵仁、既に時夜棟梁の機を備へ、而して卵仁に向ひて之を求むるは、太だ早計なる者、時勢の然れば也。卵仁未だ嘗て其の機無くんばあらず。蓋し神聖の智や、德や、既に大極して含蓄し來る。草昧未だ遠からず、時勢の屯蒙なる、未だ微を發すべからず。皇統連綿の後、人情の恒、事物の感、掩ふべからず、而して品節修飾して、

記誦の耳を信じて、其の本とする所を忘るゝなり。竊かに按ずるに、人の壽夭は必ず世の渾濁に繫る。上古の人は壽多し。人の度量は、必ず地の水土に襲る。中華の人は靈武多し。凡そ人皇より崇神帝に逮びて十世、年を經ること七百年、聖主の壽算、各々百歲に向んたり。外朝の王は、此の間三十有餘世、泰伯の苗末の如くんば、何ぞ外朝の壽に異ならむ。況んや帝の聖武雄才、果して手を拱して長く視るの屬ならむや。蓋し我が土に居て我土を忘れ、其の國に食ひて其の邦を忘れ、其の天下に生れて其の天下を忘るゝ者は、猶ほ父母に生れて父母を忘るゝが如し。豈に是れ人の道ならむ乎。唯だ未だ之を知らざる而已にあらず、附會牽合して、我國を以て他國と爲す者は亂臣なり、賊子なり。朝議多く外朝の制に襲ることは亦た必ず此に效ふに非ず。自然の勢なり。且つ外國好みを通じて後、多く留學生ありて、以て外國の事儀を精しうす。故に其の美を摘み、其の嘉を茹ふ、是れ君子の知なり。況んや彼此同氣の相通ずるをや。三讓の榜の如きは、皆な附益の弊にして、因りて之を證するに非ざる也。

或人疑ふ。綏靖帝、其の姨、五十鈴依姫を以て元妃(母の姉妹を姨と曰ふ)と爲たま

端を玆に造す。今を以て古を掲ることは猶ほ桃李の春にして一陽の徵を言ふが如し。怪焉しむこと勿れ。俗學必ず私臆に因り知らざる所を知れりとす。故に異端蜂起し、微言漸く隱れ、竟に上古の事を以て、空渺の言と爲す。已眼の見る所を寓し、舊染の泥む所に附く、豈に是れ造化の不測ならむ乎。

或人疑ふ。中華は吳の泰伯の苗裔なり。故に神廟に三讓を揭げて以て額と爲す、嘗て東山の僧圓月(字は中敬、中正子と號す。𠛬めて妙喜庵を建つ)日本紀を修し、以て泰伯が後と爲す。朝議協はずして、遂に其の書を火く。大概、中華の朝議多く外國の制例に襲ると、否らずや。

愚謂へらく。中華の始め、舊紀に著はす所、疑ふべき無し。而るを吳の泰伯を以て祖と爲す者は、吳越一葦すべきに因る。俗書の虛聲を吠へて文字の禪、章句の儒、奇を好み空を彫るが致す所なり。

夫れ中華の萬邦に精秀なるや、悉く神聖の智德に出づ。故に國を神國と稱し、祚を神位と稱し、器を神器と稱す。其の敎を神勅と曰ひ、其の兵を神兵と曰ふ。是れ神物に體して遺さゞるなり。後世叨にその虛を傳へ、無稽の言を爲す。皆な

服の後、外朝の典籍相通ず。故に嘉言善行も、亦蹈襲の嫌ひ有り。況んや異教の太だ熾んなる、神聖の道竟に雜はりて醇ならず。今往古の神勅を祖述し、人皇の聖敎を憲章す。唯だ中華の文物を懸象し、天地と參る。萬邦の並び比すべきに非ざる而已。

中朝事實附錄或疑

或人疑ふ。天地開闢の始め、萬物の化生、太甚だ怪疑すべき有りと。愚謂へらく。萬物の始め、未だ嘗て化生ならずんばあらず。陽昇りて天と爲り、陰降りて地と爲る。天地既に化生なるをや。夫れ天地の間、往來屈伸息むこと無くして其の交蒸する處、萬物自から生ず。一たび生ずる後、種類連綿して以て天下に充塞す。人唯だ連續底を見て、以て氣化無しと爲すは其の近きに凭りて其の遠きを忘るゝ也。土壤の蒸する、必ず菌物を生ず。水草の腐する必ず化蟲あり何ぞ又た蒸腐のみならむ乎。物各々其の蠢を化す。構精絪蘊して以て此人を生ずるも、亦た氣化に非ずや。萬物種を襲ぎ來ると雖も、氣に因りて以て化せざるは無し、氣化の說、更に疑ふ可きなし。大凡そ開草の運萬物の資始、少らく

中朝事實跋文

此の一編仁德朝以下、其の尤なる者を擧げて、餘は姑らく是を含く。蓋し三韓來

自序

恒に蒼海の無窮なるを觀れば、其の大なるを知らず。常に原野の無畦に居れば、其の廣きを識らず。是れ久しうして狃るればなり。豈に唯だ海野のみならむ乎。愚、中華文明の土に生れて、未だ其の美を知らず、專ら外朝の經典を嗜み、嘐々として其の人物を慕ふ。何ぞ其れ放心なる乎。何ぞ其れ喪志なる乎。抑も奇を好む乎。將た異を尙ぶ乎。夫れ中國の水土は萬邦に卓爾し、人物八紘に精秀たり。故に神明の洋々たる、聖治の綿綿たる、煥乎たる文物、赫乎たる武德、以て天壤に比す可し。今歲冬十有一月。皇統の事實を編み兒童をして誦せしむ。其の本を忘れずと爾か云ふ。

龍集己酉

山鹿高興謹誌

中朝事實章名目錄　上卷

天先章

始めの題名は中朝實錄

素行子の精神斯書に存す

皇太子殿下に獻上

中を以てするに非ず。と、知る可き也。

又曰く、

本朝は、海中に獨立して、四時ついに違はず。五穀常に豐饒なり。往古の聖神、此の國を、國(クニ)の中柱(ナカノミハシラ)と定め、豐葦原(トヨアシハラ)の中國(ナカツクニ)と稱し玉ふは、是れ、其の天地の中精を、本朝にうればなり。

要するに素行子の中朝論は、中朝事實(上下二卷、始めの題名は中朝實錄。寛文九己酉年「四十八歲」霜月二十七日成る)に詳論せられ、素行子の精神斯書に存すとまで嘖嘖せらるゝのである。已に乃木將軍の如き、特に斯書を皇太子殿下に獻上せられ、「お歳をお召しになるに從つて、此書の面白味か增して參りまする、私は一番好い書物と存じて獻上致しまする」と。最後の御告別に參向して斯言を奉りしほど、それだけ貴重たるべきは萬々である。而して中朝事實の跋文及び附錄或疑は、素行子存生當時にも、其の後にも公にせられず、其の板下の原稿は、永く平戶に存せられたりしを、先に乃木將軍の手に模寫せられ、明治四十四年始めて公にせられたのであつた。今其の自序、幷に跋文及び附錄或疑(原本は漢文)に加へて章名目錄を揭げんに。

べきは、天地自然の勢である。と釋し、又、神武天皇の東征を序し、始て中州の實を擴（ヲシヒロ）めたまひしなりと爲し、崇神帝十年七月の條を引きて、中國四道を分つの始であると云ひ、又、成務帝五年秋九月の條を引きて、中國國境を分け、諸道を定むるの始と云ふ。而して、

地は、天の中に在り。中、又四邊無んばあらず。而して、其の中を得るを中國と曰ふ。言ふこゝろは、天地の中を得ればなり。天地の中とは何ぞや。四時行はれ、寒暑順ひ、水土人物、其れ美にして、過不及の差ひ無き、是れなり。(中略)朝廷より邦畿に及び、王畿より四方に及び、四方より四疆に至ること、猶、一元氣の四支百骸を周流營衛して、以て諸を一胸臆に統るがごとし。云云

謫居童問

聖人、天地中をはかつて、中國との玉ふは、天地の道とゝのつて、過不及なく、能く、たがふことあらざるを以て中とす。(中略)國の中と云ふは、國の廣狹を考て、其の中をさして中と云ふは、形の中にして、國の中には非ず。國の中は、人民相聚り、庶物ここに止て、其の宜をうるを中とす。故に、國府を立て、府中を定むること、土地の

對越ましく〵て、寶祚の守護、疑ふ處なく、天地と長久にして、無究の化あるべき也、

中朝論

中朝事實乾第二章に、中國章と題し、審に之を論ずる中に、伊弉諾尊、伊弉冊尊、磤馭盧島を以て、國の中の柱と爲す。(中略)を、國の中は中國なり。柱は建て抜けざるの稱、恒久にして變ぜざるなり。と釋し、又、皇祖高皇産靈尊、遂に皇孫天津彦火瓊瓊杵尊を立て、以て葦原の中ッ國の主と爲さんと欲す。

是れ、本朝を以て、中國と爲るの謂ひである。これより先き、天照太神が、天の上に在して、「葦原の中ッ國に保食神有りと聞く。」と仰せられしに見るも、中國の稱は、往古よりすでに有るのである。蓋し、中と云つても、天の中も有れば、地の中もある。水土人物の中も有れば、時宜の中もある。然しながら、天地の運る所、四時の交る所、其の中を得るときは、則ち風雨寒暑の會偏らず。故に、水土沃して人物精し。是れ、中國と稱す可く、萬邦の衆き、唯り本朝及び外朝、其の中を得て居るのである。本朝の神代、すでに、天ノ御中主尊有り。二神國の中の柱を建て玉へるに視て、本朝の中國たる

ふ。
允執厥中の四字、これ三聖の受授たれば、これを唐虞の聖代の學なりと云ふこと、宋朝の眞西山(出衍義)が云ふ所なり。まことに、異朝の聖主、これを守り玉はんこと、學の道たるべし。本朝には、神代の遺勅あり。これ乃ち、代々の聖主守り玉ふの道にして、武家に至て、猶、宗廟の神を崇めまいらせ玉ふこと、王代異ならず。往古の神勅と云ふは、天照太神、手に持寶鏡、授天孫祝曰、吾兒視此、當猶視吾と、是れ當猶視吾の四字、萬々世に至るまで、人君守り玉ふべき道なり。されば、厥中を執らんとならば、惟精惟一にして、其知をきわめずんば非ず。宗廟の神、授け玉ふ寶鏡は、乃ち是れ、中の義、知を致るのいゝに非ずや。子思中庸をのぶるに、知・仁・勇の三を以て、反復して論ず。これ、中は知・仁・勇にあればなり。神勅、又三種の神寶を授け玉ふて、同床して坐し玉ふことのあるは、是れまさしく聖々相合の處、如合符節。と云べきなり。今云ふ處、異朝の道を、本朝に附會せしめ論ずるに非ず。神代と申すは、往古の儀にして、今の詐僞すべきに非ず。こゝを以て云ふときは、人君、能く本朝往古の神勅を宗とし玉ふて、眞知を明にきわめ玉はゞ、宗廟の太神つねに、

の禮により、異朝の禮を斟酌すべきなり。

「周公・孔子本朝に出玉はゞ、異朝の禮を行はんや。」との問に答ふ。

我れ周公・孔子にあらざれば、其制法を、此の如くあらんと云ふこと、尤も知り難きなり。しかれども、其文獻のこりて、徵とするにたれるを以て云へば、禮に、脩其敎、不易其俗。齊其政、不易其宜と出たり。されば、周は、殷の紂が惡政惡俗をうけ、衰世の政を蒙たる世を革めて、周の天下となし玉へども、天下の人民事物、ともに、皆、殷の天下・人民・事物によつて、これをあらため玉ふと云ふ事を聞かず。詩に云く、商之子孫、其麗不億。上帝既命、侯于周服。といへり。孔子宋にをいては、章甫の冠をなし、魯にをいては、縫掖の衣を着し玉ふと也。されば、生乎今之世、反古之道、如此者、烖及其身者。となり。その國に居てすら、古今の風俗ことなれば、烖必及。況や、異國本朝、水土遙にことなれば、聖人こゝに來り玉ふとも、不易其俗して、其敎を立て玉はん事不及論也。

「異朝の聖代、堯・舜・禹天下受授の間、允執其中。との玉ふ。此一言、乃ち聖人の學たるべし。然らば、本朝の天子、人君も、亦これを守り玉ふべきことにや。」との問に答

異朝の例に比し難く、勤王崇朝の道、明なりと謂ふ可きなり。冠・婚・喪・祭は、人の大禮にして、異朝には、必ず、歸ぐ女の姉妹を相そへて、其國に行かしむ。すでに、舜にめあわせ玉ふに、娥皇女英を以てするが如し。本朝には、此の如きことを嫌ふ。喪に、亡者の口をひらいて、中に玉を含め、食を入れ、大斂、小斂と號して、亡者の身を布を以てこれをつゝむ。これ、含斂の二大禮にして、本朝の今を以て云へば、孝子順孫、これを致すに忍びざることわりあらんか。而して、其棺を收る所の墳墓をば棄て、是を祭らず、修せず。本朝又これに異なり。異朝には、父母の忌日と云ふは、一年一度を用て、四時にその祭をなし、毎月の其日は、素食をだに致さず。本朝、今はこれ又孝子順孫、その同日を聞に忍びざるのことわりあり。故に、近代浮屠の說にちなむといへども、人々、墓祭月忌日をつとむ。異朝には、廟出來しときは、牛羊を殺して、其血を廟に塗り、祭祠の器に血ぬると云へり。是又、本朝は用ひざることなり。しかれば、異朝の制、世々の聖人、これを考へて、此制あることは、彼の國には、此の如くして、可なるがゆへならんといへども、本朝用ては、時宜相應ぜざるのことあるべし。しかれば、毎事、一様にさだめ難きことなれば、只、本朝は、本朝

かにまされり。誠に、まさしく、中國といふべき所分明なり。是更に、私に云ふにあらず。天下之公論なり。上古に、聖德太子、ひとり、異國を不貴、本朝の爲本朝事をしれり。然共、舊記は、入鹿か亂に燒失せるにや。惜哉、其全書世にあらわれず。

謫居童問

國體論

「異朝の政道、本朝の政事、異なることあるべからずや。」との問に答ふ。

其水土に從て、人物各ことなり。人物異なるときは、事の用、皆同じからず。何ぞ、異域本朝を以て、一つに論ぜんや。されば、夫子も、下襲水土との玉へり。本朝にをいても、五畿七道の風俗、其水土によつて、相ことなり。況や、異國と本朝とは、既に、三千里を隔て、東西にわかてり。一同に、論ずべからず。(中略)異朝は、異朝の政あり。本朝は、本朝の政あつて、異朝の制よしと云とも、異朝にしては、用ゆ可し。本朝には、用ひがたきこと多し。(中略)次に、異朝には、代々創業の君、乃ち天子と成て、天下を成敗す。本朝には、武家天下を縱にすること、淸盛、秀吉卿の如といへども、正統を崇敬し、王代を尊て、宗廟の元祖、天照太神の御苗裔今に天子たり。これ

之痛病候。詳に、中朝事實に記之候得共、大概を、こゝにしるし置候。
本朝は、天照太神之御苗裔として、神代より今日迄、其正統一代も違不給、藤原氏輔佐之頃迄、世々不絶して、攝籙之臣相續候事、亂臣賊子之不義不道成事無之故也。是仁義之正德、甚厚成か故にあらずや。次に、神代より人皇十七代迄は、悉聖德之人君相續あり。賢聖之才臣、輔佐し奉り、天地之道を立、朝廷之政事、國郡之制を定、四民之作法、日用衣食家宅、冠婚喪祭之禮に到迄、各其中庸をゑて、民やすく國平に、萬代之規模立て、上下之道明成る、是聰明聖知の天德に達せるにあらずや。況や、勇武之道を以ていわい、三韓をたいらけて、本朝へみつき物をあげしめ、高麗をせめて、其王城をおとし入、日本之府を異朝にまふけて、武威を四海にかゝやかす事、上代より近代迄しかり。本朝之武勇は、異國迄是をおそれ候へ共、終に、外國より本朝を攻取候事はさて置、一ヶ所も彼地へうはわるゝ事なし。されば、武具、馬具、劍戟之制、兵法、軍法、戰具之品々、彼國之非所及。是勇武之四海に優れるにあらずや。
然は、智仁勇之三は、聖人之三德なり。此三德一つもかけては、聖人之道にあらず。今此三德を以て、本朝と異朝とを、一々其しるしを立て、校量せしむるに、本朝はる

前者は時代に酔へるもの後者は時代より醒めたるもの

水に畫き氷に鏤るの愚

然り、素行子も、亦時代の子であつた。然しながら、前者は、時代に酔へるもので、後者は、時代から醒め、而して後に、自らか覺めたごとく、彼等をも、亦覺醒せしめんと欲し、起て侃諤の論を唱へたのである。

乃ち、素行子が、前中後の三期を通じて、中朝を論じ、國體を論じ、神道を論ずるもの、一に、我國は日本國なるべきこと、我等は、日本人なるべきことを、自覺すべく、而して後の思慮修養にあらざれば、聖人君子の道も、異國の沙汰も、水に畫き、氷に鏤るの愚と、同一であると論じたのである。即ち曰く、

配所殘筆

乍レ序、我等存寄之學之筋、少々記置候。

一我等事、以前より、異朝の書物をこのみ、日夜勤候故、近年新渡之書物は不存候。十ヶ年以前迄、異朝より渡候書物、大方不レ殘令二一覽一候。依レ之不レ覺、異朝之事を、諸事よろしく存、本朝は小國故、異朝には何事も不レ及、聖人も、異朝にこそ出來候得と存候。此段は、我等斗に不レ限、古今之學者、皆、左樣に存候而、異朝を慕まなひ候。近比初而、此存入誤なりと存候。信レ耳而不レ信レ目、棄レ近而取レ遠候事、不レ及二是非一候。寔學者

だ、疎なりし也。茲に因て、社稷を保つこと能はず。四海悉く、東照大神君の掌握に歸し奉る。其の濫觴を尋るに、往昔、慶長五年庚子の秋、秀吉公の寵臣、石田治部少輔三成、自己の憤鬱を挾んで世を亂すと雖、其の事終らずして、市に戮せらる。(此軍青野記に詳也。故に此に略す。)是れより東國の繁榮、火の燃るが如く、泉の益、湧くに似て、四海既に、太平を唱へければ、同八年癸卯三月二十五日、勅命有て、家康公從一位右大臣征夷大將軍淳和奬學兩院別當源氏長者に補任せらる。駿府の城に於て國政を執行はせらる。云云。

知るべし。素行子が、

天孫降臨之日、天忍日命、裝戎衣先啓。神武帝之東征建極、未有不以武德。久而忘古、士狃于治、武威不振者。亡亂之機、殆非神聖經營於中國之道則也。(謫居隨筆)

と言へる。又、

當時の俗學腐儒、身を修めず、忠孝を勸めず。況や、天下國家の用、聊も之を知らず。(配所殘筆)

と言へる。蓋し、當代の兵家者流や儒者や、たしかに、時代の子であつたのである。

に居れり焉。故に朝鮮に在るの將吏、我が士を懷ひ、而して戰を爲すの意有ること無し。危い哉。行長、劉斑の謀に陷り、而して將に擒に就んとす。然れども、偶其の姦謀を爲すを告ぐる者有て、其の難を脫る矣。苟も、我が神明の之を扶くるに在らんか。蓋し、神明國を守り玉ふに因て、慶長三年八月十八日、秀吉公薨じ、而して遠く外州を暴ふの師を班して、以て我が邦の危難を脫る矣。然れども島津家新寨の軍に擊ち勝たずんば、豈、師を全うして歸る事を得んや。其の功の高きこと萬々の上に出る者也。孟子曰く、小は固より、以て大に敵すべからず。弱は固より、以て强に敵す可らがる也。孫子も亦曰く、小敵の堅は、大敵の擒也と。嗚呼、悲哉。秀吉公、未だ嘗て國を治め、民を安ずるの道を知らず。偏に、攻擊を喜んで、無益の師を發し、遠く、朝鮮國を伐つて、無罪の人を殺し、師を遼遠の地に暴うて、吾が士卒を困め、粮を千里の外に運んで、我が生民を勞し、將た以て、恥辱を我が神明の國に受けんとす矣。故に、秀吉公薨じて後、三年を超えず、和邦大に亂れて、嗣子秀賴公、其の後を保つこと能はず。竟に、元和の役に歿す。是れ小國の力を以て、大國を擊つの殃也。是れ皆、本邦の牧伯、豐家の虐政を惡むが故に、秀賴公に、甚

相應ぜずんば、國家を保守すること能はずして、異域の爲に役使せらるゝや必せり。吾が邦の土地、幸にして東西に延蔓し、制を中國に受けざるは、吾が邦、固より神明の威靈有り、人民の武勇有り、加之、壤地之れ遼遠にして、外州の來り侵すこと能はざる所以なり。然れども、我が邦、文祿中、豐臣殿下、師を朝鮮國に出す。是れ則ち、中華を得て、之れが王たらんと欲す。秀吉公、一旦の雄略有りと雖、然れども、我が邦に於て、後難を救ふ輔佐有るに非ざれば、不可なり。如何となれば、殿下若し、我が國の勇力を以て、中華を得て、之れが王たることあらば、則ち、必ず中夏に位して、萬機の柄を執るべき也。然れば則ち、我が邦も、亦附傭の島夷となつて、之れに隨從せんか。斯の時に方つて、海内の諸州、我が神明の道を守つて、以て海中に獨立することを得べからずを矣。秀吉公、專ら、攻伐を喜んで、人民を殲し、朝鮮國を以て、不毛の赤土と爲す。故に、國民讎寇の思を爲し、我が國に服從せず。兵役に勞れ、黎民飢寒を歎き、將に、盜賊の難を起さんとす。此の時に當つて、秀吉公の雄才と雖、前後の患を救ふこと能はず。自ら怏々として、倦勞の思を生じ、僅に、沉惟敬の和議を恃み、遂に、名護屋の營を去て、京師に歸り、城を伏見の邑に築いて、之れ

が邦は、東海の中に在り。其の形、琵琶に似たり。東北山に倚り、地廣うして平陸なり。西南海に濱し、地狹くして折曲なり。其の行程、東西は三千里にして、南北は數百里に過ぎず。四方隣國無うして、唯、西南の九州、東呉及び朝鮮國に近し。然れども、海上數千里を隔てゝ、其の憂ひ有ることなし。是れ、土地自然の形勢にして、本邦の安裕たる所以なり。且、主將必ず東州の廣地に在り。以て其の根を固うし、兵營を諸州に設けて、以て其の内を守り、藩鎭を西州に置て、以て其の外を拒ぐ。則ち、西番の諸州來り侵すことを得ず。而して我が國自ら安し矣。夫れ中華は、大國にして、其の力餘り有りと雖も、然も、海洋遼遠にして、來往することを得ず。我が邦、驍武にして、攻伐を能すと雖も、然も、境内狹迫にして、力相及ばず。是を以て、彼此互に、相侵すこと能はず。而も、屹然として並立す矣。蓋し、太古より以來、我が天子を立て、我が王命を尊び、我が神明を敬ひ、而も能く我が國俗を傾敗せざる所以の者は、豈翅に、神明の加護、士民の驍勇のみならむや。又、地勢の宜きに因てなり。若し夫れ、我が邦の土地、南北に延蔓して、大國の前に横りて、横は長遠にして、敵を受る者多く、縱は薄近にして、禦ぐ所の力少く、頭尾隔絶して、左右

きだに、多血性の素行子をして、大罵倒觀を試ましめたるもの、たしかに、時代の要求であつたのである。何を以て爾云ふかとならば、先きに、素行子が兵學の師として、仰ぎたる、小幡景憲や、北條氏長輩は、素行子の師としては、餘りに、無見識に過ぎ、餘りに局量編狹に過ぎたからである、嘗て北條氏長は、三ヶ年の日子を費して、慶元記參考三十餘卷を著したのであるが、其の考訂評論に當つたものは、小幡景憲であつた。卽ち、北條氏長は、北條流軍學の開祖で、小幡景憲は、甲州流軍學の流祖と銘を打て公刊したのであるが。而も、開卷一番、左の名論を聞かせらるゝのであるから、風發踔厲常に、意氣敵を壓せんとする、素行子が、中朝呼はりをして、彼の迷妄を覺醒せんと試みたのも當然である。乃ち慶元記參考の開卷第一に曰く。

北條流軍學の開祖甲州流軍學の流祖

慶元記開卷第一

難波軍濫觴之事(原文は漢文)

夫れ惟みるに、中華は、壤地濶大にして、文明の邦たり。四夷八蠻、咸く、其の命を受けざる無し。然るに、本邦編小にして、中華の命を受けざる所以の者は何ぞや。是れ、本邦の地勢、東西に延布し、西邊、僅に、中華に對する所以也。苟も、南北に延布し、中華の前に横衡せば、卽ち、獨立を得可らず矣。請ふ嘗に、之を論ぜん。夫れ、我

卓論奇禍を買ふ

の(四十五歳)五月六日には、松浦壹州太守(予が祖雄香公)に至つて、中庸を講じ、同月二十日には、京都より事文類聚を求め、六月九日には、王制を讀むなど、爾來素行子は、人を敎へて倦むなく、又、自ら學むで飽かず老の將に至らんとするを知らざる如くであつた。既に、儒・釋・神の三敎を涉獵し、而して彼の聖敎要錄成て、時に、當代の迂儒を驚かし、はては、奇禍、先生の頭上に下り、謫居十年の逆境に起臥せらるゝこととなつたのである。

要するに、素行子は、林道春の門下に、程朱の學を修め、幼にして、前には畠山、今泉諸家の兵術を修め、後には、甲州、北條諸流の軍學を學び、更に指を和歌、國文學等に染め、特に心を、兩部、卜部、忌部、理當、心地等の神道に潛め、又、老莊禪密等の諸哲學に出入し、比較商量の結果として、新主張の中心を發見し、右に當代の兵學者流を罵り、左に、漢唐宋明の儒者を目するに、異端邪說を以てしたのである、宜哉、斧鉞將に、頭上に飛ばんとしたるを、僅に、播陽に避けて、人生五十の働き盛りを、空しく、此の僻陬に過されたること、言はゞ、自ら招かれた禍でもあつたかのやうであるが、又、當代の兵家者流や、迂儒曲學の徒が、時を得顏に跳梁跋扈して、放恣を極めて居たのであるから、さな

木菴禪師太公望賛

孫子を講ず

後出師表

武經總要後集
難太平記

近思錄

武教全書を講ず

隱堂に居る。十三年四月二日、後水尾上皇、普照國師の號を賜ふ。明日寂す。年八十一。

乃ち肥前守と禪師との關係、前記の如しとすれば、既記の如く、素行子が禪師に參禪せられたるは、蓋し肥前守が其の紹介者たりしならむか。而して、素行子が禪師より、何物を得られたるか。そは、窺ひ知るべきことにはあらざれども、更に、黄檗第二世木庵禪師に對しても、禪機一通するところがあつたやうである。

年譜

萬治三庚午年十二月十八日、木庵禪師太公望賛至「周世難脱落。寧免弄術氣。」

かくて、寛文元辛丑の年(四十歳)八月九日には、土屋但州の亭に到つて、孫子(虛實。軍形。)を講じ、同じく三十日には、孔明後出師表を讀み、二年壬寅の(四十一歳)五月十五日には、武教總要後集を、六月二十七日には、淺野長治侯より借得たる難太平記を、八月十九日には、近思錄を、十月朔日には、戸田伊州の亭に至て、武教全書を講じ、三年癸卯の(四十二歳)正月二十八日には、明清鬪記を、六月朔日には、周子通書を、七月六日には、續武經總要を讀み、次で、五年乙巳の(四十四歳)五月四日には、勸忍百箴を讀み、六年丙午

現住天産謹記

蓋し、隱元禪師の書翰は、寛文元辛丑の年に、肥前守（鎭信號天祥）が、當時長崎に漂着せる異木（所謂鐵棃木）を、命によりて伏見に護送し、黃檗山、萬福寺の杜と爲したるによりて、その謝辭を陳べたるに、過ぎないのであるが、此の事は、

續々群書類從第三史傳部普照國師年譜に

二年（寛文）壬寅、師七十一歲、仲春建法堂、廣十一間、深十間、（中略）復松浦肥前守書。とありて、蓋し肥前守（鎭信）と隱元との交誼は、長崎に渡來の當時よりなりしなるべく、たしかに、隱元が江戸に召されて、將軍に謁したるは、萬治元戊戌の年に、あつたのである。

年譜

萬治元戊戌年七月十七日、河內富田普門寺、賜御暇。隱元禪師將見江都、因之賜傳馬。

長崎年表

隱元は、承應三年甲午七月四日來る。從僧二十人。時に、年六十二。明年、攝州普門寺に移り、萬治元年、江戸に召されて、將軍に謁す。寛文元年、山城宇治郡に、地を賜ひ、一寺を創す。黃檗山萬福寺と曰ふ。僧糧五百石を給す。三年九月、退て松

（同頭書）

僧隱元、俗姓林、名隆琦、明福州福清人。隱元其字也。因長崎興福寺主、曁諸檀信數請、以明永曆八年東渡、來長崎。時承應三年甲午七月五日也。在長崎二年。明曆元年乙未八月、應賜紫龍谿大德之請、移攝之富田普門寺。萬治二年己亥六月、承上旨、於山城國宇治郡大和田賜地。寬文元年辛丑五月、草創伽籃精舍。經營多摸異風。名曰黃檗山萬福寺。十三年癸丑四月。後水尾上皇賜號大光普照國師。

松浦肥州太守鎭信源公蒙臺命、護送西域木於黃檗山之時、普照國師謝敬之書、改造表裝之記。

普照國師墨蹟、珍藏常住久焉。

維時寬政壬子年。

大檀君松浦壹州太守、使改製表裝、以賜之。於是、眞蹟愈發光輝、永傳於後世。

于時寬政四壬子十二月日

榔栗單提驗作家。
主賓互換一杯茶。
棹歌撥醒春江夢。
突出珊瑚樹々花。

乙未春仲遊船作

臨濟三十二世隱元

□　□

（右草書字行如此。）

徳莿公巽本年譜云、承應三年甲午、於長崎使隱元禪師遊江。禪師樂甚。因有四首之頌。

清梭、瑞巖寺所傳の詩、是也。然トモ、乙未ハ、明曆元年ニシテ、爲其明年。去ド、考隱元事蹟、承應三年七月、初テ渡東シ、長崎ニ在コト二年、明曆元年八月、抵攝州、卒駐テ不返。據之トキハ、遊江ノコト、爲甲午年、錯レリ。年譜、モト、史者文ニ非ス。編錄セルヲ以テナリ。恨ラクハ、三首今傳ラズ。

見便黃檗山大殿之柱是也國師名曰鐵蓁木國師以書謝護送之恩此書是也後壹州太守棟公以此書賜之於瑞巖寺永使鎭留常住

黃檗開山普照國師遊船之墨蹟鎭藏於常住久一日大檀越松浦壹州太守象駕至山談話之次出之以示之太守感甚他日太守核

先君德祐大居士之異本年譜云承應三年甲午於長崎使隱元禪師遊江樂甚因有四首之頌云云

太守謂今瑞巖所傳之墨蹟其一也便寫德祐公年譜之略文及太守之核文賜之於是永與墨蹟同傳之於不朽因記

年譜支干之訛詳於太守之核文

于時寛政三辛亥年八月日
瑞巖第八代現住天產淨器山僧書

(前記に所謂る青州太守の核文)

飄來海島復何疑。
毫端逗漏無多子。
突出和山第一枝。
呵々謝々、不盡々々。
寛文元年歲在辛丑
菊月十一日
黃檗老僧隱元書
隆琦
隱元之印
與
松浦肥前守　几前

…………………………

黃檗開山普照國師、贈松浦肥州太守書翰之記。
寛文之初、將軍家綱公之御時、（號嚴有院殿）黃檗山御建立、于其時、西域木漂着於長崎、從關東、賜之黃檗。即當城城主松浦肥州太守、鎭信公之御時也。蒙上旨、送之於伏

翰、及び、書翰記幷に予が祖壹岐守の(靜山)梭文等に視て、相互の關係を、知ることが出來るのである。

(黄檗開山普照國師、贈松浦肥州太守書翰。)

夫、半偈撐持法界、永劫無窮、成住壞空、安可比了。一心護惜宗門、千生不昧、幻花露影、豈能惑哉。是以、金剛種子、百煉愈光輝。藥汞銀禪、一煅便逗漏、驗在當人、難逃至鑑。老僧憶二十年前、在唐重興黄檗時、有詩云、跨海非常木。撐天必大材。東君如有意、吹入我門來。嗣後工竣、應扶桑請。迄今又閱八春秋矣。茲蒙公命、開山草創此地、仍名黄檗。始覺前偈、應驗于此日。倘來數萬里之木、爲梁爲棟、豈可思議也耶。又得居士護送到此、可謂天工人力、兩全其美、今古罕聞、舉世希有、誠不可思議之境、非凡小庸々之所知也。然則不可思議之大材、必有不可思議之大用、以顯不思議之大功、成不思議之大事、功不限施、福歸有地。他日奏成、廣聚龍象、正法通流、普利日域、則護送之功、有所得矣。老僧、德尠福微。但說一偈、兩全黄檗、單提即栗、西沒東湧、可思議耶、不可思議耶。或試問於黄檗、々々亦不自知。適管城在傍、忍俊不禁、聊答半偈、圓滿勝事云。

二十年前用不盡。

隱元禪師との問答

松浦鎭信先容たり

であるそれは、同年の十月十六日に、黃檗の隱元禪師に天澤寺に會し問答を試みられたのであるか、素行子は、其の以前に於て多少佛書をも咀嚼し居られたであらうし、夙に五山の僧に就て禪を學ばれたことは、素行子自ら配所殘筆に記さるゝが如く、果して此の問答に於て窺ひ知ることが出來るのである。

年譜

萬治元戊戌十月十六日、遊天澤寺、會隱元禪師（臨濟二十八世黃檗山住寺）

問云、相見大功德、寔千歲之希遇也。弟子無一法之可問。伏乞和尚垂誨。師云、無可問者、是何物。又云、透得無事關、卽是無事。

問云、當侍擧問答作略、要捋虎鬚、不知脚下之深泥、甚可畏乎。今日之葛藤、在甚麼處乎。師云、前後之問、似相違。曰、語有兩般、意無兩般。師竪起拂子、是何物。又不竪起拂子、是何物。曰、弟子常以無事、和尚亦以無事乎。師默。起而拜退座。師喝。予揚扇而扇之呵々大笑。師云、以佛法勿爲戲事。予起拜、遂退。師再喚云、莫拋擲此事。予起拜退。

禪師後、有侍者立左右。左禿翁・雪堂天澤寺洞陰。松浦太守爲先容。

桉ずるに、素行子と隱元禪師との問答の際に、先容として、松浦肥前守（鎭信）が、禪師の右に、陪從し居られたることに就ては、後に、隱元禪師が、肥前守に贈られたる、左の書

由比正雪の徒磔せらる

淺野長直侯に仕ふ

播州赤穗に向ふ

一年を經て歸東す

禪を加味す

は、板倉重矩の招請に應じ、同市正松平肥太守(余が祖天祥公)本多氏兄弟(修理、圖書)來り會して、同じく、莊子齊物論を講ず。(此の年七月二十四日は、彼の由比正雪の徒、丸橋忠也逮捕せられ、其の徒十四人捕へられて、八月五日に、江戸に護送せられ、同じく十日に、品川にて磔殺せらる。)翌承應元壬辰の年十二月八日には、素行子が、贄を淺野長直侯に納れて、臣禮を執り、次で、淺野長治、丹波左京兩侯の宅に至り、歸路、北條氏長、及び小幡景憲の亭に至り、いづれも、太刀、馬代を執つて、淺野家に臣禮を執りたる旨を告げ、二年癸巳の六月十九日、淺野長直侯、先づ駕を發して、赤穗に向ひ、素行子、亦八月二十六日江戸を發して赤穗に向ひ、次で、翌承應三年甲午の年(三十三歲)五月二日を以て、歸東の暇を賜はり、同五日、纜を解きて、七日大阪に着し、同十一日大阪より伏見に至り、而して東山道を經て、同二十四日歸京し爾來、素行子の門前は、門弟子、及び權門勢家の往來、恰も、織るが如く、頗る、隆盛を極めたのであつた。

かくて、萬治元戊戌の年(三十七歲)九月に至つて、彼の武敎全書は、素行子の手に校了せられ、終に成つたのである。

さて、茲に、特に注意すべきことは、素行子の學系に、禪を加味するに至つたことゝこれ

千首の和歌を詠ず

職原の傳受

左傳を講了す

兵學を講ず

修身受用抄の著

莊子齊物論を講ず

勢物語・大和物語・枕草子・萬葉集・百人一首・三部抄・三代集迄、廣田坦齋相傳仕候。依之源氏和歌抄・萬葉・枕草子・三代集等之和抄・注解・大分撰述仕候而、詠歌の志深、一年に千首之和歌を詠候得共、存候子細有之、其後は棄置候。唯今以右廣田坦齋方ゟ、歌草之儀、不殘相傳仕候段、書付御座候。尤職原抄官位之次第、道春講釋不殘承、其後是又坦齋に、日々承候而、合點不參候所は、菊亭大納言殿へ申上候而、大納言殿ゟ被染御筆、一々之口傳、御書付被下候。此段人之存候事に候。就夫、我等に職原を傳受仕候者、數多候。

而してより、正保二乙酉の年(二十四歲)十一月には、荒尾久成のために、春秋左氏傳を講了し、同四丁亥の年(二十六歲)五月には、久世大和守の亭、又は同松平越中守定綱の邸に招かれて、兵學を講じ、慶安元戊子の年(二十七歲)四月には、門弟の爲めに、修身受用抄を著し、二年己丑の(二十八歲)八月二十三日より、續日本記の稱德帝紀、吉備公爲入唐副使章より開講し、同年十二月九日に至つて、續日本紀拔萃成り、三年庚寅の(二十九歲)三月八日には、特に東都より萬葉集を請來し、同年十月十九日又、丹羽左京太夫光重の邸に招ぜられて、莊子齊物論を講じ、四年辛卯の(三十歲)十一月二十二日に

天太玉命の後裔と稱す、好で文を學び、神書を講じ、盛に忌部神道を唱へ、石金（イシガネ）の傳を授く、男山八幡の社司玉雲翁信海、浪花の人油煙齋貞柳等、就いて學ぶもの甚多し、著す所夜農飛志李（ヨルノヒツリ）三卷あり、櫻町天皇の元文三年歲九十にして歿す、今之を逆算するに、慶安二年の生にして、恰も坦齋の歿したる頃なれば、固より別人なるべし、（山本信哉氏寄稿）

按ずるに、素行子歲二十一、既に、林道春門下に於ても、小幡北條の門下に於ても、素行子自ら、「我等大方上座仕候」と言へるが如く、唯授一人の印可を蒙るなど、果して嶄然頭角をあらはしたのである。而して、高野按察院の光宥法印より、神道を傳授し、同じく、廣田坦齋より、忌部流の根本宗源の神道を傳ふと言へば、素行子の學問は、林道春の朱子學派に加味するに、野山所傳の神道と、坦齋流の根本宗源の神道と、それに加へて、小幡、北條の軍學、卽ち、甲州流の兵學を以てしたのである。加之、廣田坦齋の國學は、さなきだに、才能横溢せる素行子をして、更に、和學に向つて涉獵に耽らしめたのである

ノ配所殘筆

一、同年ゟ、歌學を好み、二十歲迄之内に、源氏物語不殘承、源語秘決迄、令相傳候。伊

（參考）

廣田坦齋小傳　（忌部伊紀傳附）

廣田坦齋、（一に丹齋に作る）本姓は忌部、天太玉命の後裔にして、自ら其の嫡流と稱す、歌學に通じ、最も忌部神道に精しく、始めて根本崇源神道を唱道す、後陽成天皇の朝、猪熊少將教利、密に女院の御末に通ず、慶長十二年二月十一日、事顯はれて勘勅を蒙り、翌日大阪へ出奔し、遂に行く所を知らず、同十四年八月四日、幕府猪熊教利逮捕の令を諸國に下す、日向國延岡城主高橋元種、之を捕へて京都に護送す、十月十七日教利を死刑に處す、是時坦齋緣座によりて京都を退き、江戸に寓居す、薙髮して始て坦齋と號す、常に關東諸國を往來して、盛に神書を講ず、後光明天皇の正保慶安の交に、病で歿す、嗣なし、神代卷神龜抄を作り、以て忌部正統の傳を著す、別に又朱注の神代卷二冊あり。門人中、山鹿素行、石手帶刀等最も出藍の名あり、山崎闇齋の如きも亦嘗て石手帶刀に就いて忌部流三種大祓の傳を受けたりといふ其他澁川春海、谷重遠、鹿島大宮司某等、私淑の徒甚だ尠からざりき。

因みに誌す、忌部坦齋と殆ど同時に忌部伊紀といふ者あり、世々神職にして、亦

拙者を賴候而、合點不參候處、所々皆承候。　是又今以其書付有之候。

（參考）

釋光宥略傳

釋光宥は、眞言宗の僧なり、始め紀州高野山蓮花谷なる蓮花三昧院に住す、此院、原と、藤原通憲信西の男、明遍上人の開基する所にして、上人始め東大寺に於て出家し、十九歳にして此山に入り、庵室を蓮花谷に結びて住居す、因て是を御庵室（アゼチ）と號す、（配所殘筆に、蓮花三昧院光宥を、按察（アゼチ）院光宥に作るは假借なり、）六十餘歲の冬、大日經疏に於て、蓮花三昧を修す、其時此谷變じて淨土と化る、庭前の池中に忽ち蓮花を生ず、因て又蓮花三昧院と號す、春日熊野の兩神自ら現じて、祕密念佛の印可を授け給ふ、今に至るまで、兩社を東南の方に一所に構へて影向所と云ふ、上人は貞應三年六月十六日を以て入滅す、後世此院に於いて、專ら兩部神道を唱ふるもの、蓋し源を是時に發すと謂ふべし、光宥常に野山の故事を研覈し、最も眞言神道に精通す、法印に敍せらる、後江戸に赴き、兩部神道を傳授す、山鹿素行等就いて學ぶもの頗ぶる多し、承應元年九月二十三日、伊豆國走湯山にて寂す、著す所、眞俗興廢記あり。

されてないが、殘筆に、十五歳の時と見え、又、山鹿誌に、

十有五歳、從尾畑景憲(勘兵衞)及北條氏長(新藏後號安房守)學兵道兩三年間、迄軍法・陣法・營法・城法・戰法、以大熟焉。十有八九歳、而雖尾畑氏門下古老之徒、皆在先生之下風。小幡氏、又仍先生而傳七書。(中略)先生二十歳、尾畑氏、令北條氏書兵法淵源之印、以授之先生。翌年、寛永十八辛巳年、尾畑氏、甚感先生之才德、令按察院光宥法印、書印之副書(光宥法印、有當時博學優長之名。蓋是故、令之作此文也乎。)以授之先生。(後略)

と見ゆ。　然らば十五歳より、二十一歳に至るの間に兵學の印可を得られたのである。(年譜によれば十八歳。)寛永十五戊寅の年(年譜には、寛永十六己卯の年の下に載す。)に、高野按察院先住の光宥法印を師として、神道を傳授せられたのである。

配所殘筆

一、十七歳之冬高野按察院光宥法印より、神道令傳受候。神代之卷は不及申、神道之祕傳、不殘今傳受候。　其後、壯年之比、廣田坦齋と申候忌部氏之嫡流之者有之、根本宗源之神道、令相傳候。　其節、忌部神道之口決不殘相傳候。　書付證文を越候。　其中比より石出帶刀參候而、我等江斷、神書承候。　坦齋は、頓而死去仕候、神書之事、帶刀事、

夫軍法者。人事之性心、軍敗者軍法之骨髓也。予於軍法、修法性院大僧正機山信玄公之遺法。于造于顛、積其工夫、既成其功、知其正。於軍敗、當時放恣、處士横議、邪說暴行、有作。知正道者、幾希也。非是誣人、充塞正道哉。愚老、嘗從岡本半介、方雖傳寫訓閱集一部、逐一不究其學。故、已眼未到分明時節。然猶足知其邪正矣。于茲、北條正房公、(此行の頭書に「北條氏長、中比改正房」とあり。)於予深被極其軍法。又別、知一首勝負。予則傳焉。而徹其理矣。貴殿、自少年之古、迄弱冠之今、朝鍛暮錬、而既究其軍法之餘、亦傳此法。可謂勤矣。於文、而感其能勤、於武、而歎其能修。仍染筆爲軍書印可副狀與之。噫有文章者必有武備。有武事者、必有文備。古人云、吾亦云。珍々重々不宣。

小幡勘兵衛尉

景憲在判

寛永拾九壬午暦十月十八

山鹿文三郎殿

右筆者高野按察院先住光宥、

初有免狀筆者北條氏長、

由是觀之、免狀中に、貴殿自少年之古、迄弱冠之今、朝鍛暮錬と見えて、入門の年月は記

配所殘筆

我等、幼弱より、武藝軍法稽古不怠候。十五之時、尾畑勘兵衛殿、北條安房守殿(其比は新藏)へ逢申候而、兵學令稽古、隨分、修行候。二十歳か內にて門弟中には、我等大方上座仕候而、則北條安房守殿筆者に而、尾畑勘兵衛印免之狀給之候。二十一歳之時、尾畑勘兵衛殿印可被仕候而、殊更、門弟中一人茂無之候、印可之副狀と申候を、我等に被與之、筆者は高野按察院光宥に而御座候。

於文而感其能勤、於武而歎其能修。噫、有文章者、必有武備。古人云、我亦云。と、末句に、我等を御稱美候。此文言は、勘兵衛殿直に御好候。

神道傳授

又、年譜(寛永十六己卯年、十八歳)の條に、

今年、相承神道於光宥。(高野按察院講神代上下自季秋晦日迄十月朔畢。三十餘日別火食。素)

兵法印可狀

と見え又(寛永十九壬午年二十一歳)の條に、

今年九月、小幡景憲、(勘兵衛)賜予兵法之印可。

と、ありて。左の印可狀を載す。

タルトイヘドモ、久シクナル道ニ非ズ。聖人ノ道ハ、人ノホムベキ處ナク、味ベキ事モナクシテ、一刻暫時モ、ハナル、事アタハザルナリ。人ノ天地ヲソシリテモ、天地ヲヌカル、事ノナキニ同キナリ。

脩道之謂敎。

聖人ノ立玉フ道、是天地自然ノノリナリ。此道ヲ、委ク述テ、其品ヲクワシクシ、禮ヲ立、中ヲマフケテ敎ヲナス。是ヲ敎ト云ナリ。第二十一章ニ、自明誠ナル謂之敎トイヘリ。右天性、誠ヨリ明白ニカクサレザルノリアルヲ、ソレヨリマコトヽ云モノヲ立テ敎ヲイタス。是ヲ敎ト云ヘルト云事ナリ。ステニ、敎トトノヘバ、サマサマノ節文出來ルナリ。□性ト道ト敎ト一ツニシテ、ノベテ三ツトナレルナリ。

蓋し、是れ、素行子の處女講である。果して當代の素行子は、林道春門下に嶄然頭角を現し、今や、嚢中の錐將に穎脱せんとするの時であつた。

かくて、素行子は、藝に林道春の門に、遊ぶと共に、武術兵法の練磨を怠らず、年十五にして、更に、尾畑勘兵衛、北條安房守を師として、兵學を研鑽せられたのである。

アッシ。タマ〳〵氣質ノ厚ハ、久シクコタユヘケレドモ、ヲシナベテ行ハル、道ニ非ズ。是、情ヲタムルナリ。

一、天地ト長久ニシテ、萬代不易ノ道、百姓日用不レ知ト云ハ、天下ノ民ノ性情ヲ考テ、夫ニ率テ致セバ、スナホニテ難キ處ナク、何方ヘモサ、ワリフサカル處ナキユヘニ、天地ノ長久ニシテ、自不レ息ニヒトシ。天地アレバ道アリ、イツマデモ、トコシナヘナリ。下、萬代ノノチマデモ、此道ノ外ニ立ツベキモノナシ。天下ノ人民、道ト云名モ知ズトイヘドモ、此誠ヲ用イズシテ、立ベキ所ナキユヘニ、ヲノヅカラ、此道ニヨリ□ヘリ。是、萬代不易、百姓日用不レ知ナリ。人々、口ニハ異端トイヘドモ、ソノヨル處ハ、皆、聖人ノ道、天地ノ誠ニハナレズシテ、ソノマコトソノ道ト云事ハ、不レ知シテ我云事、我思事ハ、堯・舜・周公・孔子ノ道トハ更レリト思フ。尤、アサマシク愚ナル事ナリ。天地ノ道ハ、至大至公ニシテ、一物一事モ、須臾モ、不レ可レ離。タトヘハ、味アマリヨキモノハ、當分、口ノナクサミニシテ、久ク用ヒラレズ。又、スキキライアリ。米穀ハ味ノホムベキ處ナシトイヘドモ、天下ノ人、無レ不レ食。彼異端ノ教ハ、ナリニクヽ、見事ナル形ヲ立、行□ヲナシテ、人ノ耳目ヲヲドロカシ、人ノ崇敬ヲウ

ハ、不ㇾ得ㇾ已ノコトハリナリ。不ㇾ勉シテ中不ㇾ思シテ得ルヲ、マコト、云、サラニツクリテイタス事ニアラザルト云ノ心ナリ。タトヘバ、夜ハイネ、晝ハ起、飢レバ食シ、渇スレバ水ヲノム、是不ㇾ得ㇾ已ノ誠ナリ。シカレドモ、イヌルニイヌルノ道アリ。起ルニ起ルノ道アリ。食スルニ食スルノ道アリ。飲水ニ飲水ノ道アリ。ソノ天下萬世マデ、人々、是ニ因リ行テタカフマジキ處アルヲ、明ナルト云ナリ。是人ノ性情ヲ、スナホ□□□ラカニシテ、イツマデモ立行ハルベキ、平易ニシテ險曲ナキ處ナリ。是ヲ、誠ヲ以テイタスト云ナリ。

一、非二矯ㇾ情戻ㇾ性ト云ハ、聖人ノ敎ノ外ハ、ミナ人情ヲタムルナリ。情ヲタムルト云ハ、定テアルベキ人情ヲナカラシメントスルガゴトシ。タトヘバ、スグナル竹ヲタメテマガラシメ、流ルヽ水ヲフサイデトヾムルガ如シ。七情ハ、皆、ナクテ不ㇾ叶、五倫ハ、人皆、アルベキ處ノ道ナルヲ、無欲ト云、清淨ト云、男女ノ情ヲステシメ、君臣ノ禮ヲナカラシムルハ、皆、情ヲタムルナリ。如ㇾ此トキハ、當座ハ、立ツ如クナレドモ、ヤガテ、ソノタメ本ヘカヘリテ、ツヽミノキレテ水ノタマラヌ如クニナルナリ。故ニ、外ニハ僞テ事ヲ設ケ、内ニハコト〳〵ク本ヘカヘリテ、欲反テフカク、情都テ

ヘハ、視聽言動ヨリ、衣食住ニ至リ、サマ〳〵ノ情欲、幷、五倫之品々、皆、心同事ナリ。サレバ、其性情ノ感ズル處ヲ、能可考知ナリ。

一、私ヲ不容トハ、私トハ我身ヲ立テ、人ヲ不顧、一人ニヲコナハレテ、天下國家ニ不行事ナリ。是、人ノ性情ニシタカワラザルナリ。

一、己ガ情ニ不從トハ、私ヲ不容ト云ニ同ジケレドモ、細ニ是ヲ論ズルナリ。二五ノ中ヲウケテ生トイヘドモ、必、厚薄アリテ不一。ソノアツキモノハ、過テ餘リ、ソノ薄モノハ、不及シテ不足。餘リアルモノハ、好惡必ズ深ク、情□□スキ、不足スルハ、好惡共ニ淺、情欲モ亦薄シ。己ガ厚ニマカセ、己ガ情ニ□フト云。タトヘバ、至テ欲ノ深クアリ。又、無欲ナル者アリ。諸事如此、欲ノフカキヲ見テハ惡人、無欲ナルモノハ善人ニ似タリトイヘドモ、共ニ、聖人ノ性ニ率ト云道ニ非ズ。ソノ故ハ、己ガ欲ノ深キコトク、人々ヲ欲フカク□サバ、天下忽ニヤブル。又、己ガ無欲ヲ人々ニホトコシテ、天下ヲ無欲ノモノニイタサジト云事モ、終ニ不可叶。是、不率性シテ己ガ情ニ從フナリ。性情ニシタガフト云ハ、誠ニシタガフ也。

一、德ヲ以テナスト云ハ、乃、中庸二十一章ノ自誠明ナルヲ性ト云ノ心ナリ。誠

陰陽五行ノ相合テ人トナリ、其ノ質アレバ、ソノ性情ヲソナフル事、是聊人作ニ非ズ。天ヨリ命ゼラレテ如此ナルナレバ、天ノ命ズル處ヲ性(性字を二字重ねあり)ト云ナリ。程子、朱子ノ心ハ、天命ハ、元來、無レ惡モノナレバ、天ヨリアタヘ玉フ性モ、本善ニシテ、五常ヲソナフル、是ヲ天命ノ性ト云ナリト。此處ニ、工夫ヲ付テ、性心、元來、明白ニシテ一點ノ渣滓ナキハ、マ、ナリト云。是ヨリ、學者、心學理學ノ說出來テ、惑トナルナリ。凡、聖人ノヲシヘニハ、模樣□作□シ、只スナヲニ、文義ノマ、ニ見テ明白ナリ。

率レ性之謂レ道。

人ノ性情ヲ考、私ヲ不レ容、己ガ情ニ不レ從、誠ヲ以テイタスヲ、性ニ從フト云。是乃聖人ノ道ナリ。道ハ、天下ノ人性、而更ニ非二矯レ情戾一レ性。故ニ、天地ト長久ニシテ、萬代不易ナリ。道ハ百性日用テ不レ知ナリ。

一、人ノ性情ヲ考ト云ハ、天地ノ出生スル者、區々多シト云ヘドモ、各、其類アリ。人ハ人ノ類ナリ。鳥獸草木ハ、鳥獸草木ノ類アリ。人ヲ以テ物ニ類ス可ラズ、人ハ人ヲ以テ類トスルナリ。去レバ、古今上下、共ニ人ノ性情、ソノ趣處、不異。□ノユ

て、他は悉く亡び、孟子諺解は、其の翌寛永十六年己卯の冬に成りしもの、一部十四卷、同じく烏有に歸してしまつた。但し、孟子諺解の草稿だけ殘つたのは、不幸中の幸であつたとある。(年譜參看)

玆に珍重すべきことは、初め、款啓集と題せられ、更に、大學中庸諺解と改題せられたる者の燒亡せる殘本が、今尚、殘れることである。此の殘本は、現に、平戸の本澤五郎氏が藏するのであるが、恐らくは、年譜中に、

大學中庸諺解、羅丁酉火、草稿亦亡。唯中庸艸少存。

と言へるものにあらざるか。此の殘本は、數年前、予の歸國の際、これを發見し、後に、東京帝國大學にて、模本二部を製し、其の一部は、予が文庫に之を藏するのである。即ち此の殘本(大學諺解の殘片亦存す。)あるに徵し、以て素行子が、林道春弁に永喜に學びて、如何に中庸を了解したりしか、就中、素行子が力を致したるは、中庸諺解であつたと傳へらるゝのであるか、今、之を當年取て十五六歲の少年なる素行子に、當面中庸の講釋を聞くことを得るのである。乃ち、左に燒け殘りの艸稿を掲げむ。

天命之謂レ性。

十五歳にして學を十六歳にして、論孟を講じ、大學中庸諺解を著す

を爲せりと云ひ、次で、寛永十四年(十五歳)に、始めて、學庸を、同十六歳にして、論孟を講じ、今歳、大學中庸諺解なるものを著述すと記さる。　即ち年譜(寛永十四丁卯冬十月の條)に、

　大學中庸諺解成、

又、配所殘筆に、

一、十五歳之時、初而大學之講釋仕候。　聽者大勢有之候。　十六歳之時、大森信濃守殿、(其比は佐久間久世黑田信濃守殿、(其比は堀石衞門)御所望候而、孟子を講釋仕候。蒔田甫庵老論語御所望、同年講釋、いづれも翌年迄に讀終候。　是又、若年の時分故、定而不埒成事計可有之候へ共、其時分之儀、蒔田權之佐殿、富永甚四郎殿など、今以能御意候。

玆に、注意すべきことは、大學中庸諺解、及び、論語諺解、幷に、孟子諺解の其の當時のものが、今尙、存するかと云ふに、惜むらくは、大學中庸諺解は、初め、款啓集と題せられ、更に、改題せられたるものなりしも、後に、明曆三丁酉歳正月五日の火災に、草稿共に亡び、論語諺解は、寛永十五年の冬、成りたりしを、爲政里仁子罕先進顏淵の五冊を殘し

十一歳の春始めて詩作す

十四歳の時詩歌の贈答を爲す

方を稽古し、次で、十一歳の春に、始めて、詩作、筆法を試み得たのであつた。即ち年譜(寛永九壬申の條)に曰く、

初、作二五言詩一、今年、作レ試二筆法一。落句　一様東風太平曲。鳴花鶯舌舞薫レ絃。乙二郢斧於一羅山子一。羅山子大稱二美之一、以二鳴花字一、爲二花中一。以爲古詩無二鳴花之字一、終作レ文爲二和韵一。

又、配所殘筆に曰く、

一、十一歳之春、歳旦之詩を、初而作候而、道春へ見せ候へば、一字改被申候而、則序文を書、幼少之述作、別而感入候由、書狀副レ之、和韻被レ仕候。

按ずるに、年譜には、此の事を載せざるも、殘筆には、同年、即ち、寛永九年に當りて、堀尾山城守の家來揖斐伊豆なる人が、素行子に目を懸け、次で、山城守に召寄せられ、書物を讀ましめられしが、時に、山城守は、二百石を與へて召し使はんと申込みしも、父貞以が、不同心なりしこと、及び、十四歳の時、詩文共に、達者に進み、當時、傳奏飛鳥井大納言に召寄せられ、即席に、詩を作りたるに、大納言亦和歌を詠じて和韻せられ、且烏丸大納言は、即座に、章句を致されたる故、自分も、亦即席に、對句を爲し、以來、詩文の贈答

六歳より八歳迄に

書、羅山子、以無點之論語讀其序。予至半不得讀之。其後、東舟子永喜、與道春招予令山谷集讀之。各感其奇。

又、配所殘筆に曰く、

一、六歳より、親申付候而、學被爲仕候へ共、不器用に候而、漸八歳の比迄に、四書、五經、七書、詩文之書、大方よみ覺候。

一、九歳之時、稻葉丹後守殿御家來塚田杢助、我等親近付故、我等を林道春老弟子に仕度由賴入候、杢助次手候而、右之段、丹後守殿へ申上候へば、幼少に而學問仕候事、奇特成由被仰、於御城、道春江、直に丹後守殿、御賴被下候。就夫、杢助拙者を同道仕候而、道春へ參候。道春永喜一座に而、我等に論語之序、無點之唐本に而、よませ被申候。我等よみ候へば、山谷集を取出し候而、被爲讀、永喜被申候は、幼少に而、如此讀候事、きとくと。乍然、田舍學問之者、師を仕候と相みえ點惡敷候由被申候。道春も永喜同意に被申候而、感悅被仕、別而念比に候而、十一歳迄、以前讀候書物共、又點を改、無點之本に而讀直候。

かくて、素行子は、實に、十一歳に至るまで、林道春、及び、東舟永喜の門にありて、一意、讀

九歳にして林道春の門に入る

の上に、蟲食み多くして、中々に、讀み易からず、然しながら、斯本は、無價の珍本であつて、山鹿高三氏所藏の原本の外には(東京帝國大學に摸寫本壹部を藏す)何れにも、求むべからざるものである。

卽ち、配所殘筆なる自叙傳と、家譜(年譜)なる自選行狀日記とに徵して、明に、素行子の學問の系統、卽ち素行子の思想の向上、及び、學問の根柢、修養、發達、卽ち素行子の主張の中心が窺ひ得らるゝことである。

素行子自ら曰く「寛永七年庚午(時に九歳)を以て稻葉丹後守の紹介にて、羅山、卽ち、林道春の門人と爲りしが、此の時、既に、四書、五經、及び、山谷集等の書を讀み、時に、林道春が、無點の論語を出して、其の序を讀ましめられしに、半に至りて之を讀むことを得ざりしも、其の後、東舟子永喜、及び、其の兄道春が、共に、山谷集を讀ましむるに當つて之を讀了すと。」是れ、素行子の學系が、當時、朱子學派の泰斗たりし、林道春の門下に、其の源流を發したのであつたことの證據である。

又、年譜、寛永七年庚午の條に曰く、

九歳、依稻葉氏丹後守先容、列羅山子林道春之門人。此時既、讀四書、五經、及山谷集等

淺野長治の近習

れたる當時取つて十六歳の少年なりし、岡八郎右衞門を近習として召仕はれたといふ、卽ち其人なのである。

配所殘筆

我等儀分限無之候故、別而淺野公□□□、其上一類内一人に而も、二人に而も、被召出候事、御願被成候間、左樣に同心可仕候由被仰候。私申上候は、忝御意奉存候と斗申上候而、指置候得共、本多備前殿へ、度々被仰候間、達而一人遣候樣に、御取持候間、岡八郎右衞門十六歳之時、因州公へ被召出、過分に知行被下、近習に今以て被召遣候而、御念比之義共候。其節、磯部彥右衞門を御使被下、八郎右衞門被召出、御滿足被遊候由、却而御禮被仰下候。（後略）

家譜卽ち年譜の內容

次に、家譜（年譜）は、上下三卷より成り、上卷は、中折（紙の名）本七十八枚、下卷は、杉原（紙の名）本百十六枚で、上卷には、先づ、山鹿家の系圖を掲記し、其の下に、年譜と題して、「元和八壬年戌年八月十六日、生奧州會津」と、筆を起し、而して、延寶二甲寅晦日までを記し、又、下卷は、延寶第三乙卯に始り、貞享第二乙丑五月八日に終る（素行子の歿したるは、同年九月二十六日）の日記である。蓋し、上卷は讀みにくからざれども、下卷は、草筆

史籍集覽本の奥書

いながらも其の出所が明かであると共に、延寶三卯の正月十一日に、遺書的に、欲せられたるもの以外、其の後四年を經て、尙當時の爲政者が、徐に威壓を加ふるかの事あるや、素行子之を辯疏して、其の難を脫れたる事實など、仔細に書き加へられたることを、斯本(史籍集覽)に因りて知ることが出來るのである。而して其の原本とも云ふべきものは、芝增上寺に、素行子の裔孫某が出家となり居て、其の僧が一本を藏して居つたのを、東條琴臺翁が寫し取り、更に、翁が近藤瓶城翁に勸めて、寫し取らしめたものが、史籍集覽に收められたのであるといふこと是れである。乃ち其の奥書に曰く、

故東條琴臺翁、嘗出二一冊子一示レ余曰、是山鹿素行氏所レ著者、世無二類本一。得二之於氏之孫緣山之僧某一矣。子盍下副二寫一本一以藏上焉。今不レ空二翁之意一、附二手(誤脫あらん)氏一遺二同好一云。

明治十八年七月　　近藤瓶城識

次に、岡八郎右衛門と宛名されたる人は、曾て淺野長治侯(淺野但馬守長晟が長子、後に因幡守と稱し備後三吉城主となり、五萬石を領す、寛文年間には丹後宮津城を成る)が素行子門下生の麒麟兒一人を所望とあつて、特に、素行子の鑑識を以て推薦さ

山鹿三郎右衛門と岡八郎右衛門

松浦肥前守鎭信の家老職

あるが、それは、時節到來の然らしめたことではあらうけれども、恐らくは、其の高弟たりし、津輕侯や、肥前守(鎭信)などが、最後の手段に訴へて、日光の輪王寺の宮に、哀訴せらるゝ等、百方運動を試みたる結果が、一陽來復の機會を作り出さるゝやうなことになつたのであらう。

そこで、此の宛名の兩人は、如何なる人であつたかといふに、三郎右衛門は、素行子の令弟で、義昌と云ひ、幼名を猪助と呼び、四郎左衛門、字平次、三郎右衛門などゝ稱し、寛永十二乙亥年六月某日を以て、江戸神田佐久間町に生れ、後に、松浦肥前守(鎭信)に仕へ家老職となり、祿千石を食むだ、山鹿平馬其人である。(文學士山鹿誠之助氏の祖。委しくは附錄、山鹿素行子と松浦肥前守、并に、系譜及び傳統の各條參看。)

玆に、注意すべきことは、配所殘筆の原本(故乃木大將、特に之を摸寫上梓して、知人の間に頒たる。)即ち、文學士山鹿誠之助氏の藏するものを把りて、史籍集覽、其の他坊間の書林より、刊行せる諸本に比較するに、魯魚烏焉の間違どころではなく、實に、誤字、脫句或は增減改竄、殆ど、其の意味を爲さぬところ抔もあつて、實物の配所殘筆とは、似て非なる者が多いのである。されど、史籍集覽に、收むる所のものは、間違が多

〔秋〕 山鹿素行子の學系

「朱子學を修む。」「朱子學を疑ふ。」「直に周孔の道に接せんとす。」

山鹿素行子の學系、卽ち學問の根據及び發達、所謂る素行子一流の哲學が、斐然として天下に、認めらるゝに至るまでの行程、卽ち素行子が、研鑽に修養に、如何に向上せしかを知らんとならば、先づ、素行子自己の手に成れる配所殘筆と、年譜とを參考するを要す。先づ、兩書の內容を言へば、

配所殘筆の內容

配所殘筆は、美濃紙三十三枚半(表紙を除く)に素行子自ら、筆を六歲に起し、五十四歲に至る迄の經歷を敍し、其卷末に、延寶第三卯正月十一日、山鹿甚五左衞門高興(花押)と署し山鹿三郎右衞門殿岡八郎右衞門殿と連ねて宛名し、而して其の卷末に、「今年は配所へ參十年に成候、凡物必十年に變ずる物なり、然は今年我等於配所可朽果候時節到來と令覺悟候云云」とあつて、最早死ぬべく覺悟を極めて、書き遺されたる遺書である。然るに、其の歲、卽ち、延寶三年に、特に、免されて江戶に歸られたので

藤次に始まるのである、蓋し素行子と宗三寺との關係も、實は據り處があつて存するのである。因に記す現今の山門に掲げらるゝ雲居山の額は、林道榮の筆であつて、本堂御拜口に第一義と染めらるゝ額は、東皐心越禪師の筆である。

江戶砂子

雲居山宗三寺　寺領十石辨天町

開山看榮禪師、牛込氏勝行父重行菩提のため、天文十三甲辰年建立美田四十斛を寄、雲居院殿前大胡大守實翁宗三大庵主天文十二年卒、これ大胡重行の法名なり、これをとりて山寺號とす、重行は秀鄕の後胤、上野國大胡城主大胡太郞重俊六代の孫也武州牛込の城に住す、嫡男勝行天文二十四乙卯從五位下に任、ときに大胡をあらため牛込氏とす。

牛込氏の墓　宗參寺にあり。

其墓碣に大胡太郞重俊の裔宮內少輔重行武州牛込の縣に住し、その後勝行の代に北條氏康に屬し、その地を以て名字とす、今御幕下牛込家の先祖なりと云ふ、牛込氏元祖の法名宗參大庵主といふと。

「參考」

雲居山宗三寺は、昔日の大胡太郎卽ち江戸太郎の草庵であつて、其の墓所も同寺の境内に存して居る、元來大胡太郎と云ふは、上州の赤城より移住し、江戸太郎(牛込を姓とす。)と稱して、江戸城を創築したる人である、後に太田道灌は其の遺業を繼で、江戸城を完成したのであつた、乃ち雲居宗三の四字は、大胡太郎の法號なのであつて、宗三寺安置の靈牌には、當寺開基雲居院殿眞翁宗三大居士(天文十二年卒)と見ゆるのである、而して素行子が、宗三寺を菩提所として、靈牌及び墓所を構ふるに至りしも、恐らくは偶然に斯寺をトしたのではあらざるべく推思せらる、元來宗三寺は大胡太郎の草庵であるばかりでなく、彼の甲州の山高信離外十餘人、同小宮山の一族等、謂ゆる天目山以來の武田の殘黨の菩提寺なのである(現に其の墓と素行子の墓とが隣接して居る)或は素行子が、甲州流の兵學を繼承せしものから特に斯寺を選びしにはあらざるかとも察せられ、更に溯れば、宗三寺の開基大胡太郎なる人は、其の肩書が鎭守府將軍宮內大輔秀鄕十代の後胤と云ふのであるから、素行子の祖と系を同うするのである、卽ち素行子の祖は、秀鄕の弟

天下の大寶を失ふ

(委しくは、附錄六山鹿素行子最後の敎訓參看)而して、葬儀は、何日に執行せしか、其の日に送葬せしや、又、其次の日なりしや、之を記したるものなし、尙、考ふべし。

左記の文に據れば、其の翌日、戶田伊州、幷に、牧野備後守城中にあり、諸老臣に語って云ふ、昨日、山鹿子卒す。惜らくは、天下の大寶を失つた事であると。而して、嫡子高基、弟子礒谷十介、共に、積德堂に、三年の喪に服したのである。(高基時に年二十歲)

山鹿誌

此翌日、戶田主、牧野主、在江城而談諸老臣曰、昨日山鹿子卒。可惜、失天下之大寶矣。嫡子高基先生在三年之喪。礒谷氏、亦勤喪於積德堂矣。嗚呼。

雲居山の松の嵐

嗟夫、蛟龍、終に、登天の雲雨を得す、騏驊、空しく、伸足の機會を逸す素行子の生涯六十又四の春秋、長へに、雲居山の松の嵐に、萬春の恨を應へ、宗參禪寺の入相の鐘に、千秋の哀を傳ふ。知らず、墓碣の靑苔を拂うて、泉下の英靈を慰むるものは、誰ぞ。

耕道軒曰く

耕道軒曰く、齟齬來て、時を得ず。天下の人物、終に、其の德澤に衣被せず。不幸、何を以てか焉に加へんや。謂ふ可し。德、亦、孔子に同じく、時運、亦、孔子に同じ矣。乃ち知る。萬世の後、亦、孔子に同じからんかと。(山鹿誌)

出羽守及門人等、日夜集先生之宅、各謀囘生之道。諸侯或投東、或自行而招伺藥、以施百藥。竟無可起之色。此時井關玄說。世稱天下一之良醫。不得奉書、乃不到病家。松浦主走駕、自到井關氏宅、以招焉。玄說施藥終無驗。同月丁未日、二十六日辰刻、卒積德堂矣。葬雲居山宗三寺裡。門下之諸侯、及大夫士、詣先生之廟。今毎祭祀然矣。

甲子夜話

貞享二年八月、素行子、病に罹り、日々に重し。其子藤助、養子政實、及び門人侍して、晝夜看護す。松浦鎭信津輕信政の二人も、亦之に加はる。諸侯にして、一士人に對すること、此の如し。其敬愛の深きこと、以て知るべし。

山鹿素行言行錄

九月二十六日、遂に歿す、年六十四、牛込榎町宗三寺（禪宗）に葬る、諸侯の使者士人、會する者夥しく、其儀甚だ盛なり、法號を月海院淨珊（院の下に瑚光の二字あるべし）居士といふ。津輕信政、大に、之を悼み、喪に服し、藩中に令し、三日の間、音曲を停止す。

按ずるに、素行子の發病を、八月壬戌十日と爲すは、山鹿誌に據る。病名を誌されたるもの無し。黃疢（疸？）と記せるは、瀧川彌一右衞門藏秘書。幷に敬孝述事に據る。

月前の雲花間の霏雨

素行子黄疾を病む

素行子積徳堂に卒す

して、之を牧野備後守に告げ、彼亦、既に、先生をして、天下政事の津梁たらしめんとす。先生の大幸、必ず、旦暮の間にあらむ。以て、喜びに堪へず(山鹿誌)と云つて、たしかに、初一念を貫徹し得べく、信じて居られるのである。圖らざりき、月前の雲拂ひ難く、花間の霏雨晴れ難し、時に、貞享二乙丑の年(年譜は、其の年五月九日絶筆となる。)秋八月十日、素行子黄疾に罹つたのである。(附錄六山鹿素行子最後の教訓參看)松浦。津輕。本多。大島等を始め、門人等、日夜積徳堂に集りて、回生の道を謀り、起死の法を講じたけれども、何分にも、功を奏さないのである。當時、名醫としては、井關玄説(説は悅?)天下第一と稱せられ、奉書に接せざれば、病家に行く事を肯じなかつたのである。そこで、肥前守、自ら駕を走らし、井關玄説を招じて、素行子の脈を診せしめ、而して、妙藥を盛らしめたのであつたが、終に、驗無し、同月二十六日丁未辰の刻を以て積徳堂に卒したのである。牛込辨天町雲居山宗三寺に葬る、行年六十又四、指を屈するに、赦されて江戸に歸つてより、僅に、十ヶ年八ヶ月の生涯であつたのである。

山鹿誌

秋八月壬戌日、「十日」先生有「采薪之憂」。九月下旬、疾病矣。松浦主、津輕主、本多主、大島某

天馬の賦

松浦肥前守と牧野備後守

山鹿誌

松浦主、專憂先生之德澤、不宣天下之人物。是故、以先生之德語之牧野某備後守。厚、得將軍家之寵。天下之老臣、亦不及此。公松浦鎭信之從弟。」他日、松浦主語先生曰、請屢到牧野氏之宅矣。先生有時語磯谷氏曰、予既老。不堪以奔走權貴之門。「先生之心、不可不以知焉。」矣。天和三年之春、朝鮮國獻天馬皮。牧野主傳之松浦主。而令先生作天馬賦。「此賦之艸、先生之親筆。今在予家。每拜閲、感慨無可埋之地。獻焉。先生之芳名、益高矣。貞享三「丙寅」年夏、先生應牧野主之需、而作數卷。既成而奉之矣。

乃ち、肥前守は、當時牧野備後守が、將軍家綱の寵を忝うするに賴り、且、備後守は、從弟に當る關係よりして、(委しくは、附錄七、松浦肥前守鎭信略傳參看)徐に、素行子登用の運動を試み、牧野備後守、亦其の意を諒とし、次で、天和三年の春、朝鮮國より、天馬の皮を獻ずるや、牧野備後守は、肥前守を通じ、素行子をして、「天馬の賦」を作つて、獻ぜしめたのである。(委しくは附錄二、山鹿素行子詩賦歌集)且其の賦中にも、「人人物、物、求賢於人。」となし、更に、牧野備後守は、次で、貞享三年丙寅の夏を以て、自ら、數卷の書を需るなど、漸く功を奏せんとし、時に、肥前守は、同志の人に告ぐるに、予先生の大德を以て

詠歳暮部、春道詩也。傍有御譯、此二色、此間牧野備後守附與太守、殆不異拜領。爲示之予有今朝之招。綾御花(或は誤字?)之切二賜予。又御切二、萬介拜領、甚以奉名(銘の略字?)感再三頂戴、有饗應盃酒。

正月三日之夜、有惜日之瑞夢。今日所拜之御親筆、歳暮之二句、協惜日之意。甚奇々。

五月二十一日の條に、

二十一日、□□今晩有瑞夢。初夢、於夢中得扇子。後、牧野備後守、以扇子二本、與松浦公。公貺一本於予。此扇中、有五言四句詩。將軍家之親筆也。其句中、唯醒得一字。弼字也。見字書、滿也。是、予心願滿足之義、甚有瑞奇云云。以二十七日、爲壽祝之。

同二十七日の條に、

今日、拙妻詣元三大師、與監物室、到津輕大學亭。

同六月十二日の條に、

今日拙妻、詣愛岩山。

蓋し、此の前後は、松浦肥前守が、一意以て、人才登用の關門を叩き、專心以て、其の門より入らしめむと欲して、頻る、斡旋に勤められた時なのである。

素行子は、赤穗に、謫せられたる翌年卽ち、寬文七丁未の年二月九日に於て、住吉。伊勢。八幡。三神の詫宣を蒙つた。（附錄四、山鹿素行子の信仰參看）卽ち曰く、

梅保二百日之香一、爲二名木一、冕冠雖二正物一、終日難レ冠之。聖道雖レ正、人難レ知。故、汝今罹二此憂一。

而してより、素行子は、信仰の門に入られたのであつたが、次で、赦されて江戸に歸りて後もいよ〳〵、信仰の度を强うせられ、延寶八庚申の年七月朔日には、稻荷大明神の告を蒙り、一層の熱信を加へられたやうである。其の夢想の神歌に曰く、

常に持、神に祈を、なすときは、
心の願、かなはぬはなし。

かくて、翌延寶九年正月三日には、將軍家綱より題梅の和歌、及び惜日二字を題したる色紙を賜ふ。と夢みるなど、爾來、夢寢の間、一に初一念を貫かんと、欲する希望の反影を、夢みたのであつた。

年譜（延寶九年三月の條）

五日、朝、晴。夙禮服、而到二松浦太守一。々々亦着二禮服一、座二具之框上一（誤字あるべし。）置二恩賜之御衣、（白綾有二御紋一）太刀、口糸之素絹之中文字。（風塵易レ向二人前一暮。歲月難レ從二老底一還。）是、朗

守等ありて、之を推擧し、待つに春雷蟄を發くの時を以てし、(久世大和守を祖心尼の宅に招いて、講經の事、參照)人才登用の關門、將に、開かれんとするに當つて、將軍家光の薨去により、事、水泡に歸したのであつた。然れども、尙、一縷の望を、萬一に懸け、徐々として、風雲に駕せんと欲するや、彼の人才登用の關門を、堅く鎖すことに意を決したる宰相等は、一氣以て、斧鉞を揮ふことを中止し、或は急に、或は緩に、而して假すに、年を以てして、終に、麒麟をして、駑馬たらしめんことを決行したのである。

尙麒驥の力あり

今や、素行子、駑馬たるべきも、尙、麟驥の力あるを如何せん。よしや、盛夏の人でなくつて、晩秋の人であつたにせよ。盛夏の人の如く、進むに急なる能はずとしても、堅く、守つて退かざる耐久性は、寧ろ盛夏の人に比して尙強きものがあつたのである。果せるかな。掉尾の運動は、事實の上に繼續されたのであつた。

信念の力に訴ふ

然れども、血液少なきものは、外部より熱を吸收せざるを得ないのである。老いたるものは、衣服の厚きを好む。然り。眼鏡を要求し、杖を要求す。此の如く、素行子も、肥前守も、之を要求したのである。何ぞや、曰く信念の力に訴へ、偉大なる威神の擁護に待つて、初一念を貫かんと欲したこと是れである。

先生投二東於松浦主一松浦主懐レ之、到二久世主及稲葉某美濃守一之宅、而伸二其事一日而還二先生之東於松浦主一而曰、山鹿子之德、甚耐二稱歎一焉。往昔、先生遇二遷謫之災一之干支、應二今月今日、所レ疑二天下之老臣一之干支。嗚呼奇哉。爰舊時之奴僕等、大消レ魂。爰、多日之流言、氷解瓦碎。先生之德、輝二十倍古一。天下之老臣、各消二初疑一而。大尊二信先生一。屢雖レ招二先生一。多不レ應レ之。若到、則厚レ禮而談二深室之内一。戸田某山城守。最歸二志於先生一、委二志於先生一之諸侯、不レ耐二倒指一。

此の如く素行子に對する幕府の注意は、尚、十餘年前より、取り來れる威壓的處分を、繼續したのであつた。蓋し。久世大和守が松浦肥前守を招喚しての取調は、事穩當に出でたるが如きも、實は、素行子にとりても、松浦肥前守にとりても、たしかに、痛き鐵槌であつたのである。如何んとなれば、素行子も、松浦肥前守も、盛夏の時代は、過ぎたとして、尚ほ、晩秋の好時節を待ちつゝ、初一念の成功を期し、人生掉尾の働きを遂げ、腕の力を試し見て、而して後に、靜に、松風塚下に眠らんと欲したのである。或は廟堂に起つて、自信を斷行し、國利民福を圖らんと欲したかも知れぬのである。先きには、祖心尼將軍家光の側にあつて、素行子を招き、外には、松平定綱。酒井日向

はし置き候。(中略)娘義も御屋敷の内に罷在候故、逢ひ申し度參り候事も、遠慮仕り候。(後略)

拙者儀、松浦肥州公、津輕越州公御家中の御仕置を、口入り候て、色々、新法立ち、下々、痛み候事申付け杯と、方々沙汰仕り候由、風聞承候。中々、存じ寄りも御座なく候。娘有り付き候時分、隣家にても、不ㇾ存候程、輕く仕り候故、松浦肥州公御近所に罷在候へ共、在り付け候事も、御存じ不ㇾ被ㇾ成、御使者も、不ㇾ被ㇾ下候程、輕き義に御座候(後略)

淺野因州守、松浦肥州守迄に、御意を得奉り候樣に仕罷在候。其外の御方へは、大方に仕り候。然る所、不慮に配所被二仰付一、十ヶ年彼地に罷在候。日々、老衰仕り、罷下り候て、四年に罷成候。(後略)

(前略)

此以前、御目に懸けられ候御方は、皆、以前御存じ被ㇾ成候。就ㇾ中、松浦肥州公、能く御存じの御事に候。私配所へ參り候以後、十三年に罷成候。(後略)

山鹿誌

延寶六戊午年、有下譖二先生于執權一者上。冬十月、久世某大和守寄二語於松浦主一而問二其事一。

奈何との問に對し、豈夫れ然らむ乎云云。(年譜)と答へたる旨を、其の夜、松浦邸に赴きて、始めて聽き、翌十一日、偏へに、公法を守る旨の陳情書を認め、之を松浦肥前守に寄せ、又、其の十六日に、更に、三通の陳情書を認めて、同じく、之を寄せ、翌十七日、松浦肥前守は、早天、久世大和守に謁し、又、稻葉美濃守を訪ひ、素行子由來他出無きの旨を告げ、茲に、久世大和守の疑團氷解したるが爲めに、素行子亦、松浦肥前守の斡旋の勞を多とし、其の二十一日には、松浦邸に到りて、魚鳥等種々の贈物を爲し、而して、謝意を表するなど、赦されて後も、亦、此の如き、嚴重なる監視を蒙つたのである。(委しくは、附錄五、山鹿素行子と松浦肥前守參看)其の陳情書の略に曰く、

配所殘筆(附錄)

(前略)

數十年以來、由緖御座候て、御目に懸けられ候御方樣へは、自然御目掛けも、是れを以て四年以來、度々御意を得候御事も、御座なく候。淺野又市郎、松浦肥州公御事は、格別に候。是へも、少々御見廻り申上げず候。津輕越州公御事、前々より、御念頃の筋目御座候て、私一類共一兩人、御家中に罷在候。只今は、拙者娘御家中へ遣

一難去て又一難

秋冬掉尾の末路

流言蜚語

母、有二痼疾一。冬十月癸亥日、〔十四日〕辭レ世矣。凡此間。先生自試二湯藥一侍二枕衾一。孝義甚厚矣。以
葬二雲居山一。盡二哀厚一禮也

素行子、既に、老母妙智尼に、哀別離苦の涙を手向けて、枯蓬秋霜、漸く、頭上に加はらんと欲するのとき、一難去つて、又一難。恰も、素行子の生涯は、彼の日月の蝕の如く、彼の海潮の滿干の如くに、不可不然的に、災禍、轉々として、滿ちては缺け、寄せては返すのである。先には、爲政者素行子を目して、「王愷、石崇の富、張儀蘇秦の辯、而も、兵器を設け、兵馬を備へ、好んで士豪英徒を集めて、遊說す。恐くは、一虚に乘じて、事を天下に爲さん。恐れても、亦恐れざるべけんや」。（山鹿誌）とて、かくて、播陽に謫せらるゝこと、約十年、人間一生涯の盛夏期たりし、四十五歳より五十四歳に至る、意氣横溢の時代を、配所の風月に消磨し盡し、今や、秋冬掉尾の末路に入らんとするに當りて、再び、流言蜚語起り、道聽途說、盛んに、彼れ赦されて江都に歸るや、謹愼是れ旨とすべきに、漫に、權門豪士の間に往來し、而も、津輕。松浦。等の諸藩の政務に容喙して、種々新法を設け、人民爲めに困苦す。（山鹿素行言行錄）等の風評あり。ために、松浦肥前守（鎭信）延寶六戊午十月十日を以て、久世大和守に謁するや、素行方々徘徊の說あり。

湘潭雲盡暮山出。巴蜀雪消春水來。好事魔多し

老母妙智尼逝去

悲歎不息

之書。或爲」堂號。」

素行子、赦されて江戸に歸るや、恰も、是れ湘潭雲盡て暮山出で、巴蜀雪消えて、春水來るの觀があつて愁眉此に開き、笑聲堂外に溢るゝばかりであつたが、好事魔多し其の冬には、萬介疱瘡に罹りて、翌春に及び、漸く癒えて、先づ安心と胸を撫するや、翌、延寶五丁巳の年七月十五日に、妙智尼(素行子の老母)は、本所の山鹿平馬宅に、(避暑的に)行かれたのであつたが、滯留中に、病を發し、次で十月十四日には、終に、逝去せられたのである。惟ふに、恩愛別離、已に十年、漸にして、母子再び今日相逢ふ。老後の孝養、新に始つて、將に、約一年ならんとして、終に、母子幽明を異にするの悲歎に、接せられたのである。由來、孝心深き素行子が、此の痛苦を胸に刻みて、如何に、病母を思ふの情切なりしぞ。委しくは(附錄四山鹿素行子の信仰參看)眞に、「悲歎不息」(年譜參看)の四大文字、其の腸を寸斷せんとする鐵槌の如くに、年譜の卷中に横はるのである。

山鹿誌

延寶四「丙辰」年秋八月、(延寶四丙辰にあらず。翌五丁巳の秋なり。年譜參看)先生之家

往訪來問に日を過ぐす

淺野太守、以₂茶店₁爲₂旅館₁。

翌十二日には、久世大和守を評定所に訪ひ、次で、丹羽左京兆。淺野隼人。岡八郎右衞門宅に到り、翌十三日には、濟松寺(祖心尼菩提所)に詣するなど、殆ど、其の月は、往訪來問に、日を過ぐし、翌九月に入りても、亦同じく、漸くにして、其の月二十八日を以て、本所の山鹿平馬宅より、淺草田原町三丁目渡部善吉宅に移轉せられたのであつた。

積德堂に移る

甲子夜話

一天祥公は、山鹿素行子、赤穗謫居赦免の命を受け、江戸に歸るや、爲に淺草田原町に、間口十八間、奥行二十二間の宅を卜し、周圍に墻塀を設け、これに居らしむ。家に、明の陳元贇の書、積德堂の牓あり。因りて、積德堂と號す。

天祥院行狀日記

一山鹿甚五左衞門殿、赤穗行前後、御出會、兵學御傳受、同藤助不₂相替₁被₂召寄₁候。且又、於₂淺草屋敷₁御調被₂遣₁候代金百兩。

山鹿誌

秋九月、松浦主爲₂先生₁卜₂宅淺艸₁。此家、嘗有₂積德堂之牓₁。「大明元贇書。」是故、先生於₂述作

素行子夫人の一行赤穗を發す

着江して淺野侯の邸に入る

忽到播州。礒谷氏等、七月壬丑日。「二十七日」發刈屋城。途經京師、勢州、及鎌倉。八月甲辰日、到先生之家弟山鹿義昌之宅。字三郎右衞門、後改平馬。食祿於松浦主。親族、及舊知、時時集頭、以話濶別之情。深志之諸侯、大夫士日日來賀焉。

先是、素行子赦免の奉書下るや、素行子の嫡女、即ち龜女の夫興信「津輕政實」及び、門人高橋某急行して赤穗に到り、行李萬端を處理し、次で七月二十七日を以て、素行子夫人、萬助。鶴女。岡八郎右衞門。津輕興信。高橋某。礒谷平助。「十介」此の一行、赤穗を發し、途中、京都。伊勢。鎌倉を經て、翌八月十二日、(山鹿誌に甲辰の日とあり、年譜に八月小朔日丁巳とあるに視れば、甲辰は十二日に當る)を以て江戸に歸り、本所の山鹿平馬の宅に寄寓し、而して、素行子は、此の一行に先つこと二日に、赤穗を發し、左の行路を取りて、其前日(八月十一日)を以て、江戸淺野侯邸に着するや、淺野の家臣門外に出で迎へ、更に、侯よりは、着衣上下を賜ひ、酒肴等の饗應あり。次で本多侯の使者に會し、更に、老母を訪問し、暮れて松浦肥前守(鎭信)に謁し、其の夜、淺野侯邸に、歸宿されたのである。

年譜

七日、泊吉原。□富士川、□□川。晝休油井。今日、晝後、大雨。富士川渡後、大雨□□。
八日、雨。□□根。
九日、雨。□□小田原。□□□□雨止。於小田原、松浦太守之使者(中略)來。大石賴母飛使、
亦□□□□。
十日、□神奈川。(以下虫食にて不明)
今日、淺野又市郎君之飛札到來。(以下不明)
□一日、晝到江戶。於品川、愚弟及有市島之丞。
直到淺野君亭。大石□□篠田等、到門外迎之。
太守、賜着衣上下酒肴、有饗應。

山鹿誌

先生發駕之前、到華嶽禪寺。牧主代代之廟。而告別。且、書內匠頭長矩之行狀、以納焉。同月庚辰日、二十五日。早昧、先生發駕。志士故老等、各惜離別、經數堠、而送先生。淺野主命有司、每驛舍、置盛饌、而饗焉。秋八月癸卯日、十一日。到淺野主江都之宅。先生之妻子、與岡氏與信。先生之猶子、後改氏於山鹿。及門人高橋氏、此時致仕。聞先生歸江都之旨、而

雨、忽晴。宿兵庫。晝、明石布施源兵衛來會。(後略)

二十七日、晴。郡山寄宿。晝、西宮。詣西宮。今日、萬助發駕。

二十八日、晴。於山崎、與小山離別。(中略)夕、寄宿伏見。自京都、大善院□□庄左衛門來。自和州三枝岡氏來會。午後、巡見大和多萬福禪寺。去、至宇治江祥寺。平等院。歸路、掉宇治川。二十九日、晴。宿石部。晝、大津。詣三井寺。

晦日、晴。宿關。晝、土山。

八月小、朔日丁巳、晴。有風。寄宿桑名。晝、四日市。桑名、宿川崎屋善左衛門。

二日、佐夜□朝、曇。晝、佐夜。午後、雨。寄宿鳴海。

三日、晴。朝、雨。寄宿赤坂。晝、岡崎。菅沼氏使節到來。

四日、晴、曇、微雨、忽晴。寄宿濱松。晝、休白須賀。越荒井海。有北風。於濱松、參詣諏訪社。

五日、曇、夕雨。寄宿鳴海。晝、懸川休。夜、大雨。海上、有電光。今日、越天龍川大井川。大井川水甚淺。

六日、朝、大雨。將宿江尻。晝、休丸子。昨夜、雨。阿部川大漲。無渡舟。終、宿丸子。夕、天晴。晝雷一聲、忽止。吉良上野介、亦留此宿。

赤穗を發して江戸に向ふ

づくの思ひあれども、此に十年住みなれては、殆んど故山郷水に異ならず。歸心と離情と、悲喜、交も加つて、そゞろに暗涙をとゞむるを禁じ得なかつた事であらう。

山鹿誌

延寶三年夏六月壬午日、「二十五日」、可レ令三先生歸二江都一之奉書、下二淺野某「又市郎、後號二內匠頭一長矩之嫡孫」。此晡夕、東叡山門跡之書、亦到二松浦鎭信及本多某「備前守、當年、東叡山有二御法事。松浦主。本多主」因レ之訴二先生之事於御門主一。行李阻レ水。秋七月戊子日、「二日」早旦、到二刈屋城一。先生、謹奉二臺命一矣。松浦主走二行人於赤穗一以告下先生歸二江都一之日上。寄二寓于其第宅一。先生辭焉。列士悉來賀。全家猶レ沸レ羨矣。先生亦間暇日、日招二故老一而語二十年之好一。以レ惜二別離一。

かくて、七月二十四日、故太守常淸院殿「淺野長直」の神主に、別を告ぐべく、淺野家の菩提所たる華岳寺に詣し、其の翌、二十五日の拂曉に、赤穗を發し、矢の如き歸心今や、長亭短驛、夜を日に繼ぎて急ぐのである。

年譜

二十五日、晴。夕雨。當地發足、寄二加古川宿一。晝、休二姬路一。小山喜右衛門來會。二十六日、朝小

小往き大來るの時運

松浦本多兩侯の哀訴

赦免の奉書淺野侯に下る

松浦鎭信飛脚を赤穗に發す

枯骨復肉づく

卽ち、陰極つて陽を生じ、天地否化して、地天泰と變化し、小往き大來るの時運となつたのである。

年譜に視るに、延寶三乙卯の年、春三月二十一日、次で五月八日、同六月二十九日の三度に、書を江武に奉ると記さる。是れ恐らくは、特に、赦されんことを乞ふの文であつたのであらう。かくて、淺野の家臣小島喜兵衛が、一封を齎して、江戶を發せしは、其の六月六日の事であつたのである。（年譜）

蓋し、其の年、備前守上野東叡山に、法要を修するの因みに、肥前守（鎭信）及び本多侯が、特に、東叡山門跡に訴へて、切に、素行子赦免の事を、請ふたのであつたが、やがて、東叡山門跡が、哀訴されたものと見えて、忽にして、淺野侯に奉書が下つた。其の日の夕、又、東叡山門跡よりの書翰が、肥前守及び本多侯の手に到達したのである。そこで、肥前守は、特に、飛脚を赤穗に遣して、此の旨を告げ、且、歸江の日は、第宅に寄寓せんことを以てし、而して、此の飛脚は、七月二日に、赤穗に着したのであつた。

延寶三乙卯七月三日、御赦免の報、一たび、赤穗に達するや、再生の喜び、優曇華の花、忽にして、城中城外の諸士門弟、悉く、來り賀し、全家、鼎の沸くが如く、素行子、亦、枯骨復、肉

祿能仕合之願は、被㆓指置㆒子孫迄不義無道の言行無㆑之、令㆓覺悟㆒候者、我等生前の大望、死後の冥慮に候條、如㆑斯記殘、磯谷平助に預㆓置之㆒候。依而如㆑斯候以上

延寶第三卯正月十一日

山鹿甚五左衞門

高與花押

山鹿三郎右衞門殿

岡　八郎右衞門殿

素行子は、斯の如く、自己の運命を觀じ、生前死後の希望を陳べて、配所殘筆と題し、これを、磯谷平助郎ち、十介に託して、天の命ずるところに從ふべく、茲に、覺悟を極めたのであつた。

焉ぞ知らんや。此の時は、池邊既に、氷解けて、水面自ら、碧生ずるの時で、實に、一陽來復の春であつたのである。既に、當の敵たりし保科肥後守正之も、先に、酢を喫つて、聲名を殺がんと欲し、漫に、斧鉞を弄したる北條安房守氏長も、最早白骨と化してしまつたのである。然り。路窮まつて青山あり、乾坤、長に逼塞するものではない。

自已の運命の時事に非なるを語る

二十五日、當地發足。

素行子先に、聖教要錄を世に公にしてより、忽にして、不虞の奇禍を買ひ、突如として、寛文六丙午の十月九日を以て、江戶を發し、播州赤穗に謫居鬱屈すること、實に、八年二ヶ月、卽ち、延寶三乙卯の年正月十一日附を以て、山鹿三郎左衞門。岡八郎右衞門。宛に、遺書(配所殘筆)を認むべく、其の卷末に、素行子そゞろに、自己の運命の、過去より現在に、現在より未來に、時事日に非なるべきを語りて云ふ。

配所殘筆

今年は、配所へ參り、十年に成候。凡、物必十年に變する物なり。然は、今年、我等於配所朽果候時節、到來と令覺悟候。我等、始終之事は、所々に書付有之候得共、御念比之御方々、次第に殘少に成行候間、我等、以前よりの成立、勤再學問、御心得、能被留耳底、我等所存立候樣に、被相勤候事、所希候。最初に、書候通、我等、天道之冥加に相叶候而、如此に候へ共、第一は、乍愚蒙、日夜相勤候故と、被存候。然は、各、自分之才學にも、可能成と存、其時之御咄も、たとへ物語迄、不殘記置申候。若輩者は、如斯事迄、能覺候事尤候。有他見事に而無之候間、各條の前後、任筆記候。能々被遂得心、萬介令成長候はゝ、利

十日、書を江武に奉る。
六月五日、書を江武に封ず、小島喜兵衛明日江戸に發足。
二十九日、書を江武に奉る。
七月三日、去月二十四日御赦免の告、今日朝來着。　去月二十四日御赦免、日光御門跡に憑りて放赦。
五日、大石內藏介亭に到る。
九日、今日妻子一反引越す可□□□明日□□□□□□□□□。
十二日、萬介、予を享す。
十三日、荷物出船。
十四日、盆供、唯だ茶を點ず。
十五日、大石來る。
十七日、岡到＝大石氏。
二十三日、今日可先□□□□□不能讀。
二十四日、常德公正(祥)月忌日、華岳寺に詣す。

に素行子は、祖父子三代を通じての關係を淺野家に深くしたのであつた。

年譜

延寶三乙卯年

一月十六日、此間寒疾、浴する能はず。

二十六日、今日淺野當大守逝去の旨□□。十七日病、十九日逝去。

二月二日、今日當大守の訃音到る。(院號彰永、道號心岩、法名豐則)

五日、今日暮、當大守改名(戒名)到る。

三月朔日、今日大守三十五日法事畢る。

二日、家譜成る。

十五日、今日大守盡七日。

二十七日、大石內藏助到る。

四月九日、日光常ならず、灰中の火を見るが如し。

二十一日、書を江武に奉る。

五月八日、大石內藏助亭に至る。

て、五萬石は長子采女正長友、三千五百石は二子内記長賢、私懇田三千石は三子長三郎長恆に分ち賜ふ、此長直は、故の采女正長重が子にして、寛永八年十二月從五位下に敍し、内匠頭と稱し、九年十月二十九日家つぎ、十一年御上洛の留守に有て、和田倉門の警衞し、又駿城に在番し、十三年江戸西城の造營にあづかり、同年日光山に供奉し、十四年防火の事奉り、十七年大城定番をつとめ、正保二年六月二十二日、常陸國笠間より、今の地にうつり、新に城築かしめられ、けふ致仕してのち、寛文十二年七月二十四日六十三歲にて卒せしとぞ(日記。寛永系圖。藩翰譜)

同…………………(卷五十)

三月(延寶三年)二十三日(中略)播磨國赤穗城主淺野采女正長友が遺領五萬石を、長子又市郎長矩につがしめらる、此長友は故の内匠頭長直が子にて、承應元年七月二十六日初て見え奉り、明曆三年十二月二十七日爵たまはり、采女正と稱し、寛文十一年三月五日、父致仕せし日家つぎ、此正月二十六日三十三歲にて失ぬ。(日記。藩翰譜。)

かくて采女正長友卒するや、其子又市郎長矩(當時八歲?後の内匠頭長矩)襲爵し、玆

十二日で、時に素行子四十五歳の冬であつた、かくて延寶三乙卯の年（一六七五）七月二十五日、即ち素行子五十四歳の夏に至る、此の期間八年九ヶ月、又以て短しと云ふべからず、定めて此の期間に於ける出來事は、特筆すべき事多かりしならんも、身は謹慎配流の裡に包まれたればにや、年譜中に記さるゝもの、極めて少なく、後學の徒をして、痛切に遺憾を感ぜしむることである中にも、當時士を遇するの明を有したりし、淺野長直が、寛文十二壬子七月二十四日を以て卒したるは、さなきだに寂寥を極めたる、素行子に取りて、憂痛相加はつたばかりか、嗣侯采女正長友も襲爵してより五年目、即ち父長直卒してより四年目の正月十九日を以て卒したのである、惟ふに素行子の周圍は、常に不幸が重なつたのであつた。

嚴有院殿御實記……（卷五十）

七月二十一日致仕淺野内匠頭長直大病により、醫員井上玄徹某をつかはさるゝその願によりてなり。（年錄）

同…………（卷四十二）

三月五日（寛文十一年）播磨國赤穗城主淺野内匠頭長直所領五萬三千五百石を分

寛文十三癸丑年、(改元延寶)正月二日、江戸に於て、淺野松平霜臺卒。「因」疱瘡」

三日、萬介、疹瘡に罹る。

四月六日、新太守來臨。

九日、太守廻郡。

五月二十八日、太守輿を發して、江戸に至る。池内に於て、持病起り片島に寄宿す。

延寶二甲寅年五月二十九日、大石、江戸に至る。

八月十七日、大風終夜、且又、高潮。

九月十六日、今日より、太守の命に依て、破損の屏を修復す。十月三日、畢。

十七日、萬介の誕日を賀す。今日、大石氏「頼母」より、圭魚一尾を賜る。

十月二十六日、大石氏「内藏助」に至る。

十一月二日、太守、恩賜の茶到る。

延寶三乙卯年二月六日、今日、千助第七年回忌、香典銀壹枚を奉り、華岳寺に□□を祈る。

指を屈するに、素行子が赤穗に謫されたるは、實に寛文六丙午の年(一六六六)霜月二

九月晦日、岡氏「八郎右衛門」來る。

十月二十五日、岡八郎、江戸に歸る。

十二月十六日、大石氏「內藏助」宅に至る。

十七日、小島氏「喜兵衛」江戸より來り、嗣太守の命を傳ふ。

寛文十二壬子年八月朔、今夕、隱居太守逝去之告有レ之。

十七日、古太守遺骨着す。　大石賴母之に供す。

二十四日、大石、煎茶二十餘斤を送る。

十月二十九日、新太守歸城。

十一月八日、微恙に罹て服藥。「油木東玄」十五日より、次第快然。

十二日、新太守、山中氏「彌弁」をして、放鷹の鴨、幷、羽織を賜る。　歸城之賀。

十二月三日鶴女疹瘡に罹る。　十一日、酒湯。　七日、予の病平癒。

十八日、保科氏「肥後守」卒。

二十日、今日、江戸に於て、又市郎主の母堂、疱瘡に依て卒す。

二十六日、新太守、頓に疾む。

十二月二十七日、中朝實錄(後の中朝事實)成る。
寛文十庚戌年正月二日、東惟純來。聯句五十句。
十七日、淺野因太守、三吉より、口雉、西條柿を賜る。
五月二十日、村上に於て、田村彌左衛門卒す。
二十九日、北條氏長、江戸に於て卒す。
七月九日、鶴女予を享す。
十二日、萬介壽ぎ予を享す。
八月二十三日、大暴風。
九月四日、淺野因太守三吉より、兼尾の蕎麥を賜ふ。
十七日、太守羅疾の告有り。去十日、夜、疾起、口禁、半身不仁。
十月十二日、江戸より、萬介、袴、羽織來着。來月、袴着に因る。
十一月、今月、板倉重矩江戸に歸る。
寛文十一辛亥年正月十一日、萬介初めて、三略を讀む。「六歳」、夙起、張良の圖を掛け、
燒香設几。

二十一日、再び大石氏に遊ぶ。海棠、既に、衰ふるも、尚、葉底に殘紅有り。牡丹、悉く、花を開く。大石浮玉堂に於て、新に、茶壺の口を啓き、之を碾き、之を點ず。（葦を錦帶池に浮べ、夕に及ぶ。太守、來臨、仙舟を同うして遊ぶ口。太守、發句有り。

四月十四日、大石氏「內藏助」宅に到る。

二十三日、戶田伊州參府、海上より使札。

二十七日、今日、保科氏、肥後守隱居、萬千代童を招きて、之を享す。

五月十五日、太守予を享す。茶餉有り。名畫、名器を具す。太守自ら、給仕し、茶を點じ、炭を入ぎ、珍膳美味。

二十八日、太守發船。

七月九日、鶴女予を享す。

十二日、萬介予を享す。

九月十三日、大石氏「賴母」圭魚を送る。

十七月、萬介誕日を賀す。江戶より、太守、鮭魚を賜ふ。

閏十月二十九日、女兒田村彌左衞門の妻、越後村上に於て卒す。

十二月十九日。大祥忌(如小祥忌)
寛文八戊申年
五月朔日。大石を招て風呂を設く。
七月朔日。鶴女子を享す。
十日。萬介予を享す。岡八郎三吉より來る。
十二日。岡、予を享す。
九月十七日。萬介髮寘の賀。
十二月。今月、板倉重矩を京司に補す。
寛文九己酉年。正月四日夜、萬介風疾に罹る。太守服部桑庵、天野清閑の兩醫をして診せしむ。九日、快氣。
二十五日、千介予を壽く。
二月六日、千介卒す。行年二十四。(年譜參看)
三月十四日、大石氏の茶亭に遊ぶ。海棠花盛開發。龍船を艤し、短掉長歌、夜に及ぶ。酒盃狼藉。

素行子赤穗に在ること八ヶ年九ヶ月

霜月二十二日より「素行子四十五歳の冬より」延寶三乙卯の年「一六七五」七月二十四日まで「同五十四歳の夏まで」八ヶ年九ヶ月間）

霜月二十二日。山鹿平馬、大坂より价を發す。

同二十四日。趙中穆の馬の繪を、淺野太守に獻じ、一書を大石頼母、淺井一角に遺る。

十二月二十一日。小祥忌、(附錄四山鹿素行子の信仰參看)

二十九日。千介門松を建る。

寛文七丁未年正月九日。萬介魚味の賀あり。

五月十一日。夫人、疾に罹る。大原玄等之を療す。

二十五日。太守來臨、近日、參覲せらる。

七月十日。千介予を享す。

八月五日。女兄「田村彌左衞門室」田村武左衞門と來る。

八日釆女正より一書到來。

九月十七日。愚弟鬮來る、今日萬介の誕日を賀す。

大石賴母約十年を通じて、一日二回づゝ必ず肴菜を贈る

門弟子江戸より來る

四十七忠士は斯間の感化

由」是觀」之、素行子赤穗に謫せらるゝや、自ら隱山と號し、專ら、讀書三昧に入り、謹愼以て德を修め、赤穗城主のために、文武を說き、老臣其の他の尊信、舊に倍するものあり、中にも、大石賴母の如きは、一日として素行子の寓を訪はざるなく、一日二回は、十年を通じて、必ず、肴菜を送つたと云ふことである。且、東市郎兵衞、藤井又助の如きは、舊門人でもあり、旁、文武兩道に涉りて敎を受け、其の他、城下の諸士、門に入りて學ぶもの、頗る、多く、更に、江戸より來つて、素行子を訪ふもの少からず。舊識の諸侯、亦竊に、東を通じて暑寒を問ひ、又、道を問うたのである。斯の如くして、彼の元祿十四年もこゝに暮れ行く雪の曙に、舊主の仇を報じて、寒梅と共に、芳名を千古に傳へたる、四十七忠士の如き、斯間に於ける感化に外ならないのであらう、然り。素行子、十星霜を通じて、悠々晏如、一村夫子として、交る〳〵、鴻雁の來り去るを、送迎したのではなかつたことが知り得らるゝのである。今、其の主なる出來事を、年譜より抄出せんに、(注意素行子赤穗に在るの日、磯谷平助の助けにて、著述せられたる書名等は、山鹿素行子年譜、同秋、山鹿素行子の學系、同附錄一、山鹿素行子遺著目錄等參看)

年譜　(寬文六丙午の年「一六六六」

二日には、松浦肥前守(鎭信)より飛脚到達したれども、淺野太守の命なりとて、其の書を通ぜざりしと。(年譜)左記に又云ふ。

山鹿誌

先生謫居之間、(中略)凡十年中、不疾病。乃日出不寢。夙興孜孜讀書、習學修德。大述作文武之書。「蓋天欲令以假先生以蒙大幸於萬世之民乎。」行住坐臥、悉不失禮容。「蓋是當此時、彌畏天之道、尙而禮之實也。」也。年而淺野主饗先生於城。「太守得江都之命、而然。」送迎必以老臣。其禮尤淳矣。淺野主亦時到先生之寓舍、而訪訊之、且學文武之道。國之老臣等、尊信先生、倍于古。「就中一老臣大石賴母之介、甚尊先生、無日不來。一日中、必二送肴菜。十年中、無一日而不然。其眞實可以見焉。」東氏某、「市郎兵右衞。」藤井氏某。「又介、兩士共淺野主之臣。」先生之舊門人也。或敎武。或談文。從之修道之列士、甚多矣。「元祿十五年、四十七忠士、報仇於江都。其始末、殆先生之餘德乎。」江都之舊門人、遙到赤穗、寓東氏或山鹿氏「千介」之宅。以訪先生者、頗多矣。諸侯亦竊、送東而問寒燠、或問道矣。「慕其德、可以見焉。」

何も、拙者儀、師恩難㆑忘思召され候由、毎度、御自筆に御狀下され、其御狀、今以て端々殘御座候。然る所、內膳公御事、拙者儀、不屆有㆑之樣に、被㆓仰立㆒候由、風聞承り候。風聞までの義に候間、僞には可㆑有㆓御座㆒奉存候へ共、無㆓心元㆒奉㆑存候て、松浦肥州公まで委細申上候御事御座候。

さて、赤穗に謫せられて、月を配所に見るの人となりたる素行子は、頗る、謹愼して居られたやうである。尤も、配所と云へば、言ふものゝ、猶子千介は、已に、赤穗に仕へて居つたのであるし、舊門弟の高橋十郞左衞門が、十二分に、世話をする。二十四日に着さるゝや、大石兄弟、岡本杢介、藤井又三郞、等來り問ひ、淺井一學は、太守の命なりとて、夜具蒲團等を贈り、且、江戶に在る素行子夫人は、嫡子萬介及び、次女鶴女を伴ひ、高橋七左衞門を從へて、其の月十七日に江戶を發す。丁度、此日は、素行子が晝餐を佐夜に、夜は、桑名に宿された日であつた。而して、夫人の一行は、翌霜月四日に、猶子千介の宅に着されたのである。

かくて、其の十日には、論語句讀の稿を起し、十一月には、水仙花の破顏せるに對し、十

ど、老成の如しと云、十六にして、北條氏長に隨て、兵法を學ぶ。二十一にして、秘訣を總受す。是より後、其内に從遊する者四十餘人に至る。先生、始め、宋學を講ず。四十後、宋學の性理を疑ふて、聖敎要錄を作りて程朱を非斥す。忌み憚る所なし。時に、宋學を奉崇する者、王侯貴族より、士庶人に至る迄、皆、程朱を尊信す。時に、誘免ること能はざるのみならず。遂に一貴人の爲めに叛逆を企るの枉譏を蒙りて赤穗に謫居せらる。時に、四十五なり。五十五にして、赦に遇うて、江戸に歸る。後、十年にして卒す。

更に又、板倉内膳正が、素行子を死地に陷入るべく、漫に、吹聽せるによるとの風聞ありしに就ては、素行子赤穗より赦免の後、四年を經て、尙幕府の監視頗る、嚴にして、屢風評に接するに及んで、素行子、自ら、松浦肥前守(鎭信)を經て、陳情書を數通(四通?)を久世大和守等へ差出せる中に、

配所殘筆附錄

數年、拙者へ御目掛けられ候は、板倉内膳公、淺野因州公、松浦肥州公にて御座候。

一貴人の爲めに叛逆を企る枉議

う。（附錄五、六、山鹿素行子と松浦肥前守同七松浦肥前守鎭信略傳。參看）

兵法傳統錄頭書朱書

寛文六年高祐聖敎要錄を作る。其の見る所、天下の學者に差タガフを、高聽に及び、謫居之を仰せ付けらる。

山鹿甚五左衛門儀、新法の書を編み、其上、諸浪人を集むるの由、上聞に達し、不屆に思召され候。急度、可被仰付候得共、御宥免にて、古主たるに付、淺野内匠頭へ御預と云々。

配所十年、此時、北條安房守大目付なり。保科肥後守、朱子學隨一の人故に、惛み深くして、此の如くに成りたりと云ふ。

世擧て山鹿流と稱す。此旨、北條氏長の心に叶はず。不和疎遠にして、已むを得ず二流となる。

同

或書に曰く、先生初め林羅山の門に入て、十一にして、人の爲に、四書を講ず。殆ん

妻子に、自分が傳言の勞を取ると云つたことなどに徴するに、寧ろ、保科正之から、師弟の責任分擔を促され、且、多少喫醋の意味もあつて、事此に及んだものであるかとも考へらる、且、素行子自ら、堂々と山鹿流と名乘つたと見んより、世人の方から山鹿流と稱するに至つたと見た方が、事實に近からんか、素行子自ら、山鹿流と稱せしは、後、延寶八年立春七日に、嫡子高基に兵書の相傳を爲し、一首の歌を詠じ、其の歌の中に山川の云云とある、山川の傍に、山鹿派(ヤマカハ)山川の三字を記せる外には、未だ徴すべきものあらず。(附錄二山鹿素行子の詩賦歌集參看)

又左記によれば、素行子の赤穗に謫せられたるは、一は聖敎要錄の刊行。二は、浪人を集めたるため、三は、保科肥後守の憎み四は、世擧つて山鹿流と稱する旨、北條氏長の心に叶はず、不和疎遠となりし故、等と、數ふることを得べし。且つ更に、素行子赤穗謫居の原因は、「一貴人の爲めに、叛逆を企るの枉讒を蒙りてなり。」と、見ゆるのであるが、此の說は、左記の文中に、或書に曰くとして、朱書せるものにて、極めて、珍とすべきものなれども、一貴人とは、誰なるべきか、尙、研究の餘地を存すべきことであら

蕃山も亦惜まる

素行子年譜幷に備考參看)

當時、幕府が、如何に、浪人を恐れ、如何に、徒黨を忌みたるかは彼の熊澤蕃山が先に、備州家の祿を辭し時に京都に在りて、名聲四方に響くや、公卿太夫の、其の門に來り遊ぶもの、頗る、多く爲めに、時の所司代たりし牧野親成に惡まれ、丁度、素行子が赤穗に謫されたる翌年、蕃山、自ら、京都を去つて、吉野に身を隱くし、

此の春は吉野の山の、山守と、なりてこそしれ、花の色香は。

と詠じ、僅に、禍を免かれたるなど、(偉人志操素行研究)其の一例である。

北條氏長の嫉妬

或は曰く、北條氏長の嫉妬心からして、此の機乘ずべしとなし、而して、迫害を加へたるは、先に素行子が弟子入りを爲したる時に、向後、異説を唱へないとの誓約を立てて置きながら、素行子が自己一流を開いて、堂々とやりだしたる爲に、事、此に及んだのであらう。との説もあることであるが、如何なる誓詞を、北條氏長に致したるかは、不明なれども、彼の築城模型圖記は氏長に賴まれて素行子が書いた位であるから、氏長已に素行子を畏敬して居つたと見て、差支はあるまい。且、氏長が素行子の

釋幽巖、小笠原山城守、板倉內膳正、板倉市正、板倉隱岐守、山口出雲守、町野壹岐守、丹羽左京太夫、內藤甚之丞、村上二郎左衞門、同孫八郎(二郎左衞門の子)同小七郎(同上)石谷五左衞門、板倉隱岐守(周防守阿波守嫡子、)伊東小七郎(仙臺浪人、)石谷三杢(石谷市左衞門弟、右典厩に仕え、後に遁世して專修念佛の行者となる。) 大村因幡守、黑田源左衞門(後に館林參議の家老となり、信濃守に任ぜらる)戸田左門、水野周防守、淺野釆女正、岡野權左衞門岡野內藏允、板倉能登守、池田新兵衞(板倉內膳正の家老、)瀧川彌一右衞門(松浦肥前守家老)小笠原民部丞、中西圖書(本多對馬守弟)曾根源左衞門、(致仕剃髮して覺齋と號す)稻垣信州、横山左門、(內記の子)津輕左京、大石賴母、大原玄等、藤井又助、中田甚五兵衞、岡野孫九郎(權左衞門の子)岡野長十郎、關屋新兵衞藤田八郎兵衞、(關屋藤田共に加州の家人)石谷兵四郎、紬井喜三郎、小島助左衞門、內藤若狹守、京極主膳正、光枝土左衞門、(本多內記家人)片桐石見守、船越伊豫守、戸田左近太夫、(淡州の子)淺井一學、(淺野家人)近松伊口、(同上)寺尾口口衞門、(岡野內藏允與力)大善院、(京都の僧)大澤宇右衞門、松浦壹岐守、(松浦肥前守の嗣子)磯部彥右衞門、(山鹿

注意人物

から謂ゆる、蛇蝎の如くに憎んだのである。そこで、幕府の當路者が、いの一番に、狙をつけ注意人物として、監視を怠らなかつたのが、素行子であつたのである。曰く、由斷のならざるもの。曰く、浪人徒黨の首領。曰く、神出鬼沒の曲物。今に、如何なる騷動を惹き起さんも圖られずと。

智。學。才。財。辯。略。

蓋し、當路者として、素行子を目するに、此の觀を以てしたのは、元より、無理からぬことであつたのである。智あり。學あり。才あり。財あり。辯あり。略あり。而も、其の學德は五千の門弟に稱揚され、其の名聲は、隆々乎として天の高さに上げらるゝのであるから、一朝、事間違へば、由々敷大事も惹起しかねない實力があつたのである。今之れを素行子自らの年譜に見むか、淺野家の祿を辭してより、往訪來問に日を過ぐし、屢、閑談論議を鬪はしたる侯伯搢紳が、概ね、左の人々であつたことなどに鑑みれば、幕府が威壓を加へたるは、第三者としての立場から見て、無理ならぬことであつたかも知れないのである。今、其の人名を左に錄せむ。

第三者としての立場

本多對馬守、戸田伊豫守、津輕太守信政、淺野因幡守長治、石谷十入、(石谷十藏は町奉となり、右近將監に任ぜられ致仕剃髮して十入と號す。)兼松又四郎、揖斐與右衛門、

於奉崇朱學者、當時之人、自王侯貴族、至士庶、尊信程朱者、極衆矣。遂以斯獲罪、被幽於播州赤穗矣。

國史保科傳

正之、前懲由比丸橋多弟子、謀反、惡山鹿高基處士、與列侯結婚、諸侯信其言、弟子衆多、厲史造異言之罪、囚諸赤穗。（注意高基は高祐の誤ならむ）

曾て、山鹿素行言行錄の著者が、事の此に及ばざるを得なかつた理由として、之を敍するに、曰く、

山鹿素行人となり高逸にて、膽略あり。精悍にして識見あり。事を處する周密、氣力人に過ぐ。實行を尙び、空論を斥く。覇氣欝勃、自ら期するに、王佐の才を以てす。其鋭鋒裹まんとして裹むべからず。其學才に於ても、優に、當時の人材を凌駕するに足る。是れ、其奇禍を得たる所以にして、亦其英名を、後世に遺したる所以なり。

と。然り、既記の如く、當時の幕府としては、彼の浪人なるものが、非常な禁物であつたのである。豺狼虎獅よりも恐ろしかつたのは、浪人の徒黨であつたのである

溫良恭謙の君子たり得べからず

行子が父の血を分ち得たるの天地は、後に、白袴隊を出したる會津である。之を祖に視、之を血に視、之を天地に視て、到底、溫良恭謙の君子たり得べからず。而も、覊氣縱橫、起きては、胸に、旋天斡地の籌を運し、寢ては、夢に、登龍三級の門を望み、前後、事、其の意と齟齬して、屢、頓挫し、失敗相繼ぐに當つてや、詩酒逐徵の間に、僅に、鬱を拂ふべきか、或は山靈水伯に向つて、暫く、忘我の人たるべきか。素行子は之れに代ふるに、諤々の論と侃々の言とを以てしたのである。卽ち忿嗔三昧に入り、大罵倒觀の人たらざるを得なかつたのであらう。

先哲叢談

素行、與人語、不合道義、厲辭大詈、然人人推愛其氣宇、皆喜直諒、退無後言、稱門人者、殆四千有餘人、聲價振於朝野、而名之所有、謗亦隨焉。有一貴紳憚其謇諤者、謂以若斯之輩、不可謀其包藏不軌、至於妬忌之、而沮裁行趾。

同

素行、始講宋學、左袒程朱、年四十後、有疑於理氣心性之說、以先是所著經解數種、悉燒之。寬文六年春、著聖敎要錄三卷、刊行于世、非斥程朱、辯駁排詆、無忌憚。其意、蓋在諷刺

當代の智惠伊豆膽を寒くす

引つれ芝札の辻幷に増上寺門前に押寄しに、彼者共勇を振ひ、拒きたゝかひしかば、取手も手負者少からざりしかど、遂にこと／＼く搦め取ぬ、土岐與左衛門は逐電して行衞しれずとぞ聞えし、(尾張記、公儀日記、正慶承明日記)十四日昨夜搦取し賊等を拷問す、十五日(中略)先に逃失し土岐與左衛門、増上寺の裏にて自殺したるが、いまだ死せざりしを訴人ありて、町奉行下吏をつかはし捕へしむ、(尾張記)(中略)二十一日先に追捕せし反人の輩悉く磔に處せられ、一族みな死刑に處せらる、(中略)十月十日先の反賊の親戚を浅草の市場にて死罪に行はる。

加之、彼の島原の亂起るや、當代の智惠袋と呼ばれし、松平伊豆守も迅雷震天の勢に避易し、烈風捲土に膽を寒くして、島原よりの歸途、平戸に來りて、和蘭商館の屹然たるを見るや、城郭よりも、尚、堅固の如くに憚り、石火矢の音響を聞きては、萬雷一時に落下するかと恐れ、而してより、第一には、切支丹、第二には石火矢、第三には、浪人と云ふ順序を以て、畏怖迷惑すること、頗る、切實であつたのである。今や、九州の一角に據れる、平家の殘黨が、時節の到來を勢州に待つこと、子孫相繼ぐ四百餘年、逆境又、逆境、而も、同輩を切て捨て、逃がれて會津に走つたのが、素行子の父である。而して、素

別木庄左衛門等の隱謀に鑑み、素行子の德望餘りに高きに、いたく恐れを抱いて居た折柄でもあつたのである。

嚴有院殿御實紀（承應元年九月十三日の條）

今夜松平伊豆守信綱がもとへ、普請奉行城半左衛門朝茂が家人、長崎刑部左衛門嘉林といふもの來りて訴へしは、別木庄左衛門、林戸右衛門、三宅平六、藤江又十郎土岐與左衛門といへる處士、このほど無賴の惡少年をかたらひ、黨を結び、此十五日三緣山御法會畢るをまちて、風烈しき夜、寺のほとりに二三ヶ所に火を放ち、寺に亂入し、金帛を奪ふべし、其時は執政の人々消防の下知すとて、出馬せらるべし、さらば府内大に騷動すべければ、其虛に乘じ、天下の變をうかゞはんと結構す、吾もしゐて其黨に入るべしとすゝめられしかば、同意せしよし答て、卽時注進するとなり、信綱これを聞き速にまうのぼり、阿部豐後守忠秋が增上寺にありしをもよびむかへ、酒井讚岐守忠勝が日光に赴くをもとゞめ老臣衆議して、兩町奉行に、みづから行むかひ、反人等を追捕すべき旨を令す、又今夜烈風なれば、こと更人數を增し、寺を警衛せしめたり、町奉行神尾備前守元勝、石谷左近將監貞清、各人數を

先是、明曆二丙申の年、秋八月、素行子、武敎要錄三卷を著し、其の序に、江陰無名子の名を以て、山鹿素行先生と、客位に置き、自ら、當代の兵家者流を罵つて、

當時兵家者流の士、皆、俗字を以て、臆說を記し、武經を棄て、權詐を以てし、或は、名を假り、或は、書を僞り、殆ど、高貴を惑し、權謀を誣ふ矣。

と云ひ、今や又、聖敎要錄を公にして、其の道統を論じ、

孔子沒して、聖人の統、殆ど、盡く。聖人の言は、直解すべし。後儒の意見、取るべき所なし。宋に及んで、學者陽に儒にして、陰に異端なり。道統の傳、宋に至りて、竟に泯沒す。

と云ひ、或は又、「古今の儒者、蛇の足を畫き、身に贅疣を出して、心にとめざることを、口に說しか故に、仁義の註解萬卷に滿たんも、而も、仁に非ず。義に非ず。殆ど、歎息すべし。」と、此の如く當時の官學、當時の兵家者流なるもの、既に、已でに素行子の眼中には、無つたのであるから、到底、唯事では濟まなかつたのである。(參山鹿素行子の聖學參看。)

加之、當時の幕府は、其の十餘年前に於て、由井正雪、丸橋忠彌等の燒打未遂事件及び

官學私學を壓迫す

官權の斧鉞

好個の口實

衞門は、當世の造言者にして、世を惑はし、民を誣ふるの曲者なり。弟子、常に、出入する者三百人、貯財、亦頗る、豐なりと云ふ。如何なる事を企つるも知れず。嚴に、之を制すべしと。老中、其言に從ふ。(正之の言は、「土津靈神言行錄」等に據る。)

さて、素行子が、赤穗に謫せらるゝに至つた、其の表面の罪狀なるものは、言ふまでもなく、彼の聖敎要錄が、奇禍を買ふ種子になつたのには相違ない。そこで、幕府は、「不屆なる書物。」「入らざる書物。」「要なき書物。」を刊行したのが、不埒だとの罪名の下に、處分をしたのであつたが、それは、無論、表面の理由に過ぎぬのであつて、當時の官學たる朱子學者が、私學者の素行子に、壓迫を加へたのであるばかりでなく、素行子は、兵學者である。而も、風發踔厲の性で、常に、氣を吐くこと虹の如く、時に、程朱の學を罵倒するにあたつて、何等の假借なく、少許の忌憚なく、爬羅剔抉し去つたのであるから、早かれ遲かれ、素行子の頭上には、官權の斧鉞、必ず、閃くべく、其の電光は、先に、淺野の祿を辭したる時、否、永く、浪人たらんことを思ひ浮べたときに始まつたのであるが。今や、聖敎要錄の刊行が、斧鉞を執るの手に唾せしめたる好機會、卽ち山鹿素行子を檢擧すべく、好個の口實を與ふることゝなつたのである。

板倉内膳公、次に被レ仰候者、保科肥後守殿御學問之筋は、如何承候哉と、被レ仰候間、拙者儀は、保科公へ、不レ奉レ懸ニ御目一候間、不レ奉レ存候由、申上候得ば、其方存寄は、いかゝと被レ仰候故、不レ奉レ得ニ尊慮一風聞まで申上候事は、必、相違多く御座候者に候間、難ニ申上一奉レ存候由、申上候得共、達而、御尋相成候故、私申上候は、風聞迄に而、申上候は、御學問之筋は、乍ニ慮外一私共奉レ存候とは、御相違御座候樣に、奉レ存候由、申上候へ者、被レ仰候は、此方も、左樣被ニ思召一候との、御事に御座候。

山鹿素行言行錄

板倉重矩(內膳正)學を好み、賢に下り、士を愛す。 屢、素行を召見す。 (中略)四月、牛込法泉寺に詣で、特に、素行を招き、一室に引きて閑談し、政治を論ず。 其論、合はざる所ありと雖も、素行、毫も忌憚せず。 今回、其の重職に任ぜられたるにつきて、注意する所あり。 重矩、其厚意を謝す。 重矩、又(中略)保科正之の學風如何を問ふ。 素行親しく、其說を聞きたることなきを以て、敢て、答へず。 強て、之を問ふ。 乃ち答ふるに、自己と說を異にする所あるべきを以てす。 (中略)此時、正之政機に參與し、重望を荷ふ、人となり、英邁果斷、深く素行の說を忌み、老中に謂て曰く、山鹿甚五左

保科正之の怒に觸る

(神田?)津輕信政の亭に、此の事を告げ、而して、北條氏長の邸に趣きたりと見え、又、年譜には、素行子が、北條氏長の邸に至つたときには、目付の島田藤十郎が、相並んで居つて、そこで、氏長が命を傳へたと見ゆれど、配所殘筆には、後に、藤十郎來つて座につくとあり。且、途中警戒のこと、及び、淺野家臣大石賴母助(大石良雄の養父)が、毎日二度宛野菜を運びしことなど、眞に、當時の事實が、歷々として、目に睹るやうな感じがするのである。

先是、素行子は、寬文五年四月十九日を以て、法泉寺に板倉內膳正重矩、同石見守、石谷一右衛門に會し、閑談の因みに、板倉內膳正重矩が、素行子に正すに、保科彈正正之(秀忠の庶子にして、會津に封ぜられたる松平肥後守正之)の學風如何を以てせし時「慮外ながら、私共奉」存候とは、相違御座候樣に、奉」存候」と、答へたのであつたが、打てば、必ず響くの喩にて、終に、此事が、導火線となつて、保科正之の激怒となり、さなきだに、酢を喫つて幾分か感情を害し居たりし北條氏長に、弟子師匠の責任分擔を、正之より促さるゝと同時に、御役目柄事、此に出でざるを得なかつたであらう。

配所殘筆

命而曰、山鹿子、多有門人。恐結黨而奪之乎。嚴密法、不可以忽焉。護駕之士、疲勞焉。先生爲安之、不在驛舍。乃雖有事、不止輿矣。辛未日、先生到刈屋城。山鹿某千介。先生之猶子。此時到赤穗、而食祿於淺野主。以家赤穗。高橋某等、十郎左右衛門先生之舊門人。食祿於淺野主。以佐先生之妻、及嫡子。小字萬介。後字藤介。名高基。是年、九月癸巳日生。女。予家母、于時六歲。門人礒谷氏以從之。同月甲子日、發江都、而到刈屋城也。淺野主曰、先生、不遷謫、何再來此地乎。宜安焉。到衣服、家宅、食物、甚淳禮矣。

嚴有院殿御實紀卷第三十三に曰く。

十月(中略)三日、兵學を敎習する處士山鹿甚五左衞門を、淺野內匠頭長直に預らる、こは「聖敎要錄」といふ書をあらはし、異論を唱ふるによれり、甚五左衞門は、はじめ北條安房守氏長が門に入て、軍陣の事を習ひ、後には一派の門戶をたて、今も山鹿流とてその學を奉ずるものあり、けふより諸隊與力同心、射藝を目付して監視せしめらるゝこと十二日に及ぶ。(日記。御側日記。)

按ずるに、年譜には、其の朝、馬を宗三寺に驅りて、之を先考の墓前に告ぐるの記事なけれども、配所殘筆によれば、盛裝して、若黨兩人を從へ、先づ、馬を宗三寺に驅り、途中

於高基先生之家、閱此。時、先生懷之書。追思其時、讀一行、而灑一淚。不以耐感慨。沐浴而着盛衣。走馬而到雲居山、告之先考廟、而到氏長之宅矣。人馬群門前、如殆有事。先生、解腰刀、而靜上階。氏長耳語于先生。曰、子由作聖教要錄之罪、謫播州、若有可告于家之事、今書焉。不可必爲石頭浮沈之慮也。福島某「傳兵衛」供毫硯。先生、慇懃謝之曰、士出、則忘家。予嘗以勤之。今、無可告于家之一事矣。既而、島田某「藤十郎」到。與北條氏連席。召先生而曰、由汝作不善之書之罪、所謫播州赤穗矣。先生稽顙、而恭述奉台命之旨、暫退席以向北條氏曰、臣所述作之書、不善之旨、有何書何處乎。臣未知之。願得聞焉。北條氏向島田氏曰、彼假令、有辨是非之道、台命既下。不可以謂焉乎。先生謹、而退矣。淺野長矩之家士圍先生以設竹輿於階外。監者「御徒士目付」等、走四面而嘩。見先生微笑而禮容之盛、忽忙以止矣。先生、厚禮於監者等、而從階直乘輿、以到淺野主之亭也。先生、當此時、而面色不以變。言辭不以亂。禮容以正。他日、監者、及淺野主之臣等、大稱焉。此夜、淺野某「因幡守」與內匠頭從弟、走密使、使价請見先生。長矩主雖許見之、先生不肯。況不見其他士。只、長矩家臣藤井某「又助」等、以見先生。冬十月丙辰日、先生發江都。輿中、只帶先考之神主、及四書白文。

立ながら、認候而、點を付、令懐中候、其以後、今日取出候而、見申し、急成事故、不宜書様にも存候乍、恐日本神祇、一字も後に改候事は、無之候、誠に我等辭世之一句に候。

一我等儀、以前知行斷申候而、內匠頭殿家を出候て、今度、內匠殿へ、御預被成候。　然に、配所に罷有候間、別而念比に被仕、常に、被申候は、御預に而無之候て、其方、再、此地へ可參候哉、隨分內々に而、馳走可仕候由、被申候。　就者、衣服、食物、家宅迄、段々、念比不殘候。　大石賴母助事、朝夕之野菜、今日迄、每日兩度宛送候。　賴母助者、江戶之內も、右之通候。　斷申候へ共、賴母助申候は、此段、全、自分之心入に而無之候。　內匠殿、念比之拙者事故、如斯仕候由申候。　尤、配所に罷有候內は、御預之者に候間、隨分、慮外不仕候様に、家中之者迄、被申付候而、拙者所へ、內匠殿、御出候而も、以前より、却而慇懃に御座候而、迷惑仕候。

山鹿誌

寬文六丙午年、先生四十四歲。冬十月庚戌日、二日午後、從北條氏長投書曰、有公事以來予宅。先生奉命、而謹報東矣。心竊謂、蓋是、由流言、而羅凶災乎。若然乃小而可謫遷。大而可遇刑戮。若遇刑戮、爲上之公庭、書一章之文、以懷焉。此文、乃出謫居殘筆矣。予、去春、

參候哉、不分明之間、若死罪に候はゞ、一通之書付を、差出可申と存、令懐中候。　其案文、今以殘候。　此節は、人間之一大事相究、五十年の事、夢の覺候樣に、有之時分に候者、聊心底に、取亂之事無之候。　尤、迷惑は仕候。　此段は、日比、我等學問工夫の勤故と、全く、存候。　人間之上には、一生に、如斯事、有之者に候間、覺悟如左記置候。

蒙、當二千歲之今、大明周公孔子之道、猶欲糺吾誤於天下、開板聖教要錄之處、當時、俗學腐儒、不修身、不勤忠孝、況、天下國家之用、聊不知之。故、於吾書、無一句之可論、無一言之可糺、或借權而貪利、或構讒而追蹤。世皆不知之、專任人口、而傳虛、不正實否、不詳其書、不究其理、強嘲書。於茲、始安我言、大道無疑。天下無辨之。夫罪我者、罪周公孔子之道也。我可罪、而道不可罪。聖人之道者、時政之誤也。古今天下之公論、不可遁。凡知道之輩、必逢天災、其先蹤尤多。乾坤倒覆、日月失光、唯怨生今世、而殘時世之誤於末代。是臣之罪也。誠惶頓首。

十月三日　　山鹿甚五左衛門

北條安房守殿

是は、令懐中候上は、若死罪にて候はと存候得共、別條無之候故、出し不申候、此文言、

事と、御申候。私申候は、御意の上者、兎角と、可㆓申上㆒樣、無ㇾ之候由申候て、罷立候。御步目付衆兩人、居被申候而、內匠頭先御よひ被㆓仰渡㆒候に、御步行目付衆さわかしく被申候段、我等笑申候而、一禮仕罷立候此時之作法殘所無ㇾ之由、右內匠頭ゟ、其の晚申聞候。內匠頭所へ參候而は、不通に人とも逢不ㇾ申候。淺野因州公ゟ磯部彥左衞門御越候、不ㇾ苦候由、家老共申候へ共、逢不ㇾ申候。右之時分、隨分不仕、合成儀、迷惑至極仕候へ共、心底是に而、動申候事は、聊無ㇾ之候。小事に而も、一ヶ條も、申置候事、申遣候事、失念不ㇾ仕候。九日之未明に、江戶を罷立候、自御公儀、被㆓仰聞㆒候は、此者、大勢弟子門人有之、徒黨之輩、可有之候間、道中は、不ㇾ及ㇾ申、江戶罷立候時分、芝品川等に而、奪取候事など、可有之候間、油斷不ㇾ仕候樣に、被㆓仰渡㆒候由に而、付候而參候者共も、氣遣仕候故、朝ゟ晝、口晝より口迄は、大小用をも不辨候樣に、心得候而同二十四日之晚、赤穗へ着仕候。我等匹夫之者に候所、一人之口口に而、大勢をも、從申候樣に、諸人存候事は、不仕合成內に、少は、武士之覺悟所ㇾ有ㇾ之とも可㆓罷成㆒候哉。此段、皆、虛說風聞し、次第に、罷成候而、於㆓赤穗㆒は、心易罷成候。

我等、配所之被㆓仰付㆒候時分、北條殿より、呼に參候節者、死罪に可㆓被仰付㆒哉、配所へ可

を寄せ、北條殿へ參候。門前に、人馬多相見へ候。只々、何方江か打立候樣子に御座候。此體、拙者若不參候はゞ、則拙宅へ、押寄御ふみつぶし可ㇾ有ㇾ之樣子と、相見へ申候。私事は、刀を下人に渡座敷へ、上り申候て、笑ながら、申候者、如何樣之御事に候哉、御門前、事之外、人多候由申候て、奥へ通り申候。暫し而北條殿、被ㇾ出候て逢申候。北條殿、被ㇾ申候は、不ㇾ入書物作り候故、淺野內匠頭所へ、御預被ㇾ成候。是より、直に、彼地へ可ㇾ參候間、何にても、宿へ用所候て、可㆓申遣㆒候と、別て、念頃に被ㇾ申候。福島傳兵衞、硯を持候て、拙者傍江參、申遣度事は、傳兵衞可㆓申次㆒候由申候間、私北條殿江向ひ申候者、忝奉ㇾ存候。乍ㇾ然、常々、家を出候より跡に、心殘候事は無ㇾ之樣に、勤罷在候間、書付を可ㇾ申事無御座候由申候。其內に、島田藤十郎殿、御出候而、北條殿も、座敷へ御列坐候て、私被㆓召出㆒候間、脇差を置罷出候へば、北條殿、島田殿互に、御色題候て、北條殿被㆓仰渡㆒候へば、其方事、不屆成書物仕候間、淺野內匠頭所へ、御預被ㇾ成候由、御老中被㆓仰渡㆒候由候。私申上候は、先以、御意之趣、畏奉ㇾ存候。乍ㇾ然、對㆓御公儀樣㆒、不屆成儀は、右の書物の內、何の所に而御座候哉、伺度儀奉ㇾ存候と、申上候得共、房州御事、島田殿へ、御向候て、甚五左衞門申譯も可ㇾ有ㇾ之候得共、如ㇾ此被㆓仰付㆒候上は、不ㇾ及㆓申譯㆒に候

二十二日　晝　西宮　夜　兵庫
二十三日　晝　明石　夜　加古川
二十四日　晝　庄越　申刻著　赤穗
供輩　矢田利兵衞。小山田十兵衞。小田市兵衞。各騎士。
步卒　大川惣兵衞。吉田四郎左衞門。櫻井三左衞門。上月三右衞門。高谷七兵衞。

旅行程十六日、無風雨、如春。於大津、朝小雨、忽晴。
(注意、括弧內の文字は、原本に、割書せらる。)

配所殘筆

如斯、相認(前書の請書)候て、遣候夕料理不被下候故、食事心能認候て、行水仕、定而、唯事には有之間敷と、被存、乍立、遣書相調、殘置候。尤死罪に、被仰付候はゞ、公儀江、一通指上可相果、是又、相認令懷中候。此外、五六ヶ所へ、小翰相調與態老母方江、不申遣。宗三寺江、參詣仕、下人成程省き、若輩兩人召連、馬上にて、房州江參候。四日、津輕公江、可被召寄、兼約御座候つるを、津輕殿門前にて存出し、明日參上仕間敷由使

年譜

九日　明發江戸泊戸塚
十日　晝大磯　夜小田原
十一日　晝筥根　夜沼津
十二日　晝蒲原　夜江尻
十三日　晝岡部　夜金谷
十四日　晝　夜濱松
十五日　晝　夜赤坂
十六日　晝大濱茶屋　夜宮
十七日　晝佐夜　夜桑名
十八日　晝　夜關
十九日　晝水口　夜石部
二十日朝雨　晝大津　夜伏見(大野三四郎來迎之)
二十一日　晝　夜郡山

十郎、目付)相并居。氏長、傳二公命一、貶二播州赤穗一、太守預レ之。聖敎要錄之儀也。氏長云、事起二不慮一。有二遺命一、我可レ傳二之妻子一。予云、士自レ出レ門、不レ思レ家。何有二遺命一乎。群士列座。予肯揖而立。太守家臣大西氏(七郎兵衞)篠田氏(彥左衞門)來迎、乘二肩輿一、入二太守宅一。此夕、藤井又助、忽自二播州一來會。四日、五日、六日、七日、八日、在二太守宅一。

七日、淺野因太守來問。藤井又助、傳二其命一。

此處に、哀れを止めしは、幼にして素行子に入門せる、磯谷平助「十介」が、師と共に謫せられんことを請ふて、終に、其の目的を達したことである。平助は、時に、十歳の少年であつたが、赤穗より素行子を受取りに來れる藤井又助に請ふて、是非とも、赤穗に同伴せられんことを求むるのである。そこで、又助は江戶と赤穗の山海の險を物語り、且、遠く父母に別れて、何れのときにか、再會すべき。其の時に、憂悲せんより、今、先生に別るゝの苦痛を忍ぶべし。と、懇々と說き諭すのであつたけれども、平介、一向に承諾せず。藤井又助持て餘して、此事を淺野侯に告ぐ。侯更に之を、久世大和守に告げ特に許を得たるより、欣然として、謫所に伴はれたのであつた。(委しくは、附錄一山鹿素行子遺著參看)

侯し、次で五日、六日、七日、八日の五日間、淺野侯邸に留り、(前日、卽ち七日に、淺野因州「長治」來り問ふ。　藤井又助、其命を傳ふ)。九日、拂曉に、江戶を發し、行程十六日間、其の月二十四日、申の刻を以て、赤穗に着したのである。(年譜)

或は曰く、素行子、氏長の邸に至らんとするや、(山鹿素行言行錄)先盛裝して、從者二人を從へ、馬を雲居山宗三寺に走らし、父修玄庵の墓前に詣し、而して氏長の邸に向つたと云ふ。(山鹿誌)

年譜　(寬文六「丙午」の年の條)

二十五日、本多氏(對州)來話、且、演說聖敎要錄之罪、公儀既定、

二十六日、戶田左門來話。(凡、今月之內、十五日雨天。

十月朔日、至大村氏(因州)別墅。津輕越州、石谷氏、來會。

三月、中井卜養至。(女弟因瘧疾不平)大村因州來臨。

未刻、北條氏長(安房守)以切紙招予。(有公用)乃、盥漱、拜神主、書舊識、及遺書。食晚炊、觴妻子、云、事皆有命。不可患。如此節、丈夫之妻子、可見其志。予、欲見母君。々々、必悲歎、故不謁馬、且明日、有會津輕氏之約。供人、行可告之。乃、新衣服、整禮容、省供輩、至彼地。島田氏(藤

母上には御目にかゝらず

播州赤穗に謫さる

し、事此に及んで、母上に、此の事を、申し上げねばならぬのであるが、いかにも、母上に、對して、事の此に及べることを申上げて、御愁歎なさるお顏を見るに忍びない。と云ふは、若し、事此に及べる一部始終を申上げたらんには、母上の御歎きは、思、半ばに過ぐることである。故に、母上には御目にかゝらずに門を出る所存なれば、後にてよしなに申上げ、我れに代りて慰められよ。且、明日は、津輕氏に會すべき約あれば、供人を走らして、之を告ぐべし。と、

かくて、翌四日衣服を更め、更に、一書を懷中し、禮容を整へ、供人を省き、北條氏長の邸に至る。已に、目付島田左十郎來りて、相弁んで坐す。氏長、先づ、公命を傳へ、播州赤穗に謫して、舊主淺野家に預けらる。蓋し、聖教要錄と云ふ不屆なる書籍を著はしたるによる。但し、事不慮に起れり。遺命もあらば、我、之を汝の妻子に傳ふべければ、遠慮なく、申出でよ。と、素行子答へて曰く、士、我が家を出でゝより、家を思はず。何の遺命かあらむ。と、言ひ放ち、群士列座の前に揖して起つ。すでに、淺野の家臣大西七兵衞。篠田彥左衞門來り迎ふ。

かくて、肩輿に乘りて、淺野侯の邸に至る。其の夕、藤井又助、急行して播州より來り

訪ふ。

北條安房守氏長の切紙

此日、未の刻、北條安房守氏長より、切紙到達す。曰く、

可㆓相尋㆒御用之事候間、早々、私宅迄可㆑被㆑參候。以上。

十月三日　北條安房守

山鹿甚五左衛門殿

切紙に對する請書

素行子、披見し了つて、左の請書を捧ぐ。

御手紙被㆑成㆑下、謹而奉㆓拜見㆒候。御尋可㆑被㆑成御用之義、御座候間、早々、貴宅迄參上可㆑仕候旨、畏奉㆑存候。追付、參上仕候。以上。

十月三日　山鹿甚五左衛門判

房州様

妻子と訣別

かくて、素行子は、北條安房守の切紙に、對して、右の請書(卷頭寫眞參看)を捧げ、而して盥漱して、神主を拜し、遺書等を認め、晩餐の膳に向つて、妻子に觴して曰く、さて、人生の事、皆天命に有り。決して、患ふべきことではない。言ふまでもなく、汝も、武夫の妻であり、丈夫の子である。どこまでも、赳々として、節を守らなければならぬ。但

山鹿誌

寛文丙子六年、以聖敎要錄彫之梓、以行于世。先生之雷名、轟天下矣。凡、談天雕龍、炙轂輠之徒、不之于江都。以姤先生之道、明天下。可謂美女者、惡女之仇。或借權而貪利、或構譏而追蹤。　不詳其書、不究其理、强嘲書、罪先生。俗學之費、可以見焉。竟流言於國曰、山鹿子、富合於王愷石崇、辯驚於張儀蘇秦。設兵器、備兵馬、好集遊說士、豪英徒。恐、乘一虛、而事于天下矣。是茲、板倉拾遺内膳正寄語於石谷某。市右衛門、以問所以作聖敎要錄由流言也。先生退席、而召門人某、糊精楮十片許、而口傳、令某書聖學之大意。須臾成。以寄之石谷氏曰、予之道、今所書也。以傳之。石谷氏懷之去矣。

かくて、其の二十四日には、磯部彦右衛門宅に至り、淺野因州(長治)幷に、本多對州亦來り會して、何事をか談合し、翌二十五日には、本多對州、素行子の宅に來りて、聖敎要錄刊行の罪によつて、幕議既に決するところある旨を告げ、翌、二十六日には、戸田左門來りて、素行子を訪ひ、翌、十月朔日には、大村因州の別墅に至り、津輕越州、及び石谷市右衛門來り會して、談合するところあり。　翌々三日には、女弟(鶴女ならん)が、瘧に罹りて、平靜ならざるを以て、自ら、醫師中井卜養に至りて、妙藥を求め、又、大村因州來り

斧鉞頭上に閃く

一封を土屋但州に寄す

子の出生を、明け暮れに、祈られたことであらう。今や、素行子の血は、茲に、分かたれて、山鹿流の正嫡たるべき萬助が、誕生したのである。言ふまでもなく、幾久しく、稚龍の出世を祈禱し、偏に、蘭芽の發育を、祝福されたことであらう。

此の祝すべき日、此の喜ぶべき日こそ、突如として強者の權威が、斧鉞の如くに、素行子の頭上に閃いた日なのであつた。卽ち、石谷市右衞門來り訪うて、板倉内膳正の命を傳へ、卽ち「今年、聖敎要錄を世に流布す。人以て誹謗を爲す。且、保科肥後太守、切に之を怒る。」と、告げたのである。そこで、素行子は、直に、此の書を述作するの旨を書し、一封として、之を石谷市右衞門に呈し、且、林彌三郎を招いで、更に一封を土屋但馬守に寄せたのであつた。

年譜（寛文六丙午の年九月の條）

二十一日、（中略）今日石谷氏市右衞門、傳₂板倉内膳正命₁所₂謂、今年聖敎要錄流₂布于世₁人。人以爲₂誹謗₁。且、保科肥後太守、切怒₂之也。予捧₂一封₁、面言₃述₂作此書₁之旨₁。招₂林彌三郎₁獻₂一封書於土屋但州₁。

時に、寬文六丙午の年、九月十七日、未中の刻に、素行子の妾不知が(不知は名?)男子を分娩した。やれ嬉しやと、思ふ間もなく產婦は、死んでしまつたのである。

年譜

萬助出誕、未中刻。妾不知死。葬宗三寺。道號桂岩法名妙圓。爲去月誕生之月、施至今月今日。

(兵法傳紀錄に九月十七日江戶高田に生るとあり。年譜には十五日の次の條に記さる。)

此の產兒こそ、後に、山鹿藤助高基と呼ばれて、肥前守(鎭信)に遇せられ、山鹿素行子の嫡流となつた人なのである。そこで素行子の喜びは、言ふまでもなく、其の七夜に當れる二十一日には、賀儀の宴など、擧げられたことであつた。

年譜

二十一日、爲七夜之儀。晚、訪村上宗古之病。(村上宗古は配所殘筆に謂ゆる五十三歲にて、誓詞をなし、入門したる人なり。)

素行子先きに、嫡子左太郎を擧げて、僅に、一歲。終に、早世の悲を見しより、定めて、男

さなきだに、孝心深き素行子としては、眞に、追慕の至情に堪へず、居常悒々として能く喪に服し、一室に籠り居たのであるが。翌、寛文六丙午の年、正月十三日は、修玄菴の三七日に相當し、其の翌日は自ら碑文を書きたる墓石を宗三寺の塋域に建て。次で二月五日卽ち、六七日相當の翌日には、肥前守及び石谷市左衛門の來慰を受け、更に三月十九日には禮運を、同く二十一日には祭法を讀み、周孔の道に則つて、嚴父逝後の孝道を修し。而して翌四月三日を以て亡親の百ヶ日の法事を、宗三寺に行ひ。翌々五日初て門を出で、、板倉重矩の邸に至り、先づ老中に榮進されたるを祝し、且、弔慰を蒙りし厚情を謝し、翌六日は本多對馬守を訪ひ、それより布施四郎左衛門。淺野長直。稻垣信州。中根宗閑。石谷土入。松浦壹州(肥前守の嗣子)。大村因州。淺野長治。小笠原城州。黑田信州。津輕越州。等と、往訪來問し、中にも四月二十九日には、法泉寺に至て、板倉內膳正。同石見守。石谷市右衛門に相會するなど、極めて煩忙を極めたのであつたが、六月十八日瘧に罹り、北川原道益の藥(美伊良)を用ゐて、其月晦日に快癒せしも、復た七月十一日に再發し、久保玄貞の藥を用ゐつ、、漸くにして、八月十九日に至りて、全治された。

人間萬事塞翁馬

山鹿千介淺野家に仕ふ

父修玄菴病を發す

父歿す八十一

二月十五日、女龜羅疱瘡「去二日」今日、酒湯、賀ニ双親ニ

十九日、(中略)今日有ニ兼松七郎兵衛仕ニ越前太守ニ(津輕信政)之告ニ

三月九日、女安死。「因ニ疱瘡餘毒ニ母家女房」。(但安女の生年月、年譜に記されず。)

嗚呼、人間萬事、果して塞翁が馬なる哉。時に寛文五乙巳の年、十二月十三日には、猶子山鹿千介が、始めて、淺野侯に謁し、祿四百石を宛て行はるべく、いよ〳〵、家臣として仕うることゝなつて、先づ是れでと。素行子自も、自分の身代りが出來たやうに、喜ばれたことであらう。然るに、其の夕より、父修玄菴が發病された。(年譜に微恙に罹るとあつて、病名は記されず)。そこで醫師久保玄貞、淺尾長澤、二人して藥を進めたけれども、丁度臥床にあること、十日間、而して、其月の二十二日に、敢へなくも霜夜の鐘の聲と共に、此世を辭された。行年八十一歳。遺骸は、宗三寺に葬られたのである。(委しくは、附錄四山鹿素行子の信仰。同十三參看)

而も父修玄菴逝去の前日、卽ち十二月二十一日には、板倉內膳正重矩、幷に、土屋但馬守が、老中に任ぜられた日で、兩人共に、屢、素行子と往來せられたのであるから、素行子にとりても、大に、祝さねばならぬことであつたのである。然るに父修玄菴逝き、

翌、寛文二壬寅の年、三月十六日、松平伊豆守信綱行年六十七歳を以て卒し、岩槻平林寺(後、平林寺を武州野火留に移す)に葬りしこと、信綱は執權、殆んど三十年、幼君を輔佐すること十有二年の間であつたのである。

同年六月十日には、將軍家綱、阿宅船(アタケブネ)(大龍丸、天地丸、龍王丸)を、淺草筑田島に上覽のことあり。同二十六日には、淺野釆女正、內藤飛彈守の女を娶る。

素行子は、其の歲十一月二十二日より、眼を病み、岡部玄三の藥を用ゐ、翌十二月十日に、粗、愈えたのであつたが、他出したゝめに、其の二十四日、又、左眼充血し、次で、二十八日に癒えしも、二十九日に、又、右眼を患ひ、翌、寛文三癸卯の年正月六日に至つて、全癒したのであつた。同年八月二十八日、左脚を患ひ病むこと數十日、爲めに、九月以降の日記は、年譜中に記されて居ないのである。

年譜

九月十三日、左脚之痛、甚重。因ㇾ此、招二諸外科一、尋二之廣井草菴一、用二洗藥附膏一、歷二數十日一、而復ㇾ本。「故無二染筆一。闕二此以下一」

寛文四甲辰年正月元日、(中略)予因二舊冬之足疾一、不ㇾ出ㇾ外。

其の當時に於ける周圍の出來事

へは、迷惑仕候間、御免被」成被」下候樣に、御斷申上候。 其以後、津輕十郎左衛門殿、死去之時分、遺書にも、拙者得」御意」候樣に、御申置候故、其段、御志忝奉」存、越中公へ、彌、御懇意忝奉」存候而、得」御意」候。

山鹿誌には、素行子と津輕越中守との交誼を、寛文元辛丑の年にありとなせども、既記の如く、年譜には、其の前年の事なりと爲す。 かくて寛文元年の元旦には、素行子、先づ淺野侯に謁し、其二日には本多對馬守。 三日には戶田伊豫守。 四日には、松浦肥前守、先づ來つて禮を致し。 五日には例年の如く、兩親へ賀詞を上り、六日には菅沼主水(松平加賀守家人)橫山志摩、中川采女(同上)共に來りて、禮を致し、七日には津輕侯の邸に到り、山口出雲守、津輕十郎左衛門來り會して、專ら、素行子招聘の相談を凝らされたことであらう。

按ずるに、其の當時に於ける、周圍の出來事としては、萬治三庚子の年、十月八日に堀田上野介が居城佐倉を逃れたこと。

翌、寛文元辛丑年、七月二十九日に、水戶黃門、難疾に罹り、行年五十九歲を以て薨じ、次で八月朔日に、廢朝のこととありて、太刀、馬代を獻ぜしこと。

事であつたかと云ふに、恐らくは此の歲であらうかと思はれる。

年譜　（萬治三庚子の年十月の條）

十二日、至津輕氏越中守亭。晚、與山口氏出雲守至板倉氏內膳正

山鹿誌

寛文元辛丑年、津輕信政（中略）初赴任也、山口某出雲守到先生之宅曰、津輕某十郎左右衞門寄語於予。津輕主弱冠而始赴任。願令先生以詑之。且將以大祿與先生。先生固辭焉。

配所殘筆

一山口出雲守殿御出候而、被仰候は、津輕十郎左右衞門殿御申候は、津輕越中守殿御知行高は、少御座候得共、土地廣、新田多候間、知行之事は其方望に御任可有之候。越中守殿初而、御入部之間、拙者に付申候而、參候樣に、御願候と被仰聞候。拙者申候は、先以忝奉存候。乍去、越州公別而、被懸御目候得共、いまだ御若年に被成御座候。尤十郎左衞門殿出雲守殿被仰候御事に候へ共、家中之衆、又は、他所衆承候而、御若年之御方樣へ、いか樣に申なし候而、如斯儀御座候なとゝ、以來御沙汰御座候

当分浪人と覺悟仕候

き儀なり(配所殘筆)と云へる肥前守(鎮信)にも「拙者儀は、當分、永浪人と覺悟仕候」と答へて、首を竪に振らなかつたのである。焉んぞ知らん當時の素行子は、淺野長治を頭上に、肥前守(鎮信)を右の肩に、津輕信政を左の肩に、淺野長直、同釆女正を、背中に、門弟子、三千人(山鹿素行言行錄)或は曰く、四千人(兵法傳統錄朱書)又曰く五千人(山鹿素行言行錄)を股肱として、それ〳〵に、調和配當し、而も、自己胸中には、たしかに、一物を包藏して、居られたのであらう。

胸中一物を包藏す

たしかに、天の一方に、燦たる明星の出現を豫期して、其の光榮が、一に自己の頭上に、降下せんことを待たれたのであつた。

龍門三級の波を超出すと夢む

時に素行子、寛文三癸卯の年八月二十日の夜、夢に「超出龍門三級波」と見たと云ふが、(年譜。　山鹿誌に素行子六歳の條下に、此事を記す)。時に、素行子四十二歳、已に過去の非を覺りて致仕し、今や將來に向つて、運命を賭すべく、機到らば把握せんと、前、中、後、を分別して、那の邊にか、打て出でんと欲するの秋、果して這個の瑞夢を感見す。蓋し何等の希望もなく、目的もなく、工夫もなければ、野心もなきものが、漫に「龍門三級の波を超出す」と云へる、卽ち登龍門なぞを夢みる筈がないのである。

閑話休題、彼の津輕侯(信政)が、素行子を聘せんとの意を通ぜられしは、何年頃よりの

一萬石も望まじからず

由是觀之、素行子の致仕は、祿の多寡によるに非ずして、たしかに、別に存寄りを有して居られたのである、但し、祿其者が、素行子の眼中に、皆無であつたといふわけではない。當時、其の多寡を論じて見たところで、殆ど、問題にならなかつたのである。蓋し左記の文は能く斯間の消息を敍し得て、居るかのやうに思はるゝのである。

山鹿素行言行錄

津輕十郎左衛門信英も、亦素行に就きて、兵書を學ぶ。深く其人を信じ、弘前藩主の叔父にして、其後見たり。津輕は四萬七千石の小藩なれども、實收多ければ、祿は其望に任せ、一萬石を與へんとの意を告ぐ、素行辭して曰く、余、特に津輕公の眷顧を受くと雖も、公年尚弱(ワカ)し、老臣の推擧ありと雖も、藩の內外の批難を蒙らんは、本意に非ずと、蓋し、一は、此時、其名聲愈よ高く、敎を門下に請ふ者、日々に多く、尋常の一浪人に非ざるを以て、一萬石の高祿を以てするも、東阪の藩地に至るを、好まざるの事情ありしに由るなり。

然り一萬石を以て招聘せんとせし津輕侯にも、體よく斷り、一萬石、二萬石、何より安

仕候故、諸事ひつそく仕、罷有候所存に御座候由、其節申上候。（委しくは、附錄五山鹿素行子と松浦肥前守、及び同六山鹿素行子最後の敎訓。參看）

一村上宗古老、我等別而申談候事、各存知候通候。拙者方へ、御出之時分被仰候は、我等事、わかき時分ゟ、物之師を取候、誓詞仕候事無之、殊更、武藝などは、人にさして、習し者に無之候。世上に、軍法者多候得共、師を仕候者、我等所へ參候而、軍法咄仕候へ共、我等尤と存候者無之候。此段は、渡邊睡庵と、晝夜咄候而、古來ゟの軍法、弓矢咄、毎度聞候故と存候。然に、近年、其方に逢候而、軍法兵學の咄、評判詮議を仕候て、毎度、驚耳候。睡庵事は、渡奉公人に、近代稀成武士と存候。然共、軍學兵法の議論被仕候はゞ、其方前に而、睡庵口の明可申候樣には、不被存候。就、其當年五十三歲老學、恥入候得共、今日初而、誓詞仕、其方兵學の弟子に、成申度候由御申候故、私申候は、私事、左樣に、被思召被下候事、別而、忝奉存候。古戰物語、武功共、度々、御咄承候而、拙者儀、不淺忝候。何事に而も、御相傳などゝ有之儀は、不存寄の由、申候へ共、達而御望候故、任其意、宗古老御誓詞も、其時分、林九郎右衛門事彌三郎と申候而、宗古念比にて、居被申候故、能可被存候。

御方々は、定而無途方たわけ者にて、各樣、御崇敬被爲成候を、誠と存、如此高ぶりたる事を申候と、可有之候。然所、因州公御事、は、御老年と申、御學問の義、唯今の御大名には無之候。其上、紀伊守殿、但馬守殿御家に、諸家之名高者、大勢被召抱候而、高知之者共罷有候。此者共之咄、被爲聞之候。殊更兵學の義、兼而被仰聞候通候間、拙者體、御噂批判可仕候樣無之候。松浦公御事は、因州公ゟ、少々御年下に被成御座候。御自分の御文學は、無御座候へ共、晝夜書物等被聞召、文武之諸藝、儒佛の御勤、御怠不被成。其上、當代之古老衆、每度、被成招請、御當家上方衆、近代の物語、大方御存被成候。近年、御家中の諸歷々、高知に而、被指置、尤能者共、御使立被成候。依之、中根宗閑、石谷土入、常々、被申候は、御家中之作法、人之御遣立被成樣、若年には、珍敷武將に而、可有之由、度々被申候を、石谷市右衛門、幷、拙者體承候事に候。然ば、此御兩公樣御事は、御自身の勤ゟはしめ、御家中御領內迄之作法、御仕置無殘所候樣に、乍恐奉存候。然に、一兩度は、時々、御挨拶共、奉存候。度々、被仰聞候事に、御座候得共、拙者存念は立候而、安堵仕候。拙者事、御存被成候御方々樣は、御分限不被成御座候御存不被成候御方は、無途方者に可被思召候間、拙者儀は、當分、永浪人と、覺悟

事、戰國に生候はゞ、武功之段は、右之者共におとり申間敷候。此段は、力わさに不成事に候。第一、博學多才、唯今、弘文院をさし置、世上に有之間敷候。又、兵學之筋目發明仕候事、異朝にさへ無之候間、古今、其方一人に候。我等事、十二歲ゟ、兵學を稽古候而、畠山殿弟子に御成、其の流をきわめ、上泉儀、近習上泉治部左衞門に相傳をきわめ候。其後尾畑勘兵衞殿弟子に御成、印可迄御取候。北條安房守殿は、尙以篤と、晝夜被仰談候。然に其方賴故、兵學之筋目、初而能得心、難有仕合被思召候故、其方へ、別に誓詞遣置候。然ば兵法之儀、無双之樣に被存候。如此上は、五萬石望候共、似合不申候樣には我等は不存候、其上一萬石に而、奉公不仕候而は、目に立不申候段申候。是當時、相應成望、尤之至に候。(秋の部、山鹿素行子の學系に續く)

一松浦肥州君事は、以前ゟ御家中へ弟三郎右衞門被召置候而、段々御取立被下、御厚志不淺、每度、御大恩を請申候儀は、心底被爲成御存候御事は、因州公ゟ、猶以厚被成御座候。松浦公、淺野公、本多備前守殿など、御一座の時分、御分限被成御座候て、拙者に、一萬石、二萬石被下候事、何ゟ安儀に候由、被仰出候故、拙者申上候は、御兩公樣、右之通、被爲思召候得ば、拙者儀、寔に冥加に相叶候と奉存候。拙者御存不被成候

一知行斷申候而以後、間御座候而、淺野因州公、本多備前殿など、私宅へ御出被レ成候時分、因州公被レ仰候は、其方儀、以來は、一萬石に而無之候ば、何方へも奉公仕間敷候由、兼而申候一段、尤に被二思召一候。古來、戰國には、陪臣に高知行取し者、數多候。木村常陸介五萬石之時、木村惣右衛門五千石。長谷川藤五郎八萬石之時、島彌左右衛門八千石取申候。丹羽五郎左衛門十二萬石に而、江口三郎右衛門、坂井與右衛門一萬石宛取申候。加樣之事不レ珍候。結城中納言殿、越前拜領之時分、被レ仰候は、御國を拜領被レ成候而、以前に替、別而御滿足成事は無之候。難レ有被二思召一候事、二ヶ條有之候。其第一は、年來、分限廣候はゞ、被二召置一度被二思召一候久世但馬、今度二萬石被レ下被二召出一候。此段、大名に被二仰付一候故、願相叶候由被レ仰候段、石谷土入物語候。扨、近代、我等存候而も、寺澤志摩守殿へ、天野源右衛門を八千石に而、被レ抱之候由。松平越中守殿へ、谷村又右衛門を、一萬石に而被レ抱之候。此者共、名高場所、一兩度有レ之者候。渡邊睡庵事、藤堂泉州、今治人、五萬石に而無之候はゞ、主取仕間敷候由申候。其身覺書にも、其段、記二置之一候。此者は、又、右兩人、今度之武功場數も有之、殊に一騎前之役儀ゟ、大勢之指引を、心懸候者に候。此兩三輩、皆我等存候。然に其方

淺野家の祿を辭す

鶴女後の耕道軒を生む

致仕後の消息

〔夏〕山鹿素行子の生涯

「致仕してより死に至る迄」

素行子が、淺野家の祿を辭したのは、萬治三庚子の年、秋九月であつたが、其の十月四日には、素行子の室が、淺草駒杵氏の宅に於て、女子を分娩した。即ち、此の女子が、鶴女であつて、後に、弘前藩の重臣津輕平十郎「喜多村氏」に嫁して、後の耕道軒を生むだ人である。(山鹿素行子の系譜及び傳統參看)

さて、致仕したる後の素行子は、如何なる風雲に駕せんとしたりしか、又、何故に、強て淺野家に仕ふるを辭したるか、素行子自らは、祿の多寡によつて、進退するものではない。謂ゆる別に存じ寄りあつての事(年譜)と云うて居らるゝのであるが、其の存じ寄りとは、如何なることであつたか。致仕後の消息は、之を左記の文中に徵したいのである。

配所殘筆

北條氏長災に罹る

尙、其他の出來事としては、萬治元戊戌の年、正月十日に、本郷より失火し、西北の風甚だ烈しく、終に、郭内に及び、列侯の邸宅、災に罹るもの多く、翌十一日に至るも、大風、猶、止まず、爲めに、北條安房守氏長、亦此の災に罹つたのである。

西國筋大風

切支丹宗徒を斬る

京畿洪水

其の年七月二十六日には、西國筋に、大風あり。(附錄五參看)翌二十七日には、肥前大村に於て、切支丹の宗徒六百三人を斬罪に處し、八月三日には、丹波龜山、攝州尼崎、播州明石一帶、洪水にて、京都鴨川の堤防破れて、暴水禁裏に溢れ、洛中を通じ、淀城の邊、漫々たる有樣であつた。それかあらぬか、明曆なる年號は此の八月に、萬治と改元せられたのである。落首に曰く。

あきらけきこよみの年をやきすてゝ、萬治あやうき浮世なりけり。

大坂城落雷

次で、萬治三庚子の年、六月十八日、酉の下刻に、大坂城靑屋口の梁三間十六間の砲藥庫に落雷あり。忽にして、砲藥二萬千九百八十五貫目、鉛玉大小四十三萬千七十九、火繩三萬六千六百四十、爆發し、天守、矢庫、門、引橋、小屋等、燒失し、町屋千四百八十八軒破損し、死傷者百餘人を出したる珍事あり。爲に、翌七月十八日、松平豆州大坂に至り、家人の狼藉を禁じ、火の用心、尤も、肝要と注意を與へたとなどである。(年譜參看)

骨至ニ彥根一。「七月廿一日、招ニ酒井忠清亭、于ニ玄蕃頭一。有レ貺ニ遺迹之命一。」直孝久疾。度々、上使石谷氏「將監」密、告ニ直孝一云、羽林、老病可レ不レ起。願有ニ遺命一。我可レ傳ニ之老中一。直孝云、我何有ニ遺命一。將軍家既冠。老中政務無ニ私曲一。故無レ可レ口レ上。況我家法。我死亦何有ニ改法一乎

素行子室男子出生

其の他の出來事としては、明暦二丙申の年正月十一、辛卯の日、素行子の室が男子を誕出されたことである。其の十七日には、七夜の賀儀があつて、名を左太郎と命名し、大島氏兄弟。「雲八、左兵衞」來り祝し、次で、二月八日には、僧實相院來りて、日待の祈禱を爲し、其の十二日には、男左太郎の宮詣りとて、赤木明神に參詣し、日だち、極めて良好に成長しつゝあつたが、翌、明暦三丁酉の年、十一月三日、病、頓に起つて死去した。

幼兒早世

素行子夫妻の愁傷、察するに餘りあり。鳳林寺に葬つたのである。蓋し、此の左太郎こそ素行子の嫡男であつたのである。而して、又左太郎の生れたる、明暦二丙申の年、九月二十三日には、素行子の舍弟四郎左衞門が、松浦肥前守(鎭信)に仕へたことであつた。祿高は、始め、五百石。中頃、二百石を加增して、七百石、後、更に、三百石を增して、千石となし、家老職に任じて、山鹿平馬と呼ばれたのが、此の人である。(委しくは附錄五山鹿素行子と松浦肥前守參看)

四郎左衞門平戸侯に仕ふ

素行子直孝の死を物語る

申し請る次第なり。此の事思し召し留り給へ。(大和左武らひの栞)

と、思ひ切つたる顔色に、陸奥守も、あきれはて、暫くは、物をも言はず、大勢の家來も、直孝の威に呑まれて、百萬石の神文を引き裂かれながらも、唯々諾々の體であつたといふことである、此の兩話に見るも、彼の藺相如が、怒髮冠を衝き、趙璧を手にし、階下に却立し、秦王を廷叱したるも、之には及ばじと、思はれて、如何に井伊直孝が、智勇を兼備して居つたかゞ知れるのである。先きには、千軍萬馬の中に、馳驅往來し、井伊の赤備(井伊の軍は、緋縅の鎧を着け居たりし故?)とて、隆々の武威を輝かし、初、二、三代を通じ、四代將軍の戴冠に及ぶまで、終始一貫、四天王隨一の重鎭として、和衷協同の實を擧げ來つたのであつたが、萬治二己亥の年、六月二十八日の夜に、行年七十歳を以て卒したのである。而も、其の死は、尋常一樣の臨終ではなかつた。どこまでも、智勇兼ね備へた非凡な人であつた。而も、素行子に親しく、直孝の死に關する實説を聞くに至つては、眞に、懷舊の情に堪へないことである。

年譜 (萬治二己亥の年の條)

六月二十八日、彦根中將直孝卒。「行年七十。」自入二暗室一獨坐而逝。其夜、葬二世多谷一。遺

ものなり。以來屹度愼まれよ。(大和左武らひの栞)

と、叱り飛ばしたと、云ふことである。又、伊達家より、家康、曾て、政宗に百萬石を下さるべしとの御直判、御神文を藏せりとて、二代將軍秀忠にも、復三代將軍家光にも、屢、強願するより、當路の宰相等、頗る迷惑して、處置の道を見出し能はざりしが、一日、阿部豐後守忠秋、此の事を井伊直孝に物語り、實に、難澁の儀なりと歎ずるを聞くや「此の段は、某にまかせ置かれ候らへ。」とて、後に陸奧守宅に趣き、對面を求めたりしに、風邪とて斷はる。「寢室にても苦しからず」と、たつて對面し、談百萬石の件に及ぶや、直孝曰く、

御誓約の御神文御所持の上は、御願ひ尤もの事に候。御神文拜見仕度由申さる。則ち取出して、掃部頭(直孝)に渡さる。掃部頭手水うがひして拜見、但し、御神筆ならば、我等に下さるべきと、押戴きながら、直ぐに引き裂き、申されけるは、昔は百萬石は、扱て置き、二百萬石も下されたくこそ、東照公も思召しけめ、只今、御覽ぜよ、何國に加恩の地候ふや。御書付御所持に由つて、御代々御願絕へず、此の事申し募り給ふ程、これに付き無益の難義引出してはせむなき事、且は御家の爲め御神文

次には、翌萬治己亥の年、六月二十八日に井伊直孝が卒した事である。 直孝は、曾て、由比正雪の亂後、阿部豊後守忠秋の説を賛して、天下の浪人に寧ろ、同情を有した人であつた。 而も、氣骨稜々、且膽大心小、たしかに、幕府の重鎭であつたのである。 時に將軍秀忠は、性資、極めて、謹厚な方で、たとへば、辰の刻に、鷹野御成りと、令を傳へたる場合には、定刻の自鳴鐘を聞かんか、よしや、哺を吐き髪を握りても出立たれた程であつた。 そこで、近習の面々が、飲食すまざれば、時計鳴らざるやうに、仕掛け置くが常なりしにや、直孝、一日、近習の面々を、面前に呼出し。

子等は全く奉公の道を辨へざるなり。 君正しき道を、御好み成され候へば、随分と、面々も正しき道を、助け申さるべきを、左はなくて、僞りをなして、御心にあはむといたさるゝこと、不屆千萬、沙汰の限りなり。 君をだましてよかるべきや。 是は、わづかの事なりと、心得られなば、愈、不屆なるべし。 すべて、信を失ふとて、上よりの御法令は、山は崩るゝとも、動すべからざるなり。 左樣にて、君を中にてだましたらんには、下々は、上に遠ければ、上の正しき事御好み成され候事は知らず、上をうらむる者出來て、終には、君と下々、相遠ざかりて姦臣さまぐ\の儀を仕出す

本丸の石垣成る

天澤寺に隱元に會す

愚僕双親、避₂災於₁下谷駒杵氏宅₁。其夜、至₂太守別墅₁。路次、火未₂熾₁。餘炎蒙₂地₁、尸骸充₂溝瀆₁。及₂曉₁、至₂赤坂今井別業₁。

此間、列侯、皆、僦₂居寺院₁。米穀殆絕。草鞋一双、直錢五十。

二十日、列侯登城。西丸、賀₂西丸不₁₂罹₁火。且、奉₂窺₁御機嫌₁。

今日、加賀守本鄉屋敷少火。

二十五日、移₂鳳林寺₁。

二月二十三日、僦₂圓乘院₁居₁之。家君、僦₂居鳳林寺₁。(此の歲に、林道春は歿せしなるが、約一ヶ月間の缺紙ありて、此事は、記されず。)

次には、此の歲の九月二十七日に、御本丸の石垣の土功が、成つた事である。此の土功に當るべく、命を受けたるは、松平加賀守。細川越中守。丹羽左京大夫。戶田釆女正。相馬長門守。水谷伊勢守。內藤豐前守等であつたと云ふ。(原本には、此の一枚半裁せらる。故に、尙、多數の人名ありしや如何は詳ならず。)

次には、翌萬治元戊戌の年、十月十六日、松浦肥前守(鎭信)と共に、天澤寺に、隱元禪師に參して、大に、問答を試みたことである。(委しくは、山鹿素行子の學系參看)

向くべくもあらず。時に、本郷本妙寺より火を失し、兩日に渉りて、江戸の大半を燒失したる、彼の有名なる振袖火事に遭遇した事である。嘗て、素行子は、明曆二丙申の年、八月十五日に、家屋の修理を爲し、(先是、慶安三庚寅の年、九月八日に、屋根の葺替を爲し、其の十月五日には、松平越中守定綱來訪し、次で、尾畑景憲。松浦肥前守鎭信。等の諸侯來り訪ふ。) 次で、九月二十八日に轉宅(年譜に、移「新宅」とあるは、修理成て、假宅より移られたのであらう。)したのであつたが、其の翌、明曆三丁酉の歲、正月五日に、近隣より失火して、類燒に罹つたのである。そこで、其の翌、六日に、牛込臺所町なる、町野壹岐守「助左衛門」の別墅に、父貞以を移らしめ、素行子又、其の翌七日に、其の隣家に引越されたのであつた。

然るに、其の月十八、十九の兩日にかけて、彼の通稱振袖火事が起つて、江戸の大半燒亡するに遭ひ、其の十九日に、兩親を始め、難を下谷の駒杵氏の宅に避けたるに、此處も、亦、類燒に罹つたので、其の二十五日に、鳳林寺に移り、次で二月二十三日に圓乘院に僦居されたのである。(但し、父貞以は鳳林寺に僦居す。)

年譜(明曆三丁酉の歲正月の條)

川長門守、山口出雲守、戸田伊豫守(年譜に伊州とあり)、水野周防守、丹羽左京兆、村上次郎左衛門「宗古」其他家人には、大島雲八(淺野家?)、中根平十郎、內藤彌三郎、村上小七郎(加州家?)、關屋新兵衛(同上)熊澤作右衛門(松浦家)島角左衛門、楫斐與右衛門、曾根五郎兵衛、林彌三郎、布施源兵衛及び僧實相院釋澄惠等と、酒詩徵逐するの間に、往來、頗る頻繁を極めたのである。

此の期間に於ける珍事

さて、此の期間に於ける珍事はといふに、

稲葉伊勢守殺さる

中にも、稲葉伊勢守は、御書院番頭で、素行子と親交の間なりしに、明暦二丙申の歲、七月二日、突如として、駿府城に於て、自害した。で、其の五日に、北條安房守氏長、御目付小田切喜兵衛の兩士が、檢使として、駿府に赴き、其の八日に歸府し、瀧川長門守が代つて駿府に赴いたのである。 すると、伊勢守は、自害したのではなくて、其の家人が罪を犯して、其の咎を遁れんがために、扈從の安藤某等が、胥謀つて殺したのであつた。それを、稲葉美濃守正則が、密に之を糾して、終に其の罪を發見したのである。 其のために、伊勢守の子の權助は燔罪の刑に處せられたのであると。

振袖火事

次には、明暦三丁酉の歲、正月十八日、戌亥の風甚しく、沙を捲き塵を揚げて、途上面を

大島雲八を介して致仕す

素行子周圍の人物

の感化は、形の上にも亦冥々暗々の裡にも、極めて絶大なるものがあつたであらう。

但し萬治三庚子の歳の九月の記錄に徵すれば、素行子は、久しき以前より、淺野家の祿を辭せんことを欲したりしも、其間に於て、明曆三丁酉の火災にかゝり、(委しくは、附錄五、山鹿素行子と松浦肥前守參看)其の他の事情に妨げられて、辭することが出來なかつたのを、今年に至つて、切に、大島雲八を介して、漸くにして、致仕することを得たのであつた。

配所殘筆

内匠頭所に、九年有之、存寄候仔細御座候而、書付を上げ、大島雲八殿奉レ賴、知行斷申候而上候。其時分茂、加增迄可レ被ニ申付一候由、御留候得共、加增利祿之望に而、知行斷申候に而無ニ御座一候由、達而斷申候而、知行返納候。大島雲八殿、色々取被レ成候。

山鹿誌

萬治三庚子年、先生辭レ祿。淺野内匠頭、每年貽レ祿。淺野主尙不レ失ニ師弟之禮一。知遇、最親切矣。

而して、此の期間に於て、素行子が如何なる人々と、往來せしかといふに、松浦肥前守を始め、稻葉伊勢守、内藤左京兆、土屋但馬守、岡野權左衛門、本多對馬守、仙石因幡守、瀧

十二月十一日、又市郎主享ㇾ予。自二赤穗一賜ㇾ鶴也。
二十八日、又市郎主、任二釆女正一。
萬治元戊戌年、正月元日、(中略)今日、謁二釆女正一。
六月十五日、太守參勤。
二十一日、御禮。
萬治二己亥年、正月元日、(中略)今日、謁二太守一。
萬治三庚子年正月元日、(中略)朝謁二釆女正主一。
五日、釆女正主、請ㇾ予、講二兵書一。
九月、依二大島氏一、「雲八」致仕辭ㇾ祿。太守甚懇遇。「太守預欲ㇾ加ㇾ祿。予久有二辭祿之志一、依二太守之隆眷一、送二數年一。其間有二丁酉之大災一。故不ㇾ得ㇾ辭。待ㇾ時至二今年一、切賴二大島一、以請ㇾ之。

素行子淺野家に仕へてより、實に、九ヶ年十ヶ月、復以て、短期といふべからず。然るに淺野太守長直。嗣子又市郎釆女正に對し、又、其の家臣に對し、取り立てゝ云ふ程の事柄は、年譜に錄されたるもの、既記の如く極めて少なく年々、正月元日にのみ怠らず、太守及び釆女正に謁見せることが、一に君臣の禮なりしかと覺ゆる程なるも、斯間には、定めて、淺野家に仕へて、太守及び嗣君、其の他家人に及ぼしたる直接間接

明曆元乙未の年、正月元日、(中略)太守年始之禮、如二恒式一。
九日、因レ約到二淺野長治亭一。石河多兵衛來會。
二月二十二日、太守到二稻葉伊勢守宅一。予豫參。土屋但馬守、仙石因幡守、山口出雲守、中根平十郎。「後任二若狹守一」內藤彌三郎等來會。
三月二日、石河氏至二太守一。予會レ此。三日、出二仕大守宅一。晚、曾根源左衛門家人、德永某「八兵衛」小堀某「文右衛門」來話。
四月二十二日、藝州太守、至二太守宅一。予初謁レ之。
六月二十七日、太守發レ駕歸城。
明曆二丙申の年、五月二十五日、太守參勤。
八月二十二日、今日大石等至二愚宅一。及レ夜歸。
明曆三丁酉の歲、正月元日、(中略)因二家君舊職異例一、今日不三出謁二太守一。
五日、晴。出仕、謁二太守一。(後略)
(注意)九月十九日より、十月十七日迄、日記脫落。
十一月十八日、謁二又一郎主一。二十一日、以二飛脚一賀二歲暮於赤穗一。

淺野家に仕ふる九ヶ年十ヶ月

たのであつた。

年譜（承應三、甲午年の條、）

五月二日太守、賜二歸江之暇一。四日、餞レ別、恩二賜名刀一。眞長一山中某彌助レ佐レ之。

五日、發船。七日、著二難波一。十一日、發二難波一、至二伏見一、歷二東山道一。

二十四日、未刻著二江戶一。双親迎レ我、上下若レ林、滿レ宅。

六月朔日、謁二太守嗣君一。又一郎主。二日、因レ招、會二淺野長治亭一。本多氏兄弟。菅沼氏來會、

十三日、太守著二江戶一。

かくて、素行子、淺野侯に仕ふること、十一年間、（承應元壬辰の年極月二日より、萬治三庚子の年九月に至る。實は、九ヶ年十ヶ月間）如何に、淺野家のために力を致したるか、今、是を左の日記に窺はむ。

年譜

承應元甲午の年、十二月十七日院使、小川坊城二大納言一來着。太守爲二館伴氏一。俗號二御馳走人一周禮擯人也。十八日、登城。十九日、有二饗應一、乃賜二御暇一。白銀二千兩綿衣十一。

去四日、女竹依二痘疾一死。予居レ服不二出仕一。太守免レ諱出仕。

此日、霙下甚、寒徹膚。

承應三、甲午年、在赤穂。

正月元日、太守出座、各禮謁。

二月、去年凶歳、民多飢。太守爲恤賑之惠政、設場爲粥、聚民恤之。民無餓死。

三月十日、遊坂越浦、歩行壹岐島。大石某源五左衛門。後改内藏助艤舟短棹長歌、終日小山喜右衛門等來會行吟。漁舟網魚、獵人追雉。佳境云、遊宴云、殆慰旅懷。

赤穂滞在の期間

素行子の赤穂行は、花々敷ものであつた。然しながら素行子の赤穂滞在は、僅の期間であつて、鴻雁唯一回であつたのである、即ち、八月二十六日に、江戸を發して、九月の二十五日に赤穂に着し、明けの年五月二日には、暇を乞うて、其五日に、船を難波に向け、纜を解かれたのである。指を屈するに、素行子が赤穂の人たりしは、僅に七ヶ月に過ぎなかつたのである。

赤穂城の繩張改め

蓋し、素行子の赤穂行は、主として、赤穂城の繩張改めにあつたのであらう。

東山道を經て歸る

而して其歸路は、其の五日を以て、船を赤穂に發し、同十一日難波より伏見に至り、東山道の夏木立に、槍の穂先を濫らし、其の二十四日に、江戸に著されたのである。淺野侯も亦、其の跡を逐うて、翌六月十三日には、江戸に著され

八日、石部。
九日、入京直至大善院。本山大峰大先達寄宿。
十七日、上愛宕山。到清瀧騎馬、歩行上山。
十八日、發洛歩行至伏見、詣八幡。日既暮、歸橋本旅店、乘船。十九日、朝至大坂、寄宿三川屋祐甫宅。
二十一日、至曾我丹波守亭。板倉主水、來會。板倉加番大坂
二十一日、遊天王寺。今日太子忌。月有音樂。川方七郎兵衞爲先引。
二十三日、發大坂寄宿兵庫。
二十四日、寄宿加古川。於兵庫一覽經島寺、及平清盛石塔
二十五日、著播州赤穗。太守使木村某彌二兵衞、既放鷹鴨。慰勞旅宿。轉大塚理太夫宅、爲旅店。
二十六日、謁太守、獻征矢白。此後、輪日定稽古日、出仕。
二十七日、大石某頼母、以茶餉享予。
十月十五日、太守繩張二郭虎口、招僕談之。太守、自臨其地。群醫列供。僕取間繩、改直之。

承應二「癸巳」年秋九月、先生往赤穂刈屋城。途經攝之難波。此時、板倉某「內膳正」曾我某「播磨守」鎭護公城、而在難波。聞先生之到、甚怡之。以爲奇遇。强留先生三日、晤語無窮矣。以到刈屋城。淺野主甚怡。自勞羇旅之寒燠。時時招先生、崇敬之。或到先生之宅、以問政事及武備。每聞先生之敎、無不雀躍。淺野家臣等、悉尊信先生。

配所殘筆

巳年、播州赤穂へ罷上候時分、於大坂、曾我丹波守殿、拙者兵學之弟子に而御座候故、別而御念比に被成、御馳走被遊、二三日滯留仕候。　其時分板倉內膳殿、御加番故丹波殿へ被仰合候而、九月二十一日、丹波守殿に而、內膳殿終日得御意候。

年譜　(承應二癸巳年の條)

六月十九日、長直君發駕于赤穂。(中略)

二十六日、發江戶、至赤穂。(中略)

九月朔日、寄宿遠州濱松。

六日、參宮。內宮。其晚、寄宿明星、茶屋。

七日、泊伊州關。

時なるかな

が、忽にして下りさうだと云ふので、事此に出でたのではあるまいかとの邪推も出來るのである。若し、素行子にして、相變らずの浪人で、門弟數千人、恰も、諸侯と肩を並ぶるの權勢を持續して居つたならば、尙、一倍、悪辣の毒手が、素行子の頭上に加へられたかも知れぬのである。つまり、素行子は、時は今である。潮時は、今であると、起て贄を執つて、淺野侯に仕へられたのであらう。

素行子の赤穗行

かくて、翌承應二癸巳の年、六月十九日、淺野長直、先づ駕を發し、素行子も亦同月二十六日を以て、江戸を發して、赤穗に向つたのである。此の行程十四日、三木勘左衛門、井上安太夫相從ひ、若黨九人、槍三本、(對二本持槍)弓立一長、(弓二張矢二十一筋)馬二蹄、辻文左衛門後乘りを爲し、駄馬十匹、輿丁六人、立笠一傘、いかにも威風堂々として、鷹揚濶歩の行列を練らせて、道程壹百八十里の長驛短亭に、得意の詩を案じ、仰では、千秋且つ銷えざるの雪を望み、俯しては萬古、尙ほ涸れざるの水に臨み、掌中に清風を惹き、懷裡に明月を藏め、颯々たる明石が濱の松の響、蓼々たる須磨の浦邊の浪の音、

素行子得意の秋

時維れ素行子得意の秋であつたのである。

◎◎◎山鹿誌

忠秋の論行はれず
赤穂に謫せらるゝ遠因
羹に懲りて膾を吹く
浪人退去令

の徒未必ずしも皆、逆謀に與からず、其江戸に聚る所以の者は、諸藩に仕へんと欲するなり。諸藩是に由りて、異材殊能を得、上は以て國家に事へ、下は以て其民を治む。且之を海外に放逐すれば則可なり。若し猶內地に居る。江戸に居ると何ぞ異ならんや。諺に曰く疲馬は策を畏れずと、是れ策を畏れざるにあらず。足、馳騁する能はざるなり。若し朝夕を謀らざるの人を驅りて、曰く汝必ず、遠く徙れと。此輩去りて歸する所なく、退きて止まる所なし、亂を爲さずして、何か爲さん。若果して、讃岐守の言を用ゆれば、之を驅りて反逆を爲さしむるものなりと。松平正之、松平信綱、皆、忠勝の言を是とす。井伊直孝、獨り忠秋を是とす。將軍、竟に、忠秋の議に從ふ。

然れども、將軍家光の薨去と共に、阿部忠秋の論は實行されず、たしかに、酒井忠勝の案が行はるゝことゝなつて、終には、後に、素行子が、舊主淺野侯の領地赤穂に謫せらるゝに至つたのも、其の遠因とも云ふべきものが、此の由比正雪の燒打未遂事件の結果であつて、臆病なる、松平信綱や、剛愎なる保科正之が、羹に懲りて膾を吹いた次第であつたのである。素行子が、急いで、淺野侯に贊を執つたのも、或は、浪人退去令

浪人忽にして物色せらる

家光忠秋の論に從ふ

國史前段、又云所あり。人能察讀せよ。曰、賴宣狡猾、多材藝、神祖愛之、賜名器尤多。而自以爲承堯裘之業、不同尾水。其相直次、憂恐以死抑折。終爲宗室之望。元和二年、神祖卽世。賴宣奉命、造廟久野。明年、爲權中納言。五年、上親命賴宣、爲紀侯、未拜如有思、惟執政贊之(以下略)

かくて、此の事件ありてより、天下の浪人、忽にして物色せられ、中にも、酒井讚岐守忠勝の如きは、江戸に在るの浪人を、悉く、驅逐すべしと建言し、獨り阿部豐後守忠秋ありて、浪人を逐ふことの非を論ぜしかども、保科彈正正之も、松平越中守信綱も、酒井忠勝の案に贊成して、阿部忠秋の論には、耳を借さなかつた。獨り井伊直孝が、忠秋の論に贊同し、將軍家光、亦之を可としたとのことである左記に曰く。

德川十五代記

慶安四年十一月二十九日、逆賊丸橋忠彌以下三十餘人を鈴森(江戸)に磔す。酒井忠勝、建議して曰く、浮浪の士、江戸に居る者甚衆し。禍心を包藏する者、固より此輩を誘ふて、以て亂を作さんと欲す。請ふ一切之を逐はんと。阿部忠秋曰く、天下は、天下の天下なり。君上一人を安んじて黎庶を苦ましむべからず。夫れ浮浪

人。燒陰謀書、出見吏曰、紀侯使者、不可受辱道路、願詣府。更衣爲病、呼與夫、作書遺使者、與其徒十餘人自殺死。正雪書稱、大老忠勝爲民之患、臣欲興兵誅之。事成歸死司寇、非敢圖富貴於是世傳、正雪死後、尙猶欺人。（下略）

右等の言に據れば、南龍公の正雪に係はる者は、時の虛語なる可しと雖ども、三家、このとき、兄義直卿は、前年已に逝き、水戶の威公、尙在す。然るに南龍公のみかゝる汚名あるは、晋の桓溫が、男子不能流芳百世、亦當遺臭萬年と云しも、斯ことにや有らんと、恐みながら思へり。

國史又云所有り。然れば、前に、或人の傳說、南龍公の答辭を擧たるも、誣言とも定め難し。其ことは。（上略）上已誅正雪、得賴宣所交通書。執政問賴宣賴宣賀曰、賊不稱列侯、而假名宗室。雖逆無道、知天下之深戴德川氏也。臣身不足惜、願絕臣屬籍、收臣茅土、刎臣肝腸、以安臣庶之心、臣之死、猶勝乎生。賴房、光友、執政之臣、僉曰、紀侯言是、紀侯不宜有它心。賴宣曰、詐僞不止是願莫斬賊三數人、以備考驗。上許之、罷紀侯井伊直孝曰、縱橫揣摩、雖蘇張不如也。是時、吏多爲耳目者。以故探知得書預慮所以對得事解、然不遺國十餘年。或言、嗣位初、賴宣喫臂、祭光陵。使求之、其書有焉。上信之。乃許就國。（下略）

應の頃、沒せしと云者無し。然れば前說は妄なりし。又、國史の所載は、由比正雪駿州染布者子也。好讀書。至秀吉起自布衣、定天下、心以爲可成矣。（中略）因竟自稱楠廷尉後又受占候法、卜晴雨吉凶必驗、爲大言好眩人。厭代嚴宗、冲幼在位、流言起、人心不安。正雪以爲已知足動天下。（中略）竟與丸橋成純・吉田初右僧廓然等數十人謀反。熊谷三郎加藤市右、如京師挾天子、徵兵西州。今井半兵燒阪逐阪守。己與佐原十兵如駿、因久野之糧、而取府城。成純塞玉川、燒江都火藥司瓦原十郎、燔硝庫、紛亂相失、燈晝葵葉、僞爲紀侯造朝、又稱先驅將初鹿傳右、操上之楓山、南走品川、櫻井右衞、福島傳四、以正雪造紙銃、伐追騎、使敢士遮刺列侯列將入衞于宮者、成純刼上過函關、還歸與道灌山賊、夾擊不從者。正雪挾上令天下、雖不濟、不失割據之業也。部署已定。正雪稱紀使出關。初、正雪之師不傳、託二子于奥村八郎八郎兄。曰權兵事知政事信綱。八郎因與共謀叛。既悔告其兄權兵。成純借金田代又左。又左責之。成純曰、待之十餘日。不憂不富貴。何止十倍之利。又造刀槍弓矢不給直語弓工如語又左。其徒亦漸悔語泄。二人詣江都令告變。江都令、部吏捕獲磔三十人、斬四十人。駒井右京如駿捕正雪。佯楠込人。々々有創駿府令、令逆旅注客名狀。宮衞將與三春侯圍正雪、必見其有創。乃正雪知事露大息曰、成純禍

ゝ時機を問ひ申さんとせしを、南龍公、殊に大笑せられ曰く、德川の天下は、誠に、萬世不易なり。其ゆへは、我等問鼎の企ありしに依り、儒生正雪に托せしこと有しを、今忽に發覺して已に自滅す。然るときは、其他は、咸、太平の人恐るゝに足らず。我が大計の成らざるは、實に天下の安心なりと、高聲にの給ひしかば、信綱を始め、諸老臣在廷の諸有司、皆拜伏して言無かりしと。

澁井が、國史に所載は、世傳正雪死後、其黨、熊谷・今井自殺吉田・加藤就擒。賜奥村兄弟、田代又左、弓工邑有差。反者盡誅大老忠勝見紀侯曰、反者、稱して爲紀使者而持紀侯璽書吏驗之、信。臣以爲侯欲爲非、豈因一男子哉。是必左右郎竊印紀侯未應。郎中進自殺。以告事解。

予嘗て聞く、この自殺せし者は、加納侯の祖にて、平左衛門と稱せし人なり。この人、忠誠を以て、卿の御身に代りし所なり。然る故に、其忠義を思召て、德廟御大統のとき、紀州より召連られしと。因て續藩翰譜を閲するに、加納の祖は角兵衛久通、其子平右衛門久利、紀伊賴宣卿の家人となりて、元和六年三月死すと見へ。正雪の自殺は、慶安四年なれば、これに先たつこと三十餘年。又外に、この四年、翌承

右正雪のこと、或人曰ふ、紀伊家古老の物語、幷、口碑に傳たる説は、正雪、まことは、南龍院殿（頼宣卿）の御子にて、其生母は、鄙賤の者なりしが、御愛や有りけん、遂に懐妊す、卿憚り給ふことや有りし御附人榊原某に、其婦を下さる。然るにこの女、殊に美色にして、且、上より賜りたる故を以て、榊原が妻これを妬み、又、同僚も彼が寵異を惡む。榊原止ことをえず、竊に、女を由井の民家に移す。このとき、南龍公よりも、密に、御書、幷、衣服を添與へられしと。後、正雪、生れても親しらずにて在しが、彼の民にても、榊原氏は、少しく緣も有れば、時々、往來して、正雪盛長の狀をも告知らせける。是より正雪、人と成るに隨て江都に出で、浪人儒者となり居る中、かの榊原氏へも通路して、後は南龍公へも、經義及び兵略等をも、人傳に申上たりと是らのことは、榊原氏の子孫、在府せし者、今、御天守番勤る小川某と云人に、密話せしとぞ。彼國にては、大祕說なりと。

又或人の傳說には、正雪陰謀露顯して自盡せしとき、大城に於て諸役評議有り。此時、南龍公は神君の御子と云ひ、老成にて坐まし、君上は未だ御微弱なれば、人も公に依賴申せり。因て評議のときも登わりしを、執政松平信綱を始め、待居しま

由比正雲が事ども

十月二十七日、又、奸黨の徒有て、追捕せらる。

桉ずるに、先哲叢談に、左の物語を載せ、予が祖、壹岐守(靜山、源清)著の(甲子夜話)に、左の如く評せらるれど、一説には、熊澤蕃山なりしとも傳へらるゝのであるから、旁、以て附會の說ならむと思はる。尙、考ふべし。

先哲叢談

素行、弘粹通遠、能察未然。其所言、經數年、毫釐不違。人皆歎先識之明。某侯、崇重文學之士、有名諸士、多曳裾其邸。素行、又應其徵、屢詣侯家。侯愛橘正雪(通稱由井民部助)正雪、以兵學名於時。嘗邂逅於侯家。正雪、丰儀貴重、甚有威望。長於素行十三四歲。聞素行精經義、亦長韜略、頗禮貌之。素行、話寒嗢外、不發一言矣。他日、謂侯曰、臣視彼容貌、以熟察其意、不可測知君勿必近如彼者也。侯不可時侯欲以月俸七十口賜與素行、使爲臣辭而不就。後至慶安中、果有覆治姦兇之事。

甲子夜話

叢談に、侯欲以月俸七十口賜與素行、使爲臣。と有るは、某侯と稱る者、疑らくは、紀の南龍公か。(中略)

由比正雪の徒黨丸橋忠也、之れを追捕す。　正雪、既に駿州を發す。（二十二日）駒井右京亮之を追ふ、正雪駿河の町に自殺す。（上下八人。）正雪（替名楠帶刀年四十二）、弟三左衞門（楠兵衞佐、年四十年）、熊谷六郎左衞門、鵜野九郎右衞門、高木作兵衞、清水九郎右衞門、草刈藤吉、以上駿河自殺。

丸橋忠也、（替名刑部）河原十郎兵衞（武藏、二十八）、金井半兵衞（堀大藏）、同親市左衞門、柴田三郎兵衞、今田庄太夫等、此外數多生捕らる。

正雪の一類、駿河に在る輩十四人、生捕られ、八月五日、江戸に着す。

八月十日、姦黨逆徒、品川に磔罪せらる。　十四日、訴人等祿銀を得。

二十日、姦黨金井の頸を、獄門に掛ける。（金井大阪に逃れ、將に捕はれんとして鬪死す。　父市左衞門は、長良川の水に入り、吉田勘左衞門は有馬に於て鬪死す。（中略）

九月十四日、姦黨（由比正雪の殘徒）逆徒、（中略）十四日の夜、增上寺法事群參の冗騷に因て、將に火を發せんす。　訴人有りし故に、之に及ぶ。　十九日鈞命有り。　二十一日、淺草に磔罪せらる。

君臣の禮を盡す

時は是れ由比正雪の亂の年

配所殘筆

一翌辰年、淺野内匠頭、拙者江直に約束被仕候而、色々念比之上、知行千石被宛行候。拙者儀、相應之奉公被申付候樣に、達而願申候へ共、いかゝ被存候哉、番卒使者、一度も不申付候。定而拙者不調法者故に而、可有之候。稽古日を定置、我等罷出候時分は、馳走被仕候而、浪人分に被仕候。

山鹿誌

長矩、遇于先生以賓客之儀、不以君臣之禮。定講文武之日、以此日招先生。以講之、以習之。禮容甚淳矣。

既記の如く、素行子は、此の歳の極月の八日に、太刀、馬代を執つて、淺野長直に、君臣の禮を盡したのであつた。同じく、其の日、淺野長治、丹羽左京の兩侯に伺候し、歸路舊師北條氏長及び小幡景憲の邸をも訪ひ、同じく、太刀、馬代を執つて、解褐の事を告げたのである。(年譜參看)時は是れ、彼の由比正雪の徒が、亂を爲さんと企て、事、終に、成らず、或は、自殺し、或は、刑せられた、其翌年即ち慶安五年のことである。

年譜 (七月二十四日の條)

過ぎる程であつたゝめに、卽ち、贄を執りて、謁し、客臣として淺野侯に仕へ、祿を食む一千石と云ふことになつたのである。

年譜。（慶安三庚寅年八月の條）

晦日、迅雨。始至₂淺野長直₁內匠頭₁亭。因州長治來會。長直・長澄₁內記₁欲₃學₂兵法₁爲₂誓書₁。

（注意此の誓書は、甲子夜話に載せらるゝを、附錄十一、山鹿素行子と松浦壹岐守の條に出す。）

同（九月の條）

七日朝、至₂淺野長直亭₁因₂招請₁也。午刻、與₂長直₁至₂丹羽光重亭₁。有₂歌舞妓₁淺野長治、中根平十郎等來會。

十四日、淺野長直至₂予宅₁

同（承應元壬辰年極月の條）

八日、天氣快霽。午刻至₂淺野長直主₁爲₂君臣之禮₁曾根某₁源藏₁代₂父某₁源左衛門₁先容、直到₂淺野長治主、丹羽左京兆宅₁以₂太刀、馬代₁告₂此事₁歸路到₂北條氏長及小幡景憲宅₁告之。各執₂太刀、馬代₁

一輪の寒梅　爛漫たる櫻花　枝俄に折る　花餘りに大　春光九十の花終に落つ　來るべき秋を待つ　淺野長直と素行子

梭ずるに、素行子歳十一。眞に、蘭芽玉樹の神童として、堀尾山城守に、祿二百石にて召抱へられんとしたるは、恰も一輪の寒梅が、馬上の人に手折られむとしたるにも似たらむか。次で廿一歳前後に、或は紀州より、或は加州より、或は老中阿部豐後守より、競うて召抱へられむとしたるは、春の彌生、爛、漫と咲き亂れたる櫻花を、醉客相爭うて、其の枝を手折らんとし、反つて花を損じたるにも似たるべく、彼の祖心尼が、大樹家光に推擧して、天下の人物を利せんとし、內應外呼、策成り、功完うし怪腕、將に、枝に觸れんとして、枝、俄に析れたるの觀ありしは、謂ゆる「帝城春暮れんと欲し喧々として車馬度る、道を共にす牡丹の時」とでも云ふべきか、而かも其の牡丹は、花餘りに大にして、却て花莖より、ぽきつと折れてしまつたやうなことであつた。つまり、素行子の半生は、習々、春を吹いて梅花先づ綻び、吹一吹、二十四番に至つて、牡丹に盡きたのであるから、春光九十の花は、終に梢から落ちてしまつたのである。最早素行子は、來るべき秋を待つて、白雲黃葉相映ずる處、空しく、金風々裡に、清香を放つの幽蘭となるの外は、なかつたのである。乃ち、其の翌年、承應元壬辰、素行子時に三十一歳。播州赤穗の城主、淺野內匠頭長直が、禮を厚うして、素行子を招くや、蜀主の三

天豫め妖孽を下す

州牛込三百石之地、拜領仕候、浪人衆と申之、今之高家衆之事候(大日本地名辭書に據る)

江戸砂子

開山永(水の誤)甫和尚、開基祖心禪尼、此門前は文祿の末大友氏住居の地也。(後略)

先是、此の歳三月中旬より、四月の中旬に至るまで、江戸の子供等、伊勢參宮と號し、毎日毎夜群集し、或は、三十人、或は、五十人、各、合印を定め、小旗を背に著け、殆ど、二萬餘人群集し、觀る者堵の如く、實に、未曾有の事にて、眉を顰むるものもありしが、今や、將軍薨去の事あり。次で由比正雪の徒、亂を謀るなど、天豫め妖孽を下したのであらう。

(此事年譜に見ゆ)

年譜(慶安四辛卯年四月の條)

二十日、快霽。將軍家薨御。「申刻」堀田「加賀守」、阿部「對馬守」、内田「信濃守」、三枝「土佐守」、等殉死。御終焉之間、大納言家、及長松・徳松殿御對面。老中出座、有二御遺戒一。其後、保科正之「肥後守」因レ召出座。同十二月二十五日、松平定綱卒去「行年六十一歲」。二十九日弔二定綱一至二嶺岩寺一。

野中に在りし榎の大木、今は町の名に呼付ける。其木は寛文の初燒たりし、其根のはびこれる所、七八疊や有べき。是も今は、跡計りなり。是より西に行ば、濟松寺門前地の裏は多の小身なる士林見へたり。此地も元、文祿の末慶長の初め、大友義統預り置れける。其かまへ其儘に、堀の跡猶殘れり。寛永年中迄は、大友屋敷と呼けるを、祖心禪尼が寺に建立せしより、今は臨濟の一派、紫衣の僧住持して云々、

江戸砂子

牛込濟松寺は、寺領三百五十石開山水南和尚開基祖心禪尼、廟前に鳳凰池あり。

武功雜記

江戸牛込濟松寺地本は大友屋敷と云ふ、大友某居られ候（後略）

一書に大友氏の村莊は、濟松寺の邊にあたり、義統も慶長中退老して、此にて卒すといへり。（大日本地名辭書に引用）

譜牒餘錄後編

大友家由緒豐後を本國とし、左兵衛督義統迄、廿一代相續仕候事義統嫡子大友宗五郎義乘、敍五位任侍從候、文祿三年退國之後、權現樣被召仕之、常州筑波三千石、武

江戸砂子
武功雜記
譜牒餘錄後編

宇都宮城主蒲生飛驒守秀行の臣三春の城代町野長門守幸和に再嫁し一女を生む。幸和卒後剃髪して祖心比丘尼と號す。春日局と近親たるを以て常に江戸城に住し、家光の左右に侍し、春日局と同じく出頭たり。後公命によりて武州早稲田村に一宇を建立す。即牛込の濟松寺是なり。御朱印三百石を賜ふ。先夫の子前田了心の男兵四郎を養うて子となし、牧村の姓を冒さしめ、幕府に仕へ、五百石を賜ふ。

東◎都◎紀◎行◎

けふは空曇り、雨を催しけれ共、近き所よりと、先天神町榎町と云ふ所の組屋敷、物の隈々尋ねけるに、爰を天神町といふ事は、今高田に鎮め祭る、天滿宮の、昔立せ給ひし所とかや。此所は、そのかみ、太閤豊臣家より、預からせ給ふ大友何某が、なき跡の驗しの木名は、聞ゑ高くて、其木は又人の後園藩籬に在を見て、扨こそ、彼大友氏にや、朝鮮の役に、武備に怠り多きをにくまれし、其の跡のしるしも、又かくこそ埋もれて、誰と知る人もなし。唯其木を俗に大友松といふ。

今更にみつとはいはじ大友の松は昔の事や恥らん

所々の名は、いにしへ今樣共に、はづか成事に寄なればにや、爰を榎町と云は、昔は

古崇佛衛法、開寺齋僧。雖然、或短世、或絕嗣。乃有惑無冥助矣。蓋私稽、厥業者、善而厥心者糺歟。苟如神祖暨列聖、惠迪萬姓、幽贊佛德、而其嘉謨奕禩、歷代不渝、摟指萬古、無可比擬之者。其間雖有一二豎儒、險鎰於我者。未敢移革其風敎矣。苦當山、猷廟深慮、揷草、開祖謙德蔭庇、昭昭不消。故斷復續者。難測難識之事也。夫顏祖情原也、杜師革弊也、山僧重造也、寺今而無有闕遺矣。寔祖道中興。而守文行道之秋也。若夫向後尸主位者、忘檀施之渥澤、無前代之困勞、而尊大傲慢糺錦飫饍上、須彌座上、下視諸方、自以爲己德而天與也。夫如斯、則復致絕系。必失冥護。不可不小心、而虔恭也。唯、能恒遠慮顏祖之續斷絃、司存杜師之正弊固、顧念山僧之勞執掌、然而恬然無爲、禪誦守則御衆莫寃親、顧己莫偏局、則不啻體神祖符契佛理之德。而已善酹列朝靡鹽之聖澤。且張皇前祖之遺美重玉成住持之二莊嚴矣。苟如斯、而寧有廢衰滅絕之日乎哉。安永丁酉仲春、

定光開隱大鼎圭志

將軍外戚傳

祖心比丘尼は、齋藤佐波守利三の女なり。牧村長兵衛政玄に養はれ、前田利家の老臣小松の城主前田對馬守長種に嫁し、前田了心入道を生む。長種卒して野州

夏、德廟、賜白金二百錠、營繕廟貌。柱峯住十年、而移病乞免。大鼎續住。屋宇叢脞、上漏下朽。如揚岐乍住。況又宿債未損、羝羊觸籬夫何之如乎耶矣、越樽節諸用、積錙累銖、漸而將督再造之役。寶曆癸未春、闔寺復罹火。不啻屋漏盡滅耳。貝葉衣鉢。庫下什具。悉皆化烏有矣。唯有猷廟。如靈光獨存而已矣。大鼎將鳴不德。以退縮。然而、諸老數激發。於之乎。唾手而起。明和庚寅秋（寶曆癸未乎 明和甲申乎）縣官。賜白金二百錠。以充重興之費。御佛殿訖功、復供與黃金五百兩。以補足厥闕乏。庚寅夏。三佛堂成。從內賜白金一百錠、以資厥功。於是。鐘樓。門廡。接賓所。葛藤窟。大小廚庫、倉廩、槽廠、單過、浴室等、皆悉具美、而無有闕典矣。開山堂者、與像俱新之。原有大般若經。同焚毀焉。從內捨金致之。其時、火入寶庫。失金襴衣。從內復賜二十五條金襴衣。其餘什具、不日周足。於是、法系永續、營造再圓也。謂之濟松之中興、蔭涼回春之時云爾。

明和辛卯秋八月　日　　住山大鼎誌

◎◎◎碑紀附言

竊聆、神君曰、人皆報恩以讎也。我夫反之乎。必報讎以恩也。斯語、符契（斯間佛字脫スルカ）理。以開奬人意矣。從之列朝承續、率由祖訓。廼刑措之治。十世若新焉。夫我邦武將、自

不可不愼焉。從之係中興事。別有紀載。銘曰。
都城西北。地遠塵鄕。大樹之寺。天下蔭涼。鍾鬱嘉氣。鎖數百霜。御寶金粟。
來儀鳳凰。神靈毓秀。福選佛場。臨濟宗旨。玄要擧揚。翊國家度。與地天昌。
萬歲紹續。寺亦莫荒。水南法脈。源遠流長。

寶曆壬午春三月望　　住山大鼎撰

◎東◎都◎蔭◎涼◎山◎濟◎松◎禪◎寺◎中◎興◎紀

享保丁未夏。德廟傳命妙心曰。以濟松寺。復水南之法脈。宜撰厥裔冑而且堪厥器者。以爲住持。於是。與議。鼓擧別源。以應其命。蓋水南之的孫。而道學豐衍也。竊審厥所自。乃頑石二十六年。讋伏官廳。觖望斯事。德廟感稱忠厥祖。遂有今命云爾。別源進寺。祠曹之令。獨謁之式。事事復舊。住八年而化。頑石續住。德廟原識頑石孝其先。有時有褻衣蒲團之賜。且復俾維摩畫贊。譯進之。蓋不次之寵也。頑石雖抱重造志。時當勤約。知其難成。故隱忍以俟時來而已矣。住八年而化。杜峯續住。宿債如山。子母交責。豈有工夫及造營乎哉。只因頑石遺命。持齋。斷酒。禁吹烟。誡別炊。毫分釐折佛法僧物。深愼互用。以定寺之永規矣。猷廟。一百巖諱鄕邇。寛延己巳

三佛堂奉安神祖、台廟。暨崇源尊妃之三神座。大方丈。謂之御佛殿。重奉獻廟神位、般修四七兩月之齋儀。且配祀列聖之神位。潔清香供、禪誦修福、以奉酧國恩。檀德也。到于此。大凡叢林典型?、所有像設、具體圓就。僉曰、於東都諸禪刹、整齊莫與二焉。祖心在日、世羅無萬數、任我主辦焉。開祖水南者、唯接化行道而已矣。令曰、從今爲其主職者。以公擧而住持矣。故昇殿不趨。躐等獨謁。賜紫時亦復爾爾。到第二冲嶽時、肇受祠曹令。雖然、無有他統轄羈絆者。寛文壬寅冬。特召祖心、定當山於永遠公造之寺。且降命。賜修繕料、黃金三百兩、良材數千有奇。延寶甲寅春、復賜修繕料、黃金五百兩、良材壹萬九千五百有奇。元祿甲戌夏、憲廟。擧先例、賜修繕料。黃金五百兩。良材一萬本。正德壬辰春、文廟、復擧先例。賜修繕料、黃金一千兩、良材二萬本。第三住持。梅堂、罹難解印。越有革命、東海門派。輪差住持。當斯時、雖寺格不移、奥援如故、既以住持屢交承財產自然虛耗。享保乙巳春。當荊山住持、寺厄祝融災。殿堂門廡、不殘一宇、悉變焦土。闔境寥寥、如無人處。厥時、德廟初政。純示節儉。雖王造役、多減省之。當山者、雖匪其數、罔密文峻、而無路告訴。由之。拂灰土、蕞蕝兩三間草廬、以俟窮通之秋矣。斯時。德廟。降命以當山。再復水南法脈。荊山亦賜歸休。惟夫、國家、盛崇佛法、未曾替衰。傳器十世、歷年二百、寺院條格未敢沿革。沿革在僧。

之稱也。寺名濟松。蓋臨濟一株樹與御姓之松。相偕蒼蔚。永矢不渝矣。明年丁亥冬。割封寺之四畔。掌額而莫析變之土田。三百四十五石有奇。以充香積。準諸邑乘。贏六百石。蓋猷廟志也。厥時。椽筆御諱花押。俾一位貴妃桂昌院。附諸祖心曰。永留汝寺。以爲重鎮。蓋誡後代廢替也。復告曰。伊勢。(久野カ)日光、濟松寺外。無他有焉。誠是異數也。

慶安戊子春。致令當山之經營於酒井讚侯。厥時。有日光役。故請少緩焉。境有鳳凰池。靈龜泉。傳道。猷廟駐蹕之趾也。

辛卯夏。猷廟津大漸。召祖心於臥內曰。濟松寺造營。未竣厥功。頗爲遺憾。百年之後。尊骸雖藏於日光。英魂必留於濟松寺。汝儕能守斯語。立廟以香火矣。賓天之後。殯斂多故。故難急就其功。(又ハ「故其功難急就」)權立一宇。以祭焉。連聞厥末命。昵近之才人等。脫珍卑服。倚廬于權廟之近隣。晨昏拜詣。如事在日。猶善潔修白業。上福尊所。今之支院、芳心德隣。養春。定光。實性。眞證。慈光。等。皆其遺趾也。承應壬辰春。受嚴廟命。有新廟役。梓匠成風。衆工悉備。四畔墻布。門廡有序。宏壯瑩?飾?。盡奇極妙。不更歲而潰(速?)成矣。越奉安明靈。自爾已來。四月之諱日。七月之盂蘭齋。從上。上香幣。遣女官。以祭祀焉。載諸祀典。百年一日也。甲午春。賜黃金一千兩。良材如干。闔利致輪奐之美。

輪番住持荊山代

一御靈屋御再興相願候處寬保二戌年三月於御列席牧野越中守殿被仰渡候ば

御靈屋御普請取掛り候節御再興金可被下旨仰渡候

住持頑石代

一右頑石遷化に付猶又相願候處寬延二巳年六月廿七日酒井山城守殿於御宅御列

席にて大岡越前守殿爲御修復料被下候旨被仰渡候

住持杜峰代

白銀貳百枚　頂戴仕候

（後略）

東都蔭凉山濟松禪師碑

東都蔭凉山濟松禪寺碑

蓋、國家、治安天下之術也、深體佛意、撫綏萬邦、於之乎、諸宗各派、建寺賜祿、毓僧勵行、廼以慈善根、陰翊皇圖、然於大德妙心、未有新刱之寺、迨到猷廟、大成鴻業之時、開東海、肆大德、開當山、隷妙心、實以水南爲厥祖、稽諸往牒、曰、正保丙戌冬、

降命、閣老酒井讚侯、曁禪尼祖心、屬創當山之事、猶且、賜御實金粟像、以爲左證焉、復詔命松平豆侯、阿部豐侯、阿部對侯、分界今攸、以奠寺地、敎曰、山名蔭凉、蓋大樹蔭凉天下

花押

濟松寺

侍衣閣下

一元祿七戌年御修復奉願被仰付候

（美濃守手紙一通略）

住持湘山代

一御金五百兩　一榑木壹萬挺

右之通被下置御修復仕候

一正德二辰年御修復奉願被仰付候

住持湘山代

一御金千兩　一榑木貳萬挺

右之通被下置御修復仕候

享保十巳年二月十四日類燒致し寺中不殘

御靈屋茂一所に燒失御儉約中に付御假屋に罷成候

二月十七日　　　　稻葉美濃守

濟松寺

御手紙忝致拜見候然者御證文表に拙僧名と印判押可申之者奉得其意候則名と印判押候而致進上候忝奉存候且又祖心氣色頃日は次第快氣の體に御座候間乍恐御心安可被思召上候。

二月十七日　　　　濟　松　寺

稻葉美濃守様

一筆致啓上候然者御寺御修復之仕様請負人江申渡候帳面之趣其元爲御控之書立致進上候間其許に被差置自然請負人修復仕様致惡敷重而違逆之儀茂御座候得ば如何と存候間御普請中御修復仕様帳面に御引合相違之儀も御座候はゞ其段御改被成候様にと存仕様帳壹册致進上候恐惶謹言。

二月廿五日　　　　木原内匠

花押

鈴木修理

一寺社奉行衆へも明日申わたし候て其後冲岳御禮に寺社奉行衆もつとも老中へも御廻り候樣に可被成候。

一御金添狀又はくれ木わたし申候處中之丸御家の內御はいりやうの處役人衆へ申候ておひ〳〵申入べく候。

一しゆふくはもはや春より御取つき三月中いでき候樣に可被成候被成樣御さ(た字脫す?)可有候間重御談合いたし候て可進候兩人の御大工へ申候て一人とうりやう御たのみ候樣にいたし御金御のこし四月の御はうじにも御つかひ候樣にと存候〳〵

いなばみのゝ守

祖心殿

人々申玉へ

以手紙申入候此證人表に御名と印判御押候て只今早々可有御越候町人江相渡可申候將又祖心御氣色頃日は次第に御快候由承大悅存候今日は風吹御樣體無御心元奉存候以上。

い〱奉行衆わたくしかたへよび申候て書付取申候すぐに御藏より町人うけて金子五百兩出し申候て相とゝのひ候やうにいたし候まゝ其御心へ被成べく候その方へ御うけとりにてはなか〱御はらい候事なりかね申べく候御老中よりつかはされ候證文の手がたもたせ下され候はゞ人をそへ候て御材木奉行衆へこし申べく候まゝ内々その心へ被成べく候たゞいま登城中とていそがはしく候まゝ早々申上候めでたくかしく

十二日

祖心殿

人々申玉へ

尚々御氣色よき時分御出まち入ぞんじ候何事も御目にかゝりぞんじより申入べく候かしく

昨日は連狀の御返事みな〱今日御城へ持參いたしおの〱へ見せ可申候

直々御禮に今日御上のよし御尤にぞんじ候かしく

外に二ッの御文もみな〱

いたし進候おもて御名の下に印ばんなされ御金奉行衆より御請取被成候べく候是は美濃守申候屋根くれ木御材木奉行衆より御うけ取候事ならひに中之丸御家も御ひきとり候御事鈴木しゆり木はらたくみに申ふくめ家來の衆へさうだんいたし候やうに申〳〵

めでたく〳〵

十二月四日

くせ大和守
あべはりまの守
つちや但じまの守
いなばみの〻守

祖心殿

□□申玉へ

尙々いさひおつて申入〳〵めでたく〳〵

此たびの義しゆびよく相すみめでたくぞんじ候御材木金五百兩分のばすにな

公方様ゟちつゞき御機嫌よく御座被成候まゝ御心やすかるべく候しかれば濟松寺御佛殿しゆふくの御事よき御つゐでにて御耳にたて候ところに金子五百兩下されその上屋根くれ木ならひにたし材木には中之丸御てんの内遣し申はづにて候まゝ其御心にておくがたの衆へ御禮おゝせ上らるべく候金子御うけ取候そへ狀は裏はん相とゝのへ候ておつてこし申べく候めでたくかしく

十二月三日

くせやまとの守
あへはりまの守
土やたじまの守
いなばみのゝ守

祖心殿

人々申玉へ

尙をしくめでたくかしく

昨日の御返事見まいらせ今日御禮に御上りたくよしもつともにぞんじ候御文の通うたの守殿へくはしく申入まいらせはた又拜領の御金御請取の手形裏はん迄

御ざいもくもくろくのとをりはいりやうあそばし候よしめでたくぞんじ候
思召よりも御ざなくありがたく覺しめし候よし尤にぞんじ候御禮の事まづ
まづ御表にてよろしく申上〳〵早々御しらせかたじけなくよろこび〳〵
めでたく〳〵かしく

十二日　くせやまとの守

祖心殿

御返事申玉へ

一延寶二寅年御修復奉願被仰付候　住持冲岳代

一御金五百兩

一椙木壹萬九千五百三拾三挺

一足材木中之丸古御殿貳ヶ所

右之通被下置御修復仕候

尙ほ〳〵うたのかみ殿よく〳〵心へ申入候やうにと被申候めでたく〳〵かしく

一筆申入〳〵まづ〳〵

大猷ゐん様御意のとをり聞せられ御金下され候御事めでたく私など迄御嬉しさかぎりも無御座候千よとせいかにも〱そらおそろしく御佛様の覺しめしもいかゝと存〱ヶ様のめで度御事は御座なく候まゝ了心様方も御ふみ下され忝ぞんじ〱かしこ

祖しん様　　　　ゐふみ

但本紙はちらし書なり。

一寛文二寅年十一月十二日祖心を御前え被爲召御直に御修復被成下之旨被仰出御金は祖心え直に拜領仕候。

一御金三百両　　一檜木千五拾本

一椙保太千五百挺　　一榑木壹萬挺

右之通被下置住持水南初代御修復相濟申候。

申〱御ねん頃の御上意めし候てさい松寺しゆふくりやうはいりやう御文下されかたじけなくぞんじ候しかればさい松寺修復料として御金三百両被成ゐりがたくおぼしめし候よしもつともの御事に候めでたく〱かしこ

おていしん被申候通ゐふみ殿御物がたりにていづれもきもをつぶしまゐらせまことにおそなはり候事大ゆふ院様おぼしめしもいかゞと存まゐらせ何もくわしく御耳にたてられ候へば早々被下候様にと御意被成ゐふみ殿へ仰付られ私においてめでたく存まゐらせ何も御めにかゝり候て可申承候。

めでたくかしく

十二月十九日

さか井

さぬき守

そしん様

へ御返事

申玉へ

御ねん頃に御文下されく数々忝くぞんじ候いよ〳〵。上様御機嫌よく御座被爲成候まゝ御心易覺しめし候べくと被仰候ごとく御寺たてさせられ候御事被聞召金子千兩被遣候て忝く覺しめし候よしことのび候て御せうしに存まゐらせ。

・岡山様

御返事申玉へ

巖有院様御感心あそばされ御香奠迄被下置候其後百人扶持を五百石になされ祖心孫牧村兵四郎え祖心爲跡目被仰付候。

御建立御修復之事

一巖有院様御代承應三午年小判千兩幷御材木被下置　御佛殿御三佛堂。御建立致し候其節御老中幷御老女近江殿ゟ祖心へ被遣候御文有之。

又々夜中に候間早々御返事申入〳〵それ様ありがたく思召候とほり尤しごくに候あふみ殿事の外の御きも入に候間いくへにも〳〵

御文はいけん申〳〵しかれば牛込御寺の事くはしく御耳にたち小判千兩御

よく御禮おほせられべく候〳〵

はいりやうかたじけなく思召候よし尤存〳〵内々とくにも可被下御事に候へども御時分のやうだいしかとおぼへ被申候衆も無之わたくしはあらまし覺へ候へども其時分の事に候へば取まぎれくわしくはおぼへ申さず候處此ごろ

人のしゆいたはしくぞんじまいらせ候

いたし手をもとり申候にいかにもしなやかに生て御入候人のごとくにて候日ごろの徳わらはれ申候さて〳〵しゆしやうなる死さうにて御座候夜ぜんくわんにおさめどさうにほうぶり申べきよし了心さいしやう寺申され候法事のやうす御ふみのとほり十五日より十七日までせんぼうとんしやこんぎやう經なととりおこなひ申さるべきとの事にて候。

大猷ゐん様此かた當上様にも御ねんごろの御事に候間御みゝにたち申候はゞいかばかり御ふびんに覺しめさるべく候御老様へは昨日御みゝにたてられ大かたならず御ふびんにおぼしめされ候よしかんじ入まいらせ御かうでんの事おぼしめしもつともにぞんじ候今日をの〳〵へ御ふみのとほりを申べく候かしく

三月十二日　　　くせ大和守

お梅様

矢島様

川崎様

穴かしこ

くせ大和守方

三月十一日

祖心様

御返事申玉へ

なほ〳〵八十八までそく才にて御ねんごろりやうすをの〳〵にもけつかうなる御あいしらひにて御おはり候へばくはほうなるしあはせにて候

昨ばんは御文下され候ところにたかたへ参候て暮におよびかへり〳〵ゆへ御返事おそなはり〳〵祖心事色々養生おゝせ付られ候へども天めいのじや

大猷院殿御ねんごろに御とりたてのすじめもたちありがたくぞんじたてまつり候御ほうしんにあいまいらせ候ことのほかなるちからおとしのようこうかぎりありて昨朝遂にりんじうにて候つねのめんさうにてねぶりたることくにかつしやうめされ物にもたれ候て御入候四時ばかり過てしやうかう。

し被申候せいくわうゐんりんせいへもことづていたしまかりかへり候三

は境内脇え引移八十八歳にて正念にりんしういたし候病氣の節久世大和守殿へ往復の文。

はしめよりたのみそめぬる
　ことの葉をいく世をへても
　　思ひわするな

是は濟松寺の事にて候いまだ申たき事山々ながらもはやならす候御殘多候。

久世大和守樣　　　　　　　　　　　　　祖心

御氣色しだひに御くたひれ御臨終ちかよらせられ候よし御殘多存候御詠歌御筆にて下されかたじけなく拜見感涙いたし候濟松寺の事は大猷院樣仰おかれ候てそれ〳〵御取立の寺にて候へばゆく〳〵までもいり申べく候まゝ御心やすかるべく候。

たのみおきし君が言葉は
　幾とせをふるともいかで
　　わすれやはせん

祖心之譯

一祖心父は勢州田丸の城主牧村兵部大輔利貞にて朝鮮陣の時彼地にて相果申候其時祖心漸六歳にて賀州利長方え引取養育の後同姓對馬守え嫁付男子壹人出生致し候又奥州三春の城主町野長門守え再緣致女子二人出生一人は蒲生飛驒守家中岡七兵衛方嫁付おふりの御方を出生致し候おふりの御方は靈仙院様の御母儀にて自證院殿と申候て市谷の自證院其御菩提に御建立墓所御座候祖心母は稻葉兵庫頭の娘にて春日の御つぼねと緣是あり依之春日御局毎度祖心儀を言上いたされ候に付祖心を被爲召御前江罷出候其前夜に上様の御夢中に觀音を御覽被遊候祖心罷出候處御夢中の面相にたがひ不申御感心被遊候と上意御座候祖心義多年禪法執行いたし候ゆへ毎度御咄に被召出候其時分澤庵和尚江禪法御尋之儀共又々祖心へ御尋被遊候祖心申上候法やう共甚上意に相叶申候其節の御答書物に相成名を擧一明三と申候板行に相成世上に流布いたし候。

一祖心儀代官町に屋舗拜領住居仕候處濟松寺御建立に付寺え引越罷在百人扶持に金五枚年中勝手入用の油炭等迄被下置候寛文三卯年水南え住職被仰付候後

舉一明三者大猷院殿以澤庵和尚奏對之旨問ニ祖心ニ々々破其所見之書也此紀杜撰於是可燭也

は齋藤氏、町野長門の養子たるに依て、改レ氏、元の妻ォカナは千代姬の母儀の妹也、元妻の子は造酒丞、今妻ォクメは祖心の侍女所レ產之子、賴母と兵部と也。　牧村七兵衞(同記)牧村七兵衞は祖心のヲイ(甥?)也、長門の小姓を殺す故、祖心と斷絕也。
前田了心は祖心尼曾て前田家にて出產の次男、志摩事也、祖心尼濟松寺に住持する時、志摩を出家せしめ、濟松寺に居らしむ、祖心尼の侍女に通じ一子を生む、犬松即是也、依レ之祖心の願に、彼れ出家せしめそろへとも、病身にそろへば、養生のため魚肉を食せ度との儀ゆへ、即公許あり、終に還俗せしめ、相願そろに付、五百石を賜ふ、後法體して了心と號す、濟松寺は元祖心住持し、尼寺なり、祖心始め深川要津寺某師を請ぜんとす、固辭す、故に水南和尚を請す(雜華記錄)
祖心尼曾て澤庵和尚の問に答ふる法話(語?)一冊あり、擧一明三と名く、板本世に行ると云、
右京師麟祥雪堂所記也、事涉孟浪者居多矣、本是臆記道聽塗說之語、設許多判斷者間有焉、雖然可備我山中稽古之籍、因謄寫、以貽庫內云。

天明戊申四正　謙堂錄

◦◦牧村牛之助
　牧村兵部太輔利貞
　　號雜華院卽雜華開基
　一宙和尙
　　濟松開山水南和尙本師
　祖心尼公
　前田了心
　牧村兵四郎
　　童名犬松
　牧村兵部

町野長門(雜華別源和尙記)町野長門後に御直になる(本記になし)五千石知行す、祖心長門の室たる時、娘あれども死す、町野壹岐殿(五千石知行す)法體して號₂幸宣₁、元

此判語謂賜寺
產三百石事終
不レ傳ニ我山
中ニ者老口碑
也只稱御杖頭（ツエサキ）
知行ト而已

て、四箇寺へ、水南法脈、獨住に仰付らるゝ間、本寺より撰びそろ段、仰渡さるゝ、享保十三年二月十八日、御列席にて、別源和上へ住持御申渡也。(荊山和上へ今日一所に隱居の儀仰渡さる。)

濟松寺口傳(芳心尼公記にあり云々)大猷院樣、高田邊へ御成、還御之節、目白臺にて、御床机に御休息の時、向の方御指し、是より是迄にて、三百石可有哉と御尋ゆへ、御近習衆、何方より何方迄は知すそろへども、三百石は御座有るべしと御答す、知行御渡の節、御指しの所、殘ず相渡りそろ分は、今に後渡と唱へそろ、實は五百石下されㇾ度思召そろへども、春日局へは、京江戸兩麟祥、合五百石ゆへ、局へ對し御遠慮に思召、三百石下さる、併それゆへ、實は五百石の積りにて、相渡りそろと。(芳心尼公の說なり。　私に此は前の本記に違す、大猷院相公は寺產三百石を下され朱印なし、嚴有院殿に至て、御靈屋建立の後、賜三百石餘の朱印、且つ天澤山も三百石なれども、檢地の節、一倍餘の打出し也、俗に天澤濟松七百石と云是也、昔の地面は今とは大に廣し、前段の說は、言を不知者の云所也)

牧村家系

井讃侯近江氏の兩書旨趣分明也我山中後民不可認這般僻書

濟松寺に御屋を安置し、祖心自の靈屋を置さるは、聞く祖心の自の牌所にては、御朱印下され難きに付、女中衆參拜の爲め、御靈屋を建立仕り度との願に付、嚴有院殿の御代、御造營それゆへ、今に至て御女中御內佛檀と相立ち、正當月には、奧女中參拜懺法修行あり、最大猷院殿の御城女中、尼に成り、芳心に居れしも、御內佛檀の譯ゆへ也。

承應元年、壬辰三月、靈廟成、(享保十二年訴狀には、二巳年とす。 享保二年の訴狀には、最初は祖心自力にて先假りに建立の由あり)

寬文三年癸卯四月十二日、請水南和尚於雜華院爲當山の主。

同五年乙巳七月十一日、始賜寺產之朱印(高三百四十五石三斗餘)

濟松寺住持水南和上沖岳和上梅堂代、貞享元年甲子正月、祖心の實子、前田了心と梅堂と不和ゆへ、自ら院を退く、後寺公儀へ上り、東海派より(水南法孫を除く)住持之事、寺社より本山へ仰渡さる、同二年乙丑正月六日風臺湘山和上受東海の命、一代輪番、其後享保四亥年荊山和上也、頑石和上願は、寶永元申年より享保十二未年迄、二十四年(內二年は子細あり差控)二十二年在府相願、此節東海派にて已に桂春院實鑑座元を請し、追付發足に定る時、同十二月二十一日、黑田豐前殿御內寄合に

此或説亦是不知靈廟造建の旨叨に地者也臺命嫩如也酒

頑石和上訴狀に、代官町にて屋敷拜領云云。

正保三年丙戌　於牛込村大橋立慶舊趾、建禪苑與祖心、十二月三日、定山號寺號、爲蔭涼山濟松寺。(大猷院樣山號、寺號下給り候、臨濟栽松天下蔭涼之大樹と成而、後昆を覆蔭するの故事に據す、大樹松平氏之臨濟家に御歸依之御子孫、御繁榮之御祝語を以、御付被爲下と申傳候、享保十二年訴狀の內に有之)

同四年丁亥　大猷院殿、自染玉毫、大書尊諱花押、使桂昌院國母公賜之祖心、蓋除伊勢宮日光山當寺の外無此優賚、十月十二日、賜寺產二百斛、(濟松記に知行御渡の後、御書落の分とて、御渡りそろ分は、今に後渡りと唱そろ、都合三百四十五石三斗餘也、)

慶安四年辛卯正月、大猷院殿不豫、遺命靈廟之事、四月廿日薨御。

享保十二未九月、頑石和尚訴狀、大猷院樣御不例御大切の砌、濟松寺御建立之事、結構被仰出候、其節祖心幷御近習の御女中え被仰候者、若他界被遊候はゝ、賓之御尊靈者、濟松寺に御留り被爲遊候間、親敷御尊靈を奉拜度奉存候はゞ、濟松寺え參詣可仕旨被仰置候故、其節の上意を奉承、御女中は皆々尼に成、濟松寺地內に庵室を結び、日々御靈屋え參詣被致候。　私に此一段の文恐傳聞の謬說乎、夫

祖心尼投澤菴和上出家者妄甚

之、早速召出され、御目見相濟、退出の後、女中へ御意に今宵夢に見そろ女は、慥にあの女にそろと仰せられ、其後召出され、御客分にて、百人扶持に百兩つゝ、御合力下置れ、御城に部屋これ有之そろ。（見濟松寺記）

阿能後に尼となり（澤菴和上に歸依也）祖心と號し、殿中に於て女中の爲に法話す、女中禪法向上の事を聞習はされば、祖心は切支丹の法にて有之、邪法を說と沙汰に及び、其事上聞に達す、春日ノ局に令して、祖心事御前へ出しそろ義無用と仰付らる、局祖心大に驚き、雜華院水南和上へ兩員より書にて、祖心は從來牧村の子にて、當院開基旦那にて尋常相續も祖心助力ゆへに御座そろと氣遣無之と、丈夫に宗旨證文認め、御越そろへと申來るに付、水南和上より證文差下し、早速春日ノ局より、上覽に入られ、御免にて再び御奉公相勤らる、春日ノ局幷祖心の來書、雜華にこれ有り、水南和上宗旨證文の草稿も、同院にあり。（案ずるに此は碧翁和上、完首座の時江戶より歸便に來る。濟松寺記錄には、此時は阿能の時にて、後御免の節、上意にて剃髮仰付らるとあり。）

寬永十九年壬午　大猷院相公始使春日局召祖尼於城內（享保十二未九年（月？）

此故に其の子細、且つ討たる相手、御詮議あれども、終に不知りけり(古今大小名家亂記廿五卷要略の文也。異に牧村兵部大輔利貞は稻葉兵庫頭の子也と、雜華院記錄にあり)

濟松寺事

祖心尼名は阿能(オノーフ)と云、勢州岩手の城主、牧村兵部大輔利貞の娘なり、利貞朝鮮出陣の節、賀州故肥前守利家と無二の懇意ゆへ、利家暇乞に來り云、此度の義、何にても相應の御用可承、利貞云、支度出來候へば、御賴可申義無之、併娘一人持そろ、此の者不便に存候間、御無心申度と賴れそろ、利家幸ひ娘無之故、娘に致べしと、卽乘物へ一所に駕し歸る、成長の後利家の姉の子息、小松城主前田美作守に嫁つき、二人の男を生む、惣領は家督二萬石、美作守と申、次男は前田志摩と云て、七千石給りぬ、夫美作守存生の內、譯あり離別、美作守死去後、町野長門守方ゑ再嫁し、娘あり早世す、長門守死去後、春日の局は母方の親類ゆへ、御城へ上り、春日の局の客に成り、滯留の內一日大猷院樣、女中へ御物語に今宵觀音を夢む、其容ち美くしき女にて有之そろと、仰られそろ、其日春日局私親類の者、私方に罷在そろ、御目見奉願そろと有

さる。此祖心尼といふは、牧野兵部大輔利貞とて、豊臣家につかへ、朝鮮にて討死したるものゝ女なり。後、加賀の前田にありて、前田美作守直知が妻となり。後に、前代の後閣にものぼり、しば〳〵恩遇を蒙り、今年八十八歳にてうせしが。歿前に直知がもとにて生し、志摩守直成が子、直良を、をのが子として家をたてしなり。

麟祥院見聞雜錄拔萃

牧村家事

稻葉兵庫頭重通(一鐵の二男)の長子、稻葉左近藏人從五位下道通の姉聟、勢州岩手城主、牧村兵部大輔利貞は、高麗陣の時、彼國に於て病死し、其の子牛之助幼稚也、牛之助は道通の甥なる故を以て、秀吉公仰有て、牧村兵部大輔が領地、勢州の多氣渡會の兩郡の內、二萬六百五十七石に岩手の城を相添、道通に預け賜るなり、其の後文祿三年に檢地有て、其の出分と都合二萬五千七百石の御朱印を家康公より下し賜る、此時より道通は岩手の城を家康公より全く拜領なり、關ヶ原亂、靜謐の後に、牛之助成長して牧村彌左衞門と云けるが、所領の訴訟を家康公江申上けれども、故有て御取上なし、然るに駿府の御普請の砌り、彼の彌左衞門暗討に被逢たり、

二十四日祖心道君發レ輿遊レ京
同（寛文元辛丑の年の條）
九月二日到二祖尼君亭一。
同（寛文三癸卯の年の條）
八月二十二日（中略）祖尼君有二腫物之患一訪レ之。
同（寛文四甲辰年二月の條）
六日至二祖尼君一。
同（寛文七丁未年三月の條）
二十二日（中略）因二坂田氏左近右衛門一往、捧二書於祖尼君一。
同（延寶三乙卯年三月の條）
十一日今日於二江戸一祖心大師仙遊。（二十四日？）今日祖君訃書到。
三十日、祖君訃音到る後、今日に至つて精進、今日素食を開く。
嚴有院殿御實紀（卷五十一七月十一日の條）
祖心尼が孫牧村犬松直良には、尼にたまひし月俸百人扶持を改て、廩米五百俵下

一擧一明三（家光。澤菴。祖心。三人が問答せる法語）
一聖德太子十七憲法假名譯（祖心自筆）
等に見るも、果して非凡の才女たりしを知るべく、且老中久世大和守、酒井讃岐守、阿部播摩守、土屋但馬守、稻葉美濃守、等が、如何に祖心尼に敬意を拂ひしか、今之れを麟祥院見聞雜錄拔萃」（濟松寺什）幷に「祖心之辭」と題せらる、濟松寺建立緣起及び「東都蔭涼山濟松禪寺碑」。同……「中興紀。同「碑紀附言」に徵せんか、思ひ半ばに過ぎるものがあるのである、但素行子、自ら配所殘筆に祖心尼の親切を詳記せる外、自筆の日記には、僅かに左の九個條を記すのみ、然れども素行子自らも頗る敬意を拂ひしにや祖心尼の入寂を記するに當つて、祖心大師仙遊と記すなど、一見注目を引くことである、之を要するに祖心尼の硏究は更に趣味津々たるものあるべけれど、今之を委ふすべからざれば、玆には左の諸書を抄錄し以て參考に供することゝせん。
「參考」
年譜（明曆元乙未の年の條）
七月十九日詣濟松寺。

論に及ばず

直接間接の掬育

濟松寺の什

ならむ、然らば素行子の少時祖心尼に養育せられたりとの說は、極めて薄弱となるのである、但し山鹿家譜に素行子の父六右衛門は、濟松寺門前にありて、濟松寺開山水南和尙と懇意なりしこと、素行子も少時彼寺にて遊戯し、水南和尙奇童なりとして、和尙之を祖心尼に媒し、祖心尼素行子を養つて林道春の門人と爲せしことなど記さるれど(山鹿素行子の系譜及び傳統參看)既述の如く、濟松寺は、素行子二十五歲の時の建立なれば、論に及ばず、但し林道春への入門は、春日の局の息稻葉美濃守正勝の紹介であつたことは、素行子自ら配所殘筆に明記するところである、要するに、祖心尼と素行子との關係は祖心尼が、町野長門守に嫁してより以來直接間接に、六右衛門の爲めに、將た素行子の爲めに、十分に掬育を助けたことであつたらうと思はる、又祖心禪尼其の人となりが、才德兼備の上に、老。莊。禪。に通じ、且氣慨縱橫の膽略殆ど有髯男子を凌ぐものありしかは、疑ふべきにあらず、現に濟松寺に什せらるゝ。

一濟松寺開基祖心禪尼木像　一

一牧村家より納附したる同木像　一

一假名法語　(祖心の法語)

祖心禪尼と素行子

此の說取るに足らず

有髮の尼

切支丹なるべしとの嫌疑

上意にて剃髮

代官町の屋敷

相成申候。大猷院樣御靈屋別當、芳心院寺領三十石拜領、此外に塔頭五箇院、又近在他國迄に、濟松寺末寺五六箇院御座候。(後略)

按ずるに素行子と祖心禪尼との關係に就ては、幼時すでに濟松寺に祖心尼に養育されしが如く傳へらるゝも、此說は信じ難し、何となれば濟松寺の建立は、正保三丙戌の年十二月三日に、寺號山號が定つたのであつて、素行子時に年二十五歲であつたのだから、此の說は取るにたらないとして、濟松寺建立以前に庵室でも結むで居つたかと云ふに、右の地所は、昔日は大友宗麟の宅地、後に大橋立慶の舊趾であつたのである、蓋し祖心禪尼が、江戶に出でたりし時は、春日の局に身を寄せたのであつて、春日の局の推擧によつて、家光に仕ふることゝなつたのである、其當時は有髮の尼にて、奧女中に法話を試みなどしてありしが、はしなくも切支丹邪宗門を傳道するにやとの疑を蒙りて、頗る迷惑し、證明を京都妙心塔中の水南和尚に得、かた〴〵にて嫌疑解け、後に、將軍家光の上意にて剃髮したのである、蓋し祖心尼が城中に召されたのは寛永十九壬午年、卽ち素行子二十一歲の時である、而して後代官町に屋敷を拜領せしと見へ、それ以前には、祖心尼城中にありて、春日の局の好伴侶たりし

られ、榎町早稻田の邊に住居いたし、日々御參詣申上候。

同年五月より、御靈屋御建立の御事。

承應元壬辰年三月、御造營相濟、同年四月、大猷院樣御一周忌御法事、御執行申上度よしを御願申上、麻布曹溪寺絕江和尙を請待、御燒香被申上候て、御法事御執行御座候。其節御名代として、大奧表使衆御越被成候て、御上よりも御香奠被遊候。

同年七月廿日、御施餓鬼御執行申上候よしを奉申上、四月廿日の節同樣に御執行申上候。其節より只今以御同樣にて、四月廿日、七月廿日御代參、大奧表使の御衆御越被成、御香奠御備御座候。

祖心儀、代官町に屋敷拜領、住居被致候處、濟松寺御建立に付、寺え引越被申候。百人扶持に金五枚、年中の油炭等迄被下置候八十歲にて正念に臨終致候。巖有院樣御感心被遊、御香奠迄被下置候。其後、百人扶持を五百石に被成、祖心孫牧村兵四郞え、祖心爲跡目被仰付候。

濟松寺開山敕謚心印正傳禪師者、祖心尼の內緣も御座候人にて、其頃本山京都妙心寺の塔頭雜華院に住職、高德の人故御請待、開山住職被成候より、男僧住職地に

寺號者松平のまつと、臨濟の松とならびさかへ、天下の爲に永く蔭涼と成らんと被ㇾ爲二思召一、御つけ被ㇾ遊候との御上意を奉ㇾ蒙候。

正保四亥年十月十二日、於二牛込一高三百四十五石三斗餘の寺領を被二下置一候。　其砌御自筆の御名乘、御書判被二下置一候。　濟松寺永々の爲を被ㇾ爲二思召一、被二下置一候との御上意を奉ㇾ蒙候。

慶安元子年、濟松寺御建立の御繪圖面、酒井讃岐守殿え仰付られ、御繪圖出來候處、殊の外大きなる御事に付、日光御建立いまだ御間もなく候故、二三年も相過ぎ、御普請被二仰付一可ㇾ然候よし、御老中方言上なされ、右の御普請御延引に相成候て、假普請被二仰出一候。

慶安四卯年、公方樣御不例、御大切の砌、被ㇾ召ㇾ蒙二御上意一候は、先達て濟松寺御建立の繪圖出來候處、御延引にて御普請相すみ不ㇾ申候段、御殘念に被ㇾ爲二思召一候。　若し御他界被ㇾ遊候はゞ、先御靈屋を相しつらい、御追善の御佛事御執行申上候樣にとの御事に候。　御不例御養生、終に不ㇾ被ㇾ爲ㇾ叶、薨御の後、御上意を蒙り候女中衆、剃髮染衣の身となり、御靈屋に程近き所に住居いたし、日々御參詣申上度由を御願申上

彼地にて相果申候。其時祖心漸く六歲にて、加州利長の方え引取、養育の後、同姓對馬守え嫁付、男子一人出生の後離緣。又奥州三春の城主、町野長門守え再緣いたし、女子二人出生にて、一人は蒲生飛彈守家中、岡七兵衞方え嫁付、おふりの御方を出生致し候。おふりの御方は、靈仙院樣の御母儀にて、自性院殿と申候。祖心の母は、稻葉兵庫頭の娘にて、春日ノ御局と緣者なり。依之、春日ノ御局、祖心の事を言上被致候に付、祖心を被ㇾ爲ㇾ召御前ㇾ候付、罷出被申候處、其前夜、上樣の御夢中に、觀世音を御覽被遊候處、祖心罷出候に御夢中の面相にたがひ不ㇾ申、御感心被ㇾ遊候と上意御座候。祖心は多年禪法執行いたし候故、每度御咄に被ㇾ召出ㇾ候。其時分澤菴和尙え禪法御尋の儀共、又祖心え御尋被ㇾ遊、祖心申上候儀、法要の事共甚上意に相叶申候儀多分御座候由。其節の御答の事、書物に相成り、名を擧一明三と申候。正保三戌年十月十一日御上意に、牛込村にて、大橋立慶跡屋鋪を、寺地に被仰付候に付、御建立の御しるしとして、御秘藏被ㇾ遊候維摩の木像被ㇾ下置ㇾ候旨、酒井讚岐守を以て被ㇾ仰渡ㇾ候其節大奥にても、おかね殿を以て、わけて其趣を祖心え蒙ㇾ上意ㇾ候。同年十二月三日に、蔭凉山濟松寺の山號寺號を被ㇾ下置ㇾ候。山號者大樹蔭凉の譯、

候は、此段、皆、上意に候間、難有可奉存候由、被申聞候。卯年二月御近習番頭駒井右京殿御事、阿部伊勢守殿へ、其比は、口と被申候而、御小姓被仕候を、御賴被成、拙者弟子に御成、兵學御聞被成度由、被仰候間、幸、御近習に北條安房守殿居被申候間、是へ御相傳可然由、達而御斷申上候へ共、思召入有之候由被仰候間、任御意候而、參候所、急度被成候御馳走に而、兵書御聞、早々御登城候。御兩所之御咄は、拙者不承候。脇に而承候へば、右京殿被召寄候儀は、上意に而御座候口由承候。此段、具に祖心へ物語仕候へば、大方、上意に而可有之候間、彌以諸事愼、家中などへ、奉公に口口儀に、可存候由御申候。其夏、薨御被爲成候。松平越中守殿、其年極月御逝去候。

甲子夜話卷二十九

(前略)牛込の濟松寺に往しことあり、此寺は大地にして、將軍家の御魂屋なども有り、又祖心は其開基尼にて、その影堂もありき。因て其寺の事記したる一冊を見しまゝに書錄す。

濟松寺開基祖心尼の父は、勢州田丸の城主、牧村兵部大輔利貞なり。朝鮮陣の時、

儘告白焉。是故、將軍家、時辱問于子。須待春雷之時矣。（後略）

配所殘筆

一大猷院樣御前江、祖心昵近被仕候時分、祖心被申候は、其方儀、御序御座候而、日々、達上聞候。折々、其方事、上意有之間、必、家中へ奉公に能出候事、無用可仕候。何とぞ仕、御家人に成候樣に、取持可被申候由被申候。松平越中守殿御念比之故、右之次第、具に御内意申上候得ば、一段之事に候。表向は、越中守殿、御取持可被下候。其方事、松平越中守殿、兼而能御存被成候間、當公方樣江、被召出候樣に仕候は、早速、首尾可仕候。祖心へも、其段御相談可被成候。先酒井日向守殿へ被仰置候半間、必、御自重候へと被仰、御家老三輪權右衛門被指添、日向守殿へ、拙者を被遣候て、懸御目候。其後、越中守殿被仰候は、酒井空印公へ、拙者事、具に御物語被成被置候間、左樣に心得候樣に被仰候。其節、空印公御事、上意にて、祖心下屋敷へ、振舞被申候時分、拙者義被召出、御念比之上に、越中守殿、拙者噂、具に被仰候由、御挨拶被成候。久世和州公、上意に而、祖心御振舞被成、道春被召寄、老子經之講釋御座候時分、和州公被仰下、拙者も右之末座江被召出候。祖心後に被申

将軍家光の内意祖心禪尼の斡旋

時運は素行子に幸せず

将軍家光薨じ松平定綱卒す

未㆓年三十㆒生㆓白髮㆒

登龍向上の第一頓挫

以て、相互の關係が、尋常一樣でなかつたことが知れるのである。

かくて、定綱も甚だ之を喜び、自ら祖心禪尼と協議を遂げ、且、酒井日向守に謀り、後に將軍の内命にて、酒井空印(日向守)を、祖心禪尼の別墅(後の濟松寺?)に招き、其席に素行子を加へて、面り素行子の才名を稱し、又、内命にて、久世大和守を祖心禪尼の宅に招き、素行子及び林羅山を加へて、老子經を講ぜしめ、同く慶安四辛卯の年、春二月、將軍家光の侍臣駒井右京、殊に阿部伊勢守を介して、素行子に入門するなど、總じて、家光將軍の内意であつたが、時運は素行子に幸せず、北斗の劍端其頭上に背き、將軍家光は、其の四月二十日に薨じ、又、松平越中守定綱も其年の十二月二十五日に、行年六十一歳を以て逝去したのである。 玆に於てか、未㆓年三十㆒生㆓白髮㆒の歎を發せざるを得なかつたであらう。 即ち是れ、山鹿素行子登龍向上の第一頓挫であつたのである。

山鹿誌

爰有㆓禪尼祖心㆒之人(中略)甚信㆓先生之德㆒。一日、語㆓先生㆒曰、予竊考㆓量子之德才㆒、無㆑可㆓擬㆒準之天下㆒。豈何空埋㆓沒草莽内㆒。寧令㆓子利㆓天下之人物㆒。予懷㆓抱之㆒日久矣。 故以㆓子之才名㆒、

松平定綱門弟子を以て任ず

東海道第一の弓取

子を將軍に推擧せんとして、百方力を盡し、將軍家光、亦素行子の天才を信じ、須らく春雷の時を待つべしとの內意を傳へ、蛟龍將に登天の時を得むとして、素行子之を松平越中守定綱に語つたのである。定綱は、桑名の藩主であつて此の歲にか、前年にか(山鹿素行子年譜參看)既に素行子を自邸に招き、學問兵法を論じ、深く素行子の說に心服し、太刀、馬代を取り、時服などを贈つて、門弟子を以て自ら任じ、又親ら素行子の家を訪ひ、詩文の贈答など屢之を交換し、爾來、定綱は、素行子の書を表裝して、之を床上に懸け、而して素行子を招待するなぞのこともあり。素行子も、これには少からず迷惑したといふことである。當時、定綱は、六十歲位でもあつたらう。夙に、尾畑景憲より、兵法の印免を受け居りて、東海道第一の弓取として、諸侯の間に崇敬された人なのである。(山鹿素行言行錄)是れは、後の話であるが、素行子が、淺野家に仕うることになつて、東海道を堂々として、槍を立て、始めて、赤穗に赴任するに當て、途次、桑名を過ぎり、懷舊の情にや堪へざりけむ。左の七絕を賦して居るのである。

元太守源定綱、有顧盻于予。今思昔日、卒題詩。

海若向洋七里程。遠帆風送更吹晴。邯鄲夢裏黃粱熟。在耳餘音太守情。

の妾たりしふりの方は、千代姫(後に靈仙院)の生母であつて、ふりの方の父は、會津の岡吉右衞門(蒲生飛彈守の家中)吉右衞門の父は半兵衞、半兵衞の兄の左內は、同蒲生家に仕へて越後守と稱し、弟の町野庄右衞門これも蒲生家に仕へて居たのである、乃ちふりの方の母はたあと呼ばれたる、岡吉右衞門の妻であつて、父は町野長門守幸仍、母は阿能卽ち後の祖心禪尼であつたのである、若しも將軍外戚傳に據り得るとして、祖心尼が果して齋藤佐渡守利三の女で、そを牧村長兵衞政玄が養ひ、そを又前田利家が養つたのでありとすれば、春日局と祖心尼とは、實は姉妹であつたのである、況や祖心尼の孫女が家光の妾のおふりの方でありしに見て、いかに勢力が、千代田の奧に、いや高かりしを想はずんばあらずである。(春日局と姉妹なるべしとの考は、齋藤佐渡守は、齋藤內藏助、牧村長兵衞政玄は、牧村兵部大輔利貞と同人なるべしとの假定の上に於てなり)果して祖心尼は、將軍家光の遺命によつて、牛込濟松寺の開基となつて居るのである。つまり春日局對麟祥院と、祖心尼對濟松寺は、同じ意味を以ての開基なのである。

時に、正保四丁亥、素行子二十六歲の年、三代將軍家光の昵近者祖心禪尼は、特に素行

候。

先是、素行子は、幼年の時よりして、會津より同伴されたる彼の町野長門守幸和の父、同長門守幸仍の妻、卽ち後の祖心尼に愛せられ、幼時は此の祖心尼に撫育されたのであると傳へらるゝのであるが、元來、町野長門守幸仍の妻卽ち後の祖心尼は牧村兵部太輔の女で、初めは加州家の前田對馬守に嫁したのであつたが、其の子志摩守なるものが、加州小松城に主たるに當つて、對馬守は卒去したのである。そこで、再び町野長門守幸仍に嫁したのであつたが、間もなく主人の蒲生忠鄉は、寛永四丁卯の歳正月四日に逝去し、後嗣が無いので斷絕となつた。やがて幸仍も歿したゝめに其の妻は剃髮(剃髮は後年？)して祖心と號し、三代將軍家光に昵近し、才德雙備、殆ど、當代の英雄を、凌駕する程の勢力があつたといふ。按ずるに祖心尼は、有名なる春日ノ局の近親であつたゝめに、蒲生家斷絕の後に、町野長門守幸和も、御家人になつたのであつて、素行子が祖心尼に推擧されたのも、其の關係からであらう。兎に角に、祖心尼は春日ノ局と同樣に、將軍家光の崇信を受け、破格の寵遇を忝うしたのであるから、當代の權門名家も、其の下風に走らざるを得なかつたであらう、且家光

之候共、豐後守殿など、御所望有レ之者は、可レ被レ遣レ之候。豐後守殿御用之事は。御公儀御用同意に候間、豐後守殿へ、被二召抱一候樣に可レ仕候。其段、勘兵衞殿、安房守殿へも、右、佐五右衞門被レ遣レ之、被二仰進一候由に候。佐五右衞門、もしや、可レ被二召抱一候段、御兩所江、御約束被レ成候而御座候に、唯今、此段如何可レ有二御座一と申上候へは、兵右衞門殿、仁右衞門殿御事、御心易儀にて候間、不レ苦候儀に候由、被二仰出一候由候。拙者奉レ存候は、大納言樣、右之通御遠慮被レ遊候上は、豐後守殿にも、御抱被レ成間敷候。其上、御老中家へは、遠慮仕候仔細御座候間、從二此方一雙方へ、御斷申上度候段、岡野權右衞門殿へ、御相談仕候而、其分に罷成候。右、湫兵右衞門殿は、謙信流之軍法者、御歷々方に、弟子衆大勢候へ共、鞠身之やわら御相傳候而、奥儀迄承候故、別而得御意候。岡權右衞門殿は、我等若年之時分より、書物御聞、殊(コトニ)兵法之弟子に被レ成候而、御一類中不レ殘、我等に兵學御聞候故、御心易得二御意一候。

一右之翌年、加賀松平筑前守殿、拙者儀、被二聞召及一、可レ被二召抱一由、町野長門守殿御取持候。拙者親申候は、知行千石不レ被レ下候而は、罷出候事、無用に可レ仕候由、申候而留申候。筑前守殿にも、七百石迄は可レ被レ下候由、御沙汰之樣に長門殿被レ申候由承

義理に兩方に立つる

千石以下にては

同時に、老中阿部豐後守忠秋も、亦素行子の師匠たりし尾畑勘兵衛、北條氏長の兩人を介して、是非に召し抱へんとの申込があり、恰もひつぱり凧の觀があつて、結局は、どちらにもつかず、義理を兩方に立てゝ、共に之を辭したのであつた、然るに其の翌年には、又、加州家より召抱へんとの申入れがあつたけれども、父修玄菴が、祿千石以下にてはと云つて、應ぜざらしめたのである。　加州家にては、七百石までは與へんとの内意であつたと云ふ。

配所殘筆

一若年の時分、湫岡兵右衛門殿、小栗仁右衛門殿、御取持候而、紀伊大納言樣へ七十人扶持被下、被召出、御小姓近習に可被召遣之由、御約束候而、頓而御目見之用意仕候。內證は、岡野權右衛門殿、萬事御取持候。其節、阿部豐後守殿被聞召及、尾畑勘兵衛殿、北條安房守殿へ被成御賴、我等を御抱被成度候由被仰候へ共、右之御先約故、御斷申上候。然所、大納言樣御事、豐後守殿へ御抱有之度由、被成御聞、布施佐五右衛門爲使者、兵右衛門殿、仁右衛門殿迄、被仰出候は、豐後守殿御抱有之度由、御申候を、大納言樣へ、御引取被成候段、御遠慮に被思召候。　たとへ家來に而有

レ之。

とありて、疾病を犯してまでも、事に當つたのであつた。按ずるに、將軍家光が、築城模型の製作方を北條氏長に命じ、氏長之を素行子に詢りたりといへる其の前年、卽ち正保三丙戌の年の八月には、明人鄭芝龍が、使を長崎に遣はして、援兵を乞ふこと、頗る急であつたのであるが、是等の事なども、兵備、卽ち軍事上の總ての施設の上に、一つの刺戟となつたことであらうと思はる、素行子自ら記して曰く、

鄭芝龍援兵を乞ふ

年譜(正保三丙戌八月の條)

大明鄭芝龍、乞援兵於日本。其書翰不分明。因之、豐後府内城主日根野織部。內藤氏庄兵衞、爲上使、覡發長崎。今日、韃靼混一天下之詿進到來。故不及援兵。凡、日本與大明勘合相絕己久、故不及速投。此旨達群侯。

鄭芝龍在肥州平戶、號平戶一官。其子國姓爺、生平戶。元和八壬戌年。

當時素行子の聲望

兎に角に、舊師北條氏長が、素行子に詢りて、築城模型を成功せるなど、當時、素行子の勢望は、隆々として朝暾の輝くが如く、桃李言はざれども、下、自ら蹊を成すが如く、紀州家よりは、祿七十人扶持を以て、德川頼宣の近侍たらしめんと、周旋するものあり、

神道を光宥法印に受く

松平定綱
丹羽左京太夫

冬の陣に、僞て籠城し、夏の陣に城を出で、秀忠公に召出されて、使番となる。高坂彈正が書を集めて、甲州の士數人、井伊に隨て佐和山にありしに、信玄の事を尋ね聞き、甲州流の兵術を立て、人の師となる。高坂彈正が作書は、軍鑑なり。

素行子、又神道を、高野山蓮華三昧院の按察院光宥法印に受け、(小幡景憲印免副狀の筆者は光宥法印)更に、廣田坦齋に、忌部流の神道口訣、及び國文學を傳へ、尙、菊亭大納言に、難解を質し、職原古實に渉りて、餘程熱心に、研究されたのである。

かくて素行子の令名は、漸く、大小名の間に高まり、松平越中守定綱の如きは、太刀・馬代を執り時服を贈りて、兵學の門弟子となり、丹羽左京太夫も亦、兵書及び莊子の講義を聽き(素行子二十五歳の年)更に兵學の師範たりし北條氏長は、將軍家光の命を含むで、築城模型の製作を、素行子に詢り、其の圖記の如きは、北條氏長、自ら素行子の宅に來りて、稿を成さしめたといふことである。(山鹿素行言行錄)此の事に就いて素行子、自ら、記すところによれば、

年譜　(正保四丁亥年、十月二十日の條の次に、)

今年、將軍家、命北條氏長上覽城之木形。因之、予雖罹瘧疾、氏長招予談之、令目錄予書

文に賴りて武を弄す

曰く軍法、曰く陣法、曰く營法、曰く戰法、曰く築城法、曰く何、曰く何と、文武の德を修むるに非ずして、文に賴りて武術を弄せんと試むるものが、頻々流行を極めたやうな形跡が伺はるゝのである。（山鹿素行子の聖學小幡及び北條の學問參看）即ち素行子の舊師北條氏長が、後に（慶安三年）將軍家光の命を奉じ、蘭人ユリアンに問ふに、歐洲の兵法を以てして、殊に築城圖記を作り、之を將軍に呈したるが如きは、即ち是れである。

蘭人ユリアン築城圖記

先是。素行子は、年齒十五歲にして、兵學者尾畑勘兵衞。北條安房守へ入門したのであつたが、爾來、智衆を壓し、略、群を拔き、尋で、二十一歲にして、唯授一人兵學印免の狀を受け得たのである。（委しくは、秋山鹿素行子の學系參看）。左に兵法傳統錄頭書の朱書を拔出し、以て、尾畑勘兵衞の人となりを知るに便せむ。

智衆を壓し略群を拔く

尾畑勘兵衞の人となり

天正三年、武田勝賴滅亡の時、九歲、家康公是を尋出し、勇士の末なりとて、井伊兵部共に、秀忠公の遊伴と定まる。十六歲、武者修行の志ありて、玄關にて、髮を切り逐電す。家康公、不便を加へ、尋ぬれども居所知れず。勘兵衞は、所々に遊歷して、慶長五の時、井伊に隨て功あり。其儘、佐和山に浪人して居住す。慶長十九年、大坂

城寨あり船艦あり

紫瀾碧濤を冒す

防禦の障壁

を品川沖に泛べ、船中、宴を諸侯に賜ふて曰く「武備の要、陸に城寨あり、水に船艦あり、今、天下太平と雖も、豈、武備を弛むべけんや」と、(大猷院殿御實記)氣、虹を吐くの感あらしめたのに、忽ち羮に懲りて膾を吹くの愚を學びて、船舶の構造は五百石積以上なるべからずとの制限をなし、これまで長さ二十間、幅九間、二本或は三本の帆柱に、十三反太布の帆を張り、遠海數百里の異域に、紫瀾碧濤を冒して航行しつゝ、萬一の用意には、右舷左舷に幾多の砲門を装置し、專ら交易に餘念なき海國健兒のあたら鼻柱を挫きて、空く其壯擧をして、漁村父老が過去の語草に歸せしめたのは、如何に切支丹宗徒の暴動に辟易して、將來面倒を惹き起すの虞ある外國貿易の煩累に堪へず、目を閉ぢ首を縮むるに至つたとは云へ、如何にも殘念千萬なことであつた。此の如く異人種の渡來、邪宗門の傳播は、延ひて邦人の航海貿易を絶對に禁止し、甲羅相應の蟹の穴を閉鎖して我が北守南進の發展を思ひ止まりしも、世界に於ける交通範圍が漸々と擴大せられ、歐羅巴諸國が相競ひ相爭つて、新領土を東方に求むるの氣運、何となく逼迫し、心中朧氣にも不安の氣味に驅られ、忽にして恐怖臆病の半面に、懸念心配の影を生じ、用心の餘りに防禦の障壁を結構し、一般に人心の傾向が

太陽の此世界に照臨あらん間は、向後、縦令誰人がアムバサデュール(使節)の號を用ふるも、決して日本に入航すべからず。此告諭に違ふものは、死罪たるべきものなり。(西敎史下卷六二二)

との絕對的鎖國の宣言を發してより、是れまでの積極的方針は俄然として退嬰主義の消極的となり、英主名君の令聲ある三代將軍も、外人に對し、外敎に對しては、斷乎として追逐窘窮の威壓を加へ、いはゆる觸はらぬ神に祟りなしとし、港灣に戶を建て、邊岸に幕を張り、國家百年の大計は、惟り紅毛碧眼の異人を擯斥し、異國船の來航を拒絕し、邪敎と呼ばるゝ切支丹宗門を嚴禁するに在りと信ぜしのみか、邦人が敢爲の氣象に驅られて、死を賭し險を冒し、遠く遙に支那、朝鮮、臺灣、暹羅、安南、乃至印度より呂宋、瓜哇等の南洋諸島に航し、大和民族の眞價を海外に發揮すべき機運をさへ阻止して、來るものは拒み、去るものを追ひ、到頭二百年間、桃源鄕裡に懶眠を貪ぼる底の、苟且姑息の蟄居的境遇の遠因を、此時に釀成せしめたのであつた。先きには將軍家光、向井將監忠勝に命じて、巨船を伊豆の三崎に造らしめ、寛永十二年六月二日に至て成る、船の長さ三十尋、櫓を立つること二百挺、名を安宅と名づけ、之れ

上り、遂に一城寨に據る。既にして二十萬の大軍之を攻擊せしも、防禦術を盡し、屢、勝利を得て、六萬一千人を斃すに至れり。然れども、終に兵は銃砲の缺乏に苦しみ、敵する能はず。盡く鏖殺せらる。(附錄七松浦肥前守鎭信略傳參看)

エムプレエルは、(帝王の義、今は將軍を指す。)此亂賊の報を聞き、思惟するに、蓋し葡萄牙人、我が日本國を有せんと欲し、宗教を以て民心を惑はし、終に西班牙(忖度するに羅馬法王の意ならん)の版圖に屬せしめんとして、此叛亂を起さしめしならんと。時に、プロテスタントの使節、將軍の廷中に在り、因て貿易を己れの一手に歸せしめんとし、葡萄牙國人、傳敎師、及び宗敎信者等を將軍に疑はしめたり。此に於て、將軍君主の覬覦を畏れ、其邦國を安寧保持せんとして、千六百三十九年(寬永十六年)八月四日、嚴に命令を發して、葡萄牙人の此土に足を入るゝことを禁じ、國人と通商するを止め、而して若し禁令を犯すものあれば、其犯者の生命を絕ち、所有の商品を官に沒收すべしと令したり。

家光の鎖港政略

此の記錄は、當時の外人側より見たる、三代將軍家光の、鎖港政略(事實に於ける)を敍し得て、餘蘊なきものと云ふべく、

島原の亂後武術の勃興

鹿素行子年譜。及び山鹿素行子の學系參看)

配所殘筆

一同年、堀尾山城守殿御家老揖斐伊豆、我等へ被懸目候而、則山城守殿え被召寄書物讀候。伊豆、是非共、山城守殿え奉公に出候樣に、二百石を可被下候由、被申候へ共、我等親同心不仕候。

かくて、翌十六歲、孟子・論語を講じ、學庸諺解(始めの名は、欵啓集)の處女作あり。翌年冬、又、論語諺解の著が成つたのである。

按ずるに素行子時に歲十七、卽ち論語諺解を著した年は、彼の島原の亂に會し、上下擧つて、心膽を寒からしめ、擧世滔々として、空論よりも事實の上に、文學よりも武術の上に等しく、意を注がしむること、極めて切實であつた時である。乃ちジャンクラセ氏の語るところによれば。

西教史

有馬の殿は、其管內の基督信者を遇するに、苛虐を以てし、(中略)管內の諸民は、非常の窘迫に陷りて、如何ともすべからず。相嘯聚して黨を結び、其數三萬七千人に

栴檀は二葉より香ばし

げに栴檀は二葉より香ばしく、すでに幼にして、精力の非凡なりしことが、察し得らるゝのである。

山鹿誌

先生幼、而明敏怜悧。（中略）自六歳讀書。不終月、既諳三略。竟日不去縹帙。竟夜不絶烟跡。常在馬帳、陶帷中。以書以讀（中略）稻葉某（丹後守）、聞其敏悟而好學、以爲蘭芽玉樹兒、自告之羅山林道春。（中略）自此後、日日践霜到學館、戴星歸家。講習討論、殆究先儒之趣也乎。

十一歳の少年祿二百石

是よりさき、素行子十一歳の年、我、先づ這個蘭芽玉樹兒を得て、綺羅、星と輝く同僚大小名の間に、羨望の的たらんことを欲してにや、僅に十一歳の少年を、貳百石の祿を以て射て取らんと、其の召抱方を申込んだものがあつた。蓋し當代の大小名が如何に人才を要求したかゝ、眞に思、其の半に過ぎることとであらう。時維れ德川時代が、謂ゆる無事太平の夢に入るの初期で、而かも人材輩出の序幕であつた。然り、素

無事太平の夢に入るの初期人材輩出の序幕

行子は、木下順庵に先つこと一年、熊澤蕃山に後るゝこと三年、山崎闇齋に後るゝこと四年、伊藤仁齋に先つこと五年、貝原益軒に先つこと八年であつたのである。（山

修玄菴墓誌銘

此父にして此子あり

金冠を酬い、且、答書を與ふ。(中略)氏郷又朝鮮を經略するの志あり。戰艦を製して、朝鮮に航せんと欲し、船匠を求めしむる爲に、曾て羅馬に赴きたる山科勝成其他紅村賴成を西洋に遣る。文祿元年、(一五九二)船、長崎を發す。偶、風波に遭ひ、安南に漂着し、土人の爲めに殺さる。云云。

素行子、後に、(寛文六年春)、墮涙の餘滴を濺いで、父六右衛門即ち修玄菴貞以(寛文五乙巳十二月廿二日歿す)の墓誌を勒するに當つて、「一生謹厚、而不レ食レ言。勤二武業一不レ忘。誨二子孫一不レ倦。能接二賓客一能恤二孤獨一。臨終、更不レ違二平生之威儀一。」(委しくは、附錄第十四、山家素行子家系、累代墓碣參看)。と記せるに見るも、素行子の父、其の人が、尋常一樣の醫師でなかつたことが知れるのである。果して此の父にして此の子あり。素行子の天才は、たしかに、家祖の血と、賢父母の訓育とによりて、逸早く、發揮せられたのであらう。

かくて素行子、六歳にして、始めて、書を讀み、八歳にして、四書・五經・七書等及び詩文集を讀了し、九歳にして、林道春(羅山)の門に入り、十一歳の春、歲旦の詩、五言一絕を賦し、十四歳に及んで、三體絕句を講じ、詩文共に熟達し、十五歳にして、大學を講ずるなど、

砲術を研究す

記さるゝに見れば、素行子の父六右衞門は、當時龜山に居たのであるから、日常彼のロルテスに親接して、兵法其の他の學を、習得せしにはあらざるかと。(山鹿素行言行錄)然り。貞以修玄菴は、たしかに、砲術を研究したのであつた。卽ち、積德堂書籍目錄(素行子自筆)に據れば、鐵炮書流轉一冊、自由齋流鳥子。先考御自筆書一包云云。とあり。又、世界に於ける日本人(「蒲生氏郷四たび使節を羅馬に派遣す」の條)に曰く。

蒲生氏郷

蒲生氏郷は會津の領主なり。(中略)天正十二年(一五八四)六月家士山科勝成(卽ち羅馬人ロルテス)岩上傳右衞門等十人を聘使として、羅馬に遣し、黃金百枚を法王に贈る。法王、之に敎書一部を酬ゆ。使節小銃三十梃を贖うて歸る。十四年十一月、氏郷又家士知勝を羅馬に遣し、判金千枚、陶器五品を法王に贈る。法王、之に敎書三部を酬ゆ。此の時、使者、又、大砲一門を贖うて歸る。十六年十一月、氏郷、又、其異母弟貞秀を遣し、判金千枚、器具八品を贈る。法王之に、鏡一面、寶玉一箇を酬ゆ。十八年氏郷、又、其家士町野友重(町野長門守、卽ち幸仍、幸和の親緣ならむ?)を羅馬に遣し、手書に添へて、判金三千枚を法王に贈る。法王、使者の歸るに付して、

伴はれて江戸に移る

剃髪して醫を業とす

素行子時に六歳

大野彌五左衛門記錄

羅馬人ロルテス

を受け居たるも、寛永四丁卯(一六二七)の年、忠郷逝去し、蒲生氏除封さるに及んで、町野幸和が、行きて幕府に仕ふるに伴はれ、共に江戸に移り、剃髪して、修玄菴と號し、醫を業として、只管、素行子の開運出世を待つたのであつた。即ち、六右衛門が、江戸に移住したるは、實に、寛永四丁卯(一六二七)の年で、素行子時に、六歳であつたのである。

玆に、山鹿家と關家との關係が、尋常の間柄でなかつた事に就いては、寛永十九年に、大野彌五左衛門なるものが、記錄したる御祐筆日記に、「天正中近江日野領主蒲生氏郷の斡旋によりて、關右兵衛佐が龜山の領主となりし」ことが、記されてある。(山鹿素行言行錄)又、素行子自筆の家譜にも、秀郷、武藏守に任ぜられ、以て關左を監ず」と見え。又、「伊賀・伊勢は、元と、平氏の食地であつた故に、山鹿秀遠は平盛國に隨つて、勢州に赴き、後、建仁四年に、北條時政より、盛國の子實忠に、勢州を與へられたるより、關氏に改めたのであると。(山鹿素行子の系譜及び傳統參看)。

又、御祐筆日記に、「當時、(寛永の初?)羅馬人ロルテスなるもの渡來したるを、蒲生家に召抱へ、名を山科羅久呂左衛門勝成と稱せしが、此の人、兵法、天文、地理等の諸學に達し居て、各地の戰場に、砲術を以て功を顯し、後に、家士を導きて歐洲に使ひした。」と

素行子の父

脫れて會津に走る

待つに客禮を以てす

に守護し奉つた。平家紀に「兵は藤次九州第一の精兵」と見ゆるのが、此の秀遠であると。(秀遠より秀郷の弟某に迨ぶまでの系譜は、紛失して分明ならず。云々以下は、山鹿素行子の系譜及び傳統參看)

畢竟、山鹿氏は平家の殘黨で、西海の幾合戰、武運拙く源氏の爲めに敗らるゝ及んで、秀遠遂に伊勢に逃れ、(子孫、再び筑前に歸つたものあり。或は、肥後に行つたものありと)關氏と婚して、家を成し、血統連綿、遠く貞實「千助」に迨んだのであるが、代々の系譜は、燒失して、分明でないとのことである。(以下山鹿素行子系譜及び傳統參看。)

而して、素行子の父は、貞以、六右衛門(又、六郎左衛門)高道と稱し、天正十三乙酉(一五八五)の年に生れ、勢州龜山の領主關一政に仕へ、祿二百五十石を食み、慶長十五庚戌(一六一〇)の年秋七月、關氏、伯耆に轉封さるゝに從ひて移住す、後、會々事あり、同輩某を擊ち、潛に脫れて奥州會津に走り、蒲生忠鄕(氏鄕の孫にて、慶長十七年封を嗣ぐ)の臣左近將監・町野幸仍に賴るや、幸仍待つに客禮を以てし、祿二百五十石を分ち與へ、やがては推擧して、蒲生秀行に仕へしめんと心組める中、秀郷逝去し、下野守忠郷嗣で立つに當りて、猶預して果さゞりしが、其の中に、幸仍卒し、嫡子幸和嗣ぎ、極めて、懇遇

舜水は俗儒の末流

山鹿なる姓

平家の殘黨

諸同子」に寄せたる書翰に徵するに、素行子の眼中、殆んど俗儒の末輩以上には、朱舜水を見なかつたやうである。其の翰片に曰く、(卷頭寫眞參看)

一舜水事、性無善惡」と見申候由、非實學候。大方、陽明俗儒之末流候。東氏之筆談、見申候。中〳〵道之合點付候輩に無之候。

さて、素行號記の由來は、右の如しとして、山鹿と云ふ氏は、何姓に基いたのであるかと云ふに、元來は、平氏であつた故に、平の義臣と名乘り、後に藤原高祐と名乘りを更へたのである。(山鹿古先生由來記及び、山鹿誌)蓋し、鼻祖藤原藤次と云つた人は、俵藤太秀鄕の弟である。(山鹿誌)又藤原藤次は、天慶年間の人で、彼の平將門を征伐した、藤原秀鄕、謂ゆる俵藤太秀鄕の弟である。(山鹿素行先生)と見え。山鹿素行子自筆の家譜には、左大臣魚名の裔、藤原秀鄕字は藤太の弟に、字は藤次と云ふ人があつて、天慶年中に、鎭西の奉行として、筑前山鹿の岬に居つた。山鹿の岬は、昔日、神功皇后、船を繫ぐの地で、此の岬に山鹿城を築き、世々、筑前守となつて、此の地名に因みて、子孫山鹿を以て氏となし、秀字を字と爲し、藤次を名として居つた。時に壽永元年八月、平家の殘黨、西海に落魄するや、山鹿秀遠は、精兵三千を帥ゐて、安德帝を山鹿城

令ㇾ之以ㇾ文也。

令素行者、與ㇾ衆相得也。

此一句、孫子自解ニ素行之義一也。云心ハ、令素行ト云ハ、上下ノ心相和シ、上ノ心、衆ト相得、コレヲ、令素行ト云也。始計篇所ㇾ謂道也。如ㇾ此、上下相和スルヲ、文道ノ行ル、ト云也。平生ノ道、不ㇾ如ㇾ此ハ、軍ニノゾンデ、其教不ㇾ通モノ也。

以上、第四段也。行軍ノ一篇、處ㇾ軍相ㇾ敵ノコトヲ詳ニシテ、第四段ノ結章ニヲイテ、又、兵法ノ本意ヲ論ジ其極、令ㇾ之以ㇾ文、齊ㇾ之以ㇾ武ト云テ、ヲソリニ、與ㇾ衆相得ニアルコトヲ以テ結ㇾ之。是、孫子本意在ニ令素行一而已所ㇾ謂五事之道也。（後略）

さて素行の出典が、果して、孫子の行軍篇に基いて、素行子の謂ゆる「之を令するに、文を以てし、之を齊うするに、武を以てす」の意義を、理想としたのであるか。或は又中庸に據て「君子無ㇾ入而不ㇾ自得ㇾ焉」といふを取つて、命名したのであるか、要するに素行てふ號は朱舜水に得たのであるが、或は夙に素行なる號を自撰し素行子己に自ら爾か號して、舜水に號記の一文を依頼して書かしめたのであるか、何づれにしても、此の時分から素行を以て號としたことは確かであるが。晩年に於て、「作宇右衛門

素行の典據は行軍篇？

行軍篇の講釋

は夷狄に行ひ。患難に素しては、患難に行ふ。君子入るとして、自得せざるなし焉」。との章が出典ならんと予も信じ、人も亦、多く爾く信じて居たのであるが、水戸の士、稻葉源太夫則通と云ふ人が元文三年に書かれたる「山鹿古先生由來記」に、更に、參考として時良と云ふ人が左の如く附記して居る。

素行の二字。　時良按ずるに、孫子行軍篇に曰く、「令素行、以敎二其民一、則民服。」と云云。

蓋、此語によるものか。

此說に據れば、素行二字の出典は、孫子の行軍篇に據つたのであつて、中庸の方ではないやうに見える。そこで、孫子の行軍篇を披いて、素行子より親しく行、軍篇(孫子諺義二三六頁―二三七頁)の講釋を聞くに、大要左の如く辯じられてある。

令素行、以敎二其民一、則民服。令不二素行一、以敎二其民一、則民不レ服。

素ハ、平昔也・先也。　素行トハ、カネテヨリ、其事ノヲコナハルヽヲ云。　以敎二其民一トハ、其時ニ至ッテ、大將ノ下知アルヲ云。　云心ハ、下知法令、マヘ方ヨリ行ハレテ、其時ニ至テ、又其敎ヲナセバ、民ヨク親服ス。　是乃、令レ之以レ文、卒親服也。　不二素行一シテ、ニワカニ、民ニ下知イタシ敎ユルトキハ、民不レ服也。　此一句、專解下親二服民一

素行子てふ號

素行二字の典據

後守の女、(山鹿素行子の系譜及び傳統參看)子の幼字は左太郎又は文三郎と稱し、慶名を改めて、貞直。義臣。高興。義矩。高祐。等と稱し。通稱は甚五左衛門。字は子敬號を曳尾堂。素行軒。素愚堂。(七書諺義の序)思無邪。(小西一行記の序)又、因山。隱山。播叟。江山。積徳堂。江陰無名子。(武教要錄の序)素皤。(件某に宛てたる書翰)潛夫。(同)等と曰へり。

山鹿誌

先生謫居之間自號「隱山」。若「述作之書」。播叟。書束或書「江山」。

中にも素行てふ號が、殊更に喧傳されて、通稱の甚五左衛門の名を知らぬ人までが、尙ほ之を知つて居るのである。蓋し素行を以て號としたのは、素行子三十八歲以後のことで、萬治二己亥の年(一六五九)に、明末の亡命者「朱之瑜舜水」の來朝するや、(舜水は我が國に來ること四度)一日、甚五左衛門と相會して、特に、素行の二字を題し之を贈つてから後の事である。(卷頭の山鹿素行子肖像、舜水の素行號記、其他、附錄第八等參看)桉ずるに、朱舜水は、何を典據として、素行と命名したかといふに、中庸第十四章の、富貴に素しては、富貴に行ひ。貧賤に素しては、貧賤に行ひ。夷狄に素して

素行子山鹿甚五左衞門

鷺洲　松浦厚著

〔春〕山鹿素行子の生涯

「淺野家の祿を辭するに至る迄」

六十又四年の生涯

素行子山鹿甚五左衞門の生涯は、春雨秋風、實に六十又四年の星霜であつた。白居易、曾て櫻桃花下に、白髮を歎じて曰く、「逐處花皆好。隨年貌自衰。」と。蓋し人間一生の事詮するに斯歎に到着するのであるが、今、之を山鹿素行子の生涯に視て、更に斯歎を深うせざるを得ないのである。

會津に生る

素行子は、元和八壬戌の年(一六二二)八月二十六日の夜を以て、奥州會津に生る。父は、貞以六右衞門と稱し、後に剃髮して修玄菴と號す、(醫を業とするに當て)母は岡備

山鹿素行子の生涯

人々は先生の入獄前、親しく敎を受けしにより、後年起請文を追出せしなるべく、又起請文存せざるがため、此に脱漏せる人もあるべし。括弧内に記入せるは改氏名及贈位の明かなるもののみにして、概ね諫早生、二布淸介兩翁の指示に據れり。而して松下村塾の門人、及同志の多くは、此の外にありて、其數又少からざれ共、名氏錄を存せざるをもて、今之を附載すること能はず。共に惜むべし。）

安政五年四月十三日　河野正作
同　　　　　　　　　河北義次郎（後弼）
同　年九月十三日　國重得次郎（正文）
同　年十月二十八日　井上市兵衞
同　六年未四月六日　福原英亮
同　　　　　　　　　佐伯又三郎
同　　　　　　　　　田坂才三郎
同　年同月十三日　李家隼太
同　年五月二十四日　宍戸吉次郎
同　年同月二十八日　三戸久之進
同　年同月二日　小野鬼助
同　七年申三月七日　山田市之允（伯爵顯義）

（安政五年十二月先生、（吉田松陰）野山獄に赴かれたれば、其の後の入門あるべからざるに似たれ共、六年以後の起請文現存せるをもて、此に書き加へぬ。蓋是等の

同　勝田勇二郎
同　年四月十三日　薪田與一郎(豐後介、秋輔)
同　井原小七郎(冷泉小七郎)
同　小川原之進
同　天野清三郎(渡邊蒿藏)
同　野村一之進
同　山根與之助(秀介)
同　布施彌五郎(四郎兵衞、清介)
同　湯川兵馬(平馬、彰)
同　田中朔之進(一介)
同　飯田正伯
同　中村久太郎
同　小川與之助
同　弘勝之助(贈正五位)

安政五年午正月十七日　有吉熊次郎(贈正五位)
同　年二月二十八日　三井半之助
同　年三月二十四日　岸田多門
同　下瀨熊之進(贈從五位)
同　年同月二十八日　兒玉百助
同　年七月十七日　藤井一太郎
同　年同月二十一日　三戶治兵衞
同　福原又四郎
同　木梨平之進(信一)
同　中谷茂十郎(樸助)
同　年八月十七日　作間忠三郎(贈正四位、寺島)
同　岡部富太郎
同　山根武次郎
同　年八月九日　益田豐三郎

同　年六月六日　村上卯七郎
同　年九月二日　駒井政五郎(贈正五位)
同　横山重五郎(幾太)
同　佐々木梅三郎(善左衛門)
同　玉木彥介(贈正五位)
同　年同月二十一日　妻木壽之進(狷介)
同　瀨能百合熊
同　藤野荒次郎
同　阿座上正藏
同　年同月二十四日　飯田吉次郎(俊德)
同　年十月二十八日　高洲梅三郎(謙三)
同　五年午正月十七日　中村理三郎
同　佐々木武雄(復介)
同　岡田留之允

嘉永六年十一月二十一日　宍道恒太（恒樹）

同　七年寅三月六日　冷泉省藏

同　藤井伊三郎

同　年同月二十一日　三戸詮藏

同　年同月二十四日　林市太郎

同　年十月十七日　口羽德祐

安政二年三月二十一日　湯淺祥之助（則和）

同　三年二月二十八日　山崎鞆輔

同　年四月九日　高州瀧之允

同　年六月二十四日　國司又右衞門

同　年八月二十八日　岡部繁之助（眞一）

同　四年二月二十八日　國司仙吉

同　年二月二十八日　財滿百合熊（杉實信）

同　年閏五月十七日　渡邊初之進

同　年十一月二日　原田作太郎（豊）
同　年十二月九日　綿貫吉之助
同　四年二月二十七日　繁澤忠槌（佐世仁藏）
同　六年丑二月九日　林平八
同　年二月二十四日　松岡猪之助
同　年五月二十四日　尾寺新之允（信）
同　年六月二日　井上小太郎
同　藤井太吉
同　年七月二十四日　楢崎彌八郎（贈正四位）
同　年九月二日　岡村豐熊
同　年十月二日　楢崎一太郎
同　年同月二十八日　內藤英太郎
同　年十一月二日　原田忠藏
同　年同月十三日　中谷正亮

嘉永三年二月二十七日　田總又次郎
同　年三月十日　齋藤榮藏(境二郎)
同　年四月朔日　齋藤彌九郎
同　年四月五日　世木熊太郎(眞人)
同　有田誠太郎
同　年四月十五日　近藤虎十郎
同　年五月七日　堀甲之進
同　年六月十五日　三戸惣右衞門
同　年八月五日　馬屋原幾三郎
同　年十月九日　有地良作
同　年十一月九日　新山磵
同　四年二月二十八日　土肥久之允
同　渡邊六之助
同　周田喜久太(源八)

同　　　　　　　　栗屋良藏
同　　　　　　　　渡邊大吉(親)
同　　　　　　　　栗屋源次郎(平川藤兵衛)
同　年同月十五日　小川太郎次郎
同　年同月二十二日　妻木貞之助
同　　　　　　　　勝山辨之助
同　年十一月十二日　加藤虎之助
同　年同月二十四日　八谷與三
同　年十二月十二日　兒玉順藏
同　年六月二十八日　益田幾三郎(贈正四位、越中、彈正、右衛門介)
同　三年正月十五日　石津英太郎
同　　　　　　　　田坂茂十郎(國衛)
同　年二月二十日　野村八十八

嘉永二年十月三日　小倉芳太郎
同　年十月四日　粟屋幾之丞
同　鈴川平十郎
同　中川龜之丞
同　高須五郎吉
同　生駒小市之助
同　井上瀧之進
同　長屋左次馬
同　年同月七日　椙原茂次郎
同　年同月九日　高津正藏
同　年同月十一日　宮本多郎槌
同　澁谷誠二郎
同　林吉五郎
同　三吉甲次郎

同　　藤井喜三郎
同　　山内友之進
同　　松岡謙藏
同年同月二十八日　　内藤唯助
同年十月朔日　　山根文允（慤輔）
同　　國司次郎三郎
同　　李家吉兵衛
同　　李家虎之丞
同　　高木平兵衛
同　　伊藤文次郎
同　　桂小五郎（贈從一位、木戸準一郎、孝允）
同　　佐久間卯吉
同年十月二日　　吉崎留之進

嘉永二年九月十三日　檜崎久之助
同　年同月二十五日　香川又兵衞
同　年同月二十六日　三戸與右兵衞門
同　國司喜藤太
同　山縣吉之助
同　後藤寅之助
同　香川渉
同　井上壯太郎
同　山縣彌八
同　赤川又太郎
同　赤川直次郎（贈正四位、淡水、佐久間左兵衞）
同　中村克三郎（作間克三郎）
同　仙波駒之允

嘉永二年正月九日　原田貞次郎

同　年四月三十日　赤川忠次郎（進藤吉兵衛）

同　年二月三日　大島權七郎

同　藤井文之助

同　年二月二十六日　八谷祺一郎（藤太）

同　年三月十六日　守永彌右衛門

同　寶田勝之進

同　栗屋八郎左衛門

同　門司彌左衛門

同　年同月二十五日　中村道太郎（贈正四位九郎）

同　年四月朔日　八谷藤五

同　年五月二十一日　中村小十郎

同　年六月朔日　山縣與右衛

同　年八月十日　高橋半三郎

弘化丁未年七月二十三日　佐々木四郎兵衛
同　年八月五日　岡　孫　太　郎
同　年八月二十七日　井上小左衛門
同　年九月二十二日　乃美三左衛門
同　五年正月九日　久保清太郎(斷三)
同　佐々木亀之助
同　口羽壽次郎(覺藏、良純)
同　年正月二十二日　佐伯次郎太郎
同　年三月九日　石津勝右衛門
同　年九月朔日　南方直次郎
同　山縣九右衛門(松原音三、遺速)
同　年十月十三日　西村丈藏
同　年十一月六日　八木儁熊(隼雄)
同　年四月八日　木村彌十郎

弘化乙巳三月十三日　深栖多門(守衛)
同　同月十五日　杉原繁五郎
同　年四月二十三日　村田喜左衞門
同　村田小太郎
同　丙午五月十三日　山本俊弼
同　赤穴辰之進
同　年閏五月三日　村上秀槌
同　年同月二十三日　横見粂二郎
同　靑木龜槌
同　梨羽萬吉(平賀杢)
同　年七月二十三日　長富爲次郎
同　丁未正月九日　小野耕之助
同　年二月十八日　小島權三郎
同　年三月二十四日　張又三郎(盈)

天保十四年三月二十三日　井關源吾（美清）
同　林康之進（藤井康之進）
同　年四月十三日　佐々木小次郎（卓之助）
同　安田辰之助（子爵宍戸璣）
同　年四月二十三日　阿座上勝之進
同　年七月三日　福原百合之助
同　十五年二月二十三日　小川富之助
同　布施孫助
同　湯淺作三郎
同　年五月三日　淺野小次郎（往來）
同　石川三之允
同　齋藤彥四郎（市郎兵衛）
同　中尾仙助
同　年五月五日　湯淺徹之助

同　年十月三日　口羽次郎吉（丹治）
同　年九月十三日　倉橋右之助
同十一年正月十三日　藏田松之助（勘兵衛）
同　妻木彌二郎
同　原田萬之允
同　國司右内
同　年同月二十三日　熊野作槌
同　年十月十六日　河野浪江
天保十二年正月二十四日　竹内半兵衛
同　十三年九月六日　井上衛門
同　井上小十郎
同　年九月十五日　高須爲之進
同　年十一月十三日　赤川友之允
同　十四年三月十二日　高須彦兵衛

（此の外傳授の人あれども手記になきものは略す）

天保六年八月二日　天野熊太郎（華押略す以下同じ）

同　七年三月二十四日　林壽之進

同　年四月二日　村上百之丞

同　年五月二日　高杉藤三郎

同　年五月七日　佐伯兵助

同　八年正月九日　渡邊梅之進

同　年八月二日　工藤音之進

同　九年二月十九日　井上七郎二郎

同　年四月二十四日　三戸左太郎

同　楢崎龜三郎

同　年十月二日　杉梅太郎

同　兒玉初之進（兵衛門、祐之）

同　佐伯驪八郎

大次郎より傳授

免許（山本勘介晴幸兵法大星大事目錄）

嘉永元、三月　飯田七兵衞　弘中三右衞門（共に三田尻の人）

嘉永四、正月　中正公

嘉永四、三月　山縣與一兵衞（萩の人）

目錄（武教全書中の待用武功四條、城築七條）

弘化二、二月　工藤音之進（半右衞門）　林壽之進

嘉永元、三月　浦此面　橋本八郎治　村上謙藏　賀屋東市佑　磯兼采女

山縣四郎三郎

同　二、四月　山縣與一兵衞　繁澤平左衞門　杉梅太郎（民治）

妻木彌二郎　藤井康之進

同　三、八月　小川貞右衞門　齋藤宇之助

同　四、正月　忠正公

同　三月　福原清介（公亮）

盡せり)

檜崎小源太
河北與三衛門
林　要　人
靖　恭　公(毛利齊房公)
石津新右衛門
玉木文之進正韞
林　眞人靖宗
林　眞　人
吉田大次郎矩方
吉田大次郎
忠　正　公(毛利敬親公)
免許及目錄傳授
(以下先生の手記に據る)

吉田友之允

吉田十郎左衞門矩行

國司賴母

有光德兵衞（國司家臣）

吉田十郎左衞門

楢崎貞右衞門美政（友之允第四子、十郎左衞門弟）

村田貞右衞門

張久左衞門

楢崎貞右衞門

楢崎小源太政長（貞右衞門養子）

神村三郎兵衞

吉田又五郎矩定

吉田又五郎

石津新右衞門法正（楢崎貞右衞門長子、出でゝ石津氏を嗣ぐ大に力を家學に

素行先生石碑背文如レ左。
(中略)(石碑背文は、附錄十三山鹿素行子家系累代墓碣參看)
頭書に少宛相違之儀茂可レ有レ之候。先承及候通記置申候。
此書付妄に他見勿レ傳。
參考山鹿由來記終
允可三重極祕之傳傳統（山鹿流の極祕にして三人以上に傳授せず）
素行先生
津輕越中守
山鹿將監高恒
山鹿藤助高基
山鹿藤助
稻葉源太夫
勝沼總右衞門
吉田友之允重矩

方讀覺候。九歲の時林道春の門に入。十五歲の時尾畑勘兵衞殿、北條安房守殿へ逢兵法稽古修行せしむ。二十歲より內にて北條安房守殿筆者にて、尾畑勘兵衞殿印可免之狀給候。二十一歲の時勘兵衞殿印可被仕候而、殊更門弟中一人茂無之印可之副狀と申を我等に被與候と有之。此書と少違ふ。

素行子四十五歲の時。淺野家江御預け五十五歲の時御免。

始、先生淺野家へ召出されたるは。慶安四辛卯年。素行子三十の歲なり。十年の間勤仕。萬治三庚子年三十九歲の時。知行斷て浪人あり。寬政二庚戌年。時良、山鹿藤助高忠に謁して、委敷物語する其次而に尋て聞處左の如し。

山鹿源之進三男あり。惣領文三郎。次男左藤治。三男藤藏と云。惣領文三郎早世。二男左藤治跡を次ぐ處。又程なく病死。三男藤藏順養子となる。右藤藏子なし。因て今高忠を養子とす。高忠實方は素行子の弟平馬の跡なり、是亦松浦家に仕ふ。

牛込早稻田宗三寺

時良先生、寬政六甲寅年冬十一月二十二日參詣の時、寫之ものなり。

子となる。毛利甚藏と名乘。後和泉守殿永沼久太夫養子に被申付。

右之趣、三木惣右衞門物語に而。古先生之出所及承候譯如斯。且又當先生之儀有増者、補而記置者也。

元文三戊午五月　日　稻葉則通

△△參考

此書は稻葉源太夫則通の記し置處也。稻葉氏は藤介高基の門人。水戶家士也。參考は時良作也。山鹿兵藤太秀遠。平家物語十一卷遠矢のヶ條に出。素行の二字時良案るに。孫子行軍篇曰。令素行、以敎其民、則民服と云云。蓋此語によるものか。義臣本朝武藝正傳曰。山鹿甚五左衞門義矩者後改高祐。就北條氏長。得兵法奧秘。大鳴。暫仕淺野采女正長友、領采邑千石。後致仕す。と云云。

素行先生、元和八壬戌八月庚戌日出生。島原の一揆御退治は素行子十七歲の時也と云。由井正雪御仕置。先生三十歲の時也。此書には十六歲の時。北條新藏門弟になるとあり、配所殘筆には。八歲の時四書五經七書詩文の書

而全書述作有。寛文六丙午年十月三日淺野殿へ御預けに而。在所播州赤穗に拾年住居。右十年の間は寛文六午。七未。八申。九酉。十戌。十一亥。十二子。延寶元巳。二寅。三卯。四辰年御免江戸へ歸。淺草田原町三丁目に屋舗を調住居(表口十七八間。二十二三間)先住之殘し置所之額有之。積徳堂之三字有。依之人多積徳堂と唱。御免以後十年目死去。貞享二乙丑九月二十六日也六拾四歲。牛込和瀨田禪宗宗三寺に墓所有。

月海院湖光淨珊居士

一甚五左衞門殿二女一男有。津輕將監妻。津輕平十郎妻。山鹿藤助也。

一山鹿藤助殿、松浦肥前守殿より。扶持御合力有之。元文三戊午年三月十九日、七拾三歲にて死去。至德院活水眞龍居士。右同寺に墓所有。

一藤助殿三子有。山鹿源之進、今藤助と云。

松浦殿より御合力、近年御家來に成。延享元子年、中老となる。御所在へ行く。

次男佐々木源次郎。大御番衆之由。叔父名跡六百石高之由。

三男山鹿甚藏。甚藏は藤堂和泉守殿へ被召出。二十人扶持被下。毛利之養

者醫師と成。嫡子仙助は。甚五左衞門殿守立爲₂養子₁。甚五左衞門殿者、淺野内匠頭殿より、浪人以後、内匠頭殿より合力茂有ㇾ之候に付。御無心中、惣左衞門子仙助を内匠頭殿へ被₂召出₁。新知四百石給る。其時仙助十五歳。在所播州赤穗にて屋舖被下。普請最中、仙助疱瘡相煩死去。依ㇾ之斷絶也。惣左衞門與力に有附不ㇾ申候内之事故。仙助を甚五左衞門殿爲₂養子₁。淺野内匠殿へ出し申候。

一山鹿甚五左衞門殿、幼名佐太郎。後手跡之師文三郎と名付る。六歳より讀書。拾一歳より講釋を仕る。拾二歳の時。林道春より見臺を許さる。十六歳より御徒頭北條新藏殿御門弟に成。兵學修行三年目に免許を取。新藏殿御持筒頭。其後大目付御役替。北條安房守殿と申候。御役用多に付。惣而安房守殿御門弟甚五左衞門殿へ御引付なり。

一山鹿甚五左衞門殿。初淺野内匠頭殿へ千石に而被₂召出₁候。其後願に而浪人。甥仙助を願被₂召出₁候事、委細前條之通也。甚五左衞門殿牢人以後、牛込和泑田に住居也。甚五左衞門殿。元和八壬戌年誕生。明曆二丙申年三拾五歳に

父山鹿六右衛門は。山鹿玄菴と改。醫師と成。八十有餘に而死去也。

一山鹿六右衛門先生は。太閤秀吉の時代より。大名關長門守殿五萬石伊勢龜山也。長門守殿跡兵部殿。子細有而五萬石。五千石となる。右兵部殿子孫。關伊織殿當時定火消也。

一關長門守殿家中、山鹿六右衛門二百石を領す。子六人。惣領惣左衛門。(但嫡子あり仙助と云)三木惣右衛門母。津輕將監。(津輕越中守殿御家老)母御徒衆之妻。山鹿甚五左衛門。山鹿平馬。(松浦肥前守御家老)右六人也。

右山鹿六右衛門。關長門守殿家中に而傍輩を討立退。會津江行。其頃蒲生下野守家老町田左近。同長門父子へ便。折有之節。下野守殿へ被召出候樣にと。賴之。掛り居る。左近は三萬石也。右之左近長門父子懇意に致し。爲合力二百五十石を送、近習女房を遣。此腹に甚五左衛門。平馬出生也。于時蒲生殿家潰れ候。其節町田左近。五千石にて大猷院樣江被召出。左近殿新組與力二十騎。同心五十人被仰付候。依之。左近殿肝煎にて六右衛門を與力に入可給と有之候得共。達而辭退。惣領惣左衛門を與力に成し。自分

長男
高道――源之進、（後名藤助）。延享中、平戸藩地ニ赴キ仕ス。
　長男
　文三郎　早世
　次男
　左藤治　家ヲ繼グ、亦早世。
　三男
　藤藏　順養子トシテ家ヲ繼グ。
養子
高忠――素行ノ弟平馬ノ後孫ナリ。天明寛政ノ頃ノ人。平戸藩ニ仕フ。
　後孫
　滿助　現ニ平戸ニ仕ス。
佐々木源次郎　叔父ノ家ヲ繼グ、幕府大番衆、六百石。
山鹿甚藏　津藩藤堂家ニ仕フ、二十人扶持、毛利氏ノ養子トナリ毛利甚藏ト稱ス。後ニ藩命ニヨリ同藩永沼久太夫ノ養子トナル。
素行ノ弟
平馬　平戸藩重臣。後孫高忠、平戸藩ノ山鹿家ヲ繼グ。

（參考）

山鹿古先生由來記

一山鹿素行軒平義臣。平家物語に山鹿兵藤太秀遠之末葉也。後改二藤原高祐一。

素行ノ姉
生ム、卽チ素行ノ女婿ニシテ弘前藩重臣山鹿家ノ祖先ナリ。

女　某
徒士某ニ嫁ス。

高　祐
幼名佐太郎、文三郎、初メ義以、高興又義矩ト名ヅク、通稱甚五左衞門字ハ子敬、素行又因山ト號ス。

長女
龜
素行ノ實子高基幼少ナルヲ以テ素行ノ姪兼松三郎右衞門ヲ養子トシ、之ニ長女ヲ配シテ學統ヲ繼ガシム、卽チ津輕將監政實別名山鹿高恒ナリ。弘前藩ニ聘セラレ、兵法師範タリ。

素行五世ノ孫
高美
八郎左衞門。弘前藩山鹿流兵法師範。

孫
高補
素水ト號ス、文政天保頃ノ人、亦山鹿流兵法ヲ人ニ敎フ。

素行十世ノ孫
旗之進
安政六年弘前藩ニ生ル。日本「メソヂスト」敎會敎師。

次女
鶴
弘前藩重臣津輕平十郎(喜多村氏)ニ嫁シ、耕道軒ヲ生ム。其後孫勳現ニ弘前ニ仕ス。

男
高　基
藤助(一ニ藤介)。寛文三年生ル、貞享二年父素行歿スルトキ高基二十歳、兵學ヲ以テ平戸藩主松浦家ニ仕フ、元文三年歿ス、年七十三、三子アリ。

願大尉御免被レ命。

(注意此の系圖は、山鹿文五郎氏(卽ち山鹿伊織の息)の所藏にして、文學士山鹿誠之助氏は、文五郎氏の息なり。)

山鹿家系譜　(山鹿素行言行錄所載)

藤原姓
秀遠　藤次、藤原秀鄕ノ弟ナリト云フ。天慶年間筑前山鹿ニ城キテ居ル、因テ山鹿ヲ氏トス。其子孫讚岐ニ移リ、又伊勢ニ轉ズ。

後孫
高道　六郎左衞門(一ニ六右衞門)後ニ剃髮シテ玄庵ト稱シ、醫ヲ業トス。初メ勢州龜山領主關氏家臣、祿二百五十石、後會津領主蒲生家重臣町野氏ニ賴リ、同額ノ祿ヲ給セラル。寛文五年歿ス、三男三女アリ。

素行ノ兄
總左衞門　素行ノ異母、町野氏幕府ニ轉仕シテ百人組頭タリシ時之ニ屬シテ「與力」トナル

男
仙助　素行ノ養子トシテ赤穗藩ニ仕フ(四百石)。早ク死シ、家絕ユ。

素行ノ姉
女某　三木氏ニ嫁シ、總右衞門ヲ生ム。

素行ノ姉
女某　兼松七郎兵衞(一ニ七兵衞)ニ嫁シ、三郎右衞門(後名津輕政實、別名山鹿高恒)ヲ

之儀ハ被㆓指免㆒、同十一子七月二十六日、梅之間席被㆓仰付㆒、天保三辰九月五日、壹岐國御城代被㆓仰付㆒、同九戌八月二十三日、御家老被㆓仰付㆒、同年十月九日、大筒組御預被㆑成、同十一子七月六日、御目付樣御下向之節、早岐迄出役被㆓仰付㆒、同年九月二十八日、御隱居樣御附兼帶、同十三寅九月十三日、異國船御手當取調御用懸被㆓仰付㆒。

一高四百石　　山鹿伊織

弘化四未年、曜公思召ヲ以テ、平馬養子被㆓仰付㆒、嘉永四亥九月十三日、御次江罷出候樣被㆓仰付㆒、部屋住之內、五合三人扶持銀十枚、被㆓下置㆒、安政二卯年、若殿樣御附出府被㆓仰付㆒、同年十一月二十四日、於㆓江戸㆒亡父跡式無㆓相違㆒被㆓仰付㆒、同三年病氣ニ付、下リ奉㆑願、八月十八日、下着、同五年、寺社奉行見習被㆓仰付㆒、同六年五月、御用人被㆓仰付㆒、萬延元申年、當秋御參勤之節、御供被㆓仰付㆒、四ヶ年相詰メ、文久三亥年、御下國御供下リ被㆓仰付㆒、京都初テ御參內、天盃御頂戴之節、御跡乘相勤、同年七月中、西國總御陸行御供下着、同年九月、寺社奉行被㆓仰付㆒、元治元子年九月、大筒組御預、慶應二寅三月二十八日、梅之間被㆓召成㆒、壹岐國御城代被㆓仰付㆒、明治二巳正月、大筒組御預、同年十二月大隊長被㆓仰付㆒、明治三年十二月、現米六拾石爲㆓家祿㆒被㆓下置㆒、同四未年、大尉被㆑命、同年六月七日依㆑

十八日、御用人見習被仰付、同五丑正月二十七日、江戶詰被仰付、同六寅六月十三日、從江戶下着、同年十二月二十三日、御用人被仰付、同十午十月七日中老ニ被召成、寺社奉行被仰付、享和二戌九月十一日、御小性組御預被成、文化三寅十二月七日、今度御隱居御家督被爲濟候御祝儀、御家中爲名代江戶江相越、同四卯四月二日、自江戶下着、同年七月四日、御家老席被召成、壹岐國御城代被仰付、同五辰八月二十六日、御家老被仰付、同六巳二月十七日、大筒組御預被成、同十酉五月五日、當秋御供被仰付、同年同月二十日、御參勤御供被仰付置候得共、御手輕ニ而御道中之思召ニ付、御供外ニ被召連候段、被仰出、同十一戌正月十一日、御下國御供下リ被仰付。

九代　初文五郞

一高四百石　山鹿平馬

文化五辰二月九日、御家老嫡子格被仰付、同十三子十二月五日、御用人見習被仰付、同十四丑二月十一日、御用人人少ニ付、御番之方請持、相勤候樣被仰付、文政二卯七月二十三日、御用人被仰付、部屋住之內、五合三人扶持銀十枚、被下置、同五午十一月二十三日、亡父跡式無相違被仰付、同九戌八月五日、御小性組御預被成、同日御用人

小性組御預、安永四未十二月二十八日、御家老席被仰付、同五申十二月二十三日、月番御加判被仰付。

六代　山鹿伊織

寶暦七丑十二月、中老嫡子格被召成。

七代　山鹿龜三郎

一高四百石

安永四未十二月二十三日、御家老嫡子格被仰付、同七戌九月二十三日、一學跡式無相違被仰付、同八亥十月八日死去。

八代　初三次郎又伊織　山鹿平馬

一高四百石

安永八亥十二月二日、龜三郎跡式高四百石無相違被下置、同年十二月二十八日、中老嫡子格被召成、天明三卯八月二十二日、維新館員外被仰付、同五巳八月二十八日、者頭並被仰付、同八申十一月七日、上使ニ付相神浦火之番被仰付、寛政二戌十二月

私儀、平馬跡式分地百五拾石被下置。

雄香院樣御代相勤、清吉養子罷成、家督相續被仰付、其後大小姓之格ニ被召成、去々年、中老嫡子格ニ被召成、去秋御使番被仰付、享保十巳十二月二十八日、新組頭被仰付、同十二未十二月九日、早岐押役被仰付、同十六亥十二月、右御役被差免、同二十年、於江戸御先手組御預、寛保三亥年、於江戸中老被仰付、延享元子十二月、於江戸御家老他所御加判被仰付、高四百石被仰付、寬延三午九月御武具方引請可承旨、被仰付、明和五子九月、御役御斷申上候得共、被差留、月番之儀者、被指免、日勤之義不及候間見合、罷出御用申談候樣、被仰付、同六丑七月九日、奥御用承候義被指免、同年九月二日、死去。

五代　山鹿一學

一高四百石

延享二丑九月、年寄嫡子格被仰付、寶暦八寅九月二十五日、寺社奉行被仰付、同年十月朔日、銀十枚三人扶持被下置、明和六丑十月二十八日、跡式無相違被下置、三郎右衞門義、老年迄丹魂相勤候ニ付、老母ニ三人扶持被下置、同七年寅二月二十八日、御

初代生國肥後山鹿

山鹿六右衛門

姓者平蒲生家ニ相勤罷在候

二代六右衛門二男生國平戸初名義昌後義行

山鹿平馬

天祥院様御代、山鹿甚五左衛門御相對ニ而被召出、御知行二百石被下置、御奏者格被仰付。其後度々御加増、且亦格式段々被召替、御知行都合千石被下置、御家老御役被仰付之候。

三代平馬嫡子江戸淺草御屋敷番出生

一高七百石　山鹿清吉

親掛リニ而罷在候内

雄香院様御代ニ被召出、中老之格被仰付相勤申候。平馬跡式七百石被仰付候。然處病身ニ罷成奉願隱居仕、拾人扶持被下置候。

四代平馬末子　初義久後義甫

一高四百石　山鹿三郎右衛門

瑩、佛謚韜光院殿。　母同。
妻名鶴、松浦主殿長女、弘化元甲辰年八月十三日生。

―女
名滿。
以嘉永五壬子年八月二十七日生、明治二年己巳八月三日卒。
嫁近藤正孝（稱輝治）
母妾名辰、　生月村館浦　西澤氏。

―女
名須賀。
嘉永七甲寅年六月四日生。
初嫁種村要人　後再嫁壹岐國勝本横山氏。　母松。

―女
名明。
以元治甲子年十一月十九日生。
嫁立石弘毅、　母松浦氏。

―女
名宮。
嫁牟田部槌十郎以慶應二丙寅年二月廿六日生、明治四十一年戊申年九月十九日卒、

―高三
母同。　幼名文三郎。
以明治元戊辰年十一月二十八日生。　母同。

天保十四卯年先祖書調有之候寫（山鹿平馬）

母同。

高明

童名欽六郎、後更ニ半十郎ト。松浦肥前守熙公第五男、爲ニ高滿所ニ養、以ニ文政十二己丑年某月日ト生、天保甲午年十二月二十一日卒、僅六歳矣、葬ニ先塋佛諡寶林院殿。母幾世氏。

幼名藤五郎、通稱萬助。

高紹

父山鹿平馬、高紹其五男也。及ニ高明早世ニ入承レ家、蓋由ニ松浦靜山公命。以ニ文政己卯年某月日ト生、安政三丙辰年十月四日卒、行年三十八、葬ニ先塋佛諡大巍院殿。

妻名松。高滿長女。

女

名邦。

嫁ニ長村三左衞門ニ(後稱ニ宗閑ニ)以ニ天保十一庚子年某月日ト生、明治三十八乙巳年九月五日卒、母名松。

女

名守。

嫁ニ熊澤半左衞門ニ(後稱レ顒)以ニ天保十三壬寅年十一月十日ト生、明治三十一戊戌年某月日卒、母同。

高通

幼名傳三郎、通稱萬助。

以ニ弘化二乙巳年三月二十六日ト生、明治四十三庚戌年十一月二十日卒、行年六十六、葬ニ先

母松浦氏。
文政十丁亥年十一月二十四日卒、葬二先塋一、佛諡賢亮院殿。
妻名ムラ、中島小左衛門長女、以二寛政十二庚申年正月九日一卒、葬二先塋一行年七十六、佛諡
亮壽院殿。

—純勝
出嗣二松浦氏一、稱二松浦鐵馬一。
母同。

—男
出嗣二淺山氏一稱二淺山八十太夫一、文政五壬辛年十月二十二日卒、行年三十五、佛諡清光院殿。
母同。

—純敎
冒二村尾氏一、稱二村尾吉馬一文政五壬午年九月三日卒、佛諡雲泰院殿。母同。

—女某
適二瀧川氏一母同。

—高滿
通稱原之進。
天保四癸巳年九月十日卒、葬二先塋一佛諡松巖院殿。母中島氏。

—女
名松。
爲二熊澤氏養女一配二高紹一以二文政六癸未年十一月二十五日一生、明治八己亥年三月十一日
卒、行年五十三、葬二先塋一佛諡大圓院殿。母同。

—女
名千代。
適二中島十藏一

─高定
童名文三郎
寶暦十二壬午年十二月某日卒、行年十五、葬先塋、佛諡乾德院殿。 母松浦氏。

─高武
童名佐藤治、 通稱源之進。
及高定早世、嗣高道後。明和庚寅年正月二十八日卒、葬先塋、佛諡普開院殿。 母同。

─高賀
母同
幼名嘉十郎、 通稱藤藏。
長高定早歿、次高武嗣、亦未幾及高武歿、嗣其後、明和八辛卯年正月某日卒、葬先塋、佛諡寛厚院殿。

─高忠
幼名龜三郎、又半十郎、 通稱源之助、又藤助。
後由松浦公、更甚五左衛門。
父山鹿一學、高忠其嫡子也。
高賀無嗣子、爲高賀所養入嗣家、文政四辛巳年十二月十八日卒、葬先塋、佛諡大量院殿。
妻名ミツ、松浦内匠純壽妹、享和元辛酉年十月六日卒、葬先塋、佛諡眞光院殿。
後娶籠手田氏無子、安政二乙卯年四月十日卒、葬先塋、佛諡聯珠院殿。

─高元
通稱萬介。

高基

童名萬助、通稱藤助。

母妾某氏佛諡妙圓、高佑嫡子、號山井堂、松浦鎭信公優遇而祿レ之、以寛文六丙午年九月十五日、生二于江戸高田一、後住二於淺草俵町一、又移二於本所一、元文戊午年三月十九日卒、行年七十三、葬二先塋一、佛諡至德院殿。

妻女ミキ、松浦鎭信公養女、實松浦内匠信知第三女也、元祿六癸酉年五月二十一日卒、葬二下谷廣德寺之塋一、佛諡芳林院殿。

外佐太郎夭死。

高道

通稱源之進　後由二松浦公命一改二藤助一。

母松浦氏、松浦信知三女。

初名高直、又高益、號尙古堂、以二元祿四辛未年三月十八日一、生二于江戸一、仕二平戸城主松浦肥前守一、班二老職列一、賜二永世祿五合三拾人扶持、文金九拾兩一、延享元甲子年、移二於肥前國平戸一、明和元甲申年九月九日卒、年七十四、葬二邑之追廻塋一、佛諡大心院殿、妻名タミ、松浦致知五女、天明八戊申年正月十六日卒、葬二先塋一、佛諡萬壽院殿。

一陣

童名多門、通稱庄十郎。

爲二幕府麾下新御番組頭佐々木庄兵衛所一レ養、冒二佐々木氏一。

甚藏

童名久米藏。

爲二伊勢國津城主藤堂和泉守家臣水沼久太夫所一レ養、冒二水沼氏一。母同。

八月十六日夜一生レ于二奥州會津一矣、後從父住於江戸一、承應元壬辰年極月八日、仕二赤穂城主淺野長直公一萬治三庚子年辭レ祿、寛文六丙午年十月三日獲罪於有司、幽於赤穂、延寶三乙卯年六月二十五日、遇赦而歸二於江戸一、貞享二乙丑年九月二十六日卒、六十四、葬二先塋一佛諡月海院殿。

妻戸澤長左衛門女、正德五乙未年十月十三日卒、葬二先塋一佛諡淨院殿。

―女 某

適二兼松七郎兵衛一 母同。

―義 行

童名猪助、通稱四郎左衛門、又右平治、後更二三郎右衛門一。母同。

義行、初名義昌、又義甫、號直養軒一、以二寛文十二乙亥年六月某日一生二于江戸神田左久間町一、仕二平戸城主松浦鎭信公一賜二祿千石一、班二老職列一、元祿十五壬午年冬十月某日卒、行年六十八。

―女 某

適二石野小左衛門一、萬治二己亥年霜月十六日卒、行年六十二、謚貞因。母同。

―女 某

再二嫁加藤平左衛一。母同。

外源太、又三郎、十三郎皆夭死。

―興 信

通稱八郎左衛門。

父兼松七郎兵衛、 母山鹿六右衛門女。

後改二名政實亦高恒一、爲二高佑猶子一別爲レ家、稱二兼松將監一、仕二弘前城主津輕越中守一班二老職一稱二津輕氏一、後改二氏於山鹿一、正德三癸巳年五月二十三日卒、葬二宗三寺之塋一、佛諡良俊院殿。

―女

名龜配二興信一 母戸澤長左衛門女、元祿十五壬午年十二月八日卒、 葬二先塋一、佛諡洞岩院殿。

―女

名鶴、適二津輕平十郎一、 母同、享保二十乙卯年某月日卒、葬二先塋一、佛諡琳光院殿。

―某

也童名久米藏後號二甚藏一

母同仕二藤堂和泉守一、而賜二三十人扶持一、然後爲二同家士水沼久大夫養子一、號二水沼甚藏一。

―女

產二江都一

母家女

―某

高道嫡男產二平戶一寶歷十二壬午年卒十五歲

―山鹿左藏次

續二高道遺領一、仕二松浦氏一、依二高道嫡男早世一、左藤次爲二家督一、然後亦早世。

―某

早世

―山鹿半十郎

實同姓一學嫡男繼二山鹿高道遺領一

◎山◎鹿◎家◎系◎譜

姓藤原（家紋違鷹羽後改爲橘）

童名左太郞、又文三郞、通稱甚五左衞門。

―高佑

父通稱六右衞門、名貞以、剃髮號二修玄菴一、以二天正十三乙酉年九月某日一生、寬文五乙巳年十二月二十二日卒、行年八十一、葬于江戶牛込宗三寺之塋、佛諡貞以。

母岡氏、岡備後守女、延寶五丁巳年十月十四日卒、葬二先塋一佛諡慧光。

高佑、初名貞直、又義昌、高興、字子敬、號素行軒、堂號曳尾、又積德堂、以二元和八壬戌年

─山鹿源五右衞門　實名義肥實福島氏義一爲養子仕同家

─女　津輕監物妻、後號林正院、仕奥州津輕。

母戸澤長左衞門女、長左衞門者物頭役也。

─女　山鹿將監妻

母同右

─山鹿藤介　童名　實名高基

或說產於播州赤穗、後江都淺草俵町、又後住本庄。元文三戊午年三月十九日卒葬於宗參寺、法號至德院殿活水眞龍居士、行年七十三。

─山鹿藤介　童名　實名高道始稱高直又改高益後稱高道

或說幼少之時往奥州津輕、所養伯母林正院、成長之後、來江都後仕松浦肥前守勤家老職、住肥前平戸。明和元甲申年九月八日卒、行年七十五、法名大心院殿德巖淨盛居士。

─某　童名多門後號佐々木庄兵衞

母佐々木庄兵衞女、爲叔父佐々木庄兵衞養子、相續彼家、叔父庄兵衞者、新御番組頭。

女
兼松與五右衞門妻
與五右衞門者仕二越前家一勤二家老職一後浪人。

山鹿將監　實名高恆
父兼松與五右衞門、母六右衞三女也、妻高基之姊、故高基稱レ兄、始稱二兼松將監一後仕二津輕越中守一勤二家老職一賜二稱號津輕將監一然後賜レ暇爲二隱士一號二山鹿將監一自二津輕氏一賜二米穀一扶持一。俗云二捨

某

女
佐々源左衞妻

山鹿杢
杢養子實平馬四男

山鹿三郎右衞門
仕二松浦肥前守一勤二家老職一仕二肥前平戸一明和六己丑年卒。

山鹿一學　自二平馬一四代
實名義一

山鹿源五右衞門
仕二藤堂佐渡守一

千助五歲而不學文字識之、諸人爲奇異之思也、六右衞門嘗住蔭涼山濟松寺門前、常與彼寺住僧水南和尚、爲斷金之友、千助亦常往彼寺、而戲遊、和尚感彼奇童也、于時町田長門守女祖心尼、　大猷院殿之侍女、博識之女也、司御佛殿也、祖心尼新建立濟松寺、祖心尼詣彼寺之時、　住僧談話彼童之事跡、尼聞之欲見彼童、而遂見彼童、大感之也、尼曰彼童欲修儒學、和尚曰彼童之父、牢浪貧窮、　而不能求書也、尼曰書籍者我求之可與之也、祖心尼以彼童爲林道春門人矣、十二歲而講莊子、諸人群居聽之、大感之也、同年北條氏長、編集兵書之時、爲議文字轉倒、請林家門人秀逸者一人於道春、道春曰此童可也、　氏長曰假令雖學業秀達、未成人也、冀欲使壯成之學生議之、道春曰當時弟子中、　雖年長者、於文字格法者、豈及此童也、故招千助於氏長之亭、論談之、聊無滯、　自是爲師弟之盟、而修兵學、且有諸侯之招、事跡見山鹿語類之序、及雄備集序、三十五歲而述武敎全書及或問於峽田亭、設數寮、以隱士多爲弟子、宿修若干、及諸侯大夫士來學、不可枚擧、然後不幸而罹高勘、蟄居播州赤穗、而淺野內匠頭警衞之、依松浦肥前守切希之蒙高免、歸江都、住淺草俵町、貞享二乙丑年九月二十六日卒、行年六十四、　葬雲居山宗參寺法名月海院殿瑚光淨珊居士。

童名

山鹿平馬

實名義行

仕松浦家勤家老職

皆屬レ之。秀遠帥ニ兵船五百餘艘一大戰ニ于檀浦一。源氏察ニ大船者可ニ平氏之麾下一急伐レ之。平氏悉潰。先帝入レ水而崩。秀遠不レ得レ已逃去趣ニ勢州一。（平氏之族在ニ勢州一故據レ之。）

山鹿家譜

粤稽ニ山鹿氏譜一其先出ニ于肥之後州山鹿之產藤原兵藤次秀遠一矣壽永之頃平氏沒ニ落西海一之砌招ニ平氏一奉レ安ニ置天皇於城郭一也因ニ其賞一賜ニ平氏一矣平家沈淪之後秀遠避ニ難於勢州一其後裔有ニ貞實云者一發ニ名於伊陽一其孫有ニ何某者一六右衞門是高祐先生之父也嘗因ニ人之說一而聞ニ斯記一焉不レ知ニ其實否一希後人計レ之惟時明和丙戌秋中奚疑識。

山鹿六右衞門

初仕ニ蒲生氏鄕一也、然後仕ニ關長門守一、長門守與ニ石田三成一、於ニ關原一戰沒之後、乞レ降依ニ蒙ニ恩免一也、雖レ然所レ沒ニ收領地一、而僅賜ニ五千石一、長門守子孫于レ今勤ニ仕　大樹御旗本一矣、長門守沒去之時、六右衞門牢浪而仕ニ江都峽田一。

―高祐

童名千助、改ニ龜之助一、假名甚五左衞門、實名貞直、義㠯高興、字子敬號ニ素行軒一。

元和八年壬戌八月產ニ於奥州會津一。

母

內室松浦肥前守鎭信女

―廣壽　鵜殿長八郎。(同上)
―祐德　小佐々勇馬、大村藩。

(以上兵法傳統錄に頼る、玆に注意すべきことは、斯錄は水戸の稻葉源太夫藏書と奧書にあるだけに、水戸に於ける門人特に多數なる所以なり。)

又原本(兵法傳統錄)の表紙裏に左の略系を載す。

道統北條安房守殿自筆ニ有之。高基所持。

○鈴木日向守 ― 山本勘介（近江矢島ニテ授之）
　― 廣瀬卿左衞門（甲州鹽山ニテ授之） ― 尾畑勘兵衞（江州佐和山ニテ授之）
　― 北條安房守 ― 山鹿甚五左衞門
　― 息　藤助　高基以上

山鹿誌　鼻祖藤原某(字藤次。俵藤太秀郷弟也。)奉ニ鎭西武將一。子孫住ニ筑前山鹿一。故以ニ山鹿一爲レ氏。壽永二癸卯年平氏供ニ奉於安德天皇一逃ニ西國一。山鹿秀遠(兵藤次)帥ニ兵騎三千一奉ニ迎之一。天皇幸ニ于山鹿城一。平氏又供ニ奉於天皇一赴ニ四國一。文治元乙巳年源義經襲レ之。平氏逃ニ長門國一。義經帥ニ舟師一伐レ之。此時秀遠承ニ大將軍之命一。諸將

|淑愼　中村與一左衞門、(同上)
|清武　宮田三郎助、(同上)
|某　戶田淡路守、初めは寬之允。
|某　伊藤三郎兵衞、水府。

|吉馨　本木謙助、讃州。
|維景　大場彌右衞門、
　　水府。
　　|某　島村彌之助
　　|某　原田善右衞門
|渙　羽田牛左衞門、(同上)
|朗利　市川市平、(同上)
|信則　望月莊左衞門、(同上)
|勝平　武藤勘太夫、松平織部正家臣。
　　稻葉彥六郎。
|通貞
　　通義嫡子。
|景命　大場市郎兵衞、水府。
|亦勝　岡島銀次郎。(同上)
|勝則　戶祭門之允。(同上)
|勝知　戶祭多門。(同上)

｜某　荻野昇助。

｜唯登　近藤武太夫、水府。

｜正雅　吉田庫兵衞、讃州に仕ふ。

稻葉源太夫、初め算太郎。

｜通義　通安嫡子、水府に仕ふ。

｜安雅　吉原牟藏、讃州に仕ふ。

｜彬　深井藤太、立花左近將監に仕ふ。

｜長富　淺野佐渡守、又中務少輔、初め內記と稱す。

｜時敏　名越三十郞、後に與右衞門と稱す、水府。

｜寄隆　小屋甚助、酒井雅樂頭に仕ふ。

｜正矩　吉田彥兵衞、讃州。

｜勝皓　武藤九十九。松平備前守家臣。

｜資禮　福原登助、水府。

｜常昉　久貝太郞兵衞(同上)

｜正通　松平備中守。

｜矩光　天野左內、御先手與力。

｜重亭　野中三五郞、水府。

―儀一 小山田郡平、

(同上)

―忠義 鳥居登助、水府。

―某 門奈三右衞門、水府。

―顯德 松原內匠、水府將能嫡男。

―某 安積三郞右衞門、水府。

―某 鈴木又助、水府。

―愛 酒泉彥太夫、同上。

―某 布施右門。

―某 白井忠左衞門。

―某 宇都宮彌三郞。

―某 山本彥左衞門。

―某 佐野四郞右衞門。

―某 吉田佐次郞。

―某 市川三左衞門。

―某 谷登十郞。

―某 近藤友之助。

英祝　谷本文太夫、大久保長門守家臣。

元宜　三好兵右衞門、藤堂佐渡守家老。

正數　吉田彌三郞、中川因幡守家臣。

某　大河原廣右衞門（同上）

重興　柴崎仙右衞門、本多主膳正家臣。

修賢　荻原忠右衞門、青山備後守家老、後浪人。

末昆　一柳土佐守。

義弼　山野邊兵庫頭。

則道　廣岡戶太夫、

松平飛驒守に仕ふ。──長　栗田傳三郞、

水府。

通安　稻葉源太夫、童名源太郞、

水戶に仕ふ。

將能　松原彌一右衞門、

水府に仕ふ。

彪　深井喜兵衞、松平讃岐守に仕ふ。

惟　增子幸八郞、

水府に仕ふ。

某　土方治右衞門、酒井讃岐守に仕ふ。
某　櫻井助右衞門、松平右京太夫輝貞。
某　阿川定右衞門、相良遠江守に仕ふ。
某　水沼久太夫、藤堂和泉守に仕ふ。
義一　山鹿源五右衞門。(系前に出す)
某　關與惣右衞門、尾州家に仕ふ。
某　稻垣武左衞門、稻垣對馬守に仕ふ。
某　勝沼惣右衞門、秋元但馬守に仕ふ。
高道　山鹿源之進、後に藤助。
　高基嫡男、松浦肥前守に仕ふ。
　高忠　山鹿源之進、後に藤助、高道嫡男、同公に仕ふ。
克敏　名越十藏、水戸家に仕ふ、南溪と號す。
某　宇夫形七右衞門、內田主殿頭家老。

常誠　近藤五太夫、大久保長門守家老。
道殖　島田平助、幕府勘定役。
某　赤尾彌作、大久保長門守家臣。
親豐　柏原大藏、中川因幡守家臣。

高恒　津輕將監。
越中守之家老、素行子の猶子、山鹿氏を稱す。

高豐　八郎左衞門

高直　八郎左衞門

高美　八郎左衞門

高補、八郎左衞門、號素水。

某　東市郎兵衞、水野美濃守に仕ふ。

某　磯貝十助、越中守信政に仕ふ、博識にして易を能くす。

某　芦田淸助、戸澤上總介に仕ふ。

某　三木惣右衞門、浪人。

某　水沼故久太夫、藤堂和泉守に仕ふ。

某　加藤平太夫、淺野內匠頭に仕ふ、死後一年、淺野家斷絕。

某　高橋十郎左衞門、龜井隱岐守に仕ふ。

某　毛利丈左衞門、松平阿波守に仕ふ。

某　本山與惣右衞門、松平遠江守に仕ふ。
稻葉源太夫、後入道圓齋。

則通　小笠原流の故實を水島卜也に、兵學を高基に學び、水戶宗堯公に仕ふ。

堂佐渡守家士、勢州に住す。曾我五助光風、藤堂和泉守家士、伊賀に住す。廣中五郎右衞門信次、龜井隱岐守家士、石州に住す。

―義勉　山鹿源五右衞門。
義肥の嫡男、實は義一の子。

―義質　甫助。
義勉の養子。

―義　鞭馬、實は義勉の男。

―忠之　布施源兵衞、松平日向守後に松平出羽守に仕ふ、武教小學を校正す。

―可慶　千田治太夫。武敎小學に句讀す、松平飛彈守に仕ふ。一書に故有て浪人し、龜井隱岐守に仕へ、子孫斷絕。

―高基　山鹿藤助。童名萬助。
高祐の嫡男、寬文六丙午年九月十七日江戶高田に生る、駒木根氏を稱す、世に弘く兵術を指南す、終身不仕、(これは誤り)元文三戊午年三月十九日病死行年七十三、號至德院、宗三寺に葬る、一書に曰く松浦肥前守合力を贈る後肥前守に仕ふと云ふ、(山鹿高三氏の祖、委しくは系譜參看)

―信政　津輕越中守。

某　仁志村清兵衞。

某　熊谷小膳。

義行　山鹿平馬

高祐弟、松浦肥前守に仕ふ、一書に曰く、初め四郎左衞門、又、三郎左衞門義昌と稱す、寛永十二年乙亥六月江戸神田高祐の第に生る、松浦肥前守鎭信（原本には信鎭とす、）に仕へ家老と爲る、繩張の達人なり、（文學士山鹿誠之助祖）

義甫　山鹿三郎右衞門。

義行嫡男、松浦肥前守家士。

義著　山鹿一學。

義甫嫡子、松浦家士。

義都　山鹿平馬、義著嫡子。

義一　山鹿源五右衞門。

義行二男藤堂佐渡守に仕ふ。

義肥　山鹿源五右衞門。

義一の養子、藤堂家士。（義肥已來兵學の教授たりしもの、高井作左衞門勝智、藤

幸豐　早川彌三右衞門尉、後に井伊家に仕ふ。

景房　廣瀨鄕左衞門、同前

某　三科肥前。

景憲　小幡勘兵衞。

昌盛の次男兄昌忠共に家康に仕へ御旗奉行となる。慶長四年昌忠病死す行年三十六、景憲次で秀忠、家光に歷仕す。

一書に曰く、甲州沒落の時十一歲。後に甲陽軍鑑末書結要本龍之卷虎之卷豹之卷を著し世に傳ふ、後世小幡流と稱す。

氏長　北條安房守

初め新藏と稱し大目附を勤む、雌鑑雄鑑及び用法の書を著し、家光公に師範たり、世に北條流と稱す、天草陣の時命を蒙て出陣す。

高祐　山鹿甚五左衞門、童名左太郞、文三郞。

（委しくは系譜參看）

某　富永甚四郞。

某　梶金平、本多中務大輔家士。

某　小早川式部。

—女　兼松七郎兵衛妻、母同。
—義昌　猪助。四郎左衛門。字平次。三郎左衛門。母同。
—女　石野小左衛門室、母同。萬治二己亥年霜月十六日卒、二十二歳法名貞因。
—女　加藤平左衛門室、母同。後嫁二多田藤太夫一。
—與信　八郎左衛門實。
—女　岡八郎左衛門妻、名龜。
—女　名鶴。
—萬助　寛文六丙午年九月十七日生二江戸高田一。
（注意　素行子自筆日記は、時に反古を用ゐあれば、此の裏書は反古？）

兵法傳統錄（稲葉源太夫書寫本）

晴幸　山本勘介入道道鬼齋
—某　山本帶刀、勘介弟後に越前秀康に仕ふ。
—信房　馬場美濃守、信玄の士大將。
—昌信　高坂彈正、同前。
—虎盛　小畑織部正、後に山城守入道日意と改む。
—昌盛　小幡豐後守、虎盛嫡男小幡と改む。

女　兼松七郎兵衛妻、母同。

義昌　童名猪助。四郎左衛門。宇平次。三郎左衛門。母同。寛永十二乙亥年六月江戸神田佐久間町に生る、松浦鎮信(原本に信鎮とあり)「肥前守」に仕ふ。

女　石野小左衛門妻、萬治二己亥年霜月十六日卒す二十二歲、法名貞因、母同。

女　加藤平左衛門妻、母同。再嫁(年譜延寶五丁巳四月より五月に至る條の裏書に系圖あり、曰く、後嫁ニ多田藤太夫ニ)此外源太。又三郎。十三郎。三人夭死。

興信　八郎左衛門、兼松七郎兵衛子。

女　興信妻、名は龜。

女　名は鶴。駒木根氏と改む、寛文六丙午の年、九月十七日江戸高田に生る。

萬助　(萬助以下の系圖は別揭す。)

外祖父岡備後守は、井伊直政の甥なり、(岡と井伊とは同流冬嗣の後)直政庶子をして岡氏たらしむ、(紋橘。)

外祖母備後守の室は、(安部土佐守の女、土佐守は安部大善の子也、大膳は江州に於て三萬石を領す。)寛永十九壬午年極月一日卒す、(野州伊王野。)法名妙芳大姉

備州は慶長十二丁未の年、九月十九日江州佐保山に於て卒す、道號普澤、法名宗慶。

年譜

(延寶五丁巳の年四月より五月に至るの條の本紙の裏書)

爲す、父を六右衛門貞以と云ふ、天正の比、勢州龜山城主關長門守某に仕へ、同藩某を討ち、奥州會津に立退く、其の比蒲生氏の領、氏鄕の臣町田左近に緣有て、左近を賴み仕す、左近三萬石を領し、六左衛門へ二百五十石を合力す、左近近習の女房(朱書に云く、母岡備後守女也。)を六左衛門へ妻とす、其の腹に二男出生す、兄は甚五左衛門、弟は平馬、後に六左衛門醫師と成り、玄庵と改む、甚五左衛門六歲の時江府に出で、儒道を林道春に、兵法を北條氏長に學び奥儀を極む、氏長甚秘藏して、氏姓を與へんとありしを、氏を請て山鹿甚五左衛門平義臣と名乘り、後に本姓を藤原氏に改め、素行子と號す、博識にして微妙の良智也、世に兵術の名人と稱す、兵法神武雄備集。武敎全書。及び數卷の書を著す、世に山鹿流と稱するは是れなり、萬治三庚子の年、祿を辭して江府に退き、牛込早稻田に住し、門人千有餘人。

初め承應元壬辰の年、淺野長直に仕へ、家紋を改めて橘と爲す、寛文六年丙午十月三日氏長宅へ召寄せられ先主淺野長矩へ將軍家の御不審を蒙り、同九日播州赤穗へ發足、延寶三年乙卯八月四日御赦免有て、御預の旨仰付けらる、江府に歸り淺草田原町三丁目に住す、門人始に倍す、貞享二乙丑九月二十六日歿す、行年六十四歲、月海院瑚光淨珊居士と號す、武州牛込早稻田宗三寺に葬り墓を築く。一書に、宗三寺は、北條氏康に屬したる、牛込宮内少輔勝行造立の寺也、勝行武州の內、牛込。今井。櫻田。日比谷を領して牛込に住す、依て家名を牛込と名乘て、本名を大胡と云。

仍の嫡子。）懇遇して、事々皆之を諮問す、寛永四丁卯の年、正月四日、忠鄕逝去す、玆に因て町野幸和と江戸に至り、幸和に屬し、歷數年久しく、剃髮して隱逸し餘年を經て寛文五乙巳の年十二月二十二日卒す、行年八十一、道號一貫法名貞以。

母公は天正十四年霜月二日卒す。（貞以二歲）

某　惣左衞門、慶安四辛卯年三月二十九日卒、四十八歲、法名昌頓。

正　明、寛文九己酉の年二月六日播州赤穗に於て卒す、行年二十四、道號無安、法名宗有。

女　早世

女

女　三木勘左衞門母

女　田村彌左衞門妻、寛文九己酉年閏十月二十九日越後村上に於て卒す、法名淸圓。

高興　童名左太郎、文三郎、甚五左衞門。

母岡備後守女、高興初の名は貞直、字子敬、素行軒と號し、堂を曳尾と號す、元和、八壬戌の年八月十六日夜奧州會津に生る、承應元壬辰の年極月八日、淺野長直主に仕ふ、（改めて紋を橘と爲す、）萬治三庚子の年祿を辭す。

「水府稻葉源太夫藏書の兵法傳統錄」に曰く、其先筑前國山鹿之城主山鹿兵藤次藤原秀遠之末葉、其の間未だ詳ならず、初め平義以と稱し、又高興と改め、姓を藤原氏と

倫に勇絶なるを知る、其の名を聞けば則ち孩兒も亦泣きを止む、瀧川信長公に仕へ名勢州に冠たり、貞實放逸にして世事に拙く、唯己が勇に伐り、群國に至て戰功を建つ、關盛信（安藝守、勢州龜山城守なり剃髪して、萬鐵と號す。）甚懇遇す、貞實其の嫡子をして（市助）關一政（長門守盛信）に仕へしむ。

慶長四己亥年霜月二十九日、信州河中島飯山（關一政此の地を領す）に於て卒す、行年七十二、道號一鷗法名宗慶。

某

市助、永祿四年生。

關一政に仕ふ、慶長四己亥の年八月八日、沒して木曾川に死す、（信州此時關一政木曾の棧梯を修す、市助之れを監す、暴水のために沒し死す。）行年三十九、道號月山、法名宗鎮。

某

彌五助、

金吾秀秋に仕ふ、千石を領す、故有て自殺す。

貞以

六右衛門、剃髪して修玄菴と號す、天正十三乙酉の年生る、父歿する時十有五歳、關一政父の祿を與ふ、慶長十五庚戌の年秋七月關一政伯州の内を賜ふ、貞以之れに隨ふ、伯州に至て同輩を撃殺し、奥の會津に走り、町野幸仍に依る、（右近蒲生秀行の老臣）幸仍將に貞以をして秀行に仕へしめんとす、十七年秀行逝去し、忠鄉（下野守）嗣で立つ、幸仍猶預して果さず、隆眷尤も深し、幸仍卒して幸和（長門守幸

らる、資盛歸洛す、西の洋に沒してより、其子盛國北條時政を憑んで勢州に在り、建仁四年盛國の子實忠に勢州を賜ひ、關氏に改む、(或は云く、小松維盛、僞て水に入るまねして吉野に在り、遂に勢州に逃る、秀遠從ふ。)久して秀遠勢州に歿し、子孫或は筑前に歸り、(一に云く、秀遠の子孫、肥後に住し、亦山鹿氏を稱す。)或は勢州に在り、(足利家の時秀遠の子孫筑前に在り、代々山鹿筑前守と稱す是れ也。)其の勢州に在る者世々關氏と婚を爲す、秀遠より貞實(千助)に迨ぶまで、代々の系譜燒失して分明ならず。

◎某　千助

―貞實　千助、享祿元年、勢州に生る、天文十一年、貞實十有五歳にして父の讎を報じ、人皆其の勇孝を稱す、其の後壯年に及んで、瀧川一益(左近將監)と刎頸の交を爲す、一益嘗て貞實に憑て御行(ミユキ)某を殺す、一益遠方より、鐵砲を以て之を偵(ウカガ)ふ、貞實徑ちに短兵を交へて之を斬り、其の首を獲、一益大に喜び其の勇を稱歎す。鈴木某(半右衞門)嘗て貞實に憑て、豐島某(内膳正勢州豐島城主)を殺す、瀧川鈴木、人、皆武を以て之を雄稱す、然して二氏貞實に依賴するの故に、伊陽最も貞實が其の

子孫山鹿を以て氏と爲す、(世、秀を以て字と爲し、藤次を以て名と爲す。)壽永元年八月、平族西海に落魄す、山鹿秀遠(平家紀を見るに、兵は藤次九州第一の精兵。)兵士三千を帥ひて、安德帝を山鹿城に護る、(秀遠より秀鄉の弟某に迨ぶまで、系譜紛失して分明ならず。)菊池隆直(二郎)原田種直(少鄉)忽ち反し、平氏遂に逃る、秀遠安德帝を奉じて讃州八島に到る、苟に內裏を營む、此の時九州四國の群將悉く平氏に背く、唯秀遠力を盡して處々に戰ふ、帝大に其の功を稱美し、鎭西大將軍に任ず、軍事皆秀遠に決す、元曆元年三月壇浦の役に、秀遠舟師五百艘を以て先鋒たり、松浦黨三百艘を以て、二陣と爲す、平族三陣と爲して、秀遠精練控捲五百人を選び、五百艘の長と爲し、約を定めて源氏を夾射す、源師利あらず、此に於てか秀遠阿波成良(民部大輔)と、皆議して帝の船を中にし、秀遠成良舟師數百艘を以て、將に其の左右に翼して、源軍を裹み擊たんとす、成良忽ち志を源氏に通じ、謀既に泄る、平族悉く海洋に沈沒し、或は戰死し、或は生虜す、秀遠微服し潛行して勢州に逃る、(伊賀伊勢は元と平氏の食地。)平盛國に隨ふ、(平資盛皆勢州鈴鹿郡久我庄に貶せ

素行子自筆の家譜

秀鄕の下の註文には、誤脱あらむ。左に、參考として、秀鄕の略系を示すべし。

魚名―藤成。―豐澤―村雄―秀鄕

山鹿素行子の系譜及び傳統

山鹿素行子の系譜及び傳統は、素行子自筆の家譜（卽ち年譜と題せらるゝ日記）及び津輕耕道軒著の山鹿誌幷に水戶の士稻葉源太夫氏が、嘉永年間に平戶に行きて寫し取りたる兵法傳統錄、及び山鹿家譜（樂歲堂文庫藏）山鹿家系譜（山鹿高三氏藏）先祖書調有之候寫（天保十四卯年山鹿平馬）山鹿家系譜及び山鹿古先生由來記（山鹿素行言行錄所載）允可三重極祕之傳統等を參考すべし。

家譜（山鹿素行子自筆日記所載、但原文は漢文）

藤原姓

山鹿　家紋違ひ鷹の羽

家傳に云く、藤原秀鄕（左大臣魚名五男藤原成豐を生む男也）に、弟某と云ふもの有り、秀鄕字は藤太、弟の某字は藤次、天慶年中に鎭西の奉行たり、（秀鄕武藏守に任ぜられ、以て關左を監す。）筑前山鹿岬に居る、（山鹿岬は往昔神功帝の船を繫ぐの地也。）遂に山鹿城を築き、世々筑前守と爲つて此の地に在り、

萬介元服して藤介と稱す。

天和二壬戌一六八二(六十一歲)

六月十六日津輕監物歿す。七月書籍目錄を製す。(書寫本)八月瘤を病み、又瘧疾に罹る。八月二十九日津輕監物未亡人男子を分娩す。(幼名は長命。後の耕道軒)九月朝鮮人の曲馬を屋容須(八代洲河岸?)に見る。九月九日產婦產子(監物未亡人遺子)の平安を神に祈る。來月より每朝の神拜を朔。望。晦。の三回に限ると誓ふ。霜月朔日の夜より大學を講ず。極月二日の夜、八佾篇を講ず。

天和三癸亥一六八三(六十二歲)

十月生母妙智尼の七回忌を營む。

此年天馬賦を作る

延寶四甲子(改元貞享)一六八四(六十三歲)

四月正宗の夢に鑑み、周禮の價値を知る。

此年幕府妄に書籍の刊行を禁ず。

貞享二乙丑一六八五(六十四歲)

八月十日黃疸に罹る。九月二十六日卒す。牛込榎町(今は辨天町)宗三寺に葬る、法號月海院殿瑚光淨珊居士。

十七日日向延岡城主有馬左衞門佐康純致仕、所領五萬石を長子周防守清純に、同じく私墾田千八百石を、二子求馬純息に、同千石を三子七之助純富に分襲。(日記。藩翰譜。藩翰譜續編。)又備中庭瀨領主戸川縫殿助安風幼にして卒す、嗣なければとて所領二萬石收公。(藩翰譜。藩翰譜續編。)十二月十一日、堀市正通周發狂に依て、常陸の內所領一萬二千石收公。(日記。藩翰譜。)同十八日陸奧中村城主相馬出羽守貞胤遺領六萬石を、弟東釆女昌胤襲ぐ。(日記。藩翰譜。)同二十八日肥前小城領主鍋島加賀守直能致仕、所領七萬三千二百石餘を長子紀伊守元武襲ぐ。

延寶八庚申一六八〇(五十九歲)

正月七日(立春)磯谷十介及び萬介に兵法を傳授す　三月南蠻の鎧并に兜を得。

十月二十四日、萬介始て全書(武敎全書?)の序段を講ず。

此年林春齋歿す。太宰春臺生る。

【備考】正月十二日酒井雅樂頭忠淸に二萬石。稻葉美濃守正則に一萬石。大久保加賀守忠朝に一萬石加恩。(日記。御側日記)二月九日薩摩より注進に曰く、去月十二日鹿兒島城下大火、士屋二千百七十。商屋千九十三。寺十一。漁船二十六。松山二丁。燒死男女六十四人。云云。(日記。御側日記。)同二十三日町奉行宮崎若狹守重成。先手頭岡野內藏允成明。佐渡奉行曾根五郎兵衞崇次、共に病免。同二十六日新番頭松平與右衞門忠冬町奉行となり、千石加恩。又先手頭仙石次左衞門政勝新番頭となる。(日記。)三月三日蘭人入貢。同二十四日佐渡眞野陵邊五十間四方の地を陵に附す。(日記)同二十五日目付大岡五郎右衞門淸重勘定頭となり、千九百石加恩三千石となる。又目付川口源左衞門宗恒長崎奉行となり、五百石を加へ、二千五百石となる。同二十九日水戶宰相光圀「一代要記」併に自編の「公卿補任補闕」及び「扶桑拾葉集」を獻ず。(日記。年錄。)五月朔日、致任の儒臣林弘文院春勝卒す。(日記。延寶錄。)同六日將軍家綱病革る。卽ち弟綱吉を以て猶子と爲す。(日記。延寶錄。)同八日家綱薨ず(齡四十歲)東叡山に葬る、同十一日勅使下向正一位太政大臣を贈り、嚴有院と謚す。(後略)

延寶九辛酉(改元天和)一六八一(六十歲)

延寶七己未一六七九(五十八歳)

四月管子心術篇を讀む。六月韓非子を讀了す。七月松浦鎮信家士山鹿平馬家老職(千石)となる。八月禮記曲禮上下篇を讀む。十一月小笠原備前守故實七十五冊成就。

此年老中久世大和守廣之卒す。

【備考】 三月一日蘭人入貢。四月朔日播磨山崎領主 池田 數馬恒行幼にして卒す、嗣なきを以て、遺領三萬石收公。同二日老中土屋但馬守數直卒す。同七日陸奥二本松城主丹波左京大夫光重致仕、所領十萬七百石を、長子若狹守長次襲ぐ。(日記。藩翰譜。)同九日遠江掛川城主、青山因幡守宗俊遺領五萬石を、其子和泉守忠雄襲ぐ。(日記) 五月二十九日堺町演劇場より失火、江戸大火に及ぶ。(年錄。日記。)六月十八日近江膳所城主本多兵部少輔庸將致仕、所領七萬石の內、六萬石を養子隱岐守康慶に、同一萬石を子識部忠恒襲ぐ。又遠江某領主加々爪甲斐守直澄致仕、所領一萬三千石を、養子土佐守直清襲ぐ。(日記。藩翰譜。)同二十六日大和郡山城主本多中務大輔政長遺領十二萬石を、養子平八郎忠國襲ぐ。且支族出雲守政利が領地六萬石の內、三萬石は元政長の封地たるをもつて合して十五萬となり、出羽福島に轉封。又支族肥後守忠英も、支封地一萬石を播磨の宍粟に移され、明石城主松平日向守信之に一萬五千石加へて八萬石となし、郡山に轉封。(日記。藩翰譜。)七月十日土井能登守利房、堀田備中守正俊ともに老中に任ぜられ、一萬五千石づゝ加增。又御側松平因幡守信興。石川美作守乘政若年寄に任ぜられ、五千石づゝ加增。(日記)八月七日上總久留利領主土屋伊豫守賴直狂氣に因て所領二萬石收公、更に長子主税達直に新に三千石を與ふ。(藩翰譜。斷家譜。)同十四日備中足守領主木下淡路守利貞遺領二萬五千石の內、二萬三千石を、長子宮內□定に、同二千石を二子金森內記藤榮に分襲。(日記。藩翰譜續編。)九月六日奏者番酒井日向守忠能職免、一萬石加恩、信州小諸より駿州の田中へ。又西尾隱岐守忠成は、田中より小諸へ轉封。(日記) 同十三日周防徳山領主毛利日向守就隆遺領四萬五千石を、其子元丸元賢襲ぐ。(日記。藩翰譜。)十月十九日松平越後守光長が家臣等相爭つて之れ訴ふ、幕府裁決す。(謂ゆる越後騷動これなり。)十一月二

四日、土佐播多領主山内右近大夫豐定遺領二萬七千石を、弟寄合大膳豐明につがしめられ、大膳が釆邑三千石を合せて、三萬石となる。又肥前五島領主五島淡路守盛勝病に因て致仕、所領一萬五千石餘を、長子主税盛暢襲ぐ。(日記。藩翰譜。)

延寶六戊午一六七八(五十七歲)

三月忠義傳を口す。九月駿府政事錄を釋す。十月十七日松浦鎭信、久世大和守を訪うて、素行子のために辯疏す。後に素行子陳情書四通を作り、松浦鎭信之を齎らし、再び久世大和守に辯疏す。同二十日聖敎要錄の序を綴り、之を持參して、素行子親しく松浦鎭信に托す。

【備考】正月二十三日大久保加賀守忠朝、肥前唐津より、下總佐倉へ。又松平和泉守乘久、一萬石加恩、佐倉より唐津に轉ず。(日記)二月二日寺社奉行小笠原山城守長矩病に因て、其職を免ぜらる。(日記。御側日記。)三月十五日蘭人入貢。同二十二日松平山城守忠國寺社奉行となる。(日記)同晦日三河吉田城主小笠原山城守長矩遺領四萬石を、長子能登守長祐襲ぐ。四月三日武藏岡部領主安部丹波守信之衰老につき致仕、所領二萬石を長子攝津守信友に、同私墾田千石を二子助九郎信厚に分襲。五月二十八日陸奥一關領主田村隱岐守宗良遺領三萬石を、長子右京亮建顯襲ぐ。(日記。二田錄。)六月十九日寺社奉行太田攝津守資次大阪城代となり二萬石加恩五萬二千石となる。八月九日松平阿波守綱通卒す。(日記)同十六日出羽上山城主土岐山城守頼行致仕、所領二萬五千石を嗣子伊豫守頼殷襲ぐ。此日勘定頭岡部覺左衞門勝重。先手頭渡邊吉左衞門恒病に因て免ぜらる。(日記。藩翰譜。)同十八日青山因幡守宗俊遠州濱松城主となる。(日記)同二十一日越前大野城主松平但馬守直良遺領五萬石を、長子若狹守直明襲ぐ。(日記。藩翰譜。)九月十五日甲府宰相綱重卒す。(日記)十月七日阿波德島城主松平阿波守綱通が原封阿波淡路兩國二十五萬七千石を養子蜂須賀熊太郎襲ぐ。十二月二十九日堀田備中守正俊五千石加恩、二萬五千石となる。此年天主敎彌嚴禁せらる。

叔父主膳久富子又吉久壽をして、遺領三萬七千石餘を襲がしめ、惟久成長せば讓與すべしと命ぜらる。又伊豫今治城主松平美作守定時遺領四萬石を分て、長子岩松定陳に三萬五千石、二子千勝定道に五千石を分襲。十一月十九日藤堂大學頭高次卒す。(日記)十二月七日江戶大火新吉原燒く。(日記。天享東鑑。)同二十一日越後村松領主堀丹後守直吉遺領三萬石を、長子左京亮直利襲ぐ。同二十五日芝金杉新渠成る。同二十八日寺社奉行本多長門守忠利病によつて職を免ぜらる。

延寶五丁巳一六七七(五十六歲)

二月萬介等灸す。十月十四日妙智尼(素行子の母)歿す。十五日宗三寺に葬る。

【備考】正月二日、去冬二十六日仙洞御所炎上の旨注進。二月六日丹波篠山城主松平主膳正信利遺領五萬石を養子九十郎信庸襲ぐ。(日記。藩翰譜。)同十五日蘭人入貢。三月二十一日播磨宍粟領主池田豐前守政周遺領三萬石を、伊豫守綱政六子次郎恒行を養子として襲がしむ。(日記、藩翰譜。)同二十九日永井伊賀守尚庸卒す。五月十九日、遺領三萬石を長子大學直敦襲ぐ、(日記)四月六日淺草邊大火にて、淺草寺に及ぶ。(慶延略記)此月令して乘轎を禁ず。(大成令)六月十四日先に酒井修理大夫忠直に預られたる堀田上野介正信、若州小濱の地より忍出て、上洛せしをもて、更に松平阿波守綱通に預けらる。(日記。御側日記。)又酒井修理大夫忠直は、堀田上野介正信が警衛を怠りたる故をもて、閉門申付らる。(堀田豐前守正休は、事に與らずといへども、父子の故を以て同じく閉門。)(日記)同二十一日板倉石見守重種寺社奉行に任ぜらる。(日記。)同二十七日土井信濃守利直の遺領を半減にす。(日記。藩翰譜。)七月四日、武藏忍城主阿部播磨守正能致仕、所領九萬石の內、八萬石を長子美作守正武に、同五千石を二子七三郎正方に、同三千石を三子長吉正房に、同二千石を四子鶴之助正員に分襲。(日記。藩翰譜。)同五日松平主殿頭忠房所領肥前島原、去五月十八日失火、城下大火に及び、又六月十七日三ノ丸より失火、損害若干との注進。(年錄)同十三日の注進に付く、去る五日主上の御生母新中納言の局薨ぜらると。(日記。)同二十五日大久保出羽守忠朝老中の列に加はる。(日記。)八月二十三日大和布施領主桑山修理亮一玄致仕、所領を分て、一萬千石餘を、長子三之助一尹に、同千二百石を二子幾之助一慶に、同八百石に新墾田二百石をそへて三子岩松一英に分襲。(日記。藩翰譜。)九月二十五日下野大田原城主、大田原山城守高清致仕、所領一萬千四百石餘を、長子備前守豐清襲ぐ。(藩翰譜。)同二十九日常陸麻生領主新庄隱岐守直時遺領一萬石を、其子主殿直詮襲ぐ。(藩翰譜)十一月九日常陸牛久領主山口修理亮弘隆遺領一萬石を、長子長次郎重貞襲ぐ。(藩翰譜)十二月十

日去年代官伊奈兵右衞門忠易、八丈島より巽に當る無人島に渡り、こたび歸府せしとて、珍禽奇木を獻ず。(東西略史)同二十八日上總久留里城主土屋民部少輔利直遺領を分ちて、長子平八郞賴直に二萬石。三子數馬宗直に、私墾田を加へて二千石となる。(寛永系圖。藩翰譜。)八月五日下總高岡領主、井上筑後守政淸遺領を分て、長子宮内政蔽に一萬石を、同千五百石を二子猪之助政式に分襲。(日記。藩翰譜。)十月六日出羽松山領主酒井大學頭忠恒、遺領二萬石を、其子大助忠豫襲ぐ。(日記。家譜。)十一月二十六日、大和柳生領主柳生飛彈守宗冬遺領一萬石を、其子又右衞門宗在襲ぐ。(藩翰譜。寛永重修譜。)十二月保科筑前守正經、亡父左中將正之が遺著、二程治教錄。伊洛三子傳心錄。玉山講義附錄。會津風土記。同神社志。等を獻ず。

延寶四丙辰 一六七六(五十五歲)

去歲より萬介疱瘡に罹る。十一月十一日萬介初めて禮記を讀む。

【備考】 正月三日近江彥根城主井伊掃部頭直澄卒す。次で二月二十三日遺領三十萬石を、其子玄蕃頭直該(實は内匠頭直時の子)襲ぐ。同八日南部に配流せられし京極丹後守高國歿す。(日記)三月十二日陸奧三春城主秋田安房守盛季遺領五萬石を、其子信濃守輝季襲ぐ。(御側日記。藩翰譜。)同十五日蘭人入貢。同日船舶檢査の制を令す。(令條記。)同十九日越前丸岡の城主本多飛彈守重昭遺領四萬三千三百石を、其子作左衞門重益襲ぐ。同二十七日豐後府内城主松平左近將監忠昭致仕、所領二萬千二百石を長子對馬守近陳に、同千石に私墾田五百石を加へて、二子小姓大學頭近鎭に、同私墾田千石を、三子仁右衞門近良に分襲。四月三日奏者番兼寺社奉行、戶田伊賀守忠昌、京都所司代を命ぜられ、一萬石益封、三萬千石となる。又舊所司代永井伊賀守尙庸病の故に職を免ぜらる。(日記)同二十四日森伯耆守長武致仕、内記長繼二子對馬守長俊に、私墾田一萬五千石を分つ。(日記)六月二十日の注進に曰く、龜井能登守玆政の所領石見津和野城、去る二日大震にて損害若干云云。(日記。年錄。)同二十一日新庄民部直矩暴死、所領二萬石收公、更に新庄隱岐守直時に、收公地の内三千石を分ち、萬石の列たらしむ。七月二日常州鹿島より舊領麻生の内にて一萬石を與ふ。七月二十一日越前福井城主松平兵部大輔昌親病によつて致仕、其子越前守綱昌、所領四十七萬五千石を襲ぐ。(御側日記。)同二十六日太田攝津守資次寺社奉行を命ぜらる。八月朔日家綱正室淺宮薨ず、次で九日東叡山に葬り。後に高巖院と謚す。(日記)十月六日阿部播磨守正能、病に因り老中の職を免ぜらる。(日記)同二十五日三河岡崎城主水野大監物忠善遺領五萬石を、長子右衞門太夫忠春襲ぐ。又日向佐土原領主島津飛彈守忠高卒し、其子萬吉惟久幼弱につき、

藩翰譜。寛政重修譜。）

延寳三乙卯一六七五（五十四歳）

正月十一日配所殘筆を草す。二月六日千介七回忌を華岳寺に營む。三月二日家譜（卽ち日記）成る。六月十五日赦さる。同十六日前漢書を一覽す。同十七日萬介尙書堯典を讀む。正義及び大全を周覽す。七月二十五日發足。八月十一日江戸に着す。九月二十八日淺草田原町三丁目渡邊善吉宅に移る。

（此年三月二十三日備後三吉の城主淺野因幡守長治遺領五萬石を養子式部少輔長照襲ぐ。又播磨赤穗城主淺野采女正長友が遺領五萬石を、長子又市郎長矩襲ぐ。）（同五月四日、阿部豐後守忠秋卒す。）

（同祖心尼寂す。行年八十八歳。）

【備考】二月二十七日東海木曾兩驛の道路艱困のさまを巡察せしむ。（御側日記。）同二十五日石見國濱田城主松平周防守康映が遺領五萬四百四十石を、長子主計頭康官襲ぐ。（日記。藩翰譜。）三月朔日蘭人入貢。四月鳥銃の私藏を禁ず。（大成令）五月十三日目付岡部左近勝重勘定頭となり、四百石加へられ、三千石となる。同晦日出雲松江城主松平出羽守綱隆遺領十八萬六千石を、長子甲斐守綱近襲ぐ。又下總古河城主土井帶刀利久卒す。幼稚にて子無し、封地十萬石收公、但祖父大炊頭利勝大老の重任、年を重ねての勤勞に酬ゆるため、支封周防守利益を新に六萬石に封ぜらる、實は利久が兄なり。（藩翰譜。御側日記。）六月二十一

日萬介四書を讀畢る。（正月十一日より日々相續。）同日武教餘談筆功畢る。（十月十日より始めて二十二冊成る）同十九日翰墨訓蒙の草を脱す。同二十九日翰墨訓蒙筆功畢る。

【備考】正月十日丹後宮津城主永井右近太夫尙征遺領七萬五千石を、長子土佐守尙長襲ぐ。同十九日大和小泉領主片桐石見守貞昌遺領一萬二千四百石餘を、長子三郎兵衞貞房に、同千石を二子下條長兵衞信隆分襲。（寬永系圖。藩翰譜。）二月三日松平下野守綱賢先月二十九日高田城にて卒す。同二十五日伊豫大洲城主加藤出羽守泰興病に因て致仕、所領五萬石を孫遠江守泰恒に、私懇田千五百石を二子平八郎泰堅に、同千五百石を三子左兵衞泰茂に分襲。（日記。寬永系圖。）此月天主教禁制高札を改め、其他喧嘩口論。人賣買。奴婢年期。手負。門立。辻立。覆面。火災。其他貨幣に關する法度を改め定め。又藥品僞造。毒藥賣買。商品買占。諸工賃錢。結黨に關する處分法を令す。（令條記。）三月十五日蘭人入貢。同十八日但馬豐岡城主京極伊豫守高盛致仕、所領三萬三千石を、弟土肥之助高住襲ぐ。（日記。藩翰譜。）同二十四日松平越前守光通卒す。（日記。御側日記。）四月六日伊豫松山城主松平隱岐守定長遺領十五萬石を養子萬之助定直襲ぐ。（御側日記。藩翰譜。）同二十六日美作津山城主森內記長繼致仕、所領十八萬六千五百石を二子伯耆守長武襲ぐ。同二十九日丹後峰山領主京極主膳高供遺領一萬千百石を、其子隼人高明襲ぐ。五月六日越前福井城主松平越前守光通の遺領四十七萬五千石を、弟兵部大輔昌親襲ぐ。（日記。藩翰譜。）同十一日出羽よりの注進に曰く、去月二十八九連日秋田大火。（日記。年錄。）六月四日三代將軍家光正室本理院薨ず。（日記。以貴小傳。大內日記。）同二十六日伊豫今治城主松平美作守定房致仕、所領四萬石を嗣子支蕃頭定時襲ぐ。（日記。藩翰譜備考）七月十日松平淡路守利次卒す。七月二十三日越後長岡城主牧野飛彈守忠成遺領七萬四千石を、其子老之助忠辰襲ぐ。（日記、藩翰譜。）八月九日新庄直時、所領を直好の子直矩に讓る。（藩翰譜。）九月四日越中富山城主松平淡路守利次遺領十萬石を、子大藏大輔正甫襲ぐ。（日記。藩翰譜。）十一月十五日近江小室領主小堀備中守正之遺領、一萬千四百六十石を長子大膳政恒襲ぐ。同十六日陸奧棚倉領主內藤豐前守信良致仕、所領五萬九千石を、養子紀伊守弌信襲ぐ。又丹後綾部領主九鬼式部少輔隆季致仕、所領一萬九千五百石を其子內匠隆常襲ぐ。（寬永系圖。藩翰譜。）同二十六日美濃岩村城主丹羽式部少輔氏純遺領二萬石を、其子勘助氏明襲ぐ。（御側日記。

二十九日日本國圖三十四枚畢る。八月古今戰略の草を稿す。十月韓文柳文を周覽す。

此年老中板倉內膳正重矩卒す。

【備考】正月八日池田綱晟卒。二月二十五日安藝備後の內、すべて三十七萬六千五百石を長子岩松襲ぐ。(日記)同十九日丹波篠山城主松平駿河守典信遺領五萬石を、長子又七郎信利襲ぐ。(藩翰譜續編)同二十三日町奉行渡邊大隅守綱貞大目附となり。又宮崎若狹守重成町奉行となる。(日記)同十九日讃岐高松城主松平讃岐守賴重致仕、封地十二萬石を、右京大夫賴常襲ぐ。同二十日松平薩摩守綱久卒す。(日記)三月朔日蘭人入貢。四月十二日黃檗隱元寂す。五月八日松平右近太夫隆政卒し、遺領を宗家に返附す。(日記。御側日記。)六月六日去月二十五日英船長崎に來る旨注進あり。(日記)八月二十一日豐後臼杵城主稻葉能登守信通遺領五萬石を其子右京亮景通襲ぐ。(日記)九月十一日志摩鳥羽城主內藤飛彈守忠政遺領三萬五千二百石の內、三萬三千二百石を長子和泉守忠勝に、同二千石を二子虎之助忠知に分襲。又信濃飯田城主堀美作守親昌遺領二萬石を長子周防守親貞に分襲。(寬永重修譜。藩翰譜。)九月二十九日丹後田邊城主牧野佐渡守親成致仕、所領三萬五千石を養子因幡守富成襲ぐ、十月二十七日丹波園部領主小出信濃守英知致仕、所領二萬五千石を、長子大學英利襲ぐ。十二月十二日下總佐倉城主(古河?)土井大炊頭利重遺領十萬石を、弟竹右衞門利久、(僅に八歲)襲ぐ。又但馬出石の城主小出修理亮吉重致仕、所領四萬五千石を長子備前守英安に、私懇田千五百石を二子左近英直に分襲。(日記。)同二十三日阿部播摩守忠能老中に任ぜらる。同二十五日陸奧中村城主相馬長門守忠胤遺領六萬石を長子虎千代貞胤襲ぐ。

延寶二甲寅一六七四(五十三歲)

八月二十四日後漢書朱點畢る。(八月朔より始めて今日に至る。)初めて魏志を讀む。礒谷平介古今戰略の草を脫す。九月十一日三國志朱點畢る。十二月十

昌能がもと家士たりし奥平源八　奥平傳藏、夏目外記　并に其奴六人大島に流さる、こは去る二日市谷に住める處士奥平隼人も、ともに昌能が家にありし時、源八が父内藏允、怨を含む事ありしとて、隼人を討とめ、井伊掃部頭直澄に訴へたり、父のために仇を報ふといへども、府内を憚らざる擧動なりとて、處分せられしなり。（御側日記、元寛日記　武家評林）三月三日福人入貢　同五日遠江懸川城主井伊兵部少輔直好が遺領三萬五千石を、長子伯耆守直武襲ぐ。又飛驒高山の城主金森飛驒守頼業遺領三萬七千八百石を其子萬助頼皆襲ぐ。（日記、藩翰譜。）同二十七日江戸城大奥成る（日記）三月十八日安藝廣島城主松平安藝守光晟六十に滿たざるも、病を以ての故に致仕、原封三十七萬五千五百石を、長子彈正大弼綱晟襲ぐ（寛永系圖　藩翰譜）五月六日先に奥平源八等に打たれたる奥平隼人が親族等、奥平源八の親族菅沼某等を討ち、處分せらる。同十四日脇坂中務少輔安政播磨龍野へ轉封。（日記。御側日記）六月十一日備前岡山城主松平新太郎光政致仕、其子伊豫守綱政原封三十萬石餘を襲ぐ。又私懇田二萬石を、二子信濃守政言に。同一萬五千石を三子主税助輝澄に分襲（光政は後に天和二年五月二十二日七十四歳にて岡山の西城に卒す、自ら儒葬を欲し、爾來國法と爲す（寛永系圖　藩翰譜。）閏六月朔日堀美作守親昌下野烏山城より信濃飯田轉封。又板倉内膳正重矩下野烏山城に轉封。（日記）同二十五日長崎奉行に、彼我航通及び天主教停禁に關する法度を下す（日記、慶延略記。）八月五日大和芝村の領主織田豐前守長定が子主殿長明遺領一萬石を襲ぐ（御側日記、備考系圖）同十七日紀伊中納言光貞「創業記攷異」を獻ず（日記）九月七日使番甲斐庄喜右衛門正親加恩三千石となり、勘定頭を命ぜらる　又越後新發田城主溝口出雲守宣直致仕、其子信濃守重雄所領五萬石を襲ぐ（日記、寛永系圖。）同十五日琉球國入貢（日記　御側日記。）十月五日出羽山形城主奥平大膳亮昌能が遺領九萬石を、養子小次郎昌章襲ぐ。（日記　藩翰譜。）十二月九日肥前鹿島領主鍋島和泉守直朝致仕、所領二萬石を長子右京直條襲ぐ。又攝津麻田領主青木甲斐守重兼致仕、所領一萬石を民部重正襲ぐ（此年河野權右衛門鎭奉行に轉じ、大番頭岡野孫九郎貞明之に代る。…長崎年表。）

寛文十三癸丑（此年九月二十一日改元延寶）一六七三（五十二歳）

正月三日萬介疹瘡に罹る　二月十八日始めて孫子諺解始計を編む　三月十日孫子諺解畢る。　四月三日太宗問答稿畢る。　五月七書諺義成る　（篠谷脱稿）六月

を、酒井雅樂頭忠淸の邸に召して、對決せしむ、謂ゆる伊達騷動なり。同四月三日伊達兵部少輔宗勝を、松平土佐守忠昌に預けられ、土佐高知に配流、其子市正宗興を小笠原遠江守忠雄に預けられ、豐前小倉に配流。(日記)五月二十五日阿部豐後守忠秋老病の故を以て致仕、所領八萬石を養子播磨守正能に襲がしめ、正能が庇蔭料一萬石をも其まゝに、武藏忍の城主として九萬石を領せしめらる。(御側日記。寛永系圖。藩翰譜。)同二十八日伊達宗勝の封を收めて、宗家綱村に返し、且藩政の大事にあづからしむ。七月十九日美濃大垣城主戸田采女正氏信致仕、長子左門氏西に、所領十萬石襲しめらる。同二十八日琉球使登城。日記。御側日記。)同二十九日去年長崎の末次平藏が和蘭式大船を造て獻上したるを、今度長崎の船庫に返航せしむ。(御側日記。大成令。)九月朔日大番頭水野周防守忠增職を奪はれ父子共は閉門せしめらる、不敬の罪に因てなり。(日記)同二十三日小笠原遠江守忠雄が弟隼人眞方に、私懇田一萬石。内藤豐前守信良弟三左衞門信全に新田五千石。等分封。(日記)十月晦日播磨山崎領主松平備後守恒元遺領三萬石を、長子池田豐前守政周襲ぐ。(寛永系圖。藩翰譜。)十二月十九日遠江濱松城主太田備中守資宗致仕、所領三萬二千石を長子攝津守資次襲ぐ。同二十三日大和郡山城主本多内記政勝が遺領十五萬石を分て、九萬石をもとの甲斐守政朝が長子中務大輔政長に、政長がこれまでの所領三萬石に合せて十二萬石になされ、郡山の城主たらしめ、六萬石を政勝が子出雲守政利分襲。

寛文十二壬子一六七二(五十一歳)

八月朔淺野長直逝去の報赤穗に達す。同十七日遺骨着穗。十月二十九日淺野采女正歸城。十一月八日微恙に罹る。十二月三日鶴女疹瘡に罹る。同七日素行子病癒ゆ。

(此年十二月十八日保科肥後守正之卒す。)

【備考】二月九日出羽久保田城主佐竹修理大夫義隆遺領二十萬五千八百石を、其長子右京太夫義處襲ぐ。又武藏川越城主松平甲斐守輝綱遺領七萬五千石の内、長子齋宮之助信輝に七萬石、二子萬千代輝貞に五千石分襲。(藩翰譜)同二十一日奥平大膳亮

郎忠勝を大目付に、書院番徳山五兵衛重政を勘定頭に。使番能勢治左衛門頼宗。阿部四郎五郎政重を普請奉行に、共に任ぜらる。(日記、六月十二日本朝通鑑二百六十五冊（未成）を、惣奉行永井伊賀守尚庸上洛するによつて進覧す。(日記）同十三日肥前唐津城主大久保加賀守忠職遺領八萬三千石を、養子出羽守忠朝襲ぐ。同十九日本朝通鑑編纂の賞として、永井伊賀守尚庸には惣督の勞を賞し、延壽國資の刀を。儒臣林弘文院春勝には二百石加恩。長子春常信篤には銀百枚時服三。儒員坂井伯元政朝には銀百枚。林春東勝澄には時服三、羽織。人見友元宣卿には銀百枚、時服三。伶工上左兵衛高政は、繕寫せしを以て銀五十枚。其事に預りし春勝が徒弟十三人には銀百枚下さる。(日記）八月二十三日大阪大海嘯。(日記）同二十三日播州明石大風雨。十月朔日河內狹山領主北條久太郎氏宗致仕、所領一萬石を養子左京氏治襲ぐ。十二月三日、陸奥盤城平城主、內藤帶刀忠興致仕、所領七萬石を、其子左京亮義泰に。私懇田一萬石を二子遠山主殿政亮共に襲ぐ。同十一日寺社奉行加々爪甲斐守直澄閉門せしめらる。不敬の罪によつてなり。同二十三日勘定頭妻木彦右衛門賴熊職ゆるさる。(日記)

寛文十一辛亥一六七一(五十歲)

正月十一日萬介六歲初めて三略を讀む。四月二十九日本朝事類を編む。九月晦日岡八郎右衛門來穗、十月江戸に歸る。十二月十七日二たび東鑑を觀る。

(此年三月五日、淺野長直致仕。)

【備考】正月十五日紀伊賴宣去る十日卒する旨注進あり。同二十五日戶田伊賀守忠昌、本多長門守忠利。奏者番命ぜられ、寺社奉行を兼ねしめらる。二月十日板倉內膳正重矩一萬石益封、五萬石となる。三月朔日蘭人入貢。同五日播磨赤穗城主淺野內匠頭長直所領五萬三千五百石を分て、五萬石は長子采女正長友に。三千五百石は二子內記長賢に。私懇田三千石は三子長三郎長恒に分襲。同十日攝津高槻城主永井日向守直清遺領三萬六千石を、其孫市正直時襲ぐ。同二十七日原田甲斐。伊達安藝。等

松平對馬守忠重（山内）卒す。九月六日攝津三田領主九鬼長門守隆昌養子千之助隆律遺領三萬六千石を襲ぐ。又信濃須坂領主堀肥前守直輝長子松之助直佑遺領一萬石を襲ぐ。同二十九日伊勢安濃津城主藤堂大學頭高次致仕原封三十二萬三千石を分て、二十七萬九百石餘を長子和泉守高久に、五萬石を二子佐渡守高通に、三千石を三子正次郎高堅に分襲。又丹波笹山城主松平若狹守康信致仕、長子駿河守典信原封五萬石を襲ぐ。（寛永系圖。藩翰譜。）十一月十四日、奈良奉行土屋忠次郎利次、職を奪はれて蟄居せしめらる。（日記。年錄。）十二月七日酒井修理大夫忠直渾天儀を獻ず。

（此年蹈繪板二十枚を鑄る。……長崎年表。）

寛文十庚戌一六七〇（四十九歲）

正月二日東惟純來り、聯句五十韵成る。五月二十日田村彌左衛門（越後村上に在る）卒す。此秋百結事類を編む。（九月四日の頭書）十月十二日江戸より萬介の袴羽織送到。（來月袴着に因てなり）

（此年五月二十九日北條氏長江戸に卒す。九月十七日淺野長直疾に罹る。十一月板倉重矩江戸に歸る。）

【備考】正月二十二日、水戸少將綱方卒す。（日記。御側日記。）二月十三日勘定頭岡田豐前守善政病に因て職を免ぜらる。同十八日松平左京大夫賴純、伊豫國の内にて新に三萬石に封ぜらる。同二十二日堀田備中守正俊若年寄に任ぜらる。同二十七日播磨林田領主建部丹波守政明遺領一萬石を、弟主水政寧襲ぐ。（日記。藩翰譜。年錄。）同二十八日紀伊大納言賴宣渾天儀を獻ず。（日記）三月朔日蘭人入貢。同二十七日越後澤海領主溝口土佐守政勝遺領一萬石を、長子金助政良襲ぐ。又播磨新宮領主又八郎邦照幼稚にして卒す、遺領一萬石の内七千石收公、三千石を弟治左衛門重敎に襲がしめ祀を斷たざらしむ。（寛永系圖。藩翰譜。）四月十八日河内丹南領主高木主水正正盛、遺領一萬石を其子勘解由正豐襲ぐ。（日記。藩翰譜。）五月十六日新番頭大岡忠四

てなり、行年二十四歲)三月十四日大石氏の茶亭に遊ぶ。此月潛確類書筆功畢。同雪堂詩集を覽る。七月日本紀を讀む。九月朔童問を撰す。再び文選を讀む。(翌年四月に至りて拔萃の功畢。)女兄田村彌左衞門妻越後村上に卒す。霜月二十七日**中朝實錄**(後に**中朝事實**と改めらる、但し其の年月は詳ならず。)成る。(此年四月二十七日**保科正之**致仕。)

【備考】二月十三日淀川の浚利費を、西國中國四國の諸大名に課す。(日記)同二十五日永井右近大夫尙政山城淀より丹後宮津に、又石川主殿頭憲之は一萬石益封六萬石となり雁間詰に昇進、伊勢の龜山より淀に。又板倉隱岐守重常は、五千石加恩五萬石となり下總關宿より龜山に、共に轉封。又信濃上田城主仙石越前守政俊致仕、所領六萬石の內五萬八千石を嫡孫主梲政明に、同二千石を弟治左衞門政勝分襲。(寛永系圖。藩翰譜。)三月朔日蘭人入貢。同二日小笠原遠江守忠隆所領豐前よりの注進に曰く、去る二十二日小倉城失火、外郭櫓幷に士屋五十。足輕中間屋舍四百餘燒失云云。四月十五日松平越前守光通が所領福井城失火城廓幷に士屋三百七十九。足輕舍百。市井五十九町。佛寺三十七宇燒失。(日記。年錄。)同二十七日陸奧會津城主保科肥後守正之致仕、長子筑前守正經に、原封二十三萬石を襲封。六月八日松平主殿頭忠房二萬石益封、丹羽福知山より肥前島原(六萬五千九百石)又朽木伊豫守稙昌五千石加恩、常陸土浦より福知山(三萬二千石)に共に轉封。(日記)同十五日土佐高知城主松平對馬守忠豐致仕、原封二十萬二千六百石を長子土佐守豐昌襲ぐ。又常陸笠間城主井上河內守正利致仕、所領五萬石を長子相模守正任襲ぎ、私懇田二千石を、二男左兵衞正信に、千石を三男松之丞正興に分襲。同二十五日久世大和守廣之。土屋但馬守數直、共に一萬石つゝ益封、廣之は下總關宿に、數直は常陸土浦に共に轉封。七月十九日庭瀨領主戶川土佐守正安所領二萬二千五百石の內、二萬千石を長子玄蕃安宣、千五百石を二男三郞次郞安成分襲。同二十日蝦夷よりの注進に曰く、去る十八日蝦夷酋長しやくしやいんといふもの、黨を結び蜂起し、商船十九艘を掠奪し、其外松前の士商等二百七十三人殺さる、依て兵庫矩廣が家士千人あまり討手にさしむく云云。(同二十三四兩日に、五十五人を討取り、或は搦捕りし旨、松前より注進。)八月六日

二丸こと／＼く燒失せる旨注進あり。四月晦日足利學校造營成功により、其事に當りし土井能登守利房家士に時服を與ふ。此日これ迄馬場先の門は、常に閉て往來せしめざりしかば、不明門と通稱せしも、此春の火災後より開門し橋を架し、往來を通ず。又虎門と幸橋との間に新に橋を架して新橋と呼ぶ。（日記。天享東鑑。）五月十六日京都所司代牧野佐渡守近年多病により職ゆるさる、新職命ぜらるゝまで板倉內膳正重矩に、所司代の事を攝せしむ。同二十一日京極伊勢守高盛、丹後田邊より但馬城崎豐岡に轉封。同二十三日牧野佐渡守親成に二千四百石を加へ、三萬五千石になされ、丹後田邊に移封、且築城を命ぜらる。六月十日杉浦正昭勘定頭に任ぜらる。同十三日酒井備後守忠朝長子勝之助忠國に、修理大夫忠直が所領一萬石を分封。八月三日下野宇都宮忠昌卒す、家臣等禁を犯して殉死せしため、長子大膳亮昌能二萬石を削られて出羽山形に移さる。同五日諸大名幷に番頭を召して、重て殉死を嚴禁すべき旨、酒井雅樂頭忠清、久世大和守廣之これを傳ふ、（日記。大成令。）同八日上總刈谷領主堀式部少輔直景致仕、所領一萬石を長子三右衞門直良襲ぐ。同十八日安部丹波守信之、大阪定番となり、二千七百五十石益封二萬石となる。同二十一日筑後久留米城主有馬玄蕃頭頼利遺領二十一萬石を分て、二十萬石を弟源四郎頼元に、一萬石を故中務少輔忠頼が養子內匠豐範に分襲。又信濃松本の城主水野出羽守忠職が遺領七萬石を長子中務少輔忠直襲ぐ。又陸奥八戸領主南部左衞門佐直房遺領二萬石を長子武大夫直政襲ぐ。又泉州伯太領主渡邊丹後守吉綱が遺領一萬三千五百石餘を、其子越中守方綱襲ぐ。九月二十九日美濃加納城主松平丹波守光重所領七萬石の內、六萬石を長子長門守光永に、各五千石を次子戸田孫十郎光澄。三子彌七郎光賢に分襲。十月三日淺草溝渠成る。同十五日代官隷下の民二百人。細川越中守綱利が領民七十四人、中川佐渡守久恒領民七十餘人。稻葉能登守信通領民三十餘人。天主教を奉ずるに因て囚獄せらる。十一月二日松平定行入道勝山卒す。（日記）同三日和泉當城領主小出大隅守有棟遺領一萬石を、其子三左衞門有重襲ぐ。（藩翰譜）同十九日井伊掃部頭直澄自今大政に與かるべきを面命せらる。同二十六日柳生飛驒守宗冬千七百石益祿一萬石となる。又寺社奉行加々爪甲斐守直澄は、三千石加恩、一萬三千石となる。又大番頭板倉市正重丈は二千石加恩四千石となる。又酒井備中守忠解卒す、嗣子無きを以て除封。

寛文九己酉一六六九（四十八歳）

正月四日萬介風疾に罹る。二月六日千介卒す。（正月二十六日より痘疾に罹り

封内、先月二十七日火災、居城悉く燒失の旨注進あり。（日記。年錄。）同九日麻布。三田。下谷。淺草。に溝渠の疏鑿を命ず。（日記）八月二十七日、土佐中村領主山内修理大夫忠直遺領三萬石の内、二萬七千石を長子右近大夫豐定に、同三千石を二子大膳豐明に分襲。又近江大溝領主分部若狹守嘉高遺領二萬石を養子甚三郎信政襲ぐ。（日記。藩翰譜。）同二十八日播磨林田領主建部丹波守政長致仕其所領一萬石を其三子織部政明襲ぐ。（日記。寛永系圖。藩翰譜。）十月二十五日、越後村上よりの注進に曰く、去る十八日村上城雷火に罹り、天守幷に櫓六燒失すと。（日記。年錄。）十二月十日豐前小倉城主、小笠原右近將監忠直遺領十五萬石を、長子遠江守忠雄襲ぐ。（寛永系圖。藩翰譜。）同十八日井上河内守正利。太田備中守資宗。願により、奏者番、寺社奉行兩職を免さる。

（此年正月島田久太郎江戸町奉行に轉ず。二月十七日稻生七郎右衞門歿す、三月書院番頭松平甚三郎隆見。先手鐵炮頭河野權右衞門通眞、幷に奉行に任ず。……長崎年表。）

寛文八戊申一六六八（四十七歳）

七月左傳拔萃一册成る。十一月十七月萬介髮寘（ミキ）の賀あり、十二月謫居童問三册成る。同二十九日類書九十册寫本成る。

（此年、板倉內膳正重矩京都所司代に補せらる。）

【備考】二月朔日、酒井修理太夫忠直が牛込の別墅より失火、大火に及ぶ。（御側日記。）同四日下谷車坂長慶寺より失火、大火に及ぶ。（御側日記。憲敎類典。）同五日大火につき麻生新渠疏鑿の事停止となる。同六日小日向より失火、大火に及ぶ、本城大奥に延燒す。（日記。御側日記。）二月十五日諸大名に儉約を令す。同二十七日肥前島原城主高力左近大夫隆長所領三萬七千石沒收。（松浦肥前守鎭信略傳參看）二十八日蘭人入貢。同日各國村里の釀酒半減、幷に烟草栽培を停禁す。三月中に歷衣服。屋舍。饗應等に關する儉約令を下し、更に禁中儉約令を定む。四月十一日長崎邊外國船着岸せし時、諸事沙汰すべき事を、大久保加賀守忠職に命ず（この頃これを西國の探題職と唱ふと。）此日溝口出雲守宣直所領越後新發田の城去る二日二丸士屋より失火本丸

襲ぐ。(日記。藩翰譜。)七月十九日、小笠原山城守長矩、奏者番、寺社奉行兩職を兼命せらる。(日記)同二十五日阿波德島城主松平阿波守光隆遺領阿波淡路兩國二十五萬石餘を、其子千松丸襲ぐ。(日記。藩翰譜。)同二十八日土屋但馬守數直。板倉內膳正重矩、各二萬石益封。(日記)八月二十九日豐前中津城主小笠原信濃守長次遺領八萬石を、次子內匠長勝襲ぐ。九月十五日淺野因幡守長治丹後國宮津在番となる。十二月十二日大阪よりの注進に曰く、去る七日大阪雜魚場より失火、九日に及びて熄む、市井百四十二町、市屋千九百三十三軒燒失。

寛文七丁未一六六七(四十六歲)

四月十一日、松浦肥前守鎮信家士山鹿平馬、赤穗に音物を齎らす、五月妻女病む。霜月十日四書句讀筆功了る。十二月二十二日修玄菴の大祥忌を營む。四書句讀大全成る。(此年七月二十九日、大目付北條阿波守氏長姬路及び京阪を巡察す。(御側日記。大成令。)

【備考】閏二月九日丹波龜山城主松平伊賀守忠晴老衰の故を以て致仕、遺領三萬八千石を其子權之助忠昭襲ぐ。(日記。寛永系圖。)同十五日蘭人入貢。同十六日町奉行村越長門守勝吉年頃の願により職を免さる。同二十一日寄合島田久太郞忠政町奉行となり、宦料千俵加恩、二千石となる。(日記)同二十八日諸國巡察使江戸を發す。五月二十二日紀伊和歌山城主大納言賴宣病の故を以て致仕、宰相光貞襲封。(日記。藩翰譜。)同二十八日上野安中領主水野信濃守元知、罪を蒙り、所領二萬石收公、一族出羽守忠職に預けらる、元知發狂して、妻に深手を負せたるに因てなり。六月八日奏者番堀田備中守正俊七千石加恩、二萬石となり、上州安中に轉封。同九日丹波園部領主小出伊勢守吉親老衰にて致仕、所領三萬石の內、二萬五千石を、長子勘兵衞英知襲ぎ、同五千石を吉親の養老料に充てしむ。(寛永系圖。藩翰譜。)同十九日播磨姬路城主榊原刑部大輔政房卒す、其子熊之助政倫僅に三歲なりしが、姬路は要害の地なればとて、越後村上に轉封、十五萬石を領せしめらる。又松平大和守直矩は村上より姬路に轉封。(日記。藩翰譜。藩翰譜備考。)七月二十八日神道者吉川惟足從時始めて將軍に謁す。八月七日阿波德島蜂須賀千松

かくて四日より八日迄滯邸、九日江戸發、同二十四日赤穗に着す。又此月十七日妻女。息千介。高橋七右衛門を從へて江戸を發し、霜月四日赤穗に着す。同十日論語句讀を述ぶ。同十二日松浦肥前守鎭信の飛脚到る、淺野長直其の書を通ぜず。十二月二十二日父修玄菴の小祥忌を謫居に營む。此年荻生徂徠生る。大石良雄此年八歲。

【備考】正月二日、越後高田よりの注進に曰く、去年二十六二十七の兩日大震、高田城破壞し、人畜死傷若干云云。二月五日松平出羽守直政卒す。同六日天樹院（秀忠の女、秀頼の妻、後に本多中務大輔忠刻に再嫁）歿す、音曲停廢七日。（日記）同十六日大番頭米津出羽守田盛一萬石加恩、一萬五千石となり、大阪定番となる。又書院番頭板倉市正重大は大番頭となる。（日記）同二十八日、肥前蓮池領主鍋島甲斐守直澄致仕、所領五萬二千六百石を長子攝津守直之襲ぐ。（日記。寬永系圖。藩翰譜。寬政重修譜。）同十五日蘭人入貢。此日播磨粟谷領主松平能登守政直遺領一萬石を、弟久馬助政武に七千石、同庄左衛門政濟に三千石分襲。四月十一日出雲松江城主松平出羽守直政遺領十八萬六千石を、長子信濃守綱隆襲ぎ、隱岐の内一萬千八百石も父の如く所治す。（日記。藩翰譜。）同十七日下田奉行に令して、江戸灣出入の船舶を查檢せしむ。（憲教類典。）同二十九日松平信濃守綱隆私墾田三萬石を、弟上野介近榮、同一萬石を同右近大夫隆政共に分襲。（日記。藩翰譜。）五月三日、丹後宮津の城主京極丹後守高國所領七萬五千石沒收、奧州森岡に配流。（日記。御側日記。）同十日青山大膳亮幸利等丹後宮津城請取方、及び在番等、黑印并に下知狀を授けらる。（日記。令條記。）同十四日但馬出石城主小出大和守吉英遺領五萬石の內、四萬五千石を長子修理亮吉重に。同二千石を三男宮內英本に。同二千石を四男主殿英信に。同千石を外孫百助英勝に分襲。同二十九日松平阿波守光隆卒す。六月五日淺草鳥越の斬罪場にて、小姓組柴山彌三左衛門死刑に、大番横地次郎左衛門。樋口惣左衛門は、牛込正元寺にて斬に處せらる。同十三日小姓組松浦猪右衛門信貞勘定頭になり、千五百石加恩、三千石となる。（日記。）同十四日、丹後峰山領主京極主膳正高通遺領一萬三千石の內、一萬千六百石を長子右近高供に。同千石を次子伊織高昌に。同五百石を三子左門高成に分

石見守貞昌并に普請奉行船越伊豫守永景を召して茶技を覽る。(日記。御側日記。)十二月十二日豐國大明神社再造。(日記) 同二十日京極主膳正高通水口にて去る十四日死しければ、新職任命迄、長子右近高供勤番すべしと申附かる。(日記) 同二十三日土屋但馬守數直。大阪定番板倉内膳正重矩連署の列(老中)に加へらる。奏者番永井伊賀守尙庸若年寄に任ぜらる。
(此年稻生七郞右衞門正倫長崎奉行となる。……長崎年表)

寬文六丙午 一六六六(四十五歲)

三月十九日 禮運を讀む。同二十一日祭法を讀む。五月京都より事文類聚を求む。六月九日王制を讀む。同二十二日瘧疾を病む。七月十一日瘧疾再發。八月十九日瘧疾平癒。九月十五日萬助(後に藤助、高基。)出生。同日妾不知(萬助の生母)死す、宗三寺に葬る。同二十一日石谷氏(市右衞門)板倉内膳正の命を傳へ、今年聖敎要錄を世に流布す、且保科肥後守(正之)之を怒る。云云を告ぐ。依て林彌三郞を招て、此書を述作するの旨を一封と爲し、之を土屋但馬守に致す。同二十五日本多對馬守來て、聖敎要錄の罪公儀に於て既に定まると告ぐ。十月三日北條安房守氏長、切紙を以て招喚す。同四日遺書を懷中して出頭す、命に曰く舊主淺野の領地赤穗に謹愼すべしと、淺野の家臣大西七郞兵衞、篠田彥左衞門來り、輿にて淺野邸に入る、此の夕播州より藤井又助來る、

井伊賀守尙庸本朝編年の總裁を命ぜらる。（日記）九月十二日近江膳所城主本多下總守俊次致仕、所領七萬石を其子兵部少輔康將襲ぐ。（寛永系圖。藩翰譜。）此月萬石以上及諸士。醫士。僧徒等の邸宅を査檢す。（大成令。）十月二十六日上野安中領主、水野備後守元綱致仕、其子信濃守元知、所領一萬四千石を襲ぐ。十一月二十六日豐後佐伯城主毛利伊勢守高尙遺領二萬石を、其子主膳高重襲ぐ。十二月六日陸奧盛岡城主南部山城守重直遺領十萬石の內、弟年人重信八萬石、同弟數馬直房二萬石共に分襲。又松平土佐守忠義卒す。（日記。藩翰譜。同備考。）同八日那須遠江守資彌五千石加恩、一萬二千石となり諸侯に列す。（日記）十二月十四日飯田町邊の溝渠成る。同二十八日柳生飛驒守宗冬劔法の秘書を獻ず。（日記。御側日記。）

（此年長崎奉行黑川與兵衞大目付となる。……長崎年表。）と

寛文五乙巳　一六六五（四十四歲）

八月四日「勸忍百箴」を讀む。十二月十三日猶子千介四百石にて淺野家に仕ふ。此夜父玄菴發病、同二十三日歿す。

【備考】正月二日、大阪城天守落雷の爲めに燒亡。（日記）二月九日衣服の制を令す。（令條記）此月令すらく、江戶市中に於て、乘轎籠あんだ（便輿）に乘るを禁ずと。（憲教類典）三月朔日蘭人入貢。同二十六日陸奧棚倉城主內藤豐前守信照遺領五萬石を其子攝津守信良襲ぐ。（日記。藩翰譜。）此月令すらく、分銅の私造且つ其定價を定むるを禁ずと、又曰く、潰金銀塊の賣買を禁ずと。（日記。大成令）三月二十九日播磨姬路城主松平式部大輔忠次六十一歲にて卒す、次で五月十一日遺領十五萬石を、長子榊原刑部大輔政房襲ぐ。（寛永系圖。藩翰譜。史館目錄。家譜。）六月十二日筑前秋月城主黑田甲斐守長興遺領五萬石を、長子千之助長重襲ぐ。（日記。藩翰譜。）七月十八日松平美作守定房一萬石加恩大留守居役となる。（此役は久しく中絕の職）（日記。）七月十三日、諸大名證人の制を廢す。（日記）同二十九日一柳監物直興封地二萬五千石收公、松平加賀守綱紀に預らる、怠慢に因て也。（日記。寛政重修譜。藩翰譜。）九月十五日黃檗山萬福寺隱元隱退、木菴二世を襲ぐ。此日柳生飛驒守宗冬劔術の印可狀に關孫六兼元の刀をそへて獻ず。（日記。御側日記。）同二十一日飛驒高山城主金森立軒入道賴直遺領三萬八千七百石餘を、長子飛驒守賴業襲ぐ。（寛永系圖。藩翰譜。寛政重修譜。）十月十日品川驛より大津迄、人馬賃增加の高札建改む。（年錄）十一月八日將軍片桐

がしむ。又三河吉田城主小笠原壹岐守忠知遺領四萬石を、長子山城守長矩に、三千石を二子丹後守長定に、二千石を三子外記長秋に分襲。（藩翰譜、寛永系圖。）十二月四日、水戸光圀宿志により、松平讃岐守賴重子右京賴世を猶子と爲す。（日記）同二十六日儒官林春齋春勝五經講義を了せしかば、春齋に弘文院の號を稱せしむ。
（此年幕府に請ひ大阪金庫より、銀二千二百四十二貫目餘を罹災者に貸與す、去る三月八日出火市街九分燒失せる故なり。長崎奉行屋敷を東西に再築す……長崎年表。）（松浦鎭信略傳參看）

寛文四甲辰一六六四（四十三歲）

二月十五日龜女疱瘡癒え、酒湯の賀あり。同十九日兼松七郎兵衞越前守に仕ふ。三月九日安女疱瘡の餘毒に因り死す。

【備考】二月十九日日向佐土原領主島津但馬守久雄遺領三萬七千石を、其子又四郎忠高に襲がしめらる。（御側日記。藩翰譜。）三月二十七日小普請水野十郎左衞門成之無賴の聞えあるにより、切腹せしめらる。（日記。）同二十八日蘭人入貢。此日水野十郎左衞門成之が二歲の男子を誅せらる。（日記。御側日記。）四月四日大阪府庫の奸吏を誅せらる。同五日松前志摩高廣へ判物を下す。同八日久世大和守廣之へ二萬石加恩四萬石となる。（日記）同十九日滋野井三位教廣を松平安藝守に、其子侍從實光を松平對馬守に共に、預けらる、不良の擧動聞ゆるに依てなり。（日記。御側日記。）五月九日戶田伊賀守忠昌一萬石加恩二萬千石となり、肥後富岡の城主（天草一圓）となる。又三宅能登守康勝は三河の田原へ轉封。（年錄。日記。）閏五月七日筑後柳川城主立花飛驒守忠茂致仕、原封十萬九千石餘を其子左近將監鑑虎襲ぐ。又肥後人吉城主相良壹岐守賴寛致仕、所領二萬三千石餘を長子遠江守賴喬に襲がしめらる。又上杉播磨守綱勝卒す。（寛永系圖。御側日記。）六月三日公家諸法度を定む。（令條記。）同五日出羽米澤城主上杉播磨守綱勝子無くして卒し、末期の養子はゆるされずといへども、特に遺領三十萬石の半を收公し、十五萬石を養子三郎に襲がしめらる。（御側日記。藩翰譜。）七月十日關東郡代伊奈平左衞門忠克に、先に上杉が舊領の福島十二萬石を所治たらしむ。（日記）同十八日、備中松山城主水谷伊豫守勝隆遺領五萬石の內、四萬八千石を長子左京亮勝宗に、同二千石を二子小姓組新右衞門勝能に分襲。又陸奧淺川領主越中守忠次遺領一萬石を弟吉右衞門忠晴襲ぐ。（寛永系圖。藩翰譜。）同二十八日奏者番永

寛文三癸卯　一六六三(四十二歲)

正月元日眼病の故に他出せず。同二十八日明清闘記を。六月朔日周子通書を。七月六日續武經總要を共に之を讀む。八月二十日夢に「龍門三級の波を超出す」と見る。九月十二日左脚を病む。十一月門人等先生の語類を輯錄す。(山鹿語類輯錄の年を今年に置くは、山鹿語類の序に據る、完結せるは乙巳卽ち寛文五年なりと。)(此年三月朔日松浦肥前守鎮信等就封。同八月十四日久世大和守廣之老中に轉ず。

【備考】　正月二十六日靈元天皇御受禪。(日記。年錄。)又備後福山城主水野日向守勝貞遺領十萬千石を三歲の子民部勝種襲ぐ。(日記。藩翰譜。)三月朔日蘭人入貢。同二十五日松平出羽守直政御卽位の賀使を奉る(ウケタマハ)。又丹後田邊領主京極飛彈守高直子六丸高盛遺領三萬五千石の內、三萬三千石を、二男兵部高門二千石を。又丹波山家領主谷大學頭衛政嫡孫助十郎勝廣に遺領一萬石を。又安房北條領主屋代甚三郎正興養子五右衞門忠位に、遺領一萬石を。又播磨國新宮領主池田越前守重彰遺領一萬石を、其子又八郎邦照に、又下總生實領主森川伊賀守重政遺領一萬石を、二男治郎八重信に、共に之を襲がしめらる。(日記。御側日記。藩翰譜。)四月十三日將軍家綱日光社參の爲め江戶を發す、同十四日歸城。(御側日記。公儀日記。)五月四日、靈元天皇御卽位。(日記)五月二十三日武家諸法度を令し、更に殉死を禁ず。六月二十九日、細川越中守綱利所領にて、天主教徒三十三人を捕ふ。七月十一日土井兵庫頭利長、貞實に奉仕するの故を以て、三千石を加へられ、三州西尾の城主となさる。又增山兵部正彌未だ幼稚にて、就封遼遠なるも、幸に常州下館空城にして、其上生地那須にも近ければとて、轉封せらる。(御側日記。)八月六日加番鳥居主膳正忠春害せらる。(日記)同十日九州よりの注進に曰く、去る二十六日九州大風大雨損害頗る大なりと。(公儀日記)同十六日奏者番土井能登守利房若年寄となる。(日記。)十月九日筑前東蓮寺城主黑田市正之勝、養子宮內長寛に遺領四萬石を襲

（日記。年錄。）四月十二日、長崎奉行妻木彦右衛門賴態精勤の故を以て、千八百石を加へ三千石となり、勘定頭となる。（御側日記。）同十八日武藏河越城主松平伊豆守信綱遺領七萬五千石を、長子甲斐守輝綱に、私墾田五千石を三男伊勢守信定に、五千石を五男因幡守信興に、千石を六男賴母堅綱に分襲。（日記）五月朔日京畿大地震、二條城外郭各所破損、禁裡院中御無事。大津。宇治。の倉廩崩潰、丹波龜山。篠山の兩城。攝津尼ヶ崎。江州膳所。若州小濱の諸城崩れ、江州朽木谷にては、領主朽木兵部少輔入道貞綱壓死す。（日記。公儀日記。）同二十五日安宅丸の修理を命ず。同二十九日畫工狩野探幽守信を法印に、同永眞を法眼に、共に丹青の妙古今に秀づるの故を以て也。（日記。御側日記。）六月四日酒井日向守忠能、七千五百石加へられ、三萬石になされ、信州小室城に轉封、舊領二萬二千五百石の地は、宗家雅樂頭忠清に預けらる。（日記）同十日將軍家綱安宅丸觀艦式を行ふ。（日記。御側日記。）同十二日大和郡山支封、本多監物政信歿前の願により、內記政勝季子才兵衛忠英を養子とし、遺領一萬石を襲がしむ。同二十一日下野黑羽領主大關土佐守增周遺領一萬八千石を弟主馬助增榮に。甲斐德美領主、故勘定頭伊丹播磨守勝長遺領一萬二千石を長子五左衛門勝政に、又安房北條領主屋代越中守忠正遺領一萬石を養子甚三郎正興に、共に襲がしめらる。（日記。藩翰譜。寬永系圖。）七月十二日夜、故大老若狹國小濱城主酒井讃岐守忠勝入道空印卒す。同二十八日增山彈正少弼正利卒す、嗣子なきにより、那須遠江守資祇が長子兵部正彌を子とし遺領二萬石を、同二十五日常陸麻生領主新庄越前守直好遺領二萬七千三百石を、從弟市太夫直時に、又松平輝澄（七月二十二日卒す）遺領一萬石を、其子能登守政直に、九月晦日、上總佐貫城主松平出雲守勝隆致仕、所領一萬五千石を養子宮內少輔忠勝に、共に襲がしめらる。（日記。寬永系圖。藩翰譜。寬政重修譜。）十月十四日九州諸國地震あり被害頗る多し。（日記。公儀日記。）十一月二十五日陸奧白川城主本多忠義致仕、原封十二萬石の內、十萬石を長子下野守忠平に、一萬石を次男一學忠利に、同一萬石を三男官兵衛忠以に、又私墾田五千石の內、各二千五百石を、四男吉左衛門忠晴、五男造酒丞忠周に分襲。又酒井忠吉致仕長子小姓兵部忠經襲ぐ。（日記。寬永系圖。藩翰譜。）十二月四日讃岐丸龜城主京極刑部少輔高知遺領五萬七千石を、長子百助高豐に、內三千石を猶子賴母高房へ分襲。又下野皆川領主松平玄蕃頭重正遺領一萬九千石を長子忠左衛門重利襲ぐ。同二十四日、伊勢津よりの注進に曰く、去る十六日藤堂大學頭高次居城、伊勢津の廓內より出火、城市若干燒失すと。（日記。）（此年四月妻木彦右衛門勘定奉行に轉ず、五月島田久太郎守政奉行に任ず。……長崎年表。）

發す。(日記。御側日記。)同八日御側渡邊丹後守吉綱大坂定番を命ぜられ、加恩ありて一萬石となり諸侯に列す。(日記。)同十九日勘定頭曾根源左衛門吉次老免。十二月十三日板倉次郎右衛門重形本領千石の上に、兄阿波守重鄕所領の内、五千石并に私懇田四千石を加へて、一萬石となり諸侯に列す。同二十六日伊勢神戸の領主石川播磨守總長遺領二萬石を其子若狹守總良襲ぐ。同晦日稻葉美濃守正則侍從となる。

寛文二壬寅一六六二(四十一歲)

五月十五日武經總要後集を覽る。六月十日町野壹州太守の爲めに三略を講ず。同二十七日難太平記を讀む。八月近思錄を讀む。十月戸田伊州亭に武效全書を講ず。十一月二十二日眼を病み、岡部玄三の藥を用ゆ。(此年二月二十二日御側久世大和守廣之。土屋但馬守數直。旗本支配と爲る、即ち若年寄これより始る。三月十六日松平伊豆守信綱卒す、行年六十七。同六月將軍家綱阿宅船を覽る。同七月淺野采女正婚す。

【備考】二月十八日、下總關宿城主板倉阿波守重鄕遺領五萬石を、長子隱岐守重常に四萬五千石、弟次郎右衛門重形に、五千石分襲ぐ。(日記。藩翰譜。)二月二十四日備中足守領主木下淡路守利當遺領二萬五千石を、其子兵部少輔利貞襲ぐ。(寛永系圖、御側日記。)同晦日、老中及び若年寄の所管を定む。(日記)三月朔日蘭人入貢。同六日武藏岡部領主安部攝津守信盛致仕、所領一萬九千二百石を分て、長子丹波守信之に一萬七千二百石、二男主膳信義。三男彌平治信直に各千石分襲。(御側日記、藩翰譜。)同二十七日酒井忠勝入道空印二男備後守忠朝卒す。同日勘定頭伊丹播磨守勝長駿州代官一色内藏助直正の爲に害され、直正は直に勝長が家士のために切殺さる。(日記。御側日記。)同二十九日青山因幡守宗俊二萬石加へて五萬石となり、大坂城代となる。

寛文元辛丑一六六一（四十歳）

八月九日土屋但馬守邸に孫子を講ず。八月三十日孔明後出師表を講ず。（此年五月五日萬治四年を寛文元年と改めらる。同七月二十九日水戸黄門癰疾に罹て薨ず、行年五十九。）同十二月二十八日林春齋法印に敍せらる。

【備考】正月十五日京都大火皇居炎上。同二十日江戸大火、小石川阿部伊豫守正春別墅より失火。二月六日常陸土浦城主朽木民部少輔稙綱遺領三萬石の內、二萬七千石を長子伊豫守稙昌に、同三千石を二子隼人利綱に分襲。（寛永系圖。御側日記。）同三十日美濃國にて天主教徒二十三人を捕ふ。三月三日蘭人入貢。同八日松平肥前守鎭信始め就封の暇を得る者三人。同町奉行神尾備前守元勝衰老の故を以て致仕。同十一日蘭人の通商に、新制二條を加ふ。四月十二日、筋違橋より、牛込迄の通溝成る。同十二日渡邊半右衞門綱貞町奉行となる。五月十一日、下野大田原城主、大田原備前守政淸遺領一萬二千四百石の內一萬四千石を、長子主膳高淸、同千石を次男長次郞爲淸に分襲。六月二十四日長崎よりの注進に曰く、去る四月二日鄭成功臺灣を占領し、蘭人を驅逐す云々。（以上御側日記。）八月晦日、水戸中納言賴房、昨日卒去の旨注進あり、奏者番井上河內守正利を、中將光圀のもとへ遣はさる。（日記）八月二十七日評定所成る。同二十九日日向飫肥城主伊東左京亮祐由遺領五萬石を弟監物祐實襲ぐ。閏八月六日淺野內匠頭長直、外三侯大內の助役となる。同日人見友德賢知子友玄宣鄕儒役となり、林春齋春勝に差添へらる。（日記。御側日記。藩翰譜。）同三日松平和泉守乘久に五千石加封、六萬石となり、上州館林より下總佐倉へ轉封。同九日左馬頭綱重。右馬頭綱吉へ、十萬石づゝ加封。各二十五萬石となり、左典廐は甲府に、右典廐は館林に封ぜらる。九月二十六日水戸光圀のもとへ松平伊豆守を以て、松平刑部大輔賴元、松平播磨守賴隆へ、私墾田各二萬石分封を命ぜらる。（日記。）十月二十七日和泉岸和田の城主岡部美濃守宣勝、老病にて致仕、長子內膳正行隆に、原封六萬石の內、五萬三千石を、二男主稅助高成に五千石を、三男阿波守豐明に、二千石を、各分襲す。（日記。藩翰譜。）十一月三日、松平下總守忠弘所領羽州山形の古城破壞せるを以て修理せん事を請出しに、破却すべしと命ず。此日堀田帶刀正休が淺草邸の火藥庫修理中、烟草の火をあやまち爆

二月十八日木庵禪師に依賴せし「太公望の贊」到來す。此年始めて津輕信政に謁す。

【備考】正月十四日、湯島天神門前より失火、人家二千三百五十軒、燒死者七十餘人、次で十六日燒死者七十餘人の屍を本所回向院に埋葬す。同十四日名古屋城中亦大火。同二十六日臺所町より失火、北風烈しく餘燄は本城内二丸に及ぶ。（御側日記）同二十八日蘭人入貢。此月火災の制を定む。又市人にして武家の宅地に住するものを。又歌舞伎者（無頼漢）を共に査檢す。（御側日記。曾我日記。）二月十日、松平陸奥守綱宗に、牛込より和泉橋まで運漕の通渠を鑿たしめらる。又城濠の堤に小松を植べしと植木奉行に命ぜらる。（日記。）此月家屋營造の制を定む。（大成令）三月朔日、火賊搜索を嚴にす。四月四日、出羽鶴岡城主酒井攝津守忠當遺領十四萬石餘を、長子左衞門忠義襲ぐ。（日記。藩翰譜。）四月十八日酒井讃岐守忠勝日光山に參拜し、宮前にて剃髮し、空印と改名す。同二十七日朝鮮國王李焞方物を獻ず。五月晦日美濃郡代岡田豐前守善政を勘定頭に命じ、二千石加增七千石となる。六月十八日大阪火藥庫に落雷し、大爆發を爲す。（日記）七月三日加賀大聖寺城主松平飛驒守利治遺領七萬石を、養子大藏少輔利明襲ぐ。同九日下總高岡領主井上筑後守政重致仕し入道して幽山と號す、所領一萬千五百石を、三孫内藏丞政明に分襲。（寬永系圖。藩翰譜。）同八日松平陸奥守綱宗に逼塞を命ず。同二十日高野山の法度を定む。（日記）八月二十五日、酒井雅樂頭忠淸がもとに、松平綱宗が一族家老等を召し、綱宗には隱退せしめ、龜千代二歲の幼稚なれども、長子たれば原封六十二萬石を襲がしめられ、後見として綱宗が庶兄田村右京宗良、并に宗勝に、原封の内より各三萬石を分ち、家士と心を合せて、龜千代を輔佐すべしと命ず。（日記。藩翰譜。）十月九日、堀田上野介正信、去る二十八日東叡山に參拜し、直に佐倉の城にかへり籠居し、やがて保科肥後守正之、阿部豐後守忠秋に宛て、一封を捧げて松平伊豆守信綱を誹議す。（日記。年錄。藩翰譜。）十一月三日堀田上野介正信が弟脇坂中務少輔安政をめし、信州飯山に配流、佐倉の城地十萬石を收公せらる。同二十二日板倉内膳正重矩、石川播磨守總長各一萬石加恩。十二月二十三日日蓮宗常樂派の僧を三宅島に流す、連累者諸家に預けらる。（日記。）

（此年六月甲斐庄喜右衞門罷め、妻木彥右衞門奉行となる。）

石あり、萬石に列せらる、これ本城造營總奉行の勞によつてなり。

【備考】正月十一日、家綱元服す。同二十一日元服の賀筵に依て、諸士登城に關し、從者の紛擾せざらんやう前令を下す。同二十八日井伊直好、三河西尾より遠州掛川へ轉封。二月三日增山彈正少弼正利一萬石加へられ二萬石となり、三州西尾の地に移され奏者番をゆるさる。（日記）同七日播磨小野領主一柳宇右衞門直次遺領一萬石を其子縫殿末禮に襲がせらる。同九日吉良上野介義央に、庇隆料千俵を給す。又勘定頭村越次左衞門勝吉町奉行となる。（日記）同二十八日蘭人入貢す。（御側日記）去月晦日奧州會津、下野那須大地震、（御側日記。同二十一日寺社奉行松平出雲守勝隆、奏者番水野備後守元綱共に老衰の故を以て致仕す。同日旗本相續の制を定む。（御側日記）四月八日松平越前守光通が越前福井の城市大火の注進あり。同十八日武州岩槻城主阿部備中守定高遺領九萬八千石を、弟三浦因幡守正春に襲がしめらる、長子作十郎正邦幼稚なるによつてなり、正春が所領一萬六千石を合せて十一萬四千石を領し、阿部伊勢守と改む。（寛永系圖）七月二十八日井伊直孝卒す、七ヶ日間音曲を停止す。（日記。御側日記。憲教類典）同十三日長崎にて新錢を鑄、外國互市に用ひん事を土人より請ふ、奉行より建白に依て、古錢の文字を用て新鑄すべく、寛永年號を用ゆべからずと令して許す。（日記）同晦日御手鷹匠長田金平白勝は眞田伊賀守信利に預けられ、長子三大夫白信。三男金左衞門某は共に切腹せしめらる、こは白勝が非據の目安を捧げんとせしをもて、其子兩人父を監禁せし事露顯し、たとひ父不良の擧動に出でたりとて、子として父を搦ること大罪なりとあつてなり。八月二十二日高野山學侶四人、行人四人共に追放せらる、爭論によつてなり。（以上御側日記）九月五日家綱本城に移徙す。又大奥の法度を定む。（日記。御側日記。武家嚴制錄。）十二月十三日兩國橋始めて成る。（年錄。大成令。）同二十三日大和宇多領主織田出雲守高長致仕、長子山城守長頼に所領三萬千二百石を、又大和芝村領主織田左衞門佐信高致仕、所領一萬石を其子左近長定に共に襲がしめらる。（寛永系圖。藩翰譜。）同二十六日日向高鍋城主秋月長門守種春遺領三萬石を長子主殿種信に、又生駒壹岐高俊配所にて病死せしかば、所領一萬石を分て長子左近高清に八千石、二子權之助俊明に二千石を、共に襲がしめらる。（御側日記。寛永系圖。寛政重修譜。）

萬治三庚子　一六六〇（三十九歲）

九月大島雲八を介して致仕し祿を辭す。十月四日鶴女淺草駒杵宅に生る。十

じく致仕し、所領十萬石、私墾田六千九百石を分て、七萬三千六百石餘を長子右近大夫尙征に同二萬石を三子伊賀守尙庸に、同七千石を四男右衞門直右に、同三千二百八十石餘を五男外記尙春に、同三千石を六男庄五郎尙申に分襲せらる。（日記、御側日記。寛永系圖。藩翰譜。）三月十三日、儒官林春齋春勝に、官庫書籍數部を給ふ、又以後購書費をも與へらるべく、こは去年の火災に父道春信勝累年貯蓄せし典籍燒失したる故なり。（御側日記。）四月十二日武相豆駿遠三信上八州の山林を巡察す。六月十四日伊達秀宗卒す、遺領十萬石を信濃松代城主眞田内記信政が子、右衞門幸道に襲がしめらる。（日記。藩翰譜。）七月四日板倉重鄕。井上正利共に奏者番を命ぜられ、寺社奉行を兼ねしめらる。同八日林春齋春勝寛永系圖の序を撰す。（日記）同十二日松平陸奧守忠宗卒す。又分部伊賀守嘉治、池田織部長重の爲に害せらる。（日記）七月二十三日。明曆を萬治と改めらる。（公儀日記）八月十三日、大村因幡守純長が封内にて、天主敎徒六百三人を逮捕す。（御側日記）九月三日陸奧仙臺城主松平陸奧守忠宗が原封六十二萬石を長子美作守綱宗に襲がしめらる。（寛永系圖）同七日下總古河城主土井遠江守利隆致仕、所領十三萬五千石の內、十萬石を長子甚三郎利重に。一萬石を次男小左衞門利益に、又一萬石づゝを弟兵庫頭和長。能登守利房に分ち、原封に合せて二萬石づゝとなし、又五千石を季弟虎之助利直に分て。采邑に合せ一萬石となし侯籍に列せしめらる。又大番頭河內丹南領主高木主水正正弘が遺領一萬石を、其子善次郎正盛襲ぐ。十月十二日前田利常卒す。十一月朔日隱元禪師、普門寺龍溪妙心寺內禿翁陪從し、通詞一人と共に召されて將軍に謁す。十二月二十五日遠州掛川の城主、北條出羽守氏重死して子無く、所領三萬石除封。（日記）閏十二月朔日近江大溝領主分部伊賀守嘉治が遺領二萬石を、長子式部嘉高襲ぐ。（日記。藩翰譜。）同十八日大番頭常陸玉取領主堀越中守利長遺領一萬二千石を、養子彌太郎通周に、又備中岡田の領主伊東甚太郎長治遺領一萬石餘を、其子民部長貞に襲がしめらる。（御側日記）

萬治二己亥一六五九（三十八歲）

此年朱之瑜舜水來り留る。大石內藏助良雄（ヨシタカ）生る。正月二十八日町奉行石谷左近將監貞清老衰の故を以て致仕す。十月十一日御側久世大和守廣之加恩五千

但し龍溪。禿翁。竺印。三人の內一人づゝ從行すべし、尙從はんと欲するものあらば、奉行所に訴へて指揮を受くべく、留錫地に問法の僧は二百人に限るべしとなり。(日記)同二十九日(出來事は去る十八日)寄合水野十郎左衞門成之、俠客幡隨院長兵衞と鬪爭して、之を殺す。(御側日記。尾張記。)九月十六日大友內藏助義孝家人に列せらる、女院內々の迎進に依てなり。同二十七日本城構造の助役を諸大名に課す。天守臺は松平加賀守綱紀。內大手。二丸門。中の門。蓮池喰違は、細川越中守綱利。同玄關前門。富士見。監硝郭門は丹羽左京大夫光重。切手門。中仕切の門は戶田采女正氏信。梅林坂上下門。三丸喰違は眞田內記信政。等なり。此月商工業の制を定む。十月二日伊勢桑名城主松平攝津定良が遺領十一萬石餘を養子萬吉定重に襲がしめらる。同甲斐谷村城主秋元越中守富朝が遺領一萬八千石を甚九郎喬知に襲がしめらる。(日記)同二十九日宗對馬守義成昨日卒す、奏者番水野備後守元綱をして、長子播磨守義眞のもとに賻銀二百枚賜はる。十一月十五日大村因幡守純長所領にて、天主教徒男女九十人を擒取たるよし聞ゆ。(水戶記。尾張記。)同二十一日奏者番兼社寺奉行上州高崎城主安藤右京進重長が遺領六萬石を孫對馬守重博へ。五千石を二男內藏助重廣へ。千六百石を三男彥九郎重常に分封(寬永系圖。藩翰譜。)十二月二十六日對馬府中城主宗對馬守義成が遺領二萬石を、其子播磨守義眞に襲がしめられ、侍從に任ぜらる。同日向飫肥城主伊東祐久が遺領五萬千石を、長子左京亮祐由に、三千石を三男主殿助祐春に分襲。(同)(此年隱元と共に、獨知。獨湛。獨吼來る。)

萬治元戊戌 一六五八(三十七歲)

十月十六日、天澤寺に隱元禪師に參し、無事關等を問答す、松浦肥前守鎭信同席。

此年室鳩巢生る。(六月二十四日鄭成功使船來。)

【備考】 正月十日本鄉吉祥寺邊出火し江戶大火す。(御側日記)同十五日蘭人入貢す。二月二十七日京極刑部少輔高和は播州龍野より讚州丸龜へ。松平左近將監忠昭は豐後萩野(藩翰譜には鶴崎とあり)より、同國府內へ共に轉封。又常陸新治領主三宅大膳亮康盛が遺領一萬二千石を長子隼人康勝に、又越後與板領主牧野內膳正康成が遺領一萬石を其子新三郎康道に、又伊豫松山城主松平讚岐守定行致仕の請をゆるされ、所領十五萬石を、其子河內守定賴に襲がしめらる。又山城淀城主永井信濃守尙政も同

九月素行子父貞以瘧疾に罹る。息左太郎急病にて卒す、鳳林寺に葬る。此年新井白石生る。林道春歿す。明僧隱元來る

【備考】　正月元日、元旦の儀式を改めて、古制に復す。同五日江戶大火、大半燒亡。同十五日蘭人入貢。同十八日本鄕丸山本妙寺より失火、江戶大半燒亡、燒死者一萬人。江戶城延燒、將軍火を西城に避く。此日の火災北は柳原、南は京橋、東は佃島、深川、牛島新田の地、民家乏しき田園に至りて已む。同三十日鎭火の後大雪にて細民の凍死者多し。依て粥を飢民に施す、日本橋より南は內藤帶刀忠興、石川主殿頭憲之、北は六鄕伊賀守政晴、松浦肥前守鎭信命ぜらろ、米は淺草の米廩より、一日に千苞づゝを供給す。（二月十二日迄）同二十三日儒臣民部卿法印林道春信勝歿す、行年七十五、（水戶記、公儀日記。）同二十六日火賊を搜索す。同二十九日火賊二十人を刑す。二月二日保科長門守正賴（肥後守正之の子）卒す。同九日恩貸及び賜金の制を定む。同十九日肥前佐賀城主鍋島信濃守勝茂致仕、其孫丹後守光茂原封三十五萬七千石を襲ぐ。此日大阪より銀一萬貫目、駿府よりも一萬貫目を搬送し來る。同二十五日朝鮮國の請によつて、硫黃一萬斤を給ふ。同二十六日火事場の制を定む。同二十九日燒死者十萬八千餘人（回向院過去帳には二萬二人）の尸骸を、本所牛島新田に埋め回向院を建立す。（御側日記。日記。）三月九日讃州丸龜城主山崎治賴卒す嗣無く除封。同二十二日皇居築地造營費を五萬石以上の大名に、一萬石三百十五兩の割にて課す。同二十三日下總關宿城主板倉周防守重宗遺領五萬石を長子阿波守重鄕襲ぐ。同二十五日信濃高島城主諏訪出雲守忠恆遺領三萬石を長子右京忠晴、同千石を二男兵部賴隆同千石を三男右衞門賴久に分つ。同二十六日鍋島信濃守勝茂去る二十四日病死の事聞え、其孫丹後守光茂のもとへ松平伊豆守信綱弔使す。五月六日府內の乞丐千三四百人を點檢す。（紀伊記。）同十九日儒官林道春信勝が子春齋春勝等十六人分祿せらろ、中にも信勝は長男春勝に九百二十石の采地を、二男春德守勝に、春勝が廩米五百俵を共に之を讓る。（尾張記。家譜。）六月二十二日美濃岩村城主丹羽式部少輔氏定遺領二萬石を其子勘助氏純襲ぐ。同晦日大阪城內に貯へ置れし（長崎より）五千貫目の白絲を公賣す。七月九日唐僧隱元攝州富田普門寺に寄寓するにつき、其寺に月俸を給ふ。同十日伏見宮貞清親王の御女淺宮（高巖院殿）家綱に降下。同二十一日伊豫宇和島城主伊達遠江守秀宗致仕、所領十萬石の內七萬石を長子大膳大夫宗利に、同三萬石を次男宮內少輔宗純に分封。同二十二日下總關宿總寧寺松頓を津輕に配流、津輕平藏信政に預けらろ、曹洞宗紛爭の故を以てなり。（紀伊記。日記。）同二十三日唐僧隱元京阪南都堺大津の五所に、留錫說法許さろ

府の城代城番に下知狀を下す。(尾張記、水戸記、武家嚴制錄）同十六日長崎奉行に、南蠻船の取締を去る甲午の年のごとく令す、(水戸記、憲教類典、)同十九日去る三日出羽庄内大火の旨注進あり。(水戸記）同二十六日將軍家綱牛込の酒井忠勝別墅に赴く。此日願ひのまゝに忠勝致仕を許され、忠直に所領十二萬三千五百石餘を給し、若狹小濱の城主たらしむ。(水戸記）此月西海の國々に令して、伴天連并に切支丹宗徒の渡來を防がしむ。六月五日暹羅國より通書す、林春齋春勝に讀ましめて聞かる。同十八日向井五左衞門正俊所屬の水主三十六人獄に繋がる、官長の事を直訴するによつてなり。同二十五日舟手頭向井五左衞門正俊改易せらる、所屬の水主を苦慮するによつてなり、水主等も官長の事を强訴せしとて、組頭二人、所屬四人其外罪に處せらるゝもの多し。同二十七日松平薩摩守綱久家計窮困すとて、請ふまゝに封内の金山採堀を許さる。七月三日土佐高知山の城主松平土佐守忠義致仕、長子對馬守忠豐へ原封二十萬二千六百石を、二男山内修理太夫忠直へ三萬石を分封。同五日駿城在番の番頭稻葉伊勢守正吉自殺せりとて、大目付北條安房守氏長、目付小田切喜兵衞順直を檢使としてつかはさる、後に自殺に非ずして、家士のために弑されたること發覺す。(十二月二十六日正吉子權佐正休家を襲ぐ。)(紀伊記、水戸記、武野燭談、素行年譜）同二十三日尾張中納言光友へ市谷に邸地を給す。同二十五日出羽龜田領主岩城但馬守宣隆致仕、其子左京重隆所領二萬石を襲ぐ。同二十八日鶺鴒組を取締る。(紀伊記、水戸記、)八月五日板倉周防守重宗を總州關宿の城に、又重宗が領せし京邊の地を牧野佐渡守親成に與ふ。此日松浦肥前守鎭信が子源三郞棟外十數名初見の禮をとる、(榊原日記)同六日松平越前守光長が請ふまゝに、封地の金礦採堀を許す。九月三日致仕京極高廣一族飛驒守高直と所領を爭ふ。井伊直孝、保科正之和解せしむ。同十八日柳生內膳宗冬をして劍法（當時兵法と稱す）を傳へ（將軍に）しむ。十月十六日夜江戸大火。(水戸記、尾張記）同晦日信濃松代の城主眞田伊豆守信之致仕、所領の內十萬石を其子大內記信政に、又上州沼田三萬石を孫兵吉信澄に分たる。十二月十二日林道春信勝初て大學を進講す、其子春齋、春勝、春德、守勝も共に講す。同二十四日府內長崎町吉原の娼街を淺草三谷村に移さしむ。此年盜賊橫行の聞えあるより、關東諸國の遊民、浪人、亡命者、番屋、鳥銃、馬賣買、等を査檢せしむ。此年暹羅國使船（金札船）來る。(長崎年表。)

明暦三丁酉 一六五七(三十六歳)

正月五日類燒に罹る、同十八九の兩日大火江戸大半燒亡、鳳林寺に僦居す。

石を二男半八郎通貞に、五百石を三男に分つ。八月十日東海諸國大雷雨。同二十八日紀伊國大風。九月朔日淺草三十三間堂にて、稻葉美濃守正則が舊臣原田與右衛門、并甥後藤與次衛門とともに、青山因幡守宗俊が臣林與次右衛門を討取る、兄の讐を報じたるなり。(尾張記、正慶承明日記。)十月二日朝鮮信使入府。同八月韓使引見。同十三日喧嘩口論、下手人、被官人の爭鬪、竊盜、亡命、童子の口論、童子の犯罪、年寄、五人組、負債、不良の子弟、訴訟、離婚、財産讓與、奸通、放火、等に關し法度を下す。此日紀州和歌山城炎上。同十八日韓使日光山に詣す。同二十六日五山僧徒對馬在勤の年限を改めて二年とす。(朝鮮人來朝記)十二月十九日、肥前五島の領主、五島孫次郎盛次遺領一萬二千石を長子萬吉盛勝に襲がしめ、三千石を弟民部盛清に分たる。同二十八日步行組頭今迄は七十俵づゝなりしが、百五十俵となる。此年明僧木菴并に慈岳來る。(長崎年表。)

明暦二丙申一六五六(三十五歳)

正月十一日左太郎誕生。(素行子長男)九月二十三日四郎左衛門(素行子の弟、後の平馬)松浦肥前守鎮信の家臣となる、始め五百石、中頃七百石、後に千石次で家老となる。此年治敎要錄。修敎要錄。武敎要錄成る。熊澤蕃山岡山藩を辭し京都に遊ぶ。

【備考】正月十五日蘭人入貢。二月二日陸奥弘前城主津輕土佐守信義遺領四萬石を、其子平藏信政襲ぐ、又五千石を土佐守信義が弟書院番十郎左衛門信英に分つ。二月八日肥前島原城主高力攝津守忠房遺領三萬七千石を、長子左近太夫高長、三千石を二子左京正房に分つ。三月十九日大和龍田領主片桐助作爲次十五歳にて卒す、嗣子無きを以て、一萬石の内三千石を弟又七郎且昭に分ち、七千石は收公。四月六日松平大隅守光久より、琉球の紅躑躅を盆栽して獻ず、松平伊豆守信綱拒て之を退く、遠物を貴ばざるの意か。同二十五日松平遠江守忠倶封地信濃飯山崩壞す。閏四月四日豐後府內城主日根野織部正吉明封地にて病歿、嗣子なき故に除封。同十四日肥後椎葉山の村民騷擾す、故に有馬左衛門佐康純及び相良壹岐守賴寬に鎭壓を命ず。五月九日駿

生坂井伯元政朝召出さる。同二十日玉川上水成る。七月四日鳥居主膳正忠春封地信州高遠の農氏等苛政を苦しみ、御料の地へ逃げ來るもの三千餘人に及ぶ旨を代官より訴ふ。八月朔日、去月五日長崎奉行より、僧隱元來朝の旨を注進す。同六日、去月十八日より二十日まで西國大洪水の旨注進。同十日大和龍田領主片桐半之丞爲元が子助作爲次遺領一萬石を襲ぐ。八月二十九日備前日向大洪水。九月五日僧隱元徒弟六人引つれ、長崎の地に來舶せるをもて、其さま問はせられしに、かの國の亂を避て歸化せるにまぎれなければとて、奉行より其法語を進覽す、よつて井伊掃部頭直孝。保科肥後守正之、林道春信勝にこれをよましめ上聞に備ふ（御側日記、尾張記、紀伊記、）同二十日後光明天皇崩御。十一月十一日紀邸の安藤帶刀義門病死しければ、一族先手頭彥四郞直政が子半兵衞直清に家襲がしむ。同二十八日御側出頭牧野佐渡守親成京都所司代を命ぜらる。十二月十日林道春信勝、林春齋春勝、林春德守勝、唐武仙の小傳并に其詩作りたるにより、時服羽織を給はる。同二十二日駿河田中城主西尾丹後守忠昭遺領二萬石を長子千勝忠成（二歲）に襲がしめ、五千石を弟書院番主水忠知に分たる。此月關所の制を定む。（大成令）。

明曆元乙未　一六五五（三十四歲）

山崎闇齋京都に學を講ず。七月松浦肥前守鎭信、朝鮮來聘使を壹岐に享す。

【備考】　正月十一日新院御所條目定まる。又法度を新院附に下す。（水戶記、令條記、憲敎類典）同十五日蘭人入貢。二月十日東海道諸驛の鐚錢時估（一兩を四貫文に易ゆ）を改む。同十六日越後長岡城主牧野駿河守忠成遺領七萬四千石を其孫飛彈守忠成（祖孫同名）襲ぐ。同十九日戶田氏鐵卒す。四月十三日承應を明曆と改元。五月二十九日備後福山の城主水野美作守勝俊が遺領十萬石を、長子備前守勝貞襲ぐ。六月十一日奥州道粕壁、杉戶、兩驛の間觀音堂にて、二丸留守居與力豐島七兵衞親綠、岩瀨理兵衞主從四人にて、奥平美作守忠昌が家司桑名仁左衞門を討取て、四人のものも卽座に自死したり、兄の讐を報じたるとなり、同二十四日朝鮮來聘の時各國にて饗應の事分附せらる、例せば壹岐勝本は松浦肥前守鎭信、筑前藍島は松平右衞門佐光之、（以下略）（朝鮮人來朝記）七月二日玉川上水を麴町より二丸庭內に引く。（紀伊記）同三日筑後久留米城主有馬中務少輔忠賴が遺領二十一萬石を、長子松千代賴利襲ぐ。同十三日豐後森領主久留島丹波守通春遺領一萬二千石を長子市兵衞通清に、千

炎上。閏六月五日酒井忠淸老中に任ず。同十七日醫員數原淸庵宗和、淸水龜庵瑞寶、塙宗悅直貞に、書物奉行と共に、官庫の外臺秘要を校合すべしと命ぜらる、同二十七日伊勢祭主藤波神祇大副友忠勅命違犯の罪により、佐渡に遠流せらる。此日秤の制を定む。（大成令）七月五日美濃德野領主平岡石見守卒し、其子兄弟封を爭ひ、遂に除封となる。八月十二日長松德松の二君從三位に敍せられ、右中將に任ぜらる。同十九日長松は松平左馬頭綱重と、德松は松平右馬頭綱吉と名を改む。同二十三日養珠院尼歿す。九月二十八日琉球國使來り繼統を賀す。十月九日本多內記政勝は從兄甲斐守政朝が讓りを受け、大和郡山の城主となり十五萬石を領せしが、政朝が子中務大輔政長、監物政信成人せしを以て、政長に三萬石、政信に一萬石を分たる。同十二日長門國府城主毛利和泉守光廣が遺領五萬石を嫡子右京に、一萬石を弟刑部少輔元知に分たる。此年平戶城主松浦肥前守鎭信に命じ、長崎港の內外七ヶ所に砲臺を築かしむ。（長崎年表）

承應三甲午一六五四（三十三歲）

五月五日赤穗發船、難波より伏見を經、東山道に由て同月二十四日江戶に歸る。

【備考】　正月七日、日光山本坊炎上、同十九日秀忠二十三回忌に依て勅使東下あり。同二十八日蘭人入貢。二月朔日宿老松平和泉守乘壽卒す。同二日切支丹禁制の高札を建つ。（憲敎類典）同四日紙鳶、男色、奴僕の帶刀、美服等を取締る。同十七日番士直廬にて、從者等下馬所にて、共に喫煙を嚴禁す。同二十七日松平筑前守忠之卒す。三月朔日信濃飯田城主脇坂淡路守安元が遺領五萬三千石を其子中務少輔安吉に、二千石を二男小姓組六右衞門安方に分たる。又三河刈屋城主稻垣攝津守重綱が遺領二萬石を嫡孫藤三郞重照に、二千石を二男數馬茂門に分たる。同七日小姓毛利刑部少輔元知萬石の列に加へらる、同八日故宿老上野館林城主松平和泉守乘壽が遺領五萬五千石を、其子宮內少輔乘久に、五千石を二男小姓石川能登守乘政に分たる。同十日鷹司信平に松平號を與ふ。同十二日評定所の式目を定む。同十七日禁裏造營費を五萬石以上の諸大名に課す。四月二十二日筑前福岡の城主松平筑前守忠之の遺領四十三萬二千石を其子右衞門佐光之襲ぐ。同二十三日皇居築地造營の課役を五萬石以上に、一萬石銀一貫目づゝと定む。同二十四日丹後宮津城主京極丹後守高廣致仕し、其子山城守高國所領七萬八千二百石を襲ぐ。五月十八日長崎奉行に命じて、外國船の入津を嚴禁し、且西國四國の諸大名をして警備せしむ。六月十九日儒官林道春信勝が門

【備考】 正月二十日歌舞伎者（俠客）を追捕す。二月八日陸奥中村城主相馬大膳亮義胤が遺領六萬石を、其養子式部忠胤襲ぐ。又讃岐丸龜の城主山崎志摩守俊家が遺領五萬石の內嫡子虎之助治賴（三歲）四萬五千石を、弟勘解由豐家に五千石を分つ。又越前丸岡領主本多淡路守重能が遺領四萬六千三百石を其子作左衞門重昭襲ぐ。又勢州菰野領主土方木工助雄高が所領一萬二千石餘を其養子主殿助雄豐襲ぐ。又播州新宮の領主池田藏助重政が遺領一萬石を、其子右京重影襲ぐ。同十八日致仕那須左京太夫資景が長子美濃資重早世し、子無く封地一萬二千石收公、五千石を資景に給さる。同二十三日伊勢桑名城主松平越中守定綱が遺領十一萬石を、其子攝津守定良襲ぐ。同二十八日同三月十日兩度江戶大火。（尾張紀。紀伊記。公儀日記。）此年火賊を捕へしむ。四月火災に關し法度を下す。五月二十七日阿波德島城主松平阿波守忠英が遺領、阿波淡路合せて二十五萬七千石を長子因幡守忠隆襲ぐ。七月二十五日阿部豐後守忠秋より、養子市正正能の所領一萬六千石の內、一萬石は收公せらるべく、六千石は叔父對馬守重次の分知せし所なれば、收公せらるゝとも、又宗家備中守定高に返さるゝとも然るべしと、決極六千石は宗家に返へし。一萬石本の如し。同二十七日毛利和泉守光廣の所領こもうと島へ蠻船一艘漂着、長崎へ廻さる。九月二十八日慶安五年を承應元年に改元。十月二十一日別木庄左衞門、林戶右衞門、三宅平六、藤江又十郞、土岐與左衞門と言へる處士、黨を結び亂を圖る旨訴人あり、終に捕へられて磔せらる。同二十六日浪人を査檢す。十二月二日寶樹院殿（家綱母）病歿す。此年長崎奉行馬場三郞左衞門罷め（正月）、普請奉行甲裴庄喜右衞門正述之に代る。（長崎年表）

承應二癸巳一六五三（三十二歲）

六月淺野長直赤穗に向て發駕す。七月二十六日素行子亦江戶を發し、九月二十五日赤穗に着す。赤穗城繩張を變更す海道日記成る。

【備考】 正月十三日麴町芝口の市人等、八王子玉川の水を府內に引かんことを請ふ、許されて費用七千五百兩を給せらる。同十五日蘭人入貢す、同十八日蘭人通商の制を定む。（尾張記、水戶記、）二月二十六日後水尾院勅額を前將軍家光の廟に賜ふ。同晦日館林城炎上。三月七日朝鮮書を呈して家光の薨去を弔ふ。同九日下野壬生城炎上。五月二十一日豐後岡城主中川內膳正久盛遺領七萬石を其子山城守久淸襲ぐ。六月十六日志摩鳥羽城主內藤志摩守忠重が遺領三萬石を其子飛驒守忠政、次男三之助忠吉（三千石）に分つ。同二十一日江戶城天守を修理す、同二十二日紀勢兩州大風雨の害あり。同二十三日禁中失火し寶庫一の外悉く

死。五月六日家光を日光山に葬る。同十七日勅使西園寺前內大臣實晴、日光廟前に正一位太政大臣を贈らる。六月十八日、家光の遺金大判金千三百枚、小判八百兩、銀三十萬九千五百枚を旗本に遺す。此日先手頭石谷十藏貞清町奉行を命ぜらる。又村越勝吉勘定頭に任ず。七月九日松平能登守定政、長子吉五郎定知を具して、東叡山の最政院に入て遁世す。同二十三日夜本郷に住める處士丸橋忠彌黨を結び、不軌をはかるよし訴人あり、町奉行石谷十藏貞清行向ひ、忠彌幷に徒弟三人、妻子共にめしとらる。同二十四日由井正雪（素行日記には由比とあり）駿府に自殺す。（素行日記に上下八人とあり）八月十日正雪の殘徒を品川に磔す。（素行日記）正雪忠彌が餘黨悉く追捕あり、各其罪科をたゞされ、今日品川に於て忠彌及二人は磔とし、其餘二十六人も磔、七人は大辟に處せられ、又正雪以下駿河にて自殺せし十人は、同國安倍川の邊にて梟首せらる。（水戸記、正雪一件）同十四日故下總佐倉城主堀田加賀守正盛が遺領十萬石を、其子上野介正信に、一萬石を三男久太正俊に、五千石を四男虎之助正英に、三千石を五男右馬助正勝に分つ。又武州岩槻城主阿部對馬守重次が遺領九萬八千石を、長子千勝定高に、新田一萬六千石を次男三浦吉兵衛正春に、六千石を甥市正正能に分つ。同十八日家綱征夷大將軍に任ぜられ、初て江戸城に於て宣旨を受け內大臣に任ず、爾來例となる。九月十三日正雪の餘黨二十三人を品川に磔す。十月十一日諸組番士に法度を下して、火災浪人を取締る。同十七日將軍宣下の慶賀に依て赦免を被るもの多し。十一月二十五日本多下總守俊次二萬石加恩、伊勢龜山より近江膳所（七萬石）に轉封。同二十七日美濃大垣城主戸田左門氏鐵致仕長子采女正氏信、封地十萬石を襲ぐ。十二月十日酒井忠勝在府の浪人を放逐せんと議す、松平信綱之に贊し、阿部忠秋之を非とし、議遂に已む。同二十日箱根、今切、氣賀の三關、御使幷に急脚の外は、通夜往來を禁ず。同二十八日奥向勤仕の法度を下す。此日蘭人入貢。此年黑川與兵衛長崎奉行となる、外科醫栗崎正元歿す。（長崎年表）

承應元壬辰一六五二（三十一歲）

正月理盡抄第二十五を讀む。二月大星目錄を天野某に與ふ。三月岩城氏の爲めに孫武子を講ず。理盡抄卅三を讀む。極月八日淺野長直に君臣の禮を爲す。北條氏長及び小幡景憲の宅に到り、太刀馬代を以て此事を告ぐ。儒士淺見絅齋生る。

亮政盛遺領六萬八千二百石を、其子千代鶴正誠襲ぐ。同二十四日江島辨財天に法度を下す。九月朔日上野小幡領主織田兵部大輔信昌遺領二萬石を、養子内記信久襲ぐ。又丹波菅原領主織田上野介信勝が遺領三萬石の內、三千石を其叔父彌十郎信當に分ち、餘は公收嗣子無き故なり。九月十日諸國水害。同十七日西城に喧嘩口論。男色等に關し法度を下す。同十九日安宅丸を修理す。同二十日家綱を西城に移す。同二十三日先に豐後に配流ありし、松平忠直入道一伯卒す。是月農民の鐵砲を所持するを禁ず。十月八日毛利甲斐守秀元卒す。同十一日長門國府の城主毛利宰相秀元の子和泉守光廣遺領五萬石を襲ぐ。又飛彈高山城主金森和泉守重賴遺領三萬八千石餘を其子長門守賴直襲ぐ。又大和高取城主植村出羽守家政遺領二萬五千石を其子右衛門佐家貞襲ぐ同十二日鷹司信平家人に列す此年長崎奉行山崎權八郎歿す(十月十七日春德寺に葬る。)徒士頭黑川與兵衛正直奉行となる(長崎年表。)

慶安四辛卯一六五一(三十歲)

正月更級日記を閱す。三月十九日兄總左衛門痛疾に罹て歿す、鳳林寺に葬る、法名昌頓、行年四十八歲。十一月十四日板倉重矩「內膳正」素行子を招き、板倉市正、松浦鎭信、本多兄弟「修理、圖書」を會し莊子齊物論を講ず。十二月二十五日松平定綱卒す。(年譜)明僧道者元來る。(長崎年表)

【備考】 正月五日松平長門守「毛利」領國に病死す、殉死六人。(素行日記)同十九日大歌舞伎勘三郎座の俳優を召て將軍之を覽る。二月三日蘭人入貢す。二十日長門國萩城主松平長門守秀就の遺領長門周防兩國三十六萬九千四百石餘を、長子千代熊襲ぐ。又肥前大村城主大村丹後守純信遺領二萬七千九百石を、養子權之助純長襲ぐ。又越前宰相入道一伯、先に配所にて卒しけるが、其厨料五千石の內を、配所にて設けし松千代長賴(後に永見東市正)に三千石、熊千代長良(後に永見大藏)に二千石を分ち、兄越後守光長に屬せらる。四月四日、近江膳所城主石川主殿頭忠總遺領七萬石の內、嫡孫惣十郎憲之に五萬石、外二、四、七、子に分つ。又本多下總守俊次は龜山より膳所に(三萬石加恩七萬石)轉封。同十日江戶大火。同二十日將軍家光薨ず。又肥後守正之は、遺命に據て家綱を輔佐し。堀田加賀守正盛、阿部對馬守重次、內田信濃守正信、奧山安重、三枝土佐守守惠等殉

齡五十四五なり。四月十日家綱日光社參のため江戶を發す。同二十日家綱歸城。五月十四日陸奧三春城主秋田河內守俊季遺領五萬五千石を分て、長子安房守盛季に五萬石、二子熊之丞季久に五千石を分つ。又攝津三田九鬼大和守久隆が遺領三萬六千石を其子孫次郞隆昌襲ぐ。六月九日故松平大和守直基子藤松直矩播州姬路より越後村上に。又松平式部大輔忠次、奧州白河より姬路（一萬石加恩十五萬石）に。又本多能登守忠義村上より白河（二萬石加恩十二萬石）に共に轉封。六月二十一日酒井忠勝、阿部重次、家綱の傅となる。七月四日大久保加賀守忠職、播州明石より肥前唐津（一萬三千石餘加恩八萬三千石）に。又松平山城守忠國丹波篠山より、播州明石（二萬石加恩七萬石）に。又松平若狹守康信、攝州高槻より、丹波篠山（一萬四千石加恩五萬石）に。又永井日向守直淸山城正就寺より攝津高槻（一萬六千石加恩三萬六千石）に、共に轉封。同二十五日江戶地震、川崎驛民舍百四五十、寺院七崩頹。此月盆躍いつもの如く賑はしく躍らしむべし、されど喧嘩口論はせざらんやうと令す。（大成令）八月十一日御側內田信濃守正信、野州鹿沼にて、五千石加恩一萬五千石となる。同十二日松平周防守康映播州宍粟より石見の濱田（五萬石元の如し）に轉封。九月朔日琉球謝恩使登城。十月五日松平新太郞光政の弟、備後守恆元を、播州宍粟三萬石に封ぜらる。同十一日近衞應山薨ず。同二十二日將軍家光親く堀田加賀守正盛を其家に訪ふ。十二月二十六日細川肥後守光尙卒す。此年大野治長の子永井勘兵衞を長崎爐粕町に捕へて京都に護送す。（長崎年表）

慶安三庚寅一六五〇（二十九歲）

萬葉集を京都より求む。丹羽左京大夫光重に招かれて、莊子齊物論を講ず。名山記を讀む。北條氏長和蘭兵法を蘭人ユリアンに問ひ、圖記を撰進す。

【備考】三月七日阿蘭陀入貢、漂流民還附を謝す。四月十八日細川光尙の原封五十四萬石を稚子六丸に襲しむ。五月三日高野山燒く。同七日尾張大納言義直卒す、近臣五人殉死。六月三日日光山相輪塔成る。同二十日增上寺先住還無寂。同二十六日致仕牧野內匠頭信成去る四月十一日卒し、養老料五千石の內、二千石は二子八太夫尹成に、千五百石は、五子太郞左衞門永成に、千五百石は八子兵部成房に、邸宅別墅は長子佐渡守親成に、親成が邸宅別墅は舍弟等に分たる。同二十八日故尾張大納言義直遺領六十四萬九千五百石を、長子光友襲ぐ。七月十一日伊丹藏人勝長勘定頭を命ぜらる。八月六日蘭人をして武藏野牟禮に佛郞機を試ましむ。同七日故大阪定番內藤石見守信廣が遺領八千石を長子伊勢守信光、外二三四子に分つ。又出羽新庄城主戶澤右京

大納言（家綱）につけらる。又近江仁正寺の領主市橋下總守長政が遺領一萬七千石を長子兵吉政信襲ぎ、千石を二子傳左衞門政直に分ち、同大納言につけらる。同十八日御側牧野佐渡守親成、久世大和守廣之、內田信濃守正信、小姓組番頭齋藤攝津守三友の四人にて、兩人づゝ一日は奧、一日は表方に伺候し、また徒頭小出越中守尹貞、岡田淡路守重治は、一人づゝ隔日に分れて奧表に伺候し、新番頭六人の內、かはる〴〵二人は奧にありてつとめ、四人は表にてつとめ、此輩はすべて營中の諸士勤番の勤怠を巡察し、法令壁書をよく守るか否を査檢し、直に聞え上ぐべしと命ず。同十九日石見濱田城主古田兵部少輔重恆卒し、嗣子無く、所領五萬五千石收公、其城は淺野因幡守長治、龜井能登守茲政勤番を命ぜらる。同二十六日保科彈正忠正貞、內藤岩見守信廣大阪定番命ぜられ、一萬石づゝ加恩、彈正忠正貞は一萬七千石、石見守信廣は一萬五千石。七月四日鶴松丸病氣再發早世、天德寺に葬る、法諡龄眞院殿。同十八日故大坂城代阿部備中守正次が遺領三萬石を、長子執政對馬守重次に給ふ、庇蔭料六萬九千石を合せて九萬九千石となる。八月十五日、北小路宮內道芳、召出されて德松丸附となる。同二十日丹波福知山城主稻葉淡路守紀通發狂して自殺し、封地四萬五千七百石收公、松平山城守忠國、織田上野介信勝、城の在番命ぜらる。九月八日、御側久世大和守廣之五千石加恩一萬石となり諸侯に列す。十月九日松前辨之助之廣遺領を、其子千勝高廣（七歲）襲ぐ。同二十五日信濃松代の支封眞田隼人正信重卒し、除封さるべきを、父伊豆守信之日頃の忠勤により、之を給はる。十一月六日三島驛失火、三島明神罹災。此月町人の家督相續の制を定む。又夜番月行事、警火、火災、に關して法度を下す。此年蘭甲比丹例により上府す、南蠻渡來の擧あるを前報せざりしを責め拜賀を許さず。（長崎年表）

慶安二己丑 一六四九（二十八歲）

續日本紀拔萃終る。

【備考】二月十一日西尾丹後守忠昭、常陸土浦より駿河の田中城に轉封、五千石加恩、二萬五千石となる、同十九日若年寄朽木民部少輔稙綱下野那須より常陸土浦に五千石加恩三萬石轉封。同二十八日松平主殿頭忠房三州刈屋より丹波福知山（一萬五千石加恩四萬五千石）に。又松平能登守定政勢州長島より刈屋（一萬三千石加恩二萬石）に。又松平數馬定知野州那須より長島（七千石に新田を加へて一萬石）に共に轉封。三月六日、同十日の兩度儉約の令を取締る。同二十二日大納言家綱日光社參のため道路を修理せしむ。同二十三日大阪籠城の士後藤又兵衞が子隱れ居たるを、大阪の代官所に搦め取り、京職のもとへ送る。

月除封。又菅沼左近將監定昭卒す、同斷。同八日故大僧正天海に、慈眼大師と賜ふ。同十三日島津光久、王子に於て、犬追物を興行す。同十八日肥前唐津城主寺澤兵庫頭堅高自殺、尋で除封。封地八萬石は收公の上中川內膳正久盛、水谷伊勢守勝隆に在番を命ず。(水戶記。榊原日記。藩翰譜。寛政重修譜。)同二十五日大阪城代阿部備中守正次卒す。(水戶記)同二十六日下總關宿城主牧野內匠頭信成老衰致仕、所領一萬七千石を長子佐渡守親成襲ぎ、親成が庇蔭料五千石を信成加養料に給す。(水戶記。藩翰譜。寛政重修譜。)十二月五日生母らくの局の弟增山彈正忠正利新に一萬石に封ぜらる。又淺野內匠頭長直外八氏、消防の事に盡すを以て褒詞を加ふ。同十一日出羽鶴岡城主酒井宮內大輔忠勝が遺領十四萬石餘を、長子攝津守忠當に襲がしめ、私墾田二萬石を三子大學忠恒に、一萬石を七子杢之助忠解に分たる、忠恒は同國松山に、忠解は大山に住す。(水戶記。)同十四日朽木民部少輔稙綱二丸にて茶を獻ず、後に下總鹿沼の地五千石加恩二萬五千石となる。(榊原日記。水戶記。)同十五日火災の制を取締る。(水戶記。)此年向井元升聖堂を長崎東上町に建つ。(長崎年表。)

慶安元戊子一六四八(二十七歲)

正月新宅を中間町に構ふ。(吉祥寺傍御弓町後)三月新宅に移轉す。盛衰記再覽終る修身受用抄成る。中江藤樹歿す、年四十一。

【備考】正月十日第五子鶴松丸誕生、生母はりさの局(以貴小傳。)同十九日松平伊賀守忠晴遠州懸川より丹波龜山の城に移り八千石加恩三萬八千石となる、又青山因幡守宗俊を信濃小諸城に封じ、二萬七千石加恩三萬石となる。同二十日故信濃國小諸城主松平因幡守忠憲卒して子無きにより、所領四萬五千石收公、但其弟數馬康尙に、下野那須にて一萬石を給せらる。又丹波龜山の城主菅沼左近將監定昭も卒して子無き故に、所領三萬八千石收公。同二十一日北條出羽守氏重駿河田中城より遠州懸川城に轉封、五千石加恩、三萬石となる。二月二十六日去る十五日、正保五年を慶安元年に改元、此月道路の制定まる。又衣服、刀、脇差、雨衣等に關し法度を下す。(大成令)四月十三日將軍家光日光社參江戶を發す。同十七日一切經全部上梓成る。同二十三日將軍家光歸城。五月朔日端午飾物の美麗を禁ず。六月十四日松平下總守忠弘播州姬路より羽州最上に轉封。又松平大和守直基は最上より姬路に移さる。又讃岐丸龜城主山崎甲斐守家治が遺領五萬石を長子志摩守俊家襲ぎ、五子八郎勝政に千石を分ち、

五月松平越中守定綱、素行子を招て兵法を聞く。七月瘧疾に罹る、百餘日にして平復。將軍家光の命により、北條氏長築城模型(殘筆には木圖、年譜には木形とあり、)の製作を素行子に詢り、陰陽の兩圖及び目錄を製す。(殘筆には二十五歲の條に、大猷院の昵近祖心尼より、素行子徵用内命あり、必ず他家へ奉公無用の旨申含めらるとあり)此年紀伊、加賀兩家より競て素行子を召抱へんとありしも、共に之を辭す。

【備考】正月十四日天澤山麟祥院に三百石を施入す、稻葉春日局墳墓の地故に柏木村にて百石、追福のために駒込村にて二百石、(條令)同十六日九條攝政道房薨ず。二月十五日江戶大火、總計二十三町。(水戶記)三月三日伏見奉行小堀遠江守政一卒し、書院番頭永野石見守忠貞之に代る、千五百石加恩、五千石となる。四月十二日仙臺大火、八十餘町、燒死者百人餘。(榊原日記)同十九日證人の制を定む。(榊原日記。憲政類典)。五月七日妙壽院惺窩が子細野圖書頭爲景をして下冷泉の家を再興せしむ。(吉良日記、御徒方萬年記。)六月九日猿樂の制を定む。(水戶記。)同二十八日去る十八日高野山炎上、學侶の坊舍寺々十二三。行人の寺二百燒く。(水戶記。)七月五日松平伊豆守信綱に一萬五千石加恩。阿部豐後守忠秋、阿部對馬守重次に各一萬石加恩。同十二日細川肥後守光尙外鍋島、立花、有馬、寺澤の家司に奉書を下し、長崎に着船せる佛狼機國(長崎年表には六月二十四日南蠻哥訶國「蘭人スモタラと云ふ」使船二艘來る、使節はゴンサアルホウテシケイラデソウサ通商を請ふ也とあり)人使船二百人、副船百二十八人處分方を命ず、かくて九州の諸大名警衞の船八百九十八艘、雜兵警卒四萬八千三百五十四人云云八月六日出港(水戶記。長崎年表。)同二十三日京都三十三間堂の修理を桑山修理亮一玄、中坊長兵衞時祐に命ず。八月二日牟禮野に於て田付四郎兵衞景利大筒發射を試む。同四日龜松丸(三歲)早世、傳通院に葬る、月溪院と號す。(水戶記。)同二十一日信濃松本城主水野隼人正忠淸が遺領七萬石を其子出羽守忠職襲ぐ。又三河田原城主戶田因幡守忠能の遺領一萬石を甥養子主膳忠昌襲ぐ。九月二十八日松平新太郎光政が願により、其弟備後守恒元に、私墾田二萬五千石を分たる。十月二十日酒井宮內大輔忠勝卒す、其子攝津守忠當のもとへ、使番齋藤左源太利政をして弔せしむ。十一月七日松平因幡守忠憲卒す、嗣無き爲に翌年閏正

呈して援兵を乞ふ。明年正月之を却く。長崎年表。）

正保三丙戌一六四六（二十五歳）

松平越中守定綱、素行子を招て兵學を相傳し、太刀馬代時服を贈る、丹羽左京太夫に兵書及び莊子を、又武田道安に老莊を講ず。

【備考】正月八日德松丸（後の綱吉）誕生、母はたまの局光子（後の桂昌院、以貴小傳）同二十八日火災の時訪問の制を改む。（令條記。）此日陸奥高槻領主内藤兵部少輔政晴去年歿後遺腹の男子出生につき、遺領二萬石を其子金一郎正親襲ぐ。三月十七日番士采邑の農民訴訟の制を定む。同二十六日昨夜切手門内に、何方よりか紙鳶に火をそへ投落してありければ、今後紙鳶を制禁すべき旨を令す。（水戸記）四月七日光山奉幣使として持明院宰相基定參宮。同十九日天主教彌嚴禁。五月二十八日大和柳生領主柳生但馬守宗矩遺領一萬二千五百石の内長子重兵衞三嚴に八千三百石、二子主膳宗冬に四千石を分つ。去る四月六日從四位下に敍せらる。又林道春信勝をして柳生宗矩の事蹟を撰せしむ。（藩翰譜）八月九日榊原二位照久卒す。九月二十六日大筒役井上外記正繼子半十郎正景、稻富喜太夫直賢が子喜三郎直之、共に士籍を削らる、銃技を爭つて鬪爭に及びしを以てなり。（水戸記）十月十六日明國より平戸一官（鄭芝龍）援兵を請ふ　同二十日長崎よりの注進に韃靼福州を攻取り、明主既に殂し、一官も降參したるよし、故に援兵の議止むと。（水戸記）十一月十二日大名の廻米を停む。此日美濃岩村の城主丹羽式部少輔氏信が遺領二萬石の内、長子勘助氏定に一萬九千石、二子猪之助信氏に千石を分つ。又下野黑羽領主大關土佐守高増が遺領二萬石の内長子右衞門増親へ一萬八千石、二子龜千代増榮、三子龜滿増公に千石づゝ分つ。十二月朔日蘭人入貢。此日大番松田六郎左衞門定平、飯河新右衞門直信をして、江戸大坂間の驛路の圖を製せしむ。（水戸記）此年倉廩の制を定む。（令條拾遺）又始て蘭商に銅を輸出するを許す。（長崎年表）

正保四丁亥一六四七（二十六歳）

松浦肥前守鎮信。八條中務卿智仁親王は中川内膳正久盛。(以下略)閏五月二十六日三河岡崎城主本多伊勢守忠利遺領五萬六千石の内、五萬石は長子石見利長。四千五百石餘は二子内膳助久。二千石は三子式部利朗に分つ。同二十四日但馬豐岡城主杉原伯耆守重長遺領二萬五千石の内一萬石を養子帶刀重玄に分たる。又伊豫小松領主一柳藏人直頼が遺領一萬石を長子主膳直治(四歳)襲ぐ。六月四日常陸府中領主皆川又三郎成卿卒す、子無ければ所領一萬三千石收公せらる。同十二日故松平筑前守光高が原封百二萬五千石を長子犬千代丸襲ぐ。又使番藤田敦馬助長廣大坂に赴く、これは淺野内匠頭長直この年大阪に加番してあり、依て常州笠間より播州赤穗に轉封につき、直に播州に赴くべく命を傳へんが爲なり。同二十三日井伊兵部少輔直好上野の安中より三州西尾の城に移り、五千石加恩三萬五千石となる。同二十七日井上河内守正利遠州横須賀より常州笠間に轉封、二千五百石加恩五萬五千石となり奏者番を命ぜらる。五千石は弟帶刀正昭に下さる。又本多石見利長は三州岡崎より遠州横須賀に轉封。同二十八日水野備中守元綱三州新城より、上州安中へ轉封。六千石加恩二萬石となり。七月十日秋田河内守俊季五千石加恩、常州宍戸より、奥の三春城(五萬五千石)に轉封。同十四日水野監物忠善五千石加恩、三河吉田より同國岡崎(五萬石)へ轉封。又小笠原壹岐守忠知五千石加恩、豐後杵築より吉田(四萬五千石)に轉封。又松平市正英親豐後龍王より同國杵築の城に移され、三萬七千石にて、弟圖書重長が三千石。織部直正が三千石も、同じ所領の内にて分領。同十六日嘗て停禁の通り刀脇差の寸尺を違犯し、風俗よからぬ者路上にて見かけなば、忽に伐て捨つべしと命ず。同十八日刀は三尺八九寸、脇差は壹尺八寸を限とすべし、大鍔、大角鍔、朱又黃の鞘、又大撫附、大額、大そりさげ、大髯、先々の通停禁。同十九日市井無頼の徒を追捕すべしと命ず。同二十二日伊豆三崎、安房の浦々戌鎮の地點檢を、目付石河三右衛門利政に命ず。同二十七日中國、九州、北國、出羽、大風にて城郭破損す。八月五日外郭并府内各所に辻番所を創置す。九月十日琉球方物を獻ず。同十四日上杉彈正大弼定勝封地にて、去る十日卒す、長子喜平次のもとへ、阿部對馬守重次使して弔す。十月二日東叡山黑門改造。同十三日高野山學侶行人の訴訟を裁斷す。同十九日越前福井城主松平伊豫守忠昌の原封五十二萬五千石の内、四十五萬石を長子萬千代丸に、其内五萬石を二子仙菊丸昌勝に、二萬五千石を三子福松丸昌親へ分封。十一月九日勅使菊亭前右大將經季卿引見、東照大權現に宮號下賜の詔、并に位記宣旨持參。此月出羽米澤城主上杉彈正大弼定勝が遺領十五萬石を其子喜平次襲ぐ。十二月朔日伊豫西條城主一柳丹後守直重が遺領三萬石の内、長子左近直興に二萬五千石、二子半彌直照に五千石分封。同十五日富澤町より出火吉原悉く燒く。同二十日細川忠興入道三齋去る二日卒せし注進あり。同二十八日蘭人入貢。此年十二月明國欽命總督崔芝書を

北條新藏正房宇治採茶の暇を給ふ。(水戸記) 三月八日松平大和守直基十五萬石加恩十五萬石となり、越前大野より出羽最上山形城に轉封。松平土佐守直良大野に封ぜられ、一萬五千石加恩五萬石となる。本多能登守忠義遠州掛川より越後村上に轉封。三萬石加恩十萬石となる。同十八日松平伊賀守忠晴五千石加恩三萬石となり、駿河田中より遠州懸川へ轉封。北條出羽守氏重五千石加恩二萬七千六百石となり、下總關宿より駿河田中へ轉封。牧野内匠頭信成一萬千石加恩二萬石となり、武藏石戸より下總關宿に轉封、城主となる。書院番頭牧野佐渡守親成四千石加恩、五千石となり、内匠頭信成が舊領に封ぜらる。四月九日刀脇差衣服の制を取締る。同十日陸奥三春城主松下石見守長綱發狂し、岳父松平土佐守忠義より、城邑返附を請ふ、願のまゝ封地三萬石收公の上忠義に預けらる。五月四日萬石以上の防火番を三隊と爲す。同十日大奥の女中松山及び銀座の年寄平野平左衛門を刑に處す。(水戸記) 五月十八日播州姫路城主松平下總守忠明が遺領十八萬石の內、長子鶴松丸忠弘に十五萬石を、二子八郎左衛門清道に三萬石を分つ。同二十四日長松丸誕生。生母は藤枝氏なつの局 六月二十五日琉球國使登城。七月十三日土井大炊頭利勝卒す、依て阿部豐後守忠秋使として其子遠江守利隆を弔せらる。九月朔日故大老下總古河城主土井大炊頭利勝が原封十六萬石餘の內、長子遠江守利隆に十三萬五千石。二子八之助利長。三子七之助利房に各一萬石。四子虎之助利直に五千石を、共に之を分たる。十月二十四日每年二日。十二日。二十二日。の評定日を改めて。二日。六日。十二日。十四日。二十二日。二十五日。の六日と定む。十二月十七日竹千代を改めて家綱と稱す。同二十三日去る十六日京にて改元あり、寛永二十一年を、正保元年と號する旨注進達す。同二十八日蘭人入貢。此年戸口調査に關する法度を代官に下す。

正保二乙酉　一六四五(二十四歲)

十一月春秋左氏傳を講了す。

【備考】 正月十七日先手頭阿倍四郎右衛門正之、東叡山に射禮を行ふ。二月十一日鎌倉松岡東慶尼寺天秀(豐臣秀頼の息女)遷化す。同二十八日夜亀松丸誕生、母は成瀬氏まさの局。三月二十日播州赤穗城主松平右近大夫輝興が所領三萬五千石を收公せらる、輝興發狂せしかば、長子五郎八政種。二子萬千代政成と共に、備前岡山に配流せられ、松平新太郎光政に預けらる。四月二十三日家綱(五歲)元服し、正二位に敍し、大納言に任ぜらる。儒役林道春信勝をして元服記を撰せしむ。五月十九日越前丸岡城主本多飛彈守成重致仕。所領四萬三千三百石長子淡路守重能襲ぐ。同二十一日常陸府中領主皆川山城守隆庸遺領一萬八千石の內、長子又三郎成郷に一萬三千石。二子又七郎秀隆に五千石を分つ。同二十二日參向公卿の館伴を命ず、九條左大臣道房公は

千石を二子修理重長に、二千石を三子宮内直政に分つ。又丹波龜山城主菅沼織部正定芳が遺領四萬千百石餘の内、三萬八千石を長子左近將監定昭に、二千石を二子主水定實に、千百石を三子主税定賞に分つ。四月二十六日越後村松の領主堀丹後守直時が遺領三萬石を、其子左門直吉襲ぐ。五月朔日、奥州會津城主加藤式部少輔明成が遺領四十二萬石を收公し、其子内藏助明友を石見の國安濃郡山田にて一萬石に封じ、父明成を預けらる。又明成弟民部大輔明利先きに死せしが、其狀よからずとて、所領奥州二本松三萬石を收公し、其子彌三郎明勝に、新に三千石を給す。（藩翰譜）同二十日國廻目付を關東の國々に遣はして農耕の狀を巡察せしむ。同二十三日大目付上井筑後守政重三千石加恩、一萬三千石となる、年頃天主教考察の功によってなり。同二十七日伴天連及び教徒筑前大島に漂着せるを捕ふ。六月朔日、一昨日書院の與力河村久兵衞同僚を殺し自殺したる樣、狂氣の體にあらず、依て其妻子を罪せらるべしといへども、いまだ妻子なしと聞ゆ。今より後妻子なきものは召抱ゆべからずと諸物頭に傳ふ。六月二十三日奥州南部の海に外國船來りしを、南部重直欺て之を捕ふ。七月四日保科肥後守正之、出羽國山形より奥州會津に轉封三萬石加恩二十三萬石となる。又丹羽左京太夫光重奥州白川より、原祿のまゝにて二本松へ轉封。又松平式部大輔忠次上州館林より白川に轉じ、三萬石加恩、十四萬石となる。同十八日朝鮮國使節登城。八月朔日諸大名拜謁次第を定む。八月八日春日局大病に因て將軍家光其亭に見舞ふ。九月十四日春日局歿す、將軍家光十六日より齋居あり、（局は明智日向守光秀が妹の子、齋藤内藏助利三が娘、後に稻葉内匠正成が妻となり、丹後守正勝をまうけ、其後故ありて正成が家を出で、將軍家光が乳母となる）。（水戸記。藩翰譜。）同二十五日寛永系圖成る。同二十七日府内の消防を四隊に分つ。十月朔日夜前毘沙門堂大僧正天海遷化、同六日遺骸を日光山に葬る。同二十五日蘭人入貢。同二十六日後光明天皇卽位。同二十九日先きに南部に漂着せし外國人十人を大廣間に召し、何れも蘭人にまぎれなきを以て歸國をゆるさる。此十三人の内に砲術に通ぜるカツクマン。ビルベル。リエヤン。及び外科に精しきカスフルヤンス。メツケルテの五人を留めて、其術を傳習せしめ、後慶安二年使節に屬して歸國せしむ（長崎年表）又漂着蘭人待遇の法を令す。（同）

正保元甲申 一六四四（二十三歲）

【備考】 正月（日附不明）法度を諸國の代官に下し、二月三日諸國の代官を召して戒諭す（條令記。水戸記。）二月二十四日松平和泉守乘壽二萬五千石加恩、遠州濱松より上野館林（六萬石）に。又太田備中守資宗三河西尾より遠州濱松に、共に轉封。又步行頭

處せらる。閏九月朔日上總刈谷の領主堀式部少輔直之が子三右衛門直景へ、直之が遺領九千五百石に、直景庶陸の料二千石の內、五百石を加へ之を襲ぎ、千五百石を五子書院番三左衛門直治に分たる。又信濃河中島領主佐久間藏人勝友が遺領一萬三千石の內、一萬石を其長子權之助勝豐に、同三千石を二子長助勝興に分たる。又肥前五島領主五島淡路守盛利が遺領一萬五千五百石餘を、其子孫平太盛次襲ぐ。同九日先に水野美作守勝後に預けられし、酒井山城守重澄發狂して、九月二十九日自死せし旨注進あり。（藩翰譜）同十六日相應院尼（家康第八子仙千代、第九子五郎太郎ち尾張大納言義直の母）歿す。十月三日諸番士襲封の制定る。（令條記）同十六日町奉行島田利正入道幽也歿前の願により、五千石を嫡孫八郎左衛門利宣に、二千五百石を二子高林河內守利春に、四子小姓組久太郎利木へ千石づゝ、二孫兵四郎利喜へ五百石を分つ。十一月五日筑後久留米城主有馬玄蕃頭豐氏子、中務少輔忠賴遺領二十一萬石を襲ぐ。同十五日蘭人入貢す。同二十七日勘定并に步行目付をして、上方邊の城米を査檢せしむ。同二十九日處士荒木左馬助村常初めて謁見し、家人に列せらる。十二月五日南都大火。同八日養子の制を定む。（寬政重修譜）同十四日甲斐谷村城主秋元但馬守泰朝遺領一萬八千石を長子越中守富朝襲ぐ。同三十日天主敎嚴禁に關し、賞銀を定め、法度を下す。（柳營禁令。）

又肥前鹿島領主鍋島孫平太正茂二萬五千石を領せしが、養子刑部大夫直朝（信濃守勝茂が九男）を、宗家信濃守勝茂が願ふままに、宗家より分與の二萬石を以て直朝を支封となし、正茂は亡父和泉守忠茂が五千石を以て、別に一家を立てんと請ふをゆるさる。此年鍋島氏長崎の警備に代る、每年四月交替と定まる。奉行柘植平右衛門江戶に歿す、十月山崎權八郎正信長崎奉行となる。（長崎年表）

寬永二十癸未一六四三（二十二歲）

【備考】二月八日駄賃の制を定む。同十一日天主敎及び私に鑄錢することを嚴禁す。十二日將軍家光先に紀州より捕へ出したる天主敎徒を引出し、親ら鞠問す。同十八日諸士の奢侈を禁ず。三月十五日下野福原の領主那須美濃守資重去年卒し子無ければ所領殁收せらるべきのところ、特に致任せる右京太夫資景に新に五千石を給せらる。同二十六日攝津尼ヶ崎の城主靑山大藏少輔幸成遺領に、新田四千石を加へ、五萬四千石の內、四萬八千石を長子大膳亮幸利に、三千石を二子左近幸通に、二千石を三子藤兵衛幸正に、千石を藤藏幸高に各之を分つ。又豐前高田の城主松平丹後守重直が遺領の內三萬二千石を長子長門英親に、三

を受く。兵法雄備集「五十三卷」成る。

【備考】正月十一日堀田加賀守正盛信州松本より、下總佐倉の城に轉じ、十二萬石となる。同十三日官の荷船に德川家の紋を用ゆるを禁ず。二月十二日人賣買。奴婢年期。駄賃錢。に關する法度を下す。同十九日淺草觀音堂炎上。此月より五月迄飢饉につき、日暮施粥あり。同二十八日松平右京太夫頼重常陸下館より、讃岐高松に轉じ十二萬石となる。三月二日越後村上城主堀千介直定卒す子無く家斷ゆ。三月十二日紀州邸の儒那波道圓をして寛永系圖を助修せしむ。四月十三日將軍家光日光社參江戸發同二十二日歸城。五月朔日諸大名をして、天主教徒を査檢せしめ、且農民を賑救す。同八日去年五穀稔らざりしかば、巡察使を諸國に派す。同九日下野皆川領主松平大隅守重則遺領一萬五百石を長子太郎八重正襲ぐ。又豐後日出城主木下右衞門大夫延俊遺領三萬石の內、二萬五千石は長子左兵衞俊治。五千石は二子縫殿助延次に分つ。同二十三日武藏。美濃。遠江。伊勢。駿河。上總。下總。信濃。の代官を召し、農民困難の樣々諸老臣尋問し、祭禮。佛事。衣服。婚禮。烟草（植ゆべからず）等に關して令するところあり、尙荷鞍に毛氈かけて乘る可らず、各村に木を植へ林を造るべしと命じ、更に細目に涉りて奢侈を禁ずる旨を傳ふ。六月八日城米及廩米を査檢せしむ。同十日大番士をして儉約を守らしむ。同二十四日和泉當城領主小出大隅守三尹が遺領一萬石を、長子與平次有棟襲ぐ。同二十八日法度を大目付町奉行に下して、農民の疲勞を救ふ方法を講ぜしむ。（紀伊記。武家嚴制錄。）此月諸國邑鄉に高札を建つ、曰く「田圃荒廢せざるやう心入て稼穡すべし、立毛損亡せざるを申すすめ、租稅滯せば曲事たるべしと也。」七月八日代官。藏奉行。勘定役等私曲暴露し、斬罪。追放。配流に處せらる（誠貳日記）同二十五日下野福原領主那須美濃守資重卒す、子なきにより所領一萬四千石收公せらる。同二十八日水野隼人正忠淸二萬五千石加恩三州吉田より信州松本城に（堀田正盛の轉封を正月の條に上げ、又七月十六日の條に上ぐ何れが正？）轉封七萬石となり。永野監物忠善は駿州田中より吉田城に。永谷伊勢守勝隆は備中成羽より、同國松山の城主に、山崎甲斐守家治は讃州丸龜城に各轉封。同二十九日農村。孤獨。病人等に關し、法度を諸國の鄉邑に下す。（御徒方萬年記。令條記。）八月十四日領地轉替の下知狀を與ふ。（武家嚴制錄。）同二十一日淺草藏奉行伊丹彥左衞門勝信切腹せしめらる。私曲あるを以てなり。同二十二日英勝院尼（阿勝局）歿す。九月朔日譜代大名交替の制を定む。同十二日大番頭松平伊賀守忠晴二萬石加恩駿河田中の城主（二萬五千石）となる。同十四日諸國の代官に、農民。釀酒。菓子等に關する法度を下す。同二十一日間宮正次所屬の步行士等市人と鬪爭して追放に

勢物語、枕草子、萬葉集、百人一首、三部抄、三代集、等を、廣田坦齋より相傳す」と。あり。一年千首の和歌を詠ず、後子細あつて歌を止む。

【備考】正月晦日江戸大火、昨夜子の刻より火起り、南は増上寺宇多川橋を限り、東は木挽町の海邊、北は御成橋(今の幸橋?)を限り、西は麻布町、罹災町數九十七。二月七日諸家系圖編輯に就て、太田備中守資宗奉行となり、儒官林道春信勝。井に其子春齋春勝をして事に當らしむ。同八日巡察使を諸國に派遣す。同十五日高野山炎上、但大塔は無事。三月朔日船手頭石川八左衛門政次等をして、九州各浦を巡察せしむ。三月十四日加藤式部少輔明成が家司堀主水亡命して諸國に匿る、明成怒つて之を討たんとし、主水窮して大目付井上筑後守政重に一封を捧ぐ、後に堀主水の非據あらはれ、兄弟三人共に明成に渡さる。同二十八日細川越中守忠利卒す、使番齋藤左源太利政を、其封地熊本城に遣はされ、父忠興入道三齋を弔す。四月二日蘭人二人入貢、老臣井に井上筑後守政重命を傳へて、國禁を守る可き旨を以てす。五月五日細川越中守忠利の遺領五十四萬石を長子肥後守光尚襲ぐ。同十日諸大名を召し集め、天主教考察の事を始め、儉約。亡命。等の事に關して諭示を下す。同十九日近習。惣物頭を召し集め同斷。六月二十三日諸番頭をして諸士の釆邑税額軍役等を調査せしむ。七月五日書院番牧野帶刀成儀外十數名をして諸國を巡察せしむ。(紀伊記)八月三日家綱生る。母は青木氏。(以貫小傳)八月二十日風流踊井に饗應の華美を禁ず。九月六日備中松山城主池田出雲守政豐卒す、嗣子無く、封地六萬五千石收公。同十日山崎甲斐守家治讃豫兩國の堺にて所領五萬石を給せらる。十一月二十一日下野壬生城主三浦志摩守正次が遺領二萬五千石の內、二萬石は長子龜千代安次に、同五千石は二子長五郎共次に分たる。又豐後臼杵城主稻葉民部少輔一通遺領五萬六千石を、長子能登守信通襲ぐ。十二月四日松前領主松前志摩守公廣が遺領を、長子主殿氏廣襲ぐ。同七日書院番内藤四郎左衛門正次が家僕二人、主を殺して亡命せしを捕へ、日本橋にて鋸引に處し、其父兄妻子すべて十人淺草に於て磔せらる。(紀伊記)同十五日三縁山安國殿上棟。同二十一日蘭人入貢。又長崎の唐船に曉諭を下す。此年蘭商船長崎へ入港九隻。蘭人を出島に居住せしめ、毎年家税定額銀五十五貫目を出さしめ出島町人之を分配す。幕府筑前黑田侯に命じ、常に兵を出して長崎を警む。乃ち西泊戸町に兵營を造る。之を沖兩番所と稱す、常に一千人を屯する故に、千人番所と云ふ。(長崎年表)

寛永十九壬午　一六四二(二十一歲)

山鹿三郎右衛門(後の平馬)疱瘡に罹る。十月十八日小幡景憲より兵學印免の狀

同二十八日下總榎本の領主本多犬千代（五歳）早世す、所領一萬八千石收公。六月二日阿媽港船長崎に着岸す、嚴重に査檢を命ず。同十二日大目附井上筑後守政重六千石加恩一萬石となる、毎年長崎に差遣さるゝを以てなり。同二十七日阿媽港渡航を禁ぜらるゝ所、今年亦着船せしを以て、大目附加々爪民部少輔忠澄。目附野々山新兵衛兼綱を長崎に派し、査檢の結果により、同十六日七十四人の內六十一人を梟首し、船井に荷物は悉く燒捨て、殘り十三人（醫師及船子）は別船にて追返し、諭文を發して阿媽港民に告げしむ。此月二十二日船手頭をして、毎年九州四國の諸港を巡視せしむ　七月七日播磨山崎領主松平石見守輝澄家士騷動し上裁を仰ぐ、同二十六日封地六萬八千石收公せられ、松平相模守光仲に預けられ因幡鹿野に配流。又讃岐高松城主生駒壹岐守高俊封地十七萬千八百石收公、長子右衛門高法と共に、出羽由利矢島に配流。八月二十八日、千代姫の生母ふりの局歿す。（以貴小傳。斷家譜。）九月五日相良壹岐守頼寛家臣清兵衛を陸奥津輕へ追放す。同十一日松平淡路守康映和泉岸和田より播州山崎に、岡部美濃守宣勝攝津高槻より岸和田に移り、一萬石加へて六萬石となる。同十三日柳生但馬守宗矩五百石加恩、一萬五百石となる。同十四日先手頭三枝伊豆守忠昌の遺領一萬石の內、七千石を長子內匠守全に、同三千石を二子主殿頼增に分つ。又美濃高須領主小笠原左衛門佐政信の遺領二萬二千七百石餘を、其子主膳貞信襲ぐ。同十五日代官小林十郎左衛門時喬に、野邊澤銀山查檢を命ず。同十六日毛利秀元將軍家光を品川御殿に迎へ茶會を催す。（曾我日記。君臣言行錄。）同十八日備中岡田領主伊東若狹守長昌が遺領一萬三百石餘を、其子甚太郎長治襲ぐ。同二十八日北條出羽守氏重相摸甘繩より下總關宿城主（一萬二千石加恩二萬二千石餘）　に轉封、又松平若狹守康信下總佐倉より攝津高槻に。小笠原主膳貞信關宿より美濃の高須に。信濃高島城主諏訪因幡守頼水長病にて致仕、其子出羽守忠恒原封三萬二千石を襲ぐ。十月十九日植村出羽守家政一萬六千石加恩、和州高取の城主（二萬五千石）となる。此年儒役林道春信勝日光御參御齋會記を撰進す。此年和蘭貿易場長崎一港となる、先是蘭船平戸に貿易するもの三十餘年、此年之を長崎に移し、且沿海に令し、外國船到着せば、直に挽船を出して長崎に送付せしむ。同六月奉行大河內善兵衛罷め、柘植平右衛門正時之に代る。又伴天連五人天主教徒二人を斬る。（薩州下甑島に潜匿せるもの）

寛永十八辛巳　一六四一（二十一歳）

殘筆に「十七歳より歌學を好み、二十歳迄の內に、源氏物語、源語秘訣、伊

寛政重修譜。)同二十日加賀金澤城主黃門利常致仕をゆるさる。原封百十九萬石の內、八十萬石は長子筑前守光高、十萬石は二子淡路守利次。七萬石は三子飛驒守利治に分ち。二十二萬石は黃門自らの養老料に充つ。七月四日老中連署の令條を下し、阿媽港(今の澳門(マカオ))渡航を嚴禁す。又鎭西の諸大名には、伊豆守信綱。豐後守忠秋。對馬守重次連署の令條を下して、入津外舶を查檢せしむ。又唐人及び蘭人に、天主敎徒を載せ來るを嚴禁する旨を傳ふ。七月六日老臣奉書を以て、東國の諸大名へ、天主敎制禁の事を令す。同十三日水戶中納言賴房の次子右京賴重を新に常陸下館(五萬石)に封ず。同十八日使番州倉仁左衞門在重町奉行となる。同二十三日近年凶作により、法度を發して農民を誡む。同二十五日蘭船平戶へ着す、松浦肥前守鎭信に優待し交易すべきを命ず。此月儒臣林道春信勝命により、無極太極和字抄を選進す。八月二日諸大名に令して、西城の石垣を修理せしむ。同十一日江戶本城回錄に及ぶ。九月四日小姓組番頭朽木稙綱一萬石加恩二萬石となる。同十七日大僧正天海東照宮緣起を撰進す。同二十一日千代姬尾張光友に入輿。十月八日江戶城修築に依て諸士をして警衞せしむ。同二十二日越後村上城主堀丹後守直寄遺領十三萬石の內十萬石を嫡孫千助直定(四歲)襲ぎ、三萬石は二子七郞五郞直時に分たしめ、同國安田に住せしむ。十一月十六日備後福山城主水野日向守勝成衰老につき致仕。所領十萬千石を長子美作守勝俊襲ぐ。(藩翰譜。寛政重修譜。)十二月十八日旗本貧困の原因を查檢すべきを命ず。同二十六日儉約を令す。(水戶記。寛政重修譜。)此年大河內善兵衞長崎奉行となる。蘭人英人及び仲の子等十一人を平戶に付し、蘭船に托送す。南蠻船二隻來る、通商を復せんことを請ふなり、幕府井上筑後守を差遣し、更に再渡を禁じ、速に退去せしむ。長崎港用船を定む(長崎年表。)

寛永十七庚辰一六四〇(十九歲)

蒔田甫庵のために、論語を。黑田信濃守のために孟子を講ず。……年譜。(此年。中江藤樹始て王陽明の學說を唱ふ。)

【備考】正月七日足輕の奢侈を誡む。又儉約を令し、衣服の制を定む。同二十三日町奉行堀直之寺社奉行に轉じ、同加々爪忠澄大目附に轉ず。同晦日伊達遠江守秀宗封地伊豫宇和島へ唐船漂着十一人餓死、七十九人上陸、長崎奉行に命じて歸帆せしむ。三月七日筑前東蓮寺領主黑田市正高政養子萬吉之勝遺領四萬石を襲ぐ。此日京都二條城戍役の制を定む。(令條記。)四月五日本城構造成功、今日移徙。同十三日將軍家光日光社參江戶發。同二十三日歸城。五月二十日蘭人入貢す。同二十六日春日局上洛。

寛永十六己卯一六三九(十八歳)

九月父貞以瘧を病む、經月平癒。今年神道を光宥に相承す。‥‥‥‥年譜。

【備考】正月五日松平伊豆守信綱武藏の忍より川越に轉じ、三萬石加恩、六萬石となり。又阿部豐後守忠秋は、下野國壬生より忍に轉じ、二萬五千石加恩、五萬石となり。同十四日三浦志摩守正次一萬石加恩壬生の城主（二萬五千石）となる。同十六日蜂須賀家政入道蓬庵卒す。同二十八日寺社奉行松平出雲守勝隆五千石加恩、上總佐貫の城主(一萬五千石)となる。二月十五日江戸城諸門の修理奉行任命せらる。同二十一日奴婢の給金定る。三月三日播州姫路城主本多甲斐守政朝の遺封十五萬石を、其從弟内記政勝に襲がしめ、政朝が二子ともに幼年なるを以て、政勝が養子として教育すべく命ぜられ、姫路より大和郡山城に轉封。又遠州懸川の城主松平大膳亮忠重遺領四萬石を、其子萬助忠倶に襲がしめられ、忠倶幼稚なればとて信濃飯山に轉封。又本多能登守忠義は姫路より懸川へ、二萬石加へて七萬石。松平下總守忠明は郡山より姫路に、六萬石加へて十八萬石。大久保加賀守忠職は、美濃加納より明石に、二萬石加へて七萬石。松平丹波守光重は、明石より加納へ、共に轉封せらる。同二十日東叡山藥師堂より火起り廻廊五重の塔等炎上す。四月二日筑後柳川城主立花飛驒守宗茂入道立齋致仕し、所領十萬九千六百石を其子左近將監忠茂襲ぐ。同十八日將軍家光、親しく土井大炊頭利勝の大病を其邸に訪ふ。同二十日上野沼田城主眞田熊之助信利七歳にて早世す、依て沼田城には祖父伊豆守信之が子供を似て襲がしむべく命ず。同二十二日將軍家光諸大名を白木書院に召して教諭を與ふ。五月朔日蘭人入貢す。同十一日町奉行酒井因幡守忠知、小十人頭小林新平正重。兩人采邑人返の事により爭端やまず、終に上裁を仰ぐに至つて、因幡守は安藤右京進重長に、其子四人は井伊兵部少輔直好に、新平正重は井上河内守正利に、其子は太田備中守資家に預けらる。同十八日兩人の訴論査檢の結果、小林正重父子は自殺を命ぜられ、因幡守忠知は追放せらる。同十九日將軍家光品川の新寺に詣し萬松山東海寺と命ず。同二十日蘭人進貢の石火矢を、麻生の地にて試驗せしめ、堀田正盛。阿部重次。牧野信成。目付兼松彌五右衛門正直監臨し、四町ばかり隔たる茅屋へ打かくること數度なりしも、茅屋に達せず、火もうつらず。蘭人かへつて毀傷す。(水戸日記)同二十三日將軍家光惣番頭を召して、旗士儉約の事を訓令す。六月五日水谷伊勢守勝隆常陸下館より、備後成羽へ轉封、三千石加へて五萬石となる。同十五日三河深溝領主板倉内膳正重昌遺領一萬五千石を分て、長子主水佑重矩に一萬石を襲がしめ、同國牛島に移され、次子甚太郎重直に五千石分たしめらる（藩翰譜。

ひ、淺草海禪寺に入りて自害し家斷ゆ。同十三日高力攝津守忠房遠江國濱松より島原に轉じ、五千石加恩四萬五千石となる。同十四日山崎甲斐守家治備中國成羽より天草に轉じ、一萬石加恩五萬石となる。同廿四日少老太田備中守資宗一萬九千四百石加恩三河西尾の城主(三萬五千石)に封ぜられ、奏者番となる。同二十五日松平和泉守乘壽一萬六千石餘加恩、美濃岩村より遠江濱松の城(三萬六千石)に轉じ、同じく奏者番となる。同二十七日僧澤庵のために品川に東海寺を建つ。又書院番頭丹羽式部少輔氏信一萬石加恩、三河伊保より美濃岩村(二萬石)に轉封、番頭をゆるさる。又薩摩鹿兒島城主中納言家久遺封薩、隅、日、すべて六十萬五千石餘、并に琉球十二萬三千七百石を、長子薩摩守光久襲ぐ。五月朔日、先に五百石積以上の大船を停禁せられしといへ共、商船はこの限にあらずと令す。同十二日松平伊豆守信綱。戸田左門氏鐵天草より凱旋。同十五日廻船もいかほど大船なりとも苦かられば製造せしむべし、軍船は先々のごとく禁ぜらるべき旨を傳ふ。同十六日町奉行加々爪民部少輔忠澄。堀式部少輔直之の職ゆるされ、忠澄は大目付になり、作事奉行酒井因幡守忠知。長崎奉行神尾内記元勝町奉行となる。又下總佐倉城主松平紀伊守家信の遺領四萬石を長子若狹守康信に三萬六千石、弟修理亮氏信。新九郎信忠に。二千石づゝを分つ。七月二日常陸土浦領主堀市正利重の遺領一萬四千石を、長子越中守利長に一萬二千石、二子數馬利直に、二千石を分つ。八月十一日松平右衞門太夫正綱外三士を一隊とし。又伊丹播磨守康勝外三士を一隊として、關東の山野を巡察せしむ。此月南蠻人の渡來を禁ず、特に太田備中守を差遣し之を蠻人に傳へ在住の者日を期して歸國せしむ出島一時空宅となる。九月二十日天主教愈嚴禁せらる。又山境諍論等に關し、訴訟の別を定む。十月二十九日品川牛込の兩地に藥苑を開き醫員池田道陸重次は品川に、山下芳壽軒宗琢は牛込に、共に園監として各廩米二百俵を給され、同心二人園丁十人づゝ附屬せらる。一月七日土井大炊頭利勝。酒井讃岐守忠勝、朔望のみ出仕し、其間大政の事にのみ臨時登閣すべく命ぜらる、後の大老此に始まるなり。又阿部對馬守重次は宿老(老中)の列に加はり。三浦志摩守正次。朽木民部少輔稙綱は旗下の輩を所屬とし。(後の若年寄)大番并に寄合の輩は、松平伊豆守信綱。阿部豐後守忠秋。阿部對馬守重次支配すべしと命ぜらる。(紀伊記)十一月十七日天海大病に罹り、寺務を門跡公海に讓る。同二十日鎌倉英勝尼寺に相模地子村三百石の地を寄す。同日播州姫路城主、本多甲斐守政朝俄に卒す、二人の子幼なければ、嫡子十五歲に及ばんまで、同族内記政勝に、所領十五萬石托せらる。十二月朔日下野榎本領主本多大隅守政遂其子犬千代某遺領二萬八千石を襲ぐ。此日出仕の諸大名に、天主教徒を嚴究すべしと命ず。同二十二日安房東條領主西鄉若狹守正員子孫六郎延員遺領一萬石を襲ぐ。

なかりければ家絶ゆ。八月十五日本城構造成り、同二十七日（或は九月二十日とす）將軍家光之に移徙す。九月八日肥前平戸城主松浦壹岐守隆信遺領六萬三千二百石を、其子肥前守鎭信襲ぐ。又日向佐土原領主島津右馬頭忠興の子萬壽丸久雄、遺領三萬石を。又備中足森領主木下宮内少輔利房が子、淡路守利當、同じく二萬五千石を。又信濃須坂領主堀淡路守直竹が子大學直輝同じく一萬五千石を、共に之れ襲ぐ、又上野鳥山城主堀美作守親良が遺領二萬五千石の內、二萬石は長子又七郎親昌に、三千石は二子孫太郎東智に、二千石は三子三太郎親宣に分つ。十月二十九日法度を東國代官に下す。（令條記）十一月九日肥前島原にて、天主教を奉ずるもの一揆を起す。（藩翰譜、澤庵遺書、肥前島原記。）十一月二十七日天草の逆徒征討の使を、松平伊豆守信綱。戸田左門氏鐵に命ぜらる。十二月二十二日南部山城守重直去年參覲遲々して勘氣を蒙りしが今日宥さる。又出雲松江城主京極若狹守忠高卒して子なく、出雲隱岐の兩國二十六萬四千二百石餘を收公せられ、舍弟主殿高政が男刑部高和に、播州龍野にて換地六萬石を給せらる。又大和高取城主本多因幡守政武卒し子なく家絶ゆ。此年代官角倉庄七支紀は淀橋の修理を命ぜられ、淺野内匠頭長直は防火の事に任ず。十二月長崎奉行榊原飛彈守。馬場三郎左衞門の二人共に江戸に在り、島原の亂を聞き馳せ下り、此月七日島原に向ひ、榊原は鍋島の軍に、馬場は細川の軍に監たり。（長崎年表）

寛永十五年戊寅一六三八（十七歲）

此年冬論語諺解成る。又此冬高野按察院光宥法印に神道を傳受す、……殘筆。又廣田坦齋に神道幷に國學を講習す。

【備考】正月元日板倉重正原城を攻めて利あらず。塀際にて鐵砲に當りて重正討死す。二月八日元駿河大納言家につけられし三枝勘解由守正。屋代越中守忠正ともに安房國にて一萬石を給せらる。同十一日松平出羽守直政信濃松本を轉じて、出雲國一圓幷に隱岐國をも預けらる。同二十一日松平信綱等原城を攻む、賊勢稍挫ぐ。同二十七日原城陷落す。同二十七日島津家久卒す。三月七日大和柳本領主織田大和守尙長子修理亮長種遺領一萬石を襲ぐ。同八日堀田加賀守正盛信濃松本にて六萬五千石に、江戸近郊の地をそへて十萬石となり連署の列をゆるさる。四月十五日島原城主松倉長門守勝家の所領六萬石を收公せられ、美作國に流され、森內記長繼に預けらる。其弟右近重利は讚岐國に流され生駒壹岐守高俊弟三彌重高は松平長門守秀就に預けられ、府內の兩邸は收公さる。又唐津城主寺澤兵庫頭堅高は、天草の所領を削らる、（十二萬石の內四萬石を）後に堅高口惜き事に思

城（三萬二百石）に封じ、祖父彦右衞門元忠が祭を奉ぜしむ。七月二十七日江戸城外廓石疊井城濠成功す。八月二日箱根の關に法度を下す。又港灣の制を定めて各洲に高札を建つ。（憲教類典。武家嚴制錄。）同十日朽木民部少輔稙綱六千石加恩（一萬石）諸侯に列せらる。同十四日柳生但馬守宗矩四千石加恩（一萬石）大目付の職をゆるさる。同二十二日大和布施領主、桑山左衞門佐一直卒し、遺領一萬六千石を、其子修理亮一玄襲ぐ。九月十三日丹後田邊城主京極修理太夫高三遺領三萬五千石を、其子六丸高直襲ぐ。十一月朔日蘭人入貢す。同二十二日三浦志摩守正次五千石加恩一萬五千石となる。同廿四日伊豫西條城主一柳監物直盛新封赴任の途中にて卒す、遺領の内西條三萬石は長子丹後守直重に、二萬三千石は二子美作守直家に、一萬石は三子藏人直賴に分ち、直家は自領を合せて二萬八千石餘となり、播磨小野に住し、直賴は伊豫小松に住す。十二月十三日朝鮮信使登城す。同二十九日曾根源左衞門吉次總勘定頭となる。此年淺野内匠頭長直西城の助役を勤む。又畫工狩野采女守信は、日光緣起を畫きし賞として、法眼に敍せられ、剃髮して探幽と號す。

寛永十四丁丑一六三七（十六歳）

大森信濃守、黒田信濃守の請に應じて孟子を、又蒔田甫庵のため論語を講じ、翌年滿講。大學中庸諺解（始め款啓集と題す）成る。（此年、松浦肥前守鎮信封を襲ぐ。）（備考參看）

【備考】　正月四日上野廐橋城主酒井阿波守忠行遺領十萬石を、其子雅樂頭忠淸に、二萬二千五百石を、二子萬千代忠能に分たしむ、但忠行嫡子たりし時に給されたる三萬石は收公せらる。同十四日江戸本城改造に依て、家光西城に移る。（水戸記。紀年錄。慶延略記。寛永系圖。）同二十二日一位の尼阿茶局歿す。（水戸記。以貴小傳。）二月六日松平下總守忠明に預けられ、大和郡山に籠居せし、朝倉筑後守宣正卒す。三月十日先きに出羽由利に配流せられし本多上野介正純死す。（寛永系圖。藩翰譜備考。）同二十八日伊勢兵庫貞衡召出され、廩米千俵を給せらる。貞衡の母は春日局の妹なり。五月二日ふりの局生る母は岡氏、後の千代姫君なり。此月陸奥白川城主丹羽宰相長重が遺領十萬石を其子左京大夫光重襲ぐ。五月十八日、大内（明正院）より女房奉書に權大納言の消息そへて、春日局まで、家光の病を訪はせ玉ふ。七月五日大阪長崎井に因幡より外國船入津の注進來る。（大内日記）「長崎年表には、八月の條に南蠻船琉球に漂着すとあり」。同十三日大和高取城主本多因幡守政武卒す、女子のみにて男子

度を下す、儒林道春信勝、下段に出でて法令を讀む、曰く忠孝を勵し禮法を正し、常に文武の藝を心がけ、義理を專とし、風俗を亂すべからざる事云云（紀年錄）此年長崎奉行、神尾内記作事奉行に轉じ、仙石大和守久隆之に代る。（長崎年表）

寛永十三丙子一六三六（十五歲）

初て大學を講ず、尾畑（一に小幡尾幡に作る）勘兵衞、北條安房守氏長（一に氏房）に入門、專ら兵學を修む。

（此年外國渡航を禁止す。長崎出生の外國人雜種男女二百八十七人を阿媽に放つ。出島屋敷成る。仙石大和守罷め、徒士頭馬場三郎左衞門利重代る。）（長崎年表）

【備考】正月六日伊勢内外宮の神官座班を爭てやまず、因て内宮を前とし外宮を後と定めらる。（紀年錄）同八日江戸城惣廓の造營を始め、其費用を諸大名に課し、總廓の石壘を西國四國中國の諸大名に、城濠總堤は、關東并に奥羽の大名に共に之を課す。（紀年錄。條令。武家嚴制錄。）同十五日蘭人入貢す。二月（日を缺く）儒臣林道春信勝命により、和漢荒政恤民法制を選述し進覽す。三月十五日烏丸大納言光廣卿宅地を下されしを謝す。同二十日酒井雅樂頭忠世卒す。四月九日日光山東照宮二十年遷宮例祭。同十三日將軍家光日光參社江戸を發す。同十七日東照宮祭禮。同二十二日家光歸城。五月十三日上野廐橋城主酒井雅樂頭忠世が遺領十二萬二千五百石を、其子阿波守忠行襲ぐ。同十九日榊原飛彈守職直。目付馬場三郎左衞門利重長崎奉行を命ぜられ、老臣連署の下知狀を下して、外國渡航并に天主教を絕對に禁止す。（長崎年表。憲教類典。）同二十一日將軍家光伊達政宗の病を其邸に訪ふ。（貞享書上。明語集。）同廿四日伊達政宗卒す。（藩翰譜。寛政重修譜。）六月朔日一柳監物直盛に一萬八千石加恩（六萬八千石）勢州神戸より伊豫西條（五萬八千石）に轉じ、播磨國にて一萬石加恩、其内五千石を二子美作守直家に分つ。又貨幣の制を定む。（條令）同十三日肥後人吉城主相良左兵衞佐長每卒す、其子壹岐守頼寛遺領二萬二千石を襲ぐ。同二十三日本多下總守俊次一萬五千石加恩、三河の西尾より伊勢の龜山（五萬石）に轉じ。岡部美濃守宣勝は、播磨龍野より攝津高槻に移さる。七月六日水戸中納言頼房長子千代松丸（光圀）元服。同二十一日保科肥後守正之、信濃高遠を轉じ、羽州最上山形の城主（二十萬石）となる。又故羽州最上山形の城主鳥居左京亮忠恒卒して子なければ、封地二十二萬石收公となり、弟鶴千代忠春を、信濃高遠

同二十日將軍家光朝鮮人の馬術を觀る。五月十三日紀伊の宿老安藤帶刀直次卒す。同二十二日酒井雅樂頭忠世舊職に復し、西城勤番となる。同二十三日京都二條城在番交替を爲す。（交替の濫觴）此月金地院元良に令して、五山十刹及び諸山を管せしむ。六月二日一昨年起工せし安宅丸成る、此日將軍家光品川に觀船式を行ふ、堀田加賀守正盛。松平伊豆守信綱、阿部豐後守忠秋指揮を爲す。又安宅丸を天下丸と改稱す。（吉備烈侯遺事。天享東鑑。）同十二日石見の奉行竹村丹後守道淸任所にありて卒し、其子小姓組藤兵衞萬嘉家を襲ぐ。（寛永系圖）同二十日阿部豐後守忠秋一萬九百石餘加恩、下野壬生城（二萬五千石）に轉封。同二十一日在府の諸大名を大廣間に集め、武家諸法度を令す、儒臣林道春信勝中央に出でゝ是を讀む、曰く「文武弓馬の道專可ㇾ相嗜ㇾ事。左文右武古法也云云」（天享東鑑。）同晦日諸大名始て四月を以て交替することゝなる。七月二十八日松平隱岐守定行に四萬石加恩（十五萬石）伊勢桑名より伊豫松山に。弟美作守定房に二萬三千石加恩（三萬石）同所今治に。松平越中守定綱に五萬石加恩（十一萬石）美濃大垣より伊勢桑名に共に轉封となる。松平能登守定政に二千石加恩（七千石）同國長島を領せしめられ、戶田左門氏鐵に五萬石加恩（十萬石）攝津尼崎より美濃大垣に。青山大藏少輔幸成に一萬七千石加恩（五萬石）遠江掛川より攝津尼崎に、共に轉封。同日伊勢太神宮に朱印幷に下知狀を下す。（令條記）八月朔日松平土佐守直良。松平大和守直基に、越前大野の地五萬石を分ちて、直良には三萬五千石、直基には一萬五千石分たる。同四日松平大膳太夫忠重に一萬石加恩（四萬石）駿河田中より遠江掛川に。又水野監物忠善に一萬石加恩（四萬五千石）下總山中より駿河の田中に、共に轉封。同九日太田備中守資宗下野山川にて一萬石加恩。（一萬五千六百石）又阿部對馬守重次同國鹿沼にて一萬石加恩。（五萬八千石）九月六日天主敎徒査檢の命を傳ふ。十月朔日中院大納言通村幷息宰相通純將軍に謁す、故ありて暫く籠居せしに、天海大僧正の執成しにて罪を宥されたる也。十月二十九日松平伊豆守信綱。阿部豐後守忠秋。堀田加賀守正盛小姓組番頭を兼しを許され。土井大炊頭利勝。酒井讃岐守忠勝と共に、連署の列に加へらる。（郎ち老中にて大老の奉書に加判する事なり、但し信綱は、すでに連署し來りしなり。）十一月九日安藤右京進重長。松平出雲守勝隆。堀市正利重。寺社幷に遠國訴訟の奉行を命ぜらる、これ寺社奉行の始めなり。又駿府城代松平豐前守勝政遺領八千石を其子因幡守勝義襲ぎ、釆邑は關東の地に移さる。同十日諸有司の評定日、二日。十二日。二十二日と定まり、且其職掌を分限す。（大成令）同十六日相馬長門守義胤卒す。十二月二日駿府市街火を失し、城內天守殿閣櫓塀等悉く燒失す。又常陸牛久領主山口修理亮重政が遺領の內一萬石を其子但馬守弘隆に、同じく五千石を其二子備前守重恒に分たる。此日評定所の制を定む。同十二日旗下の輩を大廣間に召し集め、酒井讃岐守忠勝命を傳て諸法

川城主青山大藏少輔幸成。田中城主松平大膳亮忠重。等へ、各五千石以上七千石宛加恩あり。同十八日伊豫松山城主松平中務大輔忠知卒す（家康の外孫）子無く家絶ゆ。九月朔日江戸府内の町人を大手の廣庭に集め、土井大炊頭利勝命を大目付町奉行に傳へ、銀五千貫を下す。同十三日家光日光社參江戸發。十月十三日駿府城番松平豐前守勝成所屬の番士四十二人改易せらる。十月二十八日奥州磐平城主內藤左馬助政長が遺領七萬石長子帶刀忠興襲ぐ。又忠興が庶除料二萬石は、四子兵部政晴に分ち、同國高槻に封ず。又成瀨伊豆守之成卒し長子藤藏之虎遺領一萬五千石を襲ぐ。十一月朔日、林道春信勝が子又三郎春勝初見の禮を取る。同七日、先きに松平宮內少輔忠雄が家士渡邊某を討て立のきし河合又五郎を、其兄數馬幷に近縣荒木又右衞門年ごろ復讐の志有て、ここかしこ搜索せしが、今日藤堂大學頭高次が所領伊賀の城下にて行あひ、又五郎幷に其伯父河合勘右衞門及び櫻井半兵衞を悉く討ちはたす。（江城年錄）同十二日信濃長沼領主佐久間大膳亮勝之卒し遺領一萬八千石の中、一萬三千石を二子藏人勝友に、五千石を長子故信濃守勝年が子源六郞勝盛に分つ。同十四日驛馬の制を定む。同二十八日上野沼田城主眞田河內守信吉卒し、長子熊之助信利、遺領三萬石を襲ぐ。十二月十二日京都妙心寺中麟祥院幷に武藏豐島郡天澤山麟祥院に寄附狀を下す。同二十日上總勝浦領主植村帶刀泰勝卒し、長子土佐守泰朝遺領九千石を襲ぐ。同二十二日酒井雅樂頭忠世。天海大僧正を通じて、屢愁訴に及び、此日宥免せらる。此月法度を諸國代官に下す。（紀年錄。武家嚴制錄）此年五月長崎奉行曾我又左衞門、大坂町奉行に轉じ、今村傳四郞亦罷む、火事場目付榊原飛彈守職直、及び神尾內記元勝之に代る（前記參照。長崎年表。）

寛永十二乙亥一六三五（十四歲）

三體絶句を講ず。傳奏飛鳥井大納言及び烏丸大納言、詩歌を贈答す。

【備考】正月二十九日鍋島信濃守勝茂が子松平肥前守忠直卒す。二月二十九日松平紀伊守家信攝州高槻より總州佐倉へ轉封、二萬石加恩四萬石となる。三月十二日對馬守義成が家臣豐前調興等、朝鮮通交の圖書矯作（日本國の下に王字を私に書入る。）の罪により、死一等を減じて配流せられ、津輕土佐守政義に預けらる、（殊號事略）此月伊勢菰野領主土方丹後守雄氏病により致仕。其子勝五郎雄高一萬二千石を襲ぐ。四月二日河內丹南領主高木主水正正成卒し、遺領一萬石を其子善次郎正弘に、千五百石を二子善之丞正好に、正好が所領千石を合せて二千五百石、三子善十郎正房にも千五百石を分つ。同三日駄賃の制を定む。

【備考】　一月二十五日相模小田城主稻葉丹後守正勝卒し、長子鶴千代正則遺領八萬五千石を襲ぐ、正勝は佐渡守正成が子、母は春日局なり。二月十五日蘭人入貢。同十六日火災の制定る。同二十二日豐後府內領主竹中采女正重義其子源三郎、先きに長崎奉行たりし日奸曲の事あり、查檢の上所領二萬石收公、父子共に淺草海禪寺に於て自殺せしめらる。（君臣言行錄）同二十四日芝增上寺先住了學遷化。三月三日各執政の任務を規定す。（令條記）同五日攝津三田領主九鬼大和久隆が養父志摩守良隆卒す、同二十六日衣服の制を、同四月十一日瞽者の制を共に定む。五月二日蝦夷貿易の制を定む（令條記）又越後澤海領主溝口伊豆守善勝卒し、遺領一萬四千石の內、一萬石を長子金八郎正勝に、同三千石を二子楪佐助勝に、同千石を三子九十郎安勝に分ち襲がしむ。同十二日播磨明石城主松平丹波守康直上洛の途勢州鈴鹿にて俄に卒す、子なく兄加賀守忠光が子四郎光重を嗣子とし、遺領七萬石を襲がしむ。同二十一日牧野右馬允忠成二子內膳康成に、父が封地越後の內にて一萬石、四子播磨守定成に六千石を分ち、康成は後に與板に住し、定成は寄合に列す。同二十八日長崎兩奉行へ老臣連署の下知狀を下す。（條令）六月六日出羽本庄城主六鄕兵庫頭政乘卒し、嫡子長五郎政勝遺領二萬石餘を襲ぐ。同八日將軍家光上洛につき法度及び下知狀を下す、儒者林永喜信證其文を讀上ぐ。六月十一日神尾內記元勝長崎奉行に赴任し、天主教制禁の令を傳ふ。（紀年錄。寛政重修譜。長崎年表。）同二十日將軍家光上洛江戸を發す、供奉人數凡三十萬人。此月英勝尼（家康側室、水戸賴房の母代）鎌倉に英勝寺を建つ。七月十八日將軍家光參內す。同二十日萬葉集註を仙洞御所に進る、使者は板倉周防守重宗なり。同二十一日將軍家光銀十二萬枚を京都市民に與ふ。同二十八日公私領に於ける處士を查檢せしむ。此月儒役林道春信勝命ぜられて、御參內記、御入洛記、を撰進す。閏七月朔日美作津山城主森美作守忠政養子內記長繼遺領十八萬六千五百石餘を襲ぐ。同六日酒井讃岐守忠勝武藏川越より若州小濱城に轉封。著狹一國に越前敦賀并に關東の地、及び江州高島郡にて七千石を加へ、十二萬三千餘石となる。（一萬三千石今度加恩）同九日島津家久琉球中山王を具して家光に二條城に謁す。同十二日九條家に吉良上野介義彌を使し、松殿家再興のこと、前關白幸家の庶子千代鶴丸を以てす。（吉良日記）同十六日城主并に五萬石以上の輩に、封地の劵を下す。同二十三日江戸西城の厨より失火し、殿閣悉く延燒、留守酒井雅樂頭忠世、寛永寺に入て將軍家光の罪を待つ。（紀年錄。藩翰譜。）八月四日伊達政宗に陸奥六十萬石、常陸近江の內に家二萬石合せて六十二萬石の判物を下す。又譜代大名の妻子を所領に置くもの今年より皆江戸に引移すべしと命ず。同十日將軍家光岡崎城に入る、城主本多伊勢守忠利に五千石加恩、五萬六千五百石となる。又東海道城々の主、五萬石以上の輩に、皆加恩あり。又吉田城主水野隼人忠清。又濱松城主高力攝津守忠房。掛

千石餘)に封ぜらる。同十九日松平越中守定綱參覲。又美濃守大垣城主岡部美濃守宣勝播州龍野へ轉封。同二十日井伊掃部頭直孝武藏勢多谷、野州佐野の地等に於て五萬石を加へ三十萬石となる。同二十三日松平越中守定綱、山城淀より美濃大垣に轉封、二萬五千石加恩六萬石となる。又松平伊豆守信綱、阿部豐後守忠秋。堀田加賀守正盛。三浦志摩守正次。太田備中守資宗。阿部對馬守重次。今より後小事は六人相議して計らふべしとなり。同二十五日永井信濃守尙政、下總の古河より山城の淀に轉封、一萬石加へて十萬石となる、弟書院番頭日向守直清も、城州勝龍寺へ轉封、一萬二千石加へて二萬石となる。四月七日土井大炊頭利勝下總佐倉より古河に轉封、二萬石加へて十六萬石となる。同九日松平佐渡守康直信州松本より播州明石に轉ず。同十一日肥前唐津城主寺澤志摩守廣高卒し、長子兵庫頭堅高遺領十二萬石を襲ぐ。同十四日酒井阿波守忠行加恩一萬石庇蔭料共に三萬石となる。同二十日京都所司代板倉周防守重宗に一萬二千石加恩五萬石となる。同二十二日松平出羽守直政越前の大野より、信濃松本に轉封、二萬石加恩七萬石となる。五月朔日蘭人入貢。同五日松平伊豆守信綱武藏忍城に封ぜられ、加恩一萬五千石三萬石となる。又阿部豐後守忠秋、堀田加賀守正盛、信綱と同じく老中となり、土井大炊頭利勝。酒井讃岐守忠勝に加はいりて連署することゝなる。同十三日酒井山城守重澄奉職無狀の故に、備後福山に配せられ、水野日向守勝成に、其子權兵衞重知は金森出雲守重賴に共に預けらる。同十九日、深川八幡宮造營成る。六月三日三浦志摩守正次若年寄と成る。同七日石川主殿頭忠總豐後の日田より下總の佐倉に轉封、一萬石加恩七萬石となる。七月二十七日安藤右京進重長加恩一萬石六萬六千六百石となる。此月辻番の制嚴重となる、又人身賣買、奴婢、刄傷、驛傳、目安、越訴、隱田畠、の法度を定む。八月八日松浦肥前守隆信弟主殿信辰、松浦左近信貞初見の禮をとる。同九日松平大膳亮忠重上總佐貫より、駿河田中城に轉封、加恩一萬石二萬五千石となる。九月十六日丹波龜山城主松平右近將監成重卒し、其子主悅之助忠脇遺領二萬二千二百石を襲ぐ。同二十四日出雲松江城主堀尾山城守忠晴卒す、子無く家絶ゆ。十二月六日駿河大納言忠長上州高崎城に自殺す。同十七日忠長の遺臣を配流に處す。同二十日小納戸闕兵三郎正成、納戸役星合伊左衞門具枚、大番三雲内記成賢、西尾加右衞門正保を書物奉行と爲す。同二十八日堀田加賀守正盛加恩五千石一萬五千石となる。此年加藤豐後守光正飛驒の配所にて死す。又長崎外浦町に奉行所を置く、後の西役所なり。

寛永十一甲戌一六三四(十三歳)

二萬石加へて八萬石。小笠原壹岐守忠知は、豐後杵築に、三萬五千石に封ぜられて、諸第の列に入る。同二十日駿河大納言忠長を上州高崎に幽す。（江城年錄）同二十九日安藝廣島城主淺野但馬守長晟が子、安藝守光晟は、遺領四十二萬六千五百石を、又常陸笠間城主淺野釆女正長重の子、內匠頭長直は、遺領五萬三千五百石餘を、共に之を襲ぐ、此月陸奥盛岡城主南部信濃守利直卒し、其子山城守重直、遺領十萬石を襲ぐ。十一月二日松平安藝守光晟が庶兄淺野因幡守長治に、五萬石を分たしめらる。又美濃大垣城主岡部內膳正長盛卒し、其子美濃守宣勝遺領五萬石を襲ぐ。同十六日駿河亞相忠長の家臣を悉く配流に處し、總て追放す。（紀年錄。天享吾妻鏡。寬政重修譜。）同二十三日稻葉丹後守正勝を小田原城に封じ、四萬五千石加へて八萬五千石となる、且箱根の關は東海道第一の要害なればとて、正勝に警衛を命ず。同二十六日長谷川式部少輔守知卒し、一萬石の內七千石を長子縫殿助正尙に、同三千百十石餘を二子兵助守勝に分ち襲がしむ。十二月十七日大坂町奉行兼堺奉行水野河內守守信。井に柳生但馬守宗矩。目付秋山修理亮正重。井上筑後守政重。惣目付を命ぜらる。（大目付の濫觴）又惣物頭使番へ法度を下す。（條令）此月阿茶局尼となりて雲光院と號す。又林道春信勝、かねて學校建つべしとて、たまはりし忍岡の宅地に文廟を營む、尾張大納言義直卿其事を助け、聖像四配の像、且先聖殿の字を書し、扁額に造り、祭器若干を寄す。

寬永十癸酉一六三三（十二歲）

觚詩を試む。

【備考】正月六日、諸國に巡察使を派遣す。同十三日京都智恩院炎上。同二十日金地院崇傳寂。今曉關東大地震。二月三日豐後佐伯城主毛利攝津守高成卒し、其子市三郎高直、遺領二萬石を襲ぐ。同十日林道春信勝始て忍岡の先聖殿にて釋菜を行ふ。同二十五日信濃松本城主松平丹波守康長が遺領七萬石を、長子佐渡守康直襲ぐ。同二十六日出羽秋田城主佐竹右京太夫義宣遺領二十五萬石餘を、其子修理太夫義隆襲ぐ。同二十八日老臣連署の法度を長崎奉行（此年より曾我又左衛門。今村傳四郎。の兩奉行となる。（長崎年表）に下して、海外渡航。外國居住。天主教。絲價。外舶歸帆の期等を取締る。三月五日志摩鳥羽城主九鬼長門守守隆卒し、嫡孫長作久隆、遺領三萬六千石を襲ぐ。又三子式部隆季は父の遺願により、二萬石を分つ。同十一日富田信濃守知勝配所にて死す。同十五日黑田騷動落着す。同十八日內藤伊賀守忠重一萬五千石加へられ、志摩鳥羽の城主（三萬五

【備考】正月五日美濃加納城主松平飛騨守忠隆二十五歳にて卒す。子無ければ家絶ゆ。同十一日大久保加賀守忠職に三萬石加増あり、美濃加納城（五萬石）に封ぜらる。同二十四日秀忠薨ず。森川出羽守重俊私宅にて殉死す。又永井信濃守尙政落髮し、永井右近太夫尙征。及び書院番川口茂右衞門宗重。其他西田孫左衞門忠知。五十嵐仁右衞門常廣等剃髮す。同二十七日秀忠を芝增上寺に葬る。二月二十七日迄に數日に渉りて秀忠の遺金を頒ち與ふ。同二十九日勅使秀忠の廟前に贈正一位諡台德院の宣命を讀む。三月十六日家康十七回忌につき日光社參の事令せらる。三月二十一日先に遠州掛川に蟄居せしめられし松平信濃守定實卒す。其子新五左衞門定之。內藏允定寛後に召出さる、四月三日松平宮內少輔忠雄卒す。家士河井又五郎が事に就ては死後尙幾度も訴へて、我所存を遂げしめよと遺言す。（校合雜記）同六日池田備中守長幸大病に罹り、諸子家督を爭ふて鬪爭す。（紀伊記。紀年錄。東武實錄。）同七日脇坂主水正安信所領一萬石を沒收せらる。（池田家督爭に關して）同十三日家光日光に向ひ二十一日歸城。六月朔日肥後熊本城主加藤肥後守忠廣、其子豐後守光廣が謀書に同意せりや否やを問はれ、國政治績よろしからざるの故を以て、肥後一國を收公し、出羽庄內に配流、酒井忠勝に預けられ、一萬石宛行はる、豐後守光廣は、飛彈に配流、金森出羽守重賴に預けられ、生涯月俸百口を與へらる。（東武實錄）六月十八日備前岡山城主松平宮內少輔忠雄が遺領三十一萬五千石を轉じ、宗家松平新太郎光政が領せし、因幡。伯耆兩國三十二萬石を、忠雄の子勝五郎（三歲）に、新太郎光政には、忠雄が領せし備前一國に、備中一部をそへて三十一萬五千石となる。（忠雄は家康の外孫）此夏春日局上洛、參內して天盃天酌を賜はる。七月五日訴訟の制を定む。八月十一日三河吉田城主松平主殿頭忠利卒し、其子五郎八忠房遺領三萬石を襲ぎ、吉田より同國刈屋城に轉ず。又水野隼人正忠淸刈屋より吉田に移り二萬石加へて四萬石となる。八月二十六日備中松山城主池田備中守長幸子出雲守長常、遺領六萬四千石を。又遠藤但馬守慶隆養子伊勢守慶利、遺領二萬七千石を。又佐久間日向守安長が子、三五郎安次、遺領三萬石を、又近江大森領主最上源五郎義俊卒し、其子刑部義智（二歲）所領の半を削て五千石を共に襲ぐ。九月三日淺野但馬守長晟は封地にて、又其弟采女正長重は府邸にて、同日に卒す。同十九日酒井讚岐守忠勝二萬石加へて十萬石となる。同二十七日伊勢龜山城主三宅越後守康信卒し、遺領一萬二千石餘を長子大膳亮康盛襲ぐ。同二十九日諸番頭幷に諸奉行に、奢移。死刑。鬪爭。火災。結黨。遺跡相續。商賈。等に關して法度を下す。十月四日細川越中守忠利豐前三十七萬石を轉じて、肥後一國に豐後國の內鶴崎の地二萬石を加へて五十四萬石となる、忠興入道三齋上江して謝す。同十一日小笠原右近大夫忠眞播州明石を轉じて豐前小倉に、五萬石加へて十五萬石。又小笠原信濃守長次は、播磨龍野より豐前の中津に、

學寮を營むべしとて金二百兩を給ふ。此年切支丹の乞食（大阪にて縛したるもの）七十人を呂宋に放つ。（長崎年表）

寛永八辛未一六三一（十歳）

【備考】正月十四日陸奥弘前城主津輕信枚卒し、長子土佐守信義遺領四萬七千石を襲ぐ。二月五日下野太田原城主太田原備前守晴淸卒し、其子左兵衞政淸遺領一萬二千四百石を襲ぐ。三月十一日河内丹南領主高木主水正正次の子肥前守正成、遺領一萬石を襲ぐ。四月二日淺草寺炎上す。同十八日織物の制を定む。此月駿河大納言忠長凶暴の故を以て甲州に幽せらる。六月十八日駿河の老臣鳥居土佐守成次が子淡路守忠房父の遺領三萬八千石を襲ぐ。七月二十一日秀忠病み諸寺社をして祈禱せしむ。七月七日播磨赤穗領主松平右京大夫政綱卒し、嗣子なければ除封。同十日本多美濃守忠政、秀忠病むと聞き、播州姬路の所領より急行東上し、此日頓死す。九月十二日陸奥會津城主加藤左馬助嘉明卒し、其長子式部少輔明成原封四十萬石を襲ぐ。同二十一日諸國の代官二十九人に法度を下し、關所の制を定む。（東武實錄）同二十三日、盜賊の奸計にて、忍。熊谷。深谷。本庄。佐野。館林。一時に騷動す。（天享東鑑）十月十八日播州姬路の城主忠政の遺領十五萬石を、二子甲斐守政朝襲封す、十一月五日、法度を下して、侍衣服、小者。家屋。饗應。等を取締る。同十二日信州高遠城主保科肥後守正光が遺領三萬石を養子幸松正之襲ぐ。（幸松は秀忠の第三子也。）十二月十三日下野榎本領主本多大隅守忠純就封するとて、栗橋驛に至り、家士大助のために刺殺され、大助亦衆人に切殺さる。（東武實錄。江城年錄。寛永系圖。寛政重修譜。）十二月春日局秀忠の病祈禱のため江州多賀の社に參籠し、歸途佐和山城に入て、井伊掃部頭直孝に密旨を傳ふ、直孝參府して謝す。此年船手頭向井將監忠勝、秀忠の命により伊豆伊東の湊にて、大船安宅丸を造立す。

寛永九壬申一六三二（十一歳）

初めて五言絕句を作る、林道春一字を添削す、堀尾山城守、家老揖斐伊豆の紹介にて、二百石に召し抱へんとの交渉ありしも、父貞以之を謝絕せしむ。今年迄前以讀みたる書物の點を改め、無點の本にて讀直す。

を得、奏者番となる。同二十日辻斬を嚴重に取締る。八月三日內藤正勝卒す、嗣子幼稚のために減封。（家譜。藩翰譜。）九月六日武家諸法度下る。（紀年錄。江城年錄。）同十三日暹羅國聘使來り、次で十九日を以て國書方物を獻ず。同二十九日和泉谷河領主桑山加賀守貞晴卒し嗣無ければとて除封。十月三日暹羅國より山田仁左衞門長政通書す。同十日春日局天顏を拜す。十一月八日後水尾天皇俄に位を明正天皇に讓り玉ふ。十二月三十日、林道春信勝、永喜信澄、兄弟共に法印に敍せらる、信勝は父林入京に病臥せしかば、看侍のため上洛しこたび歸府せしなり。此年近習小姓頭阿部豐後守忠秋小姓組番頭に復し、五千石加へて一萬五千石となる。又使番仙石大和守久隆は目附に。玉虫助太夫重茂は使番に、小姓組大森半七郎好長は御膳奉行に命ぜらる。此年豐後府內城主竹中釆女正重次長崎奉行となる。

寛永七年庚午一六三〇（九歳）

塚田杢助を通じ、其主人稻葉丹後守の紹介にて、林道春の門に入り、論語。山谷集等を讀み、句讀を正す。

【備考】正月元日林道春信勝初て太刀目錄を獻じて拜賀す、舊冬民部卿法印に敍せられたる故なり。（江城年錄。水戸記。家譜。）同二日丹波柏原領主織田刑部大輔信則卒し、其子辰之助信勝遺領三萬石を襲ぐ。三月十日酒井右近太夫直次卒し、嗣無く家絕ゆ。同二十九日筑後三池領主立花主膳正種次卒し、長子仙千代種長遺領一萬石を襲ぐ。四月三十日大和松山領主織田信雄入道常眞（信長の二男）卒す。五月十日本多出羽守正勝（上野介正純の男）羽州横手の配所にて死す、元和八年父と共に罪を得て配所にあり、今父に先つて死す、年三十五。同十七日松平伊豆守信綱上野にて五千石加へ、一萬五千石となる。此月林道春信勝上洛す。六月二十一日法度を大阪町奉行に下す。同二十五日家光水軍を閱す。（水戸記。家譜。）此月牧野右馬允忠成封に就く。（東武實錄。寛永系圖。家譜。）七月三日女院（中和門院）薨ず。同十三日板倉周防守重宗上洛、御卽位調度のためなり。又法度を下して、絲賣買。寺院新建。天主教。遊廓。不良の子女。借財。浪人。等の事を取締る。九月十二日新帝（明正院）御卽位。同二十三日二條城行幸記（寛永三年）二册成る筆者は金地院なり。此月林道春御卽位記を選す。十一月十六日地前高來城主松倉豐後守重政卒し、其子長門守勝家遺領六萬石を襲ぐ。同十八日伊勢津城主藤堂和泉守高虎が子大學助高次、原封三十二萬三千九百石を襲ぐ。此月秀忠病臥、林永喜信澄日夜病牀に侍す。此冬林道春信勝に、忍岡にて別墅の地五千三百五十三坪を得、

す。二月二十八日美濃高洲城主、徳永左馬助昌重、所領五萬三千七百石收公となる。又丹波綾部領主別所豐後守吉治の所領二萬石收公の上改易せらる。此月備中庭瀨領主戸川肥後守逵安が遺領二萬二千五百石を、長子土佐守正安襲ぐ。四月十三日秀忠日光社參のために江戸を發す。同二十日信濃上田城主仙石兵部大輔忠政卒す、遺領六萬石を其子兵助政俊襲ぐ。同二十一日秀忠歸城。此月長崎奉行に令して、天主教徒を更に取締る。此年奉行水野河内守、大阪奉行に轉ず。（東武實錄。長崎年表。）三月濱田彌兵衛臺灣より蘭人を縛して歸る。（長崎年表。じやがたら文。）六月十一日高仁親王薨ず。八月四日大阪城代阿部備中守正次が長子修理亮正澄卒す。八月十日目附豐島刑部少輔信滿（重修譜には正次）西城に於て、遺恨ある由云ひて、不慮に宿老井上主計頭正就を刺殺す、小十人番士青木久左衞門義精馳來て、信滿を抱き止めしが、其身も深手を負て營中にて死す、死にのぞみ男子あるやと尋しめられしに、妻懷胎せるよし聞え上ながら死しければ、其後出產の男子に家つがせられしも、此男子四歲に夭死し家絕ゆ。（紀年錄。水戸記。寬政重修譜。）同十一月豐島刑部少輔信滿其子主膳某（十二歲）共に切腹せしめらる。又遠州橫須賀の城主宿老井上主計頭正就が長子河内守正利に遺領四萬四千石を襲がしめられ、二子帶刀正義に五千石を分たしめ、正義は寄合に列す。九月三日出羽最上の城主、鳥居左京亮忠政卒す、其子伊賀守忠恆原封二十二萬石を襲ぐ、九月十七日下野眞岡領主、稻葉佐渡守正成卒す、遺領二萬石を長子老職丹後守正勝襲ぐ、蔭料二萬石に合せて四萬石となる。十月二十九日越後新發田城主溝口伯耆守宣勝卒す、遺領五萬石を長子出雲守宣直襲ぐ。此月より來年に及び江戸城外郭石壘構造成る。十一月十六日豐後佐伯城主毛利伊勢守高政卒し、長子攝津守高成遺領二萬石を襲ぐ。此月江戸城内火災。鬪爭。等に關する法度を定む。十二月二十九日陸奥窪田領主土方掃部頭雄重卒し、其子彥三郎雄次遺領二萬石を襲ぐ。此年安南國通書す。（寬政重修譜。東武實錄。家譜。寬永系圖。畫家系圖。斷家譜。貞享書上。異國日記。）

寬永六己巳　一六二九（八歲）

【備考】　二月四日豐後杵築城主杉原伯耆守長房卒し、長子吉兵衞重長遺領二萬五千石を襲ぐ。二月十七日堀田勘左衞門正吉自殺す、正吉は加賀守正盛の父なり。（藩翰譜）此日備中岡田領主伊東丹後守長次卒し、其子若狹守長昌遺領一萬三百石を襲ぐ。此月。家光痘に罹り平癒す。又春日局神佛に祈誓し、此後生涯藥餌針灸を用ひず。（東武實錄。寬永系圖。）同十六日松平加賀守忠光（丹波守康長の長子）卒す。四月十三日家光日光社參のために江戸を發す。六月九日山口備前守重政常州にて一萬五千石

釆女正長重は、會津城に、三春城は內藤帶刀忠興、共に在番を命ぜられ、城請取は、堀三右衞門直之、跡部民部良保之に當る。二月十日加藤左馬助嘉明、伊豫國松山城（二十萬石）より、陸奥會津若松の城（四十萬石）に轉じ、三男民部大輔明利は、三春城（三萬石）に、婿の松下石見守重綱も下野烏山城（二萬石）より、奥の二本松城（五萬石）に轉じ、嘉明に屬す。（寛永圖、藩翰譜。東武實錄。校合雜記。貞享書上。）又丹羽宰相長重は、奥の棚倉（五萬石）より、同國白川に新城を築かしめられ十一萬七百石となる。此月森川內膳正重俊勘氣（大久保忠隣が事に坐し）ゆりて、上總相模の內にて一萬石を得、板倉內膳正重昌と同稱なればとて出羽守と改めしめらる。四月十四日、土岐山城守賴行、下總守屋より出羽上山城（五千石加へて二萬五千石）に。同十六日堀美濃守親良、下野眞岡より烏山（八千石加へて二萬五千石）に。又先に越前家に附屬せられ、越後糸魚川の城主たりし稻葉內匠頭正成召返されて、下野眞岡（二萬石）に共に封ぜらる。五月二十五日信州飯山城主佐久間備前守安政卒す、翌年遺領三萬石を二子日向守安長襲ぐ。八月柬埔寨國通書す。（寛永系圖。家譜。異國日記。無名隨筆。）九月十七日阿蘭陀國主より、松浦肥前守隆信によりて書通す、酒井雅樂頭忠世、土井大炊頭利勝、藤堂和泉守高虎、幷に林道春信勝、林永喜信澄、金地院崇傳につきて議す、彼の國主より直に書簡を奉りし例なし、且其書中不禮の語多きを以て、其使を追かへさるべしと議定す。（異國日記。江城年錄。）九月三十日江戸大火、橫山町寺町より失火し、折節風つよく、三日間其火消えず、吉原に至る、男女燒死多し。（江城年錄）十月朔日大和小泉領主片桐主膳正貞隆卒す、長子石見守貞昌に遺領一萬二千石を、二子勝七郎貞晴に三千石を分つ、此貞隆は、市正且元が弟なり。十一月八日安南通書す、書辭無禮の故に之を退く。同十四日武藏川越城主酒井備後守忠利卒す、遺領三萬七千石の內、三萬石を長子讃岐守忠勝に、蔭料に合して八萬石になされ、川越城に移らしめらる、三千石を二子紀伊守忠吉に、二千石を三子壹岐守忠重に、千石を四子左京忠久に、千石を六子藏人忠次に分たる。十二月二十三日丹波山家の領主谷出羽守衞友卒し、遺領一萬八十二石餘を、四子牛之助衞政襲ぐ。此年內藤豐前守信照、父紀伊守信正大阪城代の時に領せし山城近江の地を轉じ、陸奥棚倉城（五萬石）に封ぜらる。此年明人陳明德來る。（長崎年表）

寛永五年戊辰一六二八（七歲）

【備考】正月二十二日陸奥二本松城主松下石見守重綱の嗣子左助長綱幼稚の故に遺領五萬石の內三萬石に減じ、同國三春城に轉封。又加藤民部大輔明利は、三春城より、二本松城に移さる、二月六日、仙洞造營。驛傳。橋梁。貨幣。に關する法度を下

るに當り、會津を引拂ひ相伴はれて江戸に移る。正月四日陸奧會津城主松平下野守忠鄕卒す、この忠鄕は、故飛彈守秀行の子にて、母は家康の女なりければ、秀行うせしとき十歲にて家を襲ぎ、龜千代丸と云ひしを元服して下野守と稱し、名の一字を取りて忠鄕と名乘り、外孫の事なれば、家號をも許され、從四位下侍從に敍任あり、六十萬石を領し、去年將軍上洛に供し、八月十九日參議に上り、正四位下に進み、淺からざる待遇を蒙りつゝありしに、去冬より疱瘡に罹り、岡田兵部少輔利良、幷に醫員野間壽昌院成岑をつけ置れ、懇に療治の事ども沙汰せられつるに、不幸にして病癒ず、行年二十五歲を以て薨じぬ、世繼ぎなければとて、封地六十萬石收公せらる。(江城年錄。東武實錄。藩翰譜。)

二月十日故松平下野守忠鄕嗣子無く、封地收公せられければ、弟中務太輔忠知出羽國上山城より、伊豫國松山城(二十萬石)に轉じ、江州日野の地を合せて二十四萬石となり、亡兄が任府の邸宅をも下さる。(寬永系譜。藩翰譜。)

【備考】正月五日、加藤平內光直、從五位下に敍し、遠江守と改む。松平伊豆守信綱八千石加增ありて一萬石となる。此月淺野

六千石餘となる、其内五萬石の軍役を以て大阪城を守るべく、別に月俸七百五十口を宛て行ふと。同十四日孝藏主（豐臣に仕へ後に家康に身を寄せたる尼）の養子右筆川副六兵衞重次に尼の遺領二百石を與ふ。同二十八日大阪城代近江國長濱城主内藤紀伊守信正卒す、遺領五萬石其子豐前守信照に襲がしめる、信正は故豐前守信成が子なり。閏四月十一日貨幣の制。同じく此月駄賃錢定まる。五月七日本多中務大輔忠刻所領播州姫路に有て卒す、十萬石（千姫の粧田料）收公せらる。（忠刻の妻は秀頼に嫁したる千姫なり）五月十七日上野小幡領主織田信良卒す、其子百助信昌は遺領二萬石を襲ぐ。此月諸驛宿賃及び扈從の月俸定まる。同二十八日秀忠上洛江戸を發す。七月朔日將軍在洛中、錢風呂。衣服。武具。博奕等の諸法度定まる。同十二日秀忠參内す。家光亦此日上洛江戸を發す。同二十七日大阪城定番の制定まる。同三十日家光井伊掃部頭直孝が彦根城に過ぎり、五萬石を加恩す、直孝直に供して大阪に向ふ。八月十八日秀忠左大臣に任ぜられ、家光亦右大臣に任ぜられ從一位に敍ぜらる。九月六日には女院二條城に行啓。同八日、後水尾院行幸あり。同十三日、秀忠、家光。參内す、秀忠は大政大臣に、家光は左大臣に任ぜらる、同十五日秀忠夫人薨ず。同十六日小笠原幸松丸長次二條城に於て、新に播州龍野六萬石に封ぜらる。十八日又本多中務大輔忠刻が蔭料十萬石の内四萬石を、弟の能登守忠義に分たる。同二十三日暹羅國より、酒井雅樂頭忠世、井に土井大炊頭利勝に書簡を贈り、且駿馬を求む。同二十五日松平越中守定綱に、淀城構造の賞として、錄二百貫目を下し。同二十八日松平中務太輔忠知は、新に出羽上山城（四萬石）に封ぜられ。又松平丹後守重直は上山城より攝津の三田（三萬石）に轉封。十月二日酒井。土井。兩大老より、暹羅國宰臣に返簡（金地院崇傳作文）井に駿馬各一疋づゝを贈る。同四日五日の兩日に中宮の令條及び宮中女房の法度を定む。（大内日記）同九日家光江戸に歸城す。同十八日秀忠夫人淺井氏を葬る。十一月十九日豐後臼杵城主稻葉彦六典通卒す、其子民部少輔一通、遺領五萬石餘を襲ぐ。十二月七日反物の尺幅定めらる。（東武實錄。令條記。）此年鳥居左京亮忠政に二萬石加增あり二十二萬石となり、從四位下に昇る。又内藤百助正勝は、兄修理亮淸政が遺領を分て二萬石を、内藤伊賀守忠重には一萬石を分たれ、松平伊豆守信綱。阿部豐後守忠秋は。近習の小姓の頭となり、堀田出羽守正盛は、小姓組番頭を命ぜられ、五千石加へて一萬石となる。木下左近利次は新に采邑三千石を分たる。此年長崎奉行水野河內守信代る。（長崎年表）

寛永四丁卯 一六二七（六歳）

此歳、父貞以と共に、町野幸利（貞以は幸利に寄寓せしなり。）が、幕府に仕ふ

日尾張中納言義直の老臣成瀬隼人正正成卒す。二月二日酒井讃岐守忠勝より安南に返簡す。二月二十四日出羽由利城主仁賀保擧誠卒し、長子藏人良俊七千石を、二子內膳誠政二千石を、三子內記誠次千石を共に分たる。三月二十八日奥州の山々鳴動す。大阪城修築成る。此月府下宅地の制令せらる。(東武實錄。貞享書上。家譜。寛政重修譜。)四月二十七日毛利輝元入道宗瑞、封地長門萩城に卒す。又常陸府中の領主皆川山城守廣照入道老圃齋致仕し、其子志摩守隆庸襲ぎ、三子市正宗富に千七十石餘を分つ。七月二十五日松平右衞門佐正綱に、大和三河相模武藏の內にて、一萬七千四百石餘加恩あり、二萬二千百石となる。八月二十七日、鬪爭。人身賣買。奴僕。失火。借屋。等に就ての法度。又關所の制。驛傳の制。貨幣の制。共に定めらる。(家譜。東武實錄。條令。令條記。)九月二日酒井阿波守忠行に、上野の內にて二萬石を。小姓組番頭內藤伊賀守忠重に五千石を(計一萬石となる)加增せられ、書院番頭となる。九月十日陸奥中村城主相馬大膳亮利胤卒し、其子虎之助義胤僅に七歲にして家を襲ぐ。同二十日稻葉丹後守正勝に、上野佐野にて一萬石を加へられ、二萬石となる。十月十二日、町人の帶刀。遊廓。質屋。借家。等に就て法度令せらる。(寛永系圖、令條記。)同二十四日河內狹山領主北條美濃守氏信卒す、其子久太郎氏宗七歲にして、遺領一萬石を襲ぐ。十一月二十六日、洛東新黑谷の現住了的に增上寺住職を命ぜらる、此年八月二十六日先住廓山遷化せし故なり、廓山は武田信玄の宿將高坂彈正昌信が二男なり。同二十九日紀伊の老臣久野丹波守宗成卒す。此月松平修理氏信十三歲にて始めて奉仕す。又林道春信勝命によつて詩を賦して獻ず。(羅山文集。江城年錄。共に十月晦日とす)又大僧正天海が願により京都の比叡山になぞらへて、東叡山寛永寺建立せらる。(寛政重修譜。)十二月十一日、內藤紀伊守信正、攝州高槻より近江長濱城(五萬石)に轉封せらる。又福建省の都督より、長崎の代官末次平藏政直のもとに、書簡を贈り來りければ林道春作文して返書を遣はす。(長崎年表には、寛永二年の條に、去年都督書を送り、通商を議す平藏之に答ふる也と見ゆ。)

寛永三丙寅　一六二六(五歲)

【備考】正月十一日阿部豐後守忠秋、四千石を加へられ、一萬石となる。是月下總古河城主永井右近太夫直勝遺領の內六萬二千石を長子信濃守尙政に、(計八萬七千五百石餘)二子傳十郎直淸に、同三千五百石を、三子豐前守直貞に、三千三百石を、三子豐前守直貞に、三千二百石を四子長八郎直重に分つ。二月二十八日に巣鷹の制を令せらる。三月十一日酒井讃岐守忠勝、武州の忍にて、二萬石加增せられ五萬石となる。四月六日阿部備中守正次大阪城代命ぜられ、攝州の內にて三萬石加增あり、八萬

父の養老料一萬八百六十石餘を、其弟内膳正重昌に、六千六百十石餘を分ち、重宗は實封三萬八千石となる。五月十八日本多飛彈守成重越前丸岡の城主（舊領四萬石に、六千三百石加增）に封じ、帝鑑間伺候となる。美濃大垣城主松平甲斐守忠良卒し、其子五郎忠憲襲ぐ。六月五日伊勢桑名の城主松平隱岐守定勝（家康の異父同母弟）が子河内守定行に、遺領十一萬石を襲がしむ。六月八日松平出羽守直政信濃の內より、越前大野（五萬石）へ、同五郎八直基は同國勝山（三萬石）へ轉封。同十一日轉封の制を令す。（東武實錄）七月十三日信濃川中島高井野村に配流せられたる福島正則卒す。（同。寛政重修譜。家譜。）同十六日松平伊豆守信一卒す、養子安房守信吉遺領を襲ぐ（元和年錄。藩翰譜。）八月十一日甲斐宰相松平忠長に、駿遠兩國を加へ、甲州を合せて三ヶ國五十萬石に封じ、駿河の府城にあらしむ。同日諸隊の番士に、男道を立て黨を結ぶ可らず、少年の雚集會して不良の行爲あるべからず等と令す。（憲教類典。東武實錄。）九月二十二日酒井讃岐守忠勝、兩總武の三ヶ國にて二萬石加恩あり、原封合せて三萬石となる。水野百助成貞出雲守と稱す。久世三左衞門廣宣三子三之丞廣之。鐵砲頭岡野平兵衞房恆子内藏允成明、花畑番神尾内記元勝が子内匠元珍初見し、廣之は小姓組に加へらる。九月六日豐臣太閤の政所從一位高臺院尼薨ず、東武實錄。舜舊記。）此月松平忠憲幼稚の故に、美濃大垣を改めて信濃小諸城（四萬五千石）に移され、五千石を庶兄采女忠利に分ち、岡部内膳正長盛丹波福知山より、美濃大垣（五萬石）稻葉大夫紀通攝州中島より、福知山城（四萬五千石）に轉ず。十一月十三日、島津家久先きに家臣伊勢兵部を使して土井大炊頭に建言せしめしに、容れられたるを以て、家久先づ妻子を引き連れ江戶の藩邸に置く。（元和年錄。大內日記。家譜。）同二十五日朝鮮使臣來る、菅沼織部正定芳大津驛にて饗應す。十二月十九日韓使登營す。（異國日記。坂上池院日記。元和年錄。）同二十日安南國通書す。此年京極若狹守忠高に、越前敦賀郡の內二萬千五百石加へられ十一萬三千六百石餘となる。又下野那須領主、那須左京大夫資景致仕し所領一萬四千石餘を其子美濃守資重に襲加しめらる。本多伊豆守富正に六千石餘を。又稻葉丹後守正勝に五千石を。鳥居土佐守成次に甲府城を預け一萬石を、共に加增せらる。此年目黑不動堂、及び靈巖島靈巖寺成る。此年鄭成功平戶に生る、明人鄭芝龍の子なり、母は田川氏、後明に至り朱姓を賜ふ、人尊で國姓爺と呼ぶ、明朝の再興を謀り、兵を起し事成らずして臺灣に據り、明の曆を奉ずる十數年。（長崎年表）

寛永二乙丑一六二五(四歳)

【備考】正月十一日、駿河中納言忠長の老臣朝倉筑後守宣正、一萬石加へられ、遠州懸川城主（二萬六千石）となる。同十七

黒田筑前守長政卒す。同六日將軍家光參內。八月二十九日高木主水正正次。稻垣平右衞門重綱、共に大阪城定番となる。閏八月三日秀忠伏見城に暹羅の使臣を引見す。暹羅屬邦柬埔寨叛くを以て將に之を征せんとす、邦人該地に住し貿易するもの多し、此徒或は彼國に助援することあらん、又戰爭中或は誤て殺傷する事あらん並に和好の本意に背く故に彼土居留の本邦人を召還又は他所に移さん事を乞ふなり。（長崎年表）

同二十日松平越中守定綱を召し、伏見城先年既に廢すべきに定められし事あり、伏見を除きては帝都を守護せん地、淀に勝れるはなし、汝今より淀に城築くべし、伏見の殿閣天守たまはるべしと面命ありて、所領三萬五千石になさる。（國師日記。家譜。）

九月二十五日三河岡崎城主本多豐後守康紀卒す、其子伊勢守忠利五萬五千石を襲ぐ、十月十三日天主教徒二十四人を火刑に處す。同十八日仁賀保兵庫頭擧誠、舊領出羽由利仁賀保一萬石に封ぜられ、其國堺三崎關を守るべく、又六鄕兵庫頭政乘は、常陸府中より出羽由利本庄城に轉じ（二萬石）岩城四郞次郞義隆は、信濃河中島より出羽の龜田（二萬石）に移され。かれて配流せられたる本多上野介正純を、同國大澤に移し、由利の地を此輩にわかち授けらるゝがためなり。（寛政政重修譜。東武實錄。）

同十九日武藏岩槻城主青山伯耆守忠俊將軍の勘氣を蒙り、遠州小林に蟄居せしめらる。（續元和年錄。武野燭談。君臣言行錄。）

此月故黒田長政の長子右衞門佐忠之遺領四十三萬三千百石餘を襲ぎ、筑前福岡城主となる。十一月十九日皇女（明正院御事）降誕、賀使高家吉良上野介義彌に命ぜらる。皆川山城守廣照入道老圃齋、先きの罪を赦されて、常陸新治府中に一萬石に封ぜらる。阿部備中守正次、相州小田原より武藏岩槻にうつされ五千石を加へて五萬五千石に封ぜらる。永井信濃守尙政五千石加增せられ、二萬四千石餘となる。

寛永元甲子　一六二四（三歲）

【備考】　正月五日江戶大阪兩城營作所に法度を下す。同二十一日日光山造營總奉行に法度を下す。二月晦日元和十年を以て寛永元年と改元。四月十五日松平忠昌越後高田城（二十五萬石）より越前北庄城（五十萬石）に轉封。松平光長高田城に封ぜらる、同二十二日松平隱岐守定勝（家康の異父同母弟）卒す。同二十四日西班牙（イスパニヤ）國より通商を請ふ、家康天主教の蔓延を恐れて之を退く、此船薩州に着し、長崎奉行長谷川權六病を養ふて京に在りしを、彼の國人三百人の內七八十人上京し、權六に會し、後に江戶に來て國王の書簡を捧ぐ、（國師日記）四月二十九日板倉伊賀守勝重京都堀川の隱宅に卒す、其子所司代周防守重宗に、

山鹿素行子年譜幷備考

元和八壬戌一六二二(一歳)

八月二十六日陸奥會津に生る、父は貞以(サダモチ)後に修玄菴」母は岡備後守の女。

【備考】此年木下順庵生る。同三月十三日松浦肥前守鎮信生る。八月二十一日下野宇都宮城主本多正純、罪を得て十五萬五千石除封。此月酒井忠勝信濃松代城より、出羽鶴岡城に。奥平忠昌下總古河城より、宇都宮城に。鳥居忠政陸奥岩城平より、出羽山形城に、各轉封。淺野采女正長重は、本多正純が舊封宇都宮城を請取り、之を守り奥平忠昌に引渡し、後又忠昌が舊封古河を守る。十一月七日甲斐宰相忠長、信濃小諸城七萬石併領。同二十五日水戸宰相賴房常陸松岡三萬石增封。此月松平忠重武藏深谷の采邑八千石より、上總佐貫の城一萬八千石に轉封。十一月十日本城構造竣功し、將軍秀忠西城より之に移る。十一月二十一日新庄直好下野石橋より常陸土浦に轉封。十二月三日酒井忠世加封、同讃岐守忠勝武藏深谷の城主となる、同七日永井直勝は常陸笠間より下總古河城に、淺野采女正長重は、常陸眞壁より笠間に移されんとし、眞壁は父の墳墓の地なれば、止まらんことを請ひしに、其身笠間城にありて眞壁を領せしめらる。此年井上正就橫須賀城主に加恩せらる。

元和九癸亥一六二三(二歳)

【備考】二月十日越前宰相忠直致仕し、豐後萩原に蟄居せしめらる。同十五日宅地に市人井處士を住居せしむることを嚴禁す。松平重綱常陸伊勢の内より下野烏山城に轉封。三月朔日水野備後守分長卒す。同十五日家光右大將を兼れ。四月二日美濃揖斐城主西尾豐後守嘉教卒す。同二十六日本多備前守紀貞卒し、嗣無く除封。五月六日出羽米澤城主上杉景勝卒す。五月十二日將軍秀忠上洛。五月晦日石見濱田城主古田重治卒す。六月二十五日將軍秀忠參内す。同二十六日内藤修理亮政淸卒す。七月二十七日將軍秀忠重職を家光に讓る、家光征夷大將軍に補せられ、正二位内大臣に昇る時に二十歳。秀忠を大御所と稱す。八月四日

山鹿素行子年譜并備考

附錄　十二　山鹿素行子と吉田松陰
「乃木將軍と素行會」

附錄 十一 山鹿素行子と松浦壹岐守

附錄　十　山鹿素行子の遺物

附錄　八　山鹿素行子と津輕越中守信政

附錄七　松浦肥前守鎭信略傳

附錄　四　山鹿素行子の信仰

附錄　二　山鹿素行子詩賦歌集

附錄　三　山鹿素行子書翰集

附錄一　山鹿素行子の遺著

同　遺著目錄

冬

山鹿素行子の聖學

「畢竟ずるに日用的の必然的武士道的」

秋

山鹿素行子の學系

◎朱子學を修む。◎朱子學を疑ふ。◎直に周孔の道に接せんとす。

夏

山鹿素行子の生涯

「致仕してより死に至る迄」

春

山鹿素行子の生涯

「淺野家の祿を辭するに至る迄」

山鹿素行子の系譜及び傳統（山鹿素行子年譜並備考）

山鹿素行子年譜幷備考

元和八壬戌。一六二二。(一歲)八月二十六日より。貞享二乙丑。一六八五。(六十四歲)九月二十六日に至る。(自一頁至七一頁)

目次

卷頭圖畫目錄

去帳、幷に牛込宗三寺に於ける、累代の墓碣及び其の文を示す。

一本書は、一見雜駁尨大の觀あるも、期するところ、煩に失するも簡に失せざらんがためを思うてなり。

一本書に引用書目を載せず。各篇中抄錄せる文每に其の書名を揭げたればなり。

肥前守の略傳を錄す、蓋し素行子の背後には、肥前守、常に在りて、立ちたればなり。要するに素行子を知らんとならば、亦肥前守をも知らざるべからず。是れ其の傳を載する所以なり。

一 附錄の八には、素行子對津輕越中守信政の關係を、同九には、素行子肖像贊を、同十には、素行子の遺物目錄を載す。

一 附錄の十一には、松浦壹岐守(靜山)が、素行子を追慕するの意味に於て意を致したる記錄を抄錄す。恐らくは聖教要錄の絶版後、百五十年の後に、之を再版せんと試みたるものは、壹岐守を措きて他に之を求むべからざればなり。又

一 附錄の十二には、素行子と吉田松陰。乃木將軍と素行會。との關係を明にし、同十三、十四には素行子の家系累代過

に至る迄を。「冬」の篇に於ては、素行子一流の哲學、卽ち素行學派を形成せる、其の論據及び根柢を明にせんがためには、素行子著書の中より、其の緊要の部分を抄錄し、且其の著武士相守日用幷に武目家訓は、其の全部を載錄し、曾て奇禍を買ふ原因と目せられたる聖敎要錄は、原文を上欄に譯文を其の下欄に載せたるは、讀者をして彼此參照、且、讀み易からしめんが爲めにせり。

一附錄として、先づ遺著及び遺著目錄。(一)詩賦歌集。(二)書翰集。(三)を掲げ、次に素行子の信仰。(四)と題して、安心立命論以下素行子の信念論を摘錄す。

一附錄の五に、素行子と松浦肥前守鎭信との關係を敍し、同六に素行子が最後の敎訓を肥前守に致せる覺書を、同七には

凡例

一本書は、先づ素行子の年譜幷に其の備考を載す。　就中備考に力を致したるは、其の時代の四邊の狀況を明にせんが爲めなり。

一次に、素行子の系譜及び傳統を載せたるは、素行子自筆の家譜を延べ書きにしたるものに、兵法傳統錄を參考とし、其の他は玉石混淆の觀あるも、得るに隨ひて之を載錄せり。

一春夏秋冬の四篇は、其の春の篇に於て、素行子の半生涯、卽ち、「淺野家の祿を辭するに至る迄」を夏の篇に於ては、後半の生涯、卽ち「致仕してより死に至るまで」を敍し。　秋の篇に於ては素行子の學系、卽ち朱子學派より、終に原始儒教に遡れる

不贊遂寢焉。而屢據其遺教習用兵之法。以激勵諸士。觀中院則賦追慕之詩曰厥躬雖屈道不屈。士林永世仰師模。至先考心月庵。用其法以建勛於明治中興之際。則我家之於山鹿氏。其由來蓋遠矣。素行會者。故將軍乃木公首倡而設也。將軍之於此會。豈在他乎。洵欲使素行子教復行於天下也。予不敏承乏會長。黽勉從事。常請教將軍。故其殉也。哀痛之情。眞有旁人不獲知者。乃與佐藤獨嘯謀。著素行子傳以資後學。是不獨欲紹父祖之志。亦實體將軍所以設此會之意也。是爲序。

大正二年八月念六日

素行會長從三位伯爵　松浦厚識

序

素行子既不仕。於是下帷授徒。天下牧伯。厚禮卑辭。爭師事之。其獲寃於聖教要錄。謫居赤穗。淺野氏主從。竊受其教。遂有四十七士。永貽武夫之範。鬱積磅礴。無王公無貴人。當者皆仆。而使皇國綱常。炳耀乎天壤之間者。豈其至誠非邪。我祖天祥院。與素行子交如膠漆。不啻三顧也。是以妻其子高基以女孫。辟其弟平馬爲宰臣。雄香院亦師事。與父天祥院謀。復城于龜岡也。則隆信鎭信二祖遺法。而參之以素行子所教。自是我藩講武者。莫不以素行子爲宗。其後靜山院亦紹父祖之志。欲再刊聖教要錄。謀諸林祭酒及佐藤坦。二人

牛込辨天町宗三寺山門

牛込辨天町宗三寺本堂

乃木將軍遺愛の梅

（牛込辨天町宗三寺境内へ移植）

明治四十年十二月二十九日陸軍大將乃木希典謹ミ誠ヲ致シテ
贈正四位素行山鹿先生ノ靈ヲ祭ル先生德一世ニ高ク識
古今ニ踰エ學問該博議論卓抜夙ニ國體ノ精華ヲ發揮シ
中外ノ別ヲ明ニシ名分ヲ正シ士道ヲ說キ志經綸ニ存シ才文武
ヲ兼ヌ而シテ不幸世ニ遇ハス轗軻困頓終ニ偉大ノ抱負ヲ
實用ニ施ス能ハスシテ逝ケリ惜ムヘキカナ然レトモ先生ノ學
德ハ当世ヲ籠罩シ業ヲ受ケ益ヲ請フ者前後數千人ノ
多キニ上リ且先生既ニ沒シテ其兵學盛ニ行ハレ遺著
永ク存シ風ヲ聞キテ興起スル者亦尠シトセス曩キニ
先生ノ遺著畏クモ乙夜ノ覽ニ達シ今又特ニ正四位ヲ
聖意宏大其學德ノ世道人心ニ裨益アルヲ
叡感アラセラレ優恩先哲ニ及フ洵ニ昭代ノ盛事ト稱シ
奉ルヘシ希典幼時師父ノ教ヘニ從ヒ先生ノ遺著ヲ讀ミ
竊ニ高風ヲ欽シ仰キ以テ武士ノ典型トナサンコトヲ期セシニ
不肖蹉跎
聖明ニ遭遇シ涓埃ノ勞ナクシテ叨リニ寵眷ヲ荷フモノ實ニ
先生ノ遺訓ヲ服膺スルノ賜モノト謂ハサルヲ得ス今昔ヲ
俯仰シテ感慨殊ニ切ナリ茲ニ花一朶香一炷ヲ奠シ
先生ノ靈ヲ祭ル尚クハ之ヲ饗ケヨ

乃木將軍自筆行素子贈位祭文

素行子墓前に於ける乃木將軍

吉田松陰自筆（葉山鎧軒に贈る書）

吉田松陰自筆の起請文（山鹿高三氏藏）

慶應元年平戸城内柳馬場に於ける山鹿流備立

（松浦伯家藏）

寛政八年平戸城に於ける山鹿流旗本備立の圖(其一)

(松浦伯家藏)

松浦肥前守鎮信の墓

（本所中之郷天祥寺境內）

松浦肥前守鎮信墓上の不動尊

（本所中之郷天祥寺境内安置）

山鹿素行子靈牌（牛込辨天町宗三寺安置）

松浦肥前守鎭信自祭の素行子靈牌（本所中之郷天祥寺安置）

松浦肥前守鎮信筆甚五左殿御咄

忠孝

宋丞相文天祥書

上事於君
下交於友
內外一誠
終能長久
敬父如天
敬母如地
汝之子孫
亦復如是

松浦肥前守鎮信書

文天祥歸刑殊從容謂吏卒曰吾事畢矣南向拜而死年四十七其衣帶中有賛曰

孔曰成仁孟曰取義惟其義盡所以仁至讀聖賢書所學何事而今而後庶幾無愧

松浦肥前守鎮信筆文天祥衣帶中賛

山鹿素行子及び子の兩親の墓

(牛込辨天町宗三寺境內墓地)

山鹿素行子の墓

（牛込辨天町宗三寺境内墓地）

牛込榎町濟松寺開基祖心禪尼の墓

德川家光祖心禪尼に與ふる病維摩居士の像

（牛込榎町濟松寺什）

祖心禪尼の肖像

（牛込榎町濟松寺什）

山鹿素行自筆贊武田信玄像

（山鹿高三氏藏）

山鹿素行自筆日記（其二）

山鹿素行子自筆日記(其一)

山鹿素行子自筆書簡

(朱舜水評)

山鹿素行子自着の陣羽織

(松浦伯家藏)

北條安房守切紙請書

(山鹿素行子自筆)

故　山鹿甚五左衛門

贈正四位

明治四十年十月二十三日

宮内大臣正二位勲一等伯爵田中光顯奉

故　山鹿甚五左衛門

特旨ヲ以テ位記ヲ

贈ラル

明治四十年十月二十三日

宮内省

山鹿素行子贈位記

山鹿素行子肖像賛　　朱舜水素行號記

（松浦伯家藏）

寿比子山麻玄五左衛門